

小牧市立地適正化計画 (素案)

令和 年 月

小 牧 市

目 次

序章 立地適正化計画の概要

序-1 はじめに

序-2 立地適正化計画の概要

1 立地適正化計画制度とは	4
2 立地適正化計画のイメージ	6
3 立地適正化計画の位置づけ	7
4 立地適正化計画で記載する事項	8
5 立地適正化計画の作成手順	10

序-3 小牧市立地適正化計画の策定方針

1 策定目的	11
2 検討体制	11
3 作成手順	11
4 周辺自治体との連携・調整	12
5 計画の位置づけ	12
6 対象区域	13
7 見直しの考え方	13

序-4 関連計画の整理

1 小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画	14
2 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(尾張都市計画区域マスターplan)	16
3 小牧市都市計画マスターplan	18

序-5 関連施策の整理

1 交通分野	21
2 都市再生・中心市街地活性化分野	21
3 住宅分野	22
4 農業・林業分野	23
5 防災分野	24
6 子育て分野	25
7 教育分野	25
8 健康・医療・福祉分野	26
9 公共施設再編分野	28
10 産業分野(商工業)	29

第1章 これまでの都市づくり

1 基本的な考え方	30
2 市の沿革	30
3 市街地の沿革	32
4 都市計画制度の沿革	39

第2章 都市構造上の課題の分析・整理

2-1 人口・世帯数

1 人口・世帯数の動向	43
2 人口の将来見通し	53

2-2 土地利用

1 土地利用状況	69
2 農地・森林面積の動向	74
3 建物利用状況	75

2-3 都市交通

1 交通系都市施設の状況	77
2 公共交通の状況	82
3 公共交通のサービス水準と利用状況	85
4 公共交通カバー率	96
5 公共交通による移動の利便性の整理	98
6 市民の交通行動の状況	102
7 公共交通に関する市民意識	112

2-4 経済活動	115
----------	-----

2-5 地価	118
--------	-----

2-6 災害

1 災害ハザードの状況	119
2 災害履歴と災害対策	120

2-7 財政

1 財政の状況	132
2 行政コスト及び公共施設等に係る市民意識	145

2-8 都市機能	
1 都市機能の立地状況	147
2 生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率	175
2-9 都市構造の評価	181

2-10 コンパクトシティに関する市民意識	182
-----------------------	-----

2-11 課題の抽出	185
1 現状の把握	185
2 課題の抽出と対応	187

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1 立地の適正化に関する基本的な方針	193
2 まちづくりの方針	195
3 都市の骨格構造	196
4 課題解決のための施策・誘導方針	197

第4章 居住の誘導

4-1 居住誘導区域の設定

1 居住誘導区域とは	198
2 基本的な考え方	198
3 区域設定の考え方	198
4 本市における居住の誘導方針及び居住誘導区域の設定方針	199
5 居住誘導区域の設定	200

4-2 居住の誘導施策

1 基本的な考え方	210
2 居住の誘導施策	210
3 届出制度	213

第5章 都市機能の誘導

5-1 都市機能誘導区域の設定

1 都市機能誘導区域とは	214
2 基本的な考え方	214
3 区域設定の考え方	214

4 本市における都市機能誘導区域の設定方針	215
5 都市機能誘導区域(高次都市サービス誘導区域)の設定	216
6 都市機能誘導区域(日常生活サービス誘導区域)の設定	219

5-2 誘導施設の設定

1 誘導施設とは	223
2 基本的な考え方	223
3 施設設定の考え方	223
4 本市における誘導施設の設定方針	224
5 誘導施設の設定	226

5-3 都市機能の誘導施策

1 基本的な考え方	230
2 誘導施設の誘導施策	231
3 届出制度	233

第6章 公共交通のネットワーク

1 立地適正化計画における公共交通ネットワークの役割	234
2 基本的な考え方	234
3 公共交通軸の方針	234
4 公共交通ネットワークの方針	234

第7章 防災指針

1 防災指針について	235
2 災害ハザード情報の整理	236
3 災害リスクの分析	257
4 防災上の課題の整理	269
5 防災まちづくりの取組方針	270

第8章 計画の評価

1 基本的な考え方	277
2 計画の評価	277
3 目標値の設定	278

序章 立地適正化計画の概要

序-1 はじめに

日本の総人口は、平成 22 年（2010 年）をピークとして減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所^{※1}（以下「社人研」という。）の推計によれば、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）までの 30 年間に約 2,078 万人の人口減少が見込まれています。また、この間、老人人口^{※2}（以下「高齢者人口」という。）の伸び率は鈍化しつつも増加する一方、生産年齢人口^{※3}及び幼年人口^{※4}（以下「年少人口」という。）は減少し、高齢化率^{※5}は上昇すると見込まれています。

※1 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

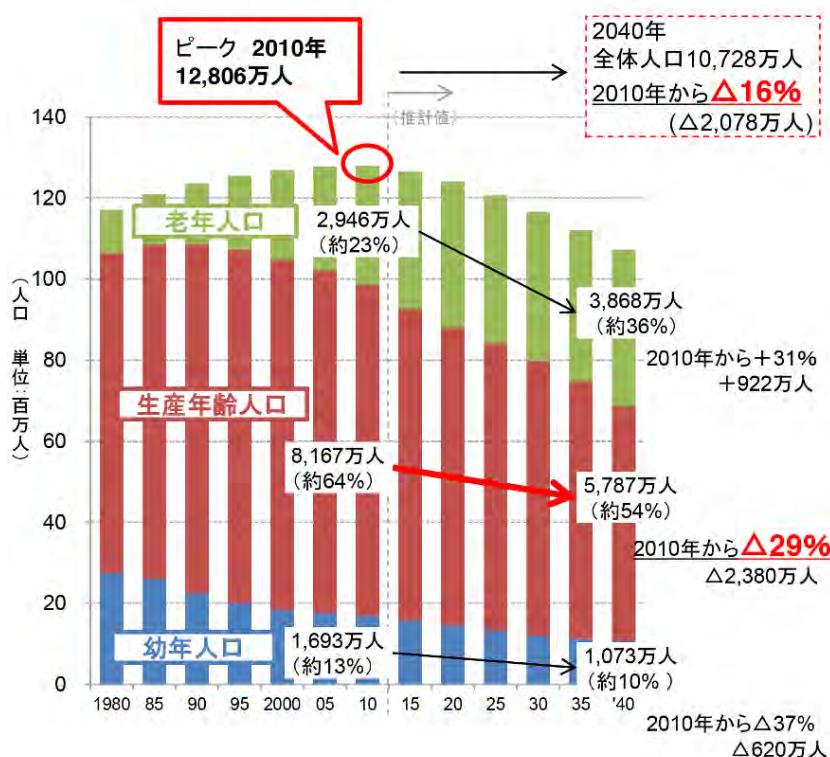
※2 老年人口：65 歳以上の人口

※3 生産年齢人口：15～64 歳の人口

※4 幼年人口：0～14 歳の人口

※5 高齢化率：総人口に占める 65 歳以上人口の割合

図 日本の人口動態



※人口実績値は国勢調査、将来推計値は国立社会保障・人口問題研究所による。

（出典：国土交通省説明会資料（平成 27 年（2015 年）6 月 1 日時点版））

このように日本は、少子高齢化の進展により、長年続いた人口増加が人口減少へと転換し、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯を中心に、高齢者人口が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが子どもを生み育てることのできる社会を構築することができる課題となっています。

そこで、日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること等を推進していくため、都市の基本的構造の在り方について見直しを行い、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えのもと、コンパクトな都市構造へと転換していくことが重要であるとされています。

具体的には、一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことが重要であるとされています。

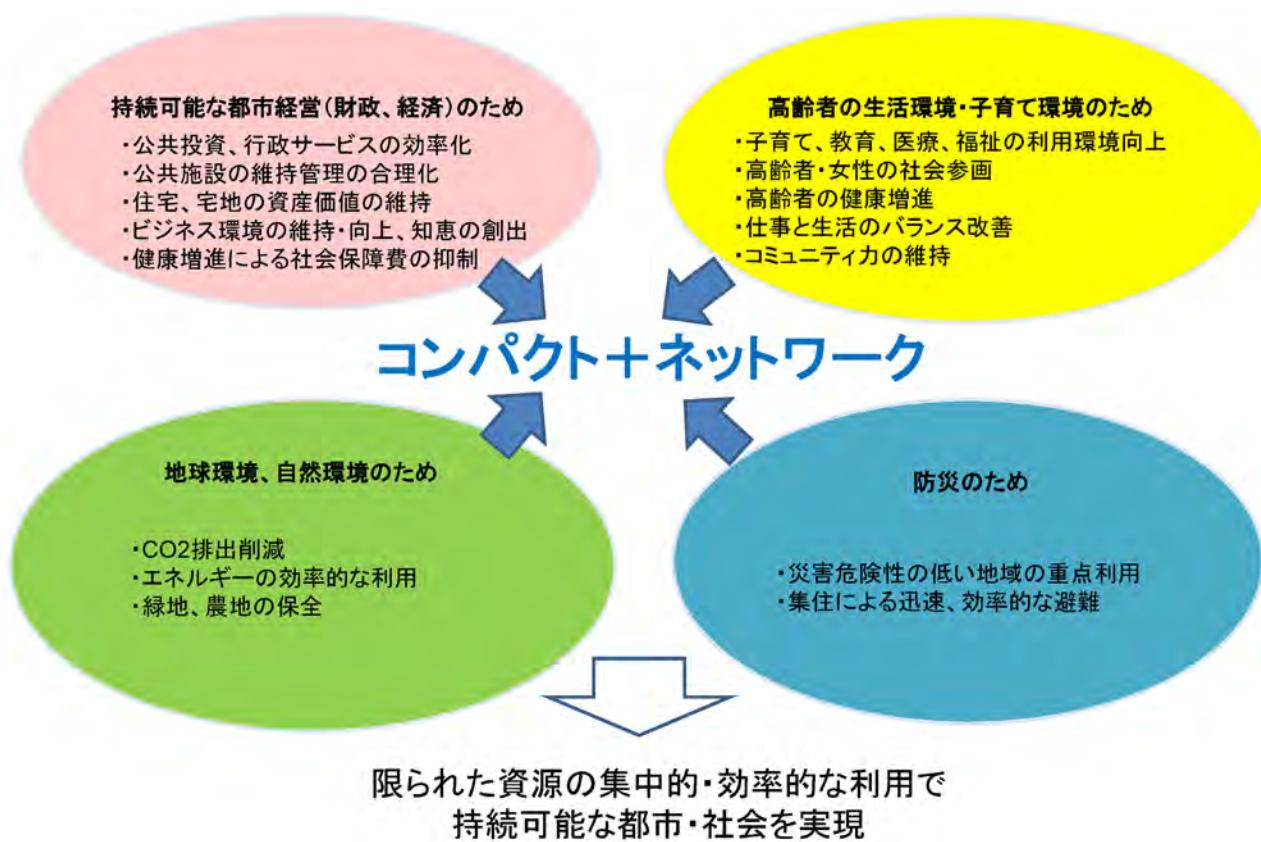
こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年（2014年）8月1日に「改正都市再生特別措置法」が施行され、市町村は、住宅及び都市機能増進施設※の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）を作成することができることとなりました。

小牧市では、多くの地方都市と同様に、これまで郊外開発が進み市街地が拡散していましたが、現に少子高齢化が進行し、今後は人口減少も見込まれています。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。また、このような人口動態の変化に加え、道路や下水道などの社会資本や公共施設の老朽化が進展しており、厳しい財政制約の下で、老朽化への対応もあわせて求められています。

そこで、この「立地適正化計画」制度を活用し、これからまちのかたはどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていくため、「小牧市立地適正化計画」を策定し、人口減少の中にあって、「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に取り組んでいくこととします。

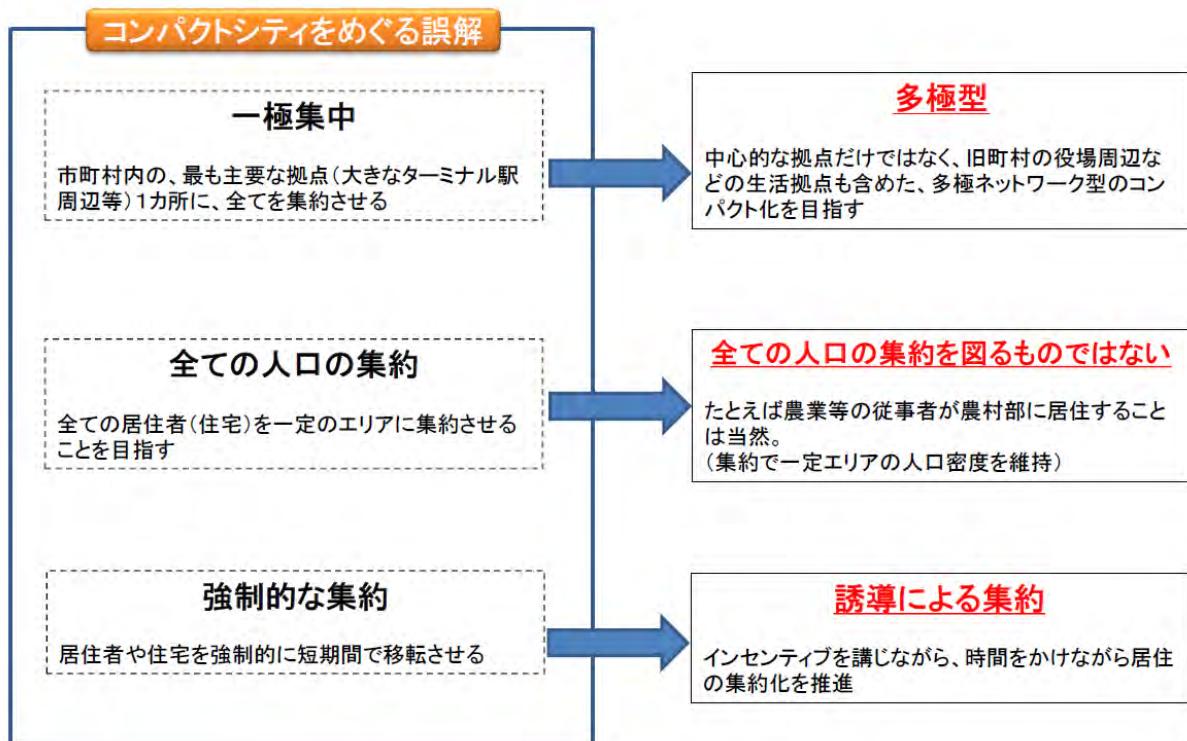
※ 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設など居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

図 コンパクトシティの効果



(出典：国土交通省説明会資料 (平成 27 年 (2015 年) 6 月 1 日時点版))

図 コンパクトシティをめぐる誤解



序-2 立地適正化計画の概要

1 立地適正化計画制度とは

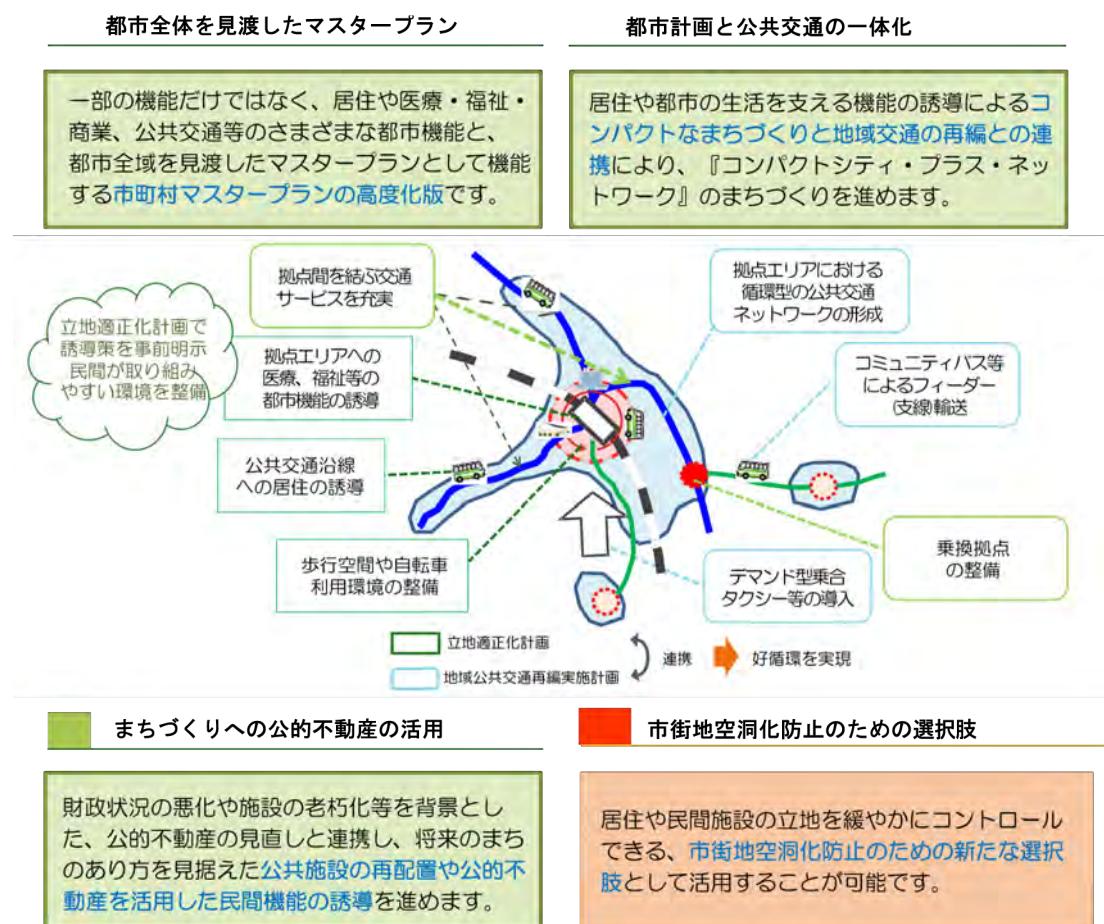
これまでの都市づくりにおいては、都市計画法に基づく都市計画を活用し、道路・下水道などの都市施設を行政自らが計画・整備するとともに、民間の強い開発需要をコントロールするために土地利用規制を措置してきました。しかし、都市インフラの整備が進み、民間施設の立地に焦点が当てられ、また、人口が減少に転じ民間の投資意欲が弱くなる中では、将来の都市像を明示し、財政・金融・税制等の経済的インセンティブ^{*}により、計画的な時間軸の中で、コンパクトシティに向けて誘導を図ることが重要となっています。

立地適正化計画は、計画制度と支援措置とを結びつける役割を果たすものであり、このような観点から、都市計画法に基づく都市計画に加えて、いわば広義の都市計画制度として活用されるものです。

立地適正化計画制度の意義と役割は、次図のようく表されています。

※ インセンティブ：誘因、動機づけ

図 立地適正化計画制度の意義と役割



(出典：「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット)

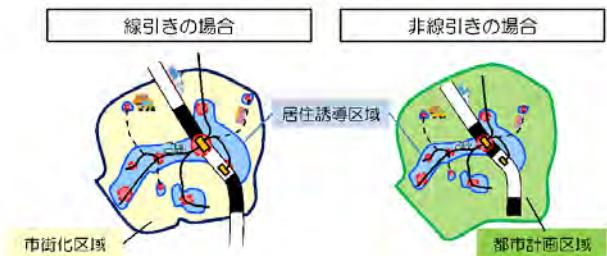
図 立地適正化計画制度の意義と役割

都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

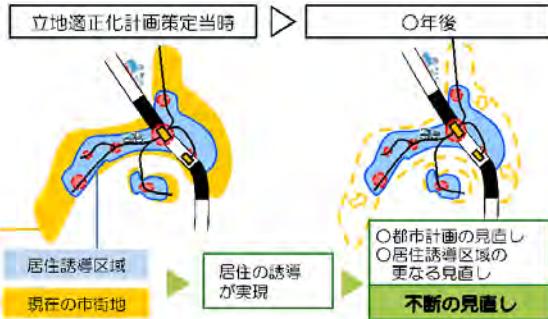


居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが可能に。



時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。



市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

立地適正化計画

市町村がまちづくりの担い手として作成

都市計画区域マスターplan

都道府県が広域的観点から作成

(出典:「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット)

2 立地適正化計画のイメージ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）の一部改正により、閣議決定された都市再生基本方針※に基づき、市町村が作成できることとなった計画です。（法第 81 条第 1 項）

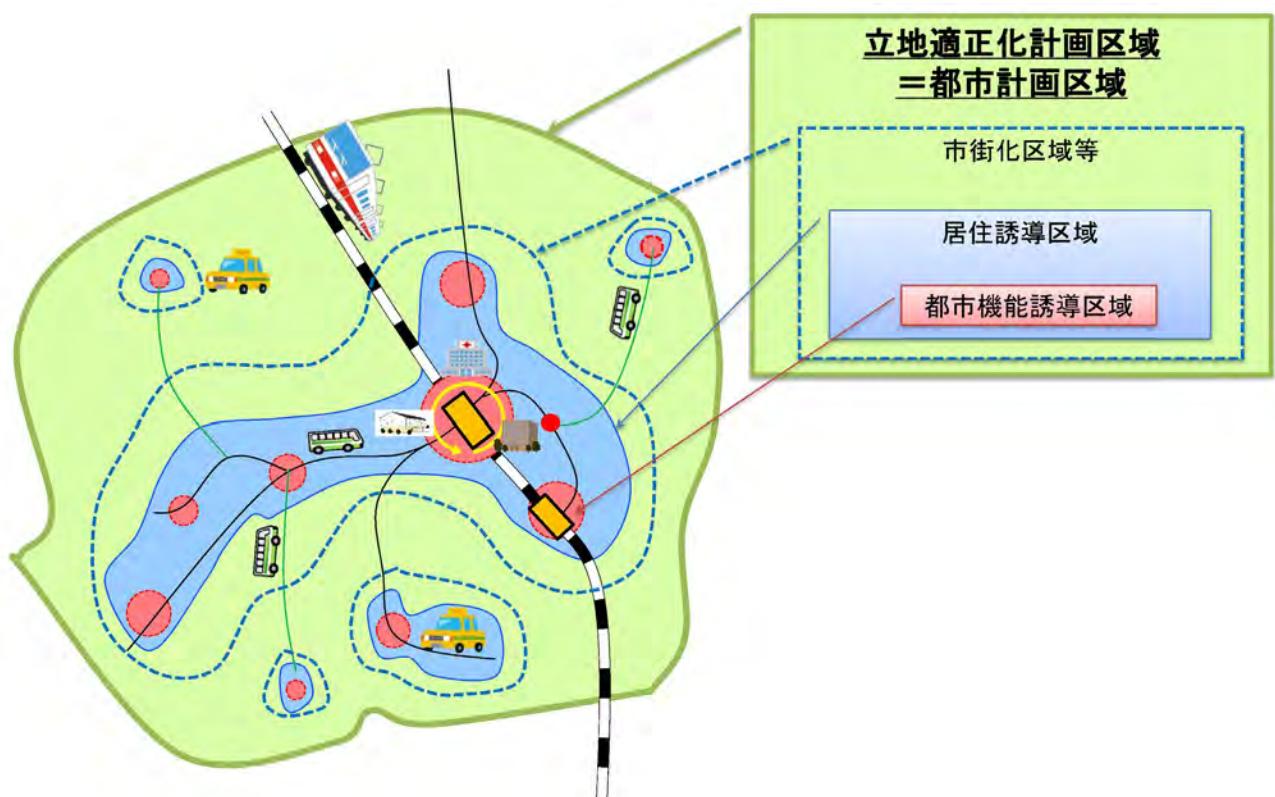
立地適正化計画には、立地適正化計画の区域が設定されるほか、居住を誘導する区域として「居住誘導区域」と医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域として「都市機能誘導区域」が設定されることとなります。

また、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保する必要があるため、維持・充実を図る公共交通網が設定されることとなります。

立地適正化計画の大まかなイメージは、次図のとおりとなっています。

※ 都市再生基本方針：都市再生特別措置法の規定に基づき、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針として政府が定めるもの。

図 立地適正化計画のイメージ



（出典：都市計画運用指針における立地適正化計画制度に係る概要（平成 28 年（2016 年）9 月 1 日時点版）

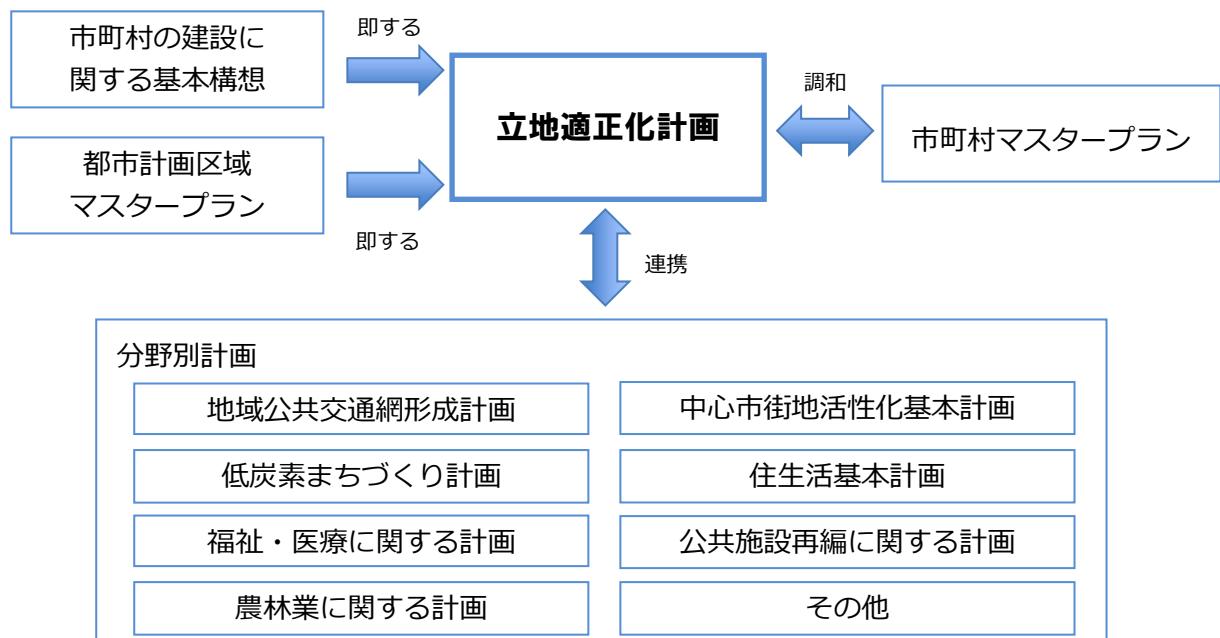
3 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画と密接に関係するため、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想（以下「市町村の建設に関する基本構想」という。）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{※1}（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即するとともに、市町村の都市計画に関する基本的な方針^{※2}（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれるように配慮されたものでなければならないとされています。（法第81条第17項）

また、法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村マスタープランの一部とみなされます。（法第82条）

さらに、立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携が求められています。（都市計画運用指針（本計画策定時点においての最新版は、「第12版 都市計画運用指針（令和6年（2024年）3月一部改正）」であり、以下の引用についても同版を指すものとする。））

図 立地適正化計画の位置づけ



※1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市計画法の規定に基づき、一市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針として都道府県等が定めるもの。

※2 市町村の都市計画に関する基本的な方針：都市計画法の規定に基づき、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。

4 立地適正化計画で記載する事項

(必須事項)

立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとされています。(法第 81 条第 2 項)

記載事項	基本的な考え方等
立地適正化計画の区域	<ul style="list-style-type: none">・計画の対象範囲を画するものであり、居住誘導区域や都市機能誘導区域等は、立地適正化計画の区域内でないと定めることができないほか、誘導区域外の届出義務も立地適正化計画の区域内でのみ課されることとなります。・都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。
立地の適正化に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none">・中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像の設定と、その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現する上での基本的な方向性を記載します。
居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none">・一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。・区域の設定とあわせ、居住の誘導を図るために財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載します。
都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none">・医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域です。・区域の設定とあわせ、都市機能の誘導を図るために財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載します。
誘導施設	<ul style="list-style-type: none">・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を指し、当該区域に必要な施設を誘導施設として設定します。
防災指針	<ul style="list-style-type: none">・防災指針は、居住誘導区域や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて記載します。

(任意事項)

上記のほか、必要に応じ以下の事項について立地適正化計画に記載することができます。（法第 81 条第 2 項～第 16 項）

記載事項	基本的な考え方等
都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業	・都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等を記載します。
居住環境向上施設	・居住誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市の居住者の日常生活に必要な施設であって、居住環境の向上に資するものを設定します。
駐車場配置適正化区域	・歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域です。
老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項	・居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資する老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項を記載します。
立地誘導促進施設に関する事項	・居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であり、居住や都市機能の誘導の促進に資するもの（以下「立地誘導促進施設」という。）を記載します。 ・立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載します。
低未利用土地利用等指針等	・住宅、都市機能の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する指針に関する事項を記載します。
跡地等管理区域	・居住誘導区域外において、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理をするために設定する区域です。 ・区域の位置とあわせ、跡地等の適正な管理を図るための指針を記載します。

5 立地適正化計画の作成手順

市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会※の意見を聴かなければならぬとされています。（法第81条第14項）

また、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならぬとされています。（法第81条第15項）

※ 市町村都市計画審議会：都市計画法その他法令でその権限に属させられた事項の調査審議のほか、市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行う機関。

序-3 小牧市立地適正化計画の策定方針

1 策定目的

小牧市（以下「本市」という。）では、高度経済成長期以降の積極的な工場誘致と中部の空の玄関名古屋空港、さらには名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道の3大ハイウェイの結節点という立地条件にも恵まれ、陸上交通要衝都市の性格を有する内陸工業都市として発展し、市街地が急速に拡大しました。

こうした人口増加局面の中においても、本市の中心部を南北に縦断する名古屋鉄道小牧線（以下「名鉄小牧線」という。）沿線における土地区画整理事業等の基盤整備により、長年に亘り計画的なまちづくりを進めてきた結果、中心部は住宅系の市街地、郊外部は工業系の市街地といったおおむねコンパクトな市街地が形成されており、また、近年における公共交通ネットワークの再編により、どの場所にも比較的容易に移動できる暮らしやすいまちとなっています。

しかしながら、今後、人口減少やさらなる少子高齢化が進む状況のなかで、生活サービスの提供が困難となるほか、地域活動の担い手の不足による地域コミュニティの低下が懸念され、現在の暮らしが損なわれることが危惧されることから、市民生活の利便性や公共交通の持続性の確保といった、将来を見据えたまちづくりへの転換が必要となっています。

現在、小牧市都市計画マスターplanでは、都市づくりの目標として「日常的な暮らしが確保された集約型市街地の形成」や「自動車に頼らないで暮らせる都市づくり」を掲げています。

そのため、小牧市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）は、小牧市都市計画マスターplanの高度化版として、同マスターplanで掲げる基本理念や都市づくりの目標をもとに、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるような都市構造についての考え方を盛り込むとともに、将来的に目指すコンパクトシティの具体像、実現のための主要課題と施策等について示すことにより、小牧市型コンパクトシティの形成を具体的に進めるために策定を行うものです。

2 検討体制

本市では、多様な関係者で構成する「小牧市都市計画マスターplan中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定委員会」と府内関係部局の職員により構成する「小牧市都市計画マスターplan中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定部会」を設置し、本計画の方向性検討の中核を担っていただくとともに、関連する各政策分野に係る会議などの組織と個別に協議・調整を図りながら検討を進めました。

3 作成手順

本市では、本計画の検討初期の段階において市民アンケートを、計画案の段階においてパブリックコメントを実施し、広く一般からの意見を募るとともに、「小牧市都市計画審議会」に対し、計画案に対する意見を聞きながら作成を進めました。

4 周辺自治体との連携・調整

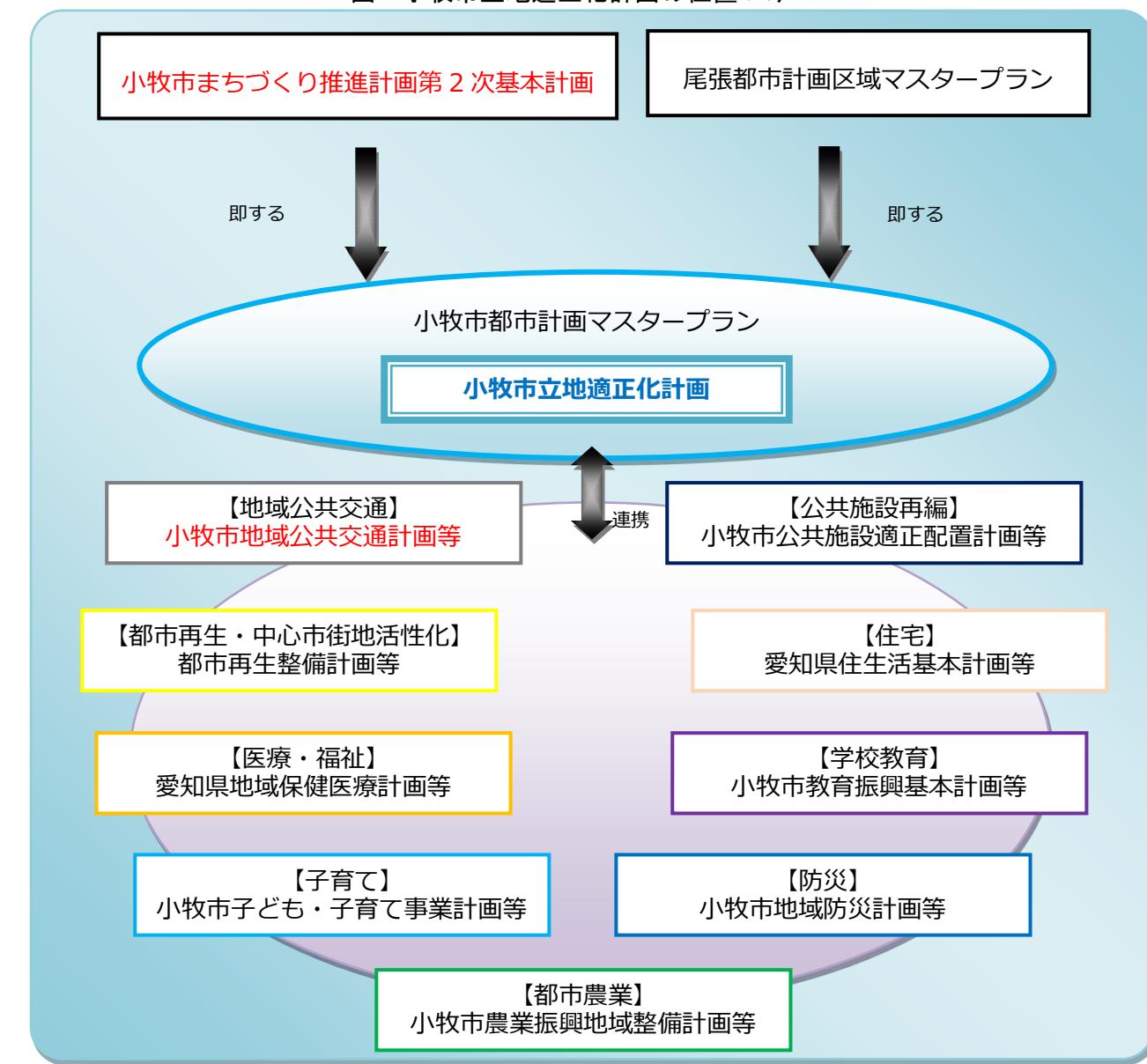
立地適正化計画の内容の実現のためには、隣接市町村等との協調・連携が重要とされています。(都市再生基本方針)

このため、本計画の検討を進めるにあたり、愛知県が実施する「立地適正化計画に関する情報連絡会議」において、県内自治体との情報交換を行うとともに、個別に情報提供と意見交換を実施しました。

5 計画の位置づけ

本計画は、「**小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画**」や愛知県が策定した「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「尾張都市計画区域マスタープラン」という。）」に即しつつ、**住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針**は「**小牧市都市計画マスタープラン**」とみなされます。また、愛知県及び本市が策定した各分野の計画を関連計画に位置づけて連携・整合を図っていきます。

図 小牧市立地適正化計画の位置づけ



6 対象区域

立地適正化計画の区域は都市全体を見渡す観点から、都市計画区域※全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされています。(都市計画運用指針)

そのため、本市では、市域全域が都市計画区域に指定されていますので、本計画の対象区域は、市域全域とします。

※ 都市計画区域：都市計画法の規定に基づき、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況等から総合的に判断し、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定されるもの。

7 見直しの考え方

立地適正化計画の検討にあたっては、一つの将来像として、概ね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられますが、あわせてその先の将来も考慮することが必要であるとされています。また、おおむね 5 年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきであるとされています。(都市計画運用指針)

そのため、これらのことと鑑み、本計画の終期は定めず、策定期及び概ね 5 年ごとの評価の都度、その 20 年 + α 先を展望して、見直しを行うこととします。

なお、本計画の策定期は平成 29 年（2017 年）2 月付けですが、人口分析の実施時期が平成 27 年（2015 年）であるため、本計画中人口分析において、「現在」を平成 27 年（2015 年）、「20 年 + α 先」を平成 52 年（2040 年）と設定しています。

序-4 関連計画の整理

1 小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画

(1)策定年次

令和6年（2024年）3月

(2)計画期間

令和5年度から令和12年度

(3)都市ヴィジョン

都市ヴィジョン①「こども夢・チャレンジNo.1都市」

こどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合い、暮らしやすい魅力あふれるまちをつくっていくことをイメージした都市概念です。夢やチャレンジの象徴であり、次代の地域を担うこどもたちの様々なチャレンジを地域全体で応援することで、すべての世代が暮らしやすい、あたたかい支え合いのまちづくりへつなげる『こども夢・チャレンジNo.1都市』を目指します。

都市ヴィジョン②「健康・支え合い循環都市」

幸せな高齢社会を実現するために、市民の健康づくりを支援し、支え合いの地域づくりに力を注ぎ、「健康」と「支え合い」の地域内循環を目指す小牧市独自の取組をイメージした都市概念です。市は、スポーツを通じた健康増進を図り、様々な学びを通じて、より豊かな自分らしい人生を送ることができるようになるとともに、市民が様々な場面で主体的に活躍できる環境づくりを進めます。そして、市民活動や地域自治の充実拡大を通じて「暮らしの安心」を支える地域での支え合い助け合い活動を促進することにより、高齢者をはじめ、市民が安心して暮らし続けることのできる『健康・支え合い循環都市』を目指します。

都市ヴィジョン③「魅力・活力創造都市」

若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力ある都市と、経済・雇用・財政の基盤が確立された活力ある都市の創造をイメージした都市概念です。本格的な人口減少時代に突入し、このまま若い世代が減り続ければ、まちの活力が失われてしまいます。そこで、若い世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることにより地域活性化を図っていきます。そして、地域経済を支援し、バランスの良い産業集積を今後も持続的に高めることにより、経済・雇用・財政の基盤が確立された、将来にわたって輝き続ける『魅力・活力創造都市』を目指します。

(4) 市政戦略

戦略1 すべてのこどもたちが夢を育みチャレンジできる環境を創出

本市の誇る「子育て支援が充実している」姿を一層高めるため、家庭環境や境遇に関わらず、すべてのこどもたちが夢を育み、夢へのチャレンジをまち全体で応援できる環境を構築するとともに、来るべき未来社会を見据え、こどもたちが社会の変化とともに自らを成長させ続け、生き抜いていける確かな力を身につけるための環境を整備します。

重点事業1－1 こどもたちの夢への挑戦を応援

重点事業1－2 子育て家庭への支援を強化

重点事業1－3 未来を見据えた教育環境の整備

戦略2 “健康・生きがいづくり”と“支え合いの地域づくり”的循環により、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会(小牧モデル)」を構築

すべての市民が健康で生きがいのある人生を生きつつ、市民同士が地域で互いに支え合い助け合う、「健康」と「支え合い」が循環する仕組みを構築します。健康づくりでは、人生100年時代の到来に備え、生涯にわたって元気に活躍できるよう、心身とともに「健康」な状態を保つとともに、支え合い活動では、個人の学びを地域に還元できる支え合いの担い手を育成します。

重点事業2－1 人生100年時代の健康づくり

重点事業2－2 生涯学習を通じた生きがいづくりと地域を支える人材育成

重点事業2－3 健康づくり・地域の支え合い活動の循環

戦略3 「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造

市民の愛着や誇りを醸成し、市内外から支持される魅力あるまちづくりを進めるとともに、本市の強みであるバランスの良い産業集積を持続的に高め、企業の新事業展開や生産性の向上を支援し、将来にわたって経済・雇用・財政の基盤が確立された活力あるまちを構築します。「小牧市中心市街地グランドデザイン」による中心市街地の魅力とぎわいを創出するとともに、「東部振興構想」に基づく新たな魅力の創出や魅力の再発見を通じて、誰もが暮らしたくなる東部のまちづくりを進めます。また、北西部地区についても、道路や北西部地区公園などの基盤整備を計画的に進めます。

重点事業3－1 関係人口の拡大・深化

重点事業3－2 魅力と活力ある中心市街地の創出

重点事業3－3 夢と希望あふれる東部地域の振興

2 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(尾張都市計画区域マスターplan)

(1)策定年次

平成 30 年

(2)目標年次

平成 42 年 (2030 年) 度

(3)都市づくりの基本理念

広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

(4)都市づくりの目標

① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- ・ 主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- ・ 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- ・ 市街化調整区域に広がるD I Dを中心とした人口密度の高い集落地などでは、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、現在の生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します。

② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- ・ 犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曽三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- ・ リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- ・ 広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などとのアクセス性の向上を目指します。

③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- ・ 既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- ・ 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- ・災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- ・都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- ・中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

(5) 将来都市構造図

(出典：尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)



3 小牧市都市計画マスタープラン

都市マスの内容が確定次第反映予定（策定中）

（1）策定年次

平成 22 年（2010 年）3 月（平成 29 年（2017 年）2 月に中間見直し）

（2）目標年次

平成 31 年（2019 年）

（3）基本理念



（4）都市づくりの目標

① 中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約

- 本市の中心市街地である小牧駅周辺から小牧山・市役所周辺にかけては、中心拠点と位置づけ、広域的な都市機能の維持・集積を図り、本市の顔にふさわしいまちづくりを目指します。
- 中心拠点においては、居住環境の改善・再整備によるまちなか居住を推進とともに、歩いて楽しいまちづくりを目指します。

② 鉄道駅周辺等における地域拠点を中心に日常生活に必要な機能の維持・集積による暮らしやすさが確保された集約型の市街地の形成

- 味岡駅周辺や桃花台センター地区及び藤島地区は、高い人口集積を維持し、地域の生活サービス拠点（地域拠点）として、機能の維持・集積を図るとともに、小牧駅、味岡駅以外の鉄道駅周辺についても、日常生活に必要な機能の維持・集積を図ります。

③ 自転車や徒歩、公共交通を重視した、自動車に頼らないで暮らせる都市づくり

- 都市機能の誘導による拠点の形成にあわせ、公共交通や徒歩などさまざまな交通手段により連携することで、自動車に過度に頼らないで暮らすことができる多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指します。

④ 小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市景観、安全・安心な都市環境づくり

- ・環境負荷が少なく緑豊かで快適に暮らせる都市環境づくりとともに、地震などの災害に強く、誰もが安心して安全に暮らし続けることができる都市環境づくりを目指します。
- ・水と緑のネットワークの形成を図るとともに、市民が誇りを持てる歴史的な環境やまち並みを保全しつつ、これらと調和した美しい都市景観づくりを目指します。

⑤ 自然と調和しながら、新しい活力を生む産業基盤づくり

- ・優良農地や森林保全とのバランス及び自然との調和に配慮しつつ、新たな工業系市街地や産業拠点・研究開発拠点の形成を目指します。
- ・既存工業地については、土地利用の適正な誘導を図り秩序ある市街地の形成を目指します。

(5) 将来都市構造

① 拠点の形成

1) 中心拠点

小牧駅周辺から市役所・小牧山周辺の一帯を中心拠点と位置づけ、広域的な都市機能が集積したにぎわいと活気に満ちた本市の顔にふさわしい中心拠点の形成を図ります。

2) 地域拠点

味岡駅周辺、桃花台センター地区及び藤島地区を地域生活サービス拠点（地域拠点）と位置づけ、地域での暮らしに必要な機能の誘導を図ります。

3) 行政拠点

市役所、味岡・東部・北里の各市民センター（各支所）を行政拠点と位置づけ、行政サービス機能の維持を図ります。

② 公共交通関連

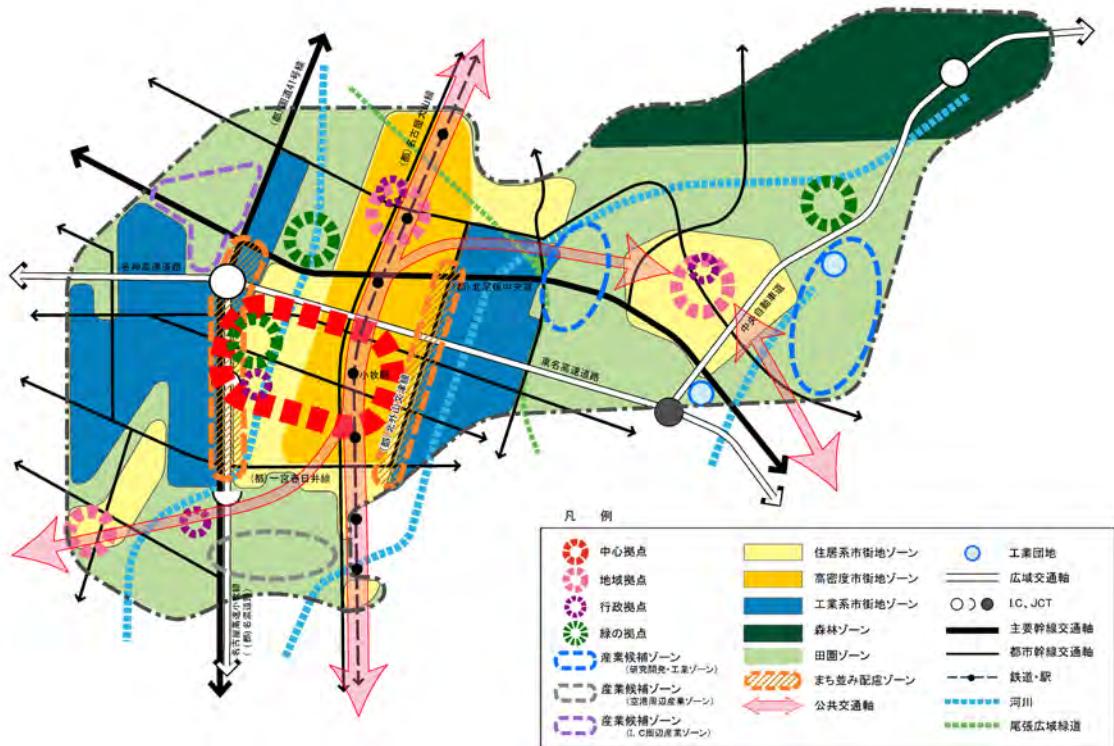
1) 南北鉄道軸

公共交通の軸として重要な役割を担う名鉄小牧線を南北鉄道軸と位置づけ、中心拠点と地域拠点等の拠点間連携や、名古屋・犬山方向の都市間移動需要への対応を図ります。

2) 東西公共交通（バス）軸

東西市街地の連携強化に資する東西公共交通（バス）軸の形成を図り、中心拠点と地域拠点等の拠点間連携や、春日井・岩倉方向の都市間移動重要への対応を図ります。

図 将来都市構造図



(出典：小牧市都市計画マスターplan)

序-5 関連施策の整理

1 交通分野

都市計画運用指針では、コンパクトシティの実現に当たっては、**地域公共交通の確保・充実**を図ることも重要であり、立地適正化計画において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と**地域公共交通の確保・充実**に関する取組と整合をもって定められることが必要であり、このような観点から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画※は、市町村マスタープラン（これにみなされる立地適正化計画を含む。）との調和を保つこととされているところであり、両計画の内容の整合が図られ、**地域公共交通の確保・充実と居住・都市機能の誘導が好循環をもたらしながら効果的に図られる**よう、十分に調整を行うべきであるとされています。

本市では、これまで継続した公共交通政策を実施しており、平成30年3月にはまちづくり、観光振興、福祉施策と連携し、持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、「小牧市地域公共交通網形成計画」を策定し、市・交通事業者・地域住民等が一体となって事業に取り組んできました。

その後、これまでの取り組みを継承しつつ、変化する社会情勢等に対応した持続可能な公共交通ネットワークの維持・活性化を図ることを目指す計画として「小牧市地域公共交通計画」を令和7年2月に策定し、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組むこととしています。

※ 地域公共交通計画：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、「地域にとって望ましい**地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものとして、国が定める「**地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針**」に基づき、地方公共団体が**地域の移動**に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や**地域の関係者**等との協議を重ねることで作成するもの。

2 都市再生・中心市街地活性化分野

都市計画運用指針では、中心市街地の活性化に関する法律第9条に規定する基本計画は、市町村マスタープラン（これにみなされる立地適正化計画を含む。）に適合することとされているところであり、例えば、都市機能誘導区域に設定してある施設を誘導しようとする一方、別の場所に中心市街地の区域を設定して当該施設の整備を促進するといったことがないよう十分に調整を行うべきであるとされています。

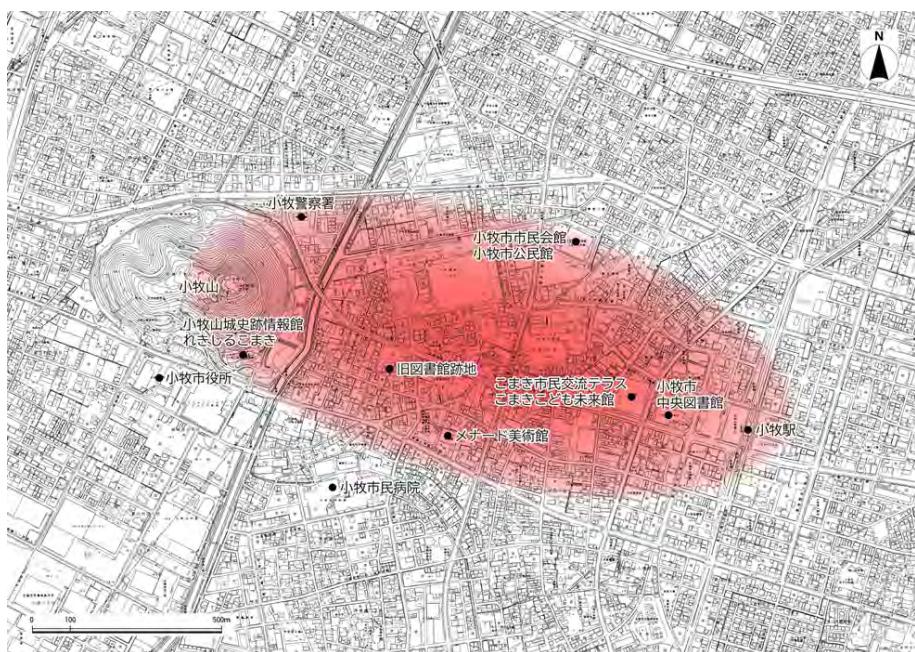
本市では、中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本計画は策定しておりますが、令和4年3月に中心市街地のまちづくりの方向性を示した「小牧市中心市街地グランドデザイン」を策定し、小牧駅から小牧山にかけてのエリアを中心市街地として計画の対象範囲としています。

当該中心市街地では、これまで、中心市街地の活性化を図ることを目的として、国の社会資本整備総合交付金※¹等を活用し、中心市街地にふさわしい賑わいのあるまちづくりに取り組んでおり、「小牧市立地適正化計画」の策定後は、同計画に基づき、持続

可能でコンパクトな都市構造への転換を進めるとともに、本市の玄関口である小牧駅周辺においては魅力ある中心市街地の形成を図り、将来、人々が集い、滞在し、にぎわうなど都市機能の充実を図ることとし、令和2年度に創設された都市構造再編集中支援事業^{※2}において、国からの集中支援（都市構造再編集中支援事業費補助）を受け、こまきこども未来館や小牧市中央図書館等を整備しました。

そして現在は、中心市街地グランドデザインにおけるまちの将来像である「小牧山や中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまち」の実現を目指し、「訪れたいまち」・「住みたいまち」・「活力があるまち」という3つの目指す姿ごとに様々な施策に取り組んでいます。

図 中心市街地の区域



（出典：小牧市中心市街地グランドデザイン）

※1 社会資本整備総合交付金：国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。

※2 都市構造再編集中支援事業：都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度。

3 住宅分野

都市計画運用指針では、立地適正化計画は都市全体の観点から住宅の立地についても記載するものであり、住宅施策との連携を図ることが求められる。このため、都道府県住生活基本計画等と連携を図ることにより、例えば、居住誘導区域と、同計画において定められた「住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」（以下「重点供給地域」という。）の整合が図られるよう、連携を図ることが望ましいとされています。

本市では、愛知県が県民の住生活の安定の確保と向上の促進に関する基本的な方向性を示すマスタープランとして策定している「愛知県住生活基本計画2030」において、

土地区画整理事業^{※1}を施行中の岩崎山前地区、文津地区、小牧南地区、小松寺地区、**本庄地区、小牧原樋下地区**が重点供給区域に設定されています。

また、愛知県では、愛知県住生活基本計画2025を踏まえた高齢者の住まい分野におけるアクションプランであり、高齢者の住まいの整備に関する施策の実施により、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的とした「愛知県高齢者居住安定確保計画」を策定しており、公的賃貸住宅におけるバリアフリー対応住宅の新規供給など、公的賃貸住宅での高齢者対応や人にやさしい街づくりの推進などの取組みが進められています。

なお、国では、高齢者世帯の増加や単身化の進行を背景として、高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるようサービス付き高齢者向け住宅^{※2}などの整備や、空き家を活用したコミュニティ施設の確保など安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した、歩いて暮らせる「スマートウェルネス住宅・シティ」の実現に向けた取組みが進められています。

近年、空き家の数は増加を続け、今後、更に増加が見込まれる中、空き家対策の強化が求められており、こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されました。こうしたなか、本市では令和6年度の空家等実態調査を実施し、令和7年度には、令和4年2月の策定した空家等対策計画の中間見直しを行うこととしております。

※1 土地区画整理事業：土地区画整理法の規定に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

※2 サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー構造等の高齢者にふさわしいハードとケアの専門家による安否確認サービス等の安心できる見守りサービスにより、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいのこと。

4 農業・林業分野

都市計画運用指針では、立地適正化計画の作成に当たっては、居住誘導区域として定めようとする区域内だけではなく、都市全体を見渡すことが重要であり、農業振興地域整備計画^{※1}並びに地域森林計画^{※2}及び市町村森林整備計画^{※3}との連携を図ることにより、中山間部や農村部における施策との連携を図ることが望ましいとされています。

本市では、農地の利用集積等を積極的に進めるとともに、農地の持つ保水性や景観資源として農地の機能保全に努めることを目的とした「小牧農業振興地域整備計画」を策定し、今後おおむね10年間以上農用地として保全すべき利用すべき土地を農用地区域として指定するなどの取組みを進めています。

また、愛知県が森林の保全・整備や林業に関する基本的な事項を定めた「尾張西三河地域森林計画」を指針として、市街化調整区域内^{※4}における森林整備の一層の推進を進めることを目的とした「小牧市森林整備計画」を策定し、保安林の指定等の取組みを進めています。

さらに、「小牧市緑の基本計画」において、緑の視点から、緑を守り身近なものとす

るためには、まとまった自然とまちなかの樹林や生産緑地^{※5}以外の農地も含め保全することとしています。

なお、国では、都市農業（市街地及びその周辺の地域における行われる農業）の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年（2015年）4月に「都市農業振興基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行されています。

その後、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これから都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年（2016年）5月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地を農業政策、都市政策の双方から再評価し、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」ととらえることを明確にした上で、「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据え、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針が示されています。

なお、基本法において都道府県や市町村は、都市農業の振興に関する地方計画を定めるよう努めることとされています。

- ※1 農業振興地域整備計画：農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために総合的な農業振興の計画として市町村が策定するもの。
- ※2 地域森林計画：森林法の規定に基づき、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針として都道府県が策定するもの。
- ※3 市町村森林整備計画：森林法の規定に基づき、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスター・プラン）として市町村が策定するもの。
- ※4 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域。
- ※5 生産緑地：都市計画法及び生産緑地法に基づくもので、市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している500m²以上の土地を指定し、農林漁業との調和を図りつつ良好な都市環境の形成を図るもの。

5 防災分野

都市計画運用指針では、立地適正化計画の作成に際しては、大規模な地震、津波、集中豪雨、土砂災害等の自然災害に備え、災害に強く安全なまちとなるよう、ソフト・ハードの防災対策とあわせて検討・記載することが望ましく、例えば、居住誘導区域に災害の発生のおそれのある区域を含める場合には、当該区域の災害リスクを記載するとともに警戒避難体制の整備等の防災対策を検討・記載することが考えられるとされています。

本市では、本市における総合的な防災対策の一層の推進を図り、市民の生命・身体及び財産を風水害や地震災害から守ることを最大の目的とした「小牧市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」を策定し、風水害・原子力等災害対策や地震災害対策を進めています。

また、本市に起こりうる大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備えておくことで強靭なまちを作り上げるため、令和2年（2020年）8月に「小牧市地域強

鞌化計画（以下「地域強鞌化計画」という。）」を策定しています。

地域強鞌化計画は、国が策定した国土強鞌化基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強鞌化計画との調和及び連携・役割分担を図り、地域の強鞌化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となります。

市民の防災に対する意識向上、地域の防災力の強化を図るために平成28年（2016年）3月に作成した「小牧市防災ガイドブック」を全面的に見直し、より分かりやすく活用しやすいものとして令和3年9月に新たに発行しました。

6 子育て分野

子育て分野では、都市計画運用指針における記述はありませんが、平成28年（2016年）10月4日付けの国からの通知では、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するためには、都市の将来像を考慮して、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置や、子育て世帯の誘導など、コンパクトシティの形成に関わる内容を子育て支援策と一体的に検討することが必要とされています。

また、国では、人口減少地域において、認定こども園^{※1}の活用による一定規模の子ども集団の確保や小規模保育^{※2}などにより身近な場所で保育の場の維持が可能となるよう地域の実情に応じた子育て支援の展開や出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実の一環として、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについての方針を示した「子ども・子育て支援新制度」が平成27年（2015年）4月より本格施行されています。

なお、本市では、平成27年3月に子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とした「小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画期間を5年間とし、計画期間中の見直しのほか、計画期間満了後には新たな計画を策定し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域の設定や教育・保育の量の見込みと提供体制の確保等の取組みを進めています。

また、全国的に少子化が進んでいる一方で、働く女性の増加により、低年齢児の保育ニーズは増大しており、本市においても例外ではありません。増大する低年齢児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業所や保育園の整備を推進するほか、老朽化した園舎の改修などの取組みを進めています。

※1 認定こども園：幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持った施設。

※2 小規模保育：0歳児から2歳児までを対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。

7 教育分野

教育分野では、国において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年（2023年）6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」のため、公民館等の社会教育施設の機能強化を図るとともに、地域コミュニティの拠点を形成するため、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することが重要であ

ると示されています。

また、国では、少子化の更なる進展に対応するため、平成 27 年（2015 年）1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が策定されました。

当該手引きでは、今後の児童生徒数の動向を踏まえ、児童生徒数の減少による教育への影響が顕在化した場合には、時間的な余裕をもって学校統廃合の適否に係る検討を進めることが必要であるとしています。さらに、平成 27 年（2015 年）11 月に学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議から「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」の報告がされ、学校施設についても、より効果的・効率的な施設整備の手法として、他の公共施設等との複合化や公民連携による整備手法等を検討することが有効であり、また、既存校舎や余裕教室等を活用し、地域において需要のある公共施設等を整備することも、公共施設の効果的・効率的な整備に資するという観点から重要であると示されています。

本市では、平成 29（2017 年）年 3 月に「小牧市教育大綱」を踏まえ、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課程の解決に取り組むため、計画期間を 10 年として策定した「小牧市教育振興基本計画」において、児童生徒数の動向に応じて、将来的な学校規模の適正化に関する調査・研究を行うことを取組の 1 つと位置づけました。

そして、今後も本市の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進んでいくことが想定される中、令和 6 年（2024 年）9 月に将来を担う子どもたちに充実した教育環境を整えるため、子どもたちにとってより望ましい教育環境と本市における学校施設の適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理した「小牧市新たな学校づくり推進計画」を策定し、この計画を基に学校再編を進めていくこととしています。

8 健康・医療・福祉分野

都市計画運用指針では、高齢者でも健康・快適に暮らせるまちづくりを進めるという観点からすれば、健康・医療・福祉分野との連携を図ることが求められ、都道府県医療計画^{※1}、市町村介護保険事業計画^{※2}、市町村高齢者居住安定確保計画^{※3}、市町村地域福祉計画^{※4}等と連携を図ることにより、医療、介護、生活支援などが日常生活の場（日常生活圏域^{※5}）で適切に提供されるような体制を目指す「地域包括ケアシステム^{※6}」との連携を図ることが望ましいとされています。

また、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（技術的助言）」（平成 26 年（2014 年）8 月 国土交通省都市局まちづくり推進課・都市計画課・街路交通施設課）では、立地適正化計画制度などの活用も図りながら、日常生活圏域等における必要な機能の確保や、歩行空間や公共交通ネットワークの充実等の取組みにより、急速に進む超高齢社会への対応として、「健康・医療・福祉のまちづくり」に速やかに着手し、スピード感を持って取り組むことが、強く求められています。

さらに、平成 28 年（2016 年）10 月 4 日付けの国からの通知では、コンパクトシティ施策に取り組む市町村においては、都市の将来像を明確にし、将来の高齢者の居住地や地域公共交通ネットワークの状況を考慮するなど、時間軸を意識して、コンパクトシティ

イの形成を地域包括ケアシステムの構築と一体的に検討することが必要であるとされています。

- ※1 都道府県医療計画：医療法の規定に基づき、都道府県が地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- ※2 市町村介護保険事業計画：介護保険法の規定に基づき、市町村が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施するために策定するもの。
- ※3 市町村高齢者居住安定確保計画：高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づき、市町村が高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給等により、高齢者の居住の安定を確保するために策定するもの。
- ※4 市町村地域福祉計画：社会福祉法の規定に基づき、市町村が地域における福祉サービスの適切な利用の推進等の事項を一体的に定めるために策定するもの。
- ※5 日常生活圏域：おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域（具体的には中学校区）。
- ※6 地域包括ケアシステム：団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。

（1）健康分野に関する施策の方向性

健康分野では、本市において、「健康寿命の延伸」を最終目標とする健康施策の指針である「小牧市健康づくり推進プラン」を策定し、民間企業や各種団体などと連携しながら、市民一人ひとりの健康づくりを支えるための環境を整え「誰一人取り残さない健康づくり」の実現を目指すこととしています。

（2）医療分野に関する施策の方向性

医療分野では、愛知県において、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした「愛知県地域保健医療計画」が策定され、在宅医療の医療連携体制の構築等に向けた取組みが進められています。なお、本市は、春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町とともに尾張北部医療圏（二次医療圏[※]）に属しています。

また、国では、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成 26 年（2014 年）6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、平成 27 年（2015 年）4 月より、都道府県が医療機能ごとの医療需要や必要病床量など地域の医療体制の将来のあるべき姿を定めた「地域医療構想」を医療計画において策定することとなり、愛知県においても平成 28 年（2016 年）3 月に「愛知県地域医療構想」を策定しています。

なお、本市では、小牧市民病院が第 1 期の建設から約 30 年が経過し、施設整備の老朽化などによる医療機能の制約と療養環境の低下といった問題への対応や、尾張北部医療圏の医療体制における中核病院として引き続きその役割を果たしていくため、「小牧市民病院建替基本計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定し、平成 31 年 1 月末に

建設工事が完了し、令和元年5月1日に開院しました。

※二次医療圏：都道府県をいくつかに分け、一体の区域として、入院医療を提供することが相当である単位で、一般的の入院に係る医療を提供します。なお、健康管理、予防、一般的な病気や怪我などに対応して住民の日常生活に密着した医療、保健、福祉サービスを提供する市町村の単位を一次医療圏、特殊な医療を提供する都道府県の区域の単位を三次医療圏といいます。

(3) 福祉分野に関する施策の方向性

福祉分野のうち、介護・福祉分野では、本市において「**小牧市地域包括ケア推進計画**（**小牧市地域福祉計画**・小牧市老人福祉計画・小牧市介護保険事業計画）」をはじめとした各種計画を策定し、日常生活圏域を基本単位とした地域包括ケアシステムの構築など、今後の介護・福祉サービスの充実や支援体制の構築に向けた取組みを進めています。

また、障がい福祉分野では、本市において「**第4次小牧市障がい者計画**」を策定し、だれもが地域の一員として主体的に関わりながら、相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしく暮らし続けることができる「**地域共生社会**」の実現に向けた取組みを進めています。

9 公共施設再編分野

都市計画運用指針では、公共施設の再編は都市の在り方に密接に関わるものであることから、公共施設等総合管理計画※等の公的不動産（市町村が保有する公有地及び公共施設等）に関する計画と連携を図ることにより、たとえば、公共施設を再編するに当たって都市機能誘導区域への集約化を図る、既存の公共施設や公有地を有効活用して誘導施設を整備する等の取組を進めることができます。

また、「まちづくりのための公的不動産（P R E）有効活用ガイドライン」（平成26年（2014年）4月 国土交通省都市局都市計画課）において、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置の推進や公的不動産を活用した不足する民間機能の誘導といった取組みを進めることができますコンパクトシティの推進に有効であるとされています。

なお、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることや、地方公共団体の財政状況が依然として厳しい状況にあるなどの背景から、各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成26年（2014年）1月に「公共施設等総合管理計画」の策定要請が出されています。

本市では、その要請に基づき、公共施設の実態を把握した「小牧市公共施設白書」を平成26年（2014年）10月に策定し、当該白書に基づき、平成27年度より「小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（小牧市公共施設等総合管理計画）」並びに「小牧市公共施設適正配置計画」及び「小牧市公共施設長寿命化計画」を平成29年（2017年）3月に策定しました。また、計画策定から一定の期間が経過したことを踏まえ、令和5年（2023年）3月に再編計画や個別施設計画などの内容を反映して、それぞれの

計画を改定しました。

※公共施設等総合管理計画：長期的視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするもの。

10 産業分野(商工業)

産業分野(商工業)では、平成28年(2016年)7月には「小牧市中小企業振興基本条例」を施行し、平成31年(2019年)4月には小牧商工会議所と共同で『こまき新産業振興センター』を設立し、市内事業所の支援を推進してきたところです。また、コロナ禍を経て、大きく変化した社会経済環境に対応した「小牧市企業新展開支援プログラム(2023~2027)」を令和5年(2023年)3月に策定し、持続可能な社会を支える産業・経済の確立を目指し、既存企業の経営支援のほか、航空宇宙産業を始めとする次世代産業振興に向けた取組支援など、産業集積の強化を進めることとしています。

第1章 これまでの都市づくり

1 基本的な考え方

立地適正化計画は、将来的に目指すコンパクトシティの具体像を示すものであり、居住誘導区域や都市機能誘導区域等のエリア設定を行うことから、地域の実情や歴史・沿革にも配意しつつ、ある程度具体的・即地的・定量的に将来のまちの姿を示すことが望ましいとされています。（都市再生基本方針）

2 市の沿革

（1）位置

本市は、愛知県の北部（名古屋市の北方約15km）に位置する面積6,281haの都市です。

図 小牧市の位置

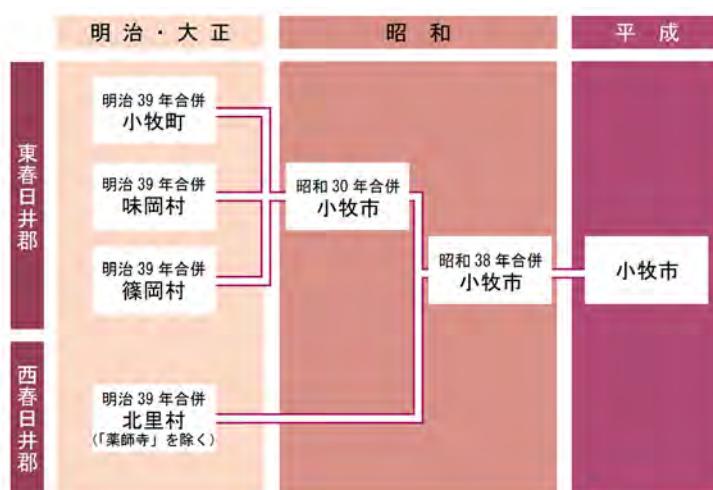


（出典：小牧市）

（2）市町村合併の経緯

本市は、昭和30年（1955年）に小牧町、味岡村、篠岡村が合併し、市制施行しました。その後、昭和38年（1963年）に北里村と合併し、現在に至っています。

図 市町村合併の経緯



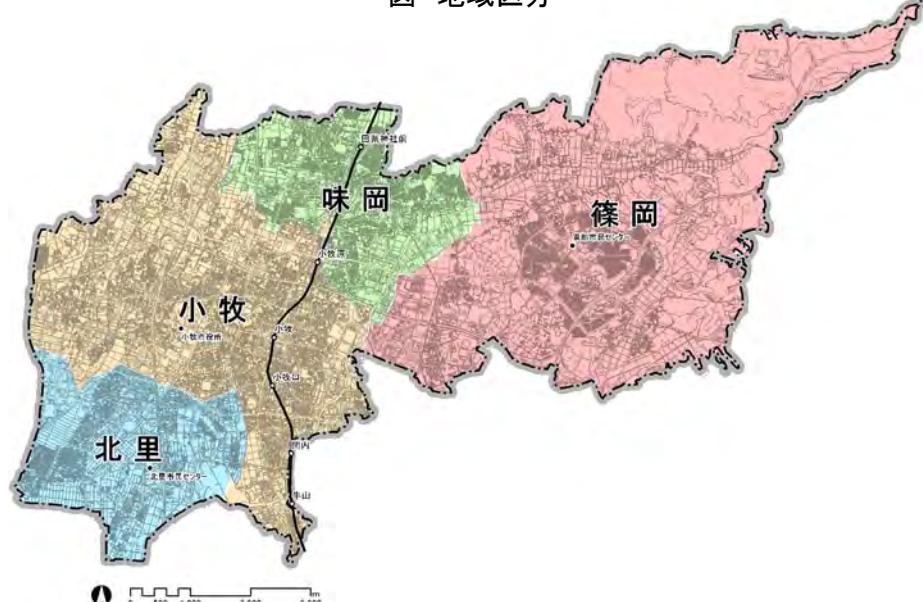
（出典：小牧市統計年鑑）

(3) 地域区分

本市は、旧町村単位をもとに、小牧、味岡、篠岡、北里の4つの地域に分けられています。この地域区分は、現在でも小牧市都市計画マスターplanなどの計画の基礎単位となっています。また、旧小牧町のエリアをさらに3つに分け、小牧、小牧南、巾下、味岡、篠岡、北里の6つの地区に区分することもあります。

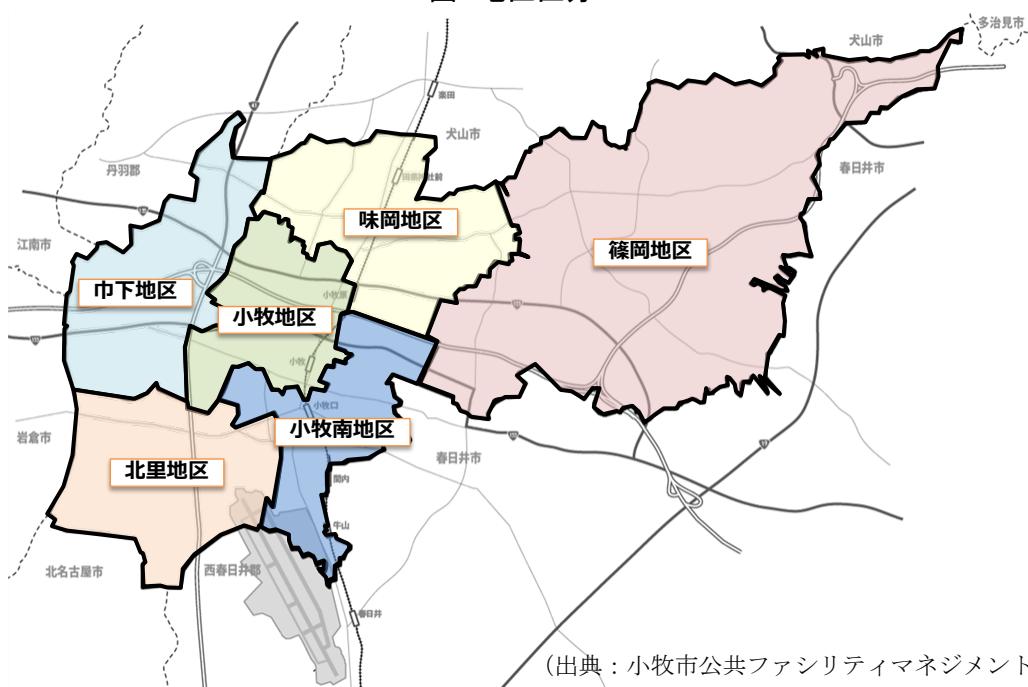
本計画は、小牧市都市計画マスターplanに包含されるものであることから、4つの地域区分を基礎単位としつつ、必要に応じて6つの地区区分を採用するものとします。

図 地域区分



(出典：小牧市都市計画マスターplan)

図 地区区分



(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針)

3 市街地の沿革

(1) 戦前の都市づくり

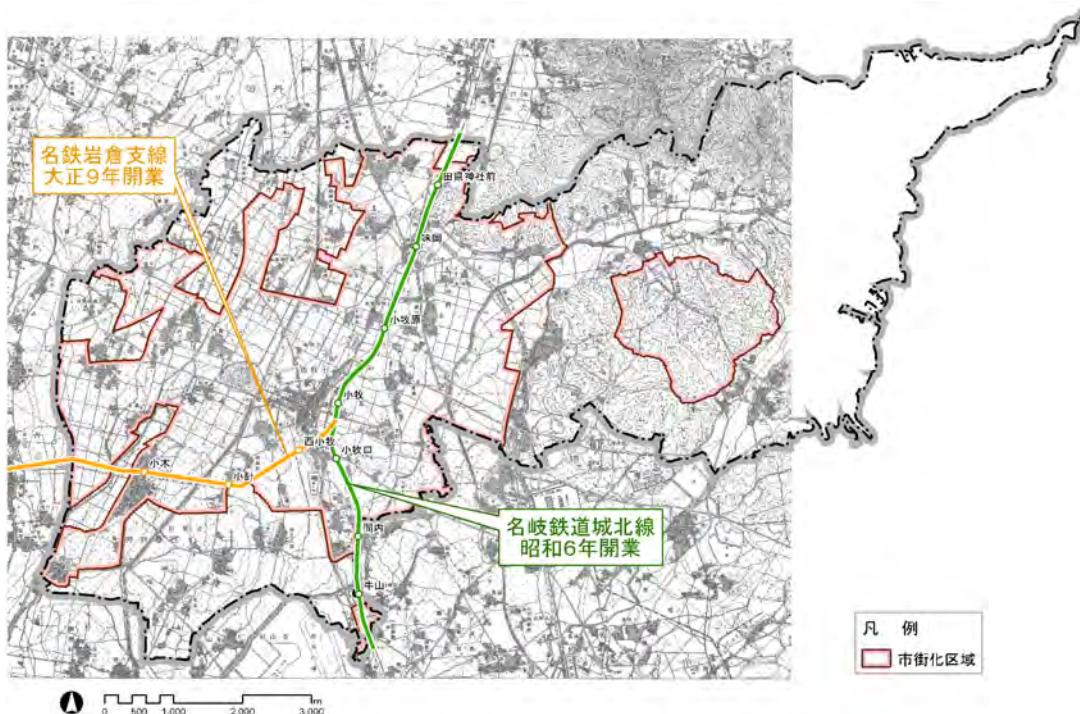
■市街地の姿

明治時代から戦前にかけては、上街道小牧宿周辺（現在の小牧駅の西側）にまとまつた市街地がみられるほか、市内各所に点在した集落がみられます。

■交通体系

大正9年（1920年）に岩倉と小牧を結ぶ名鉄岩倉支線の開業、昭和6年（1931年）には名鉄小牧線の前身である名岐鉄道城北線（上飯田駅－犬山駅間）の開業により、公共交通機関の整備が進められました。

図 明治24年の市街地と戦前の交通体系



※市東部は資料なし

（出典：東海都市地図、国土数値情報）

(2) 昭和 30 年代～昭和 40 年代の都市づくり

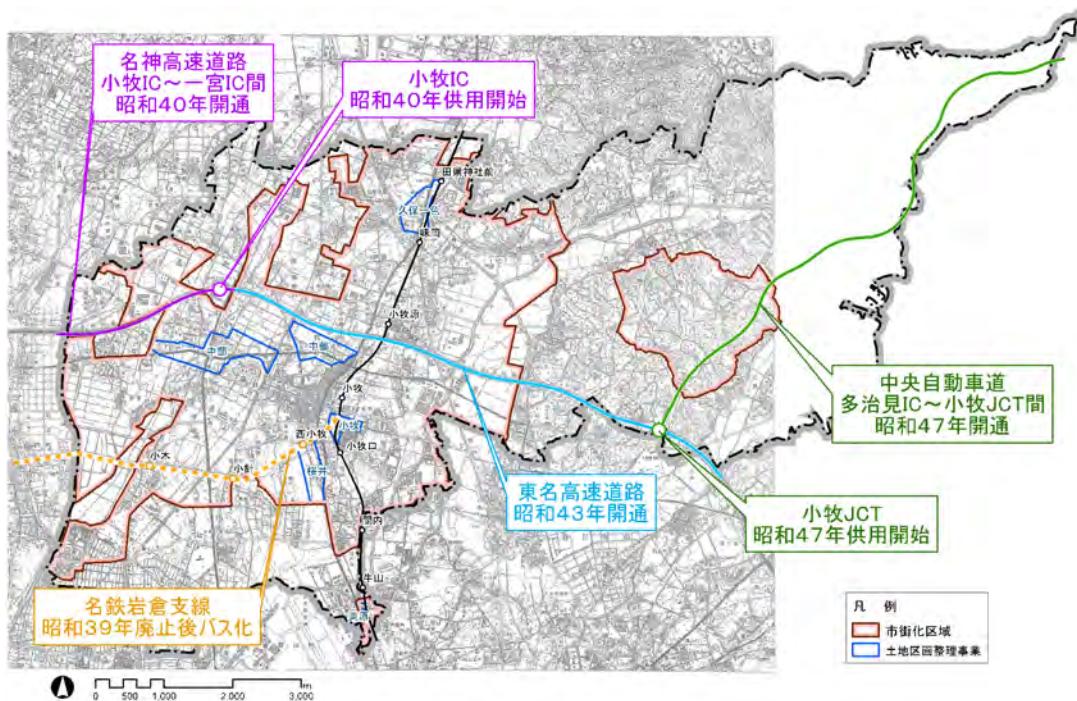
■市街地の姿

昭和 30 年代から昭和 40 年代には、宅地開発により、南北方向への市街地の拡大がみられます。

■交通体系

昭和 40 年代には、名神高速道路、東名高速道路、中央自動車道の整備により 3 大ハイウェイの結節点となりました。

図 昭和 37 年の市街地と昭和 30 年代から昭和 40 年代の交通体系



※市東部は資料なし

(出典：東海都市地図、国土数値情報)

(3) 昭和 50 年代～昭和 60 年代の都市づくり

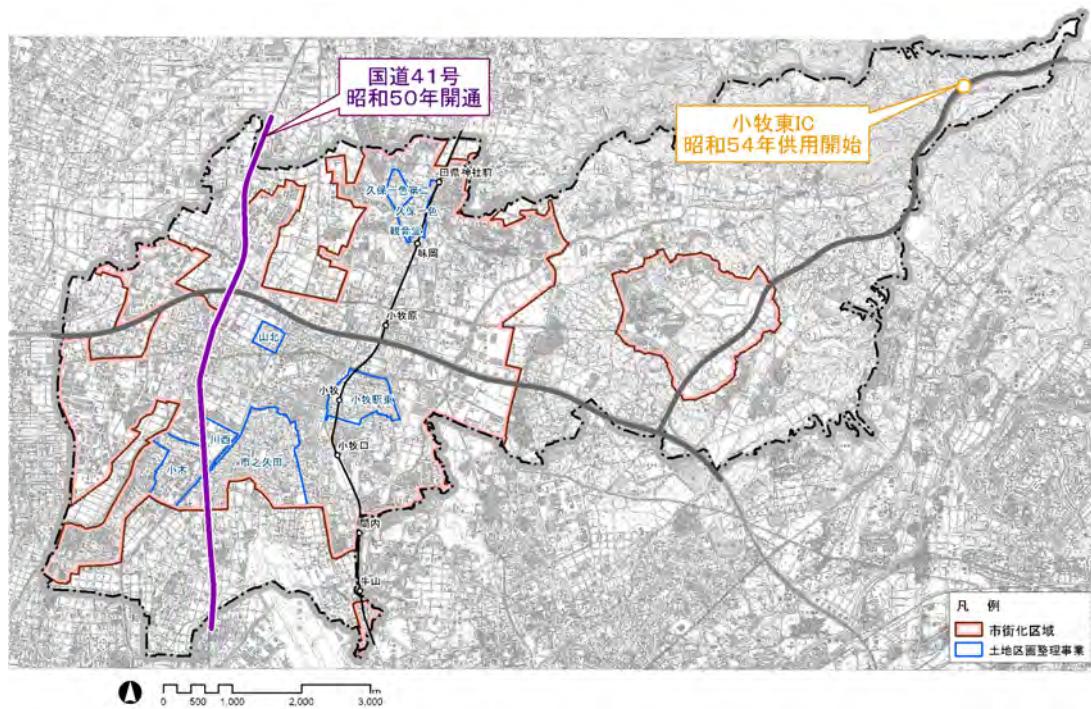
■市街地の姿

昭和 50 年代から昭和 60 年代には、宅地開発に拍車がかかり、東西方向への市街地の拡大がみられます。

■交通体系

昭和 50 年代には、国道 41 号の開通より名古屋都心部への利便性の向上や小牧東インターチェンジの供用開始により、高速道路によるネットワークの強化が進みました。

図 昭和 61 年の市街地と昭和 50 年代から昭和 60 年代の交通体系



(出典：国土地理院、国土数値情報)

(4) 平成以降の都市づくり

■市街地の姿

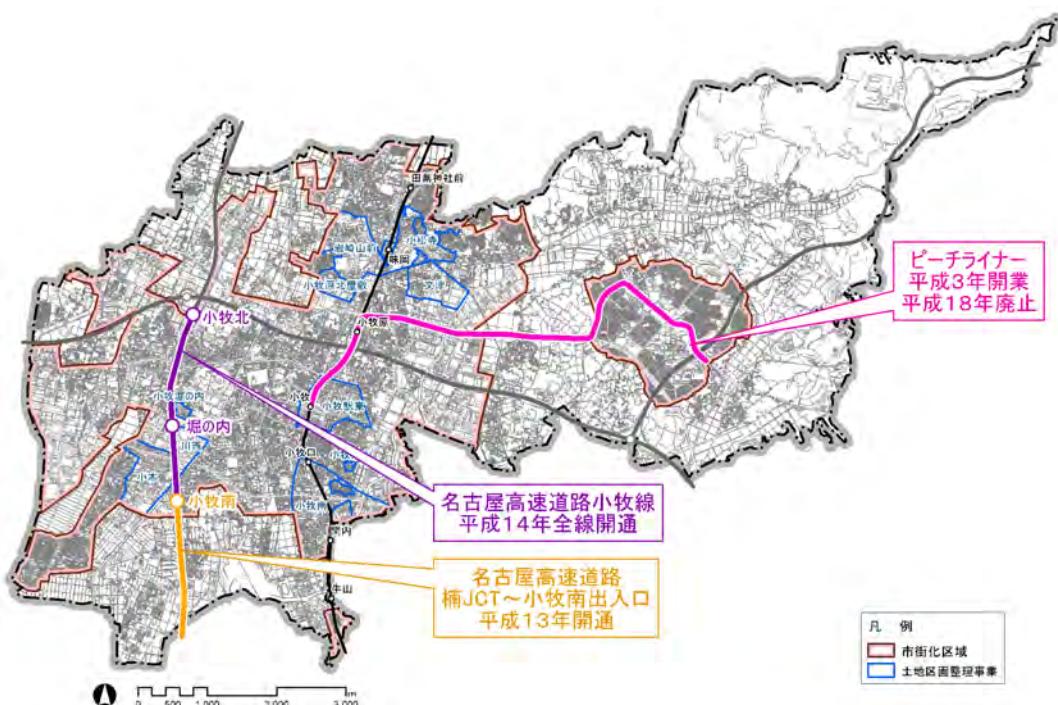
桃花台ニュータウンのほぼ全域が市街地となっているほか、宅地開発の進捗にあわせて、市街地の拡大がみられます。

■ 交通体系

小牧駅と桃花台ニュータウンを結ぶ新交通システム桃花台線（ピーチライナー）が平成3年（1991年）に開通しましたが、経営環境の悪化により平成18年（2006年）に廃止されています。

一方、名鉄小牧線と名古屋市営地下鉄上飯田線との相互直通運転の開始や名古屋高速道路小牧線の全線開通により、名古屋都心部への利便性が強化されました。

図 平成 22 年の市街地と平成以降の交通体系



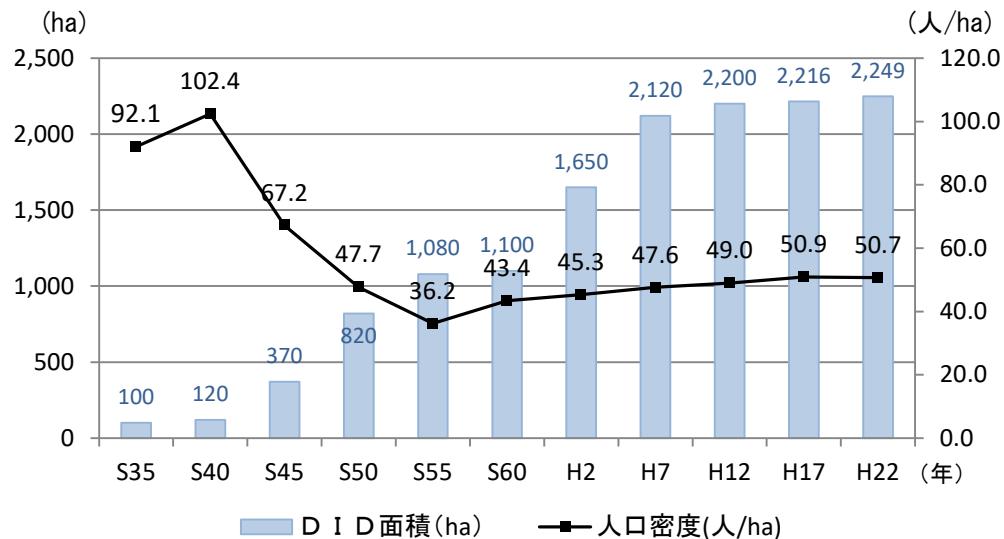
(出典: 国土数値情報)

(5) 人口集中地区の変遷

本市の人口集中地区※（以下「DID 区域」という。）は、平成 22 年（2010 年）時点ですでに約 2,249ha と市域の約 35%となっていましたが、50 年前の昭和 35 年（1960 年）と比較すると、約 22 倍に拡大しています。

また、DID 区域内人口密度は、昭和 55 年（1980 年）以降上昇傾向にありましたが、平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）にかけては、わずかに減少しています。

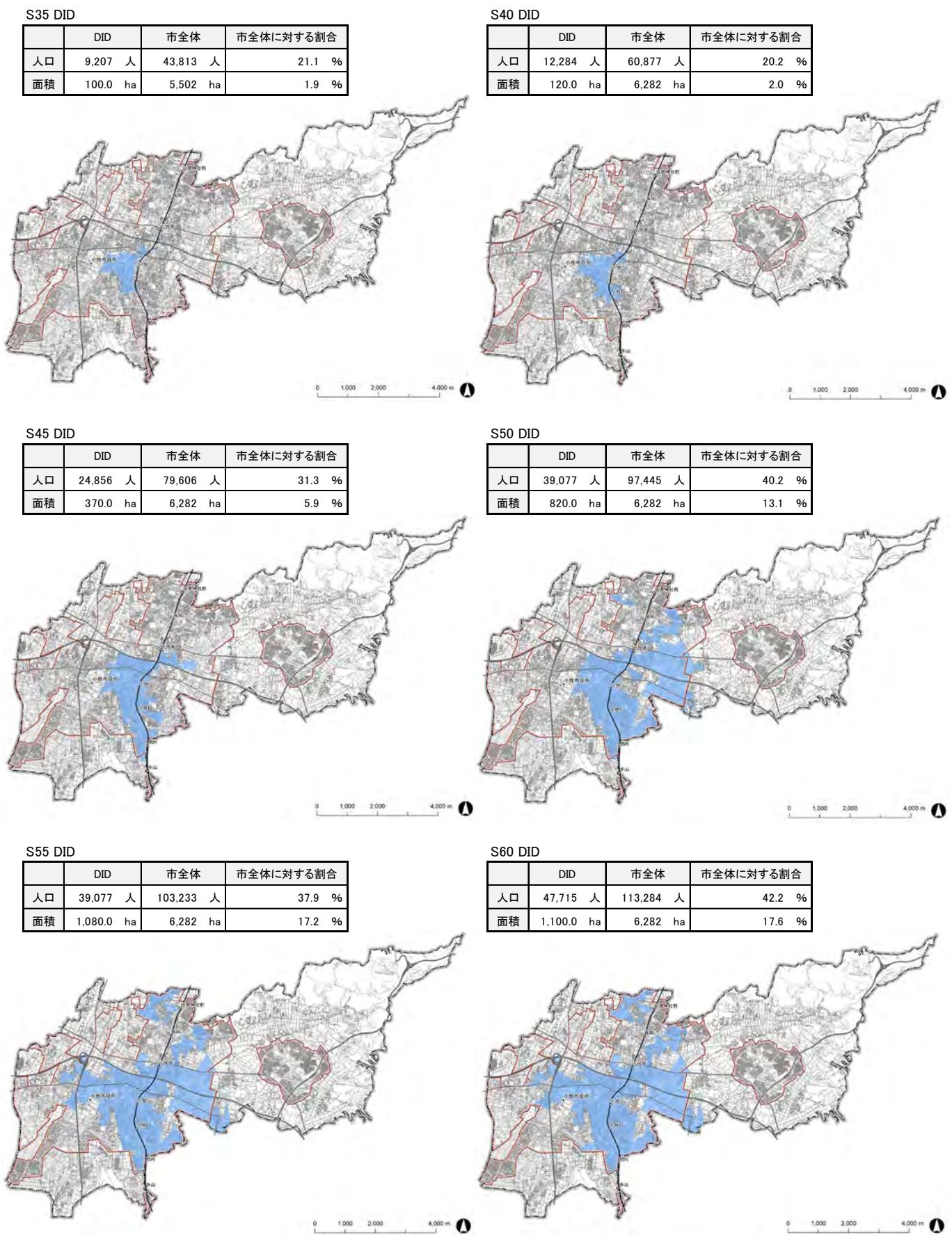
図 DID 区域面積と DID 区域内人口密度の変化



（出典：国勢調査）

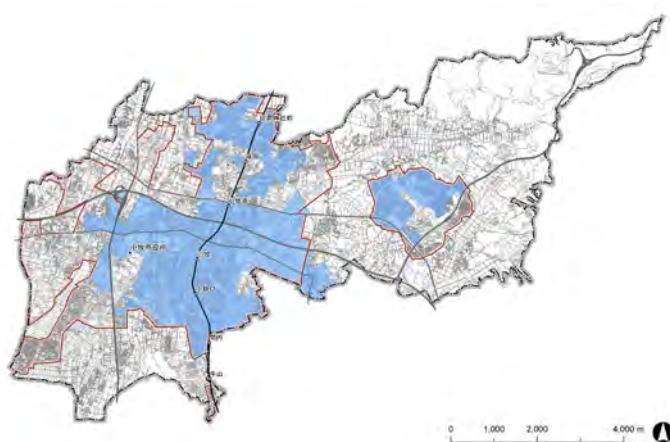
※人口集中地区 (DID (Densely Inhabited District))：国勢調査で設定される地域で、人口集中地区の設定にあたっては、国勢調査基本単位区（道路、河川等の施設等によって区画された地域）及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

図 DID 区域の変遷



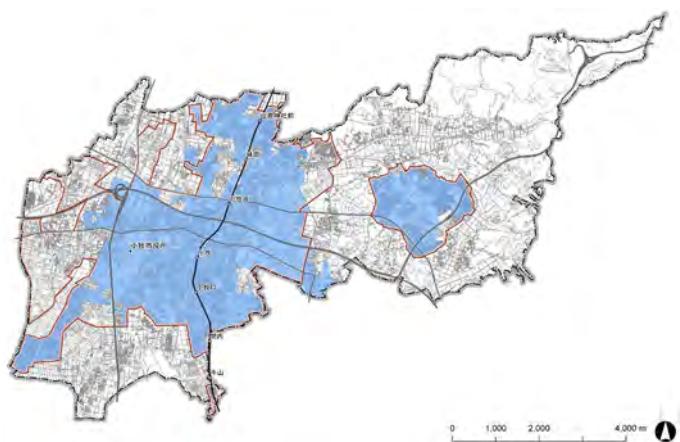
H2 DID

	DID	市全体	市全体に対する割合
人口	74,804 人	124,441 人	60.2 %
面積	1,650.0 ha	6,282 ha	26.3 %



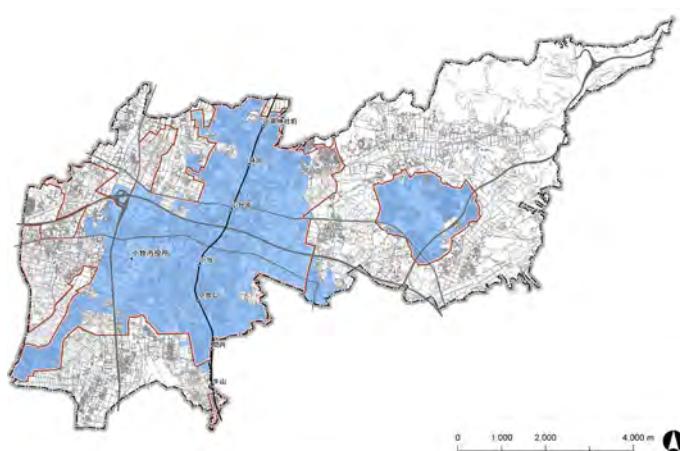
H7 DID

	DID	市全体	市全体に対する割合
人口	100,916 人	137,165 人	73.6 %
面積	2,120.0 ha	6,282 ha	33.8 %



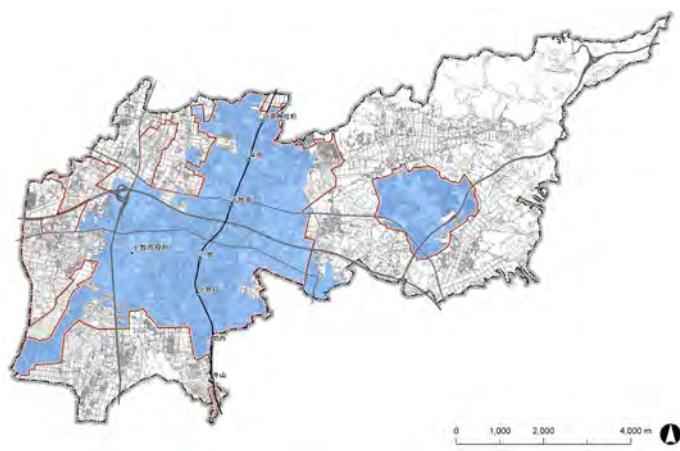
H12 DID

	DID	市全体	市全体に対する割合
人口	107,814 人	143,122 人	75.4 %
面積	2,200.0 ha	6,282 ha	35.1 %



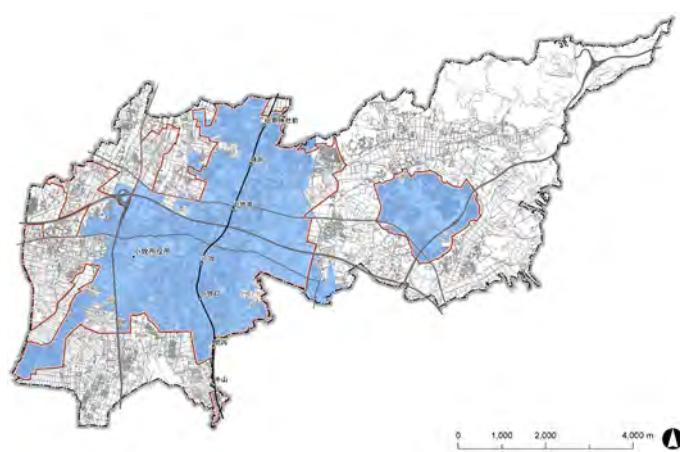
H17 DID

	DID	市全体	市全体に対する割合
人口	112,701 人	147,182 人	76.6 %
面積	2,216.0 ha	6,282 ha	35.3 %



H22 DID

	DID	市全体	市全体に対する割合
人口	114,026 人	147,132 人	77.5 %
面積	2,249.0 ha	6,282 ha	35.9 %



凡例

- DID区域
- 市役所
- 鉄道
- 鉄道駅
- 国道
- 高速道路
- 市街化区域

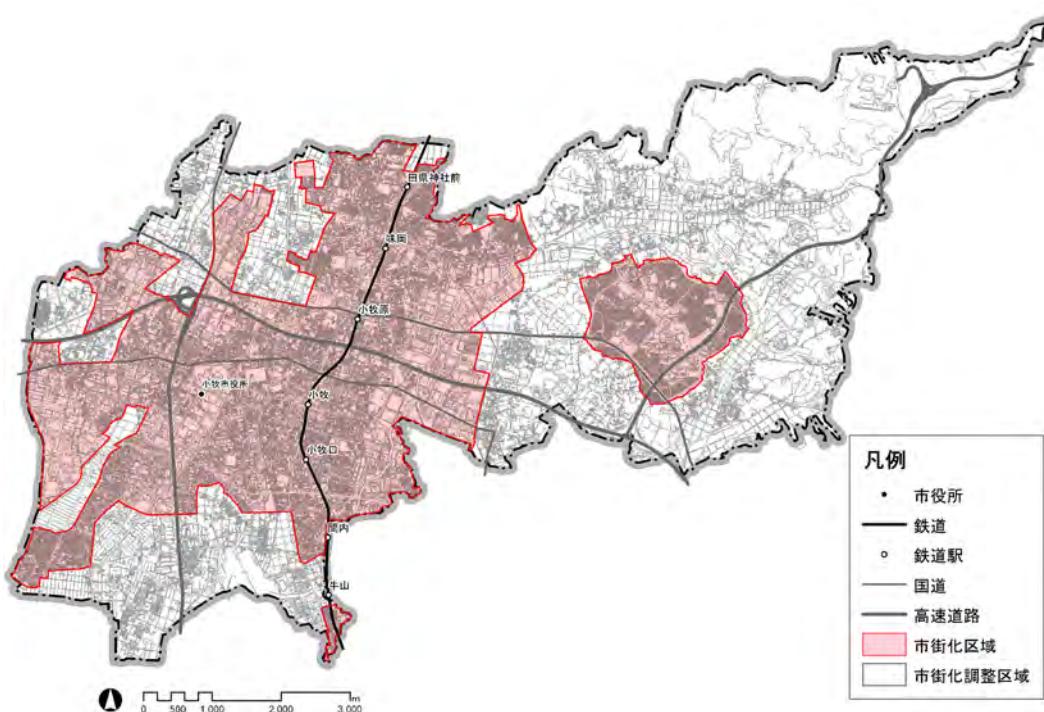
4 都市計画制度の沿革

(1) 都市計画区域と区域区分(市街化区域と市街化調整区域)

本市は、昭和 10 年(1935 年)7 月に旧小牧町の区域が小牧都市計画区域に指定され、現在では、市全域の 6,281ha が尾張都市計画区域^{※1}に指定されています。また、昭和 45 年(1970 年)11 月に市街化区域^{※2}と市街化調整区域に区分する「線引き」を行いました。

なお、市街化区域は 2,849ha(市域の約 45%)、市街化調整区域は 3,432ha(市域の約 55%) となっています。

図 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の指定状況



(出典：小牧市)

※1 尾張都市計画区域：小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、春日井市、一宮市、稲沢市、扶桑町、大口町で構成される区域。

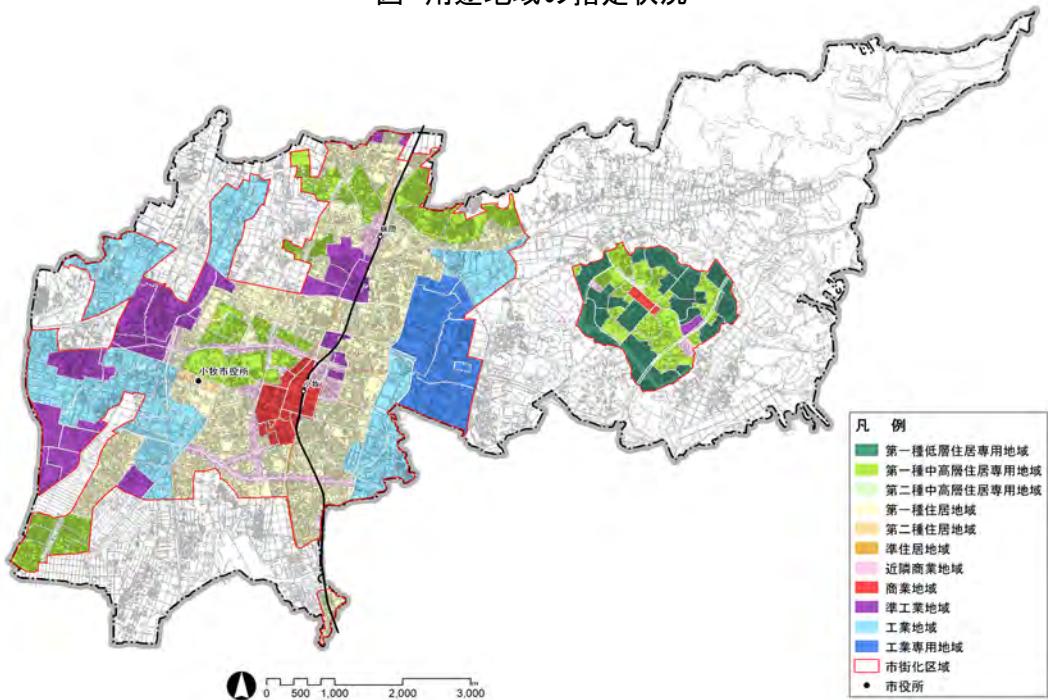
※2 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

(2) 用途地域

本市は、昭和38年（1963年）3月に用途地域*が指定されました。用途地域の指定状況としては、住居系用途地域（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）が約53.7%、商業系用途地域（近隣商業地域、商業地域）が約7.6%、工業系用途地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）が約38.6%となっています。

また、本市では、市の中心部から郊外部にかけて主に商業系用途地域、住居系用途地域、工業系用途地域が順に指定されていること等の特徴がみられます。

図 用途地域の指定状況



（出典：小牧市）

	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	189	6.63
第一種中高層住居専用地域	461	16.18
第二種中高層住居専用地域	15	0.53
第一種住居地域	820	28.78
第二種住居地域	40	1.41
準住居地域	6.5	0.23
近隣商業地域	127	4.46
商業地域	89	3.12
準工業地域	308	10.82
工業地域	587	20.61
工業専用地域	206	7.23
計	2,849	100.00

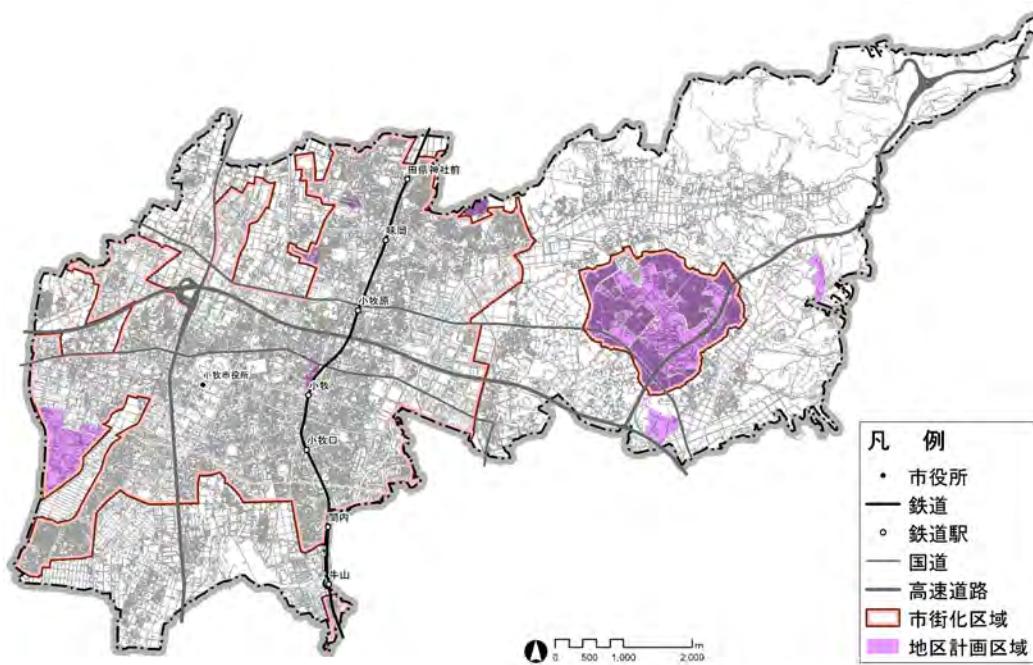
（出典：小牧市）

* 用途地域：都市計画法に基づく地域地区の1つで、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配置すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するもの。

(3) 地区計画

本市は、平成元年(1989年)9月に桃花台ニュータウンにおいて地区計画※を指定し、現在までに、9地区、約450.1haが指定されています。

図 地区計画の指定状況



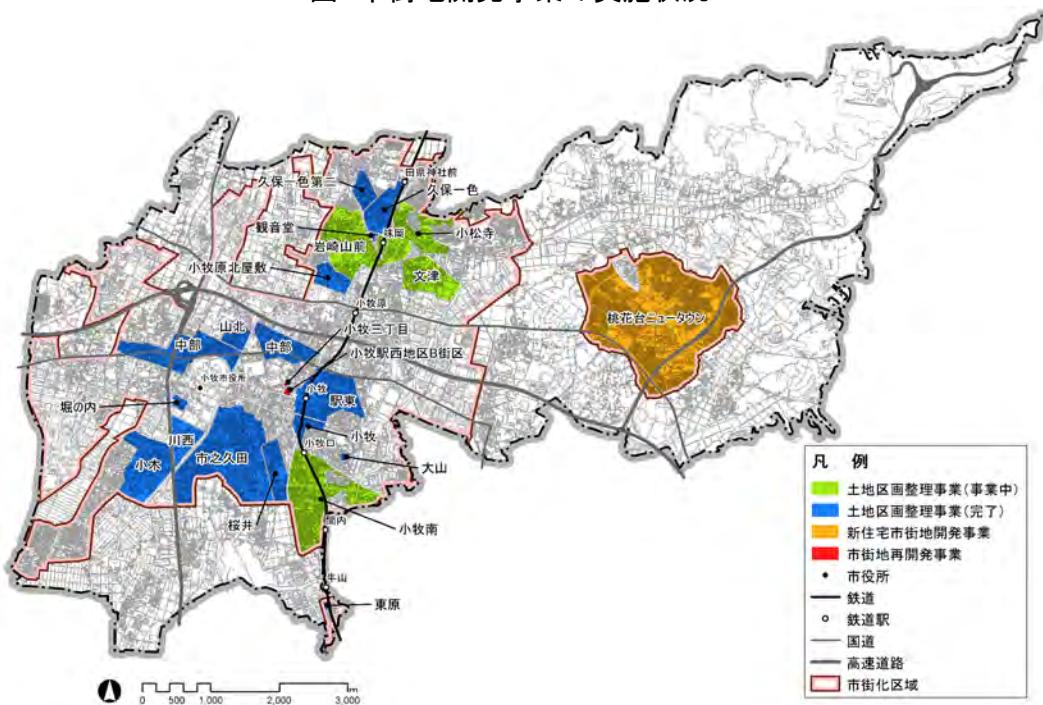
(出典：小牧市)

- ※ 地区計画：都市計画法の規定に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画。

(4) 市街地開発事業

本市の市街地開発事業は、新住宅市街地開発事業^{※1}が1地区で約321.5ha、土地区画整理事業が19地区で約705.0ha、市街地再開発事業^{※2}が2地区で約2.0haとなっています。

図 市街地開発事業の実施状況



(出典：小牧市)

- ※1 新住宅市街地開発事業：新住宅市街地開発法の規定に基づき、住宅に対する需要が著しく多い市街地の周辺の地域において、事業地区内の土地を全面的に買収して、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民のための居住環境の良好な相当規模の住宅地の供給を行う事業。
- ※2 市街地再開発事業：都市再開発法の規定に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

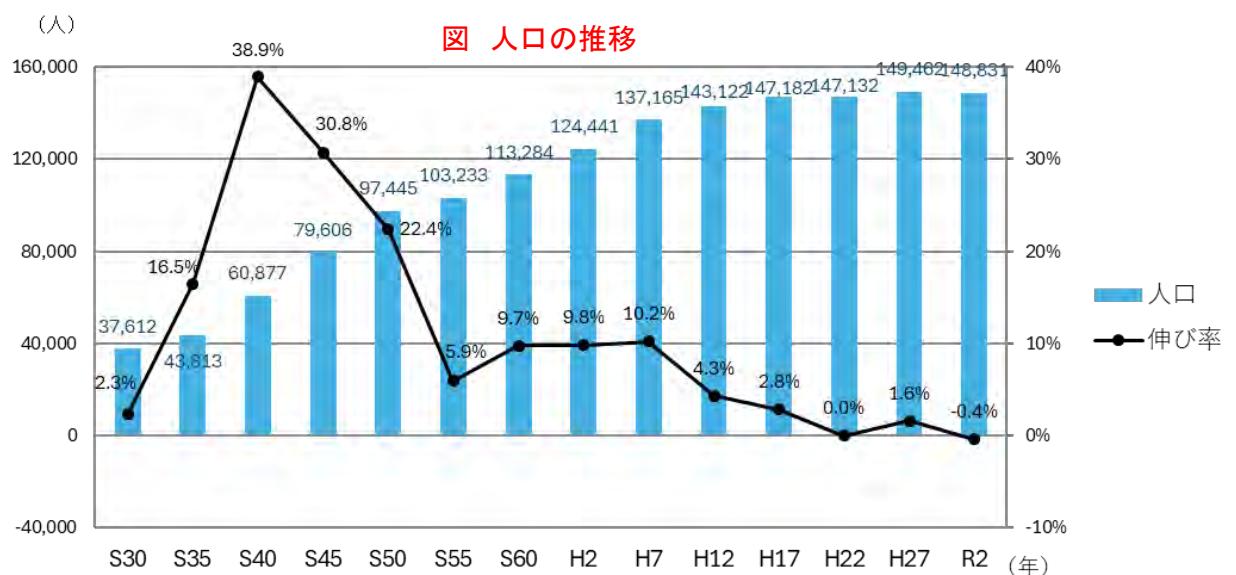
第2章 都市構造上の課題の分析・整理

2-1 人口・世帯数

1 人口・世帯数の動向

(1) 総人口、総世帯数の動向

本市の人口、世帯数とともにほぼ一貫して増加傾向にあります。特に、昭和30～40年代にかけて人口増加が顕著にみられ、その後も、微増傾向を続けてきましたが、最近の20年間では、人口、世帯数とともに伸び率は鈍化しています。



※現在市域の人口

(出典：国勢調査)



※現在市域の世帯数

(出典：国勢調査)

(2)年齢階層別人口の動向

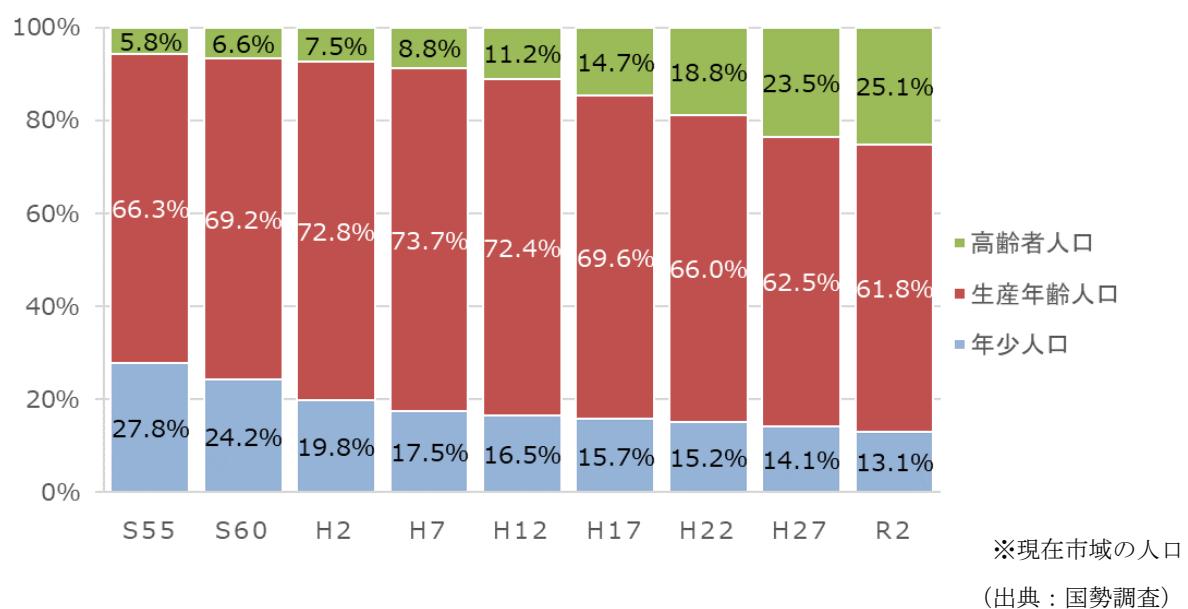
本市の人口を年齢階層別（年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、高齢者人口：65歳以上）にみると、年少人口は昭和55年（1980年）以降減少傾向にあり、生産年齢人口は平成12年（2000年）をピークに減少し、令和2年（2020年）に微増しているものの減少傾向にあります。

一方、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率は令和2年（2020年）時点では25.1%となっています。

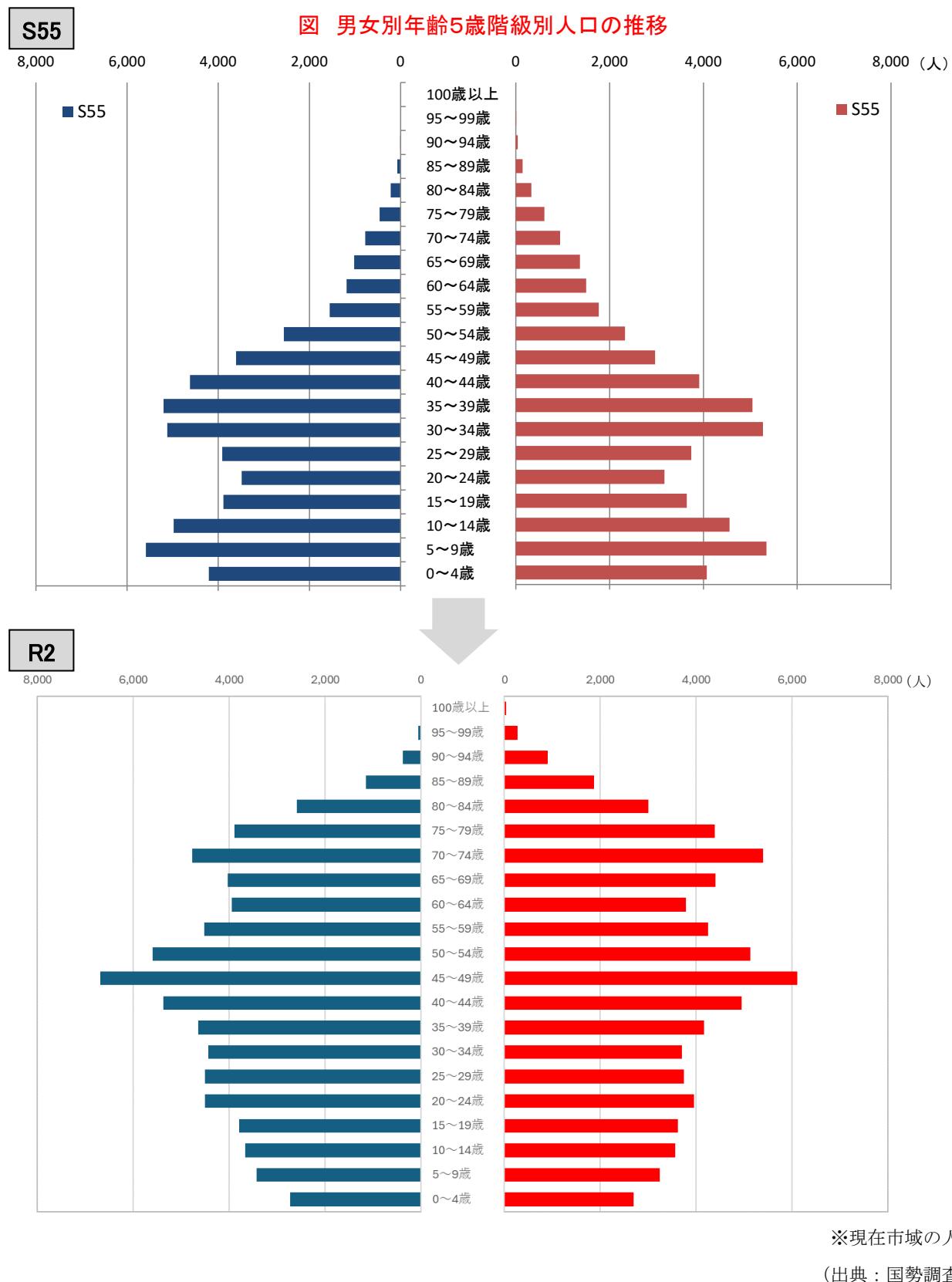
図 年齢階層別人口の推移



図 年齢階層別人口割合の推移



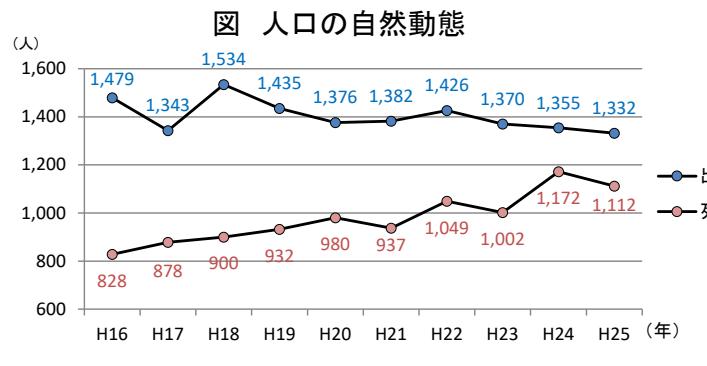
昭和 55 年（1980 年）と平成 22 年（2010 年）の男女別年齢 5 歳階級別人口を比較してみると、男女ともに年少人口が減少し高齢者人口が増加したことにより、人口ピラミッドは「ピラミッド型」から「釣鐘型」に変化しています。



(3) 自然増減および社会増減の動向

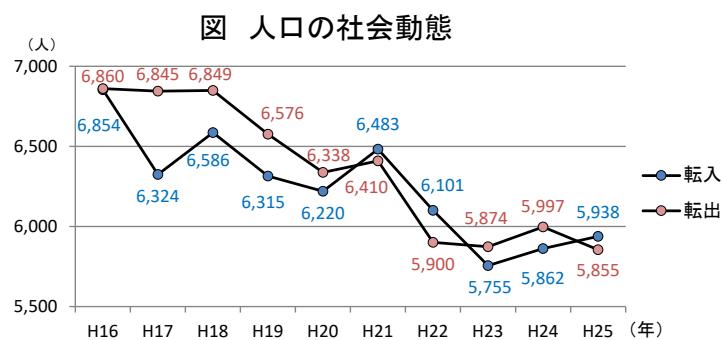
平成 16 年（2004 年）以降、総じて出生数は微減傾向にあり、死亡数は総じて増加傾向にありますが、依然として出生数が死亡数を上回っているため、自然増が続いているまます。

また、社会増減は年により異なっており、平成 19 年（2007 年）以前は転出が 200 人以上超過する状況となっていましたが、近年は、転入超過と転出超過を繰り返しています。なお、年齢別では 20 歳代から 30 歳代の転出超過が顕著にみられます。



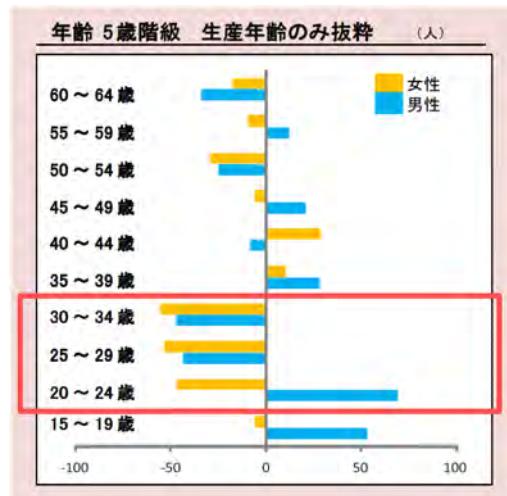
※日本人のみ

(出典：小牧市統計年鑑)



(出典：小牧市統計年鑑)

図 年齢階層別の転出超過数



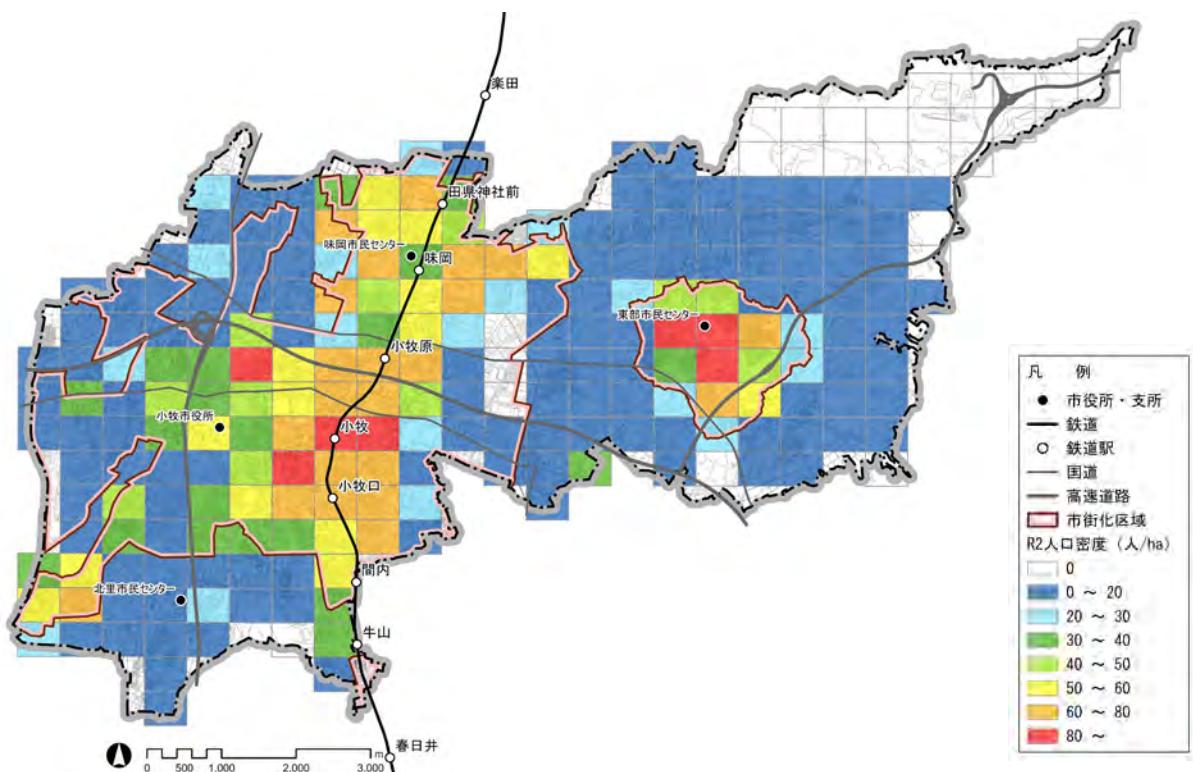
(出典：小牧市人口ビジョン)

(4) 地区別人口・世帯数の動向

本市の人口を地区別でみると、令和2年（2020年）時点の人口密度は、市街化区域で約44人/haとなっており、DID区域を設定する目安である40人/haを上回っています。さらに詳細にみると、小牧駅周辺や桃花台ニュータウンにおいて80人/ha以上の高密度となっています。

また、平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）にかけての人口と世帯数の増減をみると、小牧原駅、小牧駅、小牧口駅の各駅周辺のように、人口、世帯数ともに増加傾向となっている地域や桃花台ニュータウンの一部地域のように、人口は減少傾向となっているものの、世帯数は増加傾向となっている地域もみられるなど、地域によって異なった傾向がみられます。

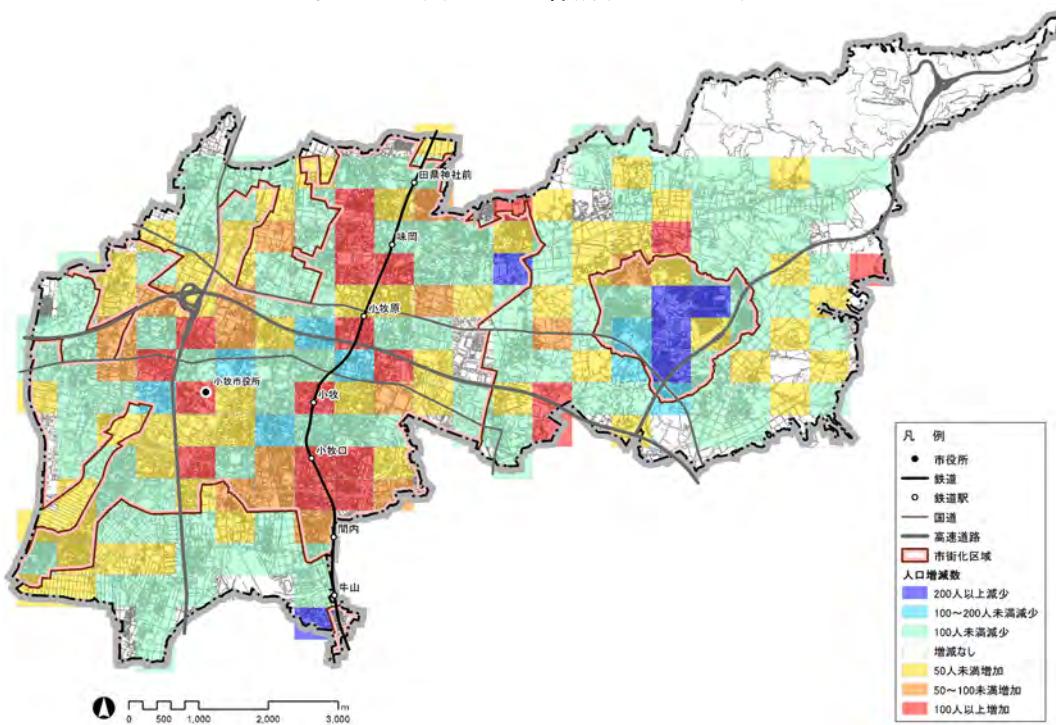
図 地区別の人口密度(R2)



(出典: 令和2年(2020年)国勢調査)

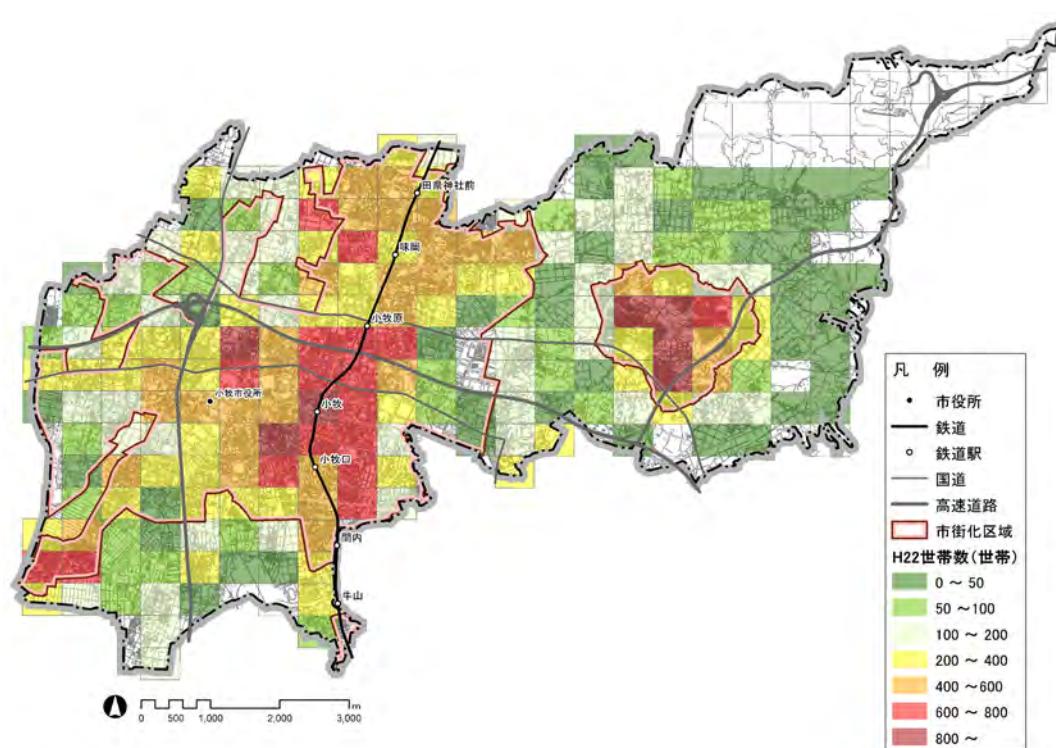
※地域別人口・世帯数の動向を分析するにあたっては、国勢調査等の統計データを作成する際に用いられる地域メッシュ統計（緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したものであり、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易などの利点がある。）のうち、本市においてより詳細な分析が可能な2分の1地域メッシュ（以下「500mメッシュ」という。）を採用します。

図 地区別の人口増減(H17～H22)



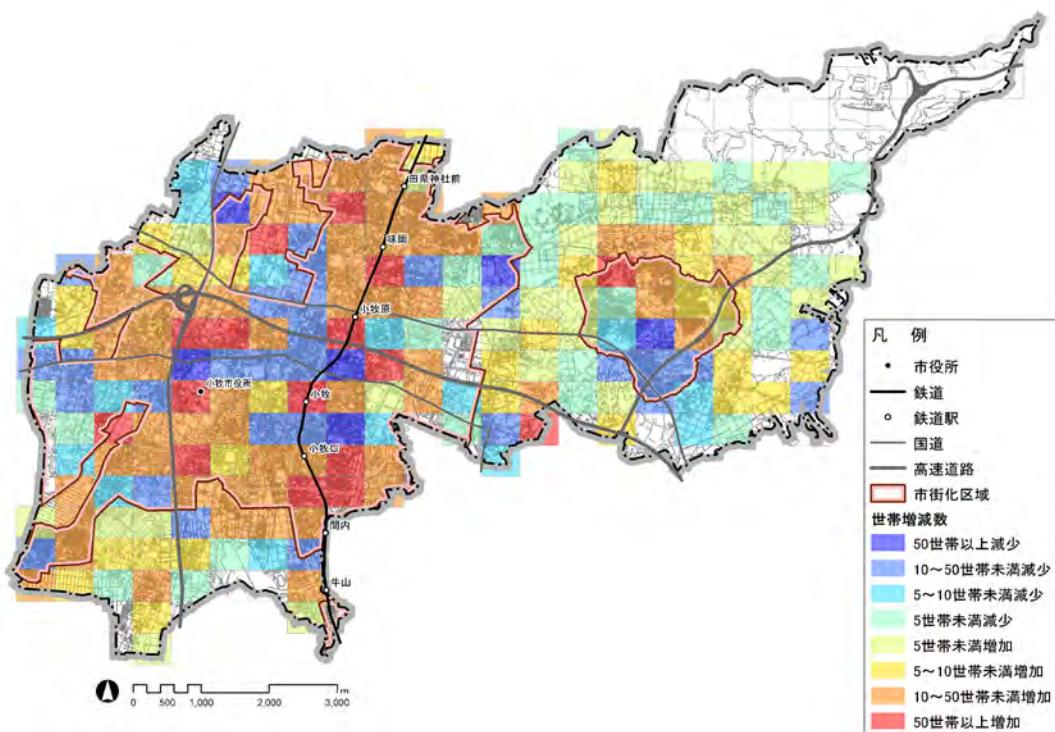
(出典：国勢調査)

図 地区別の世帯数(H22)



(出典：平成 22 年（2010 年）国勢調査)

図 地区別の世帯数増減(H17~H22)



(出典：国勢調査)

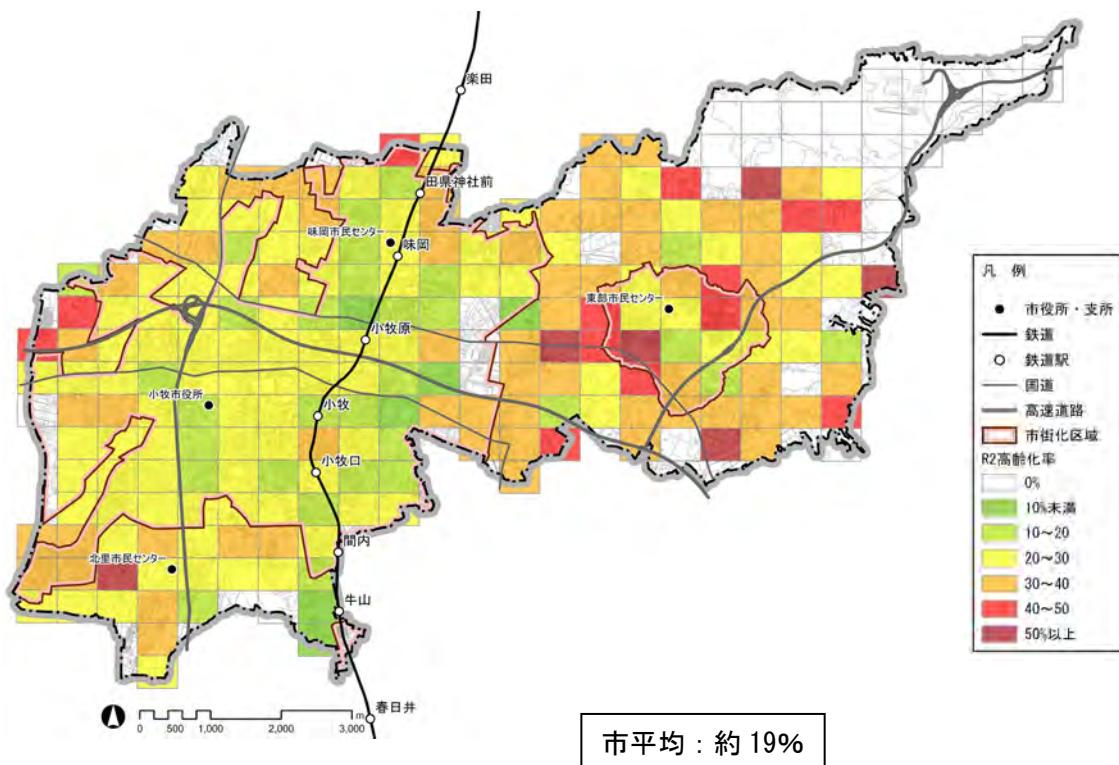
(5)高齢化の動向

本市の高齢者人口を地区別にみると、令和2年（2020年）時点の高齢化率は、市域東部など市全体の平均（約19%）を上回る地域もみられます。

また、桃ヶ丘地区や大山地区等では顕著に高齢化率が増加しており、その他の地区においても局所的に高齢化率が増加していることから、高齢化の進展がみられます。

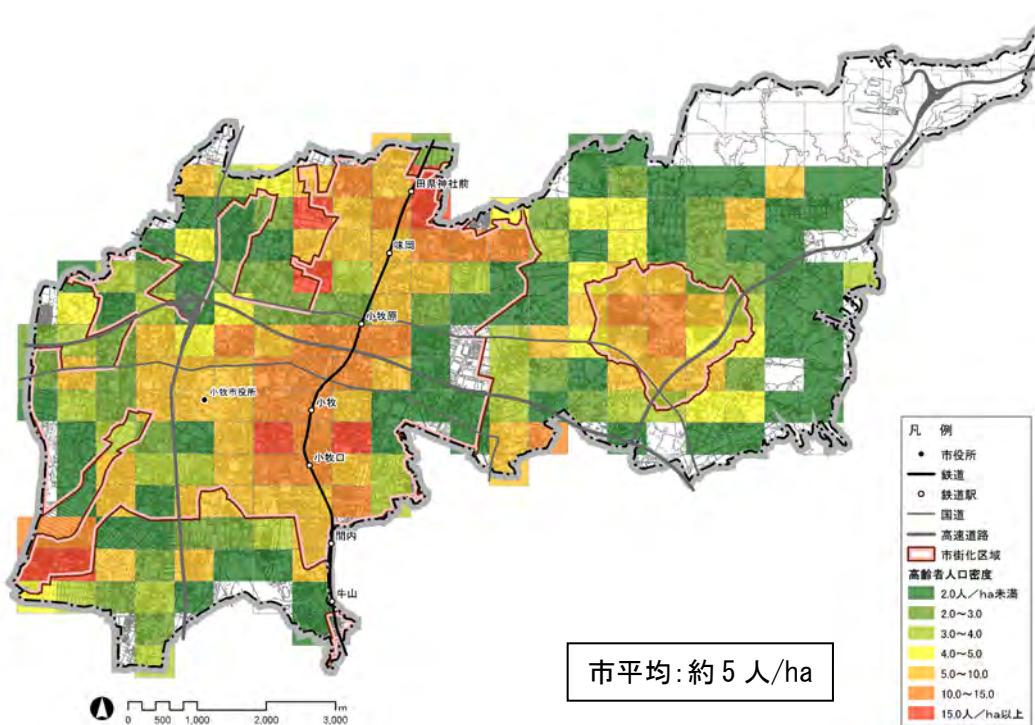
※過去文章（また、藤島地区など高齢者人口密度が高く高齢者のみの世帯も多い地域や名鉄小牧線沿線や桃花台ニュータウンなど高齢化率が相対的に低い地域においても高齢者人口が増加していることから、高齢化の進展がみられます。）

図 地区別の高齢化率(R2)



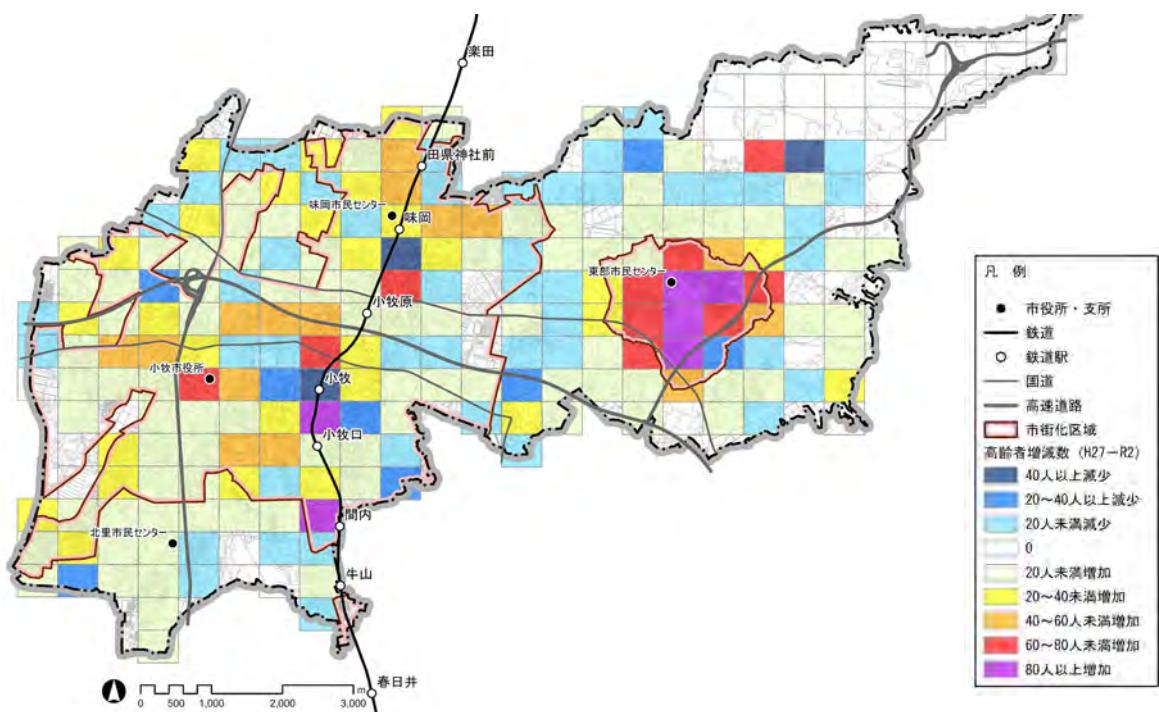
（出典：令和2年（2020年）国勢調査）

図 地区別の高齢者人口密度(H22)



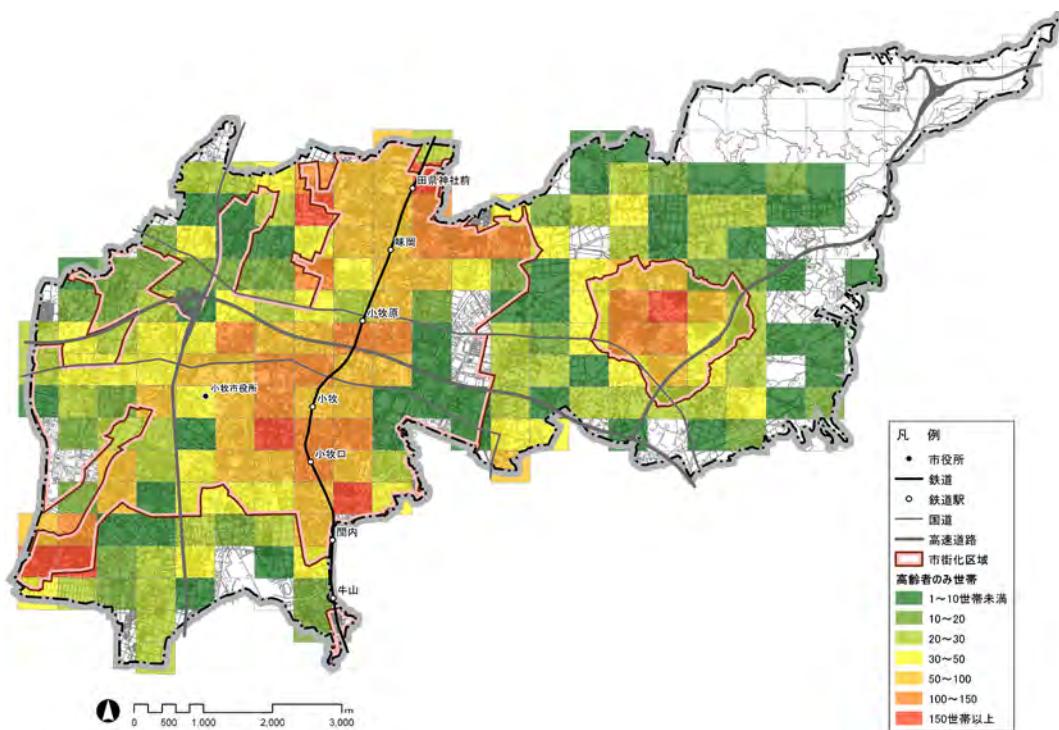
(出典:平成22年(2010年)国勢調査)

図 地区別の高齢者人口増減(H27~R2)



(出典:令和2年(2020年)国勢調査)

図 地区別の高齢者のみ世帯数(H22)



(出典：平成 22 年（2010 年）国勢調査)

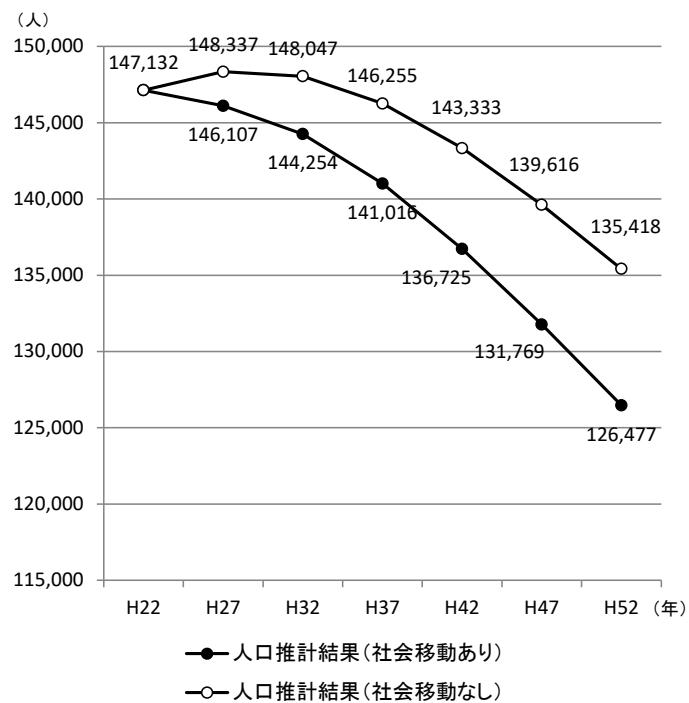
2 人口の将来見通し

(1) 社人研における将来人口見通し

社人研では、平成 22 年（2010 年）の国勢調査をもとに、平成 22 年（2010 年）10 月 1 日から平成 52 年（2040 年）10 月 1 日までの 30 年間の将来人口を 5 年ごとに推計しています。

この推計結果によると、本市の人口は、平成 22 年（2010 年）以降減少を続けることが見込まれています。また、推計結果を年齢階層別にみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加することが見込まれています。

図 将来人口の見通し(社人研)



(出典：日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013 年）3 月推計）

※社会移動あり：平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）の社会移動（転入・転出）率が定率で縮小すると仮定して、コーホート要因法※により推計。

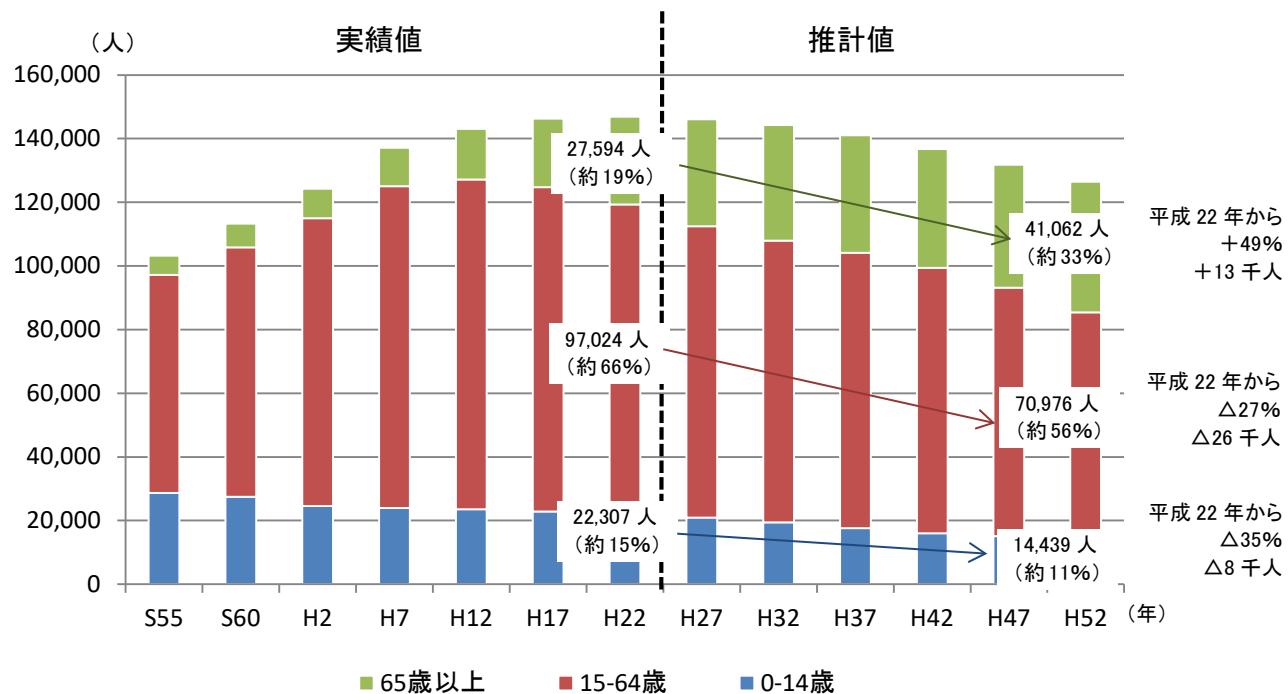
※社会移動なし：転入・転出がつりあう（＝社会移動なし（封鎖））と仮定して、コーホート要因法により推計。

※コーホート要因法：地域の将来人口を予測する際に、特定の社会的集団（＝コーホート：通常は年齢階層別男女別人口）ごとに人口予測を行う方法（コーホート法）で、この各コーホートの人口を地域の人口の将来自然増減要因（出生、死亡）と将来社会増減要因（転入・転出）とに分けて推計する方法。

【参考】総人口については、平成 27 年（2015 年）10 月実施の国勢調査により平成 27 年（2015 年）の速報値が公表されているが、確定値及びその詳細については、平成 28 年（2016 年）10 月以降の公表となっています。また、過去の傾向から社人研推計の公表時期は国勢調査の公表から約 3 年を要しています。

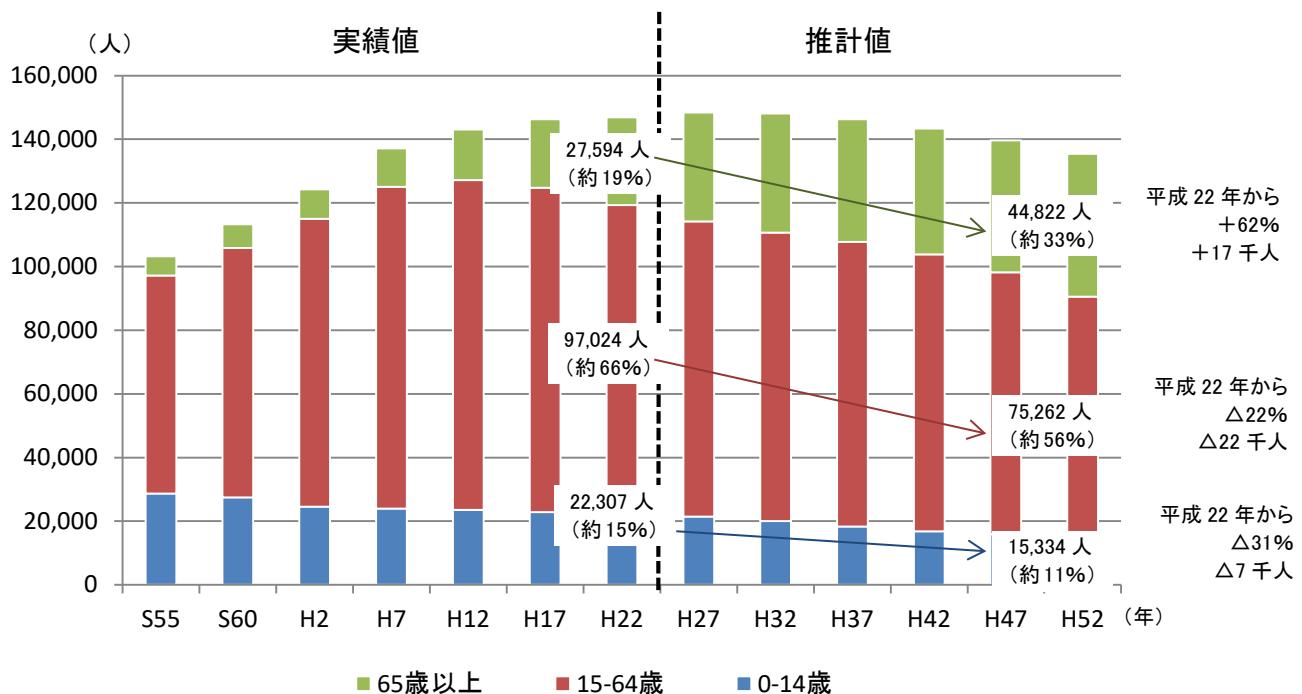
そのため、本計画における将来人口推計では、平成 22 年（2010 年）の国勢調査結果及び平成 25 年（2013 年）3 月の社人研推計結果を用いています。

図 年齢階層別将来人口の見通し(社人研 ※社会移動あり)



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）)

図 年齢階層別将来人口の見通し(社人研 ※社会移動なし)

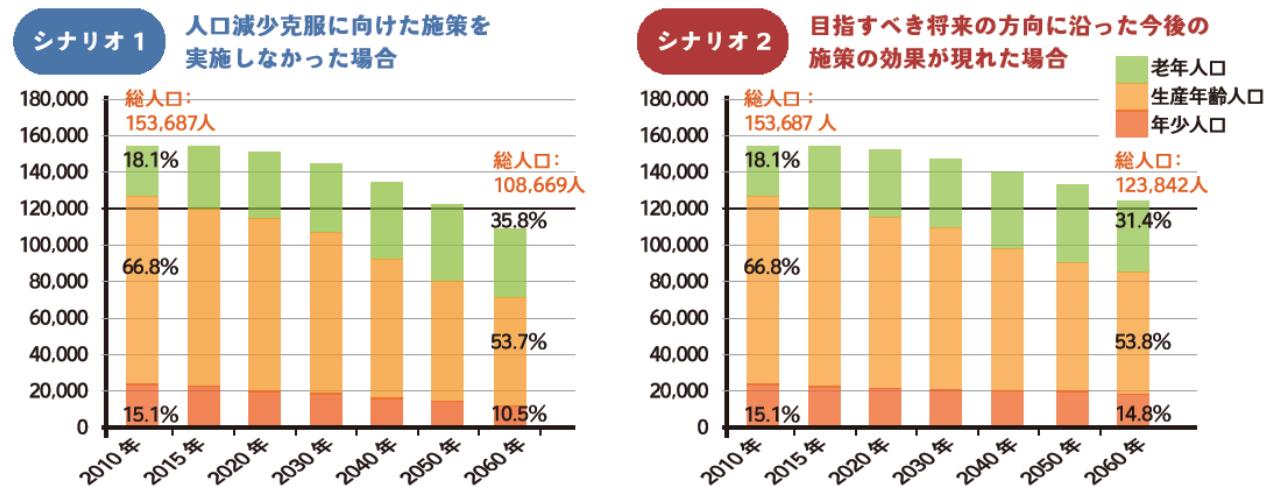


(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）)

(2) 人口ビジョンにおける将来人口の見通し

本市では、社人研による推計とは別に平成 28 年（2016 年）2 月策定の小牧市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）において、平成 22 年（2010 年）10 月 1 日から平成 72 年（2060 年）10 月 1 日まで 50 年間の将来人口を 2 つのシナリオ※に基づき 5 年ごとに推計しています。この推計結果においても、平成 22 年（2010 年）以降、人口減少及び少子高齢化が見込まれています。

図 将来人口の見通し(人口ビジョン)



(出典：小牧市人口ビジョン、「小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略ハンドブック」)

※2つのシナリオ

【シナリオ 1】…人口減少克服に向けた施策を実施しなかった場合。

(以下の前提における推計)

前提 1：小牧市住民基本台帳の数値(平成 22 年(2010 年)10 月 1 日現在の男女別年齢 5 歳階級人口)をもとに推計。

前提 2：諸変数(合計特殊出生率、純移動率等)は社人研の推計に準拠し、平成 27 年(2015 年)の人口は平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在の実績値を採用。

【シナリオ 2】…目指すべき将来の方向に沿った今後の施策の効果が現れた場合。

(シナリオ 1 に、以下の仮定を加えた推計)

仮定：合計特殊出生率が、1.55(平成 22 年(2010 年))、1.80(平成 42 年(2030 年))、2.07(平成 52 年(2040 年)-平成 72 年(2060 年))と段階的に向上。

※合計特殊出生率：15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 本計画で採用する推計

都市計画運用指針では、人口等の将来の見通しは、立地適正化計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、社人研が公表している将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても、社人研の将来推計人口の値を参酌すべきであるとされています。

本計画は、人口減少下においても持続可能な都市経営を実現していく確保されるためのものであることから、より堅調な推計値を採用し検討を行うものとします。

本市では、「(1) 社人研における将来見通し」と独自の推計として「(2) 人口ビジョンにおける将来見通し」を行っていますが、人口ビジョンの推計では、推計の基準となる平成 22 年（2010 年）時点の数値に小牧市住民基本台帳を採用していることから、国勢調査結果を採用している社人研の推計と約 6,500 人の差が生じています。（人口ビジョン：153,687 人、社人研：147,132 人）

そのため、本計画における人口等の将来見通しについては、より堅調な推計結果となっている社人研推計を採用します。

なお、社人研推計では、「社会移動なし」の場合における推計も公表していますが、前述のとおりより堅調な推計結果である「社会移動あり」の場合を採用します。

(4) 人口減少段階の分析

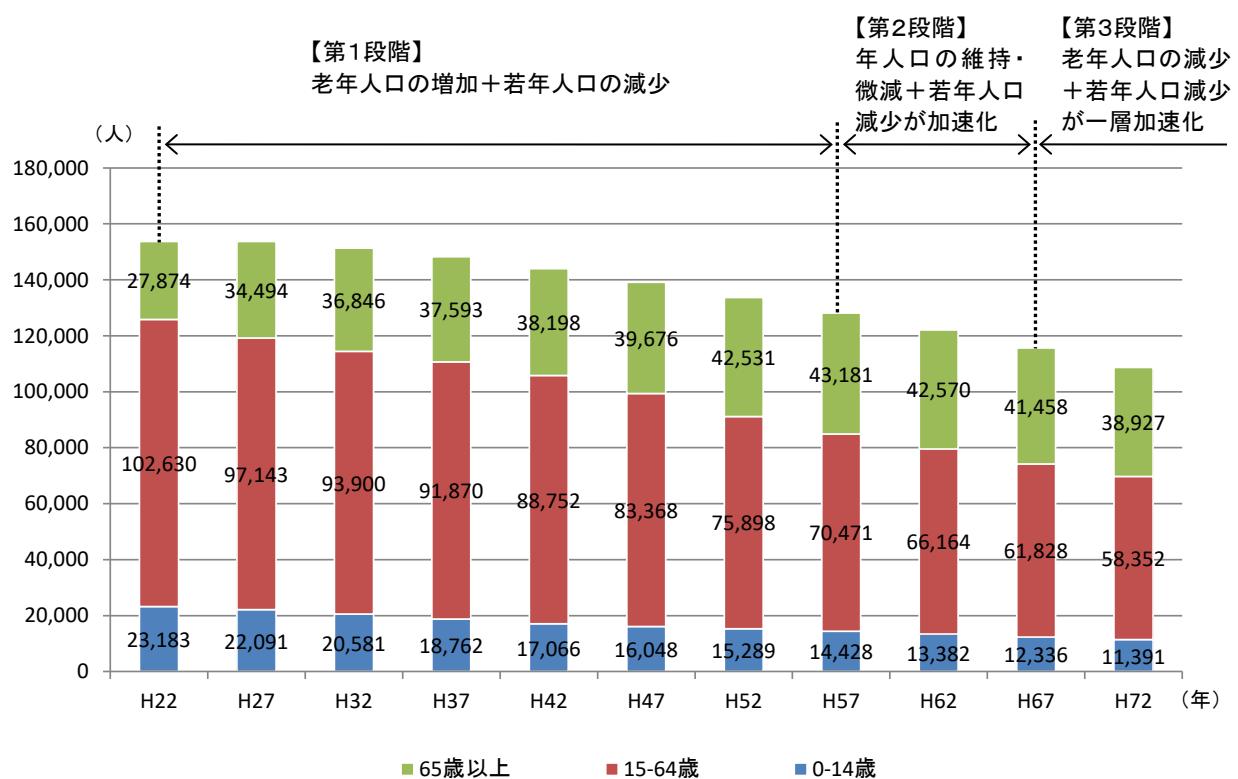
人口減少は、次の3つのプロセスを経て進行すると言われています。

- 第1段階： 老年人口の増加+若年人口の減少
- 第2段階： 老年人口の維持・微減+若年人口減少が加速化
- 第3段階： 老年人口の減少+若年人口減少が一層加速化

本市の年齢階層別人口の推移を当てはめると、人口増加局面は終わり、人口減少の第1段階に入っています。

人口ビジョンの推計によると、今後、平成57年（2045年）頃には第2段階に入り、平成67年（2055年）頃には第3段階まで進行する見込みとなっています。

図 将来人口の見通し（人口ビジョン：シナリオ1）



（出典：小牧市人口ビジョン）

(5) 地区別の将来人口の見通し

ここでは、社人研推計（社会移動あり）により、地区別に総人口、高齢者人口、年少人口を算出し、地区別の人囗密度等を整理します。

なお、算出にあたっては、「(4) 地域別人口・世帯数の動向」と同様に国勢調査の 500 m メッシュを採用しますが、より現実的に将来見通しを把握するため、同調査における小地域単位（町丁字別）の人口も算出しています。

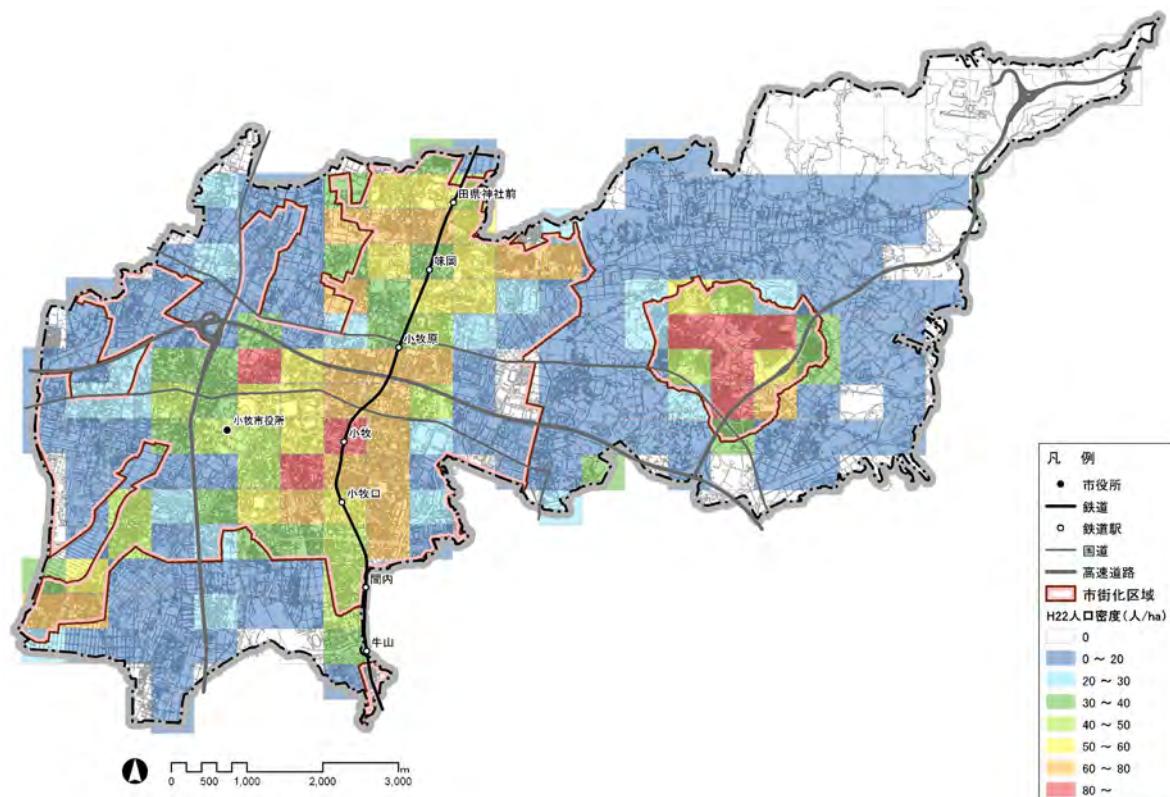
① 市街化区域における地区別人口密度の将来見通し

平成 52 年（2040 年）時点の人口密度は、平成 22 年（2010 年）時点と比較すると、多くの地域において人口密度の減少がみられ、特に大字小牧、藤島二丁目で 30 人/ha 以上密度の低下が見込まれています。

（参考）人口密度の目安

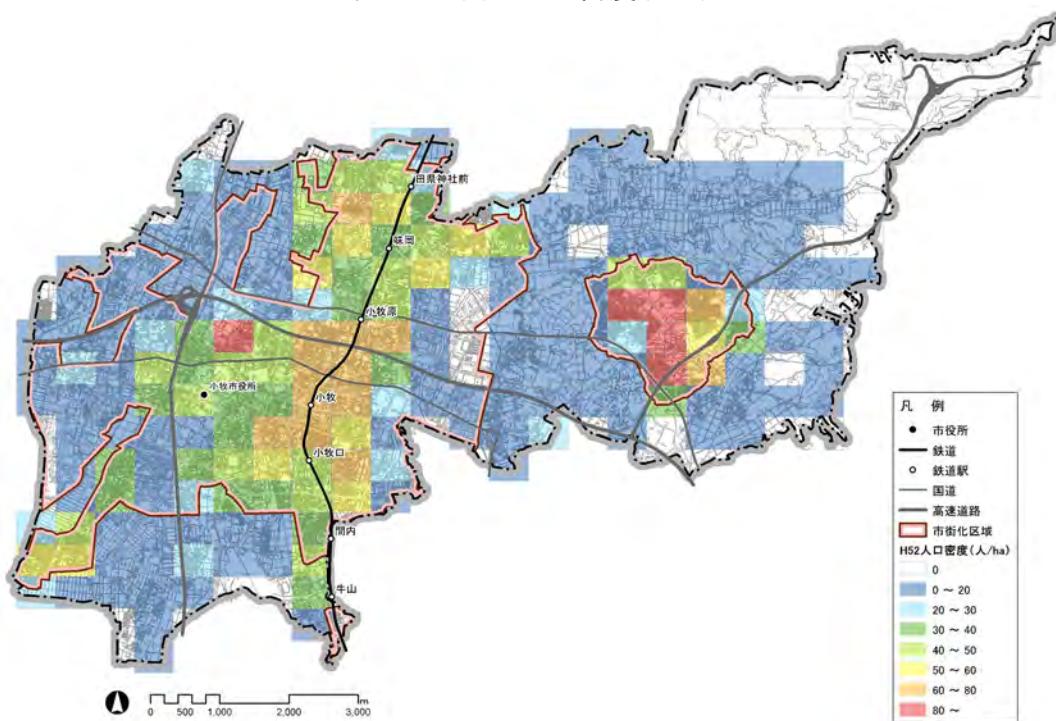
国勢調査では、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年（1960 年）調査から人口集中地区が設定されており、人口集中地区の人口密度は、原則として 40 人/ha 以上とされています。

図 地区別の人囗密度(H22)



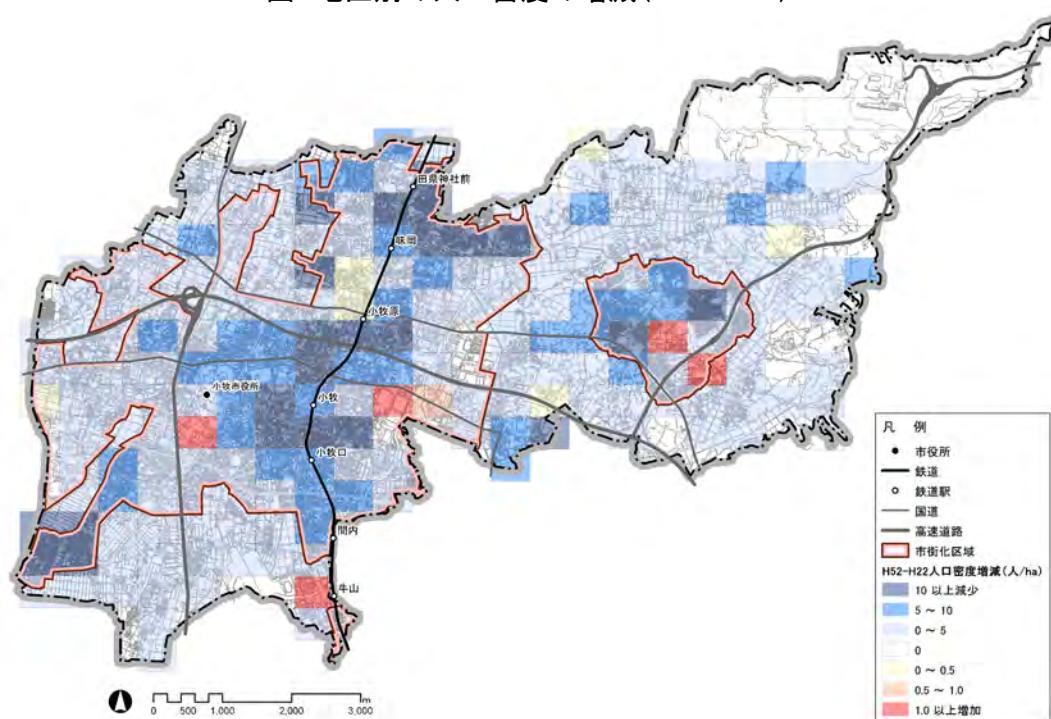
（出典：平成 22 年（2010 年）国勢調査）

図 地区別の人団密度(R22)



※コーホート要因法（社会移動あり）により独自推計

図 地区別の人団密度の増減(H22～R22)



※コーホート要因法（社会移動あり）により独自推計

表 町丁字別人口密度

小地域名	地区面積 (ha)	H22 人口密度 (人/ha)	H52 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 人口密度 増減 (人/ha)	H22年少 人口密度 (人/ha)	H52年少 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 年少 人口密度 増減 (人/ha)	H22生産 年齢 人口密度 (人/ha)	H52生産 年齢 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 生産年齢 人口密度 増減 (人/ha)	H22高齢者 人口密度 (人/ha)	H52高齢者 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 高齢者 人口密度 増減 (人/ha)
大字南外山	52.8	36.2	36.2	0.0	9.8	4.6	-5.3	22.2	21.7	-0.4	4.2	9.9	5.7
大字北外山	119.1	55.7	46.4	-9.3	8.3	5.4	-2.9	34.6	25.9	-8.7	12.8	15.1	2.3
桜井本町	4.8	112.4	110.9	-1.5	22.4	13.4	-9.0	75.3	63.5	-11.7	14.7	34.0	19.3
掛割町	6.2	67.4	64.6	-2.8	12.5	8.0	-4.5	42.4	37.8	-4.5	12.5	18.7	6.2
若草町	13.2	51.4	43.5	-7.9	7.0	5.1	-1.9	33.2	24.0	-9.2	11.3	14.5	3.2
大字大山	4.8	58.1	49.3	-8.8	11.4	4.9	-6.5	34.7	26.3	-8.4	12.0	18.1	6.1
大字北外山入鹿新田	0.9	59.6	61.7	2.1	10.6	6.4	-4.3	39.4	31.9	-7.4	9.6	23.4	13.8
東新町	5.4	67.9	57.6	-10.3	7.2	6.1	-1.1	48.9	30.8	-18.1	11.8	20.7	8.9
緑町	0.8	45.6	24.1	-21.5	2.5	0.0	-2.5	24.1	12.7	-11.4	19.0	10.1	-8.9
小牧原1丁目	21.6	13.4	10.1	-3.3	1.7	1.0	-0.7	8.0	5.0	-3.0	3.7	4.1	0.4
小牧原2丁目	20.0	61.0	63.4	2.4	15.5	7.6	-7.9	39.9	38.6	-1.3	5.7	17.2	11.6
小牧原3丁目	13.6	26.0	29.6	3.7	6.1	3.9	-2.2	18.9	17.4	-1.5	1.0	8.3	7.4
小牧原4丁目	15.9	3.7	3.3	-0.4	0.5	0.4	-0.1	2.5	2.0	-0.5	0.8	1.0	0.3
大字小牧原新田	96.5	42.3	36.8	-5.4	6.4	4.1	-2.3	28.5	20.7	-7.7	7.4	11.9	4.5
大字小牧	3.6	147.8	115.4	-32.4	12.9	11.2	-1.7	103.3	57.5	-45.8	31.6	46.4	14.8
山北町	5.0	65.6	54.4	-11.2	8.2	5.2	-3.0	43.2	31.4	-11.8	14.2	17.8	3.6
曙町	5.2	60.4	51.4	-9.0	8.2	5.4	-2.9	39.8	28.7	-11.1	12.4	17.4	5.0
間々本町	19.2	73.3	66.3	-7.1	12.6	7.3	-5.3	50.1	38.3	-11.7	10.7	20.6	10.0
村中新町	6.3	6.2	6.2	0.0	0.5	1.0	0.5	5.0	3.8	-1.1	0.8	1.4	0.6
弥生町	10.1	21.0	19.4	-1.6	2.7	2.3	-0.4	14.7	10.8	-4.0	3.6	6.3	2.8
西島町	7.8	42.1	35.0	-7.1	5.7	3.6	-2.1	27.9	19.2	-8.8	8.5	12.4	3.9
大字舟津	85.4	24.9	22.5	-2.3	3.8	2.7	-1.1	17.3	12.3	-5.0	3.8	7.6	3.8
大字三ツ渕	171.7	16.4	11.8	-4.6	1.9	1.3	-0.7	9.7	6.2	-3.6	4.8	4.4	-0.4
大字三ツ渕原新田	24.8	6.5	5.7	-0.7	1.3	0.5	-0.8	4.1	3.2	-0.9	1.1	2.0	0.9
大字西之島	100.8	14.5	12.4	-2.1	2.3	1.4	-1.0	9.7	6.9	-2.8	2.5	4.1	1.7
大字村中	116.2	10.8	8.6	-2.2	1.5	0.9	-0.6	6.9	4.7	-2.2	2.5	3.0	0.5
大字入鹿出新田	94.3	12.4	9.8	-2.6	1.4	1.0	-0.4	8.4	5.3	-3.1	2.7	3.5	0.8
大字河内屋新田	58.1	13.7	11.0	-2.7	1.7	1.1	-0.6	9.0	6.2	-2.8	3.0	3.6	0.7
大字横内	67.4	8.4	7.5	-0.9	1.2	0.8	-0.4	6.0	4.2	-1.8	1.2	2.5	1.3
大字間々原新田	93.3	25.3	23.1	-2.2	4.2	2.7	-1.5	17.5	13.3	-4.2	3.6	7.1	3.5
大字間々	10.3	63.1	68.7	5.6	15.1	8.4	-6.7	44.8	40.1	-4.6	3.2	20.0	16.8
安田町	10.7	76.6	60.9	-15.7	11.5	6.2	-5.3	49.8	33.4	-16.3	15.3	21.3	6.0
堀の内1丁目	24.7	4.3	3.9	-0.4	0.7	0.5	-0.2	2.6	1.9	-0.7	0.9	1.5	0.6
堀の内2丁目	10.8	43.5	37.2	-6.3	6.0	4.0	-2.0	28.6	21.6	-7.0	9.0	11.7	2.8
堀の内3丁目	11.3	17.0	15.2	-1.8	1.7	1.9	0.2	12.1	7.8	-4.3	3.2	5.5	2.3
堀の内4丁目	14.6	27.2	29.3	2.1	3.8	3.2	-0.6	21.9	17.7	-4.2	1.5	8.4	6.9
堀の内5丁目	9.4	57.7	64.1	6.4	11.9	7.2	-4.7	42.7	42.6	-0.1	3.2	14.4	11.2
元町1丁目	3.4	35.1	22.2	-12.9	1.8	1.8	0.0	22.2	9.6	-12.6	11.1	10.8	-0.3
元町2丁目	5.6	46.8	36.1	-10.7	4.3	3.9	-0.4	29.0	17.8	-11.2	13.5	14.2	0.7
元町3丁目	7.9	7.6	6.0	-1.6	0.9	0.8	-0.1	4.7	3.3	-1.4	2.0	1.9	-0.1
元町4丁目	10.4	5.6	4.6	-1.0	0.3	0.4	0.1	4.3	1.9	-2.4	1.0	2.3	1.4
新町1丁目	19.0	58.2	49.9	-8.3	7.8	5.9	-1.9	38.9	26.7	-12.2	11.6	17.3	5.7
新町2丁目	12.9	73.2	67.6	-5.6	12.5	8.0	-4.5	50.0	37.4	-12.6	10.8	22.2	11.5
新町3丁目	14.5	89.0	79.8	-9.2	14.7	10.1	-4.6	59.3	42.5	-16.9	15.0	27.3	12.3
小牧1丁目	26.7	61.2	52.4	-8.8	9.7	6.1	-3.6	39.6	28.6	-11.0	11.9	17.7	5.7
小牧2丁目	17.0	66.4	53.1	-13.3	8.0	5.8	-2.3	44.2	28.1	-16.2	14.1	19.3	5.1
小牧3丁目	10.1	58.3	54.5	-3.8	12.6	6.6	-5.9	36.6	28.9	-7.7	9.1	19.0	9.9
小牧4丁目	19.5	88.9	74.0	-14.9	13.3	8.0	-5.3	56.7	39.5	-17.2	18.9	26.5	7.6
小牧5丁目	20.5	58.1	46.6	-11.5	7.3	5.4	-1.9	36.9	25.0	-12.0	13.9	16.3	2.4
大字東田中	142.4	30.3	26.6	-3.7	4.9	3.1	-1.8	19.9	14.7	-5.2	5.5	8.8	3.3
大字二重堀	84.6	44.4	39.8	-4.6	6.8	4.3	-2.5	31.2	22.7	-8.5	6.3	12.8	6.5
大字文津	43.6	31.7	28.1	-3.6	5.1	3.3	-1.8	20.4	16.7	-3.7	6.2	8.2	1.9
大字小松寺	59.5	64.6	55.7	-8.9	11.9	6.4	-5.4	40.9	30.7	-10.2	11.8	18.6	6.8
大字本庄	166.6	31.6	26.9	-4.7	5.7	3.1	-2.6	20.3	14.5	-5.8	5.6	9.3	3.7
大字岩崎	105.2	59.0	52.3	-6.7	9.5	6.0	-3.6	38.5	31.0	-7.6	10.9	15.4	4.4
大字岩崎原新田	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大字久保一色	118.1	48.9	37.4	-11.5	6.5	4.1	-2.4	29.4	20.1	-9.3	13.0	13.2	0.2
田県町	7.7	31.7	25.3	-6.4	3.9	2.5	-1.4	20.7	13.7	-7.0	7.1	9.3	2.2
久保本町	9.5	68.3	51.5	-16.8	6.4	5.1	-1.4	47.6	27.0	-20.6	14.3	19.4	5.2
久保新町	8.4	37.3	34.2	-3.1	6.9	4.0	-3.0	23.2	20.6	-2.6	7.2	9.6	2.4
久保一色東	16.6	6.4	4.3	-2.1	0.7	0.4	-0.3	3.6	2.1	-1.4	2.2	1.8	-0.4
霞原	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

小地域名	地区面積 (ha)	H22 人口密度 (人/ha)	H52 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 人口密度 増減 (人/ha)	H22年少 人口密度 (人/ha)	H52年少 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 年少 人口密度 増減 (人/ha)	H22生産 年齢 人口密度 (人/ha)	H52生産 年齢 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 生産年齢 人口密度 増減 (人/ha)	H22高齢者 人口密度 (人/ha)	H52高齢者 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 高齢者 人口密度 増減 (人/ha)
久保一色南1丁目	6.6	48.7	42.0	-6.7	7.8	5.0	-2.8	30.4	22.7	-7.6	10.5	14.4	3.8
久保一色南2丁目	14.6	87.5	81.9	-5.6	13.4	9.0	-4.5	63.8	47.9	-15.9	10.3	25.0	14.8
岩崎原1丁目	11.9	28.5	22.1	-6.4	4.6	2.3	-2.4	16.6	10.6	-6.0	7.3	9.2	1.9
岩崎原2丁目	18.1	16.9	12.9	-4.0	1.7	1.6	-0.2	10.8	6.2	-4.5	4.4	5.2	0.8
岩崎原3丁目	18.3	18.8	10.3	-8.5	1.7	0.9	-0.8	8.5	5.3	-3.2	8.6	4.1	-4.5
岩崎1丁目	14.1	5.6	4.3	-1.3	0.7	0.4	-0.3	3.2	2.1	-1.1	1.6	1.7	0.1
岩崎5丁目	21.0	41.2	30.0	-11.3	4.3	3.1	-1.2	26.1	15.3	-10.8	10.8	11.5	0.7
寺西	10.7	1.2	0.9	-0.4	0.1	0.0	-0.1	0.9	0.7	-0.3	0.2	0.3	0.1
多気東町	15.2	3.1	2.8	-0.3	0.7	0.4	-0.3	1.8	1.6	-0.1	0.7	0.8	0.1
多気西町	26.0	14.5	10.7	-3.8	1.5	1.1	-0.4	9.2	5.5	-3.7	3.9	4.2	0.3
多気南町	32.0	12.3	9.7	-2.6	1.5	0.9	-0.6	8.3	4.9	-3.4	2.5	3.9	1.4
多気北町	30.3	14.2	10.9	-3.3	1.9	1.3	-0.6	8.9	5.8	-3.1	3.5	3.9	0.4
多気中町	31.9	10.3	8.2	-2.2	1.2	1.0	-0.2	6.5	4.4	-2.2	2.6	2.9	0.2
大字小木	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
藤島町	82.8	36.6	29.3	-7.3	5.3	3.3	-2.0	23.1	16.1	-7.1	8.1	9.9	1.8
藤島1丁目	7.7	73.4	44.2	-29.2	7.3	5.2	-2.1	33.2	20.4	-12.9	32.9	18.6	-14.3
藤島2丁目	8.8	87.7	50.1	-37.7	8.9	5.4	-3.5	37.2	23.8	-13.4	41.6	20.8	-20.8
小木南1丁目	12.2	2.9	2.9	0.0	0.3	0.5	0.2	1.9	1.7	-0.2	0.7	0.7	0.0
小木南2丁目	9.8	13.5	2.6	-11.0	0.1	0.0	-0.1	2.2	1.2	-1.0	11.2	1.3	-9.9
小木南3丁目	11.3	82.1	60.3	-21.8	9.7	6.4	-3.3	48.1	30.9	-17.2	24.3	23.0	-1.3
小木西1丁目	11.8	3.3	3.5	0.2	0.3	0.5	0.3	2.8	1.6	-1.2	0.3	1.4	1.2
小木西2丁目	25.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小木西3丁目	7.0	3.9	2.6	-1.3	0.6	0.0	-0.6	2.3	1.4	-0.9	1.0	1.0	0.0
下小針中島1丁目	24.7	1.8	1.3	-0.4	0.2	0.0	-0.2	1.2	0.8	-0.4	0.4	0.6	0.2
下小針中島2丁目	22.0	7.5	5.7	-1.8	0.7	0.6	-0.1	4.7	2.6	-2.1	2.0	2.4	0.4
下小針中島3丁目	27.1	5.6	4.4	-1.2	0.7	0.4	-0.3	3.6	2.2	-1.4	1.3	1.8	0.5
下小針天神1丁目	17.0	15.6	13.3	-2.4	2.4	1.3	-1.1	10.3	7.4	-2.9	3.0	4.6	1.6
下小針天神2丁目	12.2	4.1	4.0	-0.1	0.5	0.5	0.0	3.0	2.1	-1.0	0.6	1.6	1.0
下小針天神3丁目	14.5	37.6	30.5	-7.1	5.0	3.3	-1.7	23.6	15.9	-7.7	9.0	11.3	2.3
常普請1丁目	18.2	47.9	40.2	-7.8	6.7	4.6	-2.1	31.2	21.5	-9.7	10.1	14.1	4.0
常普請2丁目	19.3	41.2	35.9	-5.3	5.8	4.1	-1.8	27.8	19.3	-8.5	7.6	12.5	4.9
常普請3丁目	14.5	42.8	40.8	-2.0	7.5	4.8	-2.8	30.0	22.2	-7.9	5.2	13.8	8.6
外堀1丁目	17.7	40.2	35.5	-4.6	5.3	3.7	-1.6	29.1	19.9	-9.2	5.8	11.9	6.2
外堀2丁目	15.5	50.7	45.7	-5.0	7.3	4.9	-2.4	35.0	26.8	-8.2	8.5	14.0	5.5
外堀3丁目	13.8	43.7	37.2	-6.5	6.3	3.9	-2.5	29.4	20.6	-8.8	8.0	12.7	4.7
外堀4丁目	5.8	2.1	1.7	-0.3	0.2	0.0	-0.2	1.4	1.0	-0.3	0.5	0.9	0.4
郷中1丁目	17.7	41.2	40.6	-0.6	9.9	5.4	-4.5	26.2	22.6	-3.6	5.2	12.6	7.4
郷中2丁目	19.5	30.5	31.0	0.5	6.3	3.7	-2.5	21.1	18.7	-2.4	3.2	8.5	5.3
桜井	2.3	57.3	50.2	-7.0	6.2	6.6	0.4	39.2	28.6	-10.6	11.9	15.0	3.1
小木1丁目	7.4	20.8	19.5	-1.2	3.3	1.6	-1.6	13.6	10.7	-2.8	3.9	7.2	3.3
小木2丁目	20.4	49.8	39.9	-9.9	6.7	4.2	-2.5	31.9	22.3	-9.6	11.3	13.5	2.2
小木3丁目	14.9	50.9	40.8	-10.1	7.7	4.2	-3.6	31.5	22.3	-9.2	11.7	14.4	2.7
小木4丁目	9.1	60.9	56.6	-4.3	11.3	6.5	-4.8	40.8	32.3	-8.5	8.9	17.8	8.9
小木5丁目	11.7	60.2	49.2	-11.0	7.1	4.9	-2.2	41.2	27.8	-13.4	11.9	16.5	4.6
小木東1丁目	16.9	15.1	12.9	-2.1	1.4	1.2	-0.2	11.3	6.9	-4.4	2.3	4.8	2.5
小木東2丁目	23.1	5.5	4.9	-0.7	0.7	0.5	-0.2	4.1	2.2	-1.9	0.7	2.1	1.3
小木東3丁目	12.8	3.8	3.6	-0.2	0.4	0.5	0.1	2.8	1.7	-1.1	0.6	1.4	0.8
大字大山	503.4	1.3	0.7	-0.6	0.1	0.1	0.0	0.6	0.3	-0.3	0.6	0.3	-0.3
大字野口	360.2	2.5	1.7	-0.8	0.3	0.1	-0.1	1.5	0.8	-0.6	0.7	0.7	0.0
大字林	146.3	7.8	6.3	-1.5	1.2	0.7	-0.5	4.8	3.4	-1.3	1.8	2.1	0.4
大字池之内	188.1	12.2	9.7	-2.6	1.8	1.1	-0.7	7.4	5.2	-2.2	3.0	3.4	0.3
大字上末	271.5	6.6	4.8	-1.8	0.8	0.6	-0.3	3.8	2.6	-1.3	2.0	1.7	-0.3
長治町	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
郷西町	12.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大字下末	142.8	9.1	7.2	-1.9	1.2	0.8	-0.4	5.7	3.8	-1.9	2.2	2.6	0.4
大字大草	697.3	3.0	2.3	-0.7	0.3	0.3	0.0	1.9	1.2	-0.7	0.8	0.8	0.0
桃ヶ丘1丁目	15.5	64.3	44.2	-20.1	3.2	4.2	0.9	47.2	22.1	-25.1	13.9	17.9	4.0
桃ヶ丘2丁目	12.6	27.0	18.2	-8.9	2.3	1.6	-0.7	18.0	9.0	-9.0	6.7	7.5	0.8
桃ヶ丘3丁目	18.3	46.5	31.4	-15.1	3.2	2.9	-0.3	32.5	16.1	-16.5	10.8	12.5	1.6
古雅1丁目	8.5	98.6	107.3	8.7	27.4	13.2	-14.2	66.5	57.1	-9.4	4.7	36.9	32.2
古雅2丁目	7.8	126.0	115.6	-10.4	24.4	14.2	-10.2	83.8	66.4	-17.4	17.8	35.0	17.3
古雅3丁目	19.5	46.5	37.2	-9.3	7.6	4.3	-3.2	28.9	20.8	-8.1	10.1	12.0	2.0
古雅4丁目	17.5	60.1	48.3	-11.8	8.0	5.7	-2.2	40.2	25.2	-15.0	12.0	17.5	5.5

小地域名	地区面積 (ha)	H22 人口密度 (人/ha)	H52 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 人口密度 増減 (人/ha)	H22年少 人口密度 (人/ha)	H52年少 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 年少 人口密度 増減 (人/ha)	H22生産 年齢 人口密度 (人/ha)	H52生産 年齢 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 生産年齢 人口密度 増減 (人/ha)	H22高齢者 人口密度 (人/ha)	H52高齢者 人口密度 (人/ha)	(H52-H22) 高齢者 人口密度 増減 (人/ha)
篠岡1丁目	14.6	133.5	121.6	-12.0	19.7	14.1	-5.6	96.0	67.3	-28.7	17.8	40.2	22.4
篠岡2丁目	13.8	34.1	32.6	-1.5	6.0	4.3	-1.7	23.4	18.7	-4.7	4.7	9.7	4.9
篠岡3丁目	16.6	64.9	57.2	-7.7	9.8	6.9	-2.9	47.0	30.4	-16.7	8.1	19.9	11.8
光ヶ丘1丁目	12.1	143.3	128.5	-14.8	12.7	14.07	1.4	118.4	71.1	-47.3	12.3	43.4	31.1
光ヶ丘2丁目	13.8	89.2	73.5	-15.7	6.0	7.4	1.4	74.3	38.5	-35.7	9.0	27.6	18.6
光ヶ丘3丁目	23.0	42.3	36.5	-5.8	3.6	4.1	0.5	33.6	19.8	-13.8	5.1	12.7	7.5
光ヶ丘4丁目	14.8	66.6	59.7	-6.9	7.6	6.9	-0.7	51.7	33.1	-18.6	7.3	19.7	12.4
光ヶ丘5丁目	14.0	95.9	103.8	8.0	27.1	13.8	-13.3	61.9	62.6	0.7	6.9	27.3	20.4
光ヶ丘6丁目	9.6	40.7	33.9	-6.8	3.0	3.4	0.4	32.7	18.5	-14.2	4.9	12.0	7.1
城山1丁目	11.0	147.6	150.4	2.8	33.8	18.1	-15.7	102.9	81.9	-21.0	10.9	50.4	39.5
城山2丁目	19.6	123.7	136.1	12.4	28.1	18.6	-9.5	90.3	76.8	-13.6	5.2	40.7	35.5
城山3丁目	16.2	92.7	93.5	0.8	18.3	11.9	-6.4	66.8	52.8	-14.0	7.6	28.8	21.2
城山4丁目	18.4	54.7	52.5	-2.2	5.8	7.2	1.5	43.1	29.0	-14.2	5.8	16.3	10.5
城山5丁目	24.3	81.8	71.5	-10.3	9.2	8.3	-0.9	62.6	38.6	-24.1	9.9	24.6	14.7
中央1丁目	18.2	68.3	63.9	-4.4	9.4	6.9	-2.4	50.5	35.0	-15.5	8.5	21.9	13.5
中央2丁目	15.9	78.9	70.1	-8.9	11.4	8.1	-3.3	52.8	39.6	-13.2	14.7	22.4	7.7
中央3丁目	13.4	65.2	60.1	-5.1	10.9	6.6	-4.3	45.9	34.0	-11.9	8.4	19.5	11.1
中央4丁目	10.6	61.5	57.5	-4.0	9.0	6.2	-2.8	45.8	33.0	-12.8	6.7	18.4	11.6
中央5丁目	15.8	81.4	77.2	-4.3	16.4	9.8	-6.5	51.5	42.4	-9.0	13.6	24.9	11.3
中央6丁目	10.6	63.5	49.0	-14.5	8.3	5.1	-3.2	37.6	24.9	-12.7	17.6	19.0	1.4
川西1丁目	12.6	5.3	5.8	0.5	1.2	0.6	-0.6	3.9	3.7	-0.2	0.2	1.6	1.4
川西2丁目	6.5	2.6	1.7	-0.9	0.0	0.0	0.0	2.3	0.5	-1.9	0.3	1.2	0.9
川西3丁目	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新小木1丁目	20.7	1.9	2.0	0.2	0.2	0.3	0.2	1.7	1.1	-0.6	0.0	0.6	0.6
新小木2丁目	16.4	0.6	0.4	-0.3	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	-0.6	0.0	0.4	0.4
新小木3丁目	14.9	2.8	2.2	-0.6	0.1	0.0	-0.1	2.5	1.1	-1.4	0.2	1.2	1.0
新小木4丁目	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高根1丁目	24.2	4.1	3.1	-1.0	0.2	0.4	0.2	2.7	1.5	-1.2	1.2	1.2	0.1
高根2丁目	35.0	11.4	9.3	-2.1	1.7	1.0	-0.7	7.2	5.0	-2.1	2.6	3.2	0.6
高根3丁目	42.2	10.1	7.7	-2.4	1.6	0.7	-0.9	5.9	4.1	-1.8	2.7	2.9	0.2
大字南外山	77.7	5.2	5.3	0.0	0.7	0.4	-0.3	4.2	4.1	-0.1	0.3	0.8	0.5
春日寺2丁目	9.7	46.7	35.7	-11.0	6.3	3.7	-2.6	27.6	19.2	-8.4	12.8	12.8	0.0
春日寺3丁目	7.4	35.3	22.0	-13.3	2.3	1.8	-0.5	20.5	9.7	-10.8	12.5	10.5	-2.0
市之久田1丁目	26.4	16.9	13.3	-3.6	2.6	1.4	-1.1	10.6	6.8	-3.7	3.8	5.0	1.3
市之久田2丁目	7.6	14.4	12.9	-1.6	3.9	1.5	-2.4	7.3	6.9	-0.4	3.3	4.4	1.1
応時1丁目	10.8	62.6	62.8	0.2	15.8	8.0	-7.8	38.6	36.9	-1.8	8.3	17.9	9.6
応時2丁目	14.8	31.6	33.3	1.7	6.8	3.9	-2.8	22.0	21.1	-0.9	2.8	8.3	5.5
応時3丁目	7.6	110.6	108.3	-2.3	20.2	14.2	-6.1	73.0	63.1	-9.9	17.3	31.1	13.8
応時4丁目	5.2	63.3	50.7	-12.6	9.6	5.4	-4.2	36.1	28.3	-7.8	17.7	17.0	-0.6
東1丁目	15.5	13.7	14.1	0.4	2.0	1.6	-0.4	10.5	7.8	-2.7	1.2	4.7	3.5
東2丁目	8.8	87.3	66.0	-21.3	10.1	6.5	-3.6	53.1	37.5	-15.6	24.0	22.0	-2.1
東3丁目	23.4	12.0	13.2	1.2	1.8	1.2	-0.6	10.0	10.5	0.5	0.2	1.5	1.3
東4丁目	15.0	14.1	13.4	-0.7	2.2	1.5	-0.7	9.9	7.5	-2.3	2.1	4.3	2.3
小針1丁目	20.7	13.2	9.5	-3.7	1.4	0.8	-0.5	8.3	4.3	-4.0	3.5	4.3	0.8
小針2丁目	28.4	9.3	7.2	-2.1	1.2	0.8	-0.4	5.7	3.8	-2.0	2.4	2.6	0.2

 : 人口密度の目安(40 人/ha)を上回る地区

※平成 52 年（2040 年）の社人研推計結果（社会移動あり・社会移動なしの人口比率）を用いて、社人研推計と同一条件で町丁字別にコーホート要因法（封鎖）により独自推計した結果を補正

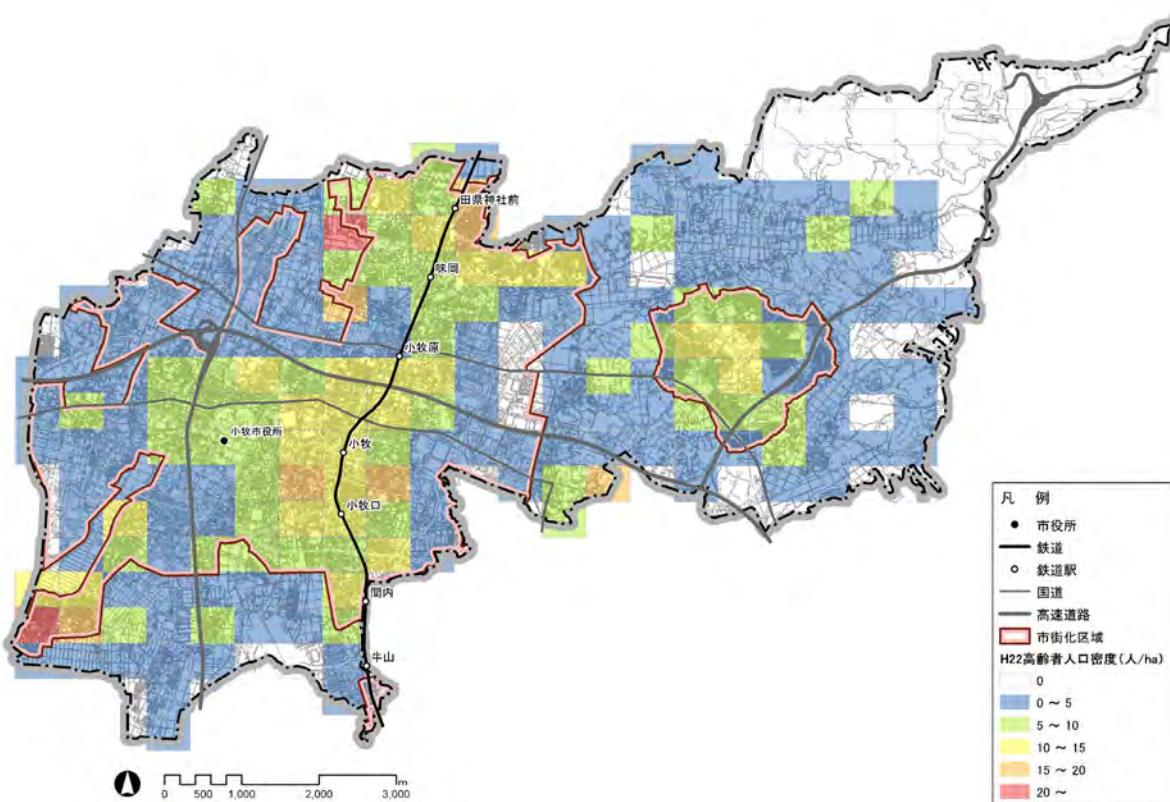
※町丁字別の人団は面積按分により算出

② 地区別の高齢者人口の見通し

平成 52 年（2040 年）の高齢者人口密度は、平成 22 年（2010 年）時点と比較すると、多くの地域において高齢者人口密度の増加がみられ、特に古雅一丁目、光ヶ丘一丁目、城山一丁目及び城山二丁目で 30 人/ha 以上密度の増加が見込まれています。

また、平成 52 年（2040 年）時点の高齢化率は、平成 22 年（2010 年）と比較すると、多くの地域で高齢化率の上昇がみられ、市街化区域では、30%から 40%となる地域が多く、市街化調整区域の一部では、40%以上となっています。

図 地区別の高齢者人口密度(H22)



（出典：平成 22 年（2010 年）国勢調査）

図 地区別の高齢者人口密度(H52)

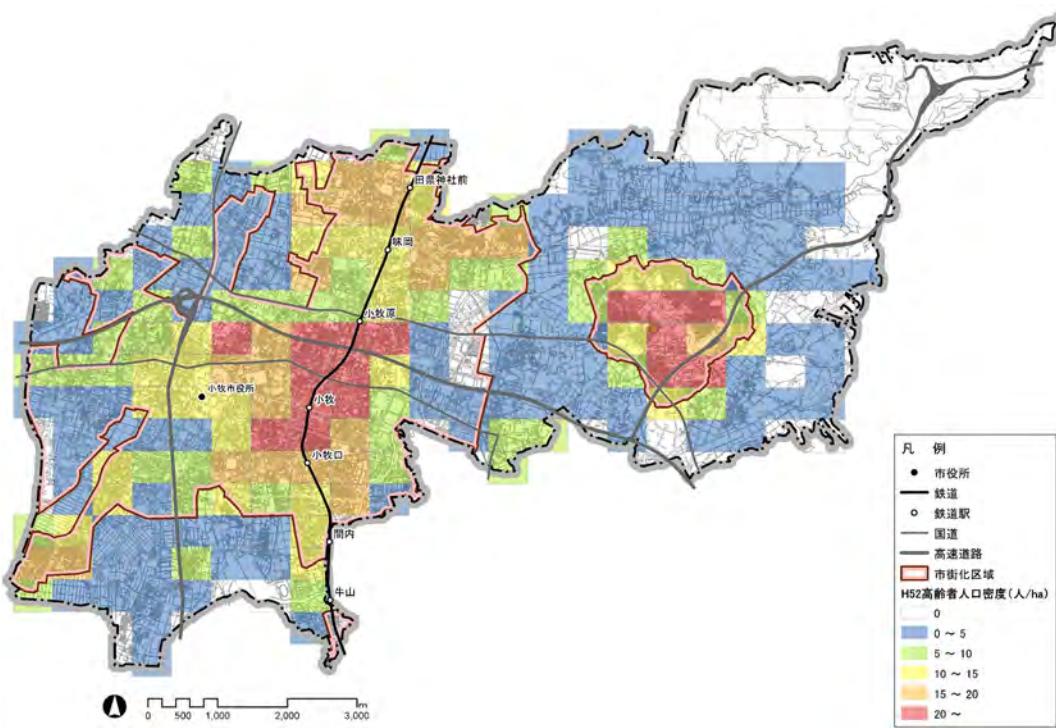
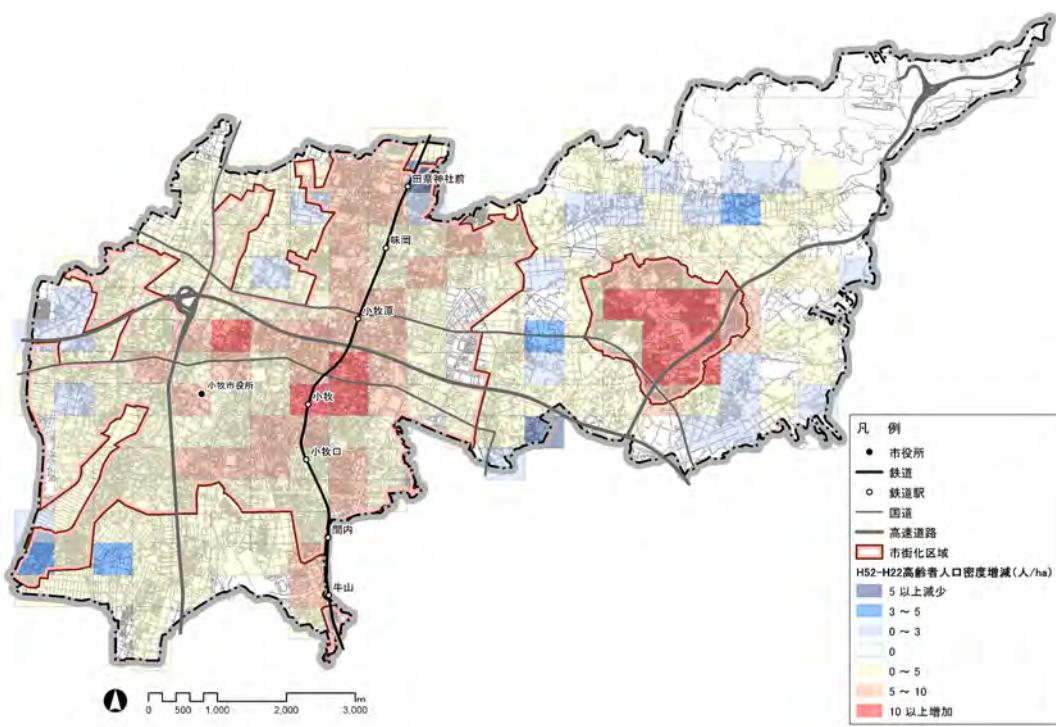
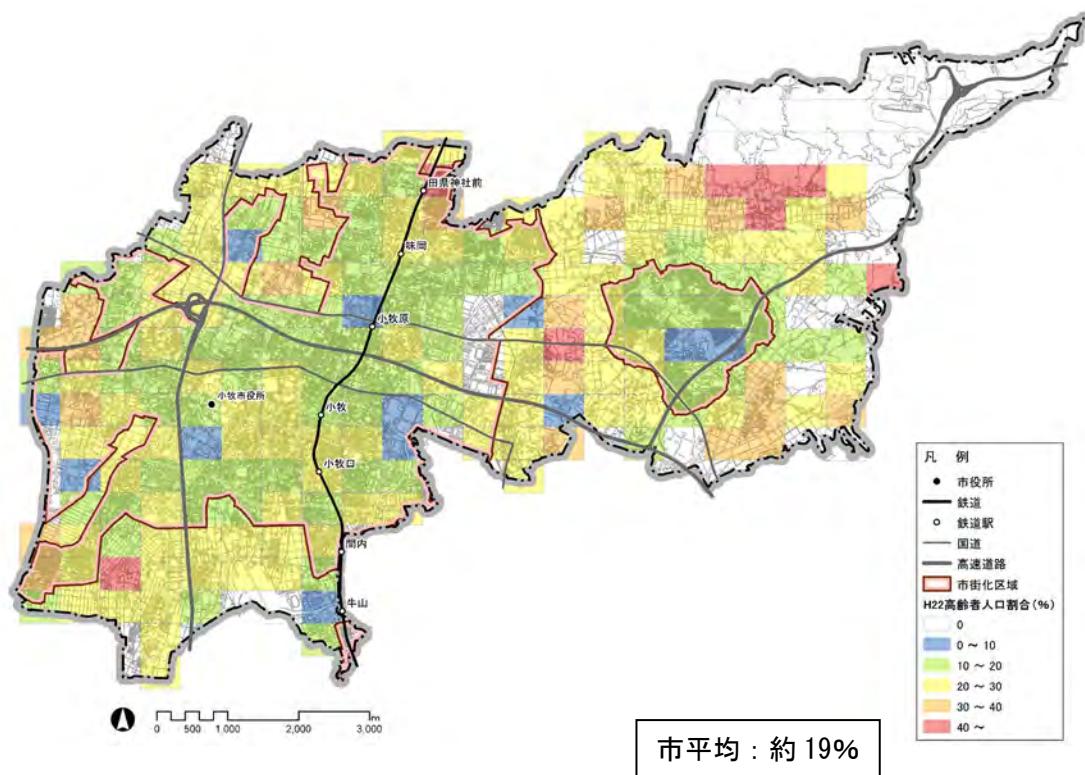


図 地区別の高齢者人口密度の増減(H22～H52)



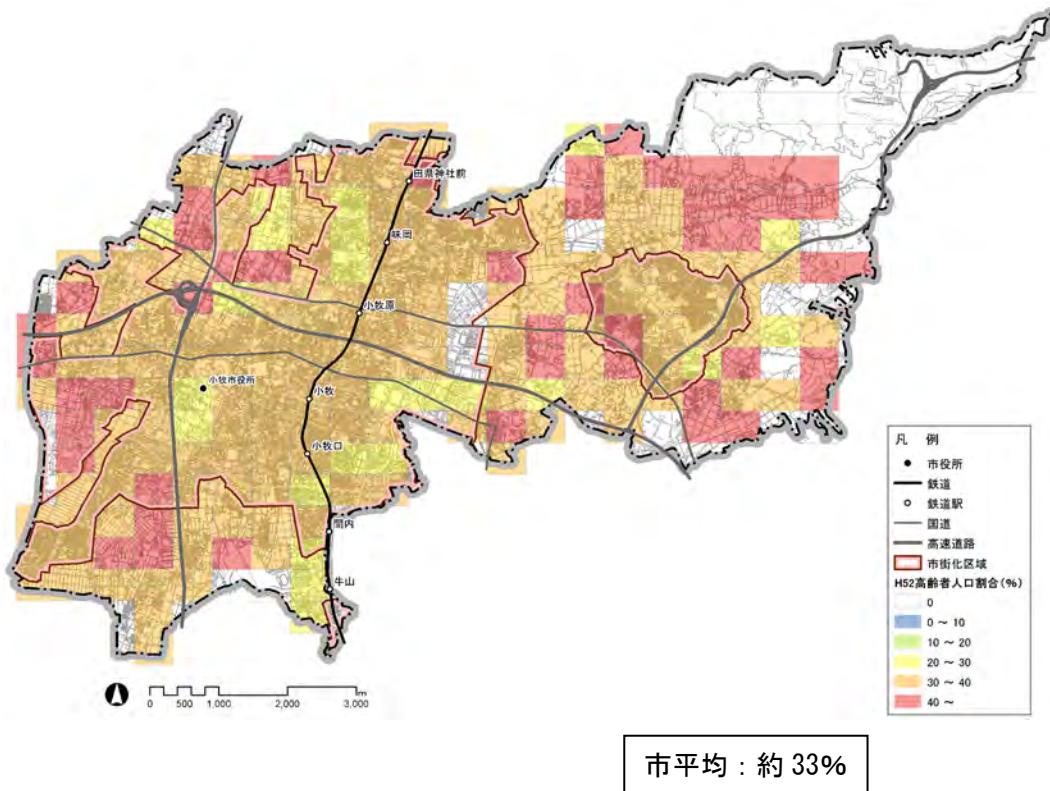
※コーホート要因法（社会移動あり）により独自推計

図 地区別の高齢化率(H22)



(出典：平成 22 年（2010 年）国勢調査)

図 地区別の高齢化率(H52)

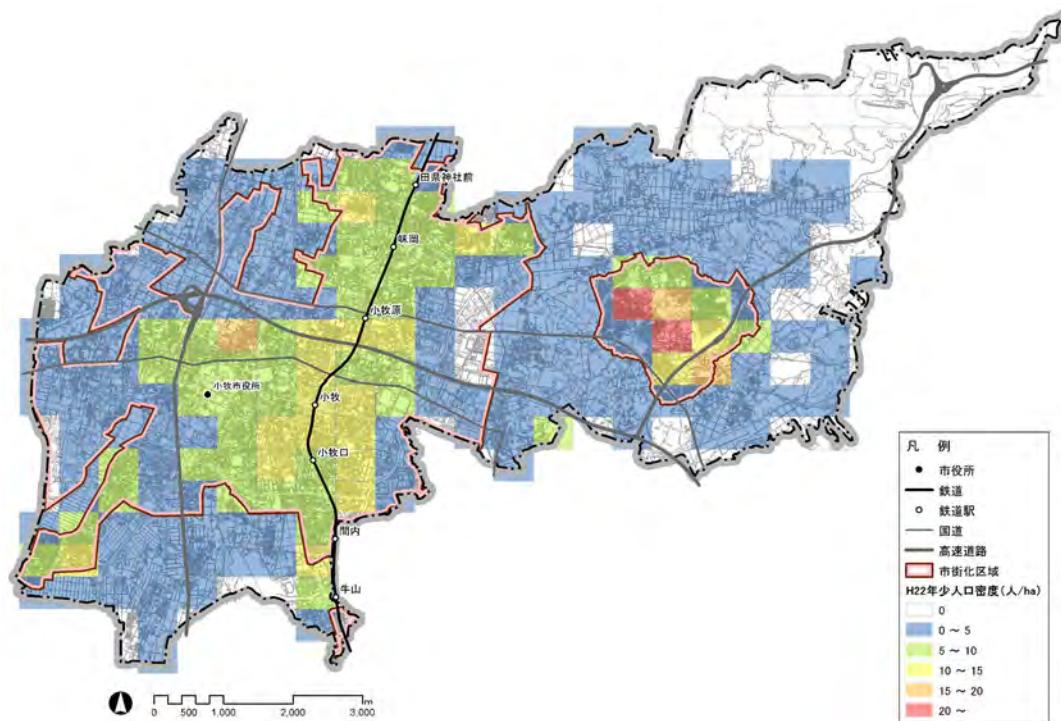


③地区別の年少人口の見通し

平成 52 年（2040 年）の年少人口密度は、平成 22 年（2010 年）時点と比較すると、多くの地域において年少人口密度の減少がみられ、特に古雅一丁目、古雅二丁目、光ヶ丘五丁目及び城山一丁目で 10 人/ha 以上密度の減少が見込まれています。

また、平成 52 年（2040 年）の年少人口割合は、平成 22 年（2010 年）と比較すると、多くの地域で年少人口割合の低下がみられ、市街化区域では、10～15% となる地域が多く、市街化調整区域では、5%～15% となることが見込まれています。

図 地区別の年少人口密度(H22)



（出典：平成 22 年（2010 年）国勢調査）

図 地区別の年少人口密度(H52)

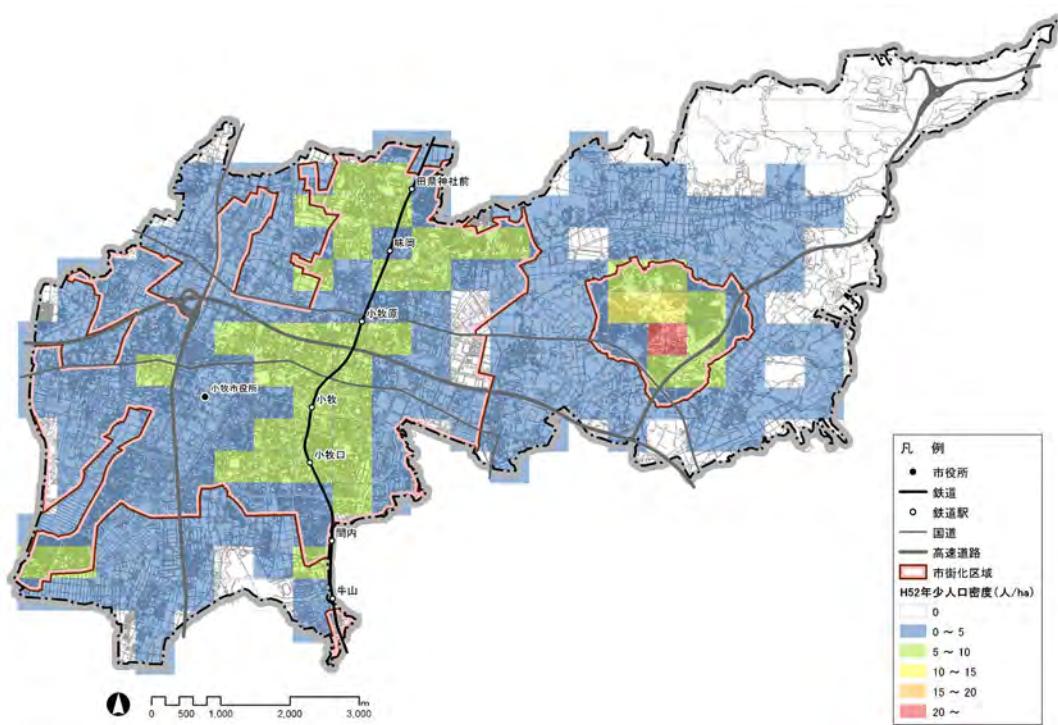
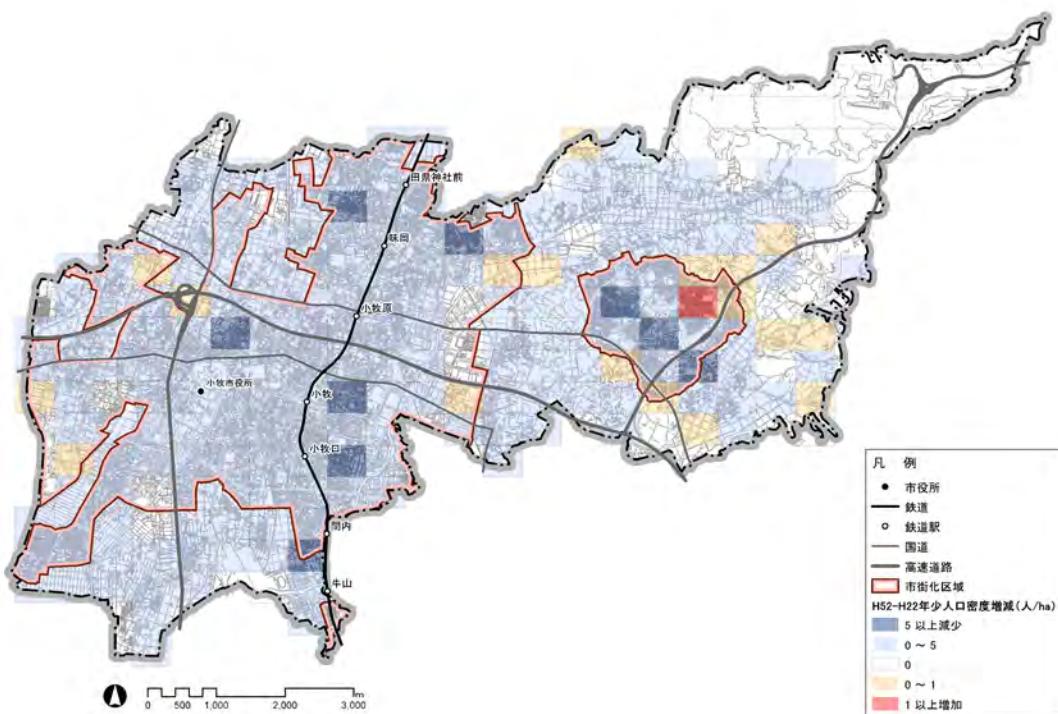
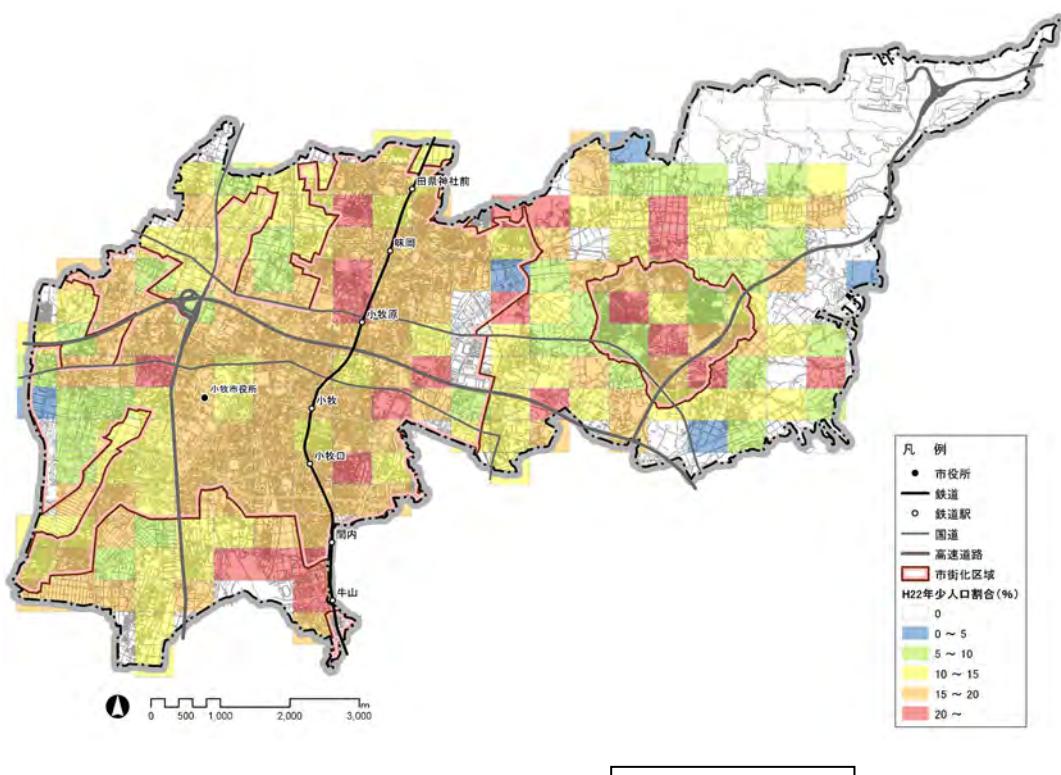


図 地区別の年少人口密度の増減(H22～H52)



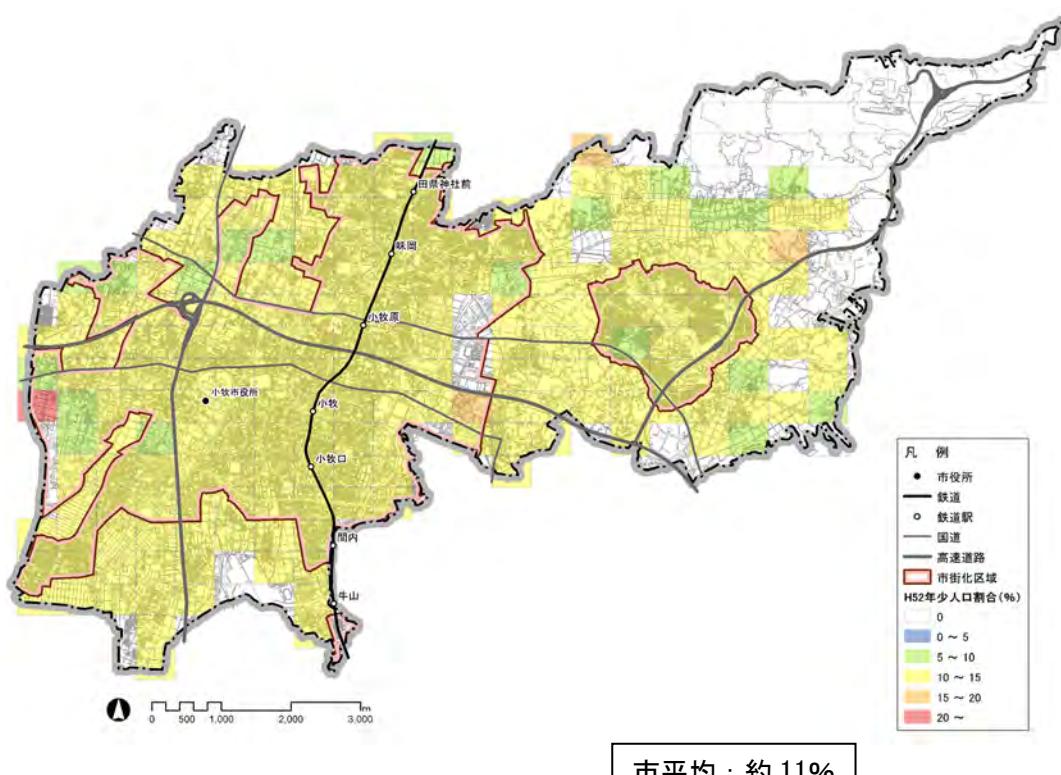
※コーホート要因法（社会移動あり）により独自推計

図 地区別の年少人口割合(H22)



(出典：平成 22 年（2010 年）国勢調査)

図 地区別の年少人口割合(H52)



2-2 土地利用

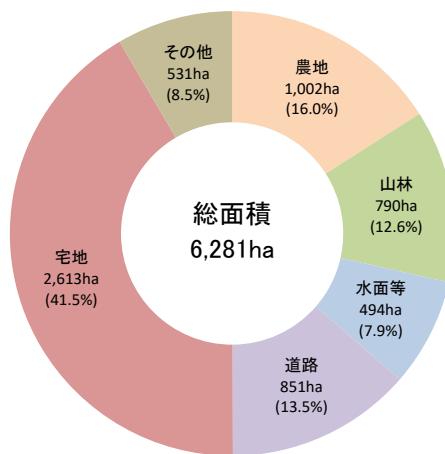
1 土地利用状況

土地利用現況は、市域面積 6,281ha のうち宅地が約 41.5% を占め、次いで農地が約 16.0% となっています。また、長期スパン（昭和 51 年（1976 年）と平成 21 年（2009 年））で土地利用の動向をみると、都市的な土地利用を示す「建物用地^{※1}」が市街化区域に隣接する市街化調整区域まで拡大しています。なお、近年では、土地利用に大きな変化はみられないものの、市街化区域内の都市的低・未利用地^{※2} が減少傾向にあることから、都市的な土地利用が進んでいます。

※1 建物用地：国土数値情報における総描建物（建物が密集していて個々の区別がつきにくい場所ではこれを総描して表示した建物）、独立建物、住宅団地及び建物類似の構造物（倉庫など）。

※2 都市的低・未利用地：都市計画基礎調査の土地利用現況における、農地（田・畑）、山林、未利用地（平面駐車場、建物跡地等、都市的状況の未利用地）、その他の空地（改築工事中の土地、ゴルフ場）の用途に使われている土地のこと。

図 土地利用現況面積及び割合(H25)



※総面積は現在の市域面積に補正

（出典：平成 25 年（2013 年）都市計画基礎調査）

表 地域別都市的低・未利用地の推移

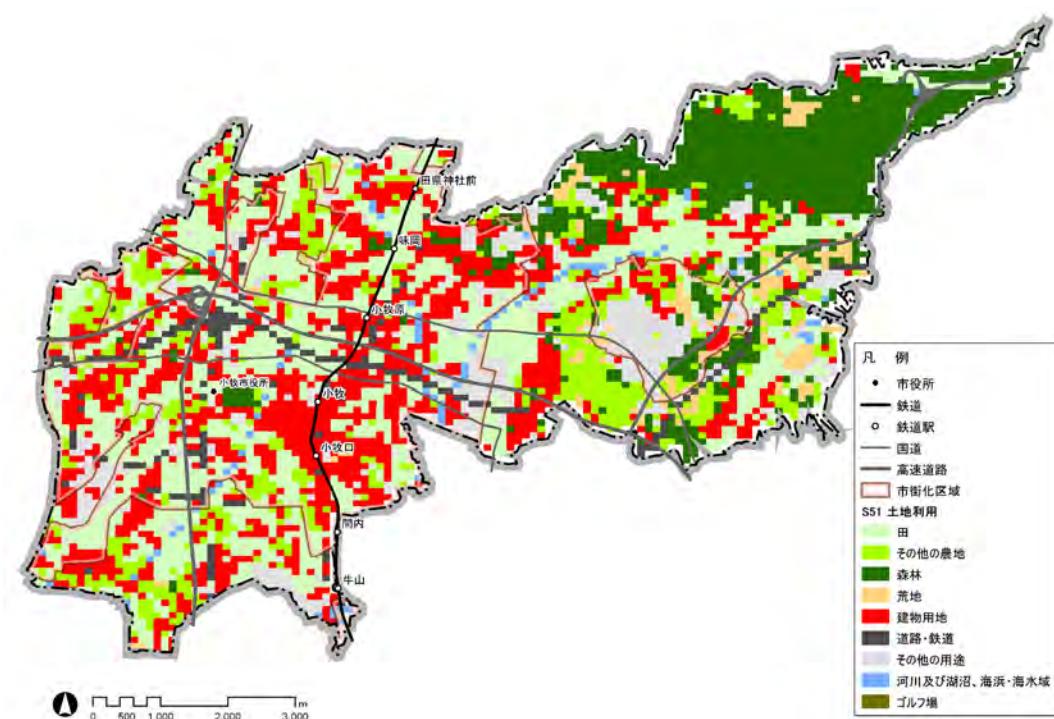
（単位：ha）

地域区分	H19年度			H25年度			都市的 低・未利用地 面積増減
	都市的 低・未利用地	地区面積	割合	都市的 低・未利用地	地区面積	割合	
小牧地区	250	1,939	13%	197	1,939	10%	-52
味岡地区	117	795	15%	98	795	12%	-19
篠岡地区	22	2,745	1%	17	2,745	1%	-5
北里地区	28	802	3%	25	802	3%	-3
市全域	417	6,281	7%	338	6,281	5%	-79

※市全域面積は現在の市域面積に補正

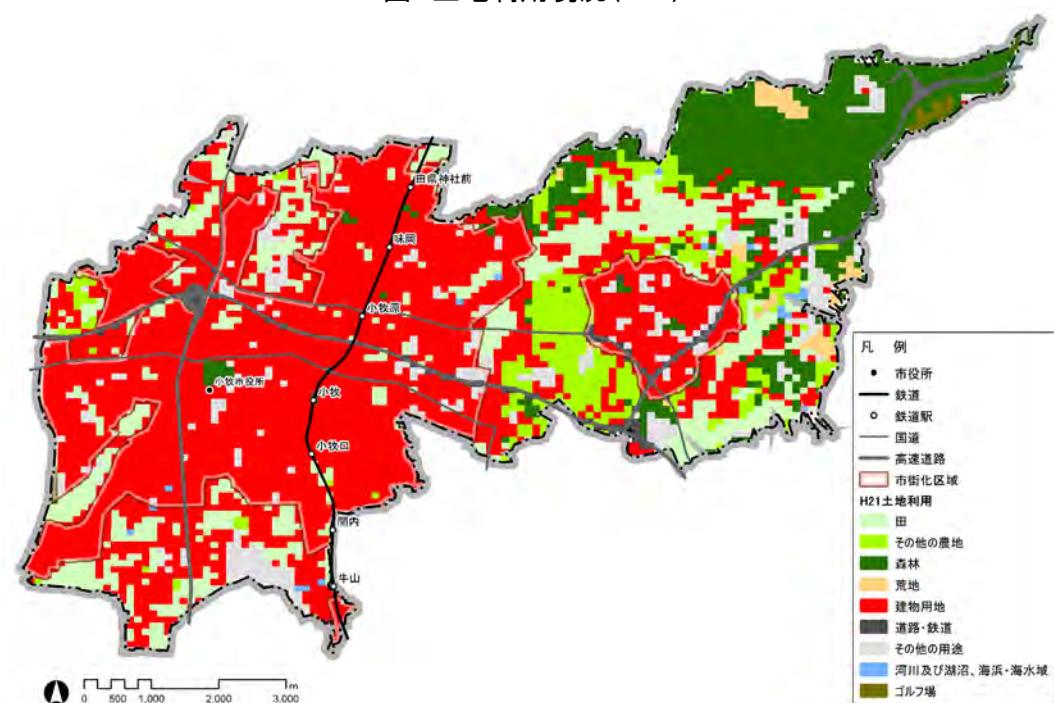
（出典：都市計画基礎調査）

図 土地利用現況(S51)



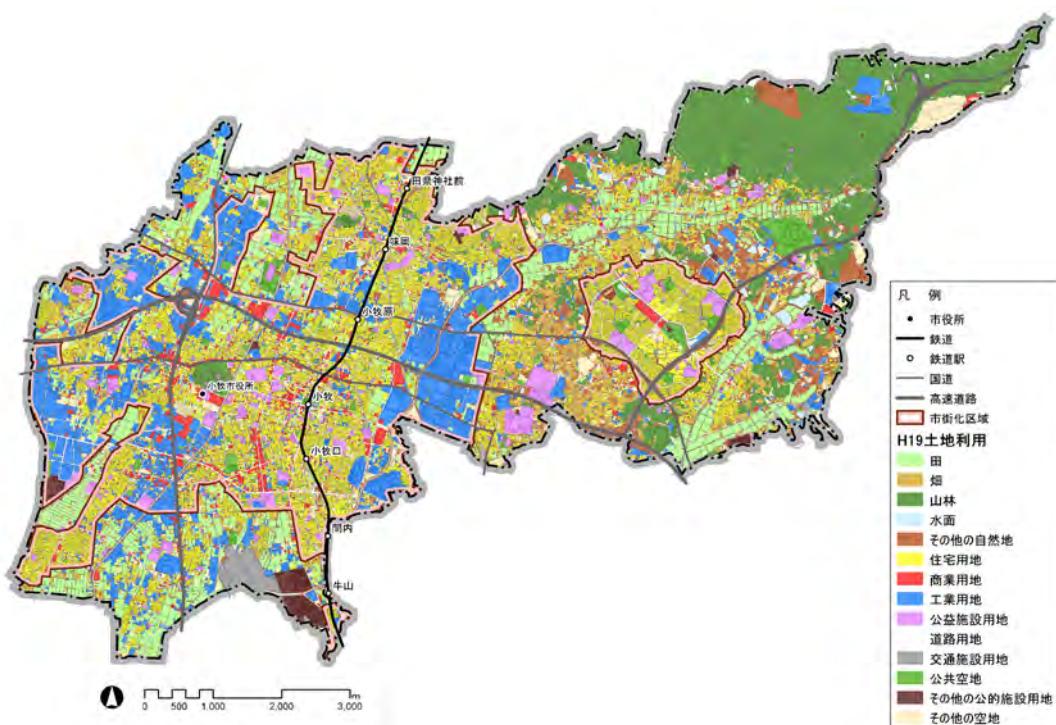
(出典：国土数値情報)

図 土地利用現況(H22)



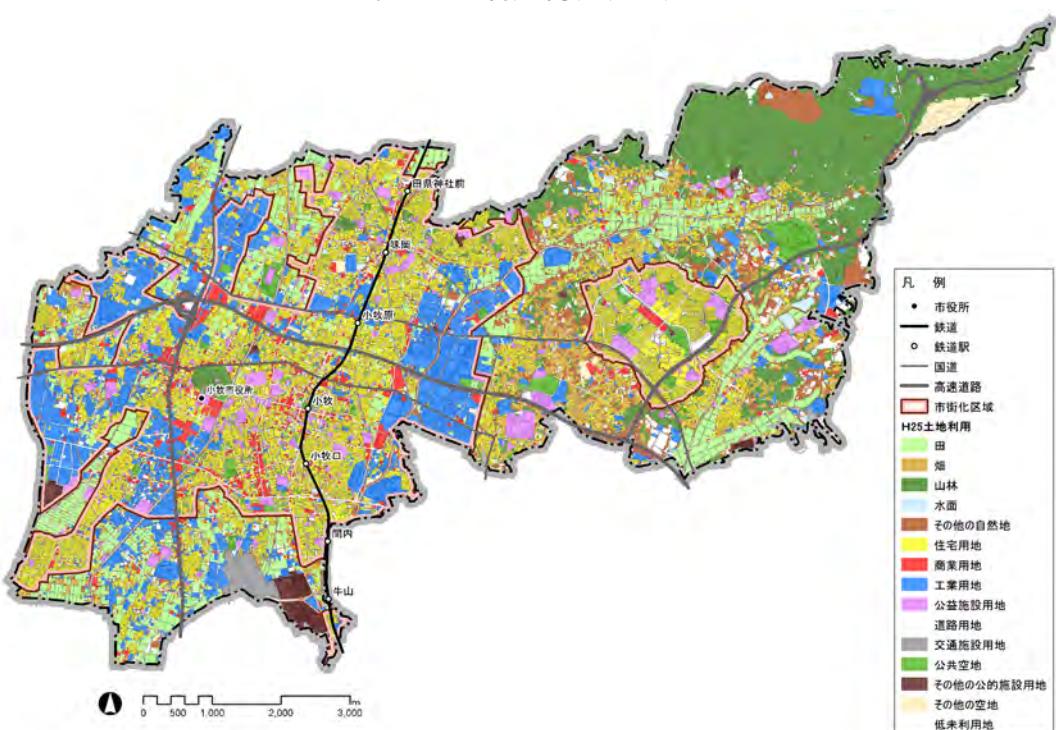
(出典：国土数値情報)

図 土地利用現況(H19)



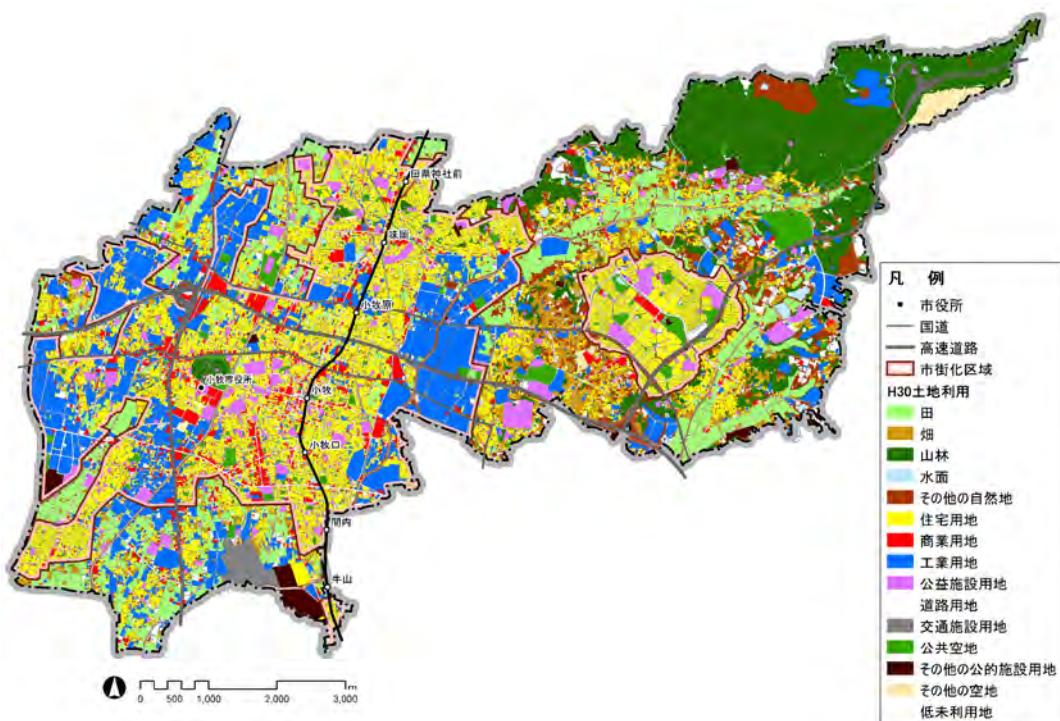
(出典：平成 19 年（2007 年）都市計画基礎調査)

図 土地利用現況(H25)



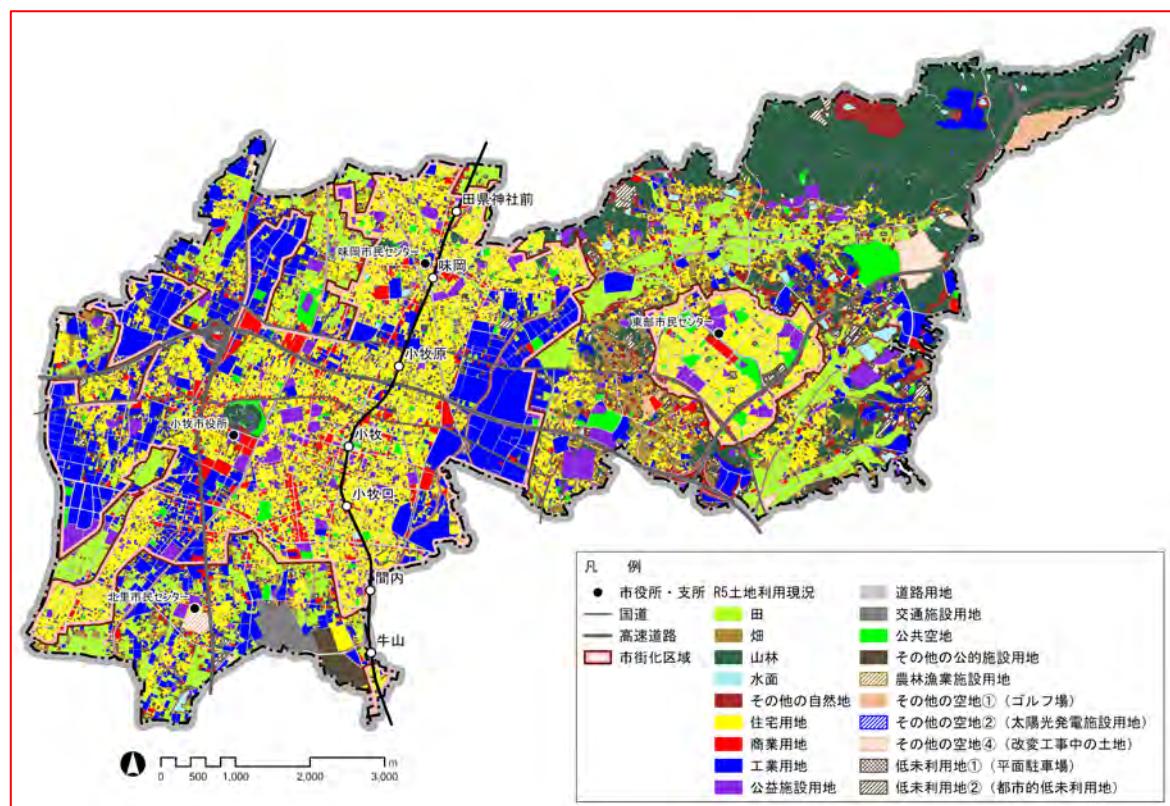
(出典：平成 25 年（2013 年）都市計画基礎調査)

図 土地利用現況(H30)



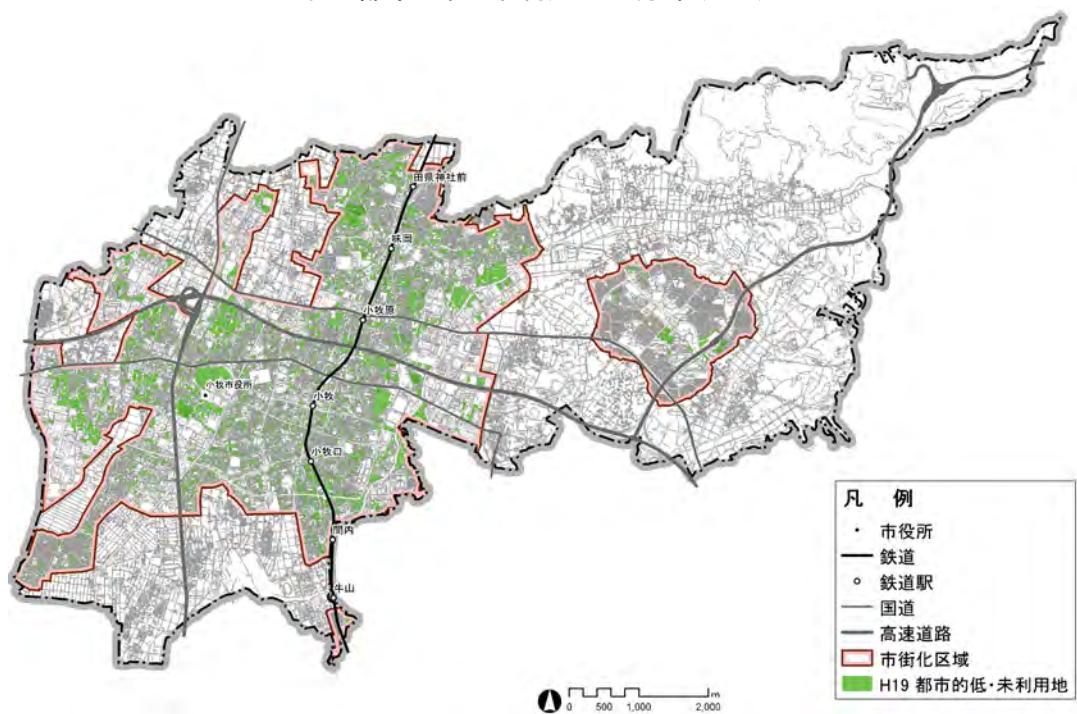
(出典：平成 30 年（2018 年）都市計画基礎調査)

図 土地利用現況(R5)



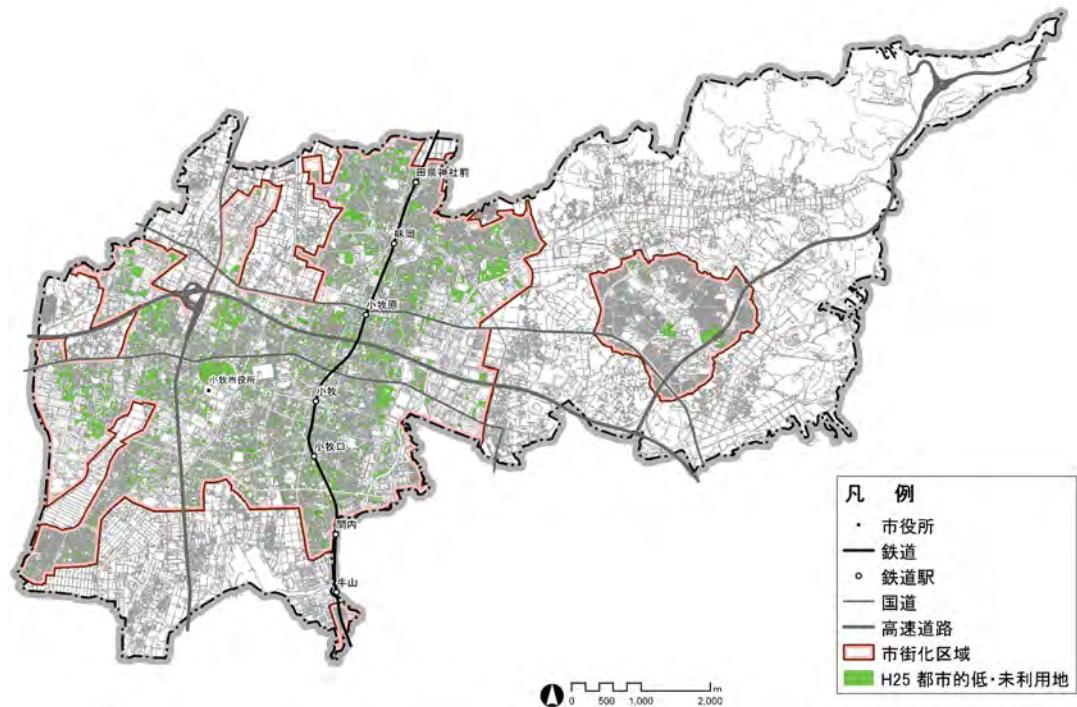
(出典：令和 5 年（2023 年）都市計画基礎調査)

図 都市低・未利用地の分布(H19)



(出典：平成 19 年（2007 年）都市計画基礎調査)

図 都市低・未利用地の分布(H25)

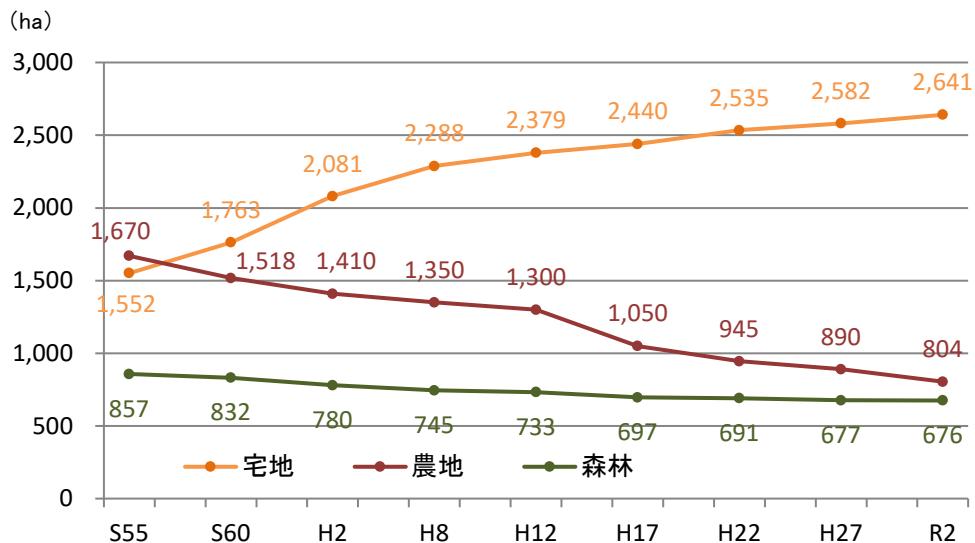


(出典：平成 25 年（2013 年）都市計画基礎調査)

2 農地・森林面積の動向

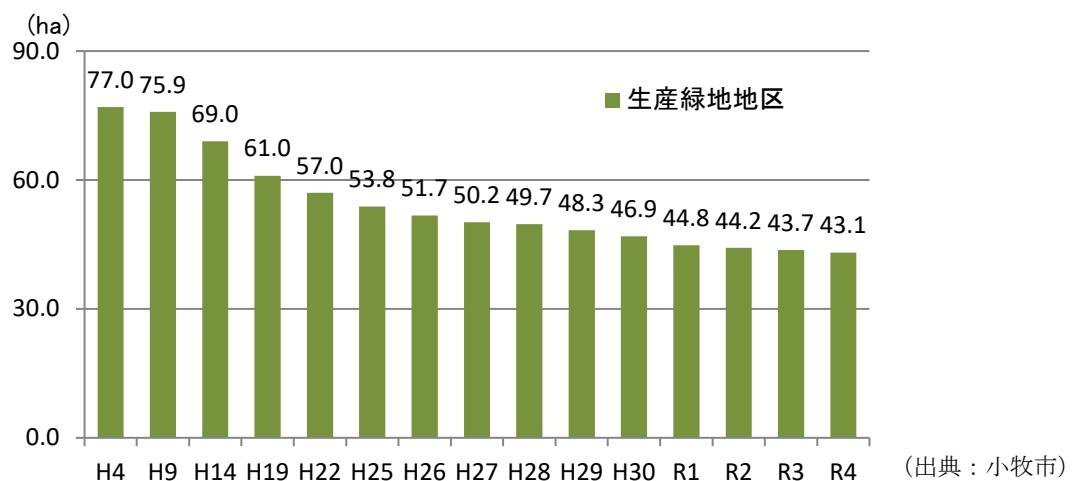
農地及び森林は、昭和 55 年（1980 年）以降宅地の増加に伴い、減少傾向となっています。また、生産緑地地区も、当初の指定が行われた平成 4 年（1992 年）以降減少傾向となっています。

図 農地・森林面積の推移



（出典：土地に関する統計年報）

図 生産緑地地区面積の推移



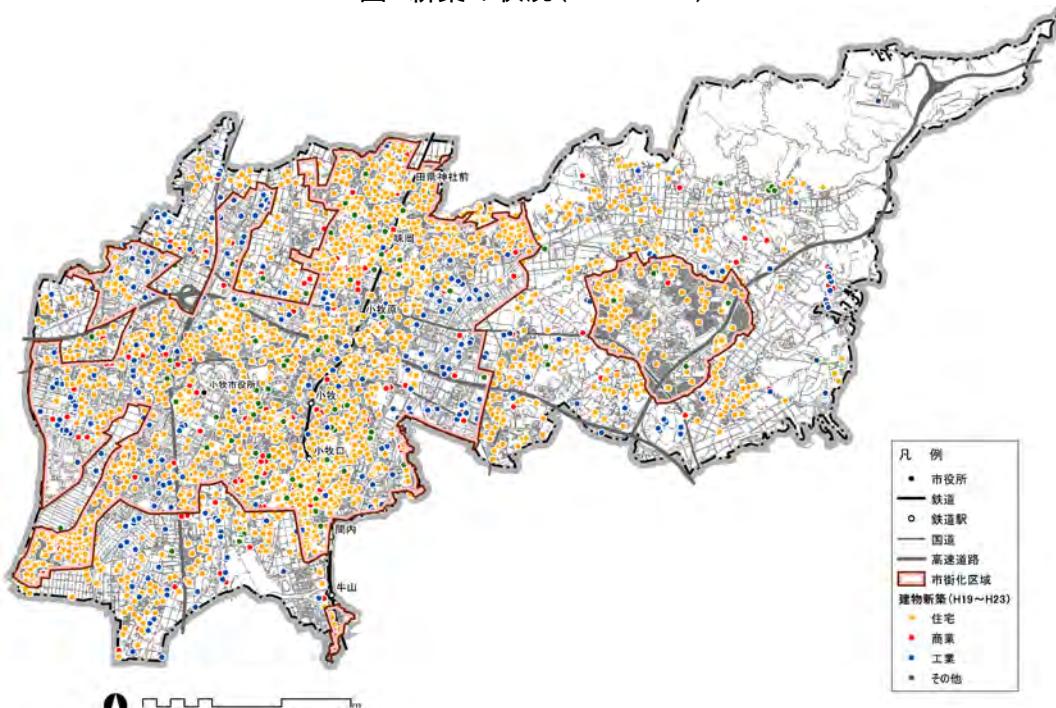
（出典：小牧市）

3 建物利用状況

(1) 建物新築状況

平成 19 年（2007 年）から平成 23 年（2011 年）における建物の新築状況を見ると、市街化区域の至るところで新築が見られるほか、市街化調整区域においても新築が見られます。

図 新築の状況(H19～H23)

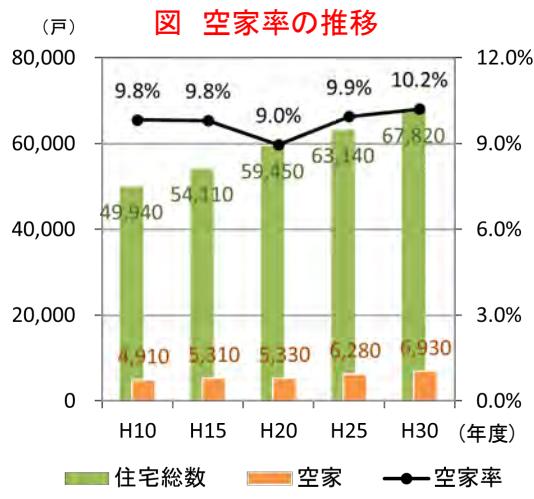


（出典：平成 24 年（2012 年）都市計画基礎調査）

(2) 空き家状況

空き家の件数は住宅総数の増加に比例して増加傾向にあります。

図 空家率の推移

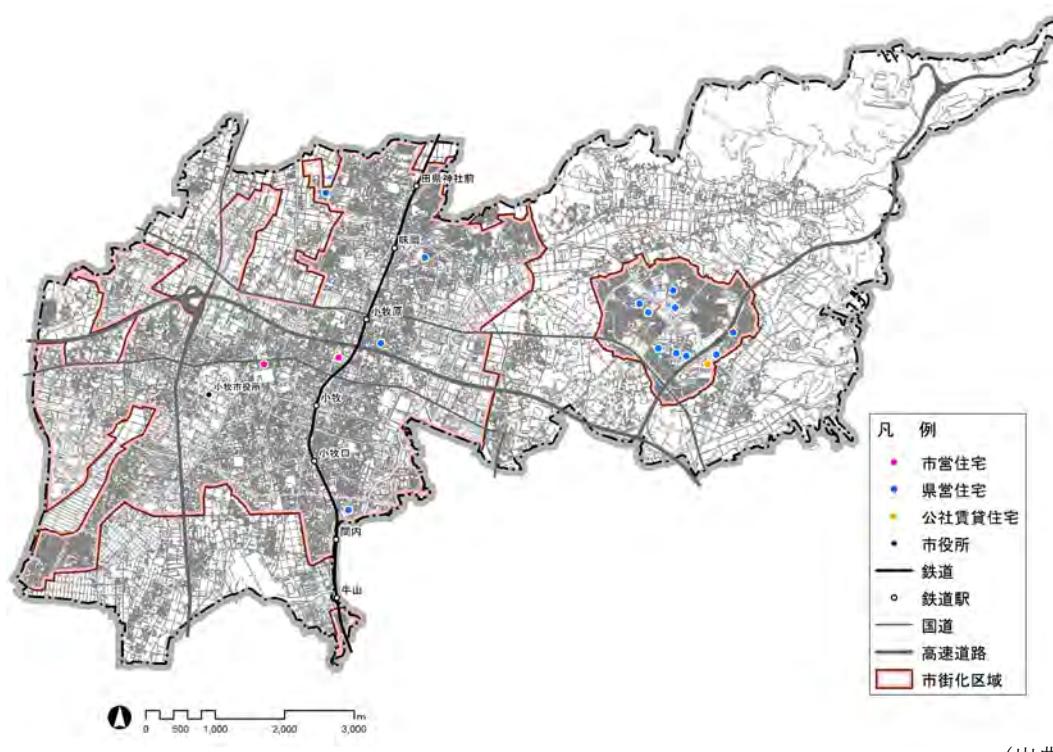


（出典：住宅・土地統計調査）

(3) 公的賃貸住宅の立地状況

公的賃貸住宅（市営住宅、県営住宅、公社賃貸住宅）は、桃花台ニュータウンなどに立地しています。

図 公営住宅の立地状況



(出典：小牧市)

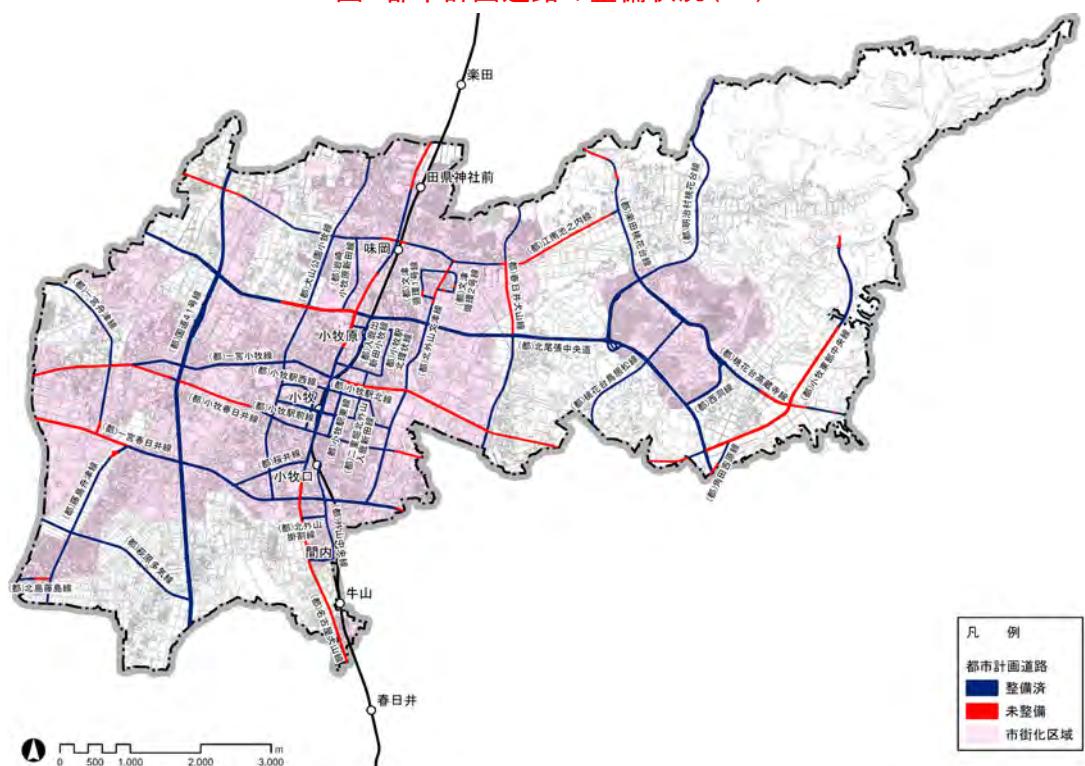
2-3 都市交通

1 交通系都市施設の状況

(1) 都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路のうち、自動車専用道路、区画街路及び歩行者専用道路を除く幹線道路の計画決定延長は約 102km となっており、整備率は、平成 30 年（2018 年）4 月現在で 76.3%（概成済を含むと 91.5%）となっています。

図 都市計画道路の整備状況(R2)



年次	事業主体	計画	改良済		概成済		未改良	
		延長(m)	延長(m)	整備率(%)	延長(m)	割合(%)	延長(m)	割合(%)
H27	国	25,030	18,720	74.8	6,310	25.2	0	0.0
	県	48,710	34,165	70.1	9,102	18.7	5,443	11.2
	市	28,190	24,383	86.5	231	0.8	3,576	12.7
	全路線	101,930	77,268	75.8	15,643	15.3	9,019	8.8

※自動車専用道路、区画街路及び歩行者専用道路を除く幹線道路

(出典: 小牧市)

改良済：都市計画決定された規格の通り整備された箇所。

概成済：改良済以外の区間の内、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道を有するもの。

(概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上を有する道路とし、必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。)

※図面上の整備済は、改良済と概成済、未整備は未改良。

(2) 駐車場、駐輪場の整備状況

本市の市営自動車駐車場（以下「市営駐車場」という。）は、小牧駅周辺や小牧山北の5箇所で整備されています。

市営駐車場の利用状況をみると、平成22年度以降の年間駐車台数は、ラピオ地下で減少傾向にありますが、その他の市営駐車場は増加傾向にあります。

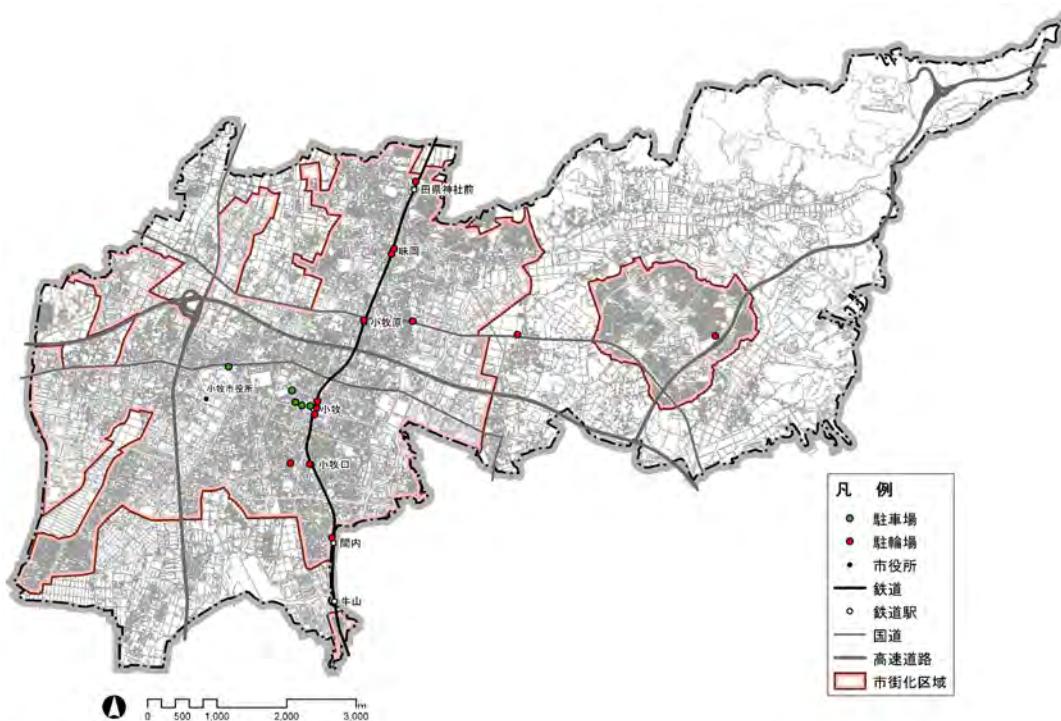
また、自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）は、各駅周辺で9箇所、主要なバス停周辺で4箇所の整備がされています。

駐輪場の利用状況をみると、小牧駅の駐車台数※が最も多く、次いで、味岡駅、小牧口駅となっています。平成27年度の利用率（駐車台数/収容台数）は、間内駅で100%を上回っており、駐輪場が不足する状況にあります。（間内駅については、平成28年度に駐輪場の整備を行いました。）

駅周辺における駐輪場駐車台数の増減率（平成22年（2010年）時点の駐車台数を100%とした場合の比率）をみると、味岡駅、間内駅では増加傾向にありますが、その他の駅では、減少しています。特に、田県神社前駅での減少が大きくなっています。

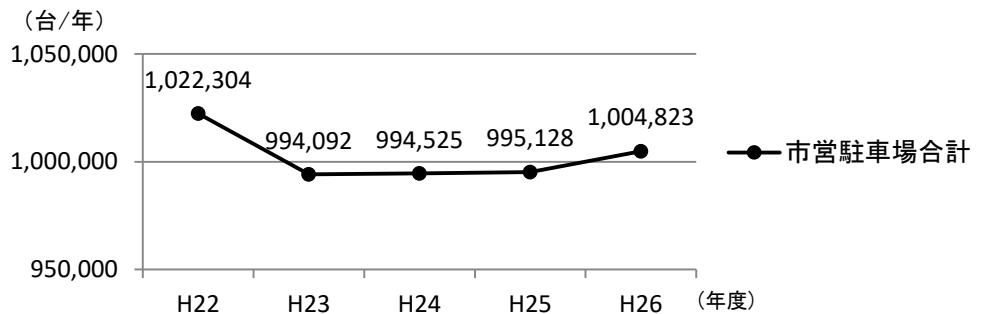
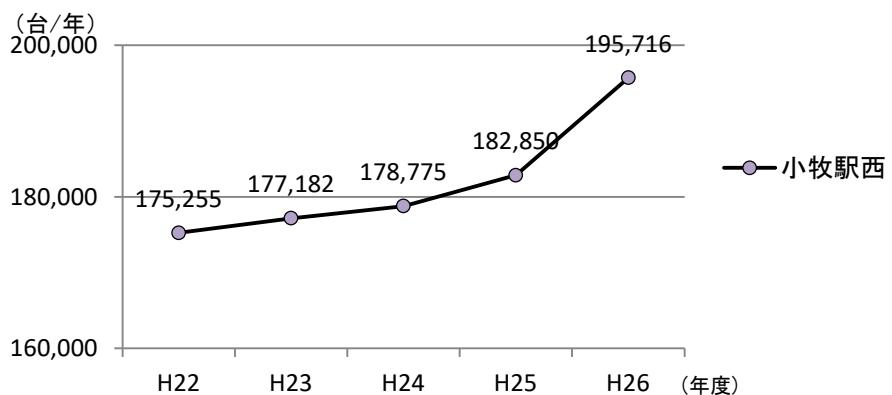
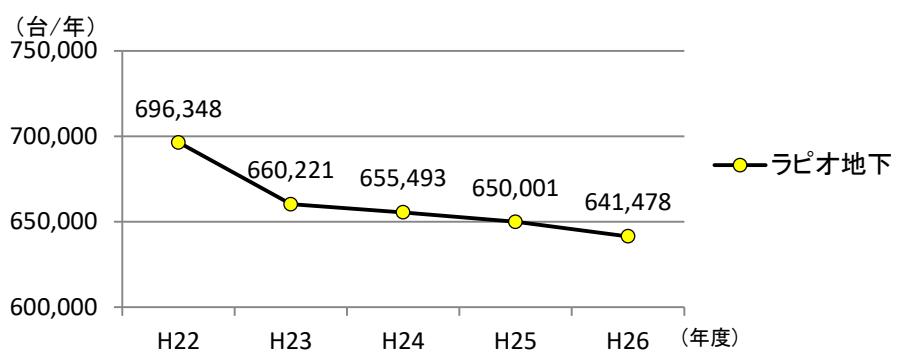
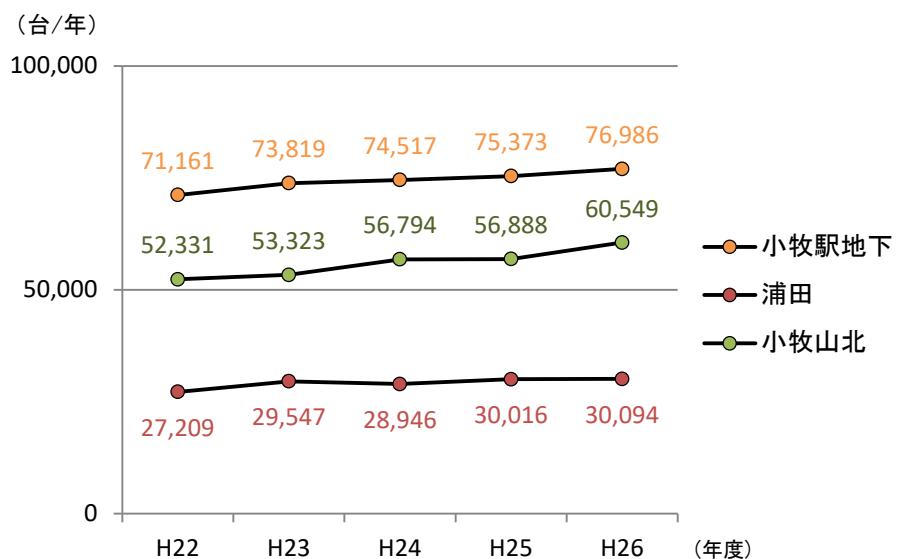
※駐車台数：駐輪場内の駐車台数と路上等への放置台数の合計。

図 市営駐車場及び市営駐輪場の立地状況



（出典：小牧市）

図 市営駐車場の年間駐車台数の推移



(出典：小牧市)

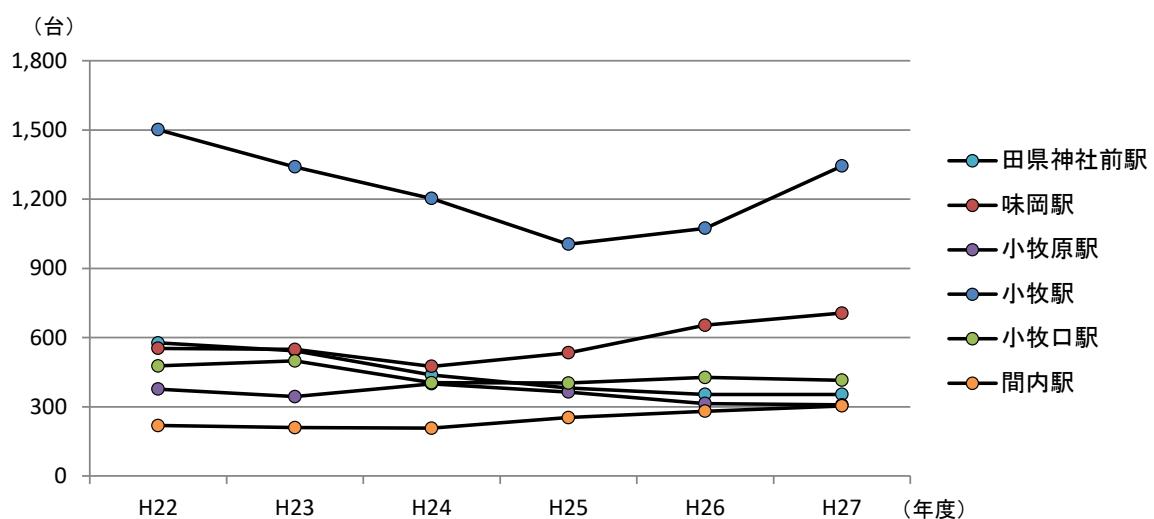
表 市営駐車場の利用状況

(単位:台)

		H22	H23	H24	H25	H26	H26-22 増減数
年度 合計	小牧駅地下	71,161	73,819	74,517	75,373	76,986	5,825
	ラピオ	696,348	660,221	655,493	650,001	641,478	▲ 54,870
	駅西	175,255	177,182	178,775	182,850	195,716	20,461
	浦田	27,209	29,547	28,946	30,016	30,094	2,885
	小牧山北	52,331	53,323	56,794	56,888	60,549	8,218
	合計	1,022,304	994,092	994,525	995,128	1,004,823	▲ 17,481

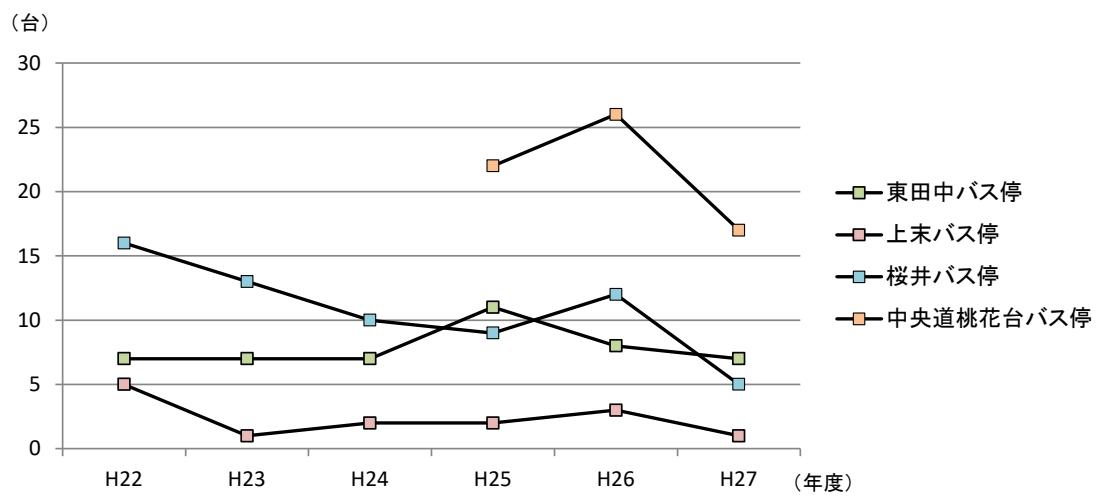
(出典: 小牧市)

図 駅周辺駐輪場の駐車台数(路上等への放置台数含む)の推移



(出典: 小牧市)

図 バス停周辺駐輪場の駐車台数(路上等への放置台数含む)の推移



(出典: 小牧市)

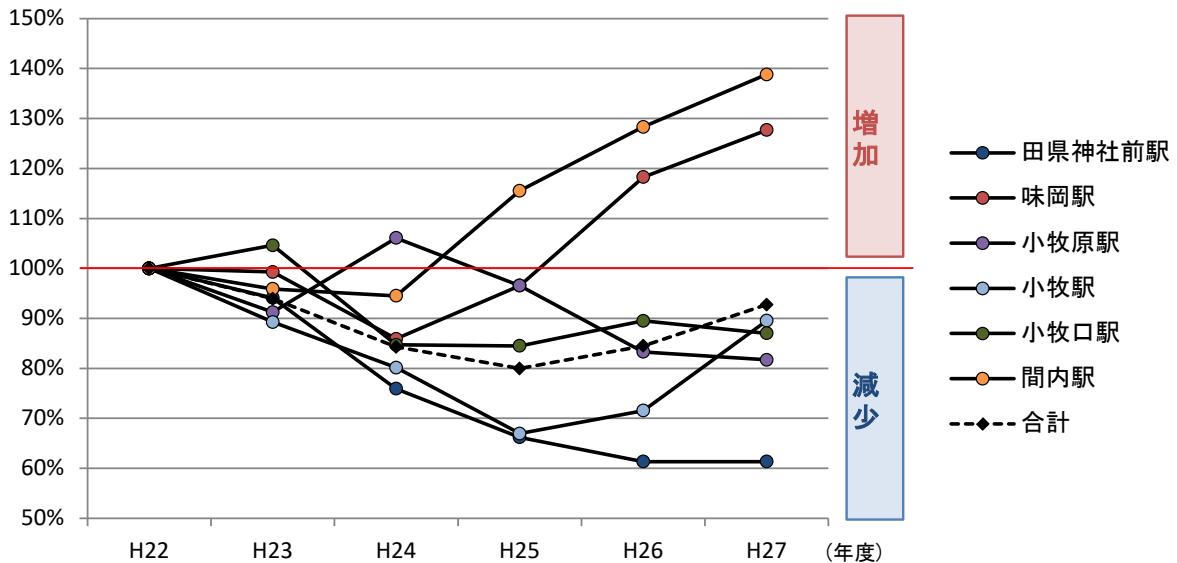
表 駐輪場の利用状況

(単位：台)

	駐車台数(路上等への放置台数含む)						H27 収容能力	H27 利用率
	H22	H23	H24	H25	H26	H27		
田県神社前駅	577	543	438	382	354	354	658	54%
味岡駅	553	549	475	534	654	706	783	90%
小牧原駅	377	344	400	364	314	308	371	83%
小牧駅	1,501	1,340	1,203	1,005	1,074	1,344	1,574	85%
小牧口駅	477	499	404	403	427	415	502	83%
間内駅	219	210	207	253	281	304	152	200%
東田中バス停	7	7	7	11	8	7	78	9%
上末バス停	5	1	2	2	3	1	65	2%
桜井バス停	16	13	10	9	12	5	58	9%
中央道桃花台 バス停	-	-	-	22	26	17	25	68%
合計	3,732	3,506	3,146	2,985	3,153	3,461	4,266	81%

(出典：小牧市)

図 駅周辺駐輪場駐車台数(路上等への放置台数含む)の増減率



(出典：小牧市)

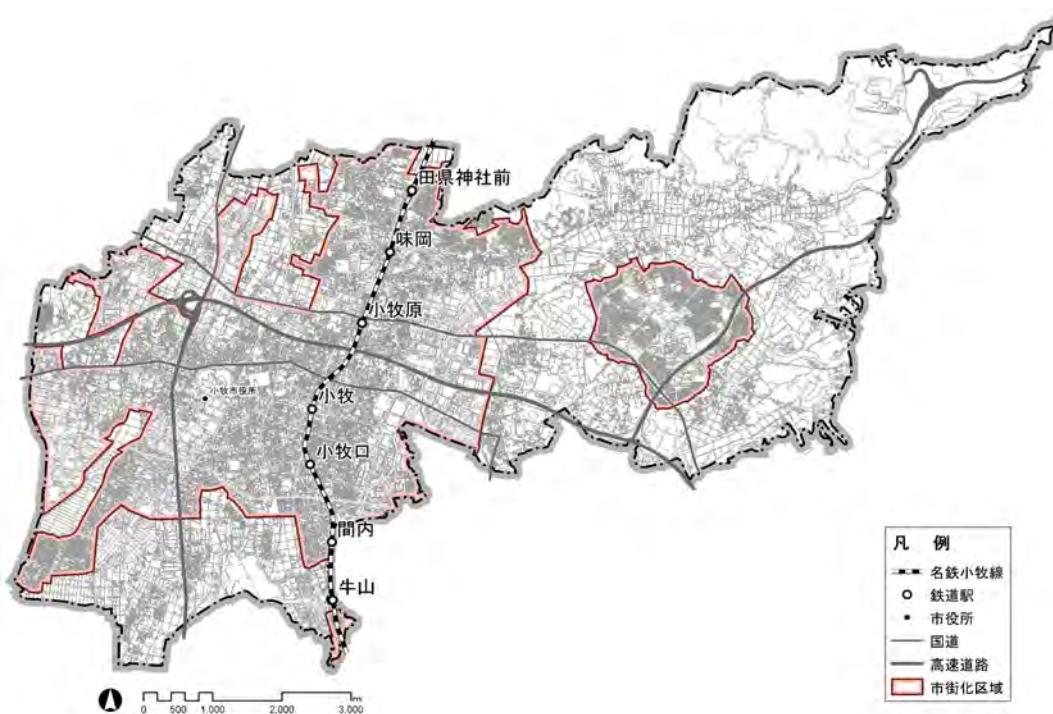
2 公共交通の状況

(1)鉄道

本市では、名鉄小牧線が市域中央部を南北方向に縦断しており、市内には小牧駅をはじめ6駅※、市境に近接して牛山駅が設置されています。

※間内駅は、ホームは春日井市ですが、駅前広場は本市に立地しているため、市内の駅にカウントしています。

図 鉄道網図



(出典：国土数値情報)

(2) バス

本市では、市による「こまき巡回バス」をはじめ、民間事業者により「ピーチバス」、「桃花台バス」をはじめとする路線バスと近距離高速バスが運行されています。また、本市に隣接する犬山市による「犬山市コミュニティバス」と豊山町による「とよやまタウンバス」が運行されています。

図 路線バス路線網図(H27)

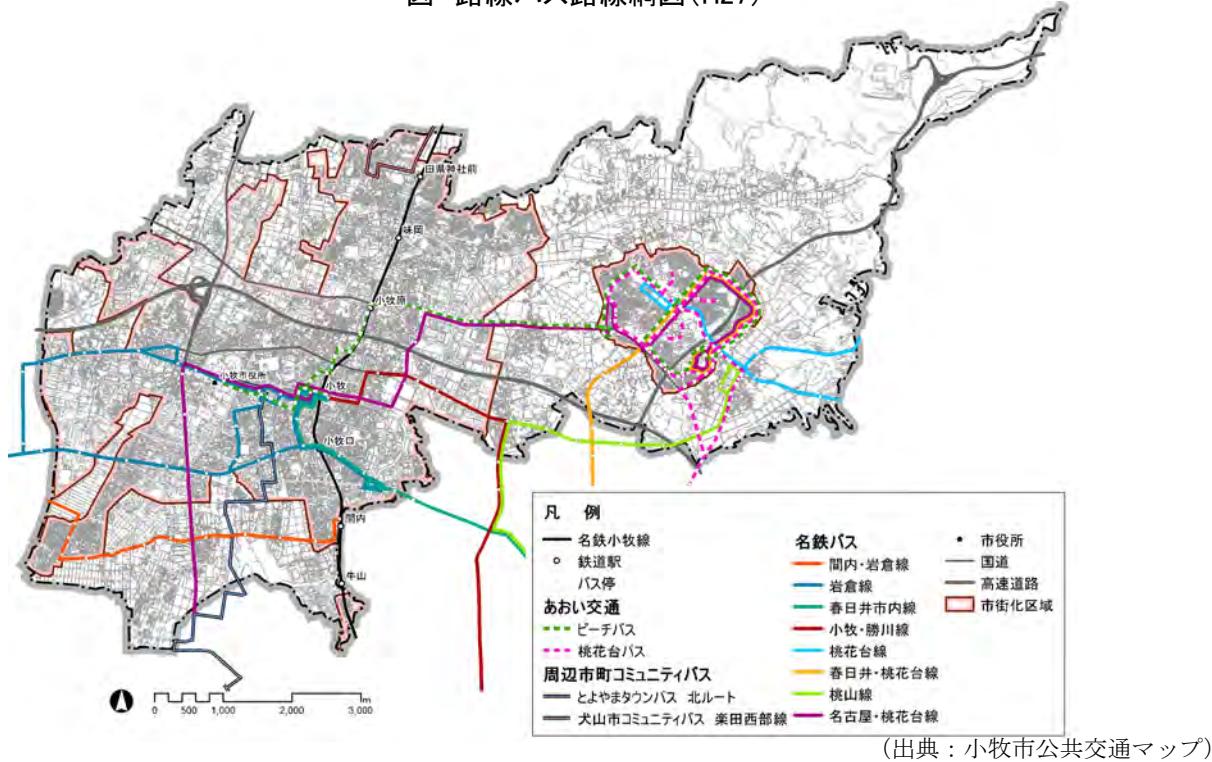
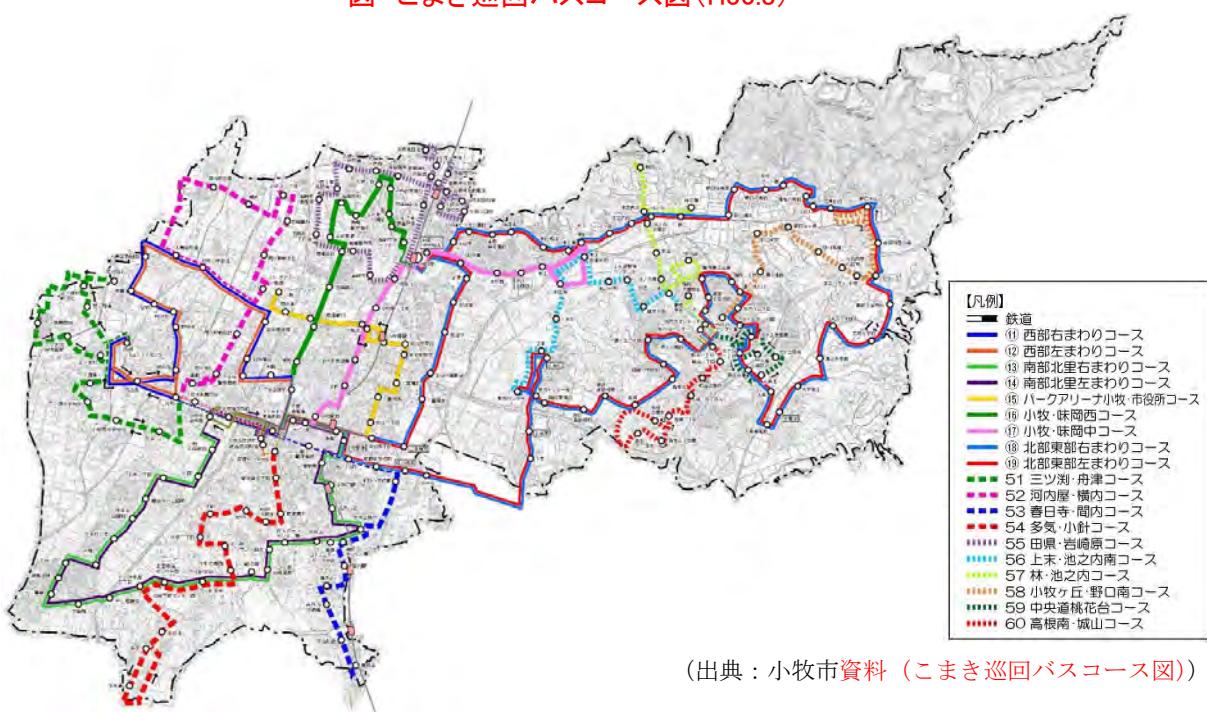


図 こまき巡回バスコース図(H30.8)



(3)運行事業者

鉄道は名古屋鉄道(株)の1社、バスのうち、路線バスはあおい交通(株)、名鉄バス(株)の2社、タクシー(市内に営業所がある事業者)はあおい交通(株)、小牧タクシー(株)、名鉄西部交通(株)の3社が運行しています。なお、名鉄バス(株)は、本市と隣接する春日井市や岩倉市等を結ぶ路線のほか、名古屋都心部とを結ぶ近距離高速バスも運行しています。さらに、中央道桃花台バス停に停車する高速バスとして、名鉄バス(株)、東濃鉄道(株)、JRバス東海(株)、JRバス関東(株)が路線を運行しています。

表 運行事業者

交通種別	公共交通の名称		交通事業者
鉄道	名鉄小牧線		名古屋鉄道(株)
バス	路線バス	ピーチバス	あおい交通(株)
		桃花台バス	
	高速バス	上記以外の路線バス	名鉄バス(株)
		近距離高速バス	東濃鉄道(株) 名鉄バス(株)
		中央道桃花台バス停停車路線	JR 東海バス(株) JRバス関東(株) 名鉄バス(株)
	コミュニティバス	こまき巡回バス 犬山市コミュニティバス とよやまタウンバス	小牧市(あおい交通(株)に運行委託) 犬山市(あおい交通(株)に運行委託) 豊山町(あおい交通(株)に運行委託)
タクシー*			あおい交通(株) 小牧タクシー(株) 名鉄西部交通(株)

*市内に営業所がある事業者

3 公共交通のサービス水準と利用状況

(1)鉄道

名鉄小牧線は小牧駅の北側区間が単線、南側区間は複線であるため、小牧駅を境にサービス水準に差があり、小牧駅におけるピーク時（平日）の運行本数は、1時間あたり上飯田線方面が8本、犬山方面が4本となっています。また、名鉄小牧線は名古屋市営地下鉄上飯田線と直通運転をしており、小牧駅と平安通駅間は約16分で結ばれています。

表 鉄道のサービス水準

路線名	現行サービス水準(平日)		
	1日あたり 運行本数	ピーク時 1時間あたり 運行本数	運行時間
名鉄小牧線(犬山方面)	74	4	5:30 ~ 0:26
名鉄小牧線(上飯田方面)	94	8	5:32 ~ 0:23

※平成28年（2016年）4月1日現在

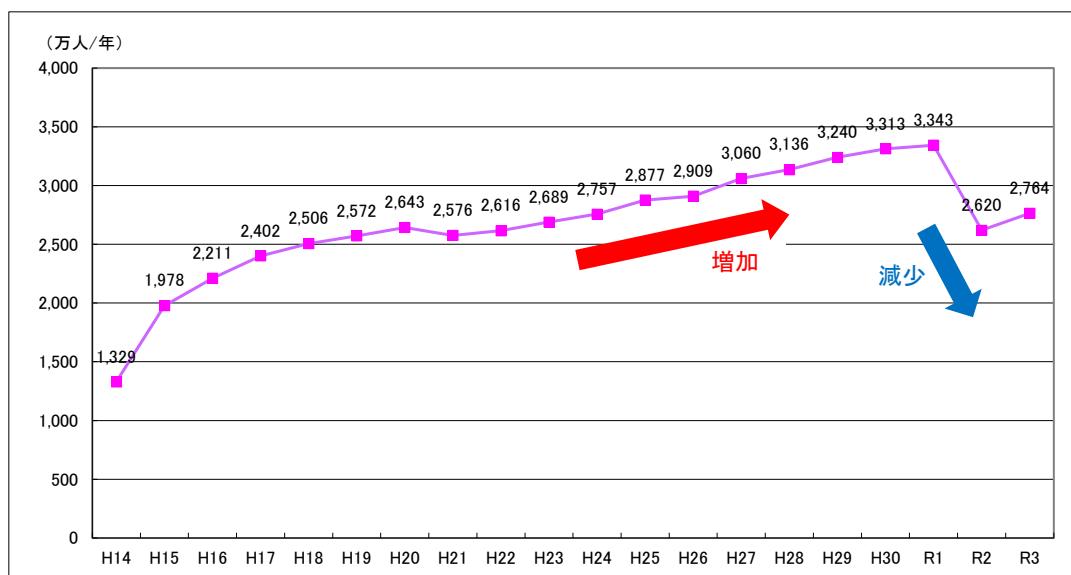
※ピーク時は平日の1日の運行のうち、1時間あたりの運行本数が最も多い時間帯。

※ピーク時1時間あたりの運行本数は小牧駅の値。

名鉄小牧線の乗降客数は、名古屋市営地下鉄上飯田線と相互直通運転を開始した平成15年度に大きく伸びた以降増加傾向となっていましたが、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和2年度に大きく減少しています。

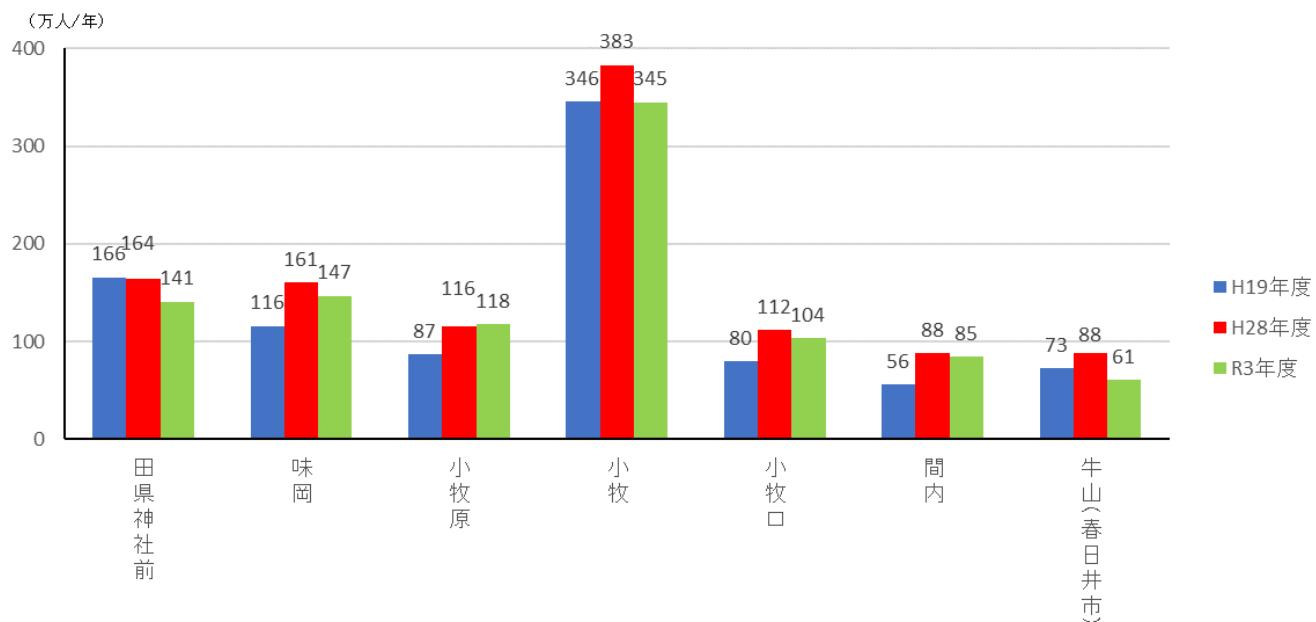
駅別の利用者数を見ると、市内では小牧駅が最も多く、令和3年度は約346万人／年となっています。また、田県神社前駅を除く各駅で平成19年度から平成28年度にかけて利用者数が増加していました。

図 名鉄小牧線乗降客数の推移



(出典：名古屋鉄道株式会社)

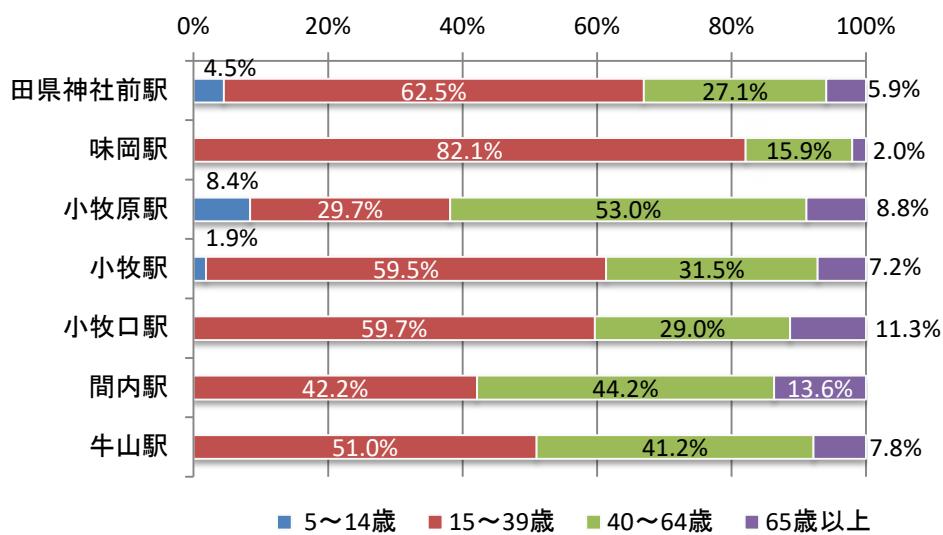
図 駅別乗降客数の推移



(出典：小牧市)

市内6駅及び牛山駅の乗降客数がどのような世代構成になっているかを、第5回中京都市圏パーソントリップ調査からみると、どの駅も生産年齢人口が80%以上となっています。また、田県神社前駅、小牧原駅、小牧駅で年少人口の構成比が多くなっているほか、間内駅、小牧口駅では、高齢者人口の構成比が多くなっています。

図 駅の利用世代

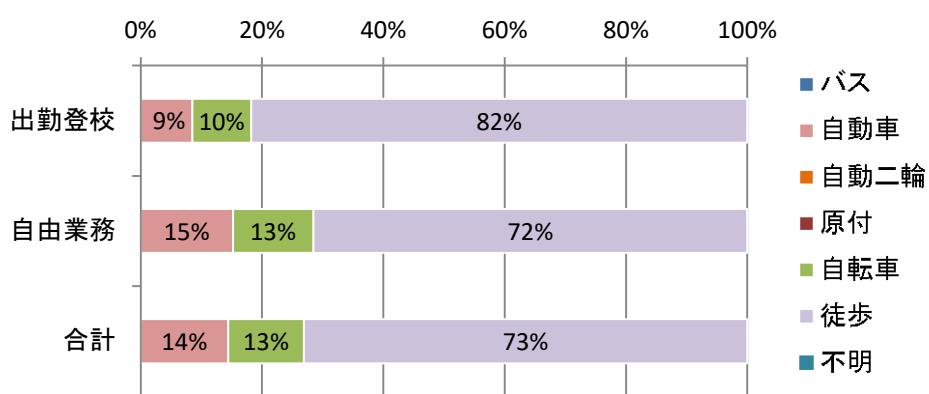


(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

市内 6 駅及び牛山駅の利用者（乗車側：電車を乗ろうとする人）が、どのような交通手段で駅を利用しているのかを、第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査から目的別（パーソントリップ調査では、トリップ目的を「出勤」「登校」「自由」「業務」「帰宅」「不明」の計 6 カテゴリで調査していますが、「帰宅」は「出勤」等の裏返しであることから、ここでは「出勤」「登校」「自由」「業務」の 4 カテゴリを抽出しています。）にみてみると、田県神社前駅、小牧原駅、間内駅及び牛山駅では「徒歩」の割合が約 7～8 割と高くなっています。

これ以外の味岡駅、小牧駅及び小牧口駅では、「徒歩」以外の交通手段も使われており、特に味岡駅は「自動車」と「自転車」を合わせた割合が 7 割近くを占めており、広範囲から利用されていることがうかがえます。

図 名鉄田県神社前駅へのアクセス目的別交通手段



※合計には「帰宅」目的の移動を含む。（以下、同様）

（出典：第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査）

図 名鉄味岡駅へのアクセス目的別交通手段



（出典：第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査）

図 名鉄小牧原駅へのアクセス目的別交通手段



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 名鉄小牧駅へのアクセス目的別交通手段



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 名鉄小牧口駅へのアクセス目的別交通手段



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 名鉄間内駅へのアクセス目的別交通手段



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

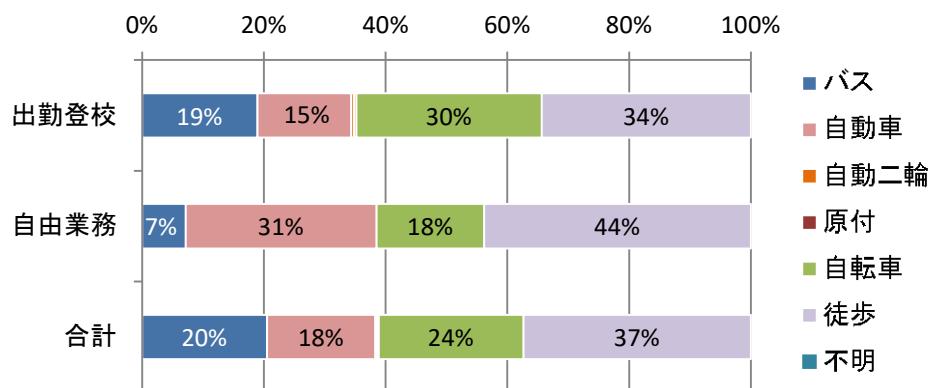
図 名鉄牛山駅へのアクセス目的別交通手段



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

本市の主要駅である小牧駅と近隣市町の主要駅（JR 春日井駅、JR 勝川駅、名鉄岩倉駅）を比較すると、小牧駅は他の主要駅に比べ、「徒歩」の利用割合が高いものの、他の主要駅と同様に交通手段の結節点としての機能を果たしていることがわかります。

図 JR 春日井駅へのアクセス目的別交通手段



（出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査）

図 JR 勝川駅へのアクセス目的別交通手段



（出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査）

図 名鉄岩倉駅へのアクセス目的別交通手段



（出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査）

(2)バス

本市で運行されている路線バスのうち大半の路線は、1日あたりの運行本数が10本以上となっており、「都市構造の評価に関するハンドブック」(平成26年(2014年)8月、国土交通省都市局都市計画課)において「基幹的公共交通路線」として定義されている片道30本/日以上の運行頻度の路線(ただし、ここでは市内の移動として利用できない「近距離高速バス」は除く。)も5路線あります。

また、先に掲げた路線バス路線網図より、小牧駅を経由もしくは起終点とする路線バス(近距離高速バスを除く)は6路線ありますが、これらの路線の1日あたり運行本数は計204本あり、市内外から小牧駅へのバスによるアクセスが優れていることがわかります。

なお、こまき巡回バスについては、利用者の利便性を高めるため、平成27年(2015年)4月と平成28年(2016年)4月に、路線や運行本数等の見直しを行い、サービス水準の向上を図っています。

表 バスのサービス水準

：片道30本/日以上または小牧駅を経由もしくは起終点とする路線バス

種別	路線名	現行サービス水準(平日)		
		1日あたり 運行本数	ピーク時 1時間あたり 運行本数	運行時間
路線バス	名鉄バス	間内・岩倉線	12	1 7:00 ~ 21:44
		桜井経由 ※1	30	3 5:50 ~ 23:07
		岩倉線 小牧市民病院前経由	27	2 6:50 ~ 21:24
		小牧市役所前経由	23	2 6:40 ~ 21:52
	交通い	春日井市内線	51	4 6:06 ~ 23:17
		小牧・勝川線	17	2 6:12 ~ 22:05
		桃花台線 ※2	25	3 6:17 ~ 22:39
		春日井・桃花台線 ※3	48	8 5:46 ~ 0:34
	高近 速距 離 バ ス	桃山線	7	1 5:48 ~ 22:07
		ピーチバス	56	5 5:35 ~ 23:55
		桃花台バス ※4	31	8 5:47 ~ 22:47
		名古屋・桃花台線 ※5	22	4 6:04 ~ 0:34
		桃花台バス停(中央道)発着路線 ※6	40	11 6:49 ~ 23:50
こまき巡回バス	⑪西部右まわりコース	10	1 7:54 ~ 18:59	
	⑫西部左まわりコース	10	1 7:28 ~ 18:26	
	⑬南部北里右まわりコース	10	1 6:40 ~ 18:29	
	⑭南部北里左まわりコース	10	1 6:30 ~ 18:31	
	⑮パークアリーナ小牧・市役所コース	10	1 7:39 ~ 20:04	
	⑯小牧・味岡西コース	10	1 7:02 ~ 20:23	
	⑰小牧・味岡中コース	10	1 7:36 ~ 20:48	
	⑱北部東部右まわりコース	11	1 7:00 ~ 19:06	
	⑲北部東部左まわりコース	11	1 7:02 ~ 19:33	
	51 三ツ渕・舟津コース	10	1 7:46 ~ 18:49	
	52 河内屋・横内コース	11	1 7:42 ~ 18:54	
	53 春日寺・間内コース	9	1 7:43 ~ 18:40	

種別	路線名	現行サービス水準（平日）		
		1日あたり 運行本数	ピーク時 1時間あたり 運行本数	運行時間
巡回バス	54 多気・小針コース	9	1	7:55 ~ 18:17
	55 田県・岩崎原コース	17	2	7:18 ~ 19:45
	56 上末・池之内南コース	12	1	7:20 ~ 19:12
	57 林・池之内コース	12	1	6:57 ~ 19:35
	58 小牧ヶ丘・野口南コース	13	2	7:00 ~ 19:34
	59 中央道桃花台コース	13	1	6:37 ~ 19:57
	60 高根南・城山コース	13	1	6:46 ~ 19:48

(注) 路線バスは平成 27 年（2015 年）4 月 1 日現在、こまき巡回バスは平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在のサービス水準を記載。

(注) 1 日あたり運行本数は片道の運行本数であり、上下線で運行本数が異なる場合はその平均（小数点第 1 位四捨五入）を記載。

(注) ピーク時 1 時間あたりの運行本数は片道の運行本数であり、始発バス停発車時間（始発バス停が複数ある場合は全ての始発バス停で最も本数の多い時間）を基準として算出。（※ただし、桃花台バスは、春日井駅前到着時刻を基準として、桃花台バス停（中央道）発着路線は、桃花台バス停発車時間を基準として算出）

(注) 運行時間は、始発便の始発バス停発車時間（上下線のうち始発時間が早いほう）～最終便の終着バス停到着時間（上下線のうち到着時間が遅いほう）を記載。（※ただし、桃花台バス停（中央道）発着路線は、桃花台バス停の発着時間を記載。）

※1：住友理工前発着（片道 1 本ずつ）を含む。

※2：中央台経由（片道 2 本ずつ）を含む。

※3：深夜バス（春日井駅発桃花台東行き 2 本）を含む。

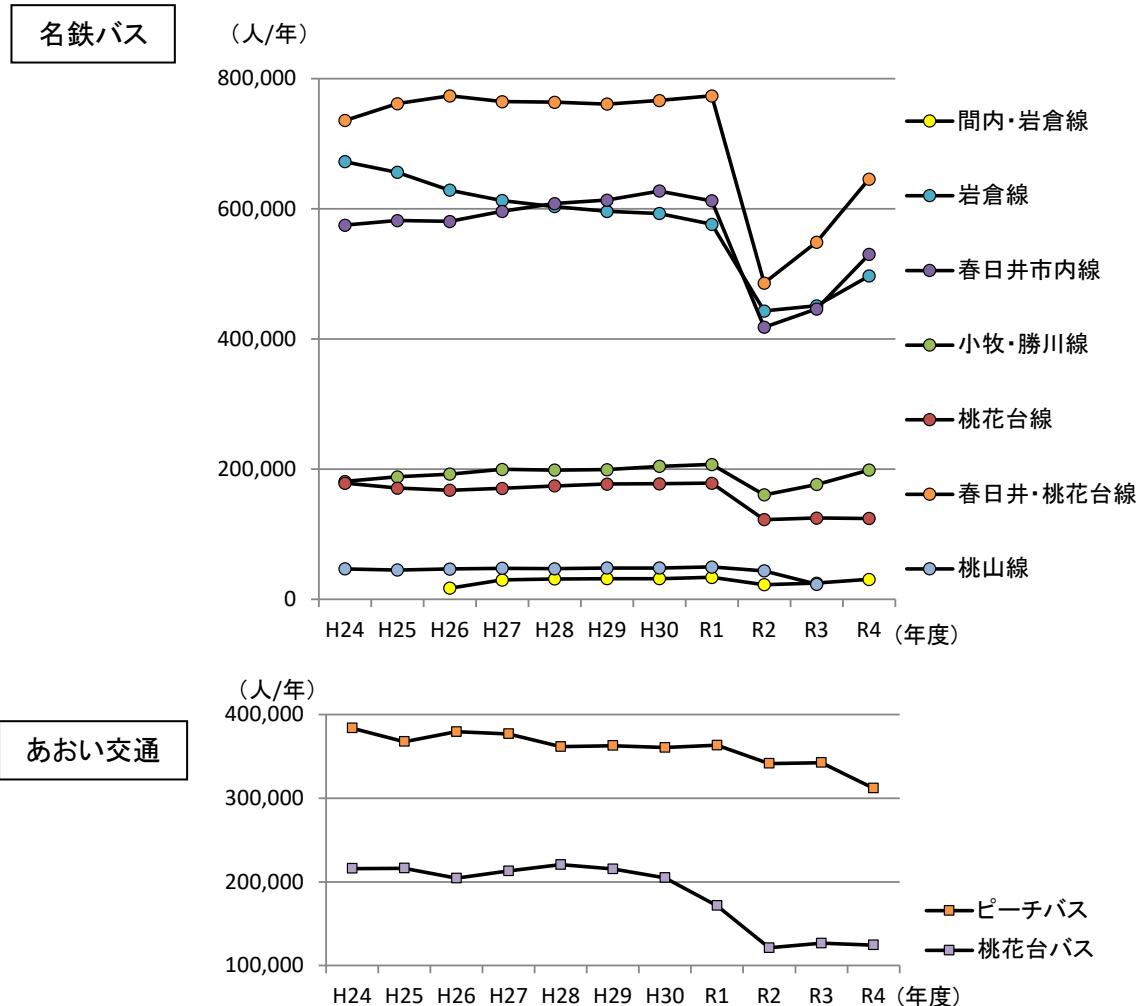
※4：全系統（朝 A・B・C・D、昼西回り・東回り、夜 A・B）をまとめて記載しており、市内各バス停における運行本数はいずれも 30 本/日以下である。

※6：明治村発着（片道 1 本ずつ）、深夜バス（名鉄バスセンター発桃花台東行き 1 本）を含む。

※7：全系統（名古屋・多治見線（深夜バス（名鉄バスセンター発桂ヶ丘一丁目行き 1 本）を含む）、西可児線、可児市役所線）をまとめて記載。

主な路線バスの利用者数は、平成 24 年度～令和元年にかけて、春日井市内線、小牧・勝川線、春日井・桃花台線、桃山線で増加しています。一方、岩倉線や桃花台線、ピーチバス、桃花台バスでは、減少傾向にありました。令和 2 年度にはほとんどのバス路線で、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大幅に減少しました。

図 主な路線バスの利用者数推移



		(単位:人)											
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-24増減数
名鉄バス	間内・岩倉線	-	-	17,466	29,903	31,427	32,013	32,050	33,902	22,685	25,177	30,776	-
	岩倉線	672,404	656,112	628,759	612,774	603,435	596,112	592,783	576,276	443,018	451,069	496,818	▲ 175,586
	春日井市内線	574,938	582,112	580,648	596,187	608,013	613,336	627,393	612,387	418,225	446,131	529,964	▲ 44,974
	小牧・勝川線	181,321	188,220	192,460	199,839	198,724	199,309	204,497	207,399	160,586	176,531	198,802	17,481
	桃花台線	178,538	171,178	167,709	170,539	174,484	177,227	177,794	178,495	122,719	125,011	124,409	▲ 54,129
	春日井・桃花台線	735,810	761,642	773,452	764,719	763,768	761,050	766,547	773,657	486,030	548,734	645,662	▲ 90,148
あおい交通	桃山線	46,923	45,121	46,687	47,866	47,317	48,403	48,335	49,796	43,931	23,382	-	▲ 46,923
	ピーチバス	383,831	367,782	379,563	377,101	361,715	362,901	360,677	363,377	341,581	342,641	312,026	▲ 71,805
	桃花台バス	216,098	216,250	204,397	213,046	220,515	215,465	204,850	171,466	121,136	126,615	124,409	▲ 91,689

※名鉄バス桃山線は令和 4 年度から廃止

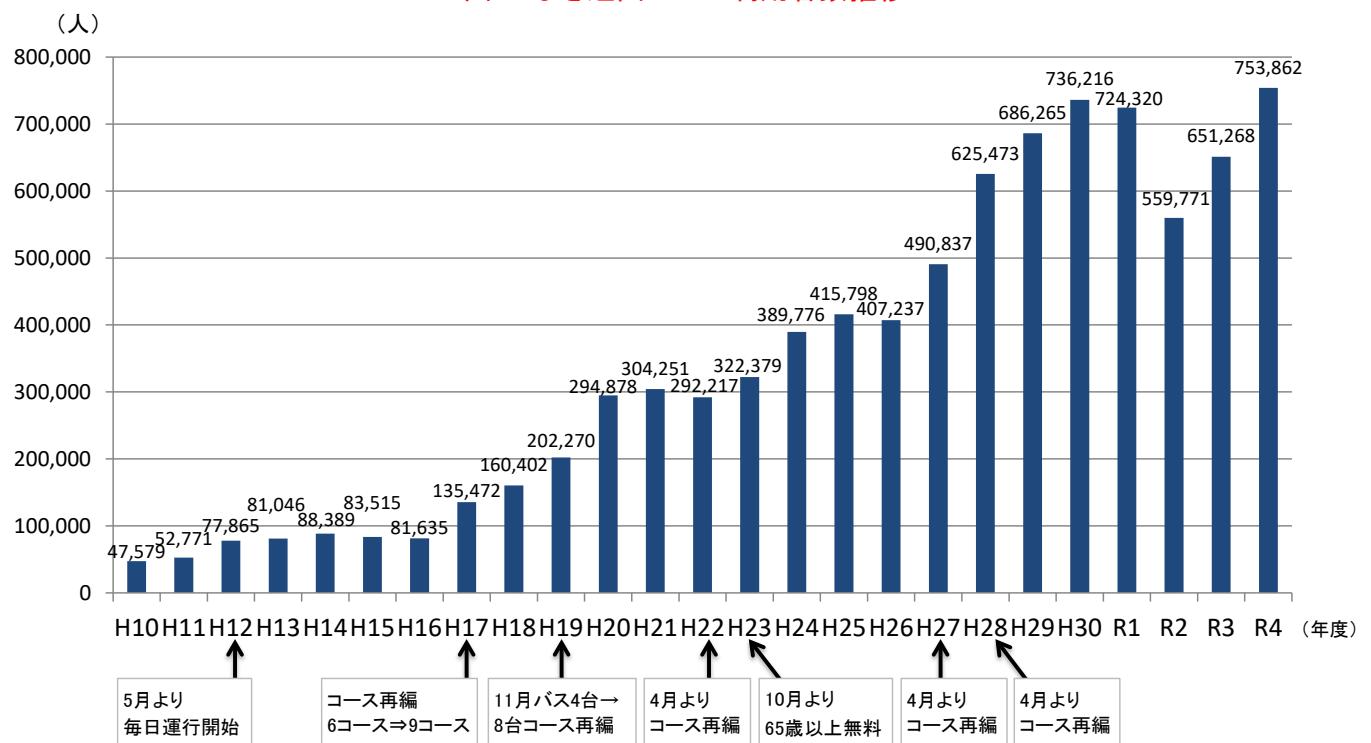
(出典：小牧市)

こまき巡回バスの利用者数は、路線の拡大や運行頻度の増加等のサービス水準の向上に伴い、増加傾向にあります。

特に、65歳以上の料金を無料にした平成23年度以降は、利用者が大きく増加しています。特に、平成23年度以降は、65歳以上の料金無料化やコース再編により利用者が大きく増加しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年に利用者数が大幅に減少しましたが、その後回復し、令和4年度には減少前の水準まで回復しています。

図 こまき巡回バスの利用者数推移



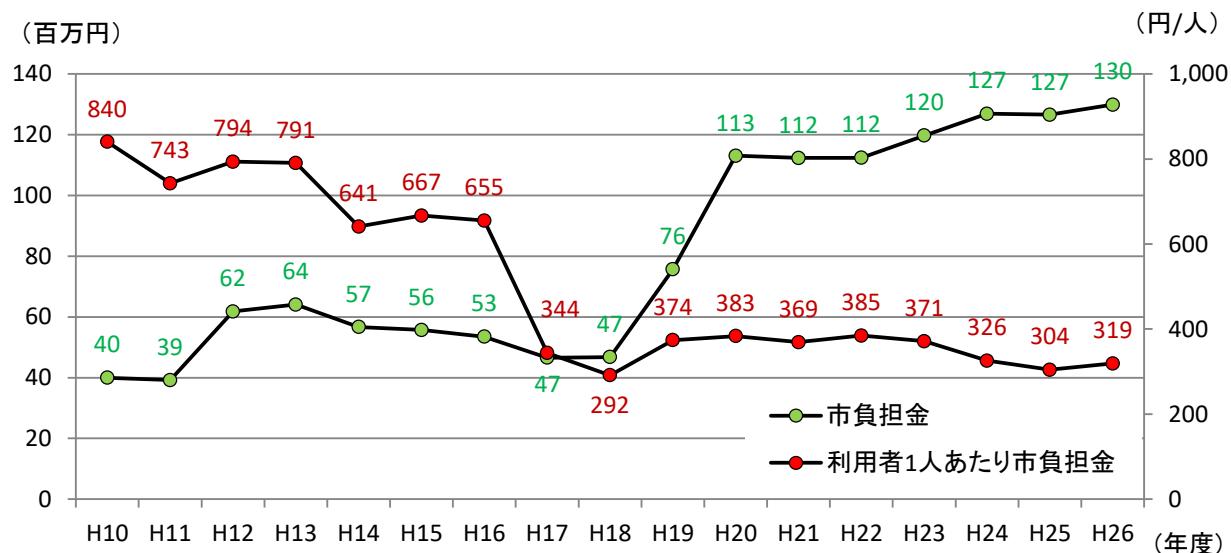
(出典：小牧市統計年鑑)

こまき巡回バスは、平成 10 年度以降、サービス水準の向上により、利用者は増加していますが、運行に係る市負担金は増大し、平成 26 年度では年間約 1.3 億円となってています。

一方で、利用者が増加したことにより、利用者 1 人あたりの市負担金は減少しており、運行当初の約 840 円/人が、平成 26 年度では約 319 円/人まで低下しています。

また、本市では、こまき巡回バスを運行するほかに、市内の路線バス（間内・岩倉線、ピーチバス）の運行を維持するために、平成 24 年度以降、年間約 430～1,040 万円を負担しています。

図 こまき巡回バス運行負担金※の推移



※市負担金は運行経費から運賃収入等を差し引いた額。

※利用者 1 人あたりの市負担金は市負担金を利用者数で割った数値。

(出典：小牧市)

図 路線バスに対する市負担金の推移

路線名	H24	H25	H26
間内・岩倉線	－	－	3,484,000
ピーチバス	7,000,000	10,400,959	791,000
合計	7,000,000	10,400,959	4,275,000

※間内・岩倉線の市負担金については、H26 は H26 年 8 月～H26 年 9 月の 2 ヶ月間。

(出典：小牧市)

4 公共交通カバー率

公共交通を利用しやすい場所に居住している市民の割合を確認するため、鉄道駅及びバス停からの徒歩圏による人口カバー率を算出します。

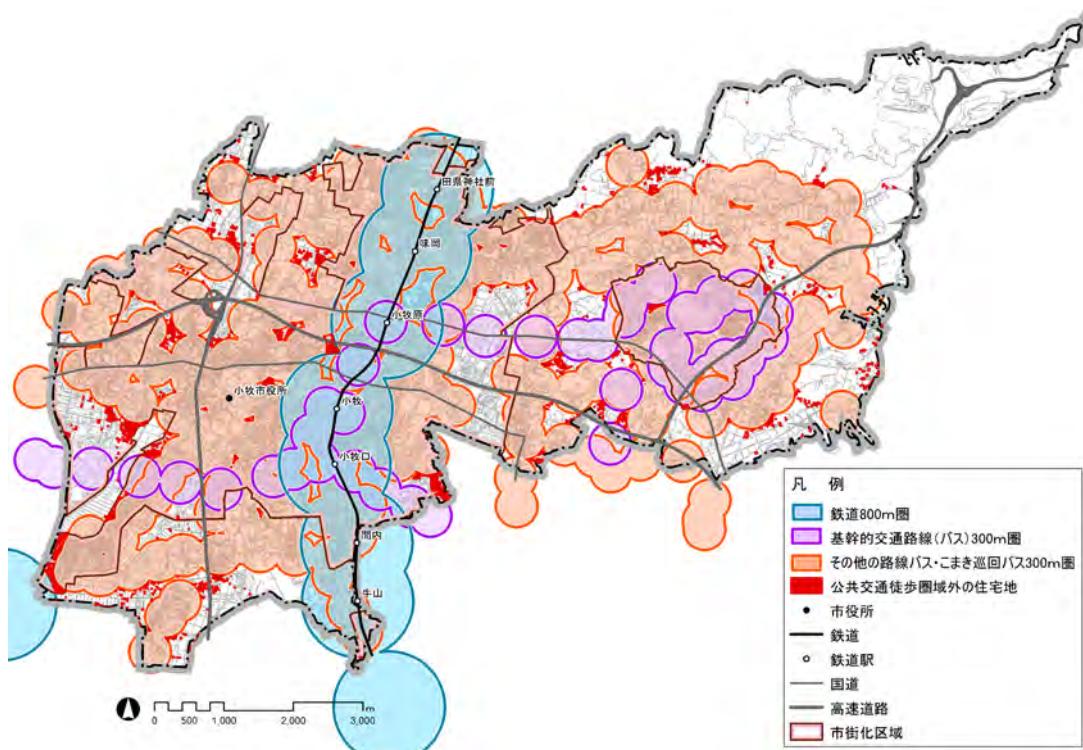
徒歩圏の範囲は、「都市構造の評価に関するハンドブック」において設定されている値を参考に、鉄道駅徒歩圏は半径 800m、バス停の徒歩圏は半径 300m とします。

徒歩圏人口カバー率は、①鉄道駅の徒歩圏人口、②基幹的公共交通路線（1 日あたり片道 30 本以上の運行頻度の鉄道路線及びバス路線）の徒歩圏人口、③本市の全ての公共交通（鉄道、路線バス、こまき巡回バス）の徒歩圏人口の 3 段階に分けて算出しています。

その結果、鉄道駅の徒歩圏人口カバー率は約 33% となっています。また、基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率は約 50% となっており、「都市構造の評価に関するハンドブック」に示されている地方都市圏の概ね 30 万人都市の平均値（約 40%）を上回っています。

なお、鉄道と基幹的公共交通路線とこまき巡回バスを合計した徒歩圏人口カバー率は約 94% となっており、市街地の大半が徒歩圏に含まれています。

図 鉄道・バス徒歩圏域(H28)



※市内の移動として利用できない「近距離高速バス」は除く。

図 H22 鉄道・バス徒歩圏カバー率

(単位：人)

	H22人口	H22圏域内人口	カバー率
鉄道駅徒歩圏(800m圏)	147,132	48,395	33%
基幹的公共交通路線徒歩圏 (運行頻度が日30本以上の鉄道駅徒歩圏(800m圏) +バス停徒歩圏(300m圏))	147,132	72,956	50%
鉄道駅徒歩圏 + 路線バス・こまき巡回バス停徒歩圏	147,132	138,837	94%

※平成 28 年 (2016 年) 4 月時点

※住宅地面積 (平成 25 年 (2013 年) 都市計画基礎調査より) 按分により圏域内人口を算出。

(出典：平成 22 年 (2010 年) 国勢調査)

(参考)都市構造評価の指標

【i)立地適正化計画等において都市機能や居住を誘導する区域を設定・検討している都市向けの指標例】

《留意事項》

- i. ■は各項目の代表的な指標を表し、□は、■の指標を代替し、または補完する参考指標を表す。
- ii. ○の指標値は、将来値の推計が可能と考えられる指標を表す(III. 2 を参照)。
- iii. ■の指標値に係る平均値は、国勢調査、国土数値情報データ等を用いたメッシュベースの概算値。
(各都市における算定・推計にあたり必要な場合には、このデータベースの活用についてご相談ください。)
- iv. 「-」は、市町村の全国データが存在しない等の要因から全国、都市規模別の平均値が算定できないことを表す。
- v. 都市規模別平均値は、基本的に都市計画区域を有する全ての市町村の平均値を掲載(人口 10 万人以上都市限定などの例外あり)。
また、各市町村の指標は基本的に行政区域全域で算出。
- vi. 「居住を誘導する区域」、「都市機能を誘導する区域」にかかる平均値(斜字)は、便宜上、市街化区域等における平均値を掲載。

評価分野・評価軸	評価指標	単位	都市規模別平均値					
			全国	三大都市圏	地方都市圏			
				政令市	概ね 50 万	概ね 30 万	10 万以下	
① 生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	■日常生活サービスの徒歩圏(※1)充足率	%	43	53	63	47	30
		■居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	64	79	62	48	44
		■生活サービス施設(※2)の徒歩圏人口カバー率 - 各生活サービス施設の徒歩圏に居住する市民の比率	医療 福祉 商業	85 79 75	92 83 83	91 90 82	86 85 75	76 73 65
		■基幹的公共交通路線(※3)の徒歩圏人口カバー率	%	55	66	72	58	40
		□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%	48	52	56	50	46
	◎都市機能の適正配置	■生活サービス施設の利用圏平均人口密度 - 各生活サービス施設の徒歩圏域における平均人口密度	医療 福祉 商業	39 38 42	56 56 60	37 35 43	24 22 29	20 19 24
② 公共交通の利便性	◎公共交通の利用促進	■公共交通の機関分担率	%	14	24	14	7	8
		□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台年/人	13.2	10.8	9.0	9.1	10.4
		■公共交通沿線地域(※4)の人口密度	人/ha	35	54	31	19	16

(出典：「都市構造の評価に関するハンドブック」)

5 公共交通による移動の利便性の整理

(1) 最寄りの鉄道駅までのアクセス利便性

公共交通による利便性の評価を行うため、「アクセシビリティ指標※活用の手引き（案）」（平成 26 年（2014 年）6 月 国土技術政策総合研究所都市研究部）を参考に、各地域から徒歩、路線バス及びこまき巡回バスを利用し、最寄りの鉄道駅に到着するまでの時間を評価します。

※アクセシビリティ指標：自動車を利用しない人を含む多様な都市生活者にとって、都市の暮らしやすさを図る指標の一つとして、徒歩又は公共交通利用による都市生活の利便性を計量するもの。

〈評価の方法〉

- ① 所要時間ごとの人口を算出するため、国勢調査における 500m メッシュ別人口をもとに、平成 25 年（2013 年）都市計画基礎調査における住宅地面積按分により、100m メッシュに人口を配分します。
- ② 徒歩の移動速度を一般的な歩行速度である分速 50m（10 分で 500m、20 分で 1 km）、バスの移動速度をこまき巡回バスの旅行速度※¹より時速 16.3km（分速約 272m）と仮定し、最寄りの駅（名鉄小牧線の各駅、JR 春日井駅、JR 勝川駅、JR 高蔵寺駅及び名鉄岩倉駅）までの所要時間を計測します。

ただし、バスを乗り継がなければ鉄道を利用できない場合は、「アクセシビリティ指標活用の手引き（案）」における待ち時間の期待値の算出方法に基づき、乗り継ぎの待ち時間を算出し、移動時間に合算しました。

$$\text{待ち時間の期待値} = 60 \text{ 分} / 1 \text{ 時間あたりの運行本数}^{※2} / 2$$

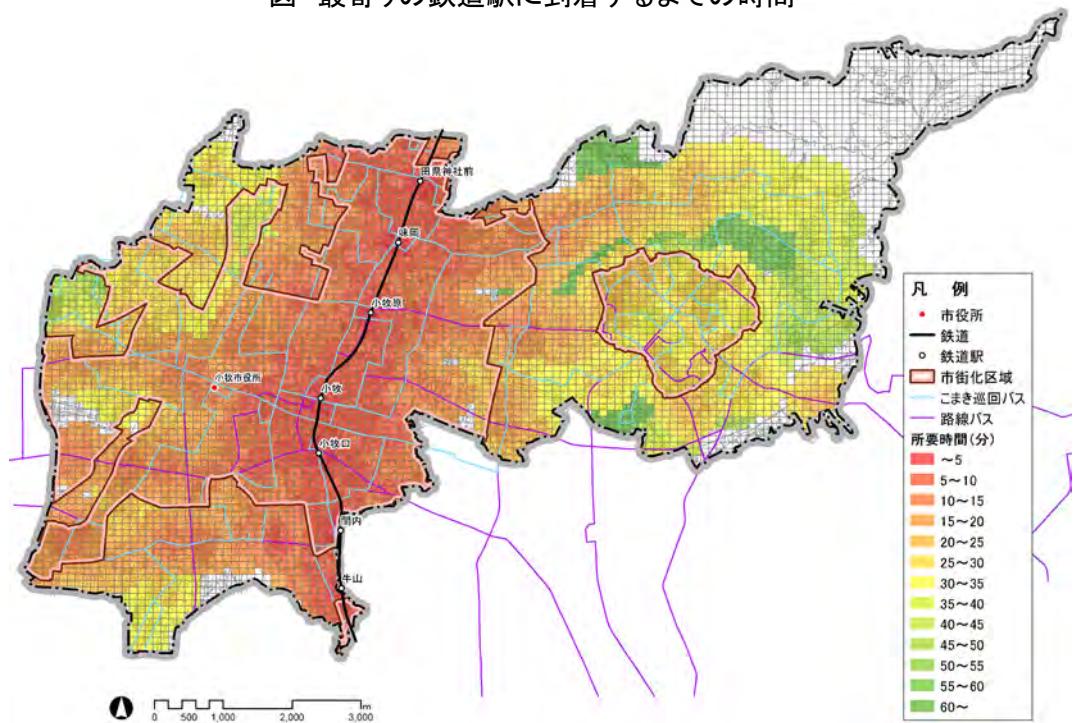
- ③ 所要時間ごとに人口及び高齢者人口を算出します。

※¹ 旅行速度：移動に要した時間（信号待ちや交通渋滞による停止を含む）を移動距離で除した値。

※² 1 時間当たりの運行本数：平日中間時間帯（10 時～16 時）の平均本数。

平成 22 年（2010 年）における最寄りの鉄道駅に到着するまでの時間別の人口割合をみると、約 15 分以内に到着できる人は人口の約 51%、15 分～30 分以内に到着できる人は人口の約 34% となっています。また、平成 22 年（2010 年）の最寄りの鉄道駅に到着するまでの時間別の高齢者人口割合も、総人口とほぼ同様の割合となっています。なお、平成 52 年（2040 年）の将来見通しをみると、割合に大きな変化はみられません。

図 最寄りの鉄道駅に到着するまでの時間



※平成 27 年（2015 年）4 月時点のバスルートをもとに評価を行った。

表 最寄りの鉄道駅に到着するまでの時間別の人口

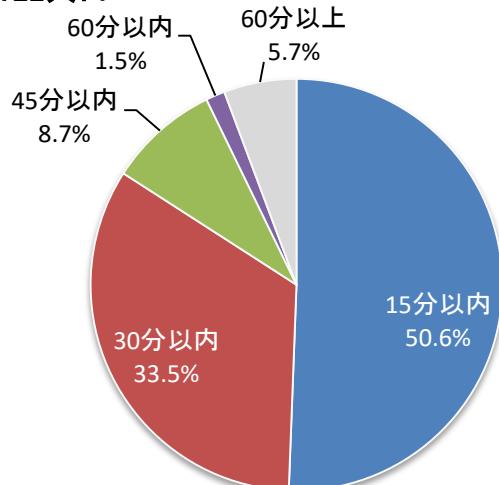
（単位：人）

	H22人口	H52人口	増減数	増減割合
15分以内	78,856	68,330	-10,526	-13%
30分以内	52,248	44,765	-7,483	-14%
45分以内	13,589	11,812	-1,777	-13%
60分以内	2,340	1,909	-431	-18%
60分以上	8,917	7,032	-1,885	-21%
計	155,950	133,848	-22,102	-14%

※500mメッシュ人口をもとに作成した100mメッシュ別の人団より人口を算出しているため、公表

されている人口とは一致しない

H22人口



H52人口

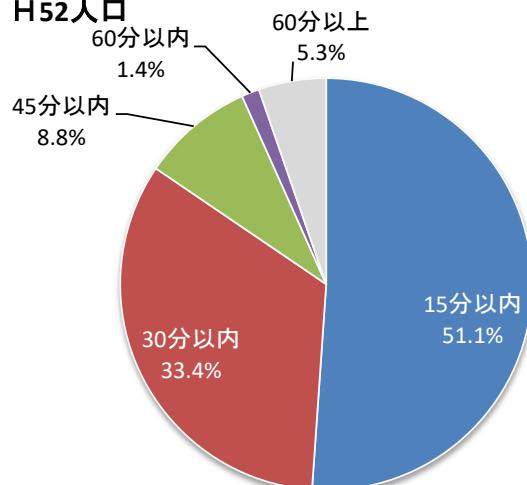


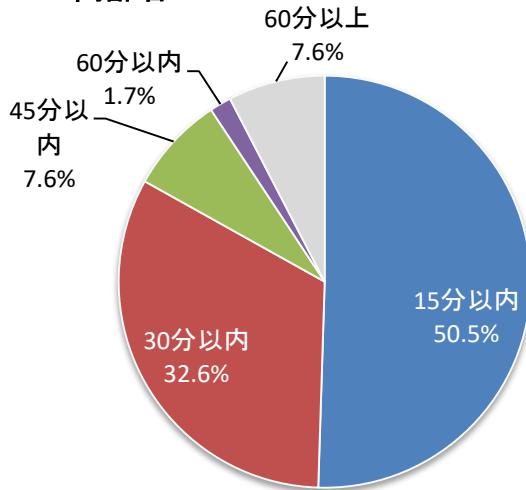
表 最寄りの鉄道駅に到着するまでの時間別の高齢者人口

(単位 : 人)

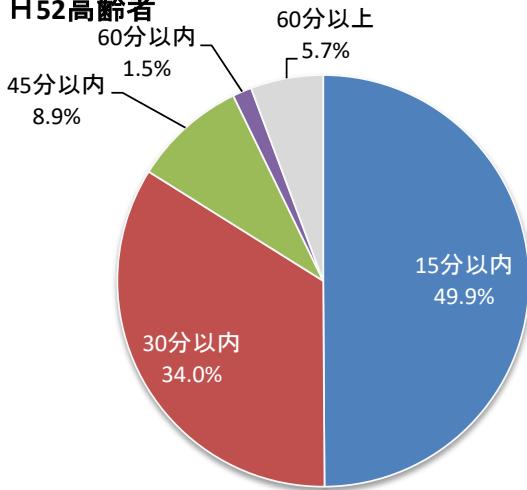
	H22高齢者	H52高齢者	増減数	増減割合
15分以内	14,850	22,297	7,447	50%
30分以内	9,602	15,180	5,578	58%
45分以内	2,236	3,997	1,761	79%
60分以内	494	673	179	36%
60分以上	2,251	2,528	277	12%
計	29,433	44,675	15,242	52%

※500mメッシュ人口をもとに作成した100mメッシュ別の人口より人口を算出しているため、公表されている人口とは一致しない

H22高齢者



H52高齢者



(2)名古屋駅までのアクセス利便性

公共交通による名古屋駅への利便性の評価を行うため、鉄道またはバスにより、名古屋駅まで行くことができる交通手段とその利便性を整理します。

鉄道は、市内を運行するバスにより利用が可能な名鉄小牧線、名鉄犬山線、JR 中央線を対象とします。名鉄小牧線は、最もバスの乗り入れが多い小牧駅からのアクセス利便性を整理し、同様に、名鉄犬山線は岩倉駅、JR 中央線は春日井駅に着目して整理します。

バスは、市内のバス停から直接名古屋駅へ行くことができる近距離高速バスの名古屋・桃花台線と桃花台バス停（中央道）発着路線※を対象とし、名古屋・桃花台線は、小牧駅からのアクセス利便性、桃花台バス停（中央道）発着路線は、桃花台バス停からのアクセス利便性を整理します。

出発駅から名古屋駅までの所要時間が最も短いのは、名鉄犬山線、次いで、JR 中央線となっていますが、それぞれ市外の駅が発地であるため、駅までの所要時間がかかります。仮に、小牧駅から岩倉駅までバスで移動した場合の所要時間は約 20 分、運賃は 350 円となっています。また、小牧駅から春日井駅までバスで移動した場合の所要時間は約 30 分、運賃は 460 円となっています。小牧市内の移動を含むと、名鉄犬山線では、所要時間は約 35 分で運賃は 700 円、JR 中央線では、所要時間は約 55 分で運賃は 780 円となり、他の交通手段より、所要時間が長く、運賃も高くなる場合も考えられます。

小牧駅及び桃花台バス停から名古屋駅までの所要時間は、約 40 分となっており、名古屋・桃花台線や桃花台バス停（中央道）発着路線では、乗り換えなしで名古屋駅に到着することができます。一方、名鉄小牧線では 2 回の乗り換えが必要ですが、名古屋・桃花台線や桃花台バス停（中央道）発着路線と比較して、運賃は安くなっています。

※全系統（名古屋・多治見線（深夜バス（名鉄バスセンター発桂ヶ丘 1 丁目行き 1 本）を含む）、西可児線、可児市役所線）をまとめて記載。

表 名古屋駅までのアクセス利便性

	路線名 (着目駅・バス停)	乗り換え回数 (乗り換え先)	所要時間	運賃
鉄道	名鉄小牧線（小牧駅）	2 回 (名古屋地下鉄上飯田線・名城線⇒東山線)	約 40 分※	570 円
	名鉄犬山線（岩倉駅）	なし	約 15 分	350 円
	JR 中央線（春日井駅）	なし	約 24 分	320 円
バス	名古屋・桃花台線（小牧駅）	なし	約 40 分	630 円
	桃花台バス停（中央道） 発着路線（桃花台バス停）	なし	約 40 分	770 円

※乗り換え時間含む。

※平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在

6 市民の交通行動の状況

本市では、夜間人口^{※1}が約 14 万人、昼間人口^{※2}は約 16.5 万人と昼間人口が上回っています。昼間人口比率^{※3}を周辺市町と比較してみると、大口町、豊山町に次ぐ高い比率になっています。

また、今後の人口減少に伴い、平成 47 年（2035 年）には、昼間人口が約 14.7 万人、夜間人口が約 12.6 万人まで減少する見通しとなっています。

図 昼間人口及び夜間人口の都市間比較(H23)

	夜間人口	昼間人口	昼間人口比率
小牧市	139,658	165,196	118
春日井市	289,600	255,037	88
岩倉市	44,784	34,901	78
犬山市	71,776	66,466	93
豊山町	13,524	18,261	135
大口町	21,234	32,704	154

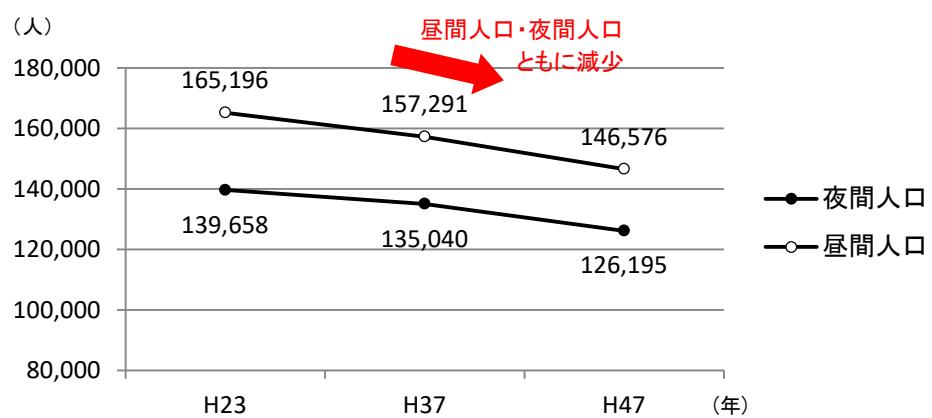
※1 夜間人口：夜間に常住する人口（第5回中京都市圏パーソントリップ調査では5歳以上の人口が対象）

※2 昼間人口：夜間人口 - (就業人口 + 従業人口) - (就学人口 + 通学人口)

※3 昼間人口比率：夜間人口に対する昼間人口の割合

（出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査）

図 昼間人口及び夜間人口の見通し



（出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査）

本市の外出率※は83%となっており、外出人口は約11.6万人となっています。

また、外出率を年齢階層別にみると、5歳～14歳で最も高く約98%となっており、15～39歳、40～64歳でも80%以上となっていますが、65歳以上では約63%と他の年代と比較して低くなっています。なお、夜間人口と外出人口の年齢階層別構成比からも、65歳以上が夜間人口の構成比より外出人口の構成比が低くなっているため、相対的に高齢者の外出人口が少ない状況がみられます。

次に、外出率を職業別にみると、就業者、生徒・児童・園児、学生・生徒で90%以上となっていますが、専業主婦・主夫、無職・その他では、約60%程度と他の職業と比較して低い値となっています。なお、夜間人口と外出人口の職業別構成比からも、専業主婦・主夫、無職・その他が夜間人口の構成比より外出人口の構成比が低くなっているため、相対的に外出人口が少ない状況がみられます。

また、外出率と外出人口を周辺市町と比較すると、同程度となっており、職業別（就業者、就学者、主婦・無職）でみても、あまり大きな変化はみられません。

※外出率：パーソントリップ調査の調査日に一度でも外出した人を対象人口で除した値。

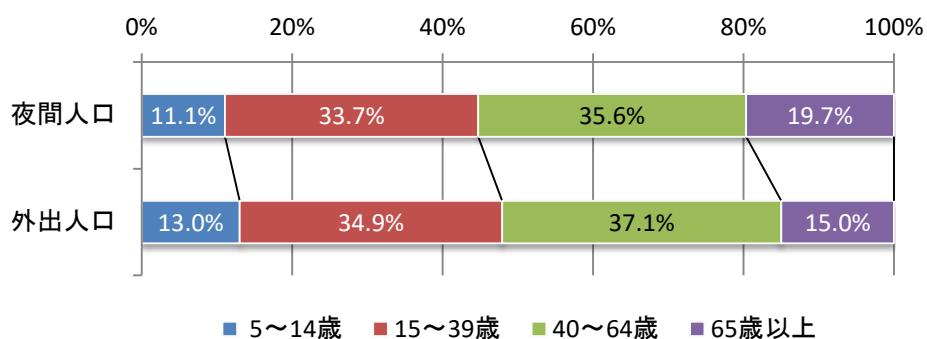
表 年齢階層別外出率

(単位:人)

	5～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上	前年齢計
夜間人口	15,478	46,999	49,687	27,494	139,658
外出人口	15,156	40,557	43,131	17,413	116,257
外出率	98%	86%	87%	63%	83%

(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 年齢階層別夜間人口・外出人口の構成比



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

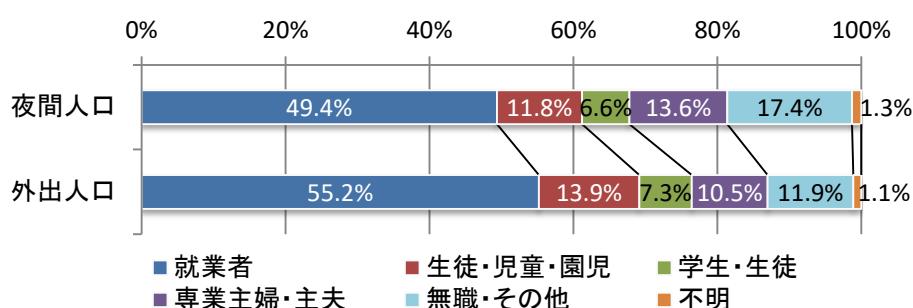
表 職業別外出率

(単位:人)

	就業者	生徒・児童・園児	学生・生徒	専業主婦・主夫	無職・その他	不明	職業計
夜間人口	68,922	16,536	9,169	18,978	24,248	1,805	139,658
外出人口	64,154	16,214	8,500	12,246	13,821	1,322	116,257
外出率	93%	98%	93%	65%	57%	73%	83%

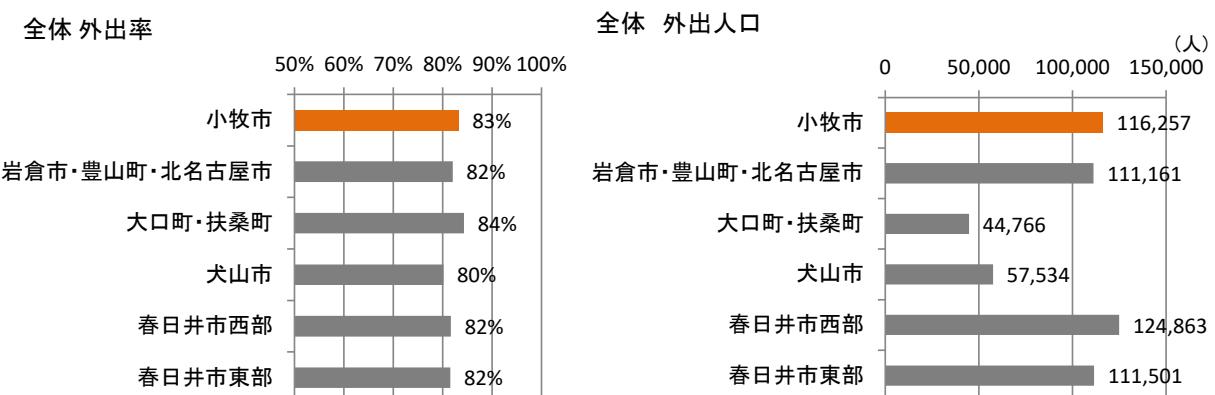
(出典: 第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 職業別夜間人口・外出人口の構成比



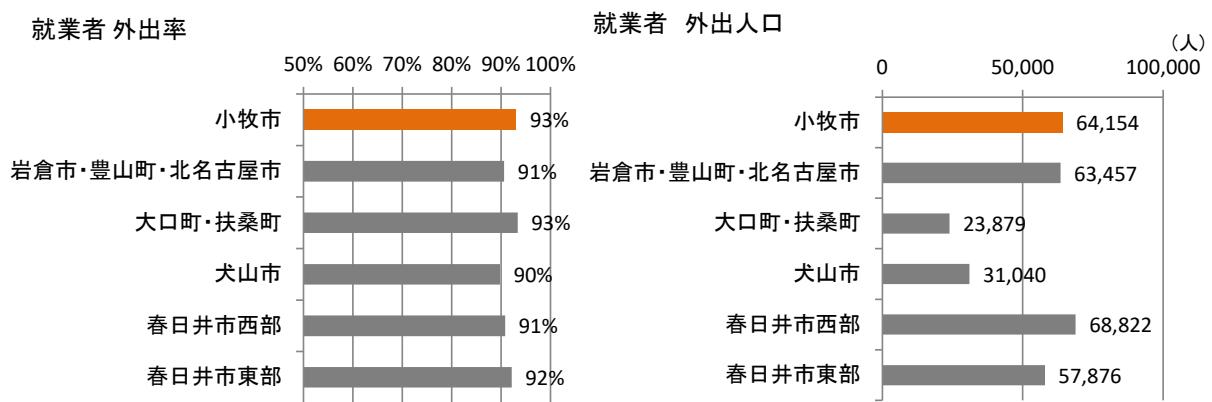
(出典: 第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 全体の外出率及び外出人口



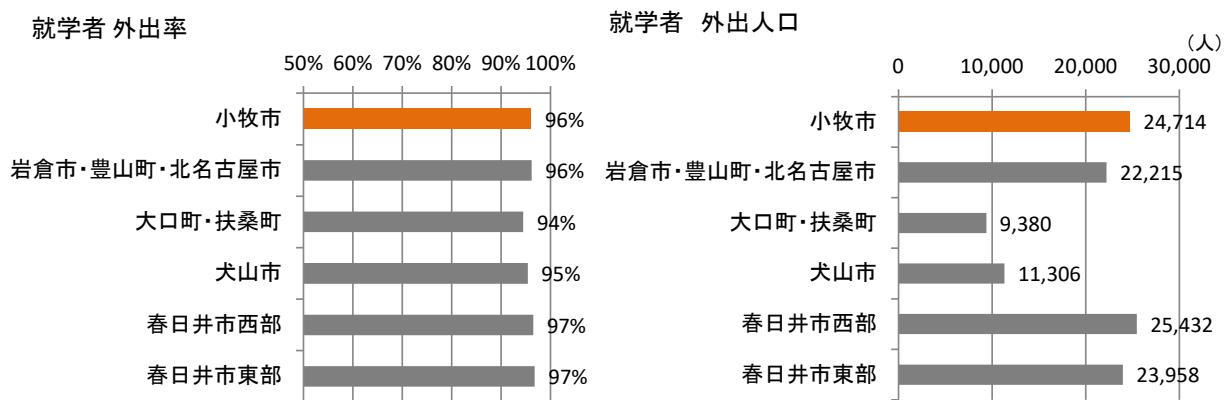
(出典: 第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 就業者の外出率及び外出人口



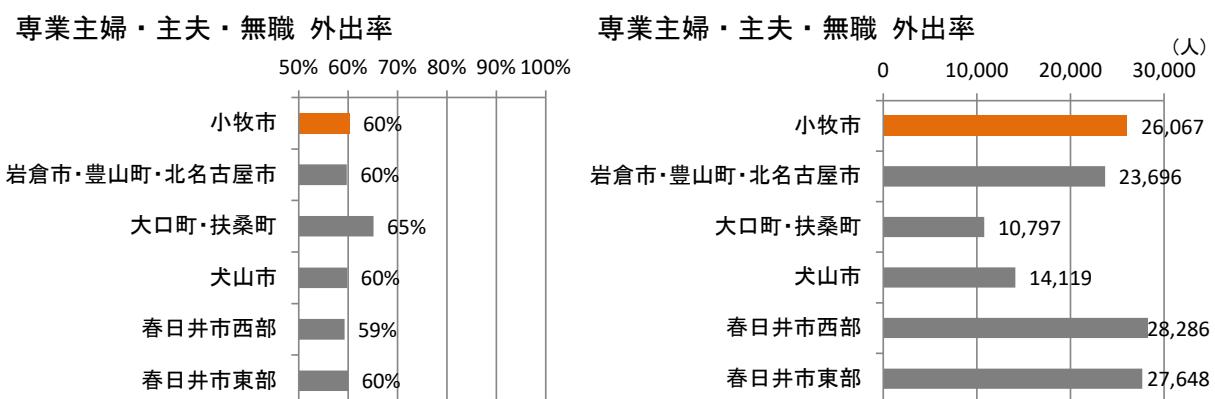
(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 就学者の外出率及び外出人口



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 専業主婦・主夫・無職の外出率及び外出人口



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

外出するときの移動手段（代表交通手段）の利用割合の推移をみると、昭和46年（1971年）以降、「自動車」の占める割合は増加を続けていますが、「自転車」、「歩」の割合は減少してきています。

また、自動車の占める割合を周辺市町と比較すると、大口町に次いで高い値となっています。

図 代表交通手段別利用率の推移

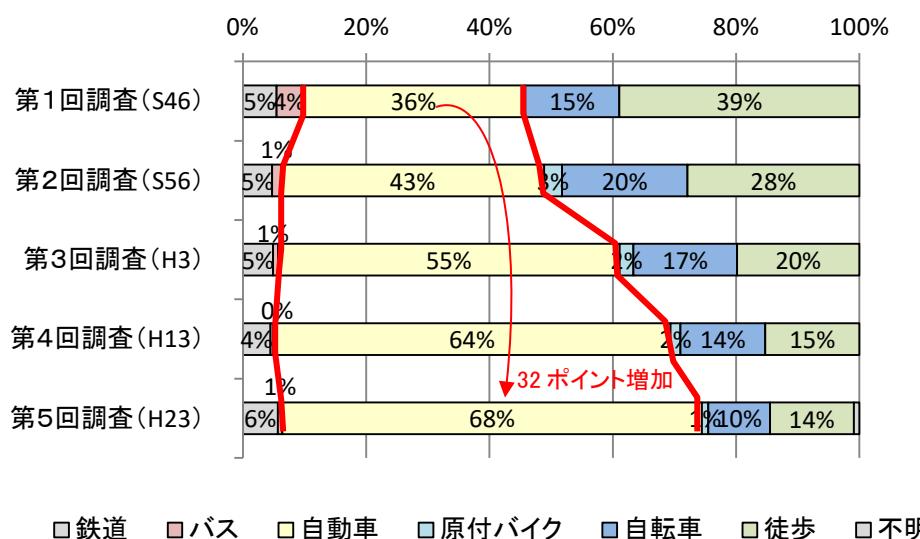
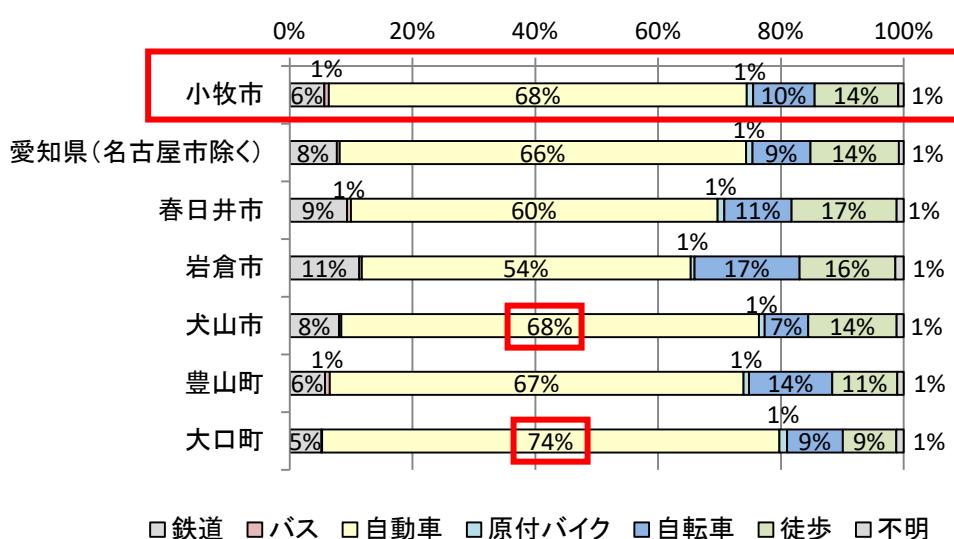


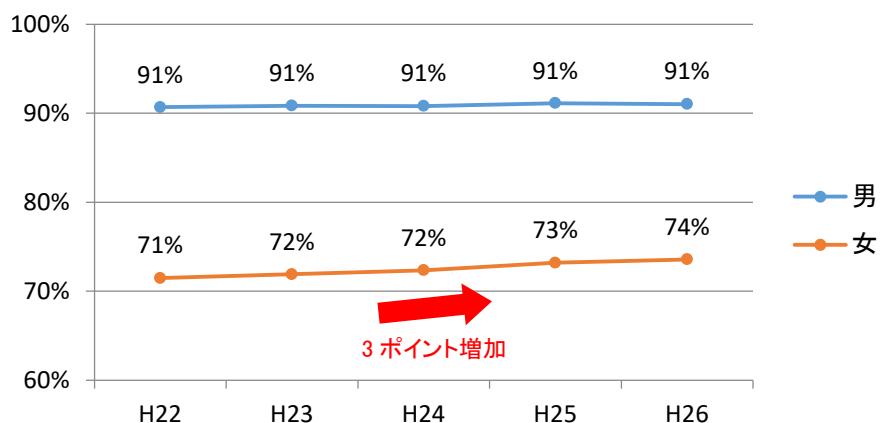
図 代表交通手段別利用率の周辺市町との比較



免許保有者数及び免許保有率は、男性が横ばいであるのに対し、女性は増加傾向にあります。

自動車保有台数も増加傾向にあり、平成 27 年（2015 年）時点で約 8.2 万台となっています。

図 免許保有率の推移

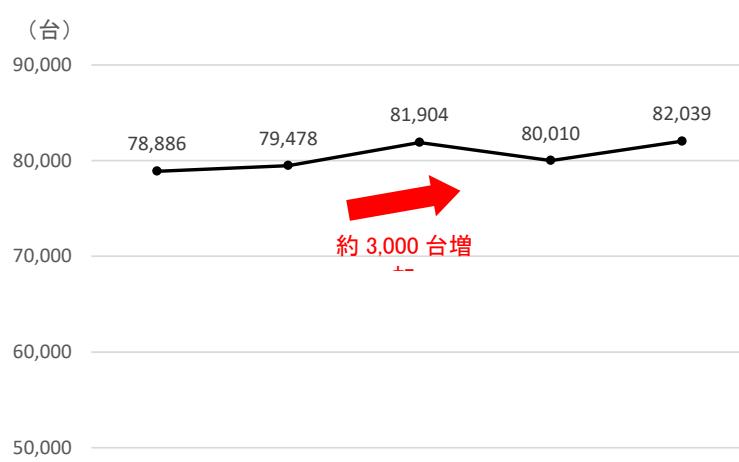


		H22	H23	H24	H25	H26	H26-22 増減数
18歳以上人口	男	63,629	63,512	63,740	63,803	64,023	394
	女	62,211	62,395	62,425	62,426	62,602	391
免許保有者	男	57,697	57,692	57,881	58,136	58,275	578
	女	44,467	44,861	45,171	45,696	46,056	1,589
免許保有率	男	91%	91%	91%	91%	91%	-
	女	71%	72%	72%	73%	74%	-

※各年 12 月 31 日時点

(出典：小牧市統計年鑑、住民基本台帳)

図 自動車保有台数の推移



※各年 3 月 31 日時点

(出典：小牧市統計年鑑)

本市を出発地とする人の外出目的と外出先の関係（ここでは、“本市に住んでいる人が自宅から出かけるときにどのような動きをしているか”に主眼をおいているため、「出勤」、「登校」、「自由」の3カテゴリを抽出しています。）をみると、「出勤」の目的では、愛知県内（本市以外）と市内が同程度ですが、「登校」や「自由（買い物、食事、通院、レクリエーション等の生活関連）」目的では、市内の動きが多くみられます。

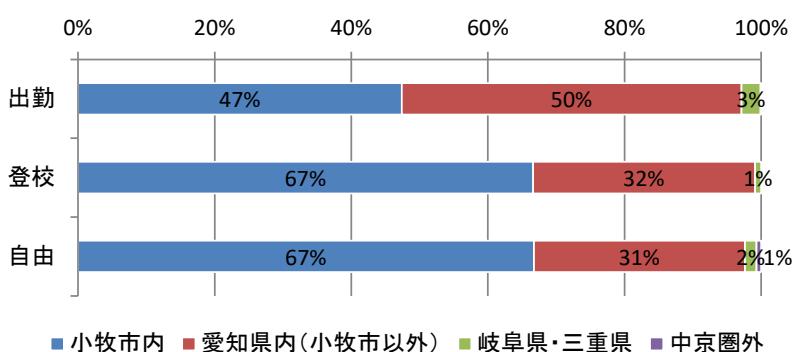
次に、本市を出発地とする人の目的別の移動手段（代表交通手段）をみると、市内の移動では、「出勤」及び「自由」目的では自動車利用が多く、「登校」目的では、徒歩が多くなっています。市外への移動では、「出勤」及び「自由」目的では依然自動車利用が多いものの、市内の移動と比較して鉄道利用が多くなっています。「通学」目的では、鉄道が最も多く、市内の移動と比較して自動車、自転車の利用も多くなっています。

目的別の移動をみると、「出勤」目的では、市内では東西方向の移動が、市外では春日井市、大口町への移動が500トリップ以上と多くなっています。また、「登校」目的では、市内の移動が300トリップ以上と多くなっています。「自由」目的では、市内東西方向の移動及び春日井市、岩倉市、大口町、豊山町への移動が300トリップ以上と多くなっています。

地区別にみると、市域東部では全ての目的で、春日井市との結びつきが強く、市域西部では、登校や自由目的で岩倉市との結びつきが強くなっています。また、市域北部では全ての目的で、大口町との結びつきが強くなっています。

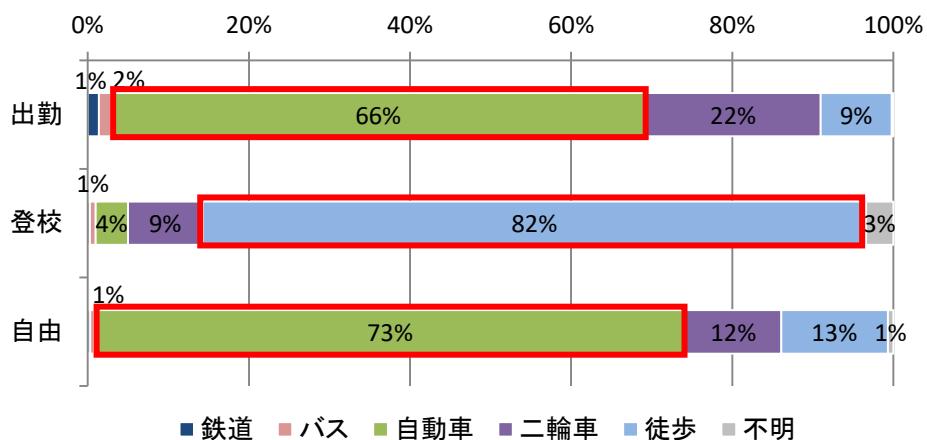
小牧市内の移動の場合の、出発してから到着するまでの平均所要時間を目的別、移動手段（代表交通手段）別にみると、鉄道を利用する場合、「通勤」、「登校」目的では、50分以上となっており、「登校」目的では、バスが同様に50分以上となっています。自動車、自転車、徒歩ではいずれも10分～20分程度となっています。

図 小牧市発トリップの目的別着地先



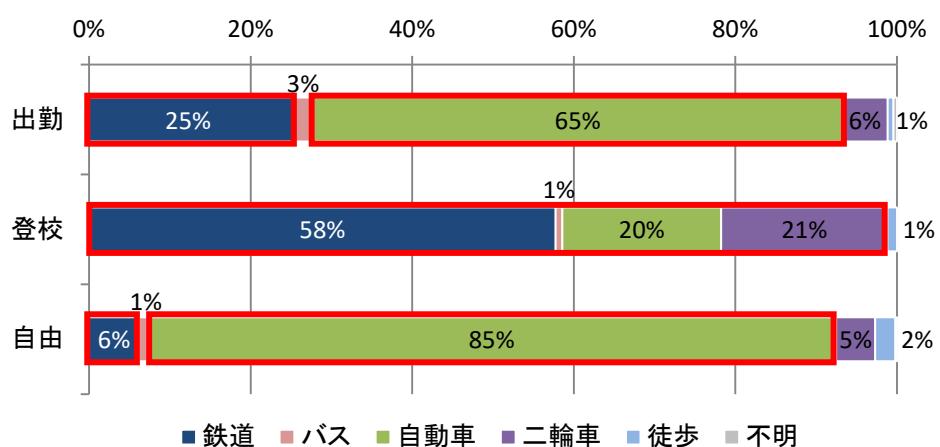
（出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査）

図 小牧市発、小牧市着トリップの目的別交通手段



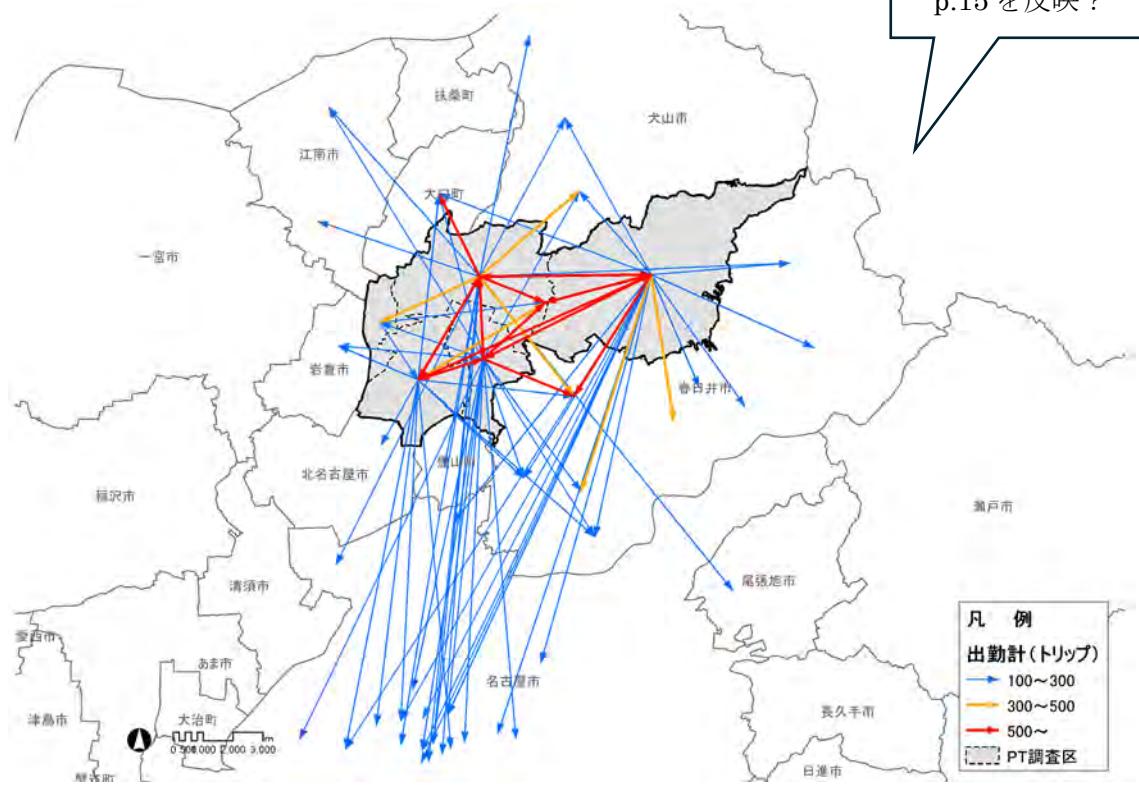
(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

図 小牧市発、小牧市外着トリップの目的別交通手段



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

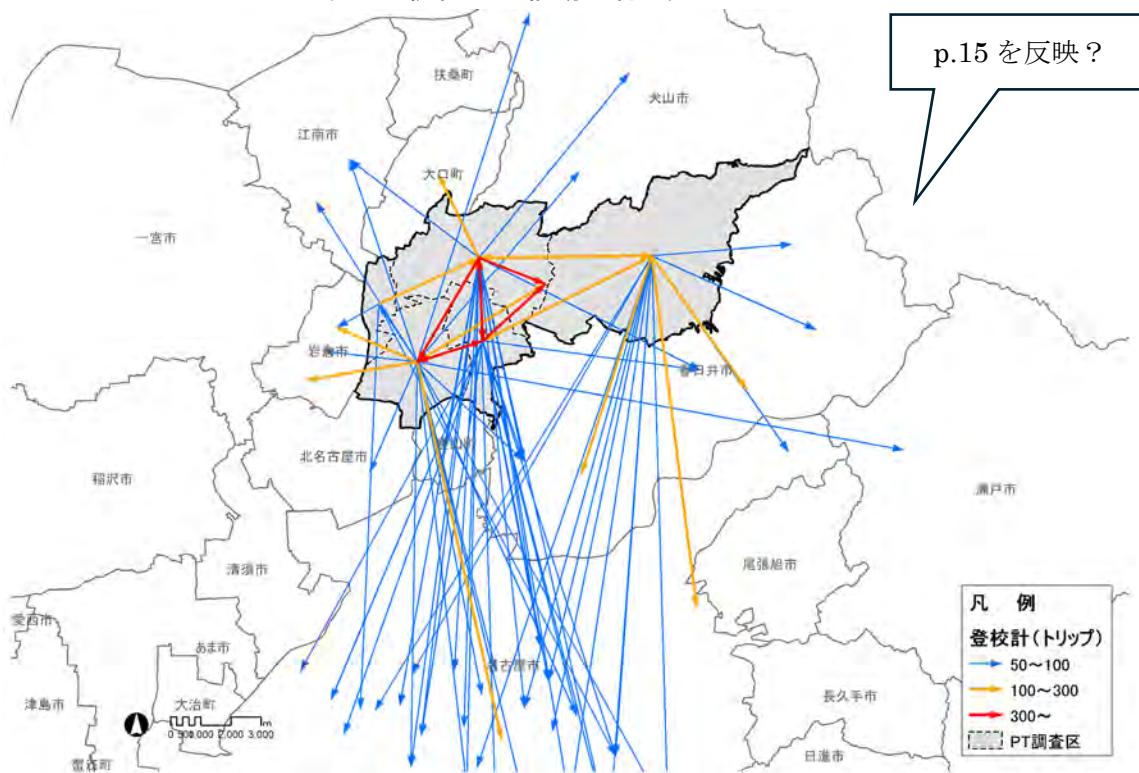
図 出勤目的の移動の行き先



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

※100 トリップ未満は非表示、近隣市町との移動。

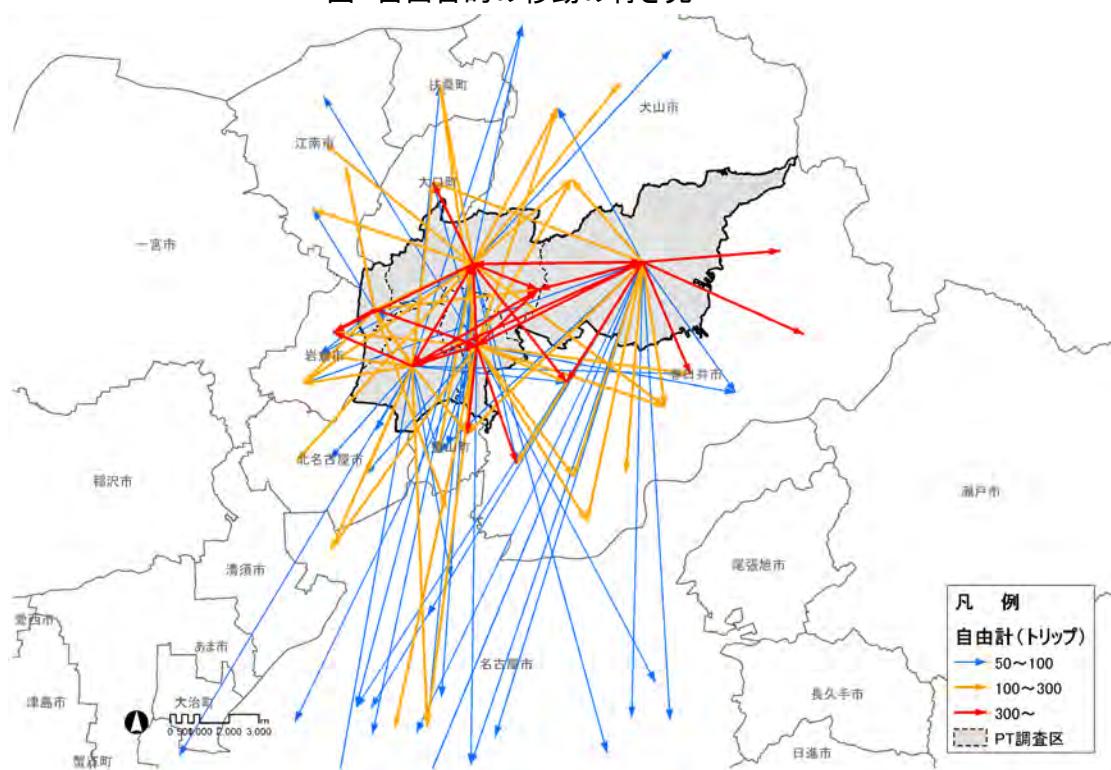
図 登校目的の移動の行き先



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

※50 トリップ未満は非表示、近隣市町との移動。

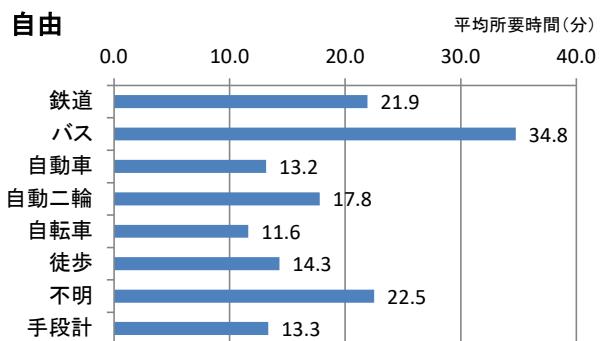
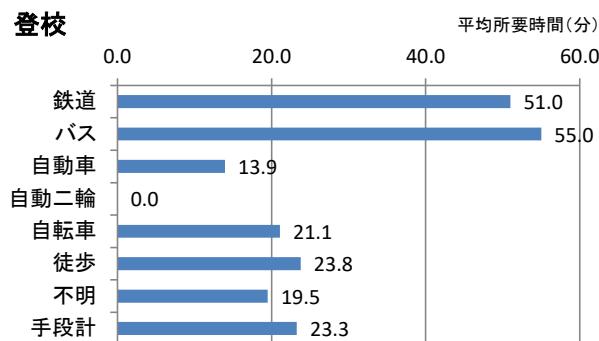
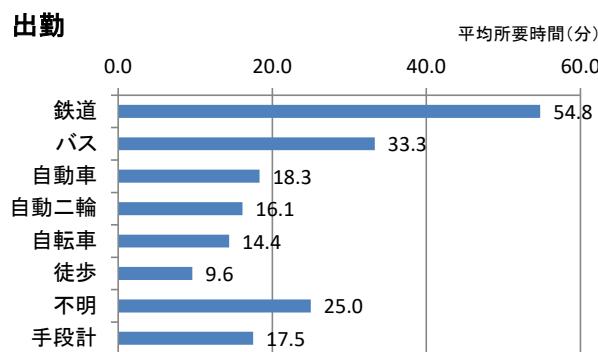
図 自由目的の移動の行き先



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

※50 トリップ未満は非表示、近隣市町との移動。

図 目的別代表交通手段別小牧市内タトリップの平均所要時間



(出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

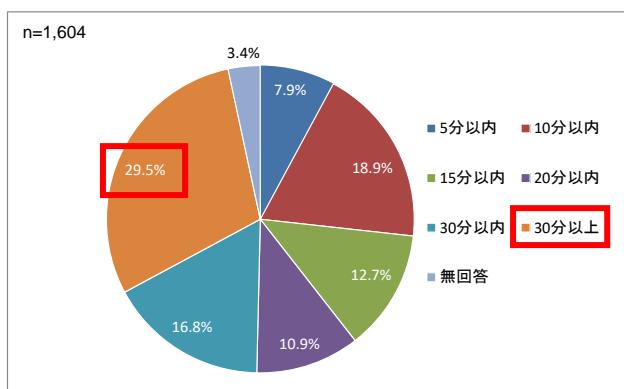
7 公共交通に関する市民意識

公共交通に関する市民意識を把握するため、「小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査（平成 27 年（2015 年）9 月実施）」をもとに以下のとおり整理しました。

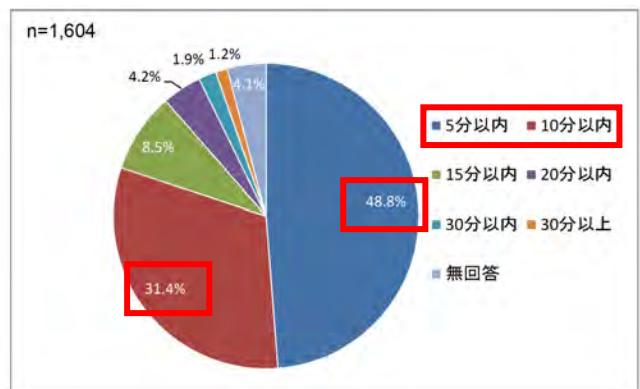
●自宅から最寄りの駅やバス停までの徒歩による所要時間

- ・自宅から最寄りの駅までの徒歩による所要時間は、約 30% の方が「30 分以上」と回答しています。また、自宅から最寄りのバス停までの徒歩による所要時間は、約 80% の方が「10 分以内」と回答しています。

最寄りの駅までの徒歩による所要時間

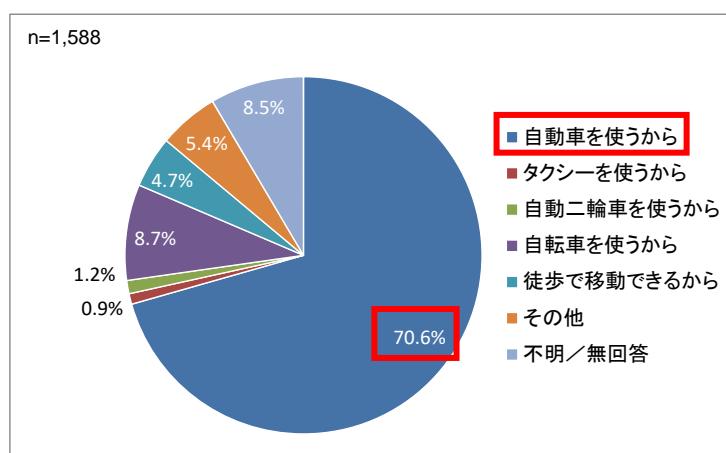


最寄りのバス停までの徒歩による所要時間



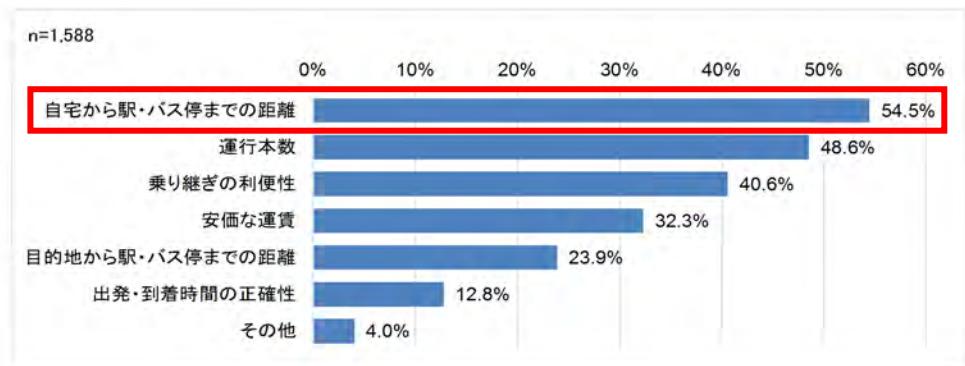
●公共交通（鉄道、バス）を利用しない理由

- ・公共交通（鉄道、バス）を利用しない理由として、約 71% の方が「自動車を使うから」と回答しています。



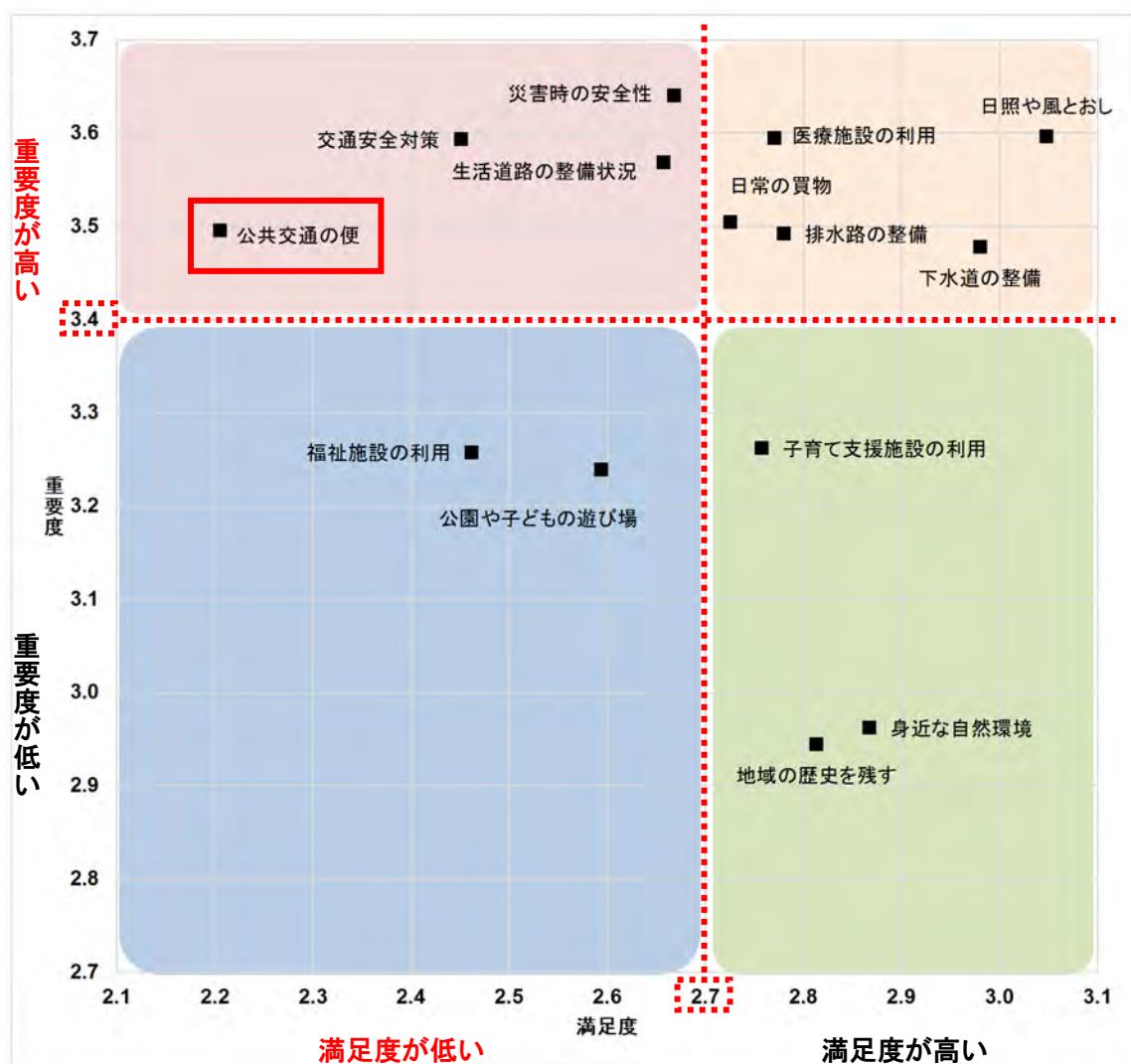
●公共交通(鉄道、バス)の利用において求めること

- 公共交通(鉄道、バス)の利用において、約55%の方が「自宅から駅・バス停までの距離」を近くすることと回答しています。



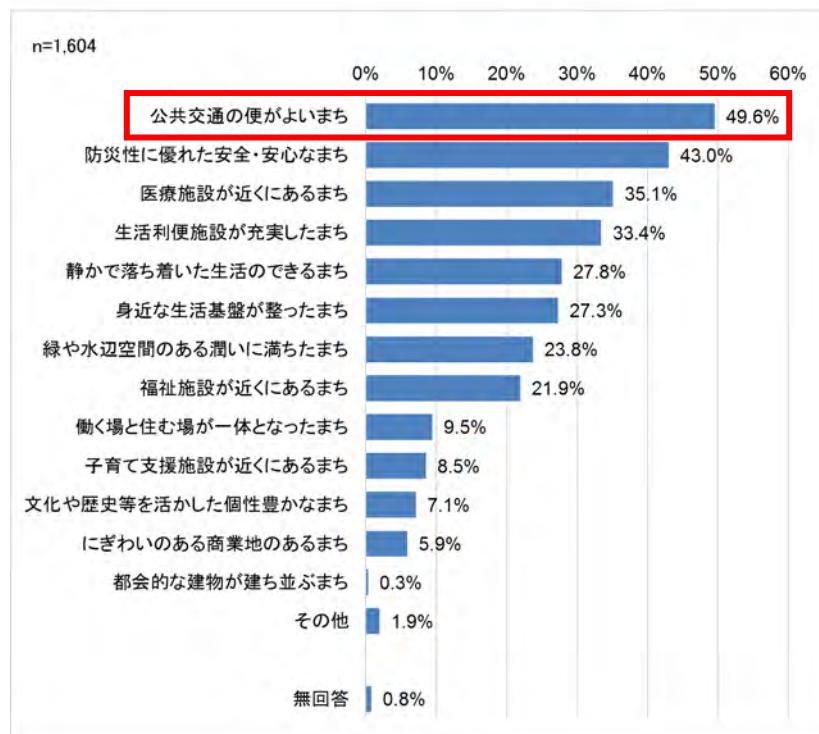
●居住している地区の環境や日常生活に関する満足度・重要度

- 「公共交通の便」に関する居住している地区の環境や日常生活に関する満足度・重要度は、満足度が低く重要度が高くなっています。



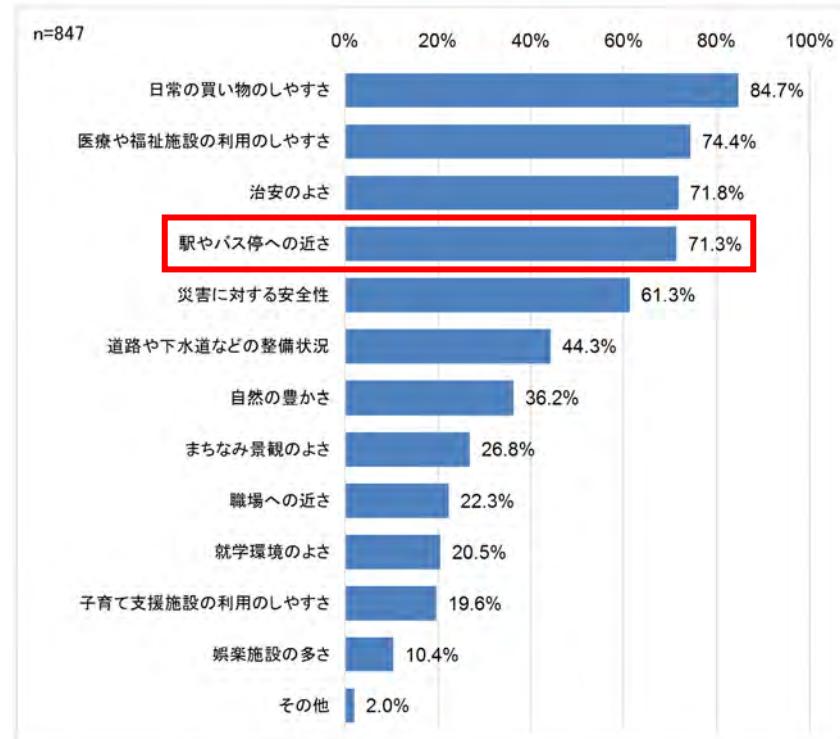
●居住している地区の概ね 10 年～20 年後の将来像

- ・居住している地区の概ね 10 年～20 年後の将来像に約 50% の方が「鉄道やバスなどの公共交通の便がよいまち」と回答しています。



●重要と考えられる居住の条件

- ・居住の条件として約 71% の方が「駅やバス停への近さ」と回答しています。



2-4 経済活動

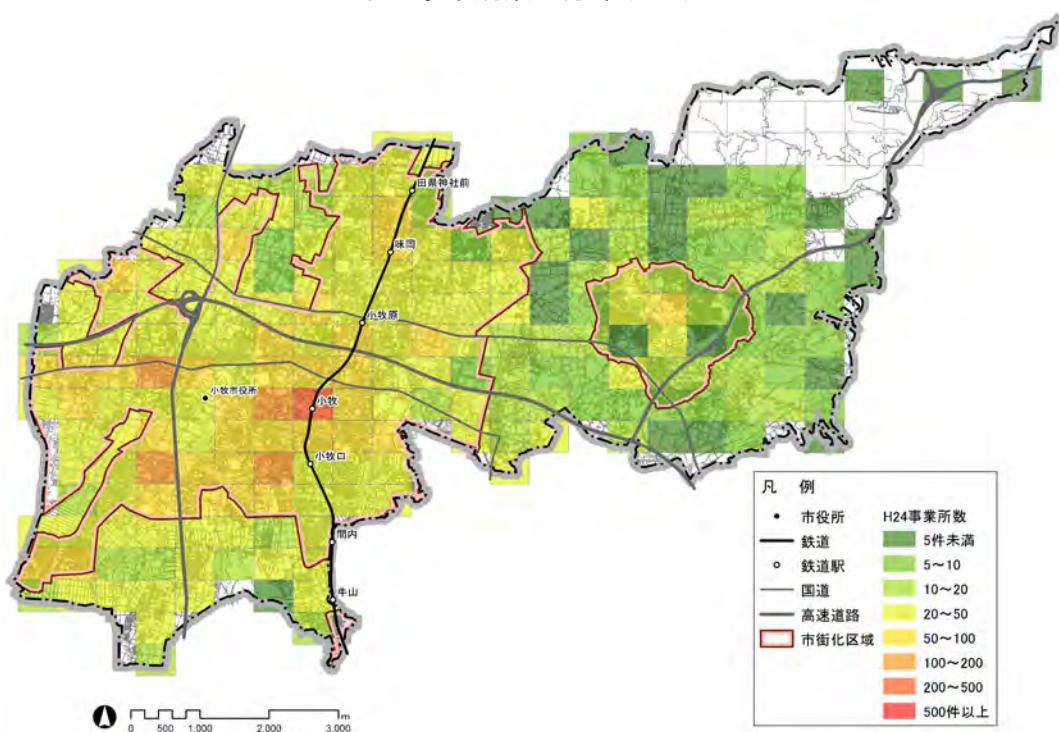
事業所※は、市内各所に立地し、特に小牧駅周辺で立地が多く見られます。また、事業所数は、平成 13 年（2001 年）から平成 24 年（2012 年）にかけて、市街化区域の大半で事業所数の減少が見られます。

また、従業者数は、小牧駅周辺や工業系用途地域内などに集積が多く見られますが、平成 13 年（2001 年）から平成 24 年（2012 年）にかけては、事業所数と同様に市街化区域の大半で減少が見られます。

※事業所： 経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

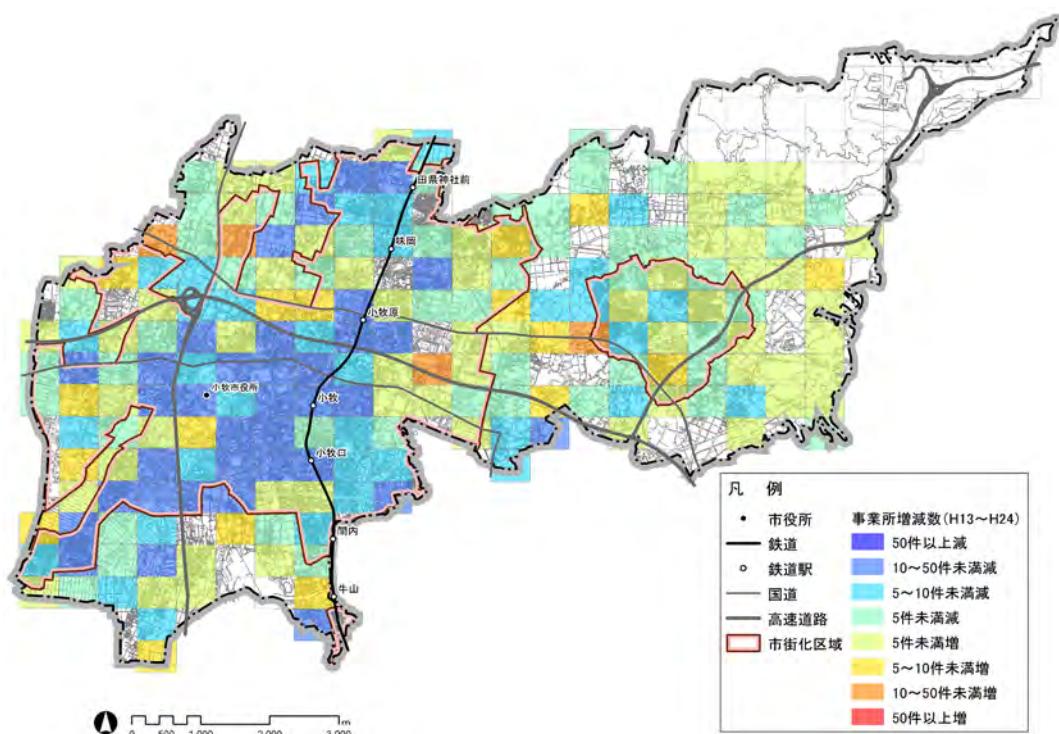
1. 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
2. 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

図 事業所数の分布(H24)



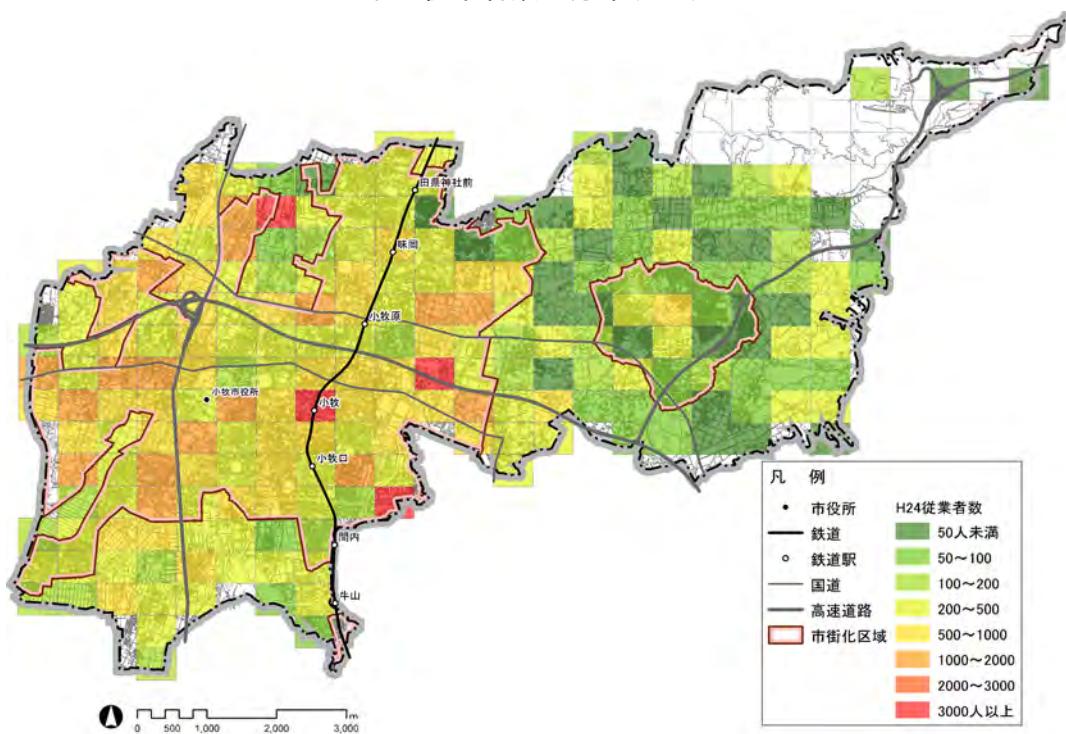
(出典：平成 24 年（2012 年）経済センサス)

図 事業所数の増減(H13～H24)



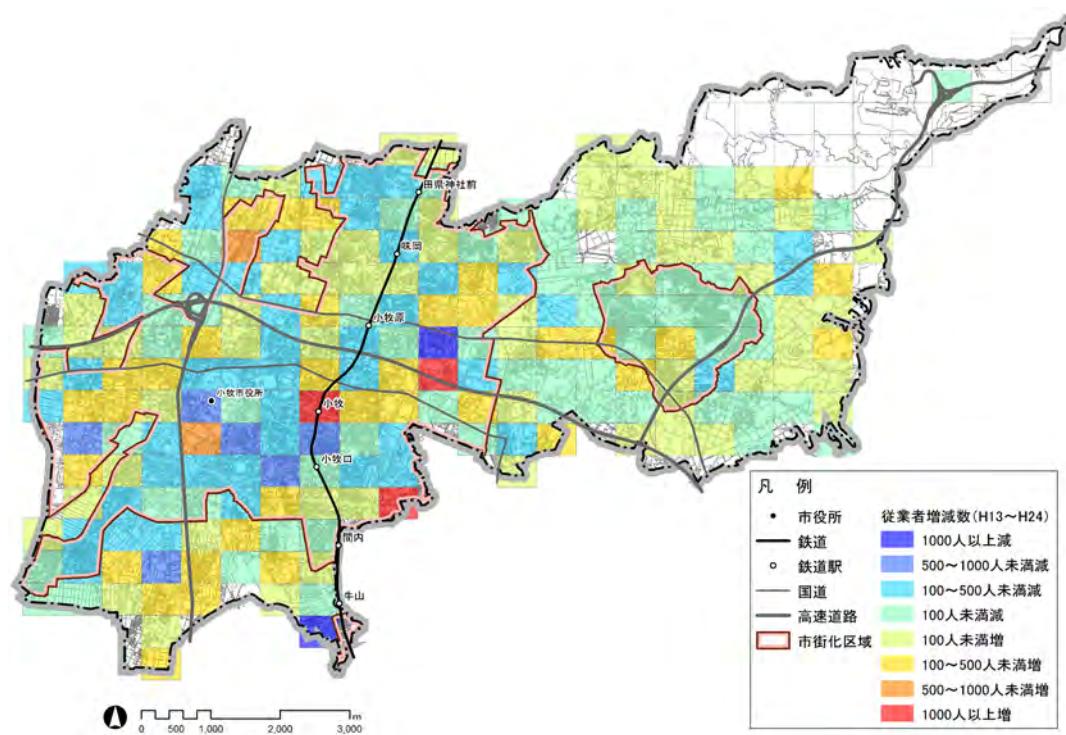
(出典：経済センサス、企業・事業所統計)

図 従業者数の分布(H24)



(出典：平成 24 年（2012 年）経済センサス)

図 従業者数の増減(H13～H24)

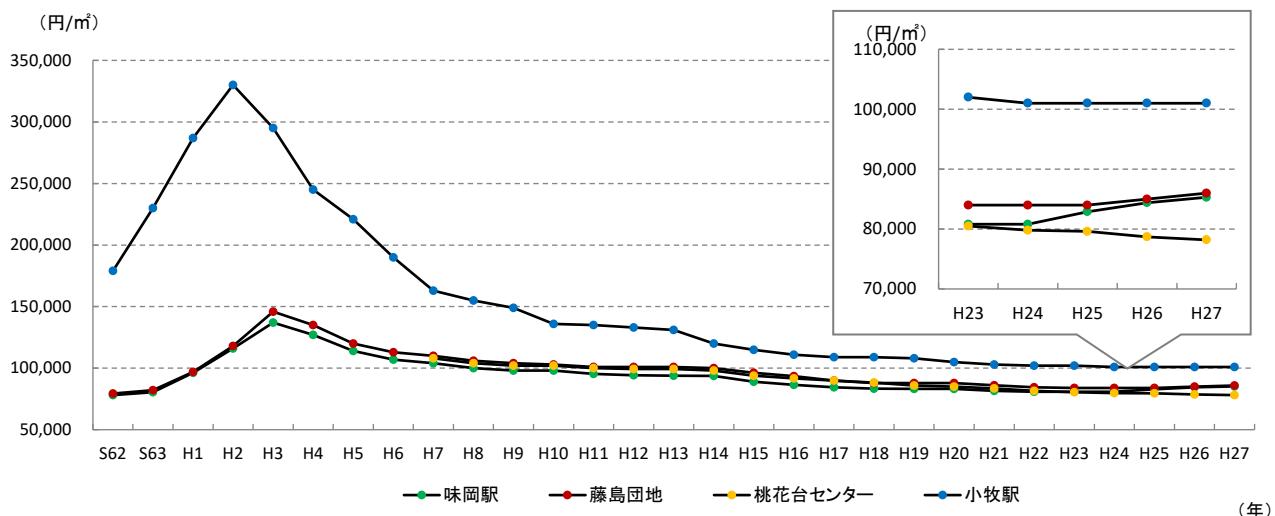


(出典：経済センサス、企業・事業所統計)

2-5 地価

本市の公示地価[※]は平成3年（1991年）以降、下落傾向が続いていましたが、近年、味岡駅周辺、藤島団地周辺では、上昇傾向にあります。

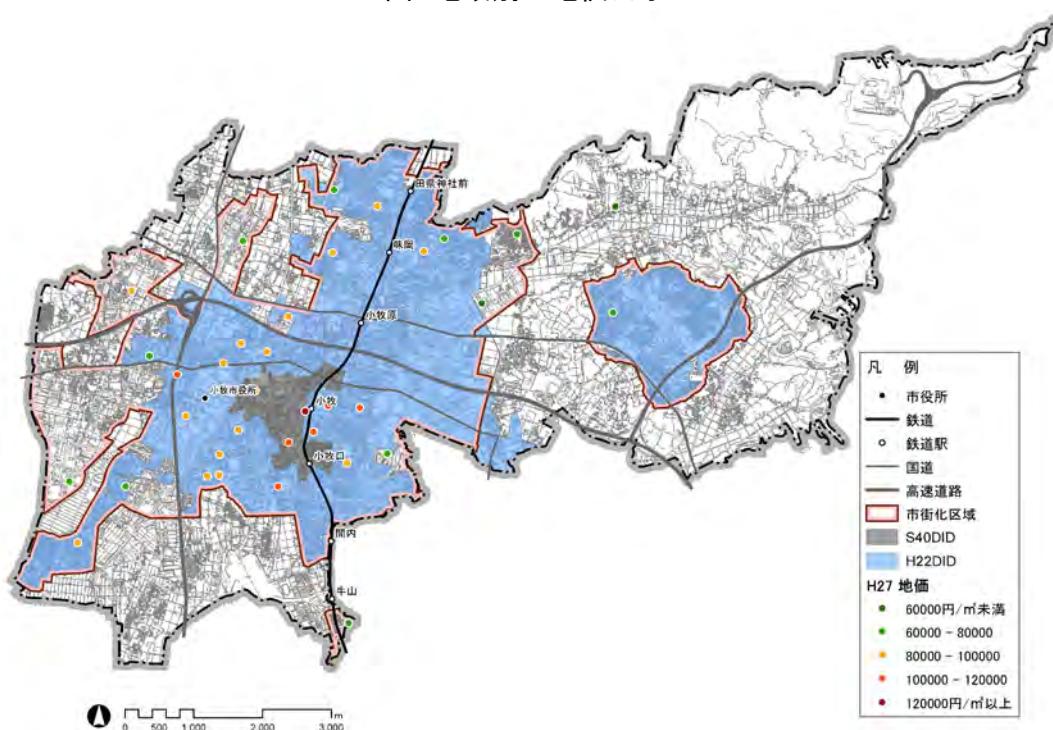
図 地域別の地価推移



（出典：地価公示）

※ 公示地価：地価公示法の規定に基づき、国土交通省が毎年1回公示する標準地の価格。（本計画では、長期的に地価の推移を追える地点を抜粋。小牧駅は商業地、その他の地域は住宅地となっている。）

図 地域別の地価公示



（出典：平成27年（2015年）地価公示、国土数値情報）

2-6 災害

1 災害ハザードの状況

(1) 本市に存在する災害ハザードの種類

本市は、北東部が丘陵地となっていることなどから、山腹崩壊などの危険がある「山地災害ハザード」、がけ崩れなどの危険がある「土砂災害ハザード」、洪水や浸水などの危険がある「水害ハザード」、「地震災害ハザード」の4類型のハザードがあります。

本市に存在する災害ハザードは以下の通りです。

- ・山地災害ハザード：山腹崩壊危険地区^{※1}、崩壊土砂流出危険地区^{※2}
- ・土砂災害ハザード：土石流危険渓流^{※3}、急傾斜地崩壊危険箇所^{※4}
　　土砂災害警戒区域^{※5}、土砂災害特別警戒区域^{※6}
- ・水害ハザード：浸水想定区域^{※7}
- ・地震災害ハザード

※1 山腹崩壊危険地区：山腹崩壊により公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれがある地区。

※2 崩壊土砂流危険地区：山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流（山や谷の土・砂・石などが、梅雨の長雨や台風の大霖による水と一緒にになって、ものすごい勢いで流れてくるもの。）になって流出し、災害が発生するおそれがある地区。

※3 土石流危険渓流：土石流発生の危険性があり、人家が1戸以上もしくは、公共建築物等に被害の生じる恐れのある渓流。

※4 急傾斜地崩壊危険箇所：水平面となる角度が30度以上、斜面の高さが5m以上、斜面上部または下部に人家があること（官公署、学校、病院、旅館等がある場合も対象とする。）の要件を満たす崖。

※5 土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域。

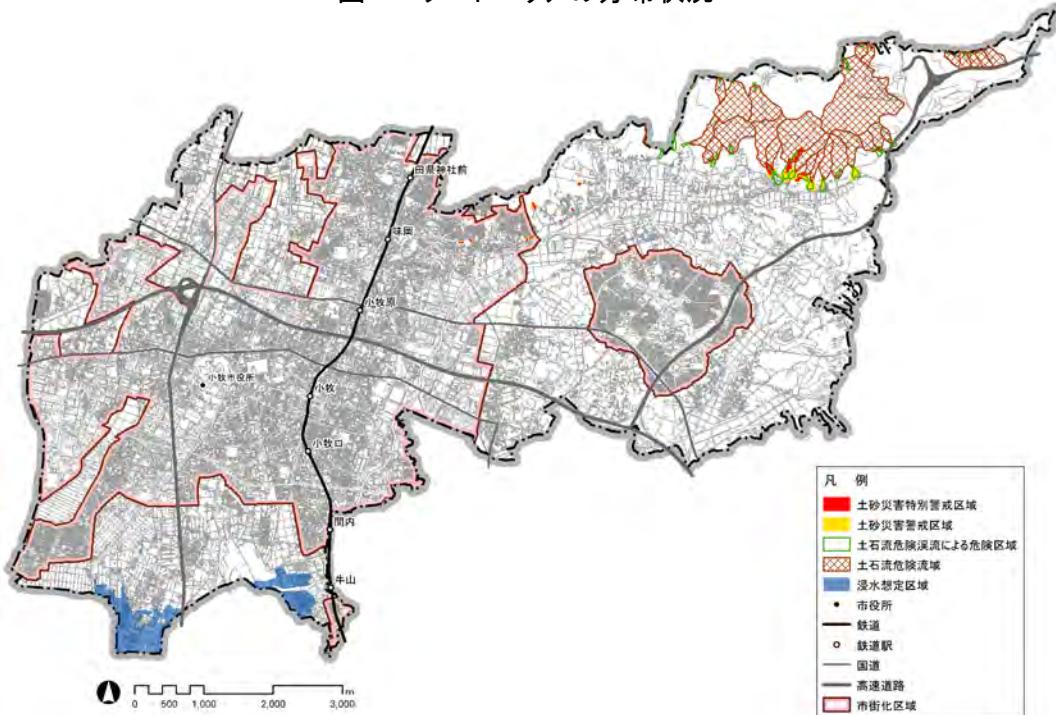
※6 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

※7 浸水想定区域：洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川について、その河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域。

(2) ハザードエリアの分布と災害リスク

土砂災害ハザードは、丘陵地が広がる市域北東部に集中して分布が見られるほか、市街化区域内にも分布が見られます。また、水害ハザードは、市域南部に分布が見られます。

図 ハザードエリアの分布状況



(出典：マップあいち（土砂災害情報マップ）、国土数値情報)

2 災害履歴と災害対策

(1) 災害履歴

本市では、平成 12 年（2000 年）に発生した東海豪雨^{※1}により、市内各所で浸水被害が出ています。なお、地震による被害については、明治 24 年（1891 年）に発生した濃尾地震^{※2}がありますが、それ以降に大きな被害が出た事例はありません。

また、本市の特徴として、活断層^{※3}の分布が見られないことや、津波による被害もないことがあります。

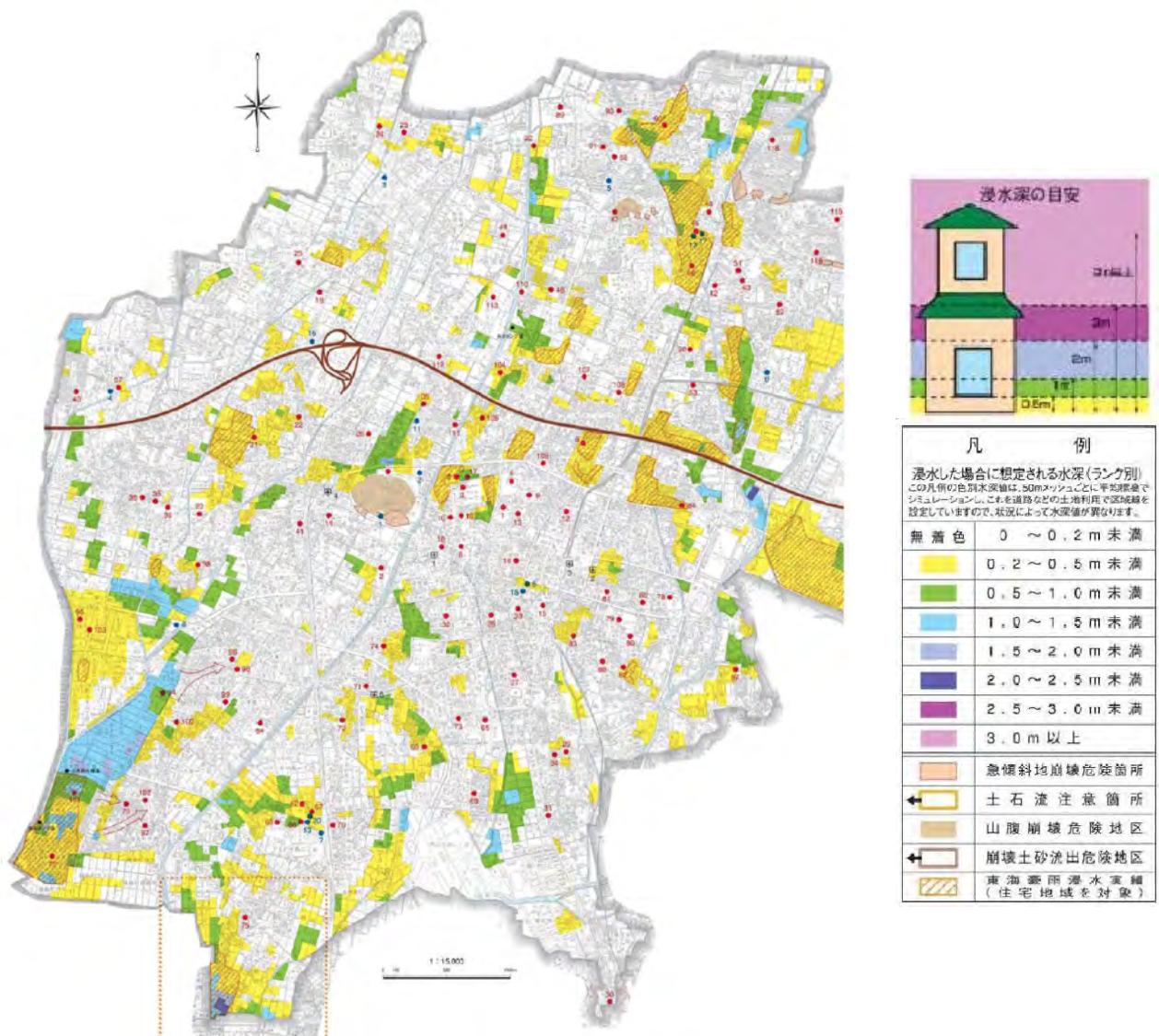
※1 東海豪雨：平成 12 年（2000 年）9 月 11 日から 12 日にかけて起きた豪雨。特に、愛知県西部から三重県北中部にかけて局地的な豪雨となり、名古屋市や東海市では日最大 1 時間降水量や日降水量が観測史上第 1 位を更新するなど猛烈な雨が降った。この豪雨で名古屋市及びその周辺の市町村では堤防の決壊、河川の越水により、広範囲で浸水害が発生したほか、各地で土砂災害も発生した。県内では死者 7 名、重軽傷者 107 名、床上浸水 24,610 世帯に達する甚大な災害が発生した。

※2 濃尾地震：現在の岐阜県本巣郡根尾村付近を震源とした地震で、地震の規模を示すマグニチュードは最大級の 8.0 だった。この地震による揺れは東北地方南部から九州地方にまでおよび、とりわけ震源地に近い岐阜県や愛知県を中心に震度 6～7 という激しいゆれが記録された。

※3 活断層：第四紀（約 200 万年前）から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定され

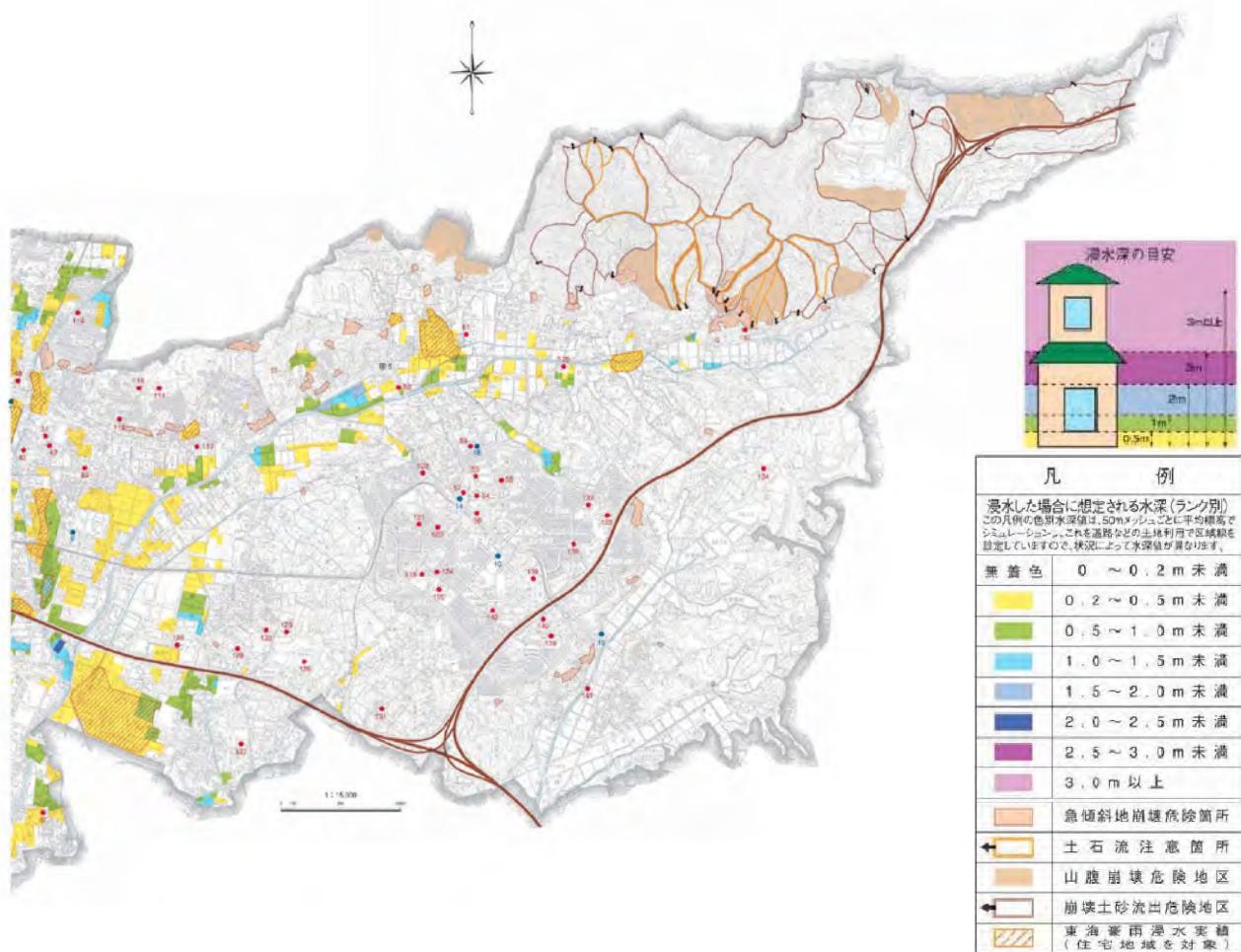
る断層のこと

図 浸水被害実績(市域西部)



(出典：小牧市洪水ハザードマップ)

図 浸水被害実績(市域東部)



(出典：小牧市洪水ハザードマップ)

表 浸水被害実績

浸水被害実績(平成12年度以降)

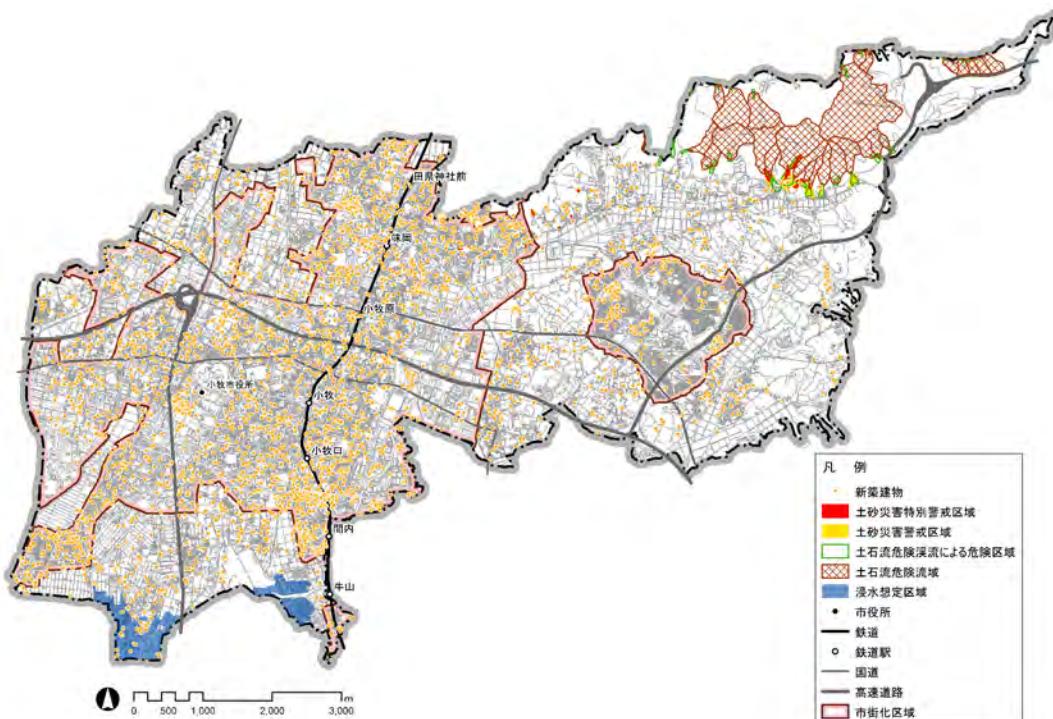
名称等	発生年月日	時間最大雨量 mm/h (観測点)	総雨量 mm (観測点)	浸水戸数			最大値
				床上(戸)	床下(戸)	合計(戸)	
東海豪雨	平成12年9月11日～12日	69(北支署)	453(東支署)	111	699	810	
	平成16年7月10日	75(消防本部)	84(消防本部)	3	28	31	
	平成17年8月16日～17日	79(北支署)	199(北支署)	11	81	92	
平成20年8月末豪雨	平成20年8月28日～29日	71(東支署)	130(東支署)	1	25	26	
台風18号	平成21年10月7日～8日	67(消防本部)	156(消防本部)	0	9	9	
	平成22年7月15日～16日	74(東支署)	143(東支署)	0	22	22	
台風15号	平成23年9月19日～21日	69(東支署)	272(東支署)	1	26	27	
平成24年9月豪雨	平成24年9月11日	83(消防本部)	99(消防本部)	0	22	22	
	平成25年7月25日	74(北支署)	97(北支署)	0	6	6	
	平成25年8月5日	52(北支署)	65(北支署)	0	4	4	
	平成25年9月4日	73(南支署)	115(消防本部)	0	24	24	

(出典：こまきの総合治水)

(2) ハザードエリアと建物新築状況のオーバーラップ

土砂災害及び水害ハザードエリアを平成 19 年（2007 年）から平成 23 年（2011 年）かけての建物の新築状況と重ね合わせると、ハザードエリアにおいても建物の新築が見られます。

図 ハザードエリアと建物新築状況（H19～H23）



（出典：マップあいち（土砂災害情報マップ）、国土数値情報、平成 24 年（2012 年）都市計画基礎調査）

(3)防災・減災対策

①地震への備え

地震への対策としては、地域防災計画の地震災害対策計画において、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を定めるとともに、「職員初動体制マニュアル」、「地域防災カルテ」及び「行動計画」を作成しています。

主な対策としては、平成20年（2008年）3月に市内の住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための取組みを定めた「小牧市耐震改修促進計画」を策定し、地震による危険性の程度を示す地図（地震防災マップ）の作成や重点的に耐震化を進める区域^{※1}の設定などを行うほか、平成27年（2015年）7月に内陸直下型地震^{※2}と海溝型地震^{※3}のタイプの異なる2つの地震を想定した小牧市地震被害想定調査を行い、その調査結果に基づく避難所の指定・整備などの取組みを進めています。

なお、調査結果によると、想定濃尾地震（濃尾地震が再発した場合）では、市内の多くの地域が震度6弱以上の強い揺れに見舞われ、市域全域に大きな被害を与える可能性があり、地盤が柔らかい箇所では、震度6強の非常に大きな揺れが発生する恐れがあるとされています。

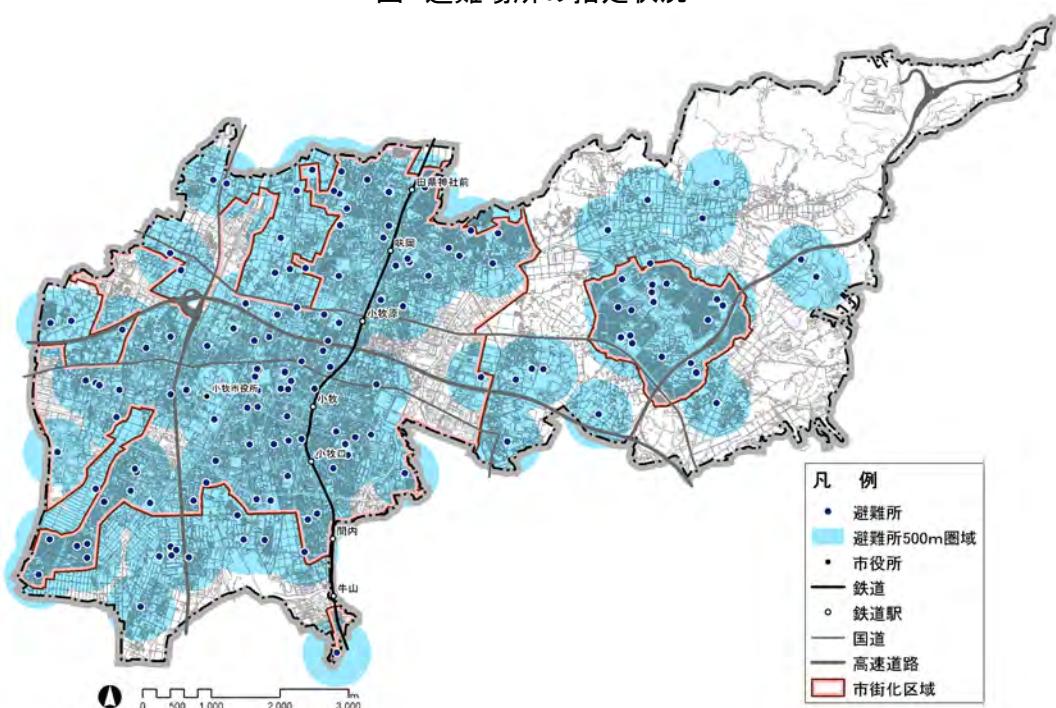
また、南海トラフ巨大地震では、市域南西部で震度6弱の強い揺れが想定されています。

※1 重点的に耐震化を進める区域：地震災害時に火災が発生する可能性が高くかつ倒壊による被害・救援活動に支障がでる区域で、かつ、想定東南海地震による揺れが大きい区域であり、小牧市防災アセスメント調査において災害危険区域と設定された区域。

※2 内陸直下型地震：陸地の真下か、かなり陸地に近いところで起きる地震。

※3 海溝型地震：陸側のプレートと海側のプレートの境界である海溝やトラフ付近で発生する地震。

図 避難場所の指定状況



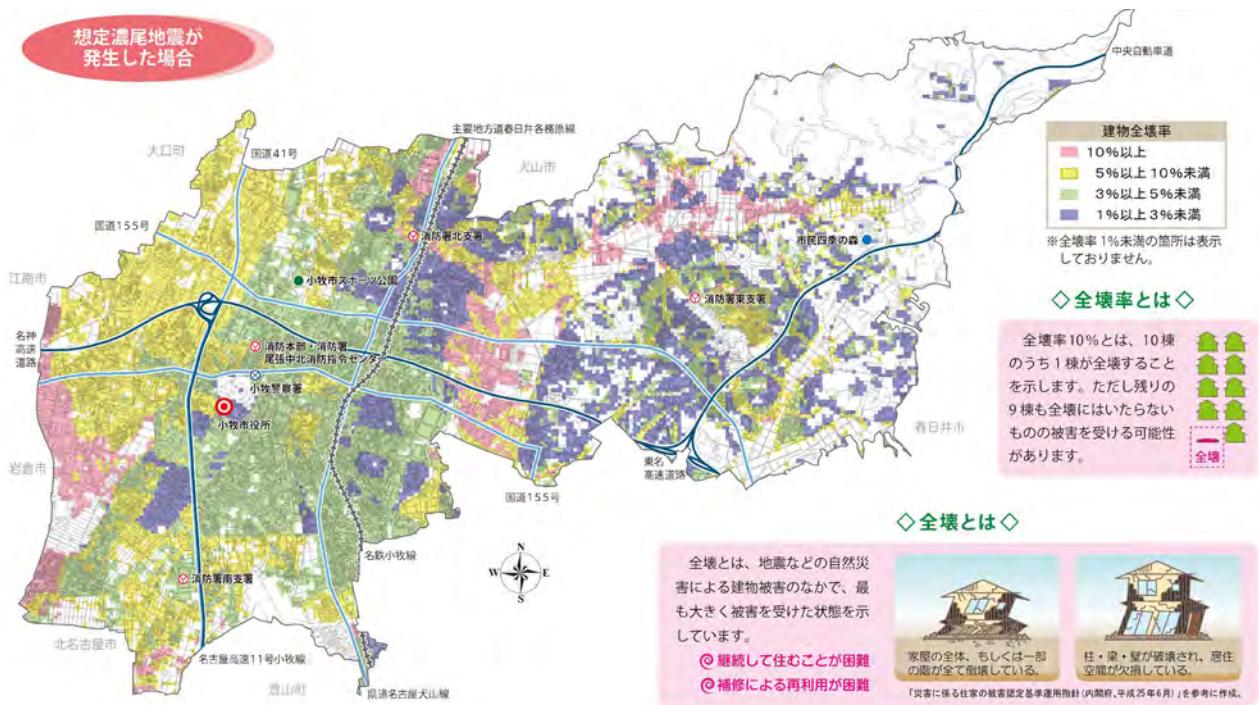
(出典：小牧市地域防災計画)

図 震度分布図(想定濃尾地震)



(出典:「小牧市防災ガイドブック」)

図 建物全壊率分布図(想定濃尾地震)



(出典:「小牧市防災ガイドブック」)

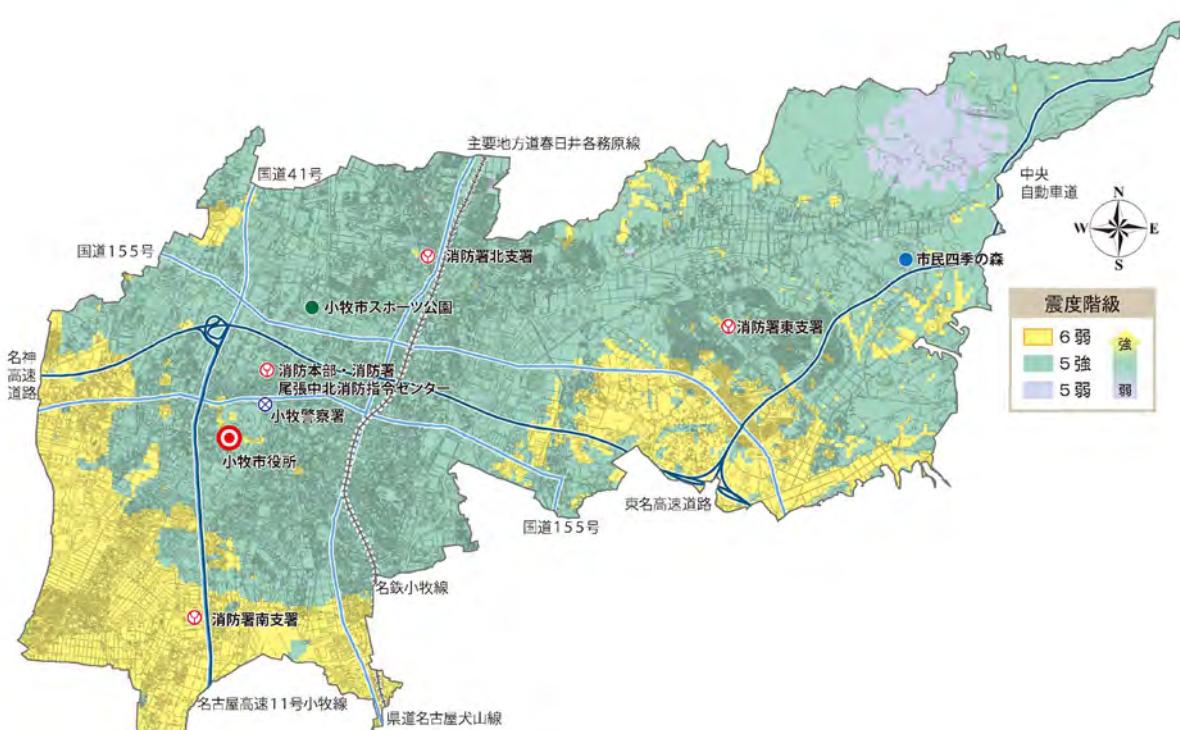
図 液状化※分布図(想定濃尾地震)



(出典：「小牧市防災ガイドブック」)

※液状化：地震発生で繰り返される振動により、地中の地下水の圧力が高くなり、砂の粒子の結びつきがバラバラとなって地下水に浮いたような状態になる現象

図 震度分布図(南海トラフ巨大地震)



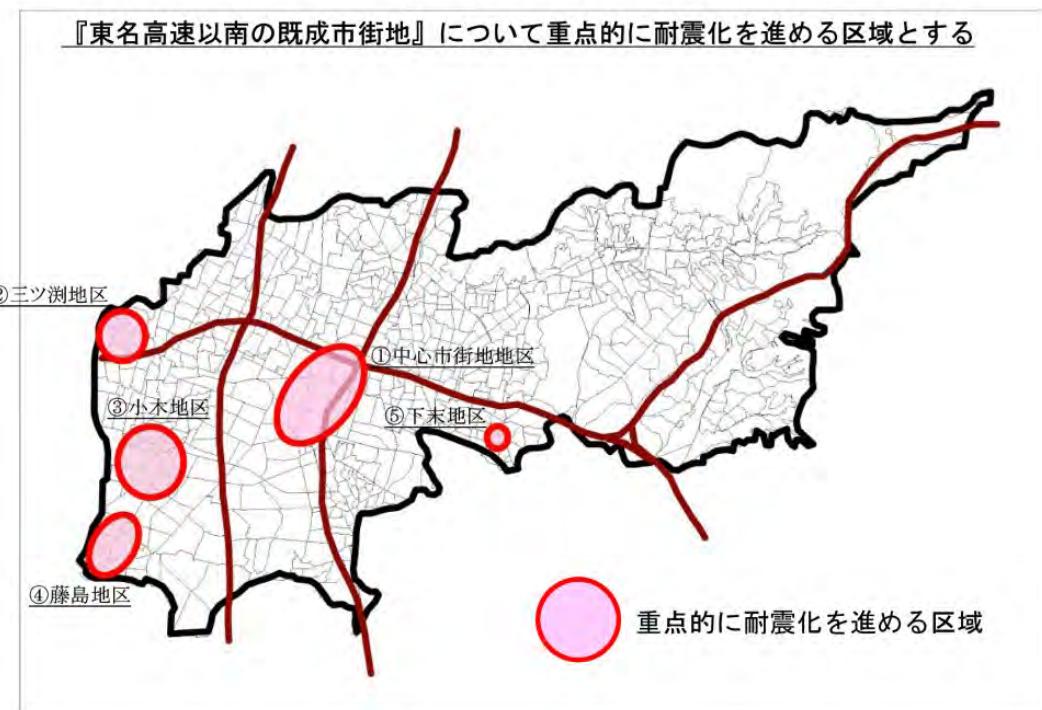
(出典：「小牧市防災ガイドブック」)

図 建物全壊率分布図(南海トラフ巨大地震)



(出典：「小牧市防災ガイドブック」)

図 重点的に耐震改修を進める区域



(出典：小牧市耐震改修促進計画)

②土砂災害への備え

土砂災害への対策としては、地域防災計画の地震災害対策計画と風水害・原子力等災害対策計画において、地震災害と水害の両災害に対処すべき措置事項を定めています。

主な対策としては、愛知県において「土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域などの指定を行うとともに、区域指定後における開発行為の制限や建築物に対する移転等の勧告を行っています。

また、本市においては、近年の土石流や崖崩れ災害などの頻発に鑑み、土砂災害危険箇所についての情報提供や土砂災害警戒避難区域などに関する警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を実施しています。

具体的な対策の内容は次表のとおりです。

表 土砂災害に関する対策

砂防指定地等の管理について	
砂防指定地の管理	開発行為が行われないよう管理する。
地すべり防止区域の管理	ただし、砂防指定地については、一定の技術基準を満たす行為については許可等を行う。
急傾斜地崩壊危険区域の管理	
土砂災害特別警戒区域の管理	
砂防指定地等の監視	許可行為や無許可行為の監視及び砂防設備や防止施設の状況の把握を行い、人的、施設的災害の防止を図る。
土砂災害対策事業について	
砂防事業	砂防指定地において、土石流を捕捉する堰堤、渓床の安定を図る床固、渓岸の浸食を防止する護岸等の砂防設備を整備する。
地すべり対策事業	地すべり防止区域において、地下水位を低下させる排水施設や地盤の滑動を抑止する杭等の地すべり防止施設を整備する
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域の自然がけに対して、擁壁工、法面工等の急傾斜地崩壊防止施設を整備する。
土砂災害関連情報の提供	気象庁と共同で土砂災害発生の危険度が高まったことを知らせる「土砂災害警戒情報」の発表を行う。
土砂災害警戒区域等の基礎調査	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に必要な地形測量、区域設定の検討等の調査を行う。

③水害への備え

水害への対策としては、地域防災計画の風水害・原子力等災害対策計画において、水害に対処すべき措置事項を定めています。

主な対策としては、東海豪雨での経験をもとに、国又は都道府県において水防法に基づく浸水想定区域の指定が行われ、想定される浸水深と併せて公表を行っています。

また、平成16年（2004年）3月に小牧市洪水ハザードマップを作成し、住民に対して情報提供を行うとともに、小牧市防災ガイドブックにおいて、国が管理する庄内川と愛知県が管理する新川（大山川）の浸水想定区域図に基づき、2つの河川がはん濫した場合の、予想される浸水範囲と深さを示すとともに、愛知県が公表している基礎資料に基づき、新川流域の内水はん濫^{※1}想定の結果を示した地区別防災避難所マップを作成しています。

なお、新川流域では、総合治水対策^{※2}として国、県、関係市町で構成する新川流域総合治水対策協議会^{※3}において、平成18年（2006年）1月に特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域^{※4}」の指定がされ、平成19年（2007年）に策定された新川流域水害対策計画に基づき、河川、下水道等が共同して浸水被害の軽減を図っています。

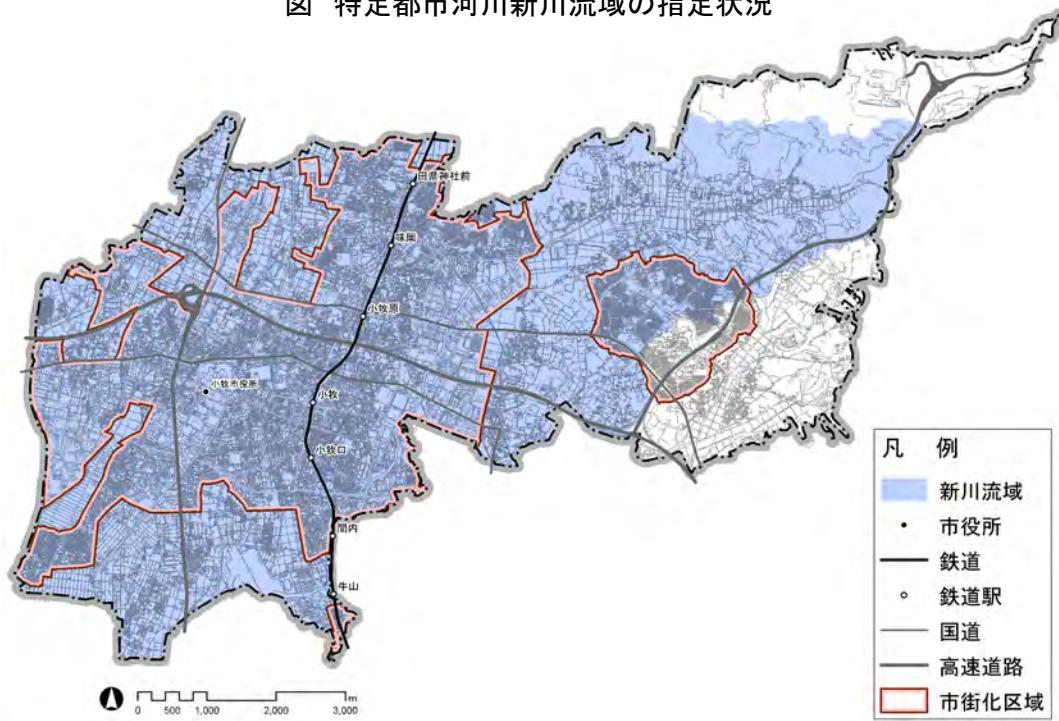
※1 内水はん濫：平坦地に強い雨が降った際に、雨水ははけきらずに地面に溜まり、排水用の水路や小河川から水が溢れ出すことによって起こる洪水。

※2 総合治水対策：「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「警戒避難体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ること。

※3 新川流域総合治水対策協議会：国、県、関係市町の連携により、新川流域における河川整備や下水道整備等を着実に実施するために作られた協議会。

※4 特定都市河川流域：特定都市河川（都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間を限って指定するもの）の流域がある場合、その排水区域として国土交通大臣又は都道府県知事が同法の規定により指定するもの。

図 特定都市河川新川流域の指定状況



(出典：マップあいち (特定都市河川流域図))

2-7 財政

1 財政の状況

(1) 財政の状況

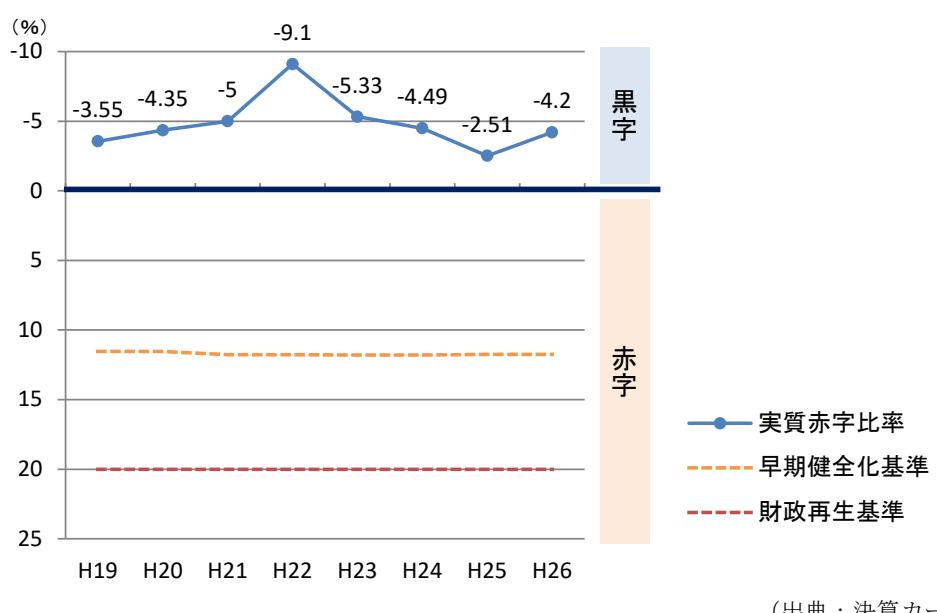
立地適正化計画においては、持続可能な都市経営を実現するという観点から、将来の人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立て、都市構造と財政支出の関係を精査することが望ましいとされています。(都市計画運用指針)

そこで、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として「健全化判断比率」に定められている4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）により、本市の財政状況をみると、本市では、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに黒字で推移しており、実質公債費比率や将来負担比率についても、低負担で推移しています。

なお、法令で定められている「早期健全化基準」を超えると、自治体には健全化計画を定め健全化を行う義務が生じ、「財政再生基準」を超えると、再生計画を定め国の関与のもと厳しい財政再建に取り組むこととなります。本市では、いずれの指標も各基準を超えていないため、健全な財政運営を堅持しているといえます。

また、本市では、大規模な建設事業など金額の大きい事業に対し、負担の世代間公平性の観点から、市債（借金）の借り入れをしています。将来の財政負担となる市債残高の推移を見ると、ここ数年は減少していますが、平成26年度は味岡中学校校舎等改築事業などの財源をまかなかったためやや増加しています。

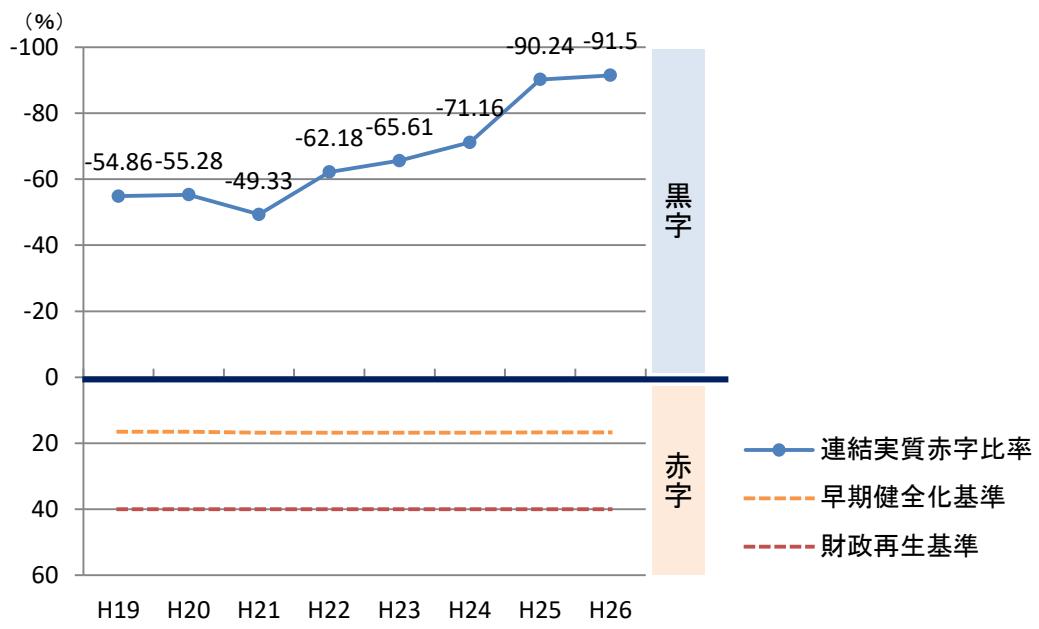
図 実質赤字比率※の推移



(出典：決算カードより編集)

※実質赤字比率：地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

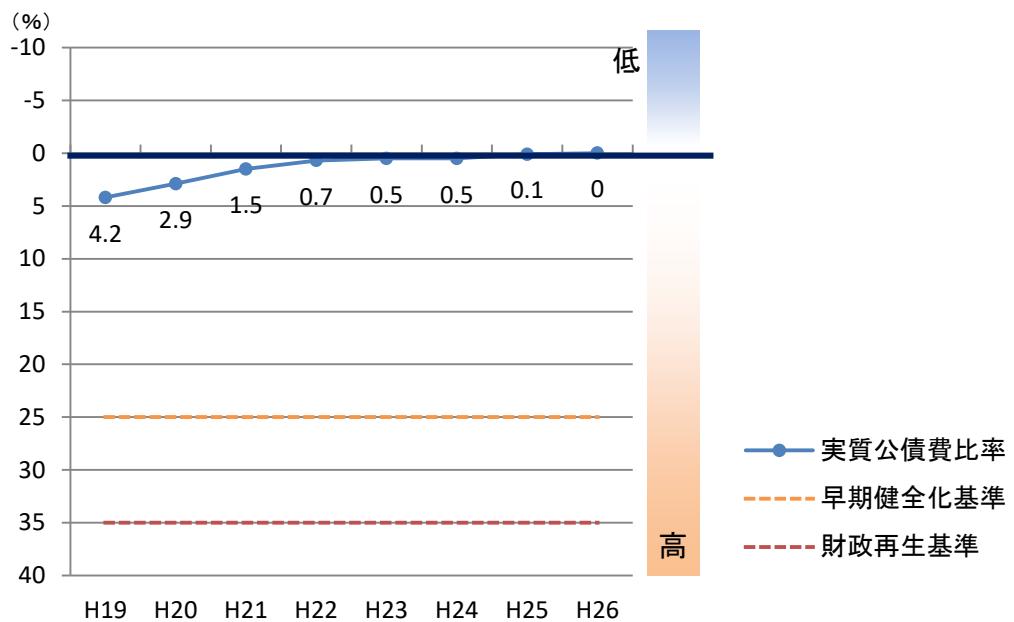
図 連結実質赤字比率※の推移



(出典：決算カードより編集)

※連結実質赤字比率：公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。

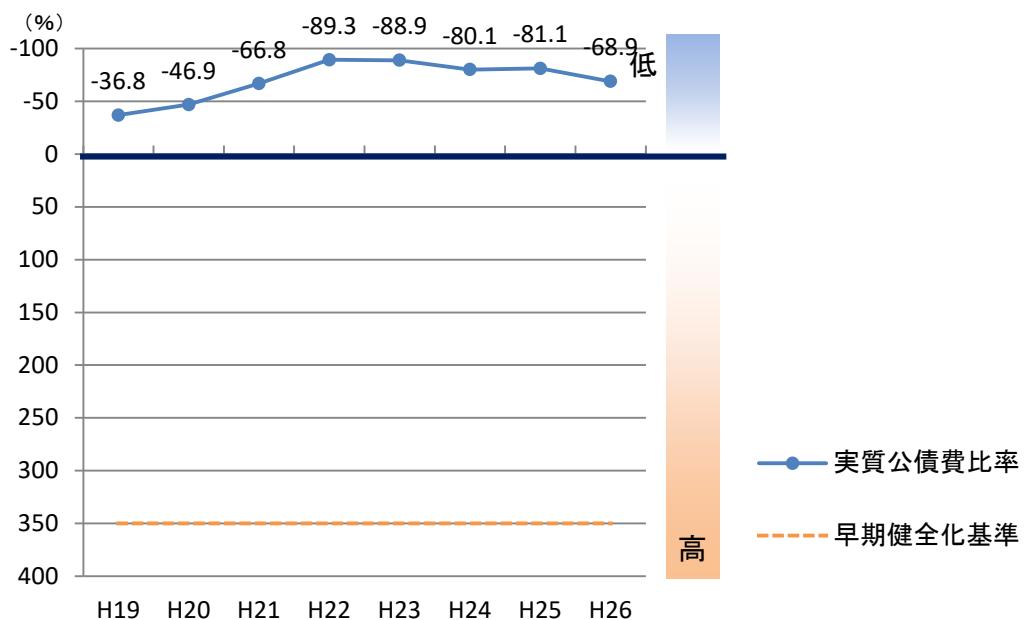
図 実質公債費比率※の推移



(出典：決算カードより編集)

※実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模等に対する割合の3ヵ年の平均値で表したもの。

図 将来負担比率※の推移



(出典：決算カードより編集)

※将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模等に対する割合で表したもの。

図 市債残高(普通会計ベース)



(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（R5.3）)

(2)歳入・歳出の状況

歳入については、令和2年度を除き、平成23年度以降は概ね500億円で推移しており、内訳をみると、市税収入が歳入総額の6割程度となっています。

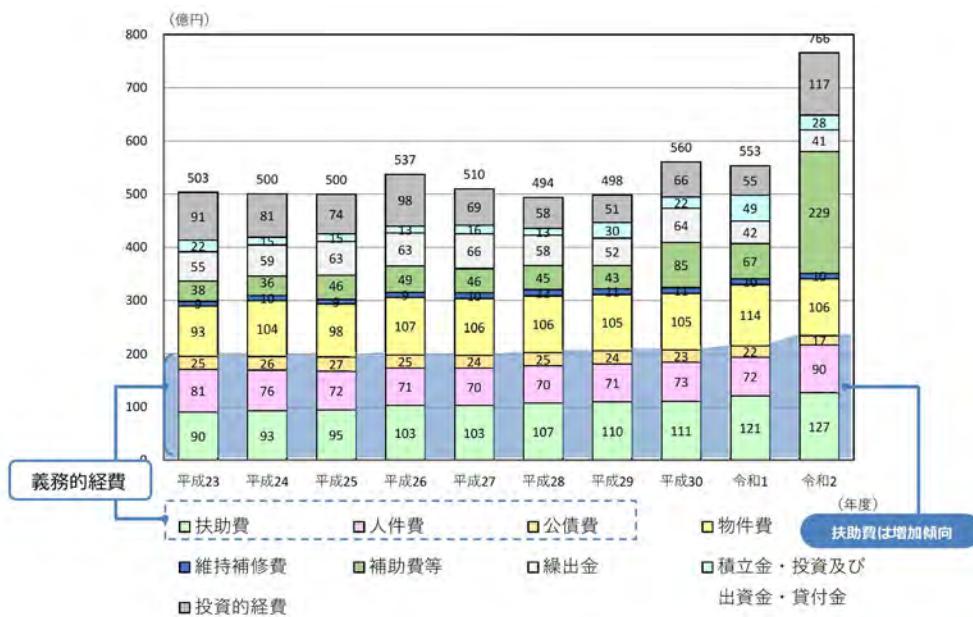
一方、歳出については、令和2年度を除き、平成23年度以降は概ね500億円で推移しており、内訳をみると、社会保障費等の扶助費は増加傾向にあります。

図 歳入の推移(普通会計ベース)



(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針 (R5.3))

図 歳出の推移

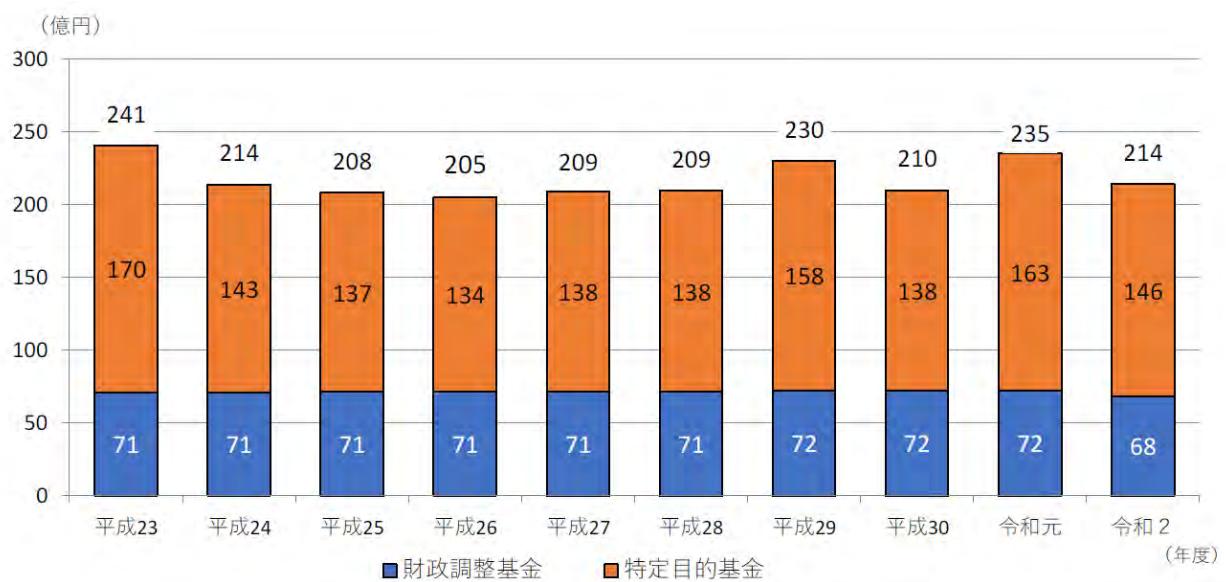


(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針 (R5.3))

(3)基金残高

本市では、年度間の財源調整や大規模施設整備に対し、計画的な財政運営を行うため将来の支出に備えるものとして基金（貯金）を積み立てています。基金残高の推移を見ると、平成24年度に市役所本庁舎や小牧小学校の改築により、平成30年度に小牧市民病院建設により、令和2年度に小牧市中央図書館やこまきこども未来館の整備によりそれぞれ基金を取り崩していますが、随時積立も行っているため、全体としては概ね横ばいで推移しています。

図 基金残高の推移



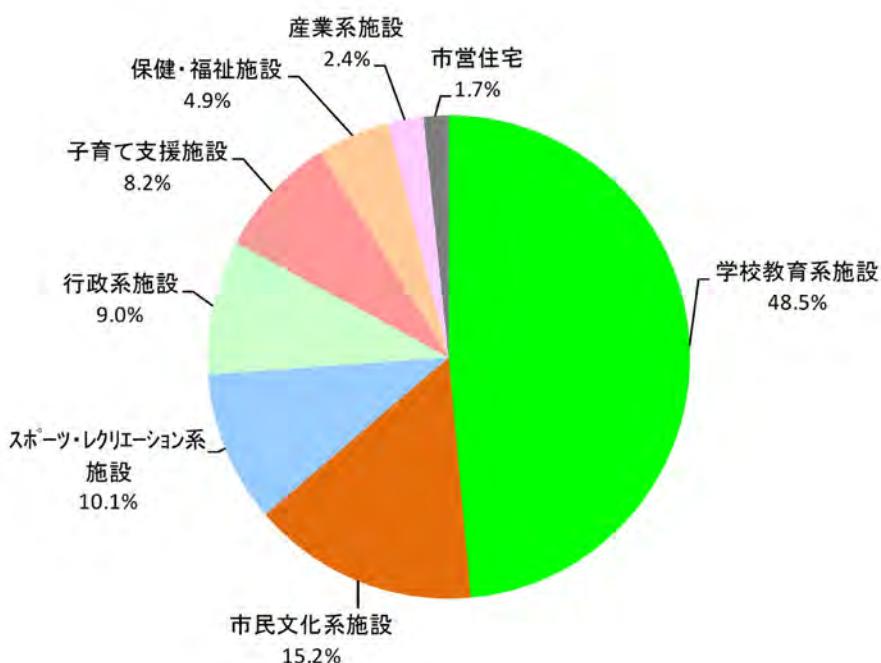
(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針 (R5.3))

(4) 公共施設等の保有状況

本市の公共施設等の保有状況について、用途別の建築物総延床面積をみると、学校教育系施設が最も多く、全体の 48.5% を占めています。

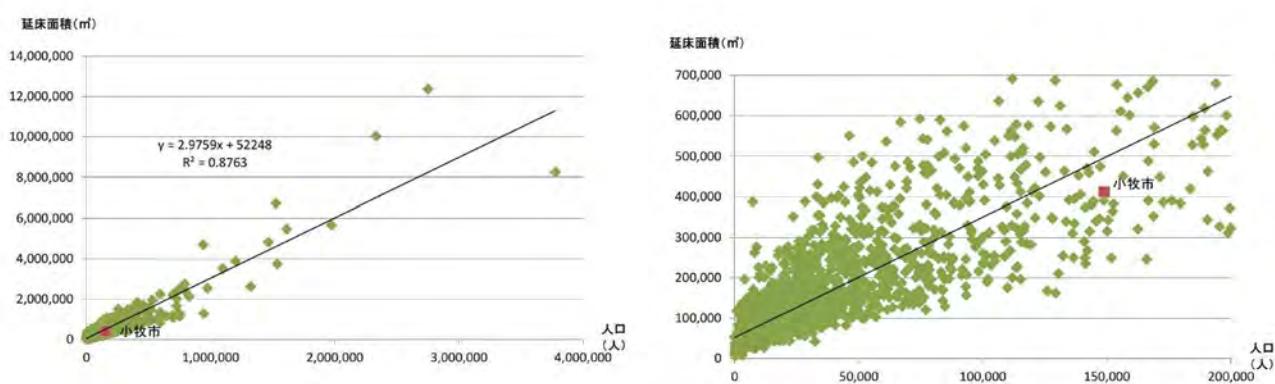
また、公共建築物の保有量と人口は、概ね比例関係にあり、本市の人口 1 人あたりの公共建築物の保有量は、約 2.8 m² となっており、全国平均（約 3.7 m²）を下回っています。

図 用途別の建築物総延床面積の保有割合(R4.3)



（出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（R5.3））

図 自治体別の公共施設保有量と人口(左:全国、右:拡大)

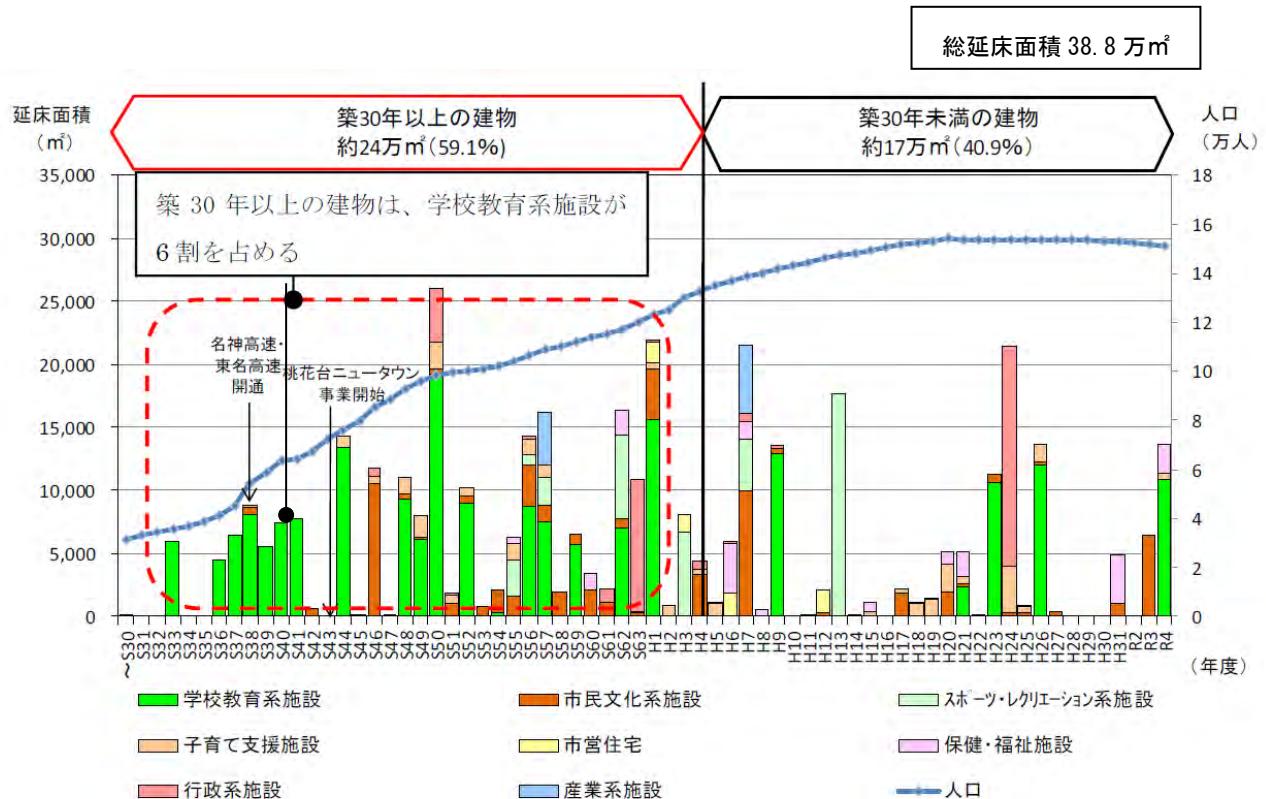


（出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（R5.3））

(5) 公共建築物の築年別整備状況

本市の人口増加に併せて整備してきた公共建築物のうち、築30年以上の建物は、総延床面積の 59.1%を占めています。その内、学校教育系施設は、6割を占めており集中的に施設整備を行ってきたため老朽化が進んでいるものが多く、今後、建替え、大規模改修などの必要性が高まってくることが予測されます。

図 築年別整備状況(令和4年(2022年)3月末時点)



(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針 (R5.3))

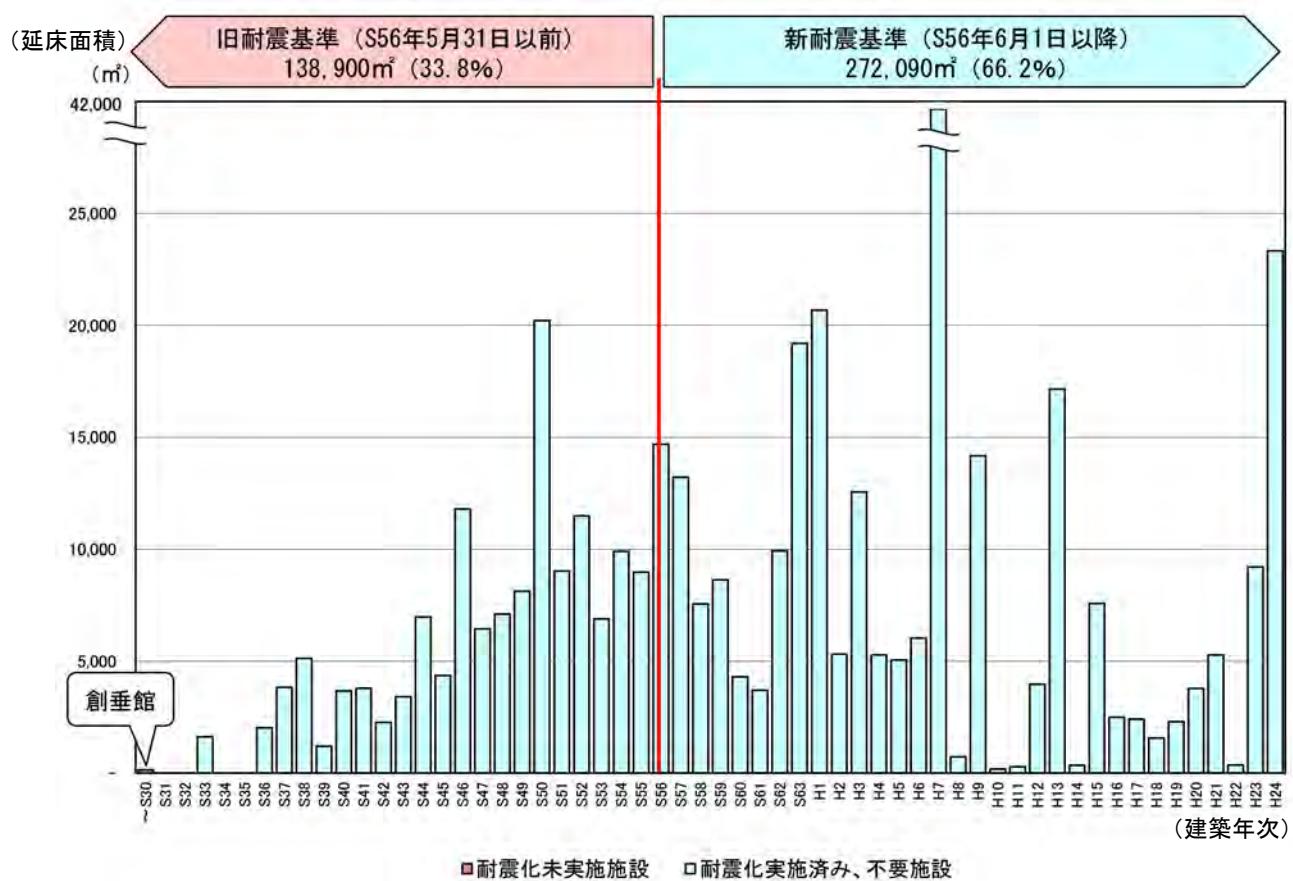
(6) 公共建築物の耐震化状況

本市が所有する公共施設の総延床面積のうち旧耐震基準（昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前）施設の延床面積の割合は、約 3 割となっています。

耐震化の状況は、建物の柱、梁、耐力壁などの構造体について、耐震診断を行い、耐震改修が必要と診断された施設は、創垂館を除きすべて耐震補強済みです。

また、壁や天井、照明器具などの非構造部材の耐震化については、小中学校で実施し、保育園・幼稚園についてもガラスの飛散防止や家具の転倒防止などの対策を実施しました。

図 耐震化状況



※原則 100 m²以上の公共建築物を対象
(出典：小牧市公共施設白書)

(7) 将来の公共建築物の建替え・大規模改修にかかる費用推計

① 公共建築物の将来更新費用

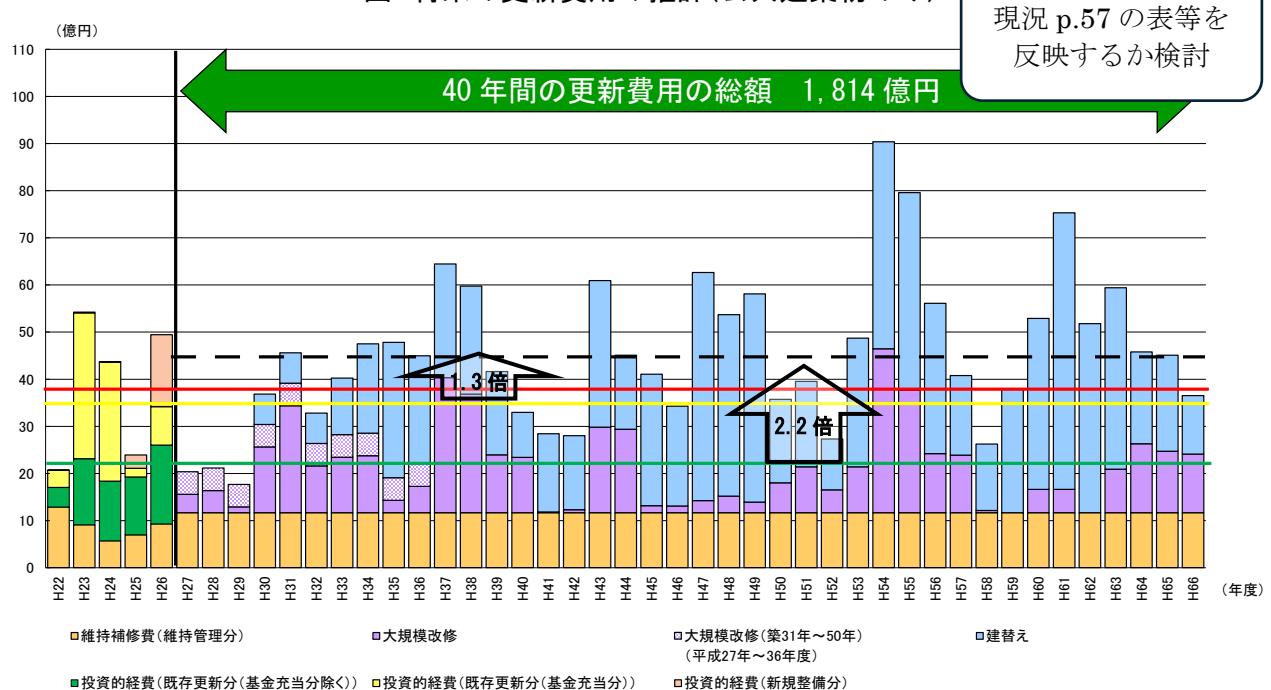
本市が保有する公共建築物にかかる今後 40 年間の建替え・大規模改修の費用を(一財)自治総合センターが作成したソフトの考え方を用いて試算したところ、平成 27 年度から平成 66 年度までの 40 年間に、年度平均で 45.4 億円(下図表 黒破線)が必要となる結果となりました。

これは直近 5 か年の公共建築物にかかる投資的経費の年度平均の 34.7 億円(下図表 黄のライン)の支出の概ね 1.3 倍となり、今後公共建築物にかかる経費により財政負担が増大していくものと予測されます。

また、仮に直近 5 か年の投資的経費※から基金を充当した分を差し引いて試算をした場合、年度平均は、20.7 億円(下図表 緑のライン)となり、今後見込まれる 45.4 億円と約 2.2 倍もの差が生じることになります。

※ 投資的経費：道路、橋梁、公園、学校、府営住宅の建設等社会資本の整備に要するものであり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模等に対する割合の 3 カ年の平均値で表したもの。

図 将来の更新費用の推計(公共建築物のみ)



(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針)

表 直近5か年度平均投資的経費との比較

投資的経費の範囲	直近5か年度平均 投資的経費	単年度当たり 将来更新費用	比率
既存更新分（基金充当分除く）【緑のライン】	20.7億円	45.4億円	2.2倍
既存更新分【黄のライン】	34.7億円		1.3倍
既存更新分+新規整備分【赤のライン】	38.4億円		1.2倍

(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針)

【将来の更新費用試算の前提条件】

将来の更新費用試算の前提条件は、(一財)自治総合センターが作成したソフトにより試算しています。

前提条件の主な内容は以下のとおりです。

- ・建築物の耐用年数は、60年と仮定する。
- ・建物付属設備及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修時期である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、さらにその後30年で建替えると仮定する。
- ・試算時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年までの施設（大規模改修実施済み施設を除く）については、直近の10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経過している施設については、建替えの時期が近いことから、大規模改修は行わずに60年を経過した年度に建替えることとする。
- ・建替え及び大規模改修費用は、年度ごとのばらつきを軽減させるため、工事期間を建替えは3年、大規模改修は2年とし、経費を均等に振り分けて計上する。
- ・学校は、棟別ではなく、学校単位での更新を基本とする。
- ・1m²当たりの更新単価は、下表のとおりとする。

図表：更新単価

❖ 建替え	
市民文化系施設・行政系施設等	40 万円/m ²
スポート・レクリエーション系施設、保健・福祉施設等	36 万円/m ²
学校教育系施設、子育て支援施設等	33 万円/m ²
市営住宅	28 万円/m ²
❖ 大規模改修	
市民文化系施設・行政系施設等	25 万円/m ²
スポート・レクリエーション系施設、保健・福祉施設等	20 万円/m ²
学校教育系施設、子育て支援施設等	17 万円/m ²
市営住宅	17 万円/m ²

②今後の財政推計

「(2)歳入・歳出の状況」で検討したとおり、今後は扶助費の増嵩や市税収入の減少により、徐々に投資的経費の確保が厳しくなっていくことが予測されます。

「小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（小牧市公共施設等総合管理計画）」では、人口減少、少子高齢化の進展等による本市の財政への影響や、今後の公共施設の建替え（更新）や改修、修繕にかかる経費の推計などを加味して、今後40年間の財政予測のシミュレーションを行っています。

【歳入の主な前提条件】

- ・平成23年度から平成26年度の普通会計決算額を基礎とする
- ・個人市民税は、生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- ・法人市民税、地方消費税交付金等は、税制改正の影響を見込む
- ・国庫支出金・県支出金・市債は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる
- ・基金繰入金と繰越金は、年度ごとの財源過不足額を把握するため対象外とする

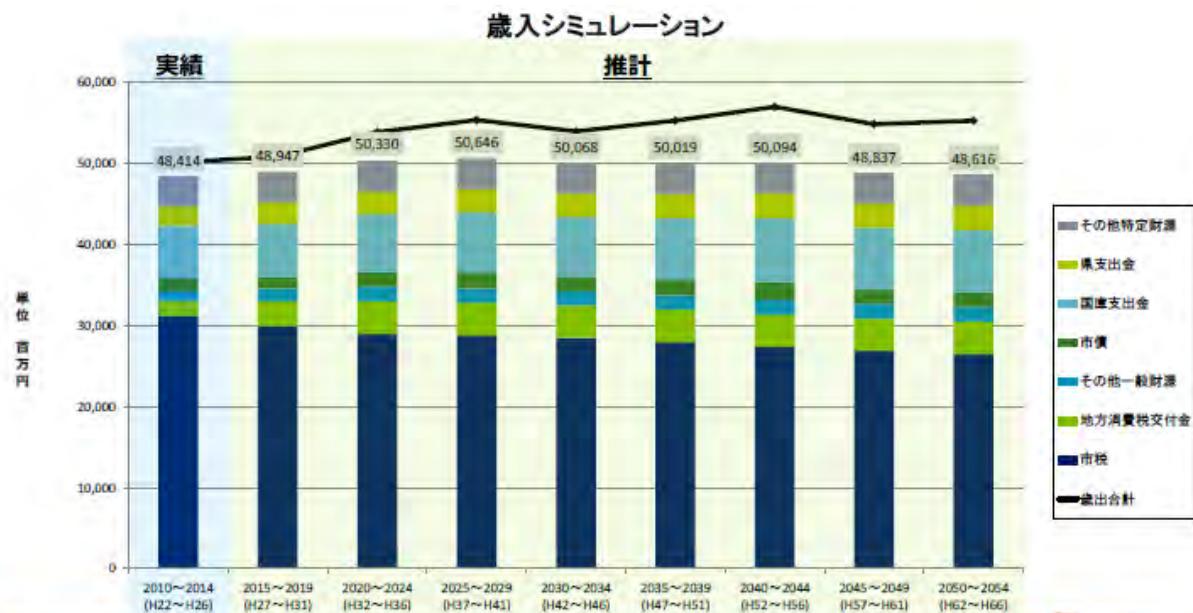
【歳出の主な前提条件】

- ・平成23年度から平成26年度の普通会計決算額を基礎とする
- ・扶助費は、年代別的人口増減に対応して見込む
- ・公債費は、歳入のシミュレーションで増加した市債の償還分についても反映させる
- ・公共施設への投資の前提是、原則全ての公共施設を維持・建替え（更新）すると仮定してシミュレーションを行う（公共建築物、道路、橋梁を対象としている）。ただし、普通会計を対象とした推計であるため、上水道・下水道・病院施設の更新費用は含まない。
- ・基金積立金と前年度繰上充用金は、年度ごとの財源過不足額を把握するため対象外とする
- ・物件費、維持補修費については、消費税率引き上げの影響を見込む

※ この推計は、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本市の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

推計の結果、今後40年間（平成27年度～平成66年度）で、歳入では税制改正による影響や生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が、歳出では高齢者人口の増加に伴う扶助費の増嵩や、公共施設の老朽化に伴う投資的経費の増嵩が見られます。

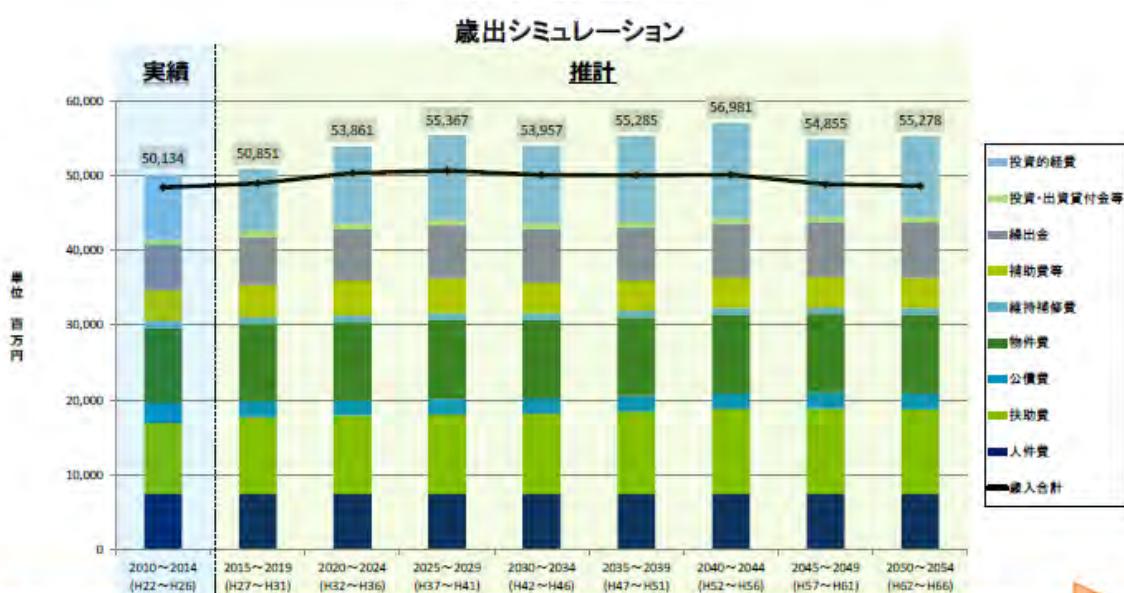
図 財政推計(歳入内訳表示)



●市税：40年後には現在の水準より約48億円減少

(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針)

図 財政推計(歳出内訳表示)



●扶助費：40年後には現在の水準より約17億円増加

●投資的経費：今後40年間の1年あたり平均は現在の水準より約21億円増加

(出典：小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針)

(8) 土地(市有地)の現状

本市が保有する土地について、行政財産と普通財産に分けると下表のような状況にあります。なお、普通財産のうち、「500 m²以上で利用可能」としているのは、市街化区域内にある土地で、1ヵ所の敷地面積が500 m²（附置義務駐車場を備えたコンビニエンスストア程度）以上で、かつ現況が遊休状態かまたは、本市で暫定的に使用しており、今後、利用可能となり得る土地となっています。

これらの土地は、立地や規模などが条件に合致すれば、都市機能を誘導する際の建設用地として利用できる可能性があるものです。

表 公有財産の状況(H27)

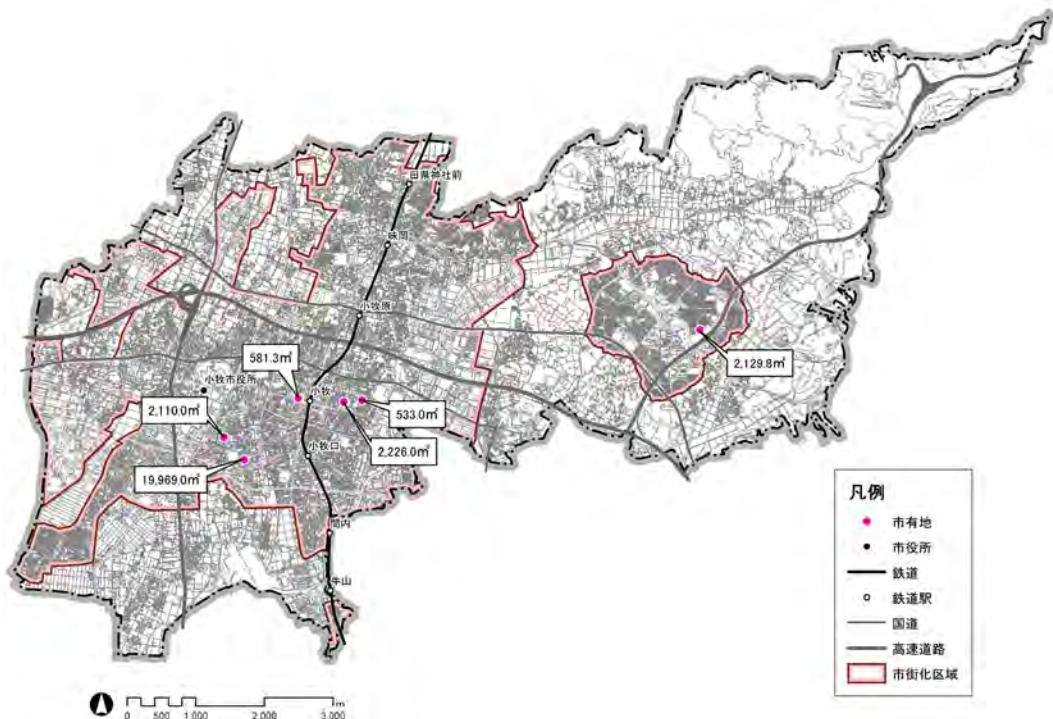
行政財産		普通財産	
敷地面積(m ²)	敷地面積(m ²) (全体)	うち、500m ² 以上で利用可能な敷地面積(m ²)	
3,140,796.18	208,825.41	27,549.09	

※行政財産：市役所等に使用している公用財産、または公園、道路等に使用している公共用財産のこと。

※普通財産：行政財産以外の市役所が所有している公有財産のこと。

(出典：小牧市財産報告書)

図 利用可能な市有地の分布



(出典：小牧市財産報告書より編集)

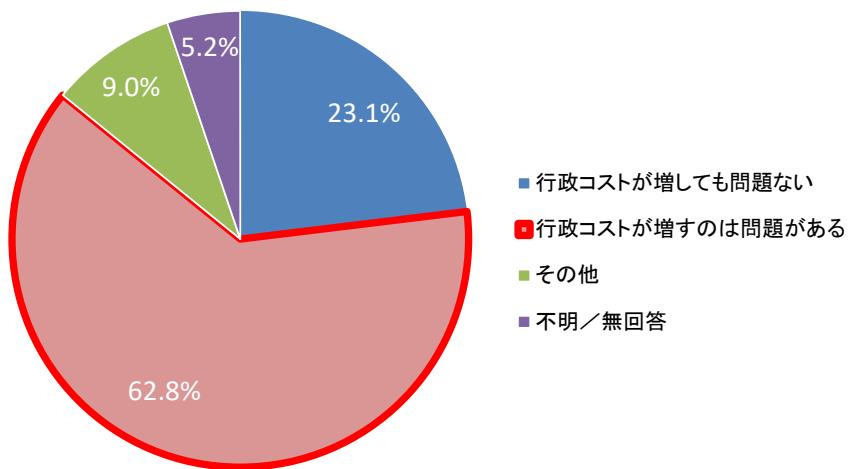
2 行政コスト及び公共施設等に係る市民意識

行政コスト及び公共施設等に係る市民意識について、「小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査」及び「小牧市公共施設に関するアンケート調査（平成 27 年（2015 年）9 月）」をもとに以下のとおり整理しました。

（1）まちづくりと市民1人当たりに係る行政コストの関係

- ・約 63%の方が「現状の公共サービス（公共施設や公共交通等）の水準を維持するため、市民1人あたりの行政コストが増すのは問題がある」と回答しています。

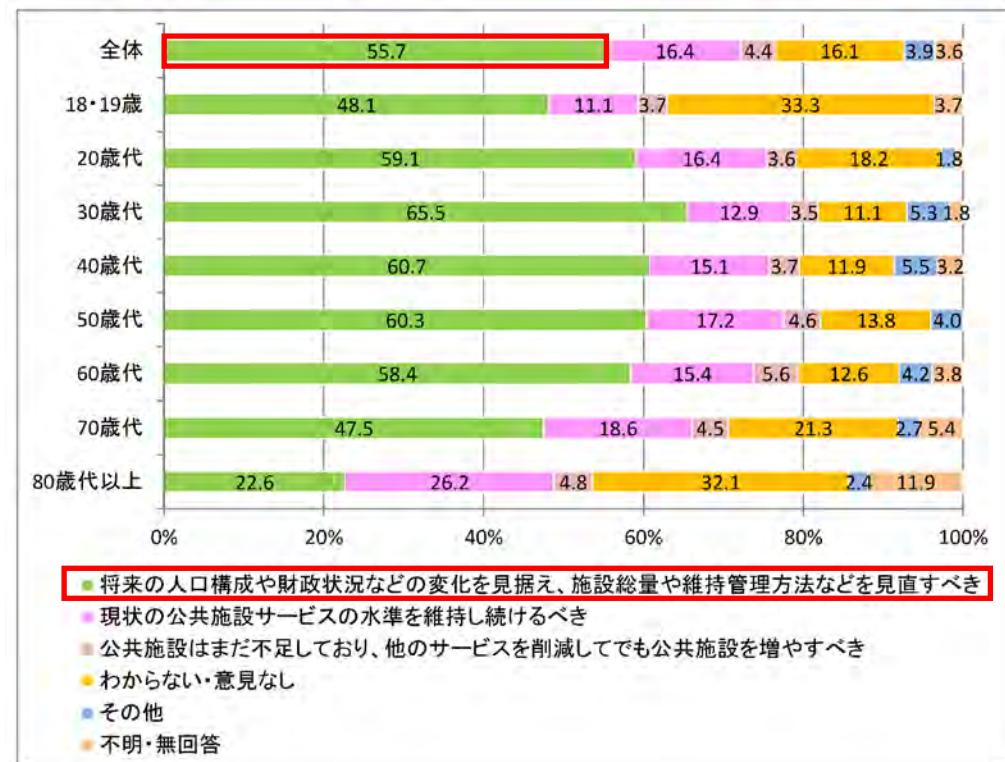
n=1,604



（出典：小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査）

（2）今後の公共施設の考え方について

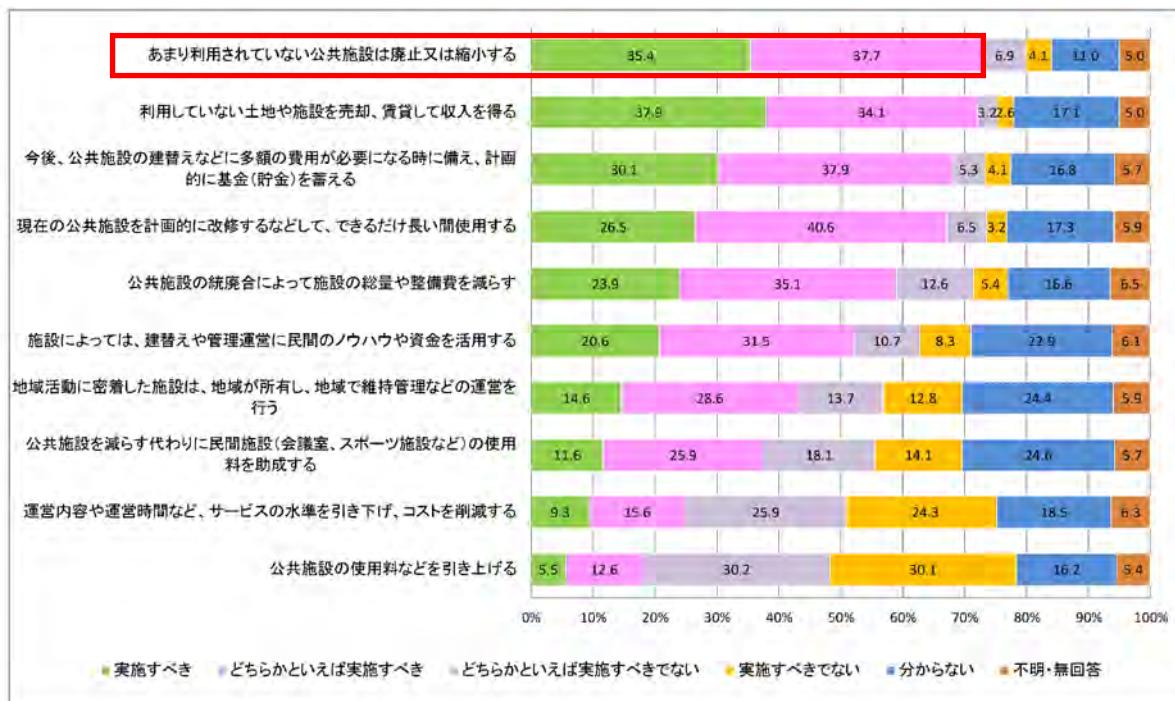
- ・今後の公共施設の考え方については、約 56%の方が「将来の人口構成や財政状況などの変化を見据え、施設総量や維持管理方法などを見直すべき」と回答しています。



(出典：小牧市公共施設に関するアンケート調査)

(3)今後の公共施設の整備や施設の考え方について

- 今後の公共施設の整備や施設の考え方については、約 73%の方が「あまり利用されていない公共施設は廃止又は縮小する」と回答しています。



(出典：小牧市公共施設に関するアンケート調査)

2-8 都市機能

1 都市機能の立地状況

ここでは、公共施設、民間施設を問わず、都市機能の立地状況をみていきます。

都市機能は、「立地適正化計画作成の手引き」(平成28年(2016年)4月 国土交通省都市局都市計画課)等を参考に次表のとおり分類しています。なお、施設の種類によっては、近隣市町に立地しているものも表示しています。

表 都市機能の分類

都市機能	施設の種類
子育て支援機能	児童センター・児童館、保育園、小規模保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブ、小児科のある診療所
学校教育機能	小学校、中学校
健康機能	総合公園・運動公園・地区公園・緑地・緑道、近隣公園・街区公園、児童遊園、スポーツ施設、老人福祉センター
医療機能	病院、診療所
福祉機能	コミュニティサロン、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、通所型介護事業者(通所介護、通所リハビリテーション、短期入居生活介護事業者)、訪問型介護事業者(訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション)、入所・入居系介護施設(認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護医療型医療施設、介護老人保健施設)、障がい者福祉施設(訪問系サービス、日中活動サービス、居宅系サービス、相談支援、障がい児福祉施設)
商業機能	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、大型小売店
行政機能	市役所、支所
文化機能	図書館、図書室、美術館
交流機能	コミュニティセンター、公民館、老人憩いの家、会館
金融機能	銀行、信用金庫、郵便局

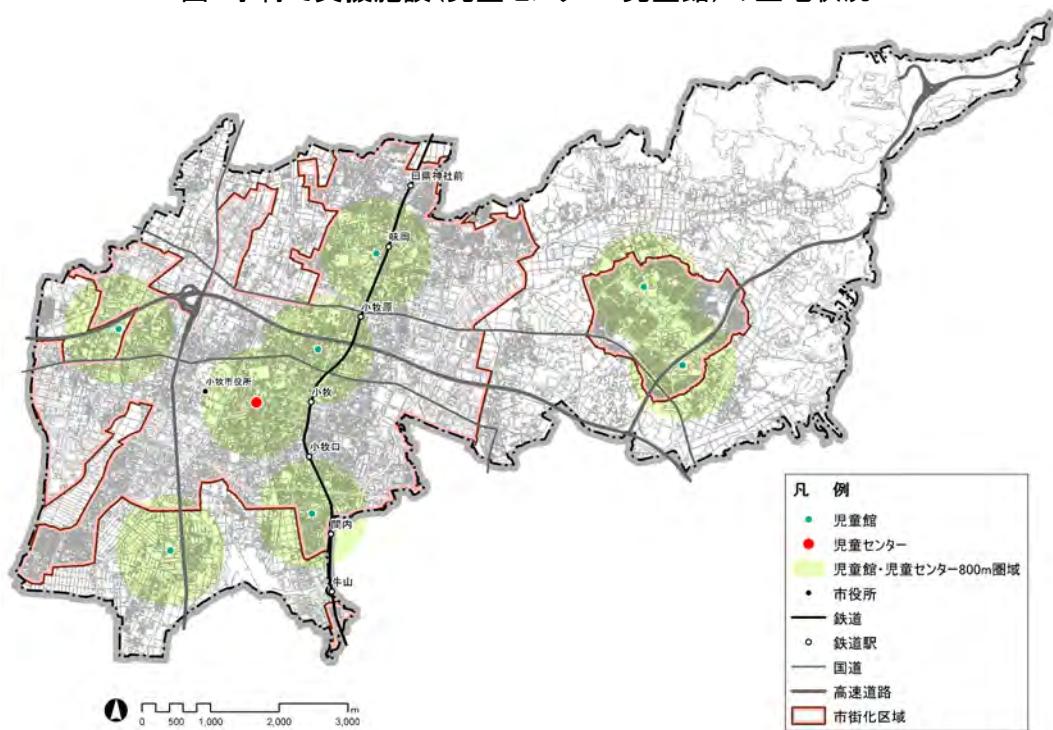
また、各施設の充足状況をみるため、「都市構造の評価に関するハンドブック」で示されている徒歩圏域(半径800m)を参考に、半径800mの円を配置状況と併せて表示しています。

さらに、高齢者が通うと考えられる施設については、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」で示されている高齢者が休憩をしないで歩ける歩行継続距離(約500mから700m)を参考に、半径500mの円を併せて表示し、施設の種類によって、法令等で独自の圏域の考え方が示されている場合には、その圏域も併せて表示しています。

(1)子育て支援機能

子育て支援施設のうち、児童センターは市域中部に立地し、保育園や幼稚園などは市内各所に立地しています。

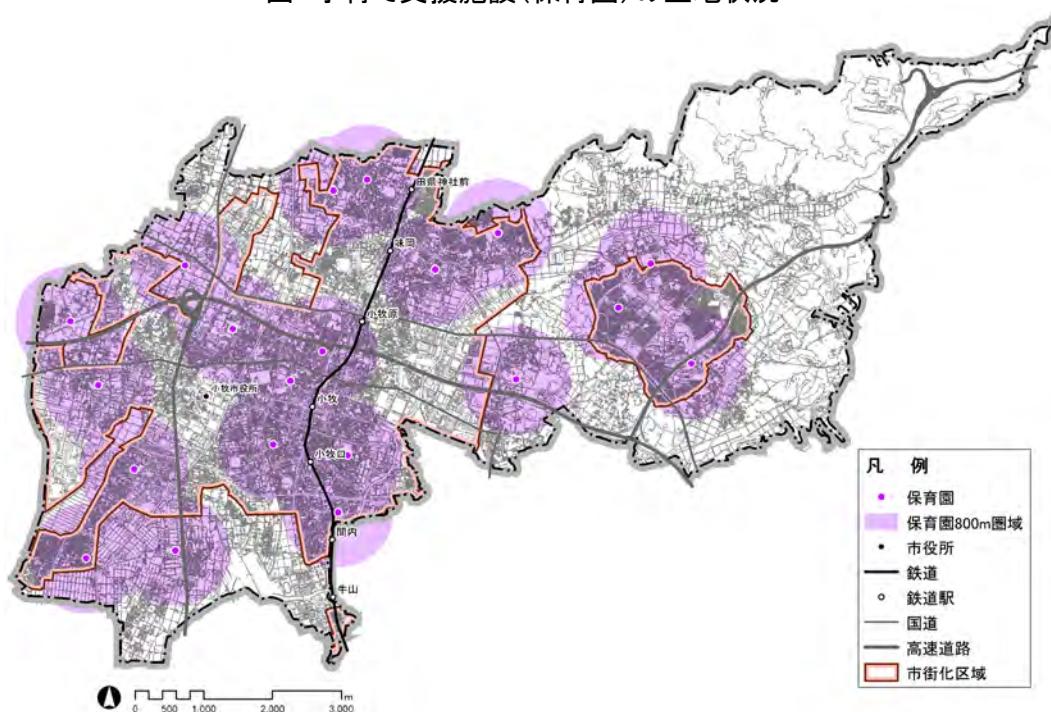
図 子育て支援施設(児童センター・児童館)の立地状況



(出典：小牧市)

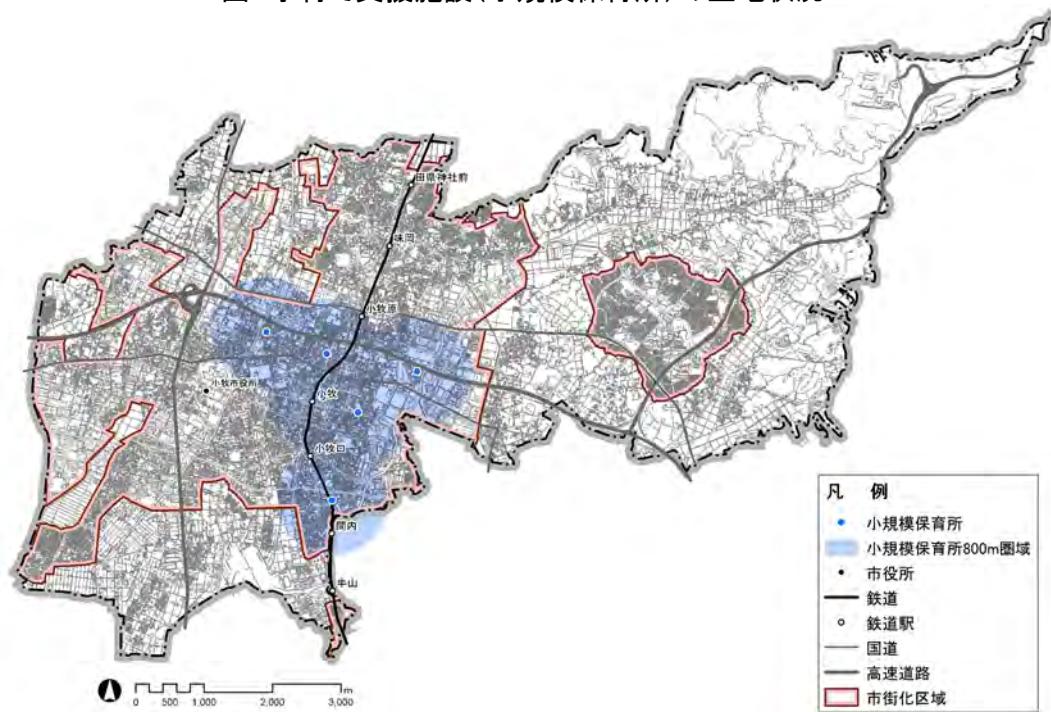
※児童館：地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

図 子育て支援施設(保育園)の立地状況



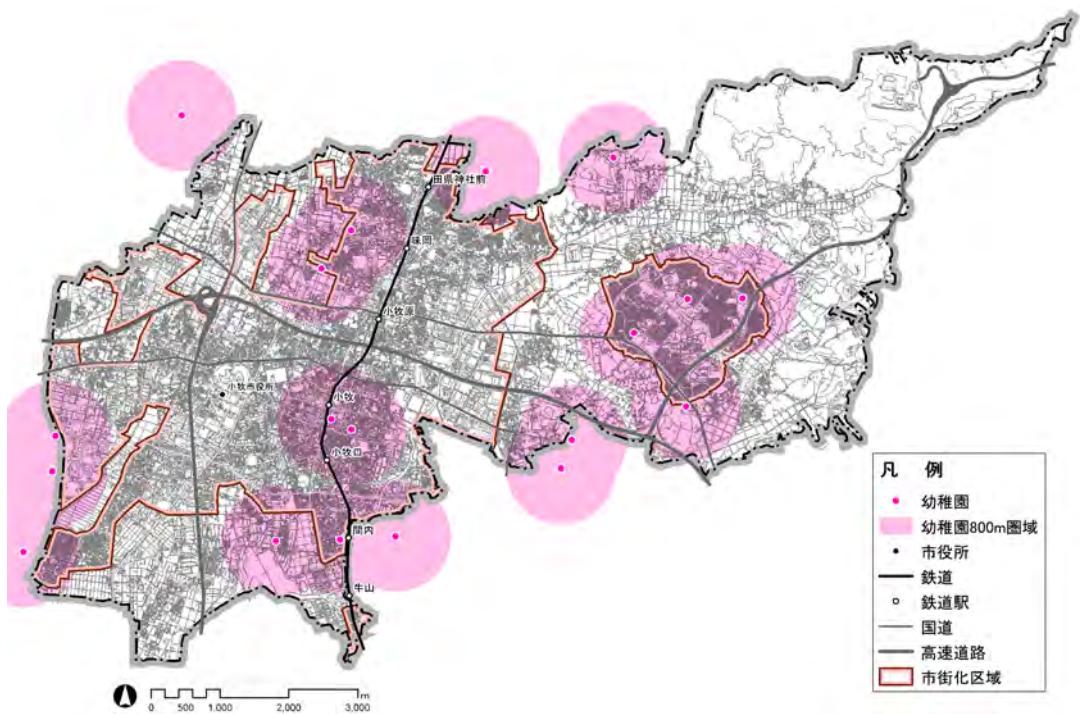
(出典：小牧市)

図 子育て支援施設(小規模保育所)の立地状況



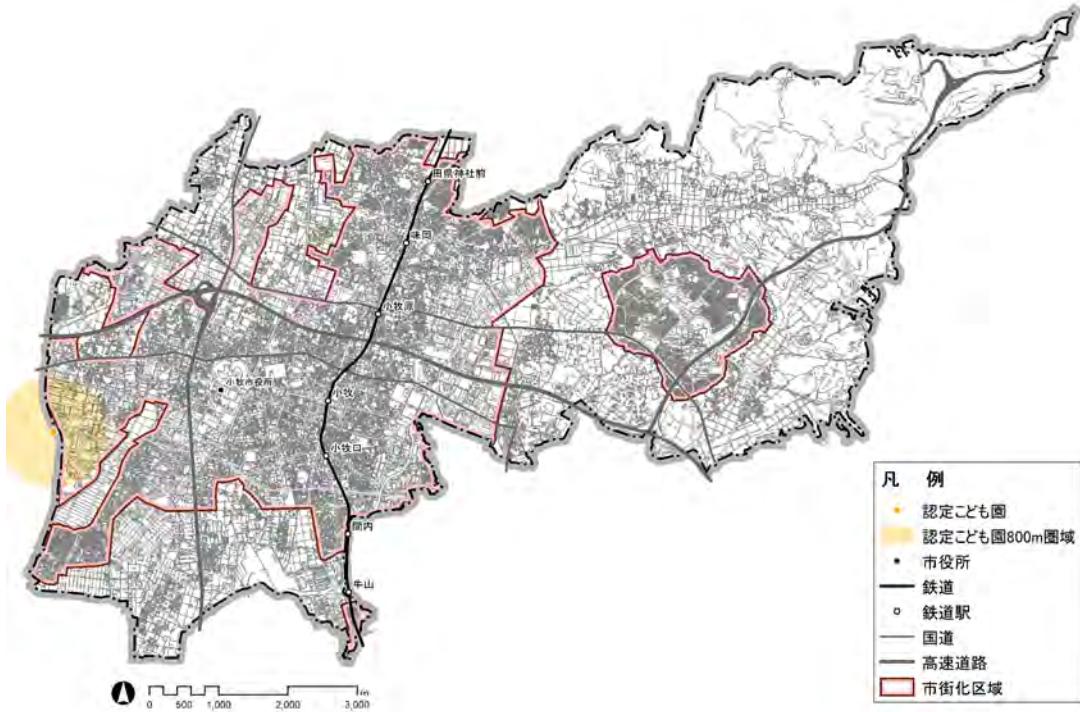
(出典：小牧市)

図 子育て支援施設(幼稚園)の立地状況



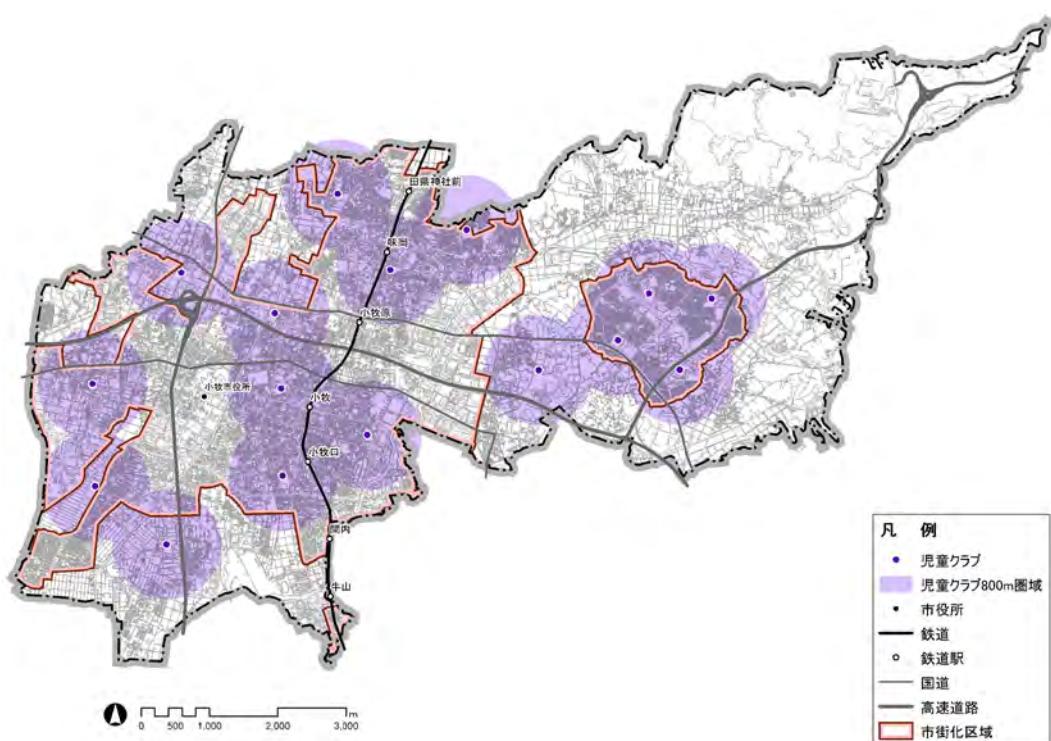
(出典：小牧市)

図 子育て支援施設(認定こども園)の立地状況



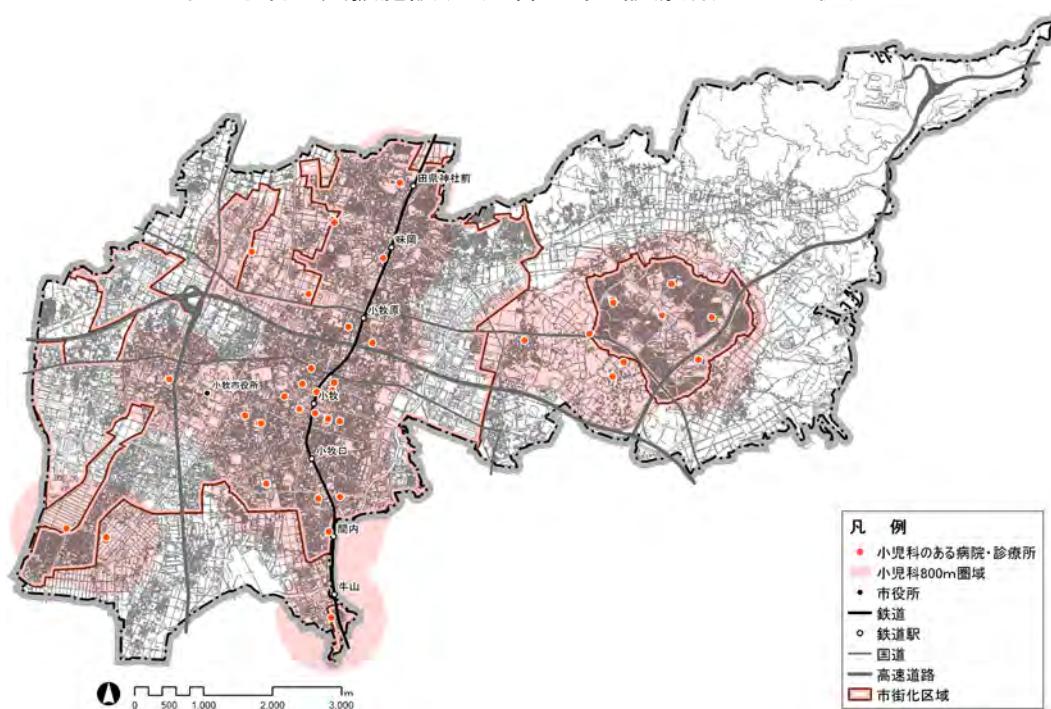
(出典：小牧市)

図 子育て支援施設(児童クラブ)の立地状況



(出典：小牧市)

図 子育て支援施設(小児科のある診療所)の立地状況



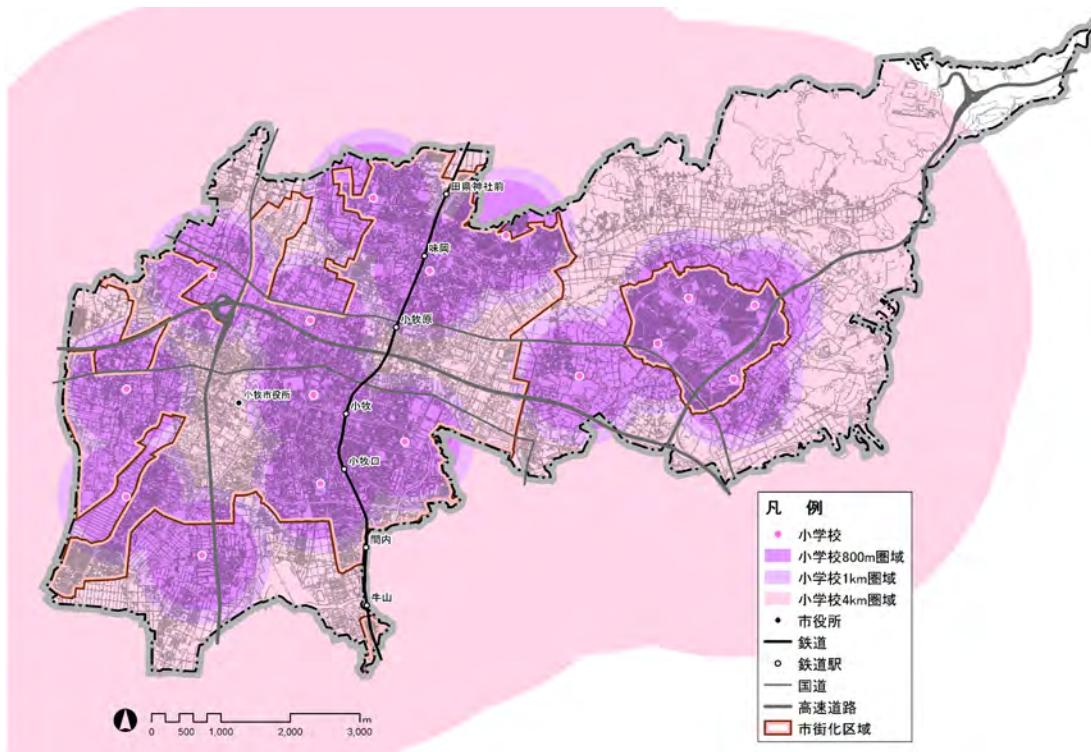
(出典：国土数値情報)

(2)学校教育機能

本市では、小学校 16 校、中学校 9 校の計 25 校があり、市内各所に立地しています。

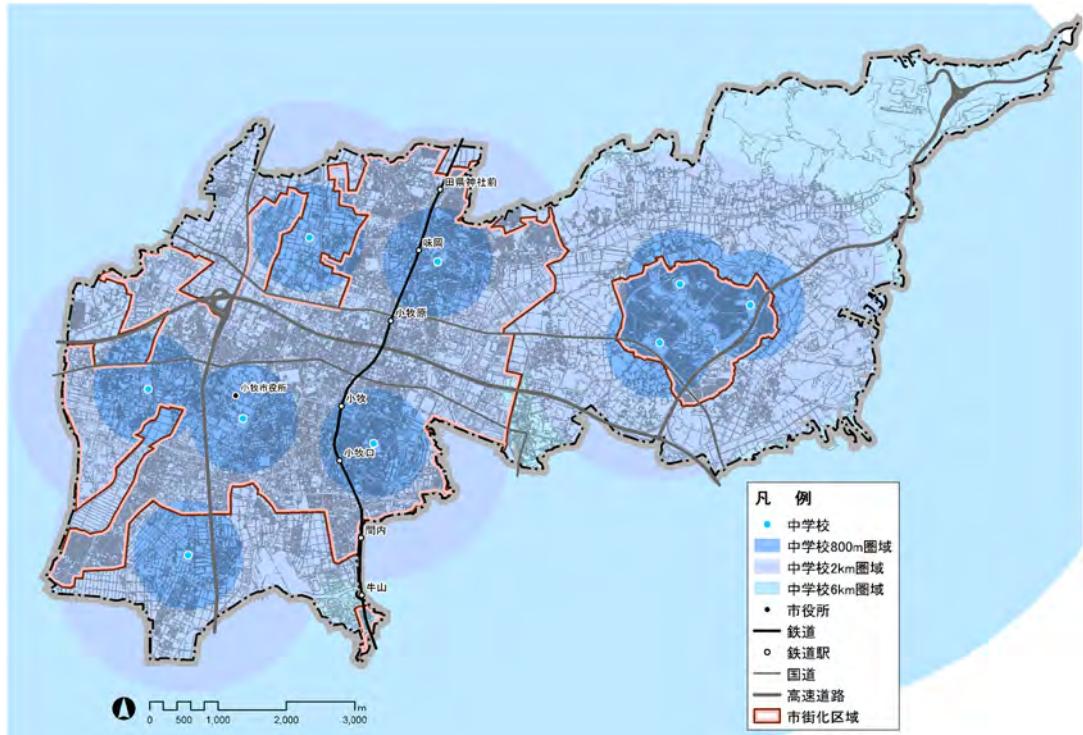
なお、学校については、「学校教育法施行規則」「義務施設費負担法施行令」において規定する通学距離の上限（小学校：4 km、中学校：6 km）と、継続歩行時間の視点から歩行速度を分速 50m とし、小学生でも歩ける歩行距離（時間）を 1 km（20 分）、中学生でも歩ける距離を 2 km（40 分）と仮定し、この仮定に基づく圏域（以下「利用圏」という。）を半径 800m 圏域と併せて表示しています。

図 学校教育施設(小学校)の立地状況



(出典：国土数値情報)

図 学校教育施設(中学校)の立地状況



(出典：国土数値情報)

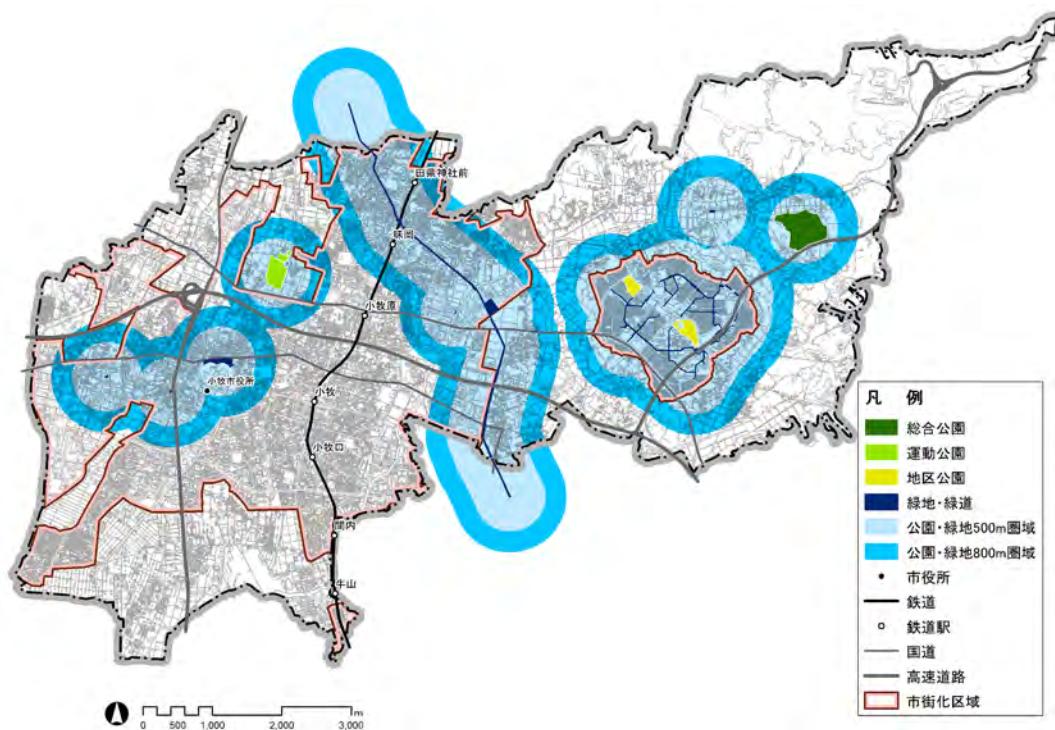
(3) 健康・医療・福祉機能

① 健康施設

健康施設は、市内各所に立地しています。

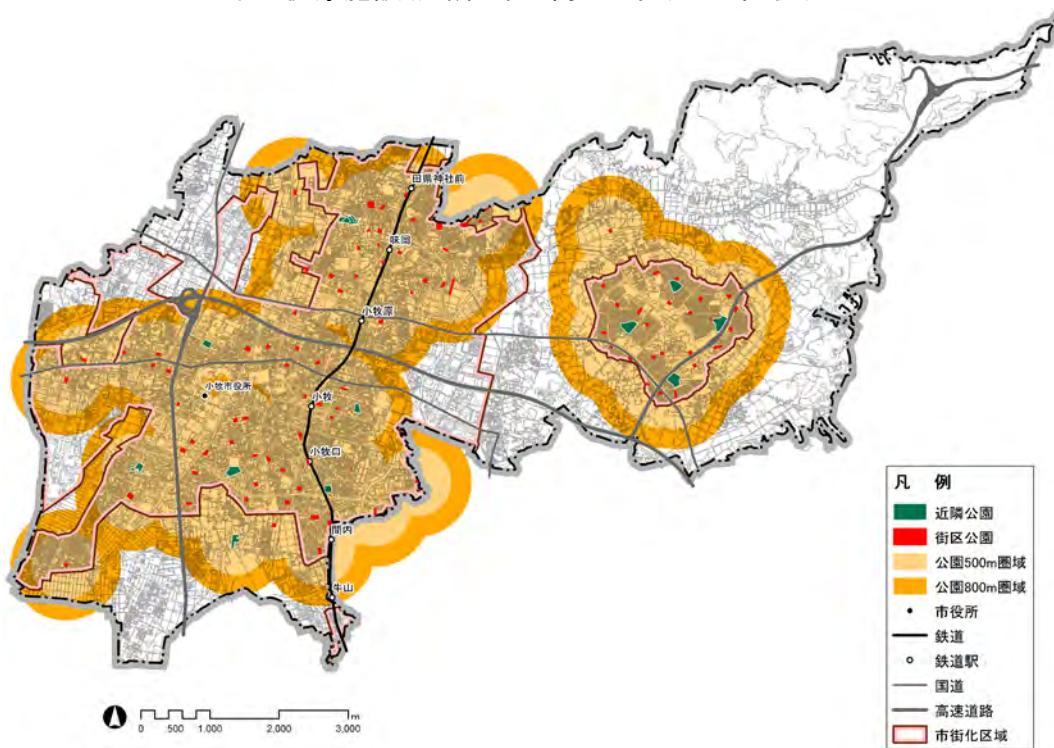
なお、健康施設のうち都市公園については、都市計画運用指針に定められた配置の基準（街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園：1km）を参考に表示しています。

図 健康施設(総合公園・運動公園・地区公園・緑地・緑道)の配置状況



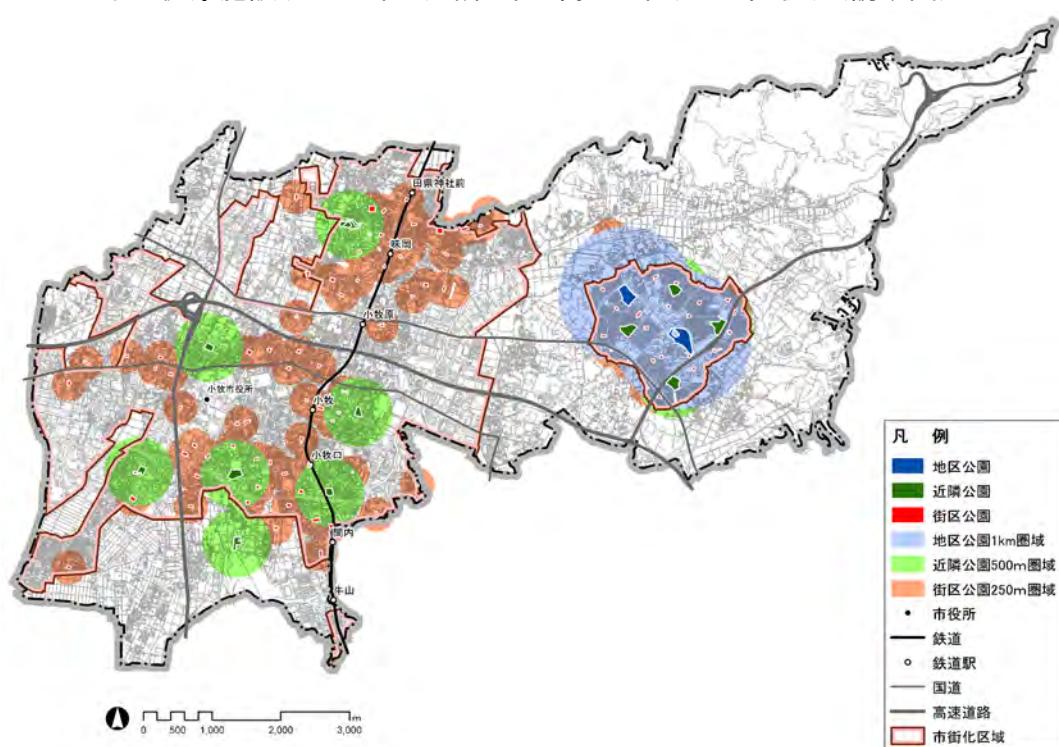
(出典：小牧市)

図 健康施設(近隣公園・街区公園)の配置状況



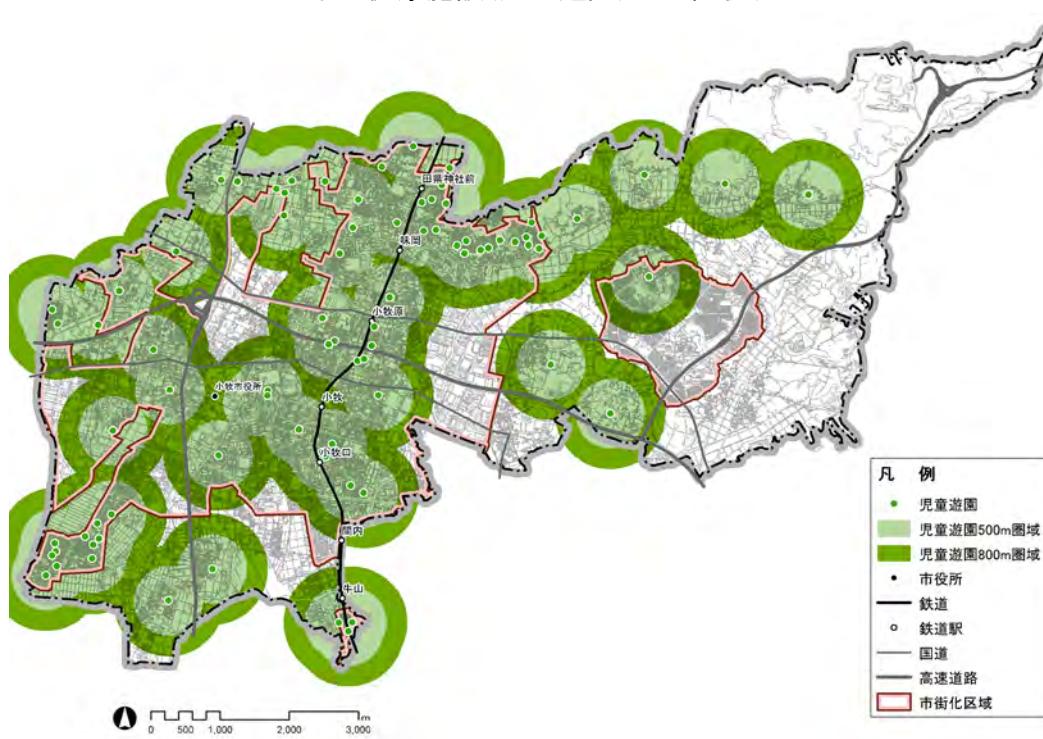
(出典：小牧市)

図 健康施設(地区公園・近隣公園・街区公園)の配置状況(誘致圏)



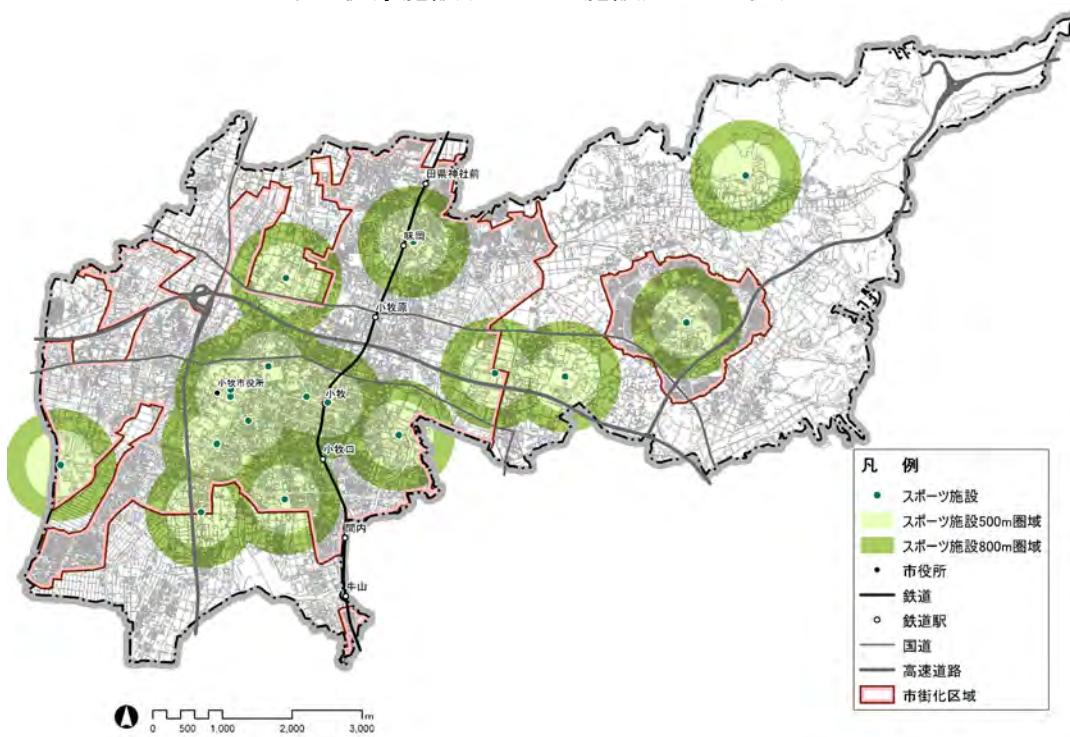
(出典：小牧市)

図 健康施設(児童遊園)の配置状況



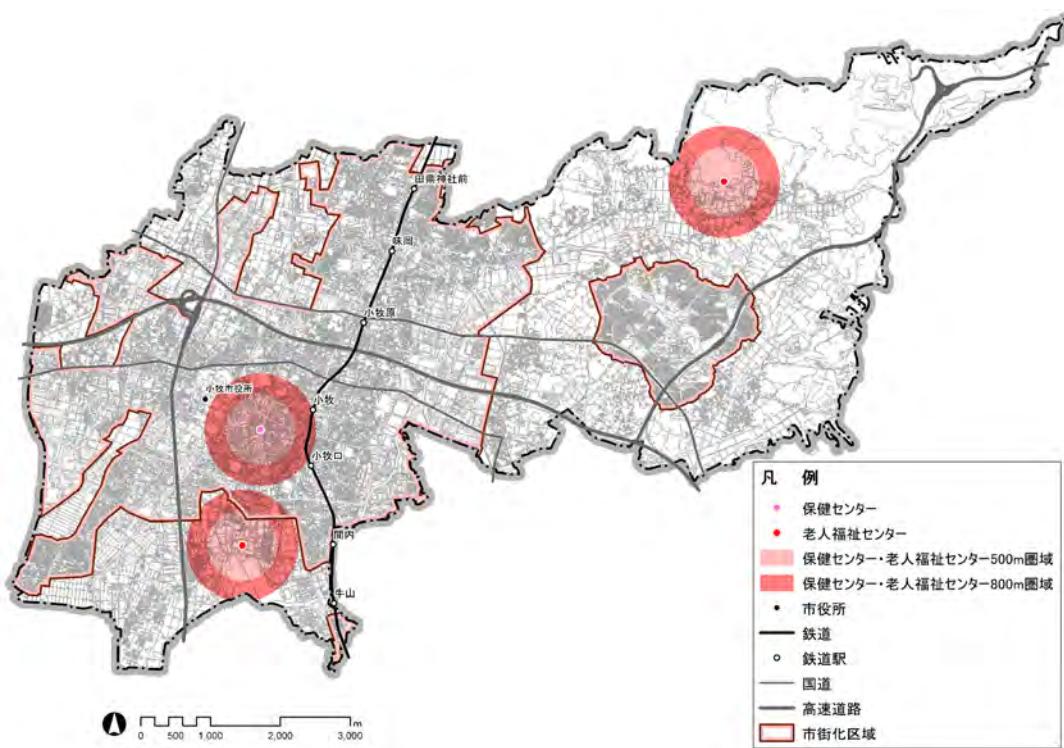
(出典：小牧市)

図 健康施設(スポーツ施設)の立地状況



(出典：平成 27 年（2015 年）タウンページ、小牧市)

図 健康施設(老人福祉センター)の配置状況



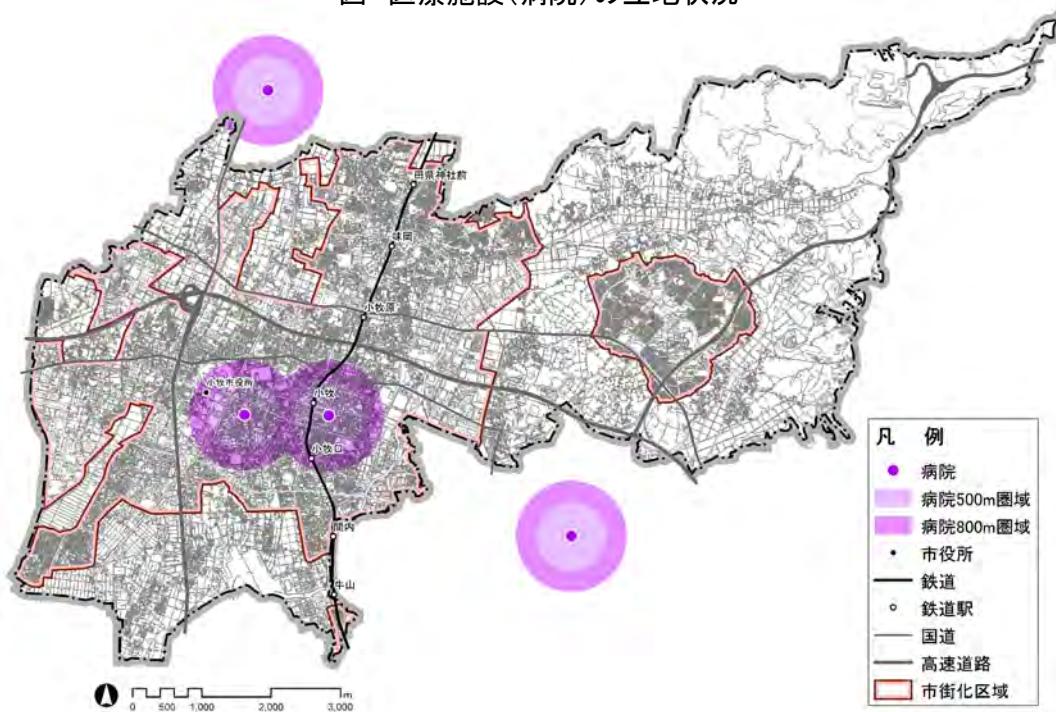
(出典：小牧市)

※老人福祉センター：60歳以上の方が、健康の増進や生きがいのある生活を送るための施設。

②医療施設

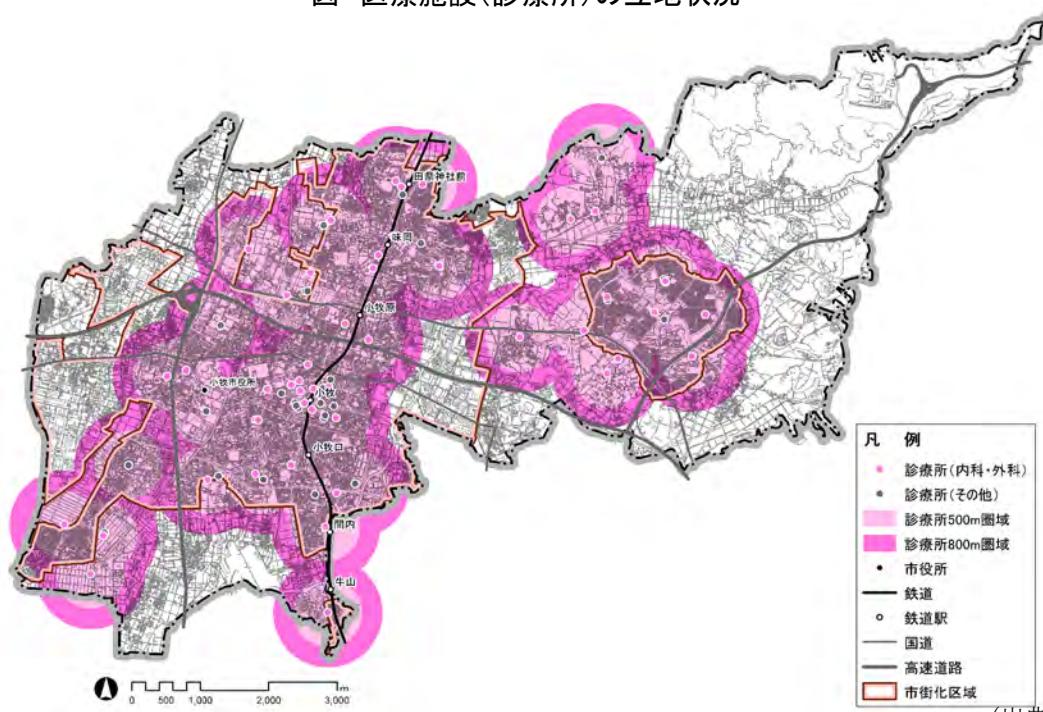
医療施設については、病院が市域中央部に立地し、診療所は市内各所に立地しています。なお、病院については、本市と同じ二次医療圏に含まれる春日井市と大口町に立地する病院も参考に表示しています。

図 医療施設(病院)の立地状況



(出典：小牧市)

図 医療施設(診療所)の立地状況

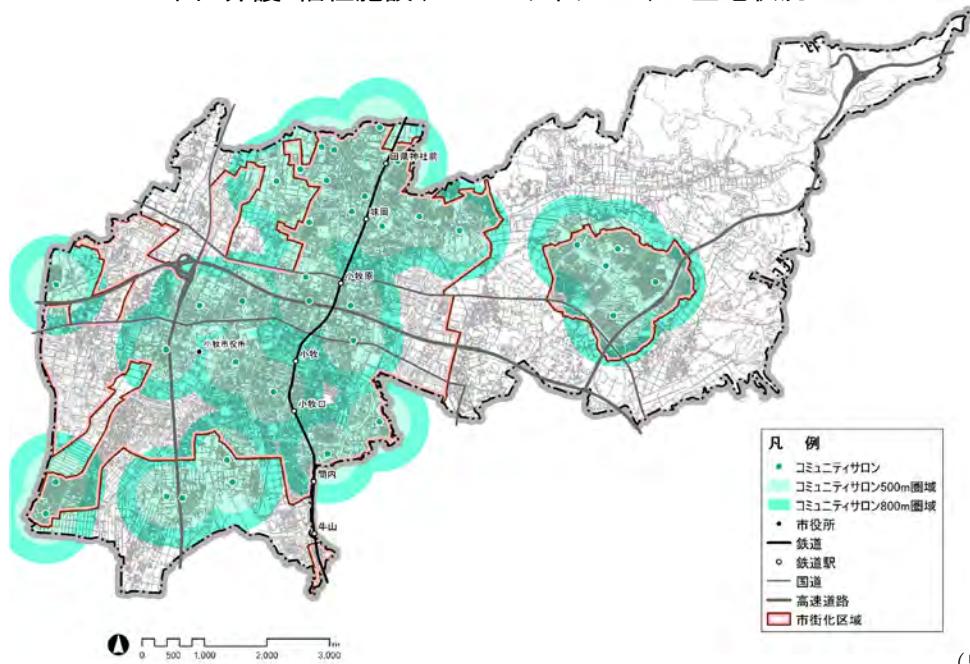


(出典：小牧市)

③福祉施設

福祉施設は、介護・福祉施設、障がい者福祉施設ともに市内各所に立地しています。なお、コミュニティサロンは、予防の観点から福祉機能として整理しています。

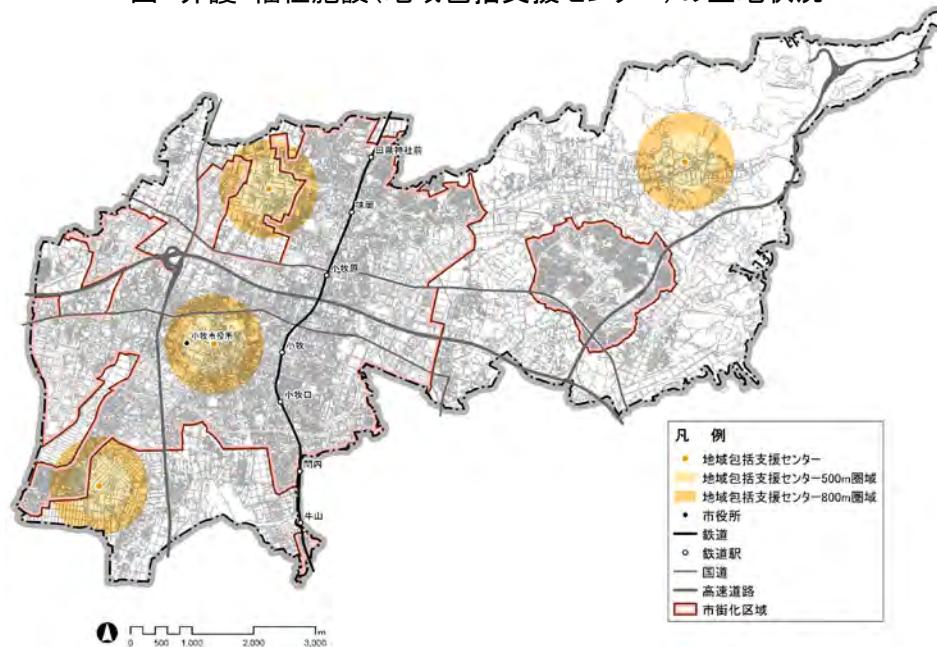
図 介護・福祉施設(コミュニティサロン)の立地状況



(出典：小牧市)

※コミュニティサロン：地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが共同で企画・運営していく仲間作りの活動を行う場を指します。

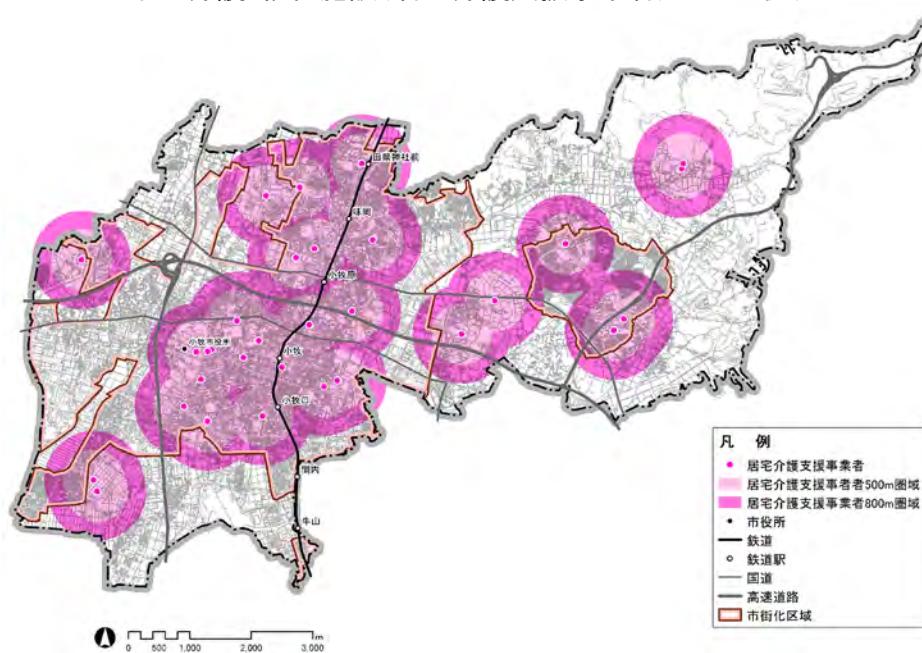
図 介護・福祉施設(地域包括支援センター)の立地状況



(出典：小牧市)

※地域包括支援センター：地域包括ケアの中核機関となる施設です。社会福祉士、保健師等が総合相談支援、介護予防ケアマネジメント等のサービスを提供します。

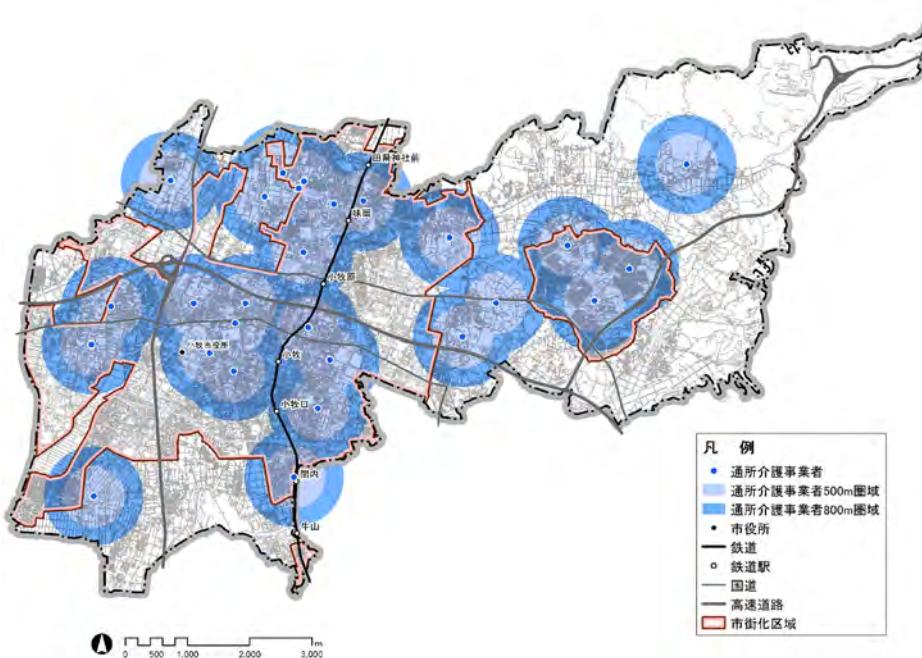
図 介護・福祉施設(居宅介護支援事業者)の立地状況



(出典：小牧市)

※居宅介護支援事業者：在宅で生活する利用者が、適切にサービスを利用することができるよう、ケアマネジャーが利用者の依頼を受けて、その心身の状況などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画（ケアプラン）を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うための事業者です。

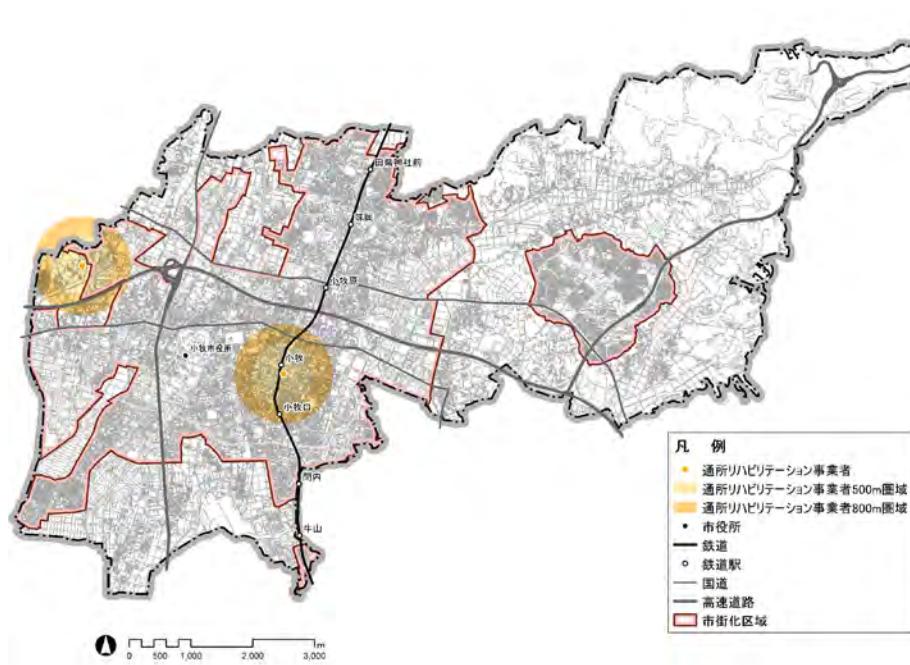
図 介護・福祉施設(通所型介護事業者(通所介護))の立地状況



(出典：小牧市)

※通所介護（デイサービス）：利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

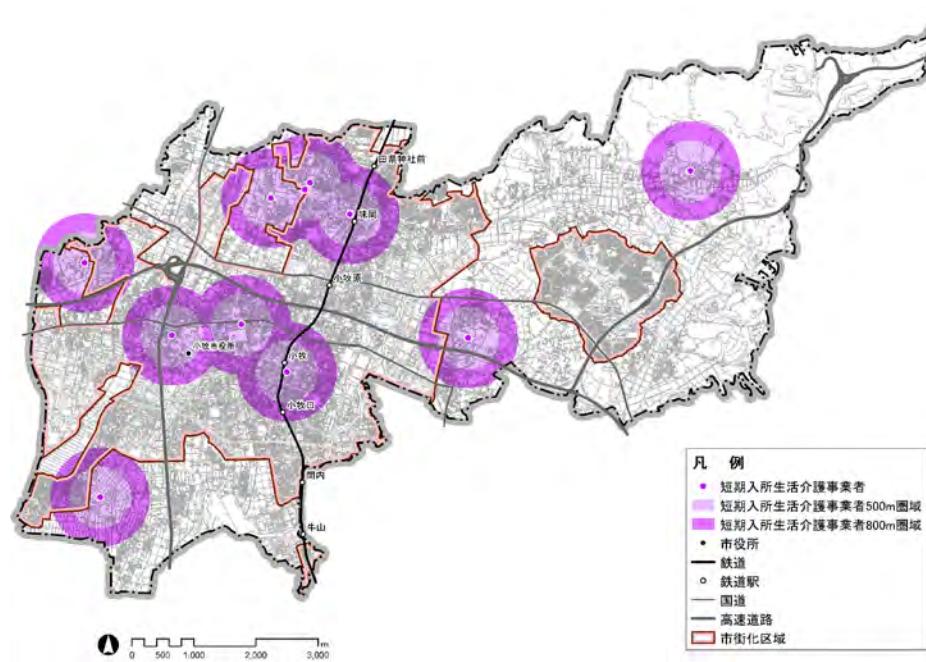
図 介護・福祉施設(通所型介護事業者(通所リハビリテーション))の立地状況



(出典：小牧市)

※通所リハビリテーション：利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

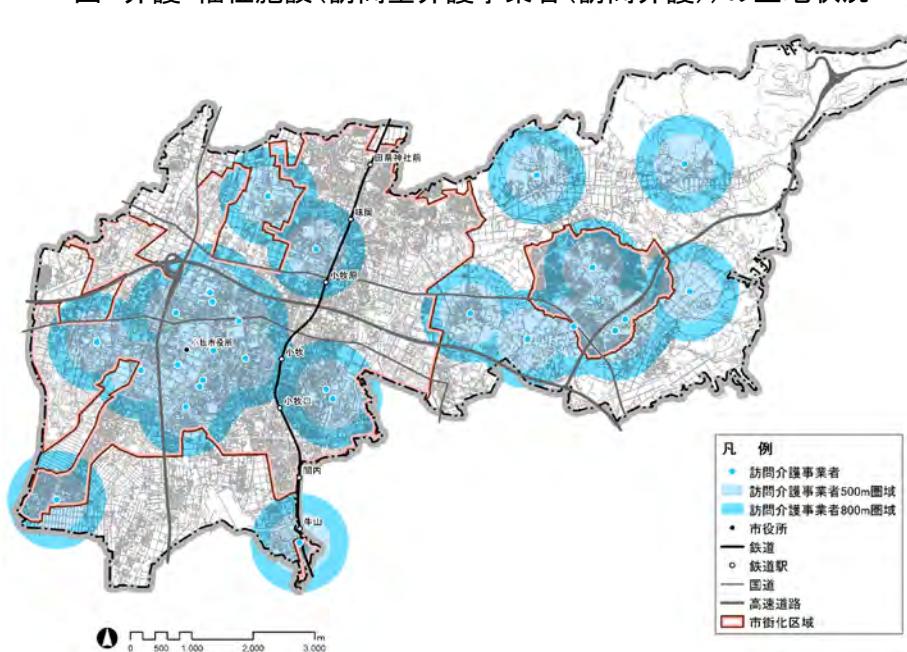
図 介護・福祉施設(通所型介護事業者(短期入居生活介護事業者))の立地状況



(出典：小牧市)

※短期入所生活介護：利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

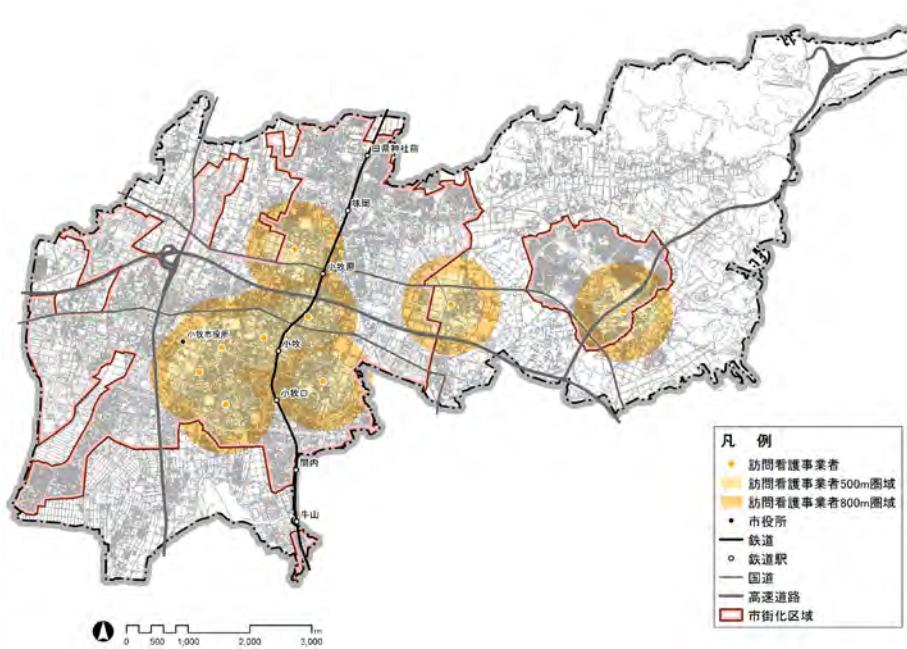
図 介護・福祉施設(訪問型介護事業者(訪問介護))の立地状況



(出典：小牧市)

※訪問介護：利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物などの生活の支援（生活援助）をします。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

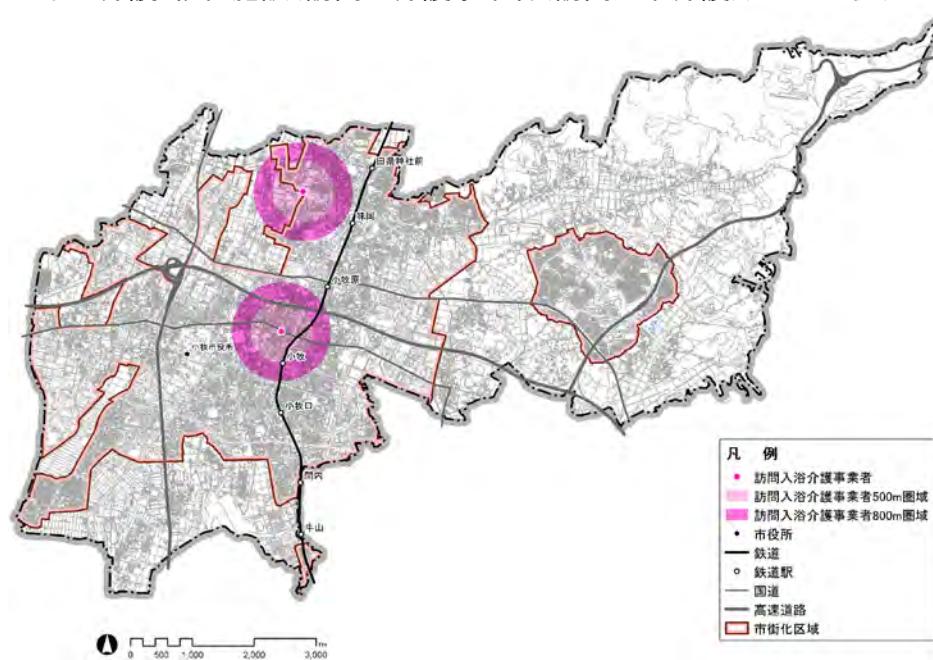
図 介護・福祉施設(訪問型介護事業者(訪問看護))の立地状況



(出典：小牧市)

※訪問看護：利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

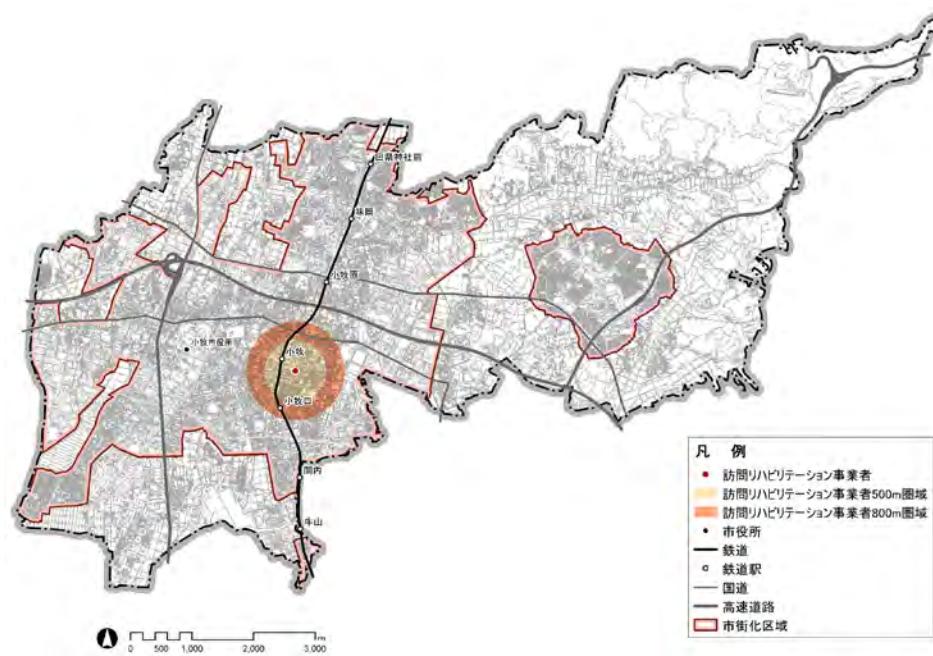
図 介護・福祉施設(訪問型介護事業者(訪問入浴介護))の立地状況



(出典：小牧市)

※訪問入浴介護：利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施されます。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

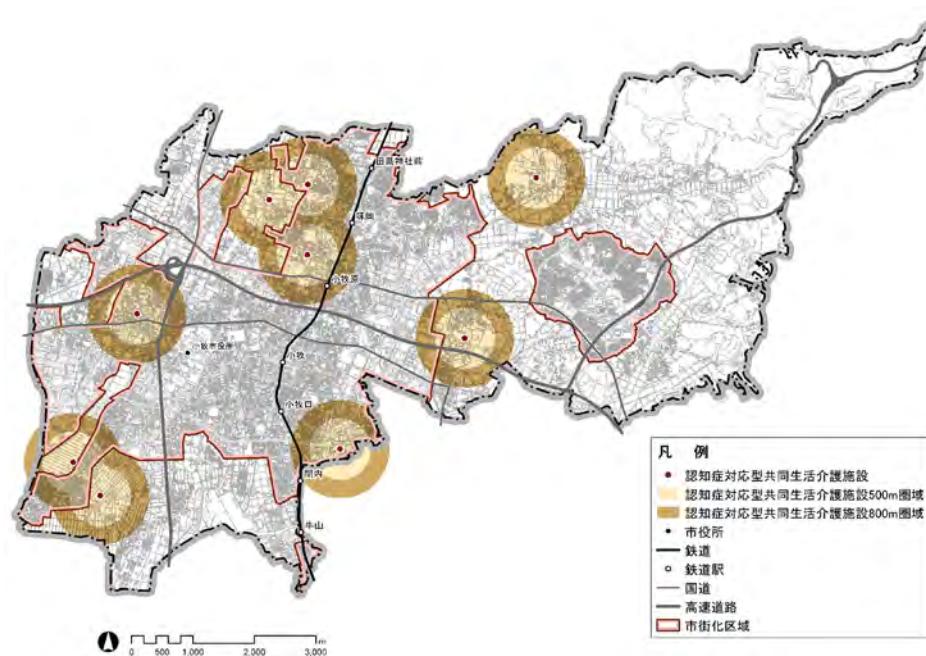
図 介護・福祉施設(訪問型介護事業者(訪問リハビリテーション))の立地状況



(出典：小牧市)

※訪問リハビリテーション：利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、理学療法士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

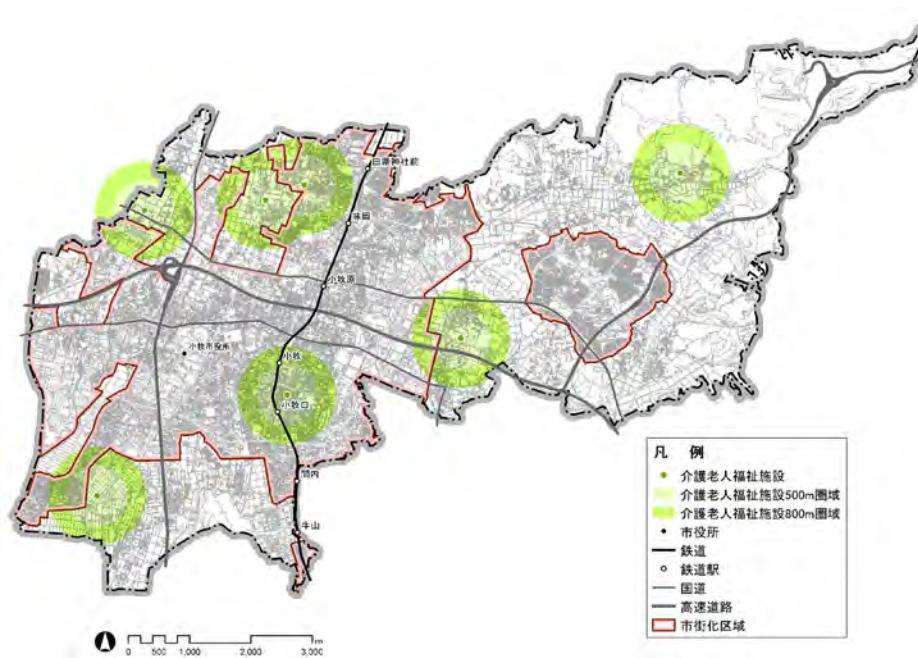
図 介護・福祉施設(入所・入居系介護施設(認知症対応型共同生活介護))の立地状況



(出典：小牧市)

※認知症対応型共同生活介護：認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。

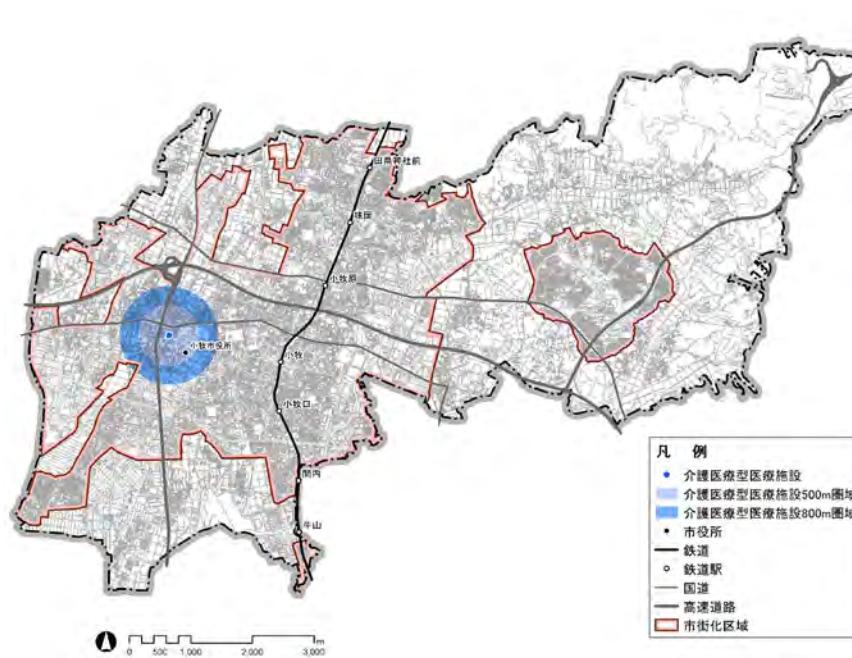
図 介護・福祉施設(入所・入居系介護施設(介護老人福祉施設))の立地状況



(出典：小牧市)

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する施設です。

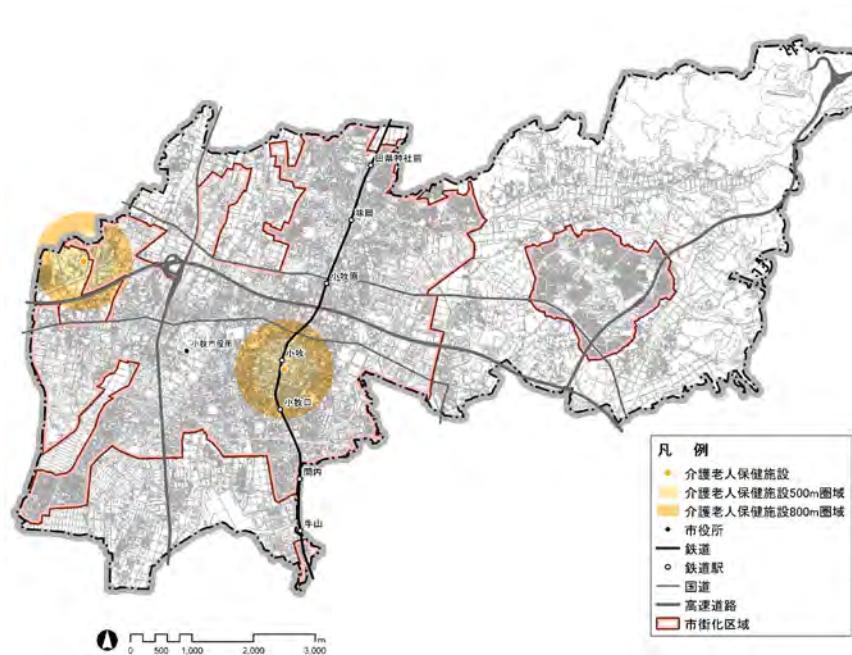
図 介護・福祉施設(入所・入居系介護施設(介護医療型医療施設))の立地状況



(出典：小牧市)

※介護療養型医療施設：長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護などを提供する施設です。

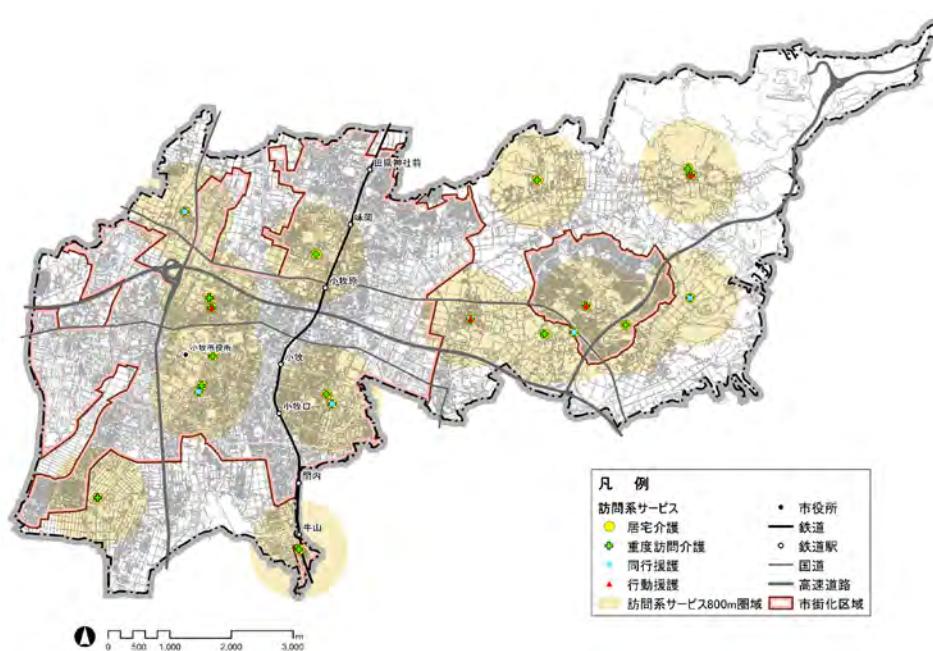
図 介護・福祉施設(入所・入居系介護施設(介護老人保健施設))の立地状況



(出典：小牧市)

※介護老人保健施設：在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供する施設です。

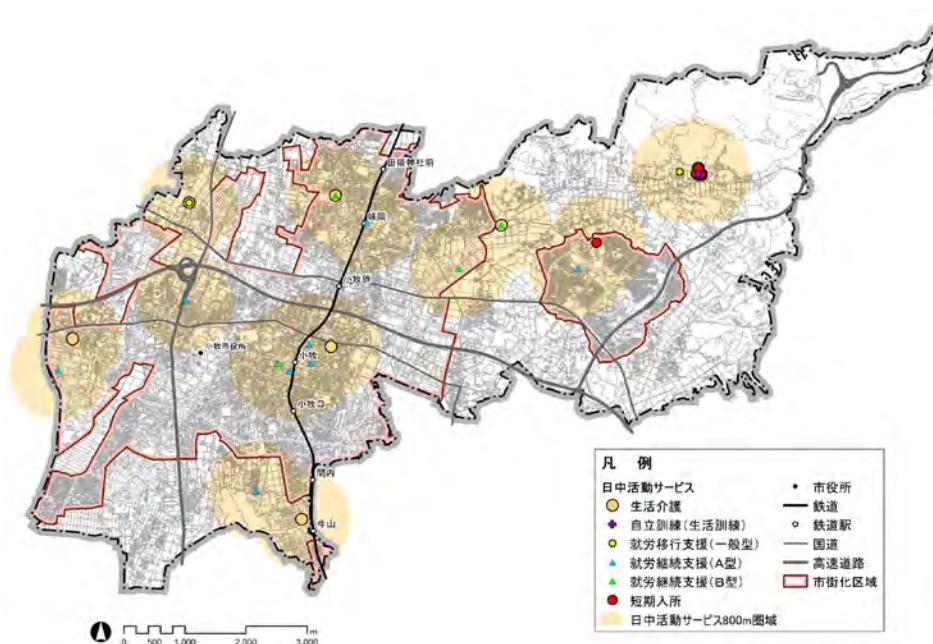
図 障がい者福祉施設(訪問系サービス)の立地状況



(出典：小牧市)

※訪問系障がい者福祉：自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活などに関する相談、助言、援助を行います。

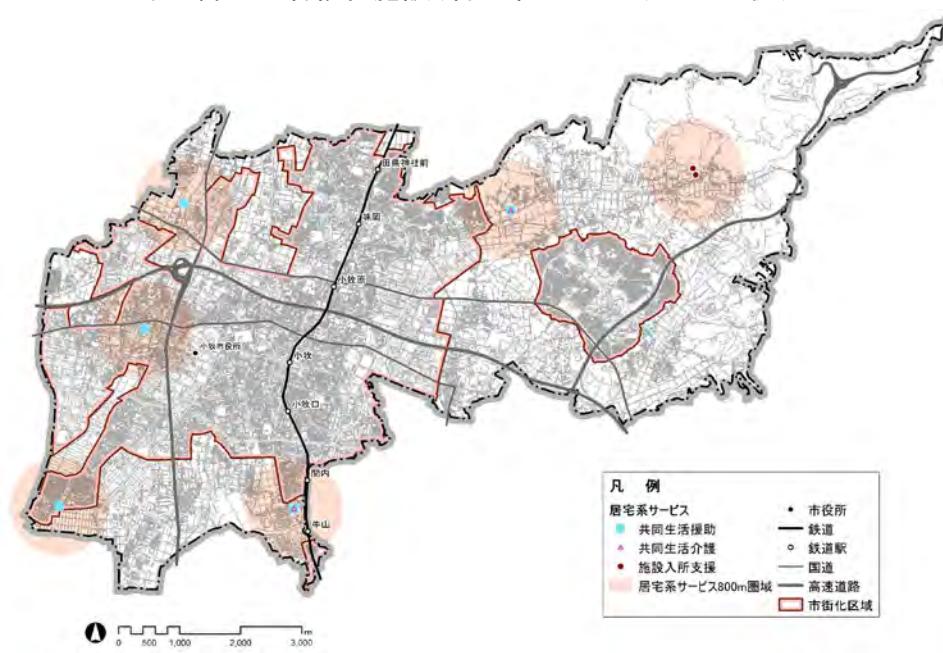
図 障がい者福祉施設(日中活動サービス)の立地状況



(出典：小牧市)

※日中活動系障がい者福祉：生活能力の向上のために必要な援助を行う生活介護、必要なリハビリテーションを提供する自立訓練、就労に必要な情報提供や支援などを行います。

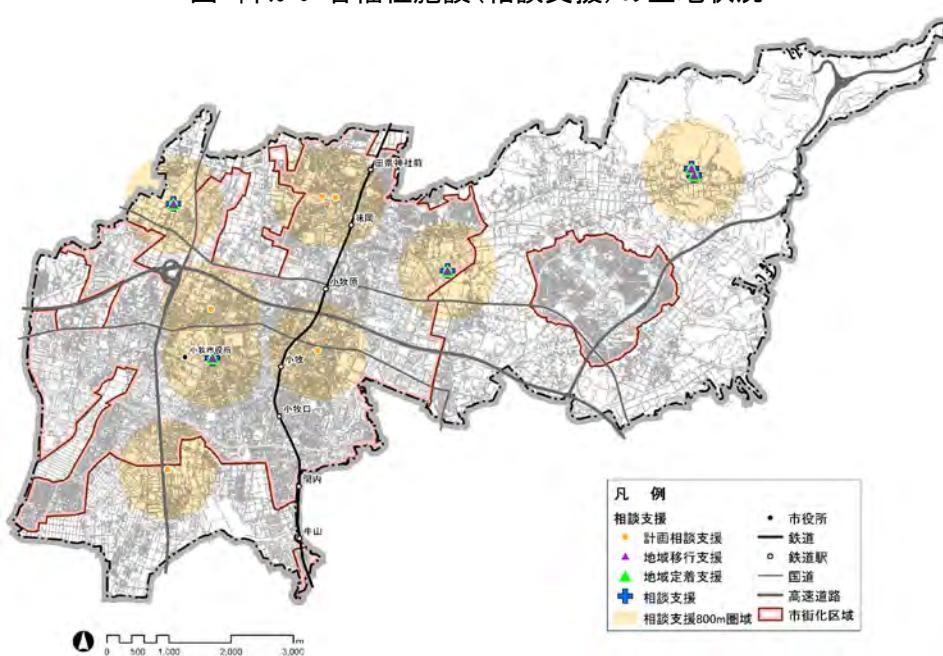
図 障がい者福祉施設(居宅系サービス)の立地状況



(出典：小牧市)

※居宅系障がい者福祉：共同生活を営む要支援者に対し、日常生活の世話や支援を行います。

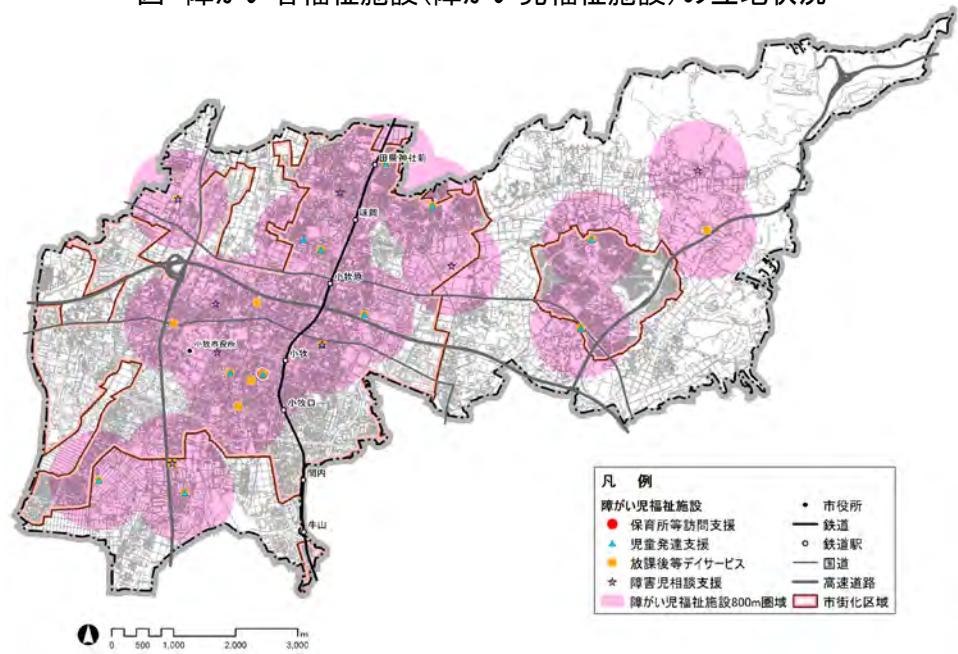
図 障がい者福祉施設(相談支援)の立地状況



(出典：小牧市)

※相談支援系障がい者福祉：障害者福祉サービス等を利用するためのサービス等の利用計画の作成や地域生活に移行するための相談、支援を行います。

図 障がい者福祉施設(障がい児福祉施設)の立地状況



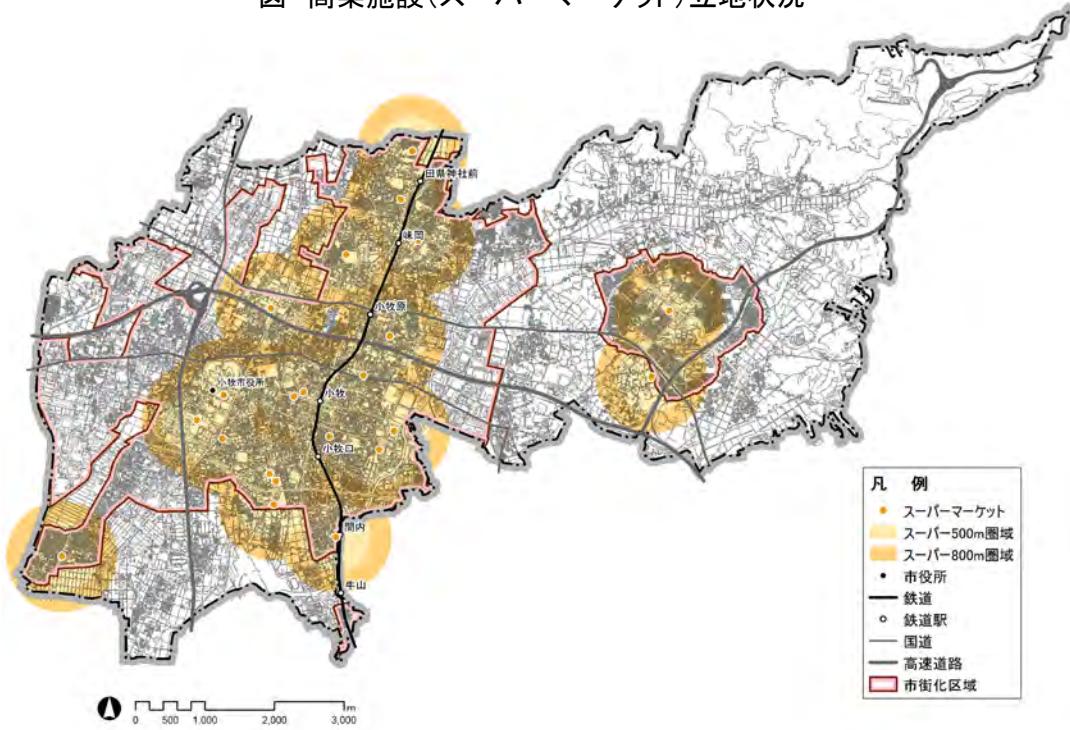
(出典：小牧市)

※障がい児福祉施設：児童福祉法の規定に基づき、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）の2つに大別される施設を指します。

(4) 商業機能

商業施設は、市内各所に立地しています。

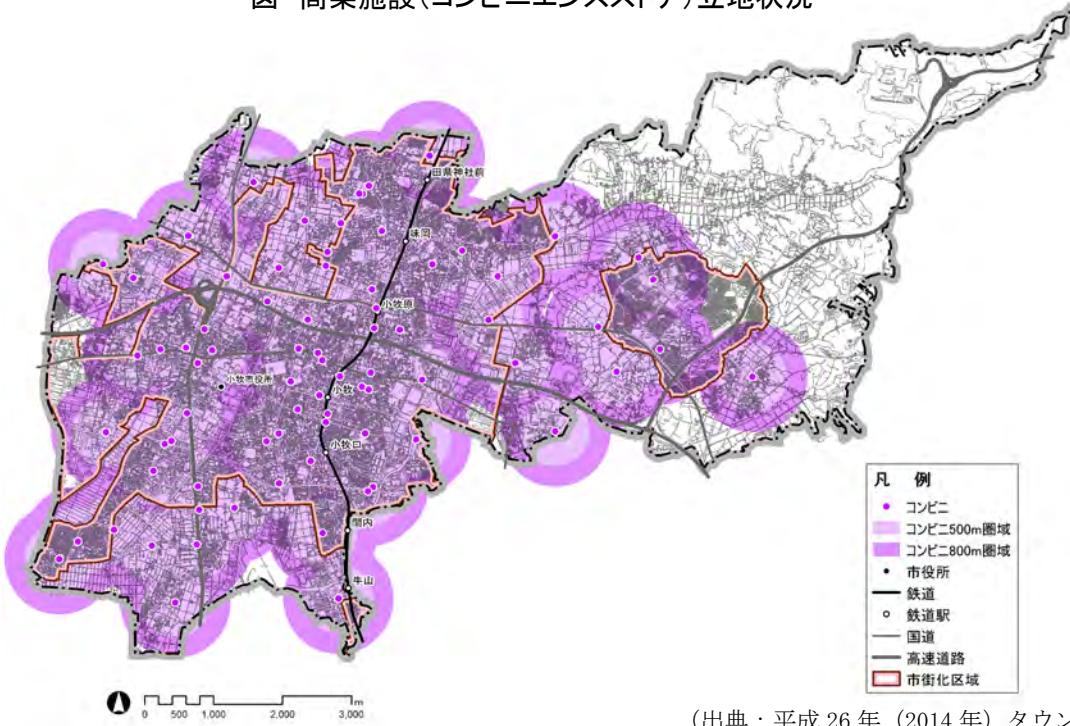
図 商業施設(スーパー・マーケット)立地状況



(出典：平成 26 年（2014 年）タウンページ)

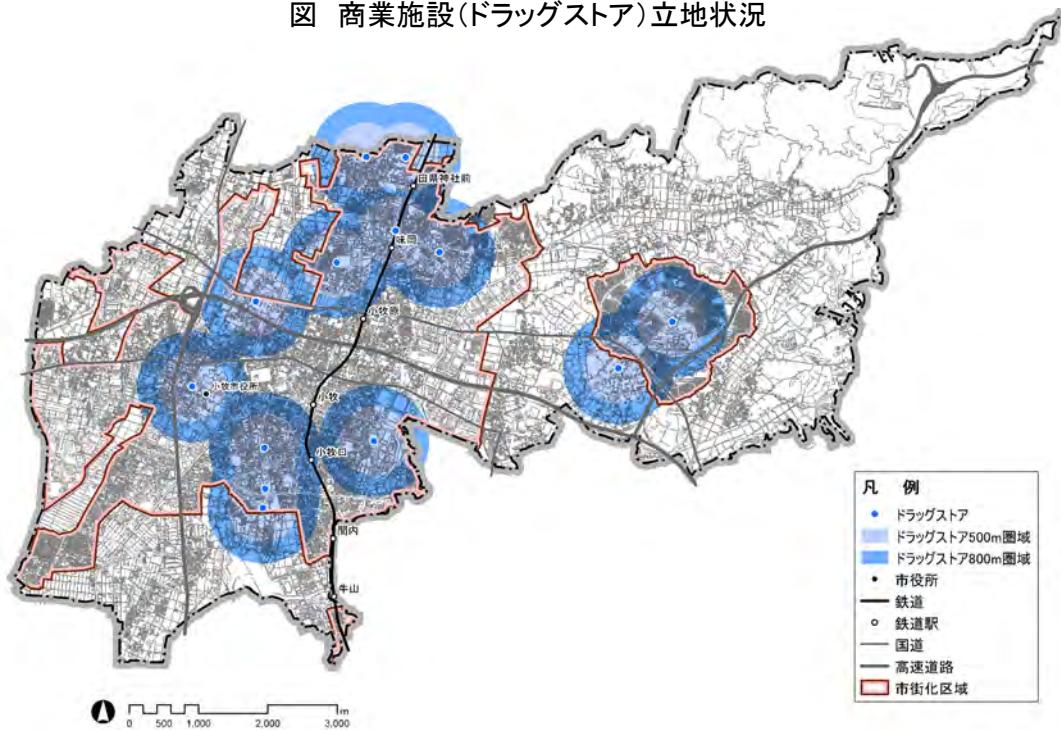
※スーパー・マーケット：生鮮食品を扱う店舗。

図 商業施設(コンビニエンスストア)立地状況



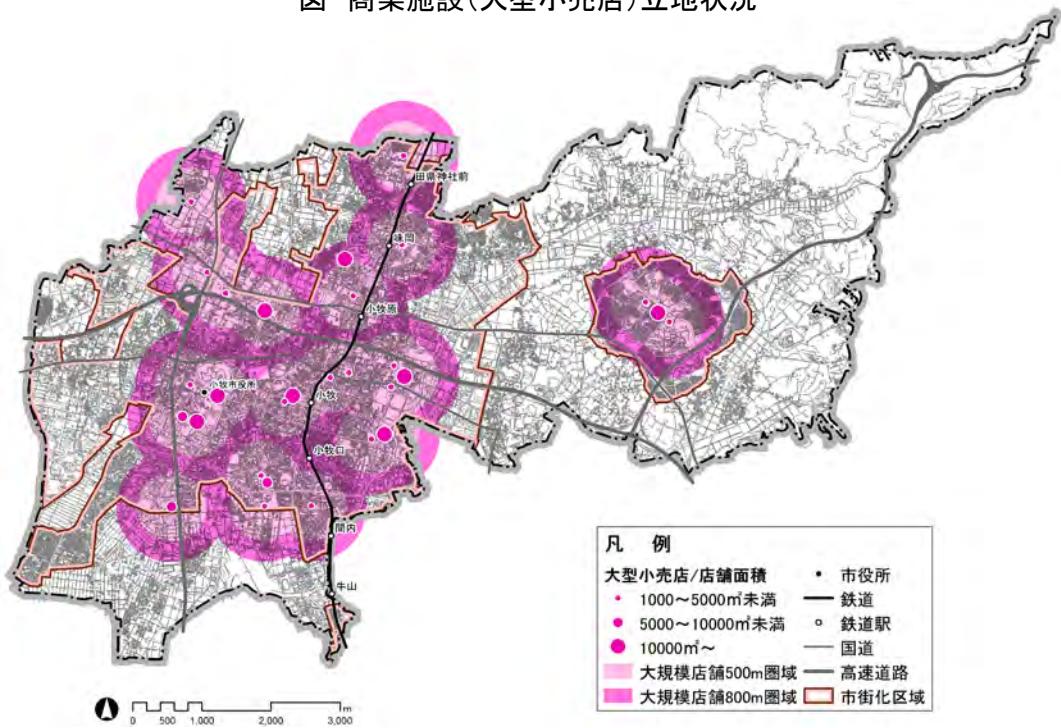
(出典：平成 26 年（2014 年）タウンページ)

図 商業施設(ドラッグストア)立地状況



(出典：平成 26 年（2014 年）タウンページ)

図 商業施設(大型小売店)立地状況



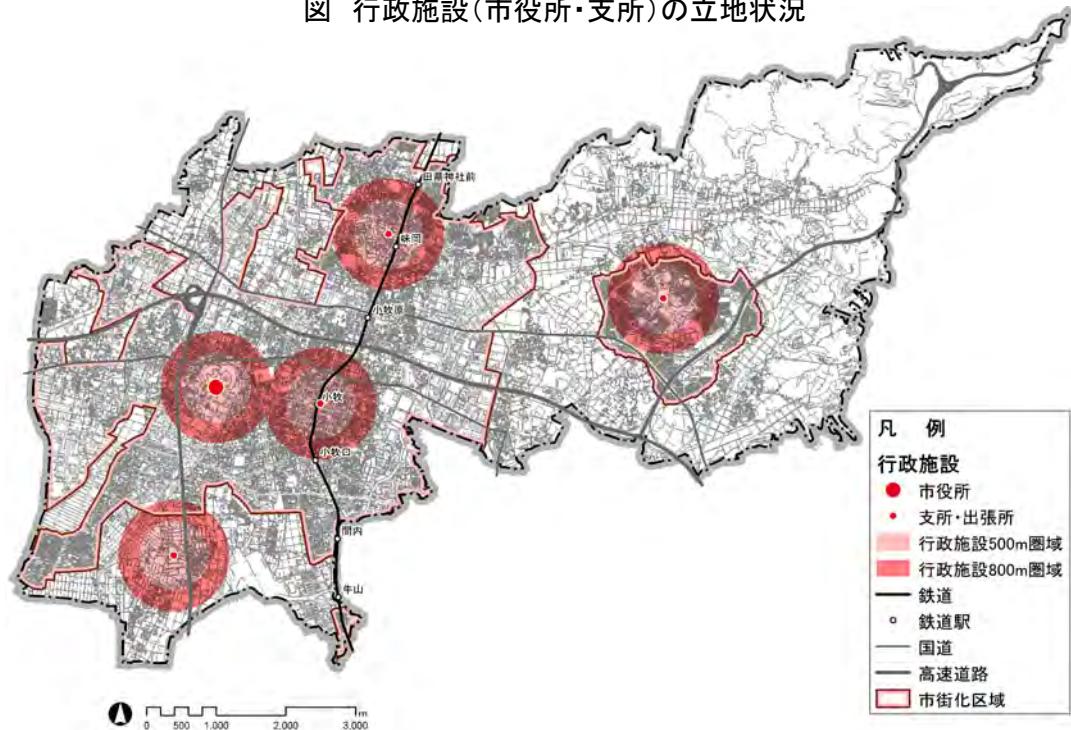
(出典：平成 26 年（2014 年）大型小売店舗総覧)

※大型小売店：百貨店や総合スーパー、ホームセンター、衣料、家具、家電等の専門店等の「大規模小売店舗立地法」に基づいた店舗面積が 1,000 m²を超える小売店舗。

(5) 行政機能

行政施設は、地域区分（旧町村単位）で立地しています。

図 行政施設(市役所・支所)の立地状況

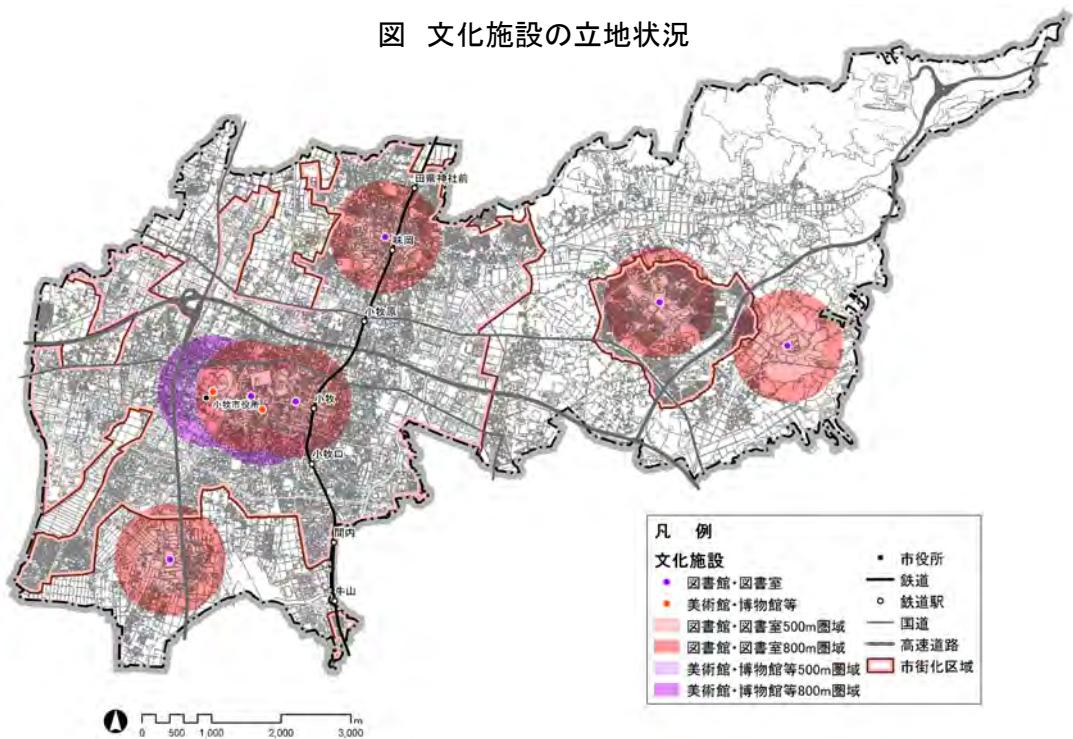


(出典：国土数値情報)

(6)文化機能

文化施設のうち図書館は市域中部に立地し、図書室は地域区分（旧町村単位）で立地しています。また、美術館は、市域中部に立地しています。

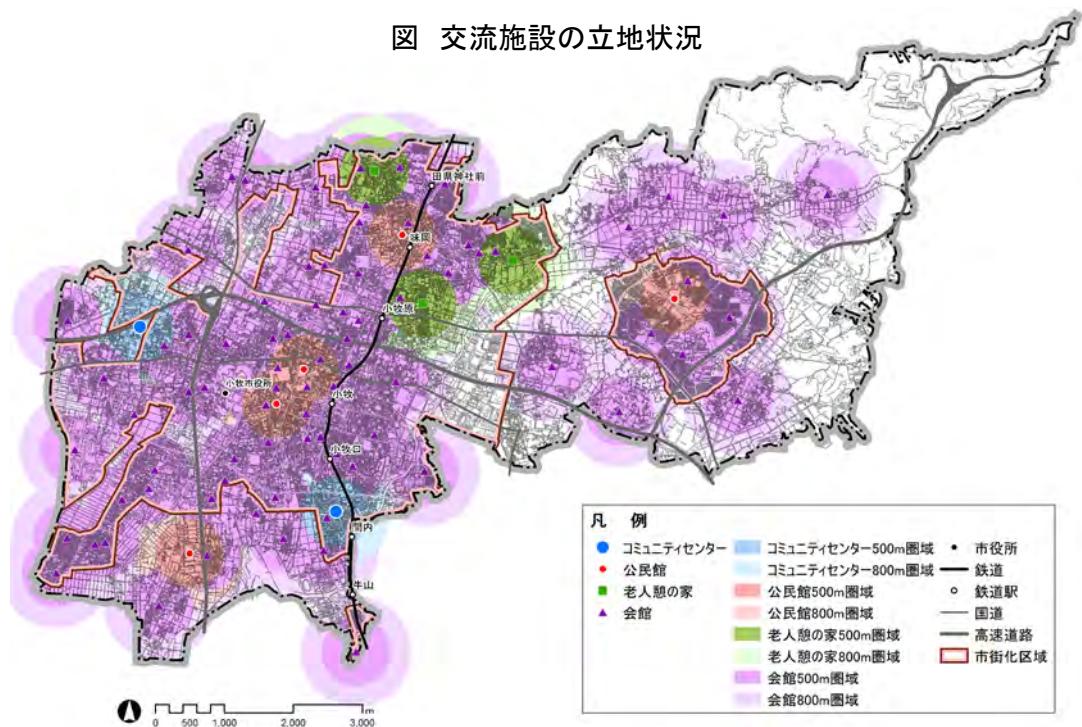
図 文化施設の立地状況



(出典：国土数値情報)

(7) 交流機能

交流施設は、市内各所に立地しています。



(出典：小牧市)

(8) 金融機能

金融機関は、市内各所に立地しています。

図 金融機関の立地状況



(出典：平成 27 年（2015 年）タウンページ、国土数値情報)

2 生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率

(1)評価方法

「都市構造の評価に関するハンドブック」で設定されている評価分野のうち、「生活利便性」及び「健康・福祉」の項目について、生活サービス施設※の徒歩圏人口カバー率を算出し、算出した値と同ハンドブックに示されている三大都市圏及び概ね30万都市の平均値との比較により評価を行います。

※生活サービス施設：医療施設（病院（内科又は外科）及び診療所、福祉施設（通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設）、商業施設（店舗面積1,000m²以上の大型小売店、スーパー・マーケット）、子育て支援施設（保育園、小規模保育所、認定こども園）。

■徒歩圏人口の算出方法

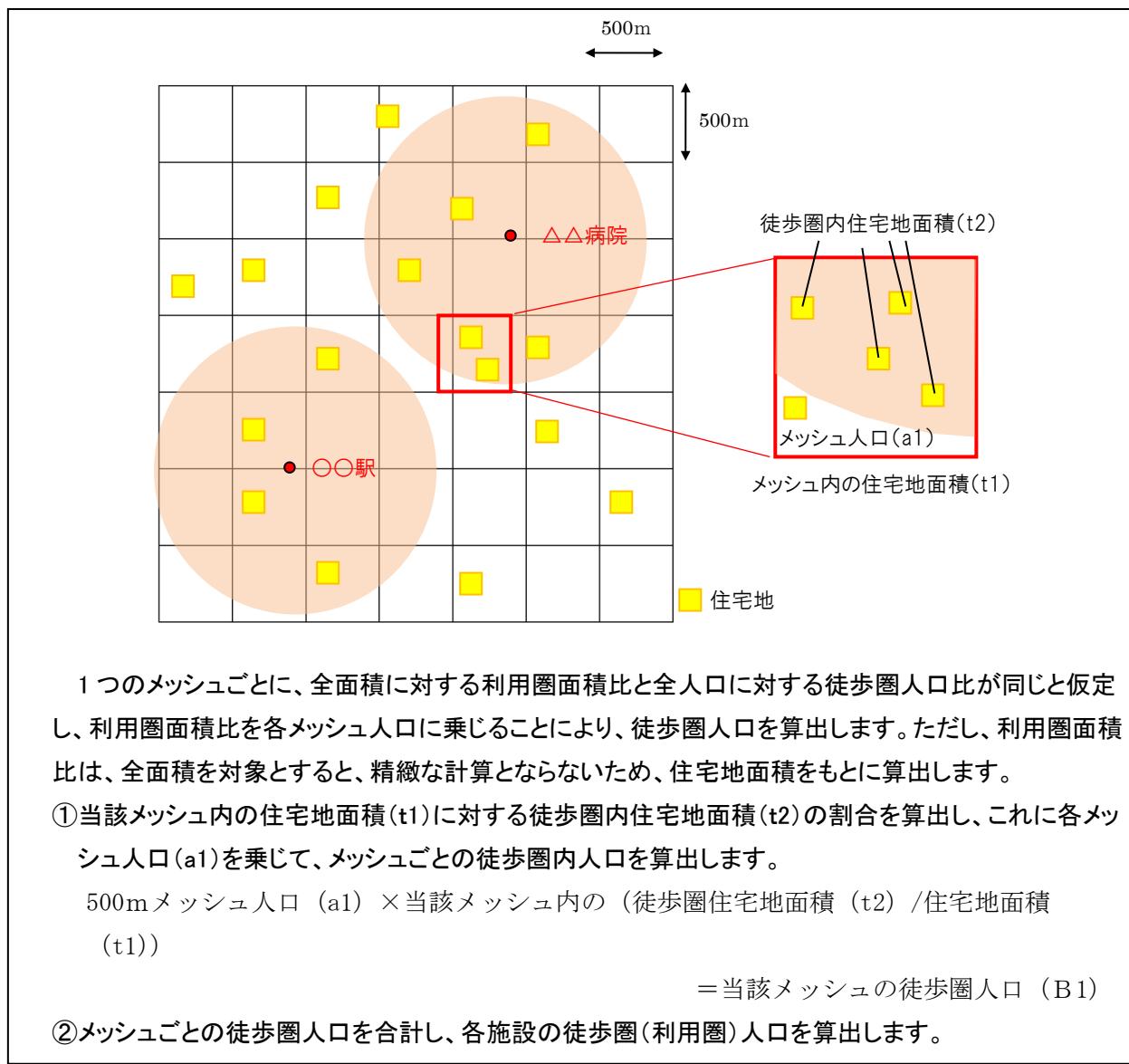


表 「都市構造評価ハンドブック」における現況値の算出方法

評価分野	評価指標	(概要)	単位	利用データ	データ整備年次	算出方法
①生活利便性	■生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の総人口に占める比率	生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の総人口に占める比率	%	医療 国土数値情報 医療施設（病院・診療所で内科又は外科を有する施設）	H22	医療施設から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出
		医療施設：内科又は外科を有する病院・診療所 福祉施設：通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設		福祉 (公共介護施設) 国土数値情報の施設分類の通所系施設（細区分 101、112、113） (民間介護施設) 厚生労働省 介護サービス情報公開システム	H23 H25	福祉施設から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出
		商業施設：延床面積 1,500 m ² 以上のスーパー、百貨店		商業 商業統計メッシュ（専門スーパー、総合スーパー、百貨店のあるメッシュ）	H19	商業施設を有するメッシュの中心から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出
		■高齢者福祉施設の 1km 圏高齢者人口カバー率		上記「福祉施設」のデータ		高齢者福祉施設の半径 1km（※）圏域の 65 歳以上人口を、年の 65 歳以上総人口で除して算出 ※市街化区域等の面積を区域内公立中学校数で除した平均中学校区面積を円で表した場合の半径
②健康・福祉	■保育所の徒歩圏 0～5 歳人口カバー率	%		国土数値情報「保育所」	H22	保育所の半径 800m 圏域の 0～5 歳人口を、都市の 0～5 歳総人口で除して算出

(出典：「都市構造の評価に関するハンドブック」)

図 医療施設の徒歩圏域

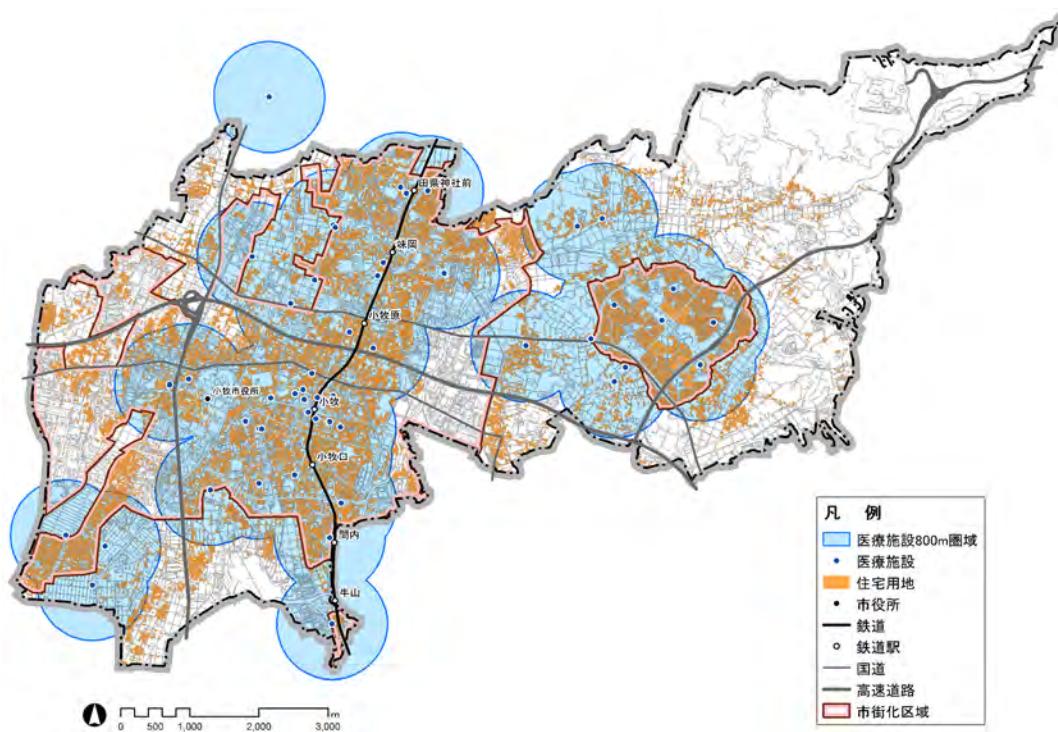


図 福祉施設の徒歩圏域・1km 圏

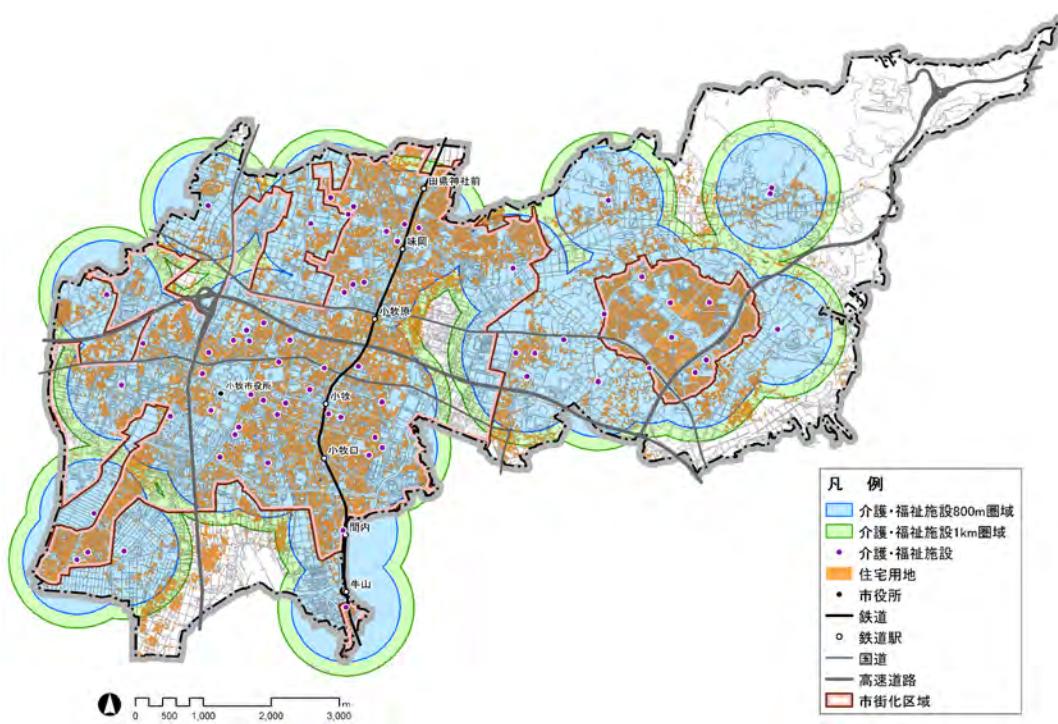


図 商業施設の徒歩圏域

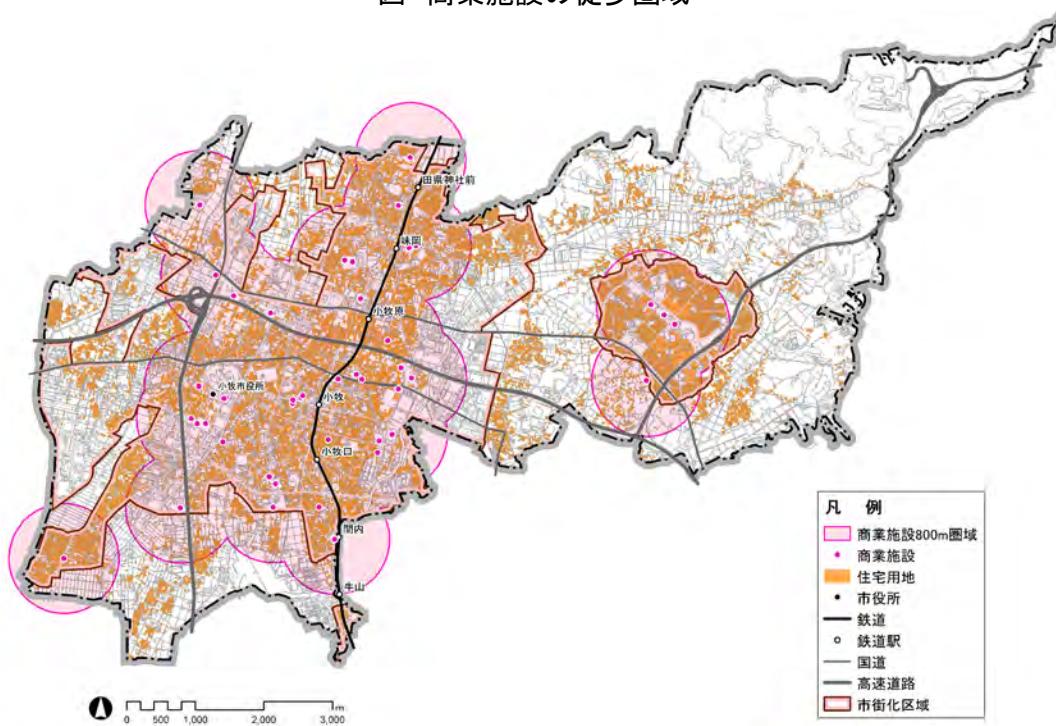
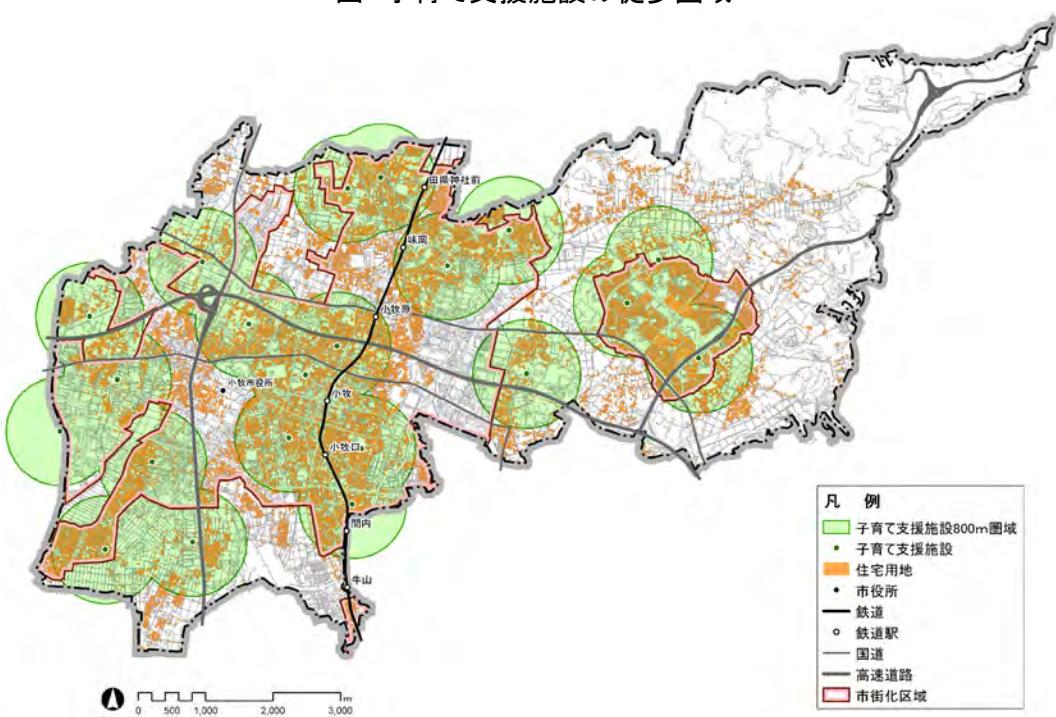


図 子育て支援施設の徒歩圏域



(2)評価結果

各施設の徒歩圏人口カバー率は、概ね30万人都市の平均値を上回り、福祉施設は、三大都市圏の平均値も上回っています。

なお、平成22年（2010年）の徒歩圏人口カバー率と平成52年（2040年）の徒歩圏人口カバー率を比較すると、その差に大きな変化は見られません。

また、市街化区域では、すべての施設で市全域の値を上回っているものの、市街化調整区域では、商業施設、医療施設、子育て支援施設が市全域の値を大きく下回る結果となっており、利便性が相対的に低くなっています。

※三大都市圏：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県

図 本市の都市構造評価

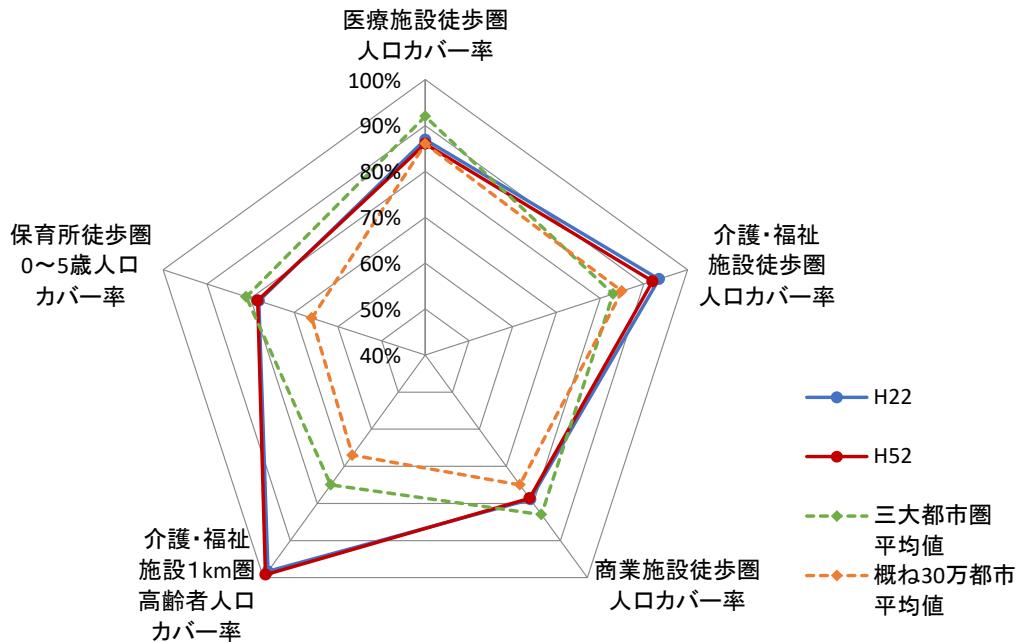


表 生活利便性の評価値

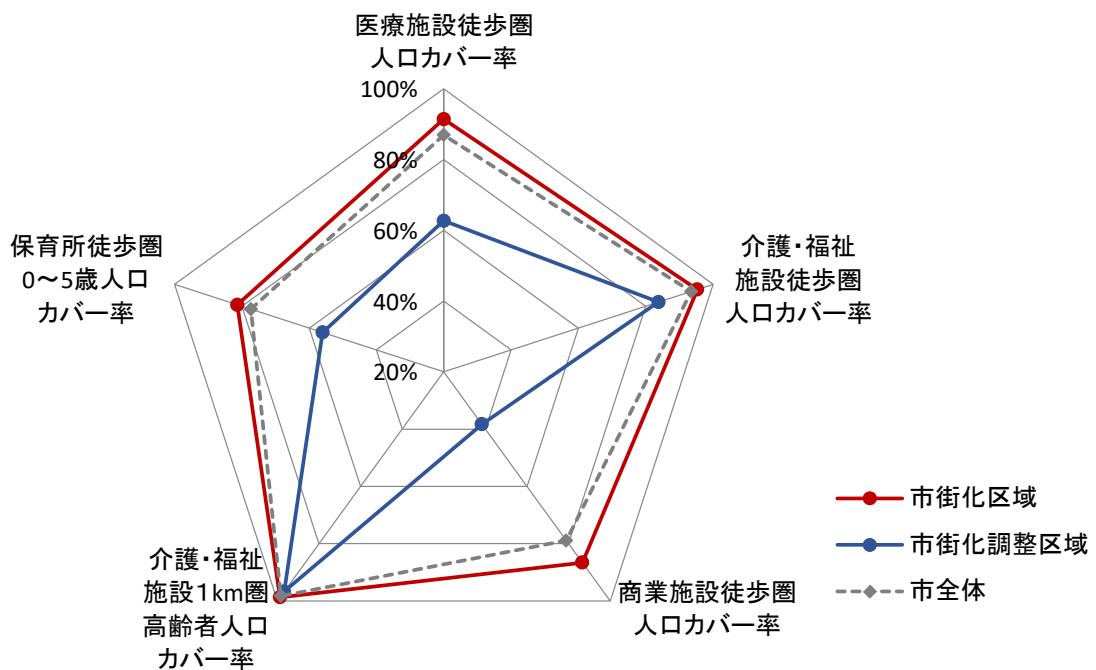
	H22人口	H22 徒歩圏内 人口	H22 カバー率	H52人口	H52 徒歩圏内 人口	H52 カバー率	(参考) 三大都市圏 平均値	(参考) 概ね30万 都市平均値
医療施設	147,132	127,795	87%	129,250	111,201	86%	92%	86%
介護・福祉 施設		137,498	94%		118,971	92%	83%	85%
商業施設		116,093	79%		101,648	79%	83%	75%

表 健康・福祉の評価値

	H22高齢 者人口	H22 徒歩圏内 高齢者人口	H22 カバー率	H52高齢 者人口	H52 徒歩圏内 高齢者人口	H52 カバー率	(参考) 三大都市圏 平均値	(参考) 概ね30万 都市平均値
介護・福祉 施設	27,657	27,175	98%	42,123	41,794	99%	75%	67%

	H22幼年 人口	H22 徒歩圏内 幼年人口	H22 カバー率	H52幼年 人口	H52 徒歩圏内 幼年人口	H52 カバー率	(参考) 三大都市圏 平均値	(参考) 概ね30万 都市平均値
保育所	22,151	17,290	78%	14,281	11,195	78%	81%	66%

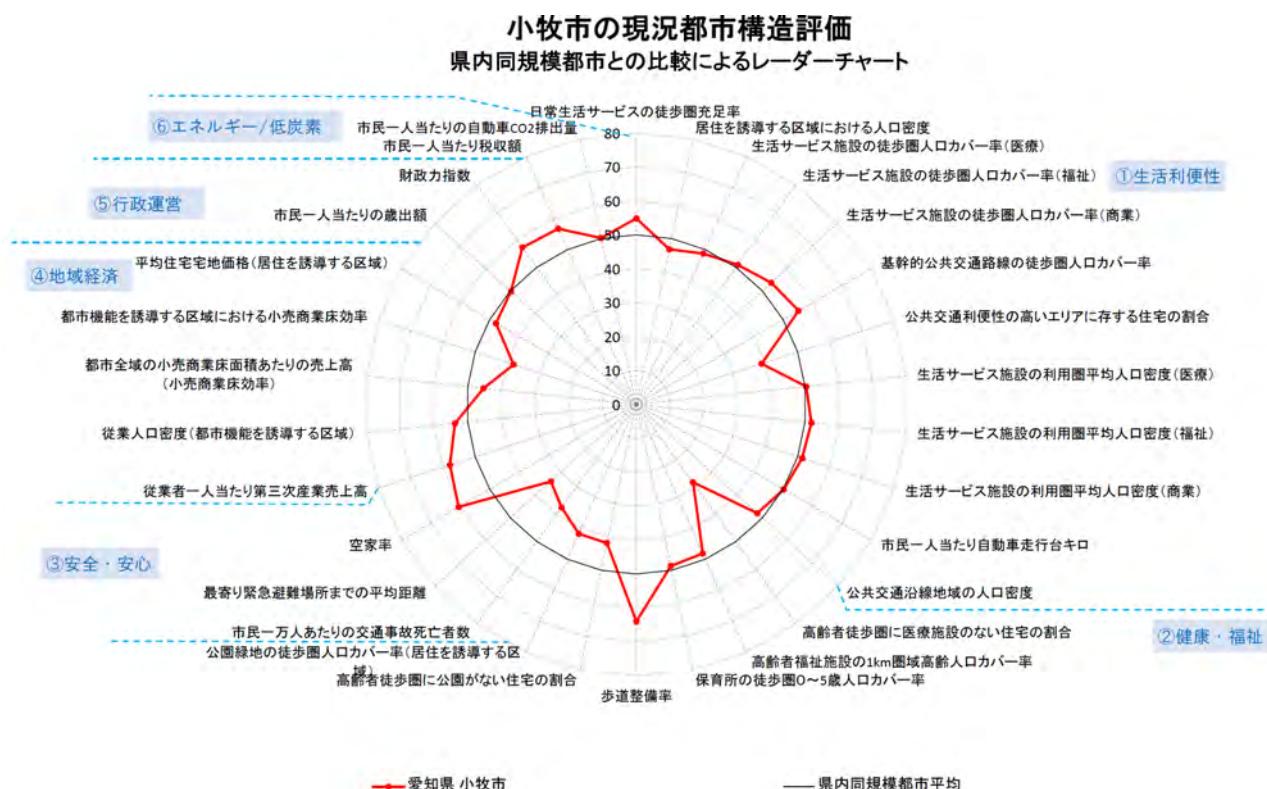
図 区域区別の都市構造評価



2-9 都市構造の評価

「都市構造の評価に関するハンドブック」で示されている評価分野をもとに、県内の人口が同規模の都市の平均値と本市の都市構造を比較すると、評価分野による偏りはみられず概ね平均値と同等の評価結果となっています。

図 都市構造評価

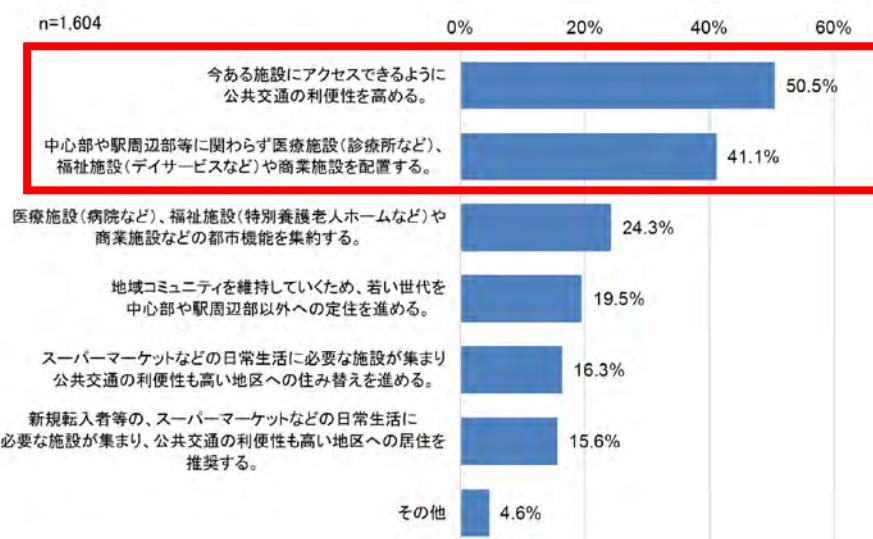


2-10 コンパクトシティに関する市民意識

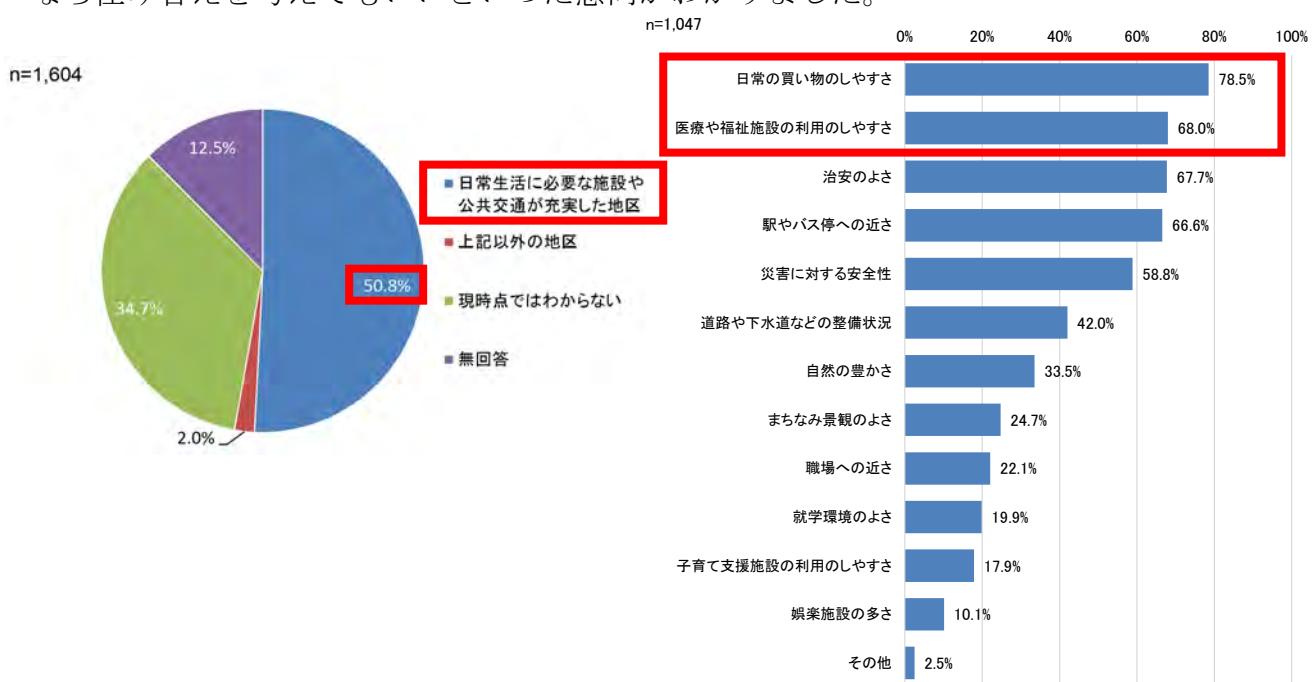
コンパクトシティに関する市民意識を把握するため、「小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査」をもとに以下のとおり整理しました。

(1)コンパクトシティに関する意識

本市のこれからまちづくりについては、人口減少・少子高齢化が進んだ場合においても「今ある施設にアクセスできるように公共交通の利便性を高める」、「中心部や駅周辺部等に関わらず医療施設（診療所など）、福祉施設（デイサービスなど）や商業施設を配置する」といった点に力を入れるべきだと考えている方が多くいることが分かりました。

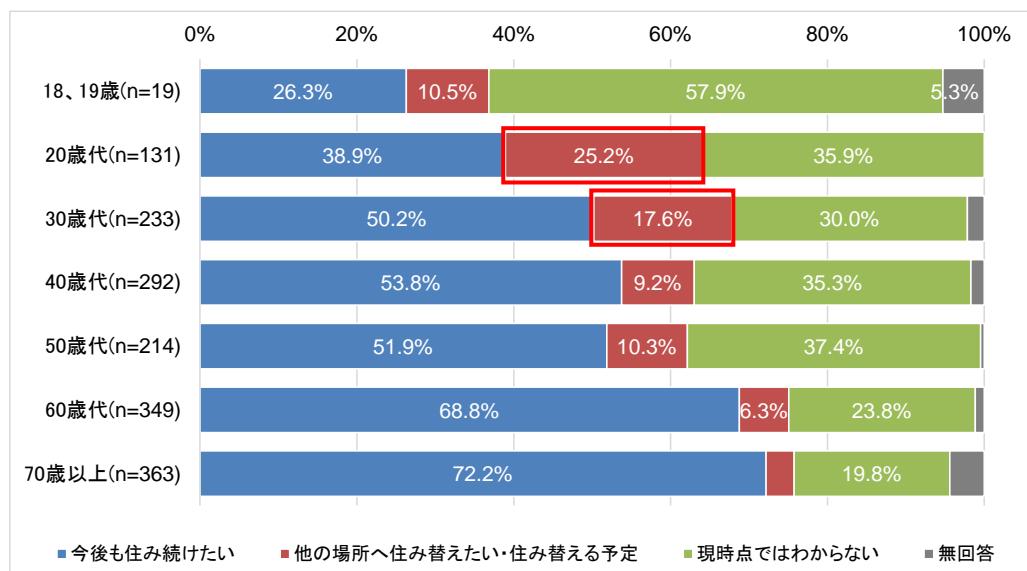


また、「日常の買い物のしやすさ」、「医療や福祉施設の利用のしやすさ」、「治安のよさ」を暮らしやすさとして求めており、「日常生活に必要な施設や公共交通が充実した地区」なら住み替えを考えてもいいといった意向がわかりました。



(2)居住に関する意識

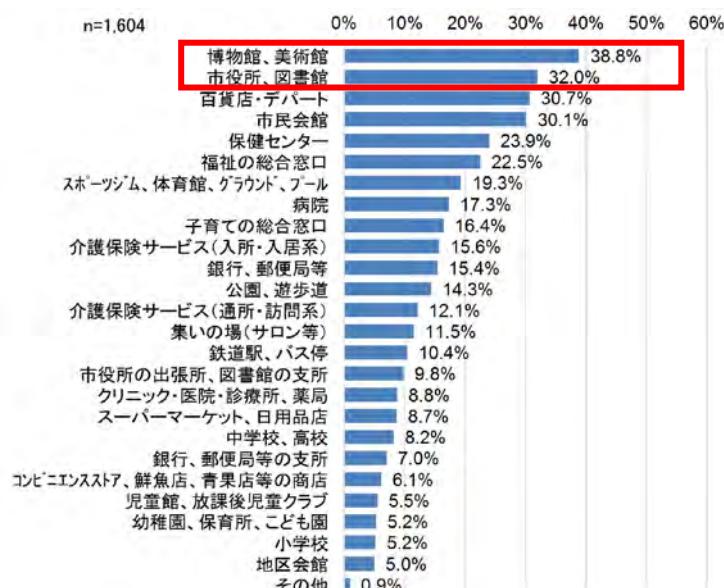
居住の定住意向については、若年世代は未定であり、年齢が上がるにつれて定住意向が強くなる傾向がわかりました。



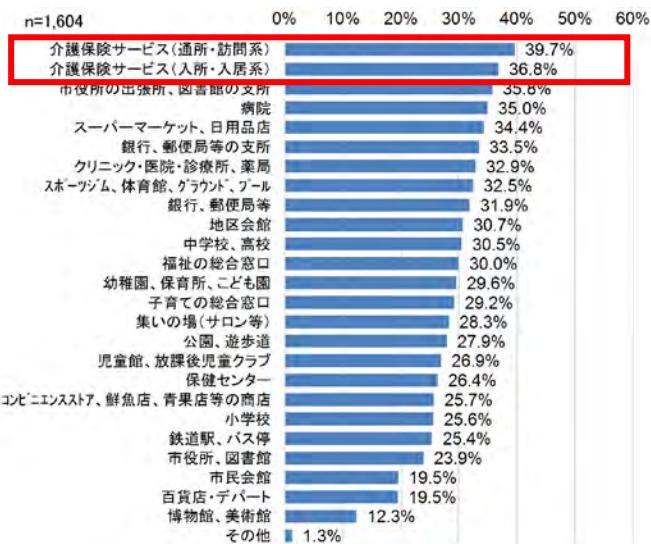
(3)都市機能に関する意識

都市機能については、地域に合った施設が求められていることがわかりました。

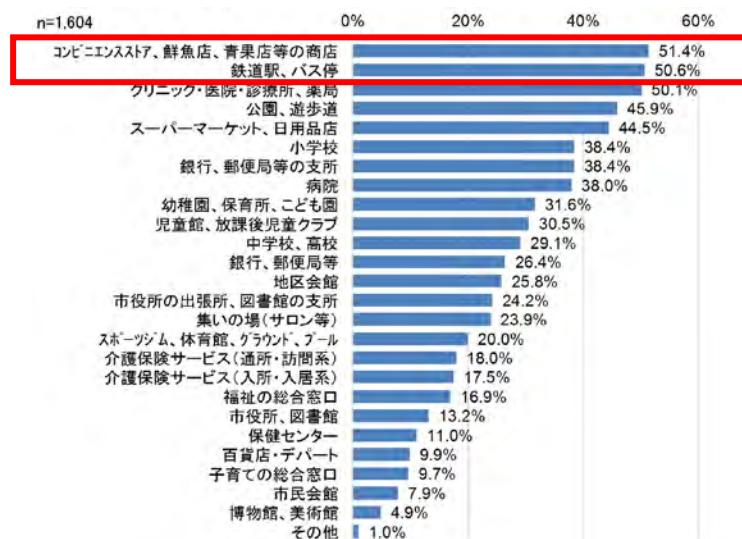
①中心市街地にあるとよい施設



②お住まいの地域にあるとよい施設

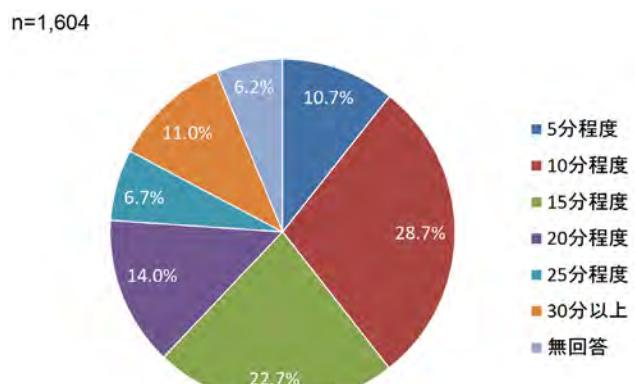


③徒歩で移動できる範囲にあるとよい施設



(4)その他

市民が徒歩で移動が可能な時間として、「都市構造の評価に関するハンドブック」で示されている一般的な徒歩圏（800m）と差異が生じていないことがわかりました。



※1分を約80mと仮定

2-11 課題の抽出

都市構造上の分析・整理を踏まえ、課題を以下のとおり抽出し整理しました。

1 現状把握

(1) 人口

- ・総人口は増加傾向にありますが、今後は人口減少が見込まれています。また、少子高齢化が既に進行しています。
- ・人口の自然動態は、自然増の状態が続いている、社会動態は、転入超過と転出超過を繰り返しています。なお、20歳代から30歳代の転出超過が顕著にみられます。
- ・今後は人口減少が見込まれるとともに、年少人口及び生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加により、さらなる少子高齢化の進行が見込まれています。
- ・人口密度は、地区により傾向の違いがみられ、今後は、多くの地域で密度の低下が見込まれていますが、当面は一定の人口密度が維持される見込みとなっています。

(2) 土地利用

- ・土地利用は、近年、大きな変化は見られませんが、長期的には建物用地が拡大するなど都市的な土地利用が進行しています。
- ・建物利用は、市内各所に建物の新築がみられる一方、既存住宅の更新が進まず空き家数が増加しています。

(3) 都市交通

- ・公共交通は、鉄道やバスにより、サービス水準の高い公共交通ネットワークが形成されています。
- ・サービス水準の高い公共交通路線やコミュニティバスにより、多くの人口が比較的容易に公共交通を利用できる環境が整っています。
- ・公共交通利用者は増加傾向となっています。
- ・公共交通の便に関する満足度が低いなど、公共交通に関する市民の意識は低くなっています。
- ・昼間人口が夜間人口を上回っています。
- ・通勤の交通手段として自動車による割合が多いなど、依然として自動車への高い依存もみられます。

(4) 経済活動

- ・地区によって、事業所数や従業者数に増減がみられます。

(5) 地価

- ・近年は下げ止まり傾向がみられるものの、長期的には下落傾向となっています。

(6) 災害

- ・山地災害、土砂災害、水害、地震災害の4種型ハザードが存在し、過去には東海豪雨などの災害による浸水被害も発生しています。
- ・建物の建築など都市的な土地利用の拡大により、こうした過去に災害に見舞われた地区や各種ハザードエリアへの市街地化が進行しています。
- ・小牧市防災ガイドブックの配布などにより、災害対策が進められています。

(7) 財政

- ・健全化判断比率に定められている4つの財政指標等からみると、健全な財政状況を堅持していますが、今後は、高齢化の進展などによる社会保障費の増大が見込まれています。
- ・公共施設の老朽化が進んでおり、今後は、それらの施設に多額の維持・更新費用が必要と見込まれています。

(8) 都市機能

- ・子育て支援、医療・福祉、商業等の各種施設が市内各所に立地しています。

(9) 都市構造

- ・県内の人口が同規模の都市の平均値と同等の評価結果となっています。

(10) 市民意識

- ・コンパクトシティに関する認識が低い傾向がみられます。
- ・年齢が上がるほど、定住意向が強くなっています。
- ・地域に合った都市機能の配置が求められています。

2 課題の抽出と対応

「立地適正化計画作成の手引き」では、立地適正化計画制度の理念が示しているとおり、今後のまちづくりにおいては、人口減少下にあっても市民生活、都市活動や財政運営の持続性が確保される都市構造を目指していくことが必要であるとされています。また、この観点から、今後のまちづくりの方向性を考える前提として、市民生活の利便性、公共交通の持続性、災害等に対する安全性、財政の健全性等にかかる検討、分析が必要であるとされています。

そこで、本計画においても、同手引きで示されている以下の5つの項目についての課題を抽出し、その対応策も併せて記載します。

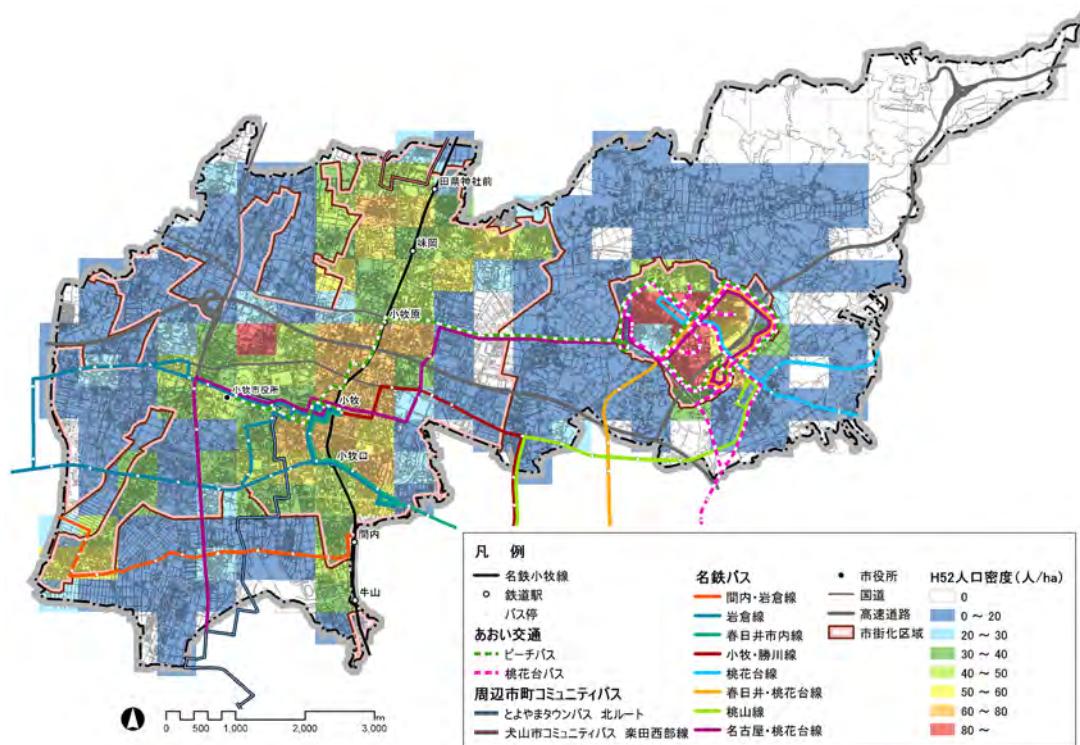
(1) 公共交通の利便性・持続可能性

現状では、サービス水準が高い公共交通路線やコミュニティバスが多くの人口をカバーしていますが、今後、人口減少やそれに伴う人口密度の減少が見込まれ、公共交通利用者の減少、公共交通事業者の経営悪化、更なるサービス水準の低下により、公共交通でカバーできなくなる人口が増加する恐れがあります。

また、サービス水準が高い公共交通路線沿線における人口密度の減少により、公共交通路線の維持が困難となることも想定されます。

このため、鉄道駅周辺等の公共交通の利便性の高いエリアへの居住の誘導や自動車への過度な依存を抑えるために就労の場との結びつきに配慮した居住の場の確保等を進める必要があります。また、こうした計画的な土地利用の誘導と一体的に、人口減少や少子高齢化に対応した公共交通のあり方を検討する必要があります。

図 公共交通網と地区別人口密度(H52)



(出典: 小牧市、国土数値情報、国勢調査)

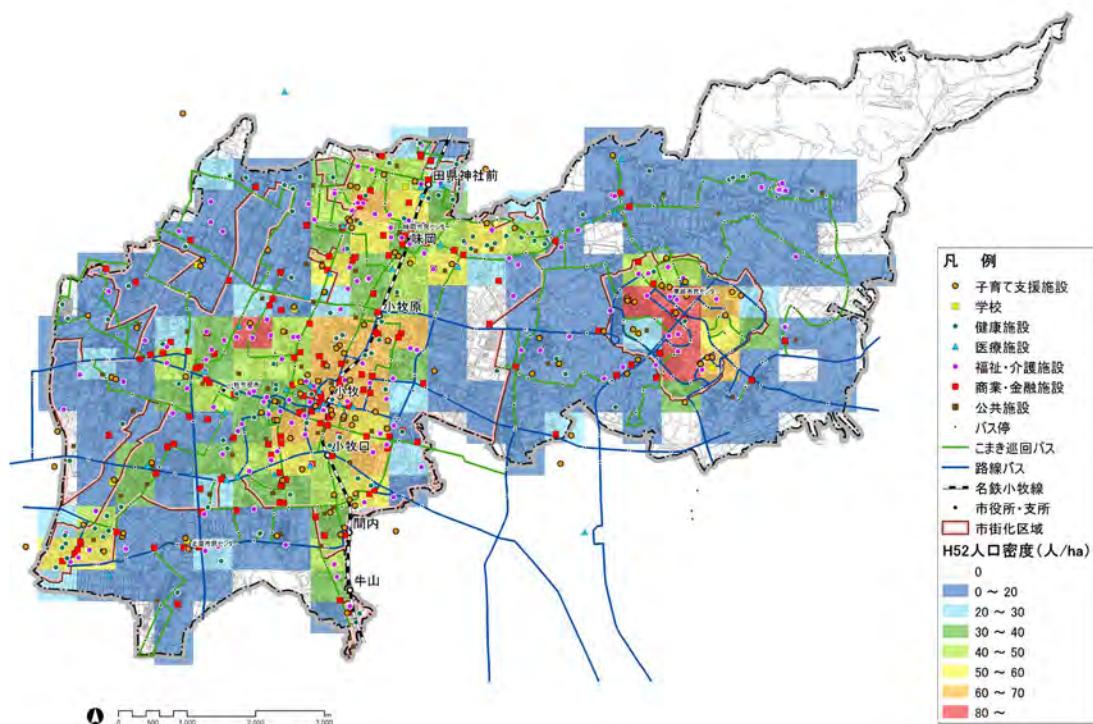
(2)生活サービス施設の利便性・持続可能性

現状では、医療・福祉、商業などの生活サービス施設が比較的人口密度の高い地域に立地しているが、こうした地域では当面は一定の人口密度が維持されるものの、将来的には人口密度の減少が見込まれ、結果として、生活サービス施設に徒歩でアクセスできない地域に居住する人口が増える恐れがあり、日常生活における自動車依存度が高まることも懸念されます。

また、生活サービス施設周辺の人口密度が減少し、生活サービス施設が今後撤退していくことも想定されます。

このため、人口減少下での生活サービス施設を維持するとともに、各種施設の適正な配置・誘導を図る必要があります。

図 都市機能と地区別人口密度(H52)



(出典：小牧市、国土数值情報、国勢調査)

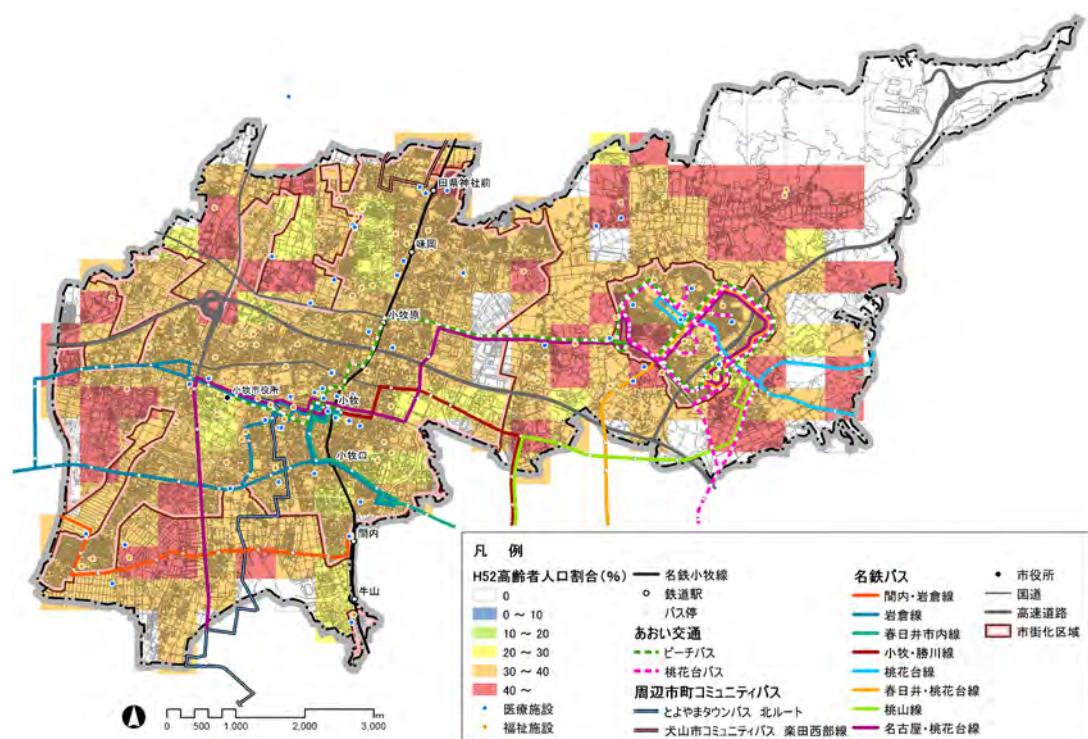
(3)高齢者の福祉・健康

今後、高齢者人口の増加や高齢化率が高くなると見込まれる地域を、必ずしも、サービス水準が高い公共交通路線はカバーしていないことから、高齢者の外出機会の低下が懸念されます。

また、そのような地域に、必ずしも、医療施設、福祉施設は立地しておらず、高齢者の生活サービスの利便性が低下することが懸念されます。

このため、人口減少社会を前提とした対応として、人口減少下での居住環境の確保や人口減少を緩やかにするため子育て世代を中心とした若年世代の定住促進を行うとともに、高齢者が暮らしやすい都市構造（自動車に過度に依存しない都市構造）の構築や地域コミュニティの維持を図る必要があります。

図 高齢化率(H52)と公共交通網



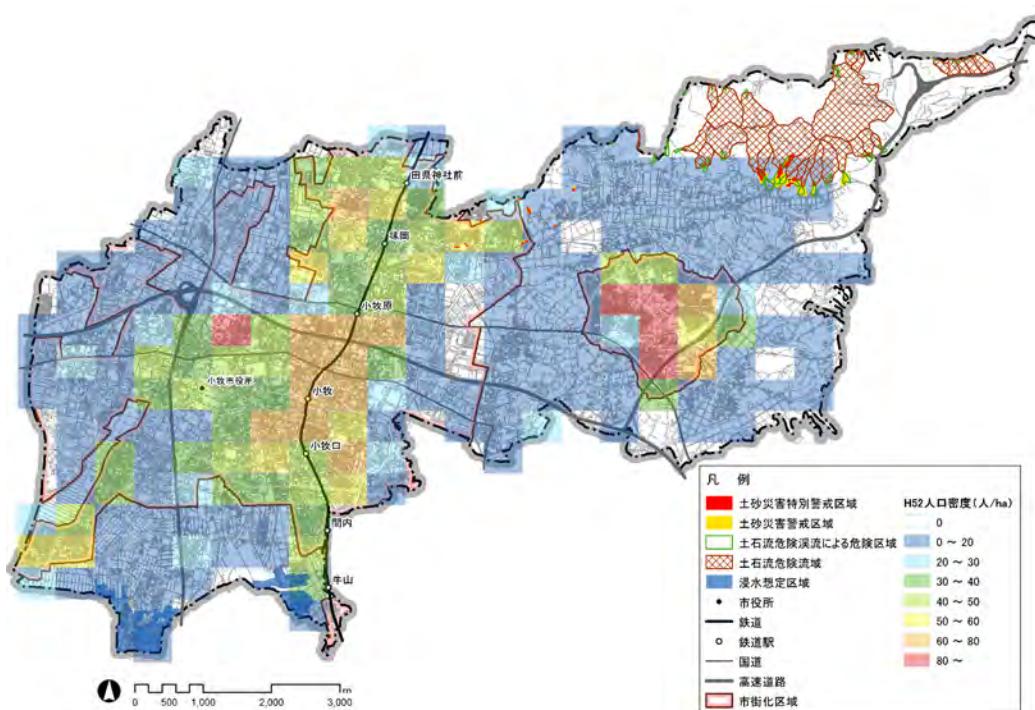
(出典：小牧市、国土数值情報、国勢調査)

(4) 災害等に関する安全性

人口減少にかかわらず、将来においても、相当数の人口がハザードエリアに居住することが懸念され、こうした地域でも高齢者人口の増加が見込まれており、市民生活の安全性の低下が懸念されます。

このため、ハザードエリアへの居住を慎重に判断するなど居住の適正な配置・誘導を行いう必要があります。

図 ハザードエリアと地区別人口密度(H52)



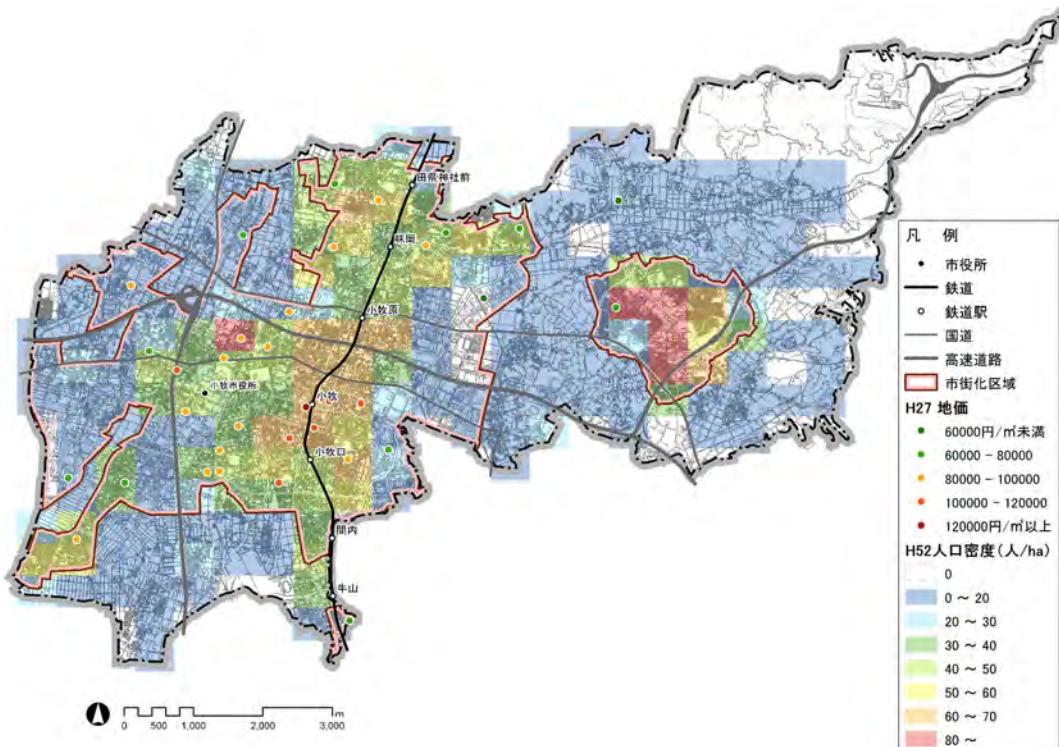
(出典：マップあいち（土砂災害情報マップ）、国土数値情報、国勢調査)

(5)財政の健全性

公共施設の維持・更新費により財政状況が悪化することが懸念されます。また、中心市街地における地価は長期下落傾向にあり、今後、さらに当該地域で人口が減少すれば、さらなる歳入の減少を招くことが懸念されます。

このため、社会保障費の抑制など財政規模の縮小を前提とした都市づくりや公共施設の再配置、公的不動産を活用した民間活力の活用を図る必要があります。

図 地価公示と地区別人口密度(H52)



(出典：平成 27 年（2015 年）地価公示、国土数値情報、国勢調査)

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1 立地の適正化に関する基本的な方針

立地の適正化に関する基本的な方針では、都市の現状の把握・分析を行い、課題を整理した上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定することが必要であり、あわせて、その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や、生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を記載することが考えられますとされています。(都市計画運用指針)

具体的には、「立地適正化計画作成の手引き」において、都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出結果を踏まえ、以下の3つの項目について検討することが重要であるとされています。

●まちづくりの方針

- どのようなまちを目指すのか。

●目指すべき都市の骨格構造

- 都市の骨格となる拠点と公共交通軸はどのようにするのか。

●課題解決のための施策・誘導方針

- 都市が抱える課題をどのように解決するのか。(そのために居住と都市機能をどのように誘導するのか)

本市では、まちづくりの理念と目標を小牧市都市計画マスタープランにおいて「都市づくりの基本理念と目標」として設定しています。本計画は、小牧市都市計画マスタープランで掲げている都市づくりの基本理念や目標と同一の方向を目指し、実行・実現していくものです。

そこで、小牧市都市計画マスタープランで掲げている都市づくりの基本理念や目標を継承しつつ、以上の3つの項目を定めます。

■都市づくりの基本理念(再掲)

『活力』あるまちづくり

中心市街地の活性化、
産業振興

『持続発展』

するまちづくり

安全・安心、環境、
コミュニティ (協働)

『魅力・美しさ』

あるまちづくり

歴史・文化、景観、緑

■都市づくりの目標(再掲)

●小牧の顔にふさわしく、歩いて楽しい魅力あふれる中心市街地の再生と活性化

●鉄道駅周辺等における地域拠点を中心に日常生活に必要な機能の維持・集積による
暮らしやすさが確保された集約型の市街地の形成

●自転車や徒步、公共交通を重視した、自動車に頼らない暮らしをめざす都市づくり

●小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市景観、安全・安心な都市環境づくり

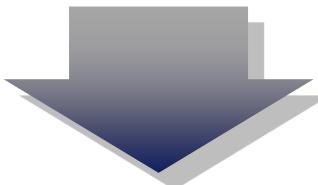
●自然と調和しながら、新しい活力を生む産業基盤づくり

2 まちづくりの方針

第2章までに整理した内容を踏まえ、小牧市都市計画マスタープランで掲げている都市づくりの基本理念と目標の実現に向け、目指すべきまちづくりの方針を以下のように定めます。

本市では、今後、本格的な人口減少局面に入ることが見込まれていますが、多くの市街地では、当面は一定の人口密度が維持される見込みとなっています。一方、高齢者の増加により、高齢化が著しく進む地域もみられるほか、20歳代、30歳代の女性が結婚・出産のタイミングで転出していくなど、生産年齢人口の減少もみられ、少子高齢化のさらなる進行が懸念されています。こうした少子高齢化の進行は、地域の活力低下が懸念され、高齢者にとって暮らしやすい環境を維持・提供することや地域コミュニティを維持することが課題となっています。

そこで、これらの課題への対応として、本計画では、高齢者が暮らしやすい環境の維持・提供や便利な暮らしができる地区への居住選択できる取組みを進めるとともに、本市の誇る「子育て支援が充実している」姿をより一層高め、生産年齢人口にあたる就労世代、なかでも子育て世代や単身者を中心とした若年世代を対象に定住を促進することにより、誰もが暮らしやすい生活環境の実現を図ることとします。



まちづくりの方針

誰もが暮らしやすい生活環境の実現に向け、地域コミュニティの維持・活性化などを図るため、「就労世代（生産年齢人口）なかでも、若年世代（子育て世代、単身者）」の定住促進を進めます。

3 都市の骨格構造

居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に先立ち、都市全体の観点から、都市構造上の課題やまちづくりの方針等を踏まえ、小牧市型多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指すための「拠点」及び「公共交通軸」を定めます。

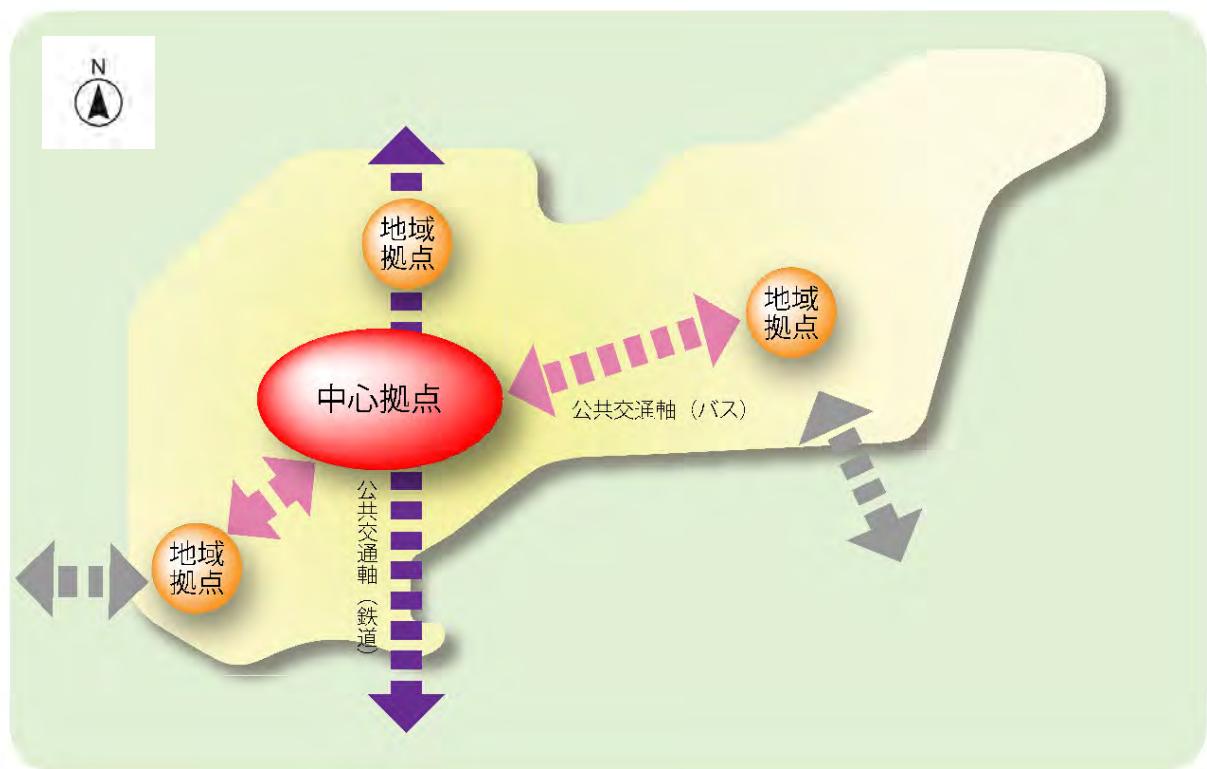
(1) 拠点の配置

小牧市都市計画マスタープランの将来都市構造で示している拠点を継承し、本市の中心部である小牧駅周辺に「中心拠点」を配置・形成するとともに、味岡駅周辺、桃花台センター周辺、藤島地区に「地域拠点」を配置・形成します。

(2) 公共交通軸の設定

都市の骨格として、本市の中心を縦断する名鉄小牧線など市民生活を営む上で利便性の高い公共交通路線を公共交通軸として設定し、中心拠点を中心に公共交通ネットワークを構築することで、中心拠点とその他の拠点間などの連携を強化します。

図 都市の骨格構造(イメージ)



4 課題解決のための施策・誘導方針

「2 まちづくりの方針」及び「3 都市の骨格構造」を実現するため、課題解決のための施策・誘導方針として、居住及び都市機能に関する誘導方針を以下のように定めます。

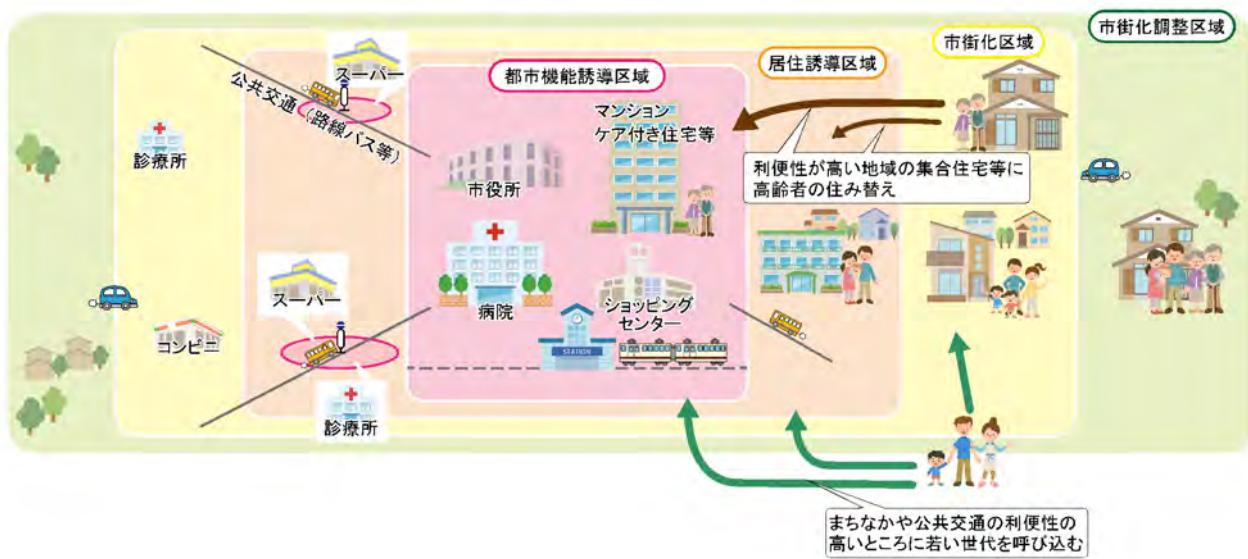
(1)居住

人口減少の中にあっても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を高めるため、市民のライフスタイルや居住選択を尊重した上で、各拠点や拠点間を結ぶ公共交通軸沿線、一定の都市基盤が整備された市街地や生活利便性の高い市街地などへ緩やかに居住を誘導することが必要です。

(2)都市機能

人口減少の中にあっても各種サービスの効率的な提供が図られるよう、「中心拠点」に市民全体の生活利便性の向上に寄与するような「広域的な都市機能」を誘導するとともに、「地域拠点」や「公共交通軸である鉄道駅周辺」などに「日常生活に必要な都市機能」を誘導するなど、地域特性に応じた機能を誘導・集積することが必要です。さらに、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークにより、それぞれの機能の連携・補完を図ることも必要です。

図 ライフスタイル※に応じた住み替えのイメージ



※ライフスタイル：生活の様式や営み方のことを指し、ここでのライフスタイルの有り様としては、例えば①利便性の高い中心部でのマンション居住や、②郊外での敷地の広い戸建て住まい等が挙げられます。

第4章 居住の誘導

4-1 居住誘導区域の設定

1 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。（都市計画運用指針）

2 基本的な考え方

今後、人口減少や超高齢社会を迎える中で、住宅等の適正な立地を図り、日常生活に必要なサービスや地域コミュニティなどを持続的に確保していくためには、民間の建築投資等を必要な場所に誘導することが重要です。

このため、居住誘導区域と誘導するための施策などを計画に定め事前に明示することにより、居住者のライフスタイルや居住選択を尊重しながら、住み替えなどの機会に合わせ拠点等への居住が促されるような環境を整備し、地域特性に応じた都市機能や公共交通サービス、地域コミュニティの維持・確保を図ります。

3 区域設定の考え方

居住誘導区域の設定にあたっては、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案し、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう区域を定め、居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられるとされています。（都市計画運用指針）

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

4 本市における居住の誘導方針及び居住誘導区域の設定方針

「3 区域設定の考え方」を踏まえ、以下の方針に基づく区域を居住誘導区域に設定します。

○居住が持続的に維持できる区域へ誘導

超高齢社会の到来を踏まえると、自動車に頼らなくても日常生活に必要なサービスを享受できる環境を維持・確保する必要があります。

よって、将来的にも一定の人口密度が確保され、都市機能が持続的に維持できる見込みの区域として、平成 52 年（2040 年）においておおむね 40 人/ha 以上の人団密度が維持できる見込である区域を居住誘導区域に設定します。

○中心拠点及び地域拠点へ誘導

中心拠点では、市民全体の生活利便性の向上に寄与するような広域的な都市機能をはじめ、さまざまな都市機能が集積していますが、今後の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、広域的な都市機能の提供ができなくなることが懸念されることから、広域的な都市機能を将来に渡り維持していく必要があります。また、地域拠点では日常生活に必要な都市機能の立地を促進するとともに、各拠点への公共交通によるアクセス性を高めるため、公共交通の需要を喚起する必要があります。

よって、小牧市都市計画マスタープランに位置づけられた中心拠点及び地域拠点を居住誘導区域に設定します。

○拠点とのアクセス性が高い公共交通軸沿線へ誘導

拠点とのアクセス性が高い公共交通軸沿線についても、現在のサービス水準を維持するとともに、一定の需要を喚起する必要があります。

よって、名鉄小牧線の各駅及び東西バス軸のバス停を中心に比較的容易に歩いて移動できる範囲を居住誘導区域に設定します。

○一定の都市基盤が整備された市街地へ誘導

これまでに良好な居住環境を創出するために都市的投資が積極的に行われてきた市街地では、良好な居住環境が形成されているため、人口が減少する中でも日常生活に必要な都市機能を維持する必要があります。

よって、市街地開発事業（土地区画整理事業等）が施行された区域及び施行中の区域を居住誘導区域に設定します。

○生活利便性が高い市街地へ誘導

既に日常生活サービス施設が充足している市街地では、都市機能の集積を活かした生活利便性の高い地域として今後も日常生活に必要な都市機能を維持する必要があります。

よって、既に日常生活サービス施設が多く立地し、生活利便性が高い地区を居住誘導区域に設定します。

5 居住誘導区域の設定

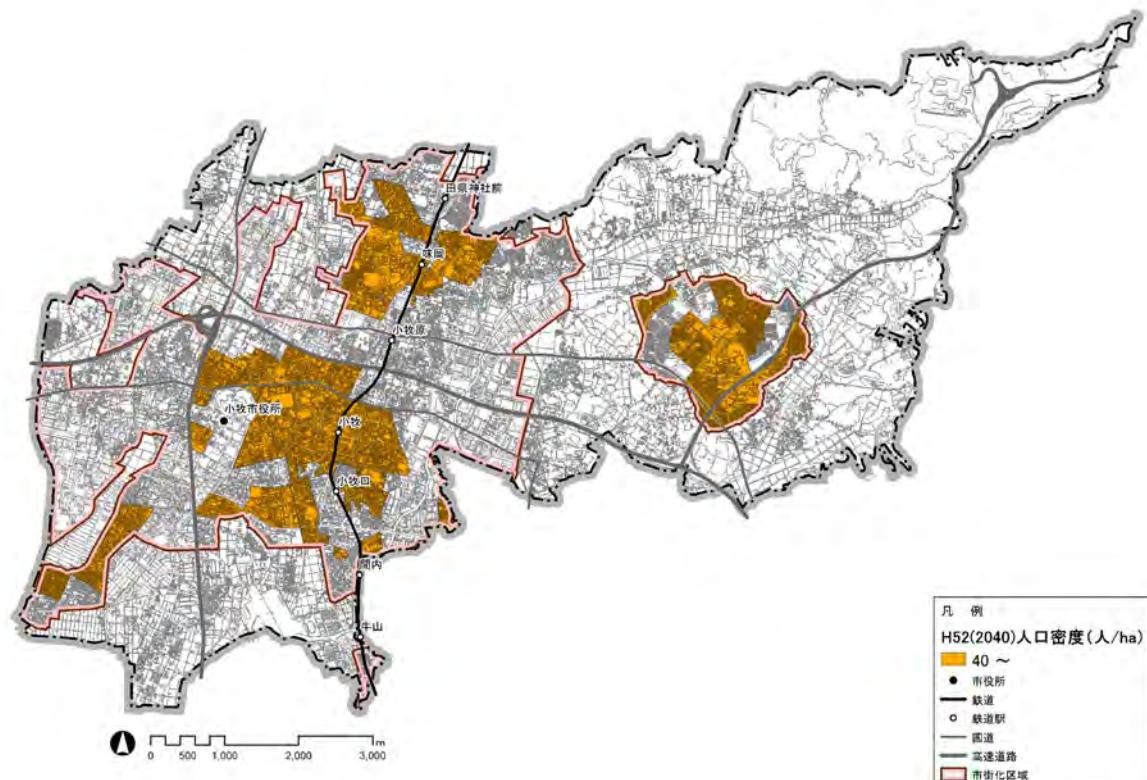
(1) 設定基準

「4 本市における居住の誘導方針及び居住誘導区域の設定方針」を踏まえ、人口密度が維持される区域、小牧市都市計画マスタープランに位置づけられた中心拠点及び地域拠点、拠点とのアクセス性が高い公共交通軸沿線、一定の都市基盤が整備された市街地、生活利便性が高い市街地において、以下の基準により居住誘導区域を設定します。

【設定基準】

①: 平成 52 年(2040 年)の人口密度がおおむね 40 人/ha*以上の区域

図 人口密度がおおむね 40 人/ha 以上の区域(H52)



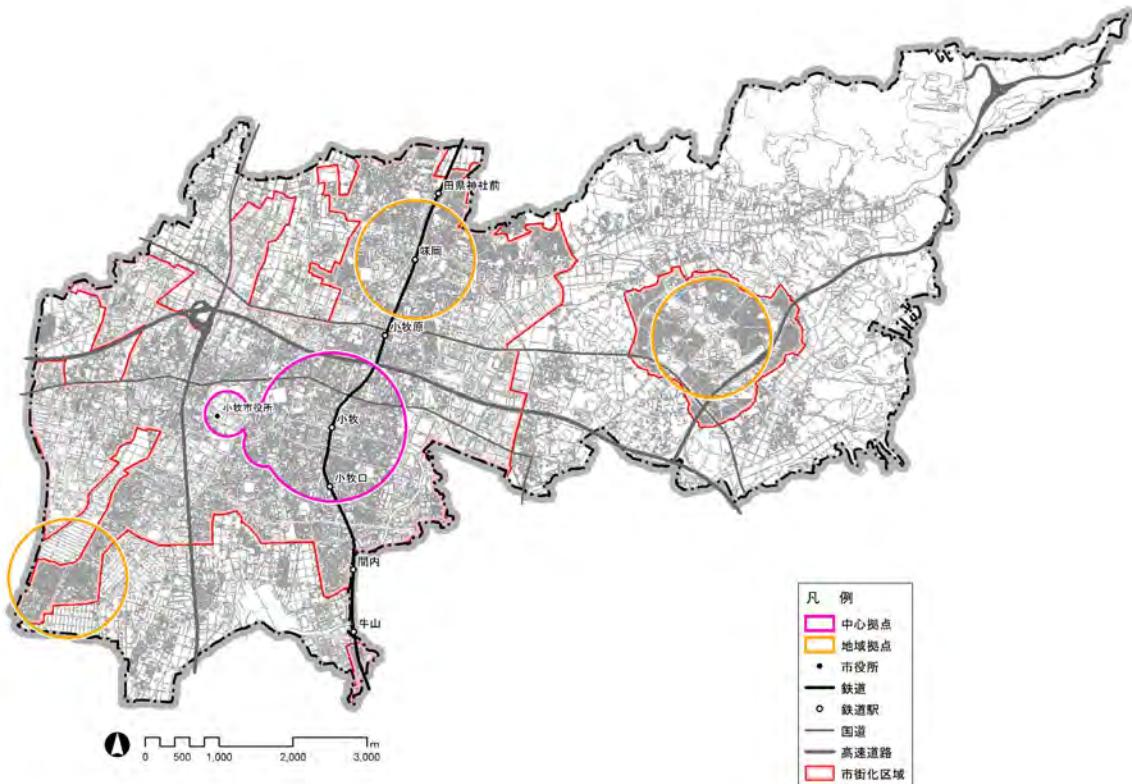
*おおむね 40 人/ha : 「人口集中地区 (DID)」を設定する上での目安。



【設定基準】

- ②: 小牧市都市計画マスターplanにおける中心拠点
- ③: 小牧市都市計画マスターplanにおける地域拠点(半径 800m)

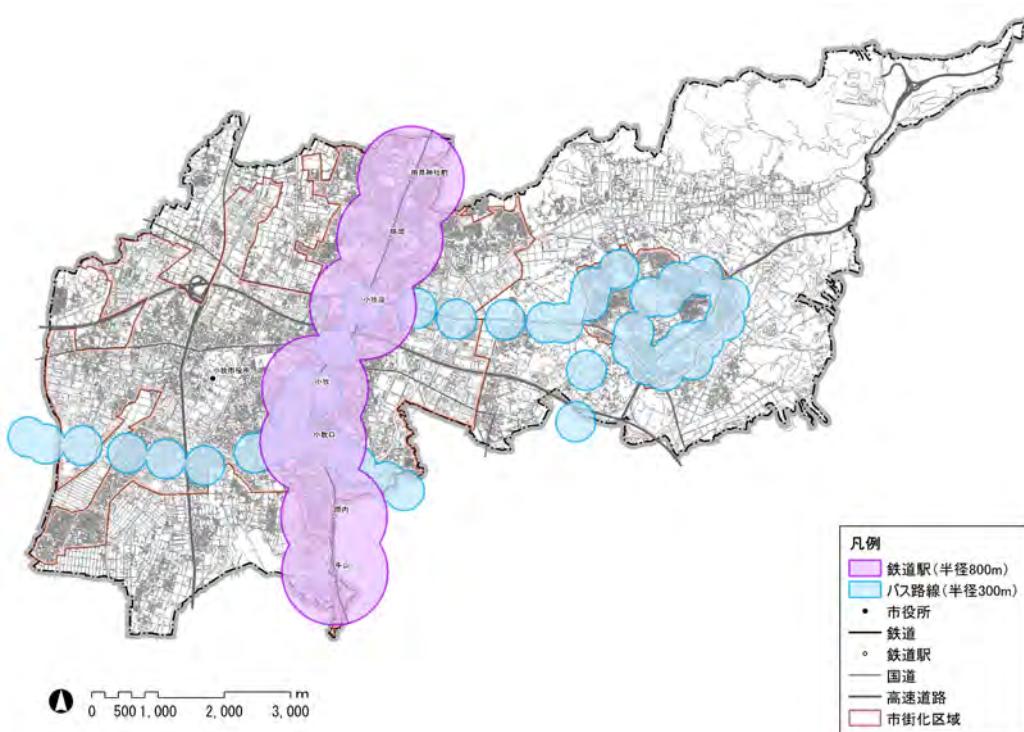
図 中心拠点及び地域拠点



➡【設定基準】

- ④:鉄道駅徒歩圏(半径 800m)、
基幹的なバス路線*のバス停徒歩圏(半径 300m)

図 鉄道駅及び基幹的なバス路線のバス停徒歩圏

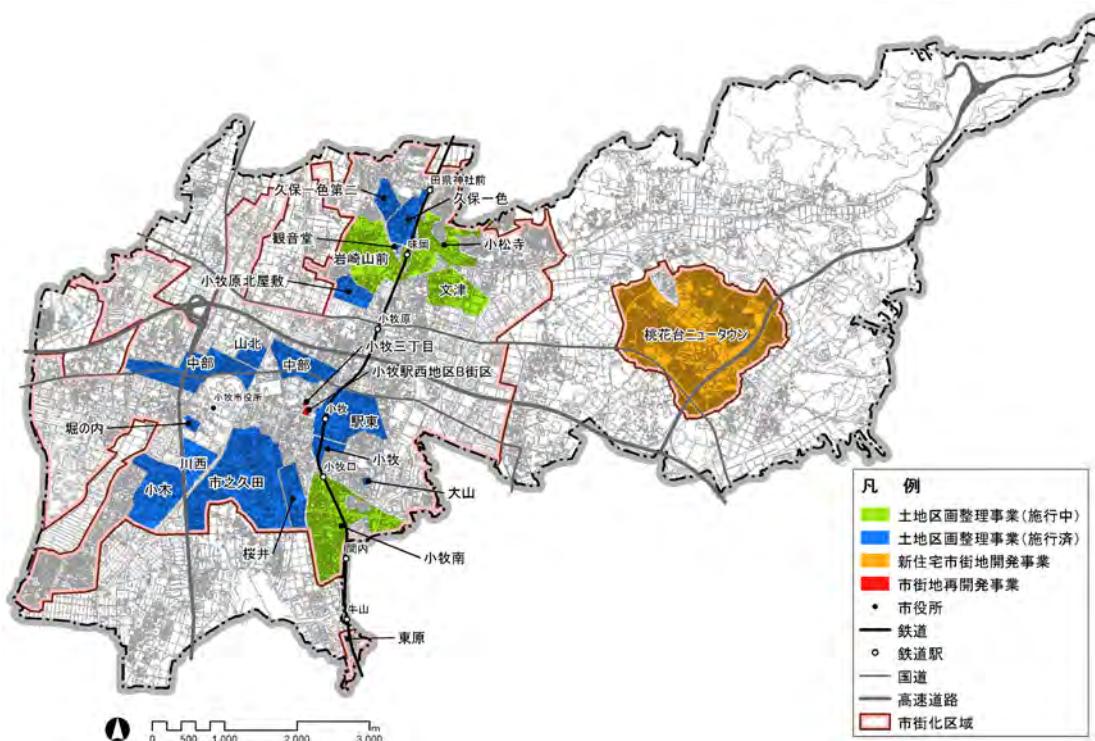


*基幹的バス路線：「都市構造の評価に関するハンドブック」において設定されている基幹的公共交通路線。（1日あたり片道30本以上の運行頻度の鉄道路線及びバス路線。）

➡【設定基準】

- ⑤: 市街地開発事業(地区画整理事業等)が施行された区域及び施行中の区域

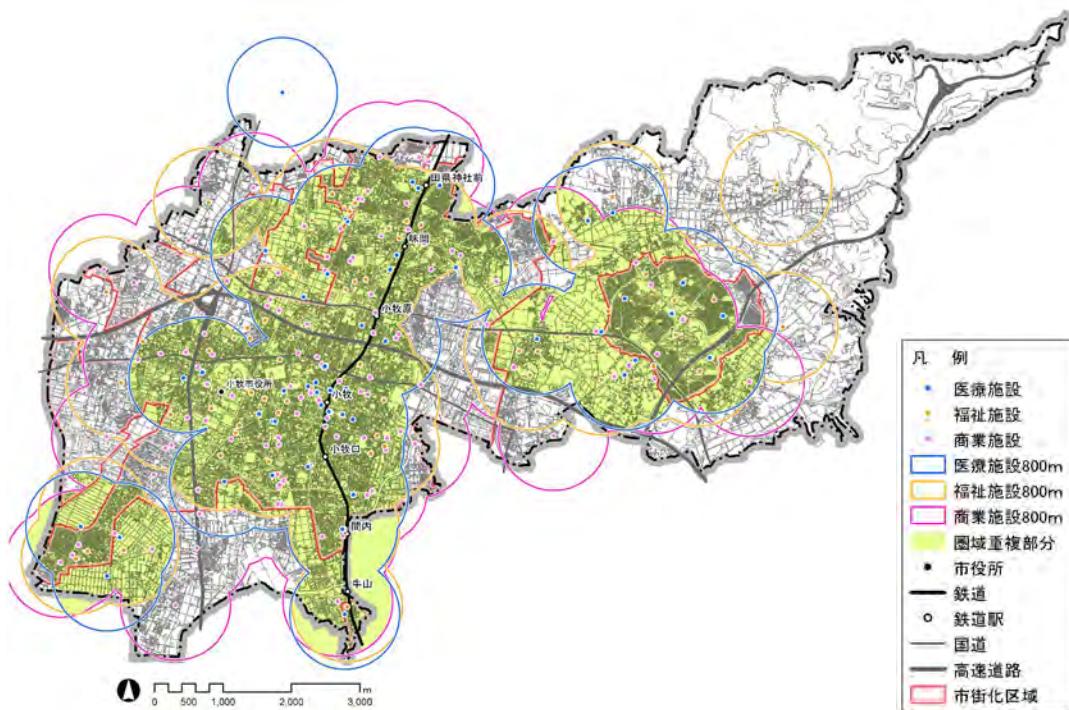
図 市街地開発事業(地区画整理事業等)の区域



【設定基準】

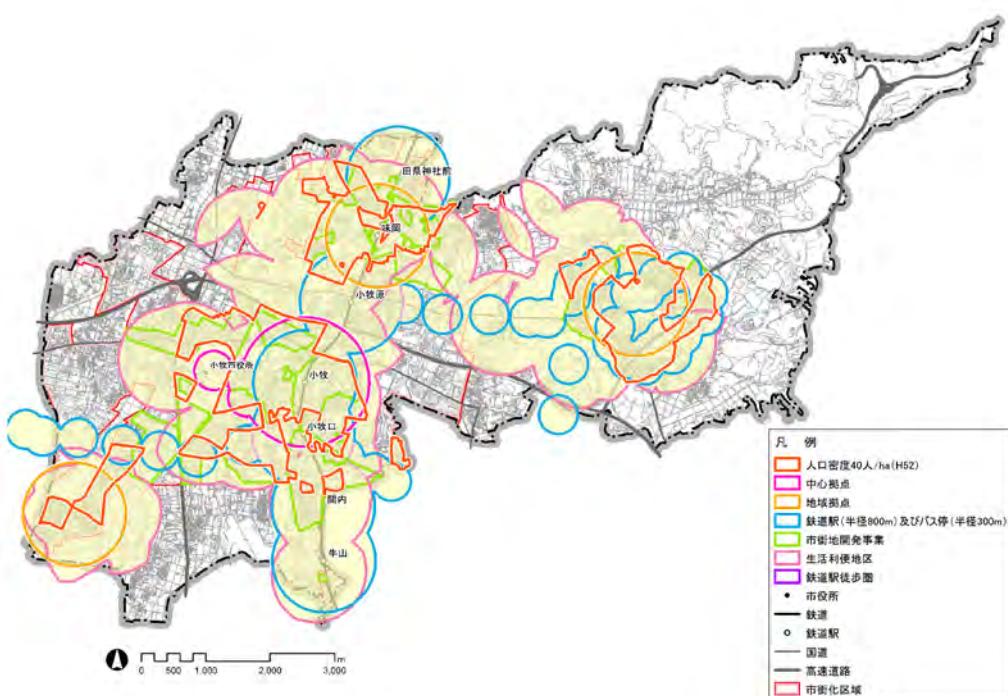
⑥:生活利便性が高い地区*

図 生活利便性が高い地区



*生活利便性が高い地区：医療施設（診療所）、福祉施設（通所系施設）、商業施設（スーパー・マーケット・コンビニエンスストア・ドラッグストア）の各施設を徒歩で利用できることと定義し、それぞれの施設の徒歩圏（半径800m）が互いに重なり合う地区。

図 設定基準の重ね図



(2)居住誘導区域に含まない区域

①居住誘導区域に含まないこととされている区域

法第81条第19項、都市再生特別措置法施行令第30条により、以下の区域については居住誘導区域に含まないこととされています。

- ア 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
- イ 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ウ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法第5条第2項第1号に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- エ 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域、森林法第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区
- オ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- キ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ク **特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域**

②原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

以下の区域については、都市計画運用指針により、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきであるとされています。

- ア 津波災害特別警戒区域
- イ 災害危険区域（①イに掲げる区域を除く）

③居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

以下の区域については、都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則と

して居住誘導区域に含まないこととすべきであるとされています。

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- イ 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- ウ 水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域
- エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

④居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

以下の区域については、都市計画運用指針により、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましいとされています。

- ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- イ 都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

本市では、市街化調整区域（①－ア）をはじめ、小牧山^{※1}（①－エ）、土砂災害特別警戒区域（①－キ）、土砂災害警戒区域（③－ア）、急傾斜地崩壊危険箇所（③－エ）、工業専用地域（④－ア）及び小木地区計画区域^{※2}（④－イ）が以上の区域に該当します。

まず、市街化調整区域（①－ア）、小牧山（①－エ）及び土砂災害特別警戒区域（①－キ）については、市町村に判断の余地はなく、居住誘導区域に含めることはできません。

次に、土砂災害警戒区域（③－ア）、急傾斜地崩壊危険箇所（③－エ）については、小牧市地域防災計画に基づく警戒避難体制の整備として、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の整備や土砂災害の情報伝達から避難、避難誘導等の一連の流れについての避難訓練を適宜実施など土砂災害の防止に向けた対策が行われています。また、「小牧市防災ガイドブック」の配布により土砂災害に関して適切な情報提供の周知が

図られているなどの理由から、居住誘導区域に含めることとします。

次に、工業専用地域（④ーア）及び小木地区計画区域（④ーイ）については、今後も住宅が建築される予定はありませんので、居住誘導区域に含めないこととしますが、用途地域や地区計画の変更により、状況が変化した場合は、その都度、区域の設定について検討を行うこととします。

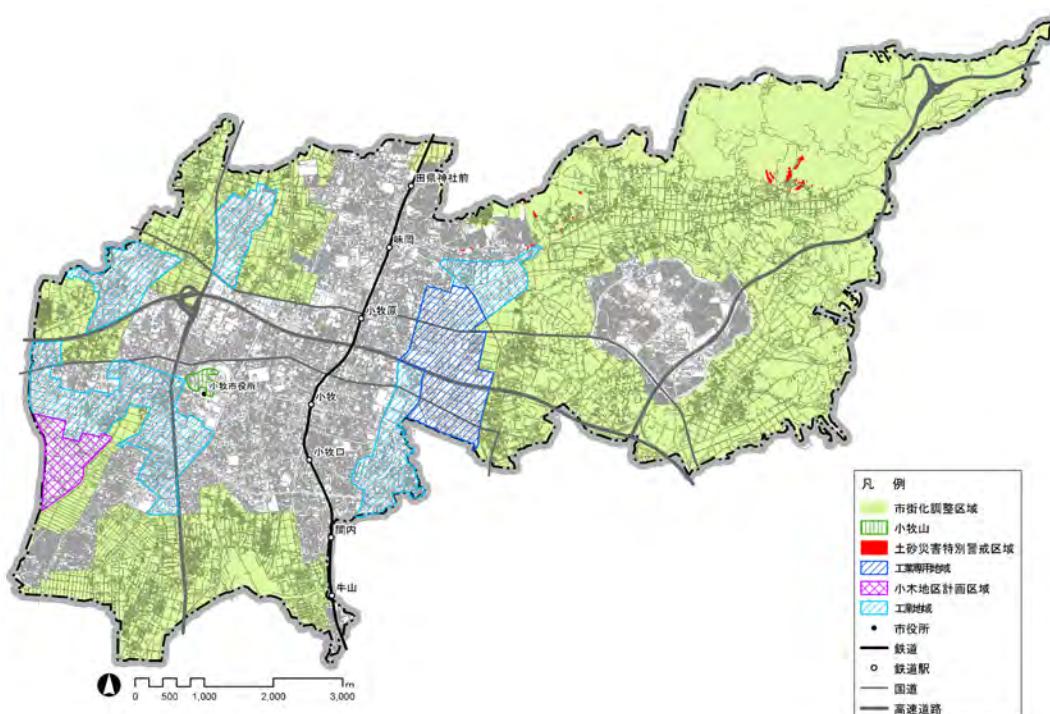
最後に、上記の区域に該当はしませんが、用途地域のうち工業地域^{※3}（ただし、土地区画整理事業が施行された区域、施行中の区域を除く。）については、都市計画法における趣旨を鑑み、原則として、居住誘導区域に含めないこととします。

※1 小牧山：森林法第25条若しくは第25条の2の規定により、保安林の区域が指定されている。

※2 小木地区計画区域：流通業務地区として良好な環境の維持・保全、形成を図る区域で、「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の規定により、住宅の建築が制限されている。

※3 工業地域：都市計画法第8条の規定により、主として工業の利便を増進するため定める地域とされている。

図 居住誘導区域に含まない区域



(3)居住誘導区域の設定

都市計画運用指針では、各区域の設定に当たっては、その境界を明確し、届出の必要の有無が明らかになるようにしなくてはならないとされています。そこで、「(1) 設定基準」及び「(2) 居住誘導区域に含まない区域」を踏まえ、現在の都市計画（用途地域等）の指定状況や以下の技術的基準により区域線を引くものとします。

- ・区域設定のための土地の境界は、原則として、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適當なものにより定めることとし、これにより難い場合は町界・字界等により定めます。（都市計画法施行令第8条第3項を準用）
- ・幹線道路の沿道等に用途地域を路線的に定めるに当たっては、道路の境界等からの距離をもって定める場合は境界の特定に支障のないようにすることとしますが、境界の特定に支障のないよう、地域の状況等に応じて、地番界や地形、地物等を区域の境界とします。（都市計画運用指針）

図 居住誘導区域

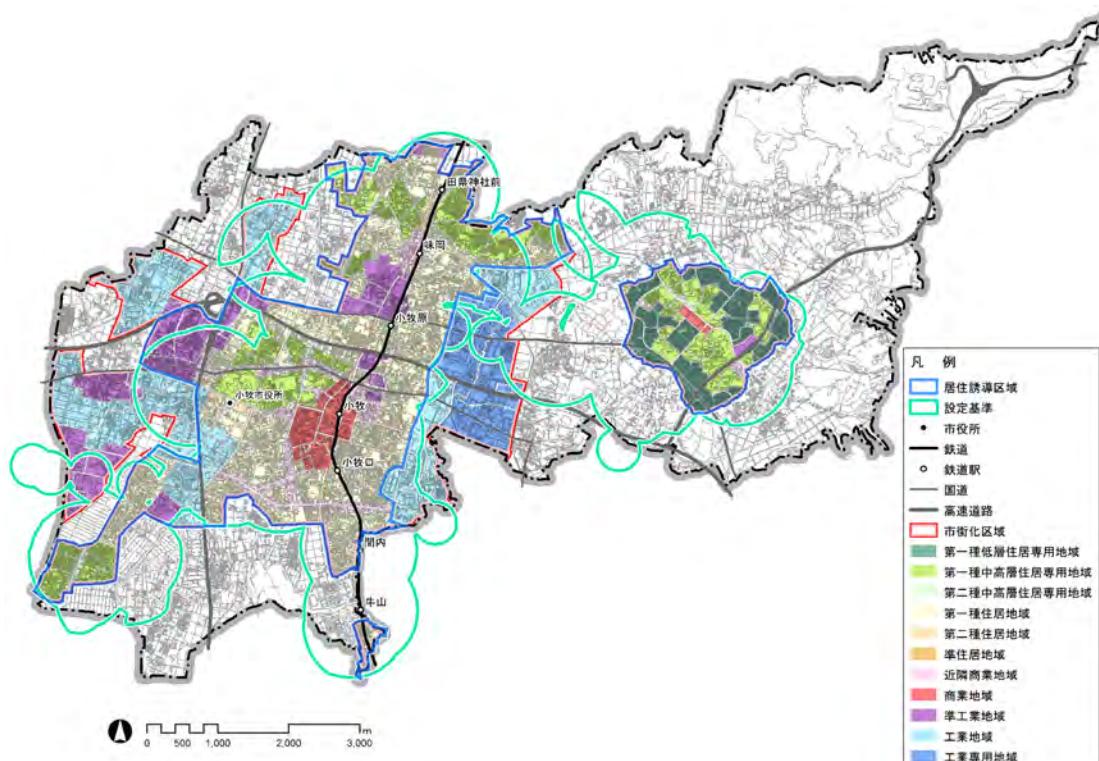
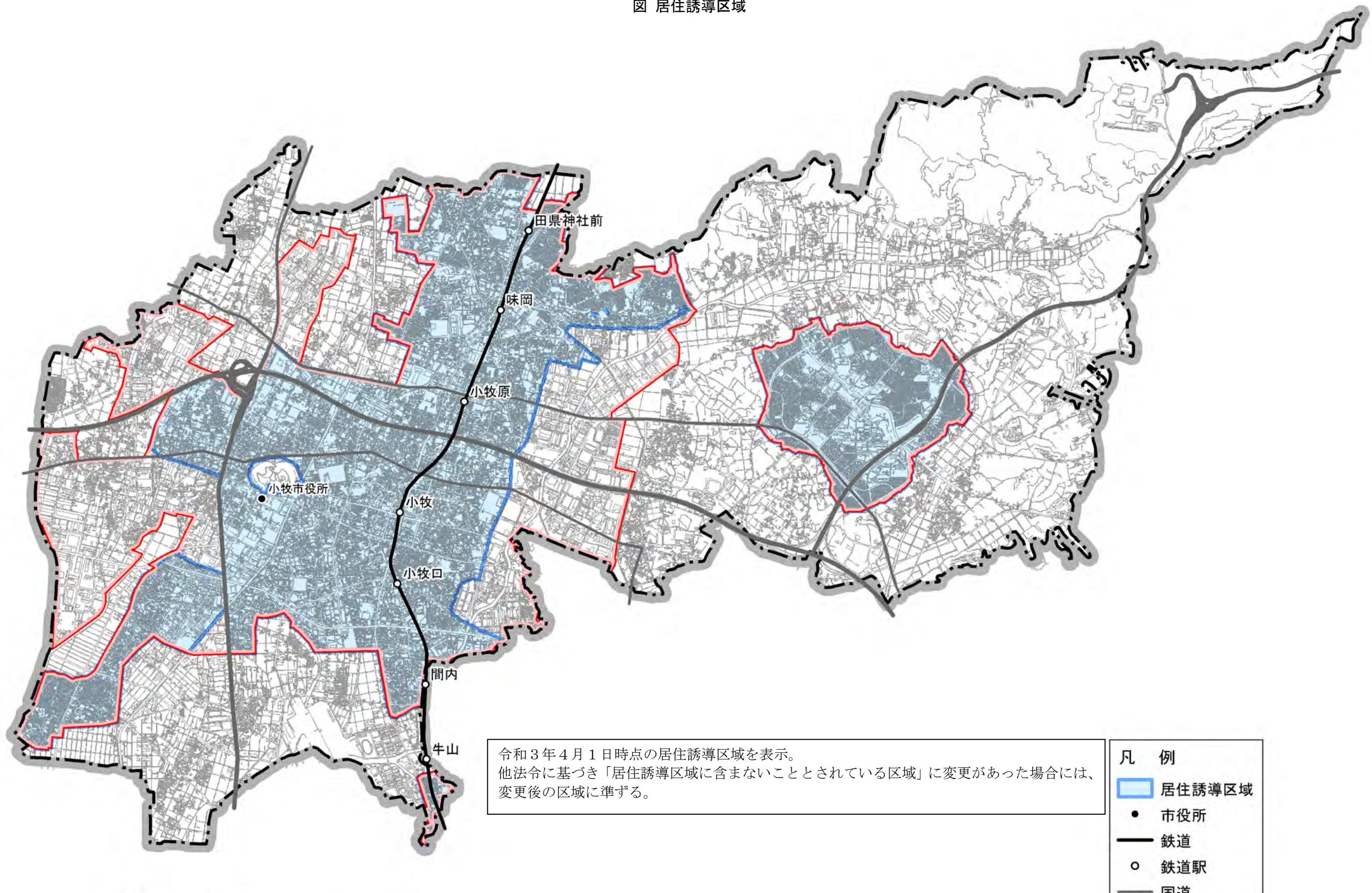


図 居住誘導区域



0 500 1,000 2,000 3,000 m

4-2 居住の誘導施策

1 基本的な考え方

居住の誘導施策とは、居住誘導区域内への居住の誘導に資する様々な施策を指し、都市計画運用指針では、居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載することができ、国等が直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策に大別することができるとされています。

そこで、本計画では、以下に掲げる施策等を計画に位置付け、事業展開を図ることで、居住誘導区域内への居住の誘導等を目指すこととします。

なお、本市では、長期的には人口減少及び少子高齢化が進行していくことが見込まれますが、当面は一定の人口密度が確保されることから、本計画における居住の誘導にあたっては、強制力や規制的手法をもって誘導を図るのではなく、誘導施策を段階的に検討・実施しながら、また、後述の届出制度により、時間をかけて緩やかに誘導を図っていくものとします。

2 居住の誘導施策

●居住誘導区域への居住誘導に資する施策等

ア 国の支援を受けて市が行う施策等

- 土地区画整理事業
 - 名鉄小牧線沿線における良好な住環境形成に向けた都市基盤整備（小牧岩崎山前、小牧文津、小牧南及び小牧小松寺土地区画整理事業）
- 交通結節点整備事業
 - 公共交通の利便性向上に向けた小牧駅、小牧口駅及び田県神社前駅や桃花台地内における駅前広場等の交通結節点の整備
- 都市構造再編集中支援事業（検討施策）
 - 居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備への支援の活用について検討を進める。

イ 市が独自に講じる施策等

- 若年世代が住みやすい住環境の創出（若者世代が集まる魅力あるまちの創出）
 - 名鉄小牧線沿線の市街地において、良好な住宅の供給を促進させるとともに、生活環境を改善し、若年世代が住みやすいまちづくりを進める。
- 既存補助制度の拡充検討（空き家活用・除却関連）（検討施策）※1
 - 空き家住宅等の除却や活用に対する補助について検討を進める。
- まちなかへの住み替え支援の検討（検討施策）※1
 - まちなかに転居された高齢者の郊外の持ち家を賃貸する場合に、リフォーム等の費用に対する補助について検討を進める。

※1 検討施策…段階的に検討・実施していく施策

■連携施策(本市への居住の呼び込みに資する施策等)

定住につながる取組み

- 定住促進事業
 - 若年層の定住を促進するため、三世代同居住宅支援タイプ、三世代近居住宅支援タイプ、市内就業者定住促進タイプ及び中古住宅活用タイプの4つのタイプにて住宅の新築、購入等に掛かる経費の一部を補助してきたが、より効果的な補助制度を検討する。
- 定住につながるプロモーションの強化
 - 本市の取組みや魅力、生活イメージなど本市の住環境情報を不動産業界や金融機関等と協力して積極的に発信する。
- 定住につながる支援
 - 空き家の活用や婚姻を機に市内に新たに住宅を購入等する世帯への補助金等の支援を実施。
- フラット35(地域連携型)
 - 住宅金融支援機構と協定を締結し、本市の財政的支援とあわせて、フラット35(地域連携型)により、住宅取得の際の借入金利を一定期間引き下げる。

充実した子育て支援体制

- 出産・育児を支援する相談体制の充実(結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援)
 - 妊娠期から出産・育児まで充実した健診や訪問などを実施するとともに、子育て世代が気軽に相談できる体制を整え、切れ目ない支援に努める。
- 子育て家庭が交流し、支え合える場の充実(結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援)
 - 親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いの中で不安感を緩和しながら子育てができるよう、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供
- 安心して子育てができるための支援(結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援)
 - 手当の支給や負担の軽減などによる経済的支援を行うとともに、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努め、状況に応じた支援を実施
- 待機児童の解消(子育てと仕事の両立支援)
 - 希望するすべての人がこどもを預けて働くことができる体制を整え、待機児童ゼロを目指す。
- 放課後児童クラブの充実(子育てと仕事の両立支援)
 - 児童が安全に放課後を過ごせるよう質の向上や機能の充実を図る。
- 安全に安心して学べる教育環境の整備(夢を持って生きる力を育む教育の推進)
 - 小中学校の普通教室へのエアコン設置、トイレの改修及び学校、道路管理者、警察などの関係機関や保護者、地域住民との連携・協力による通学路の安全対策など、こどもが安全に安心して学べる教育環境を整備する。

公共交通利便性の向上による良好な住環境整備

- 持続可能な公共交通ネットワークの形成（暮らしを支える公共交通の構築）
 - バス交通によるアクセス利便性の向上や名鉄小牧線各駅において交通結節機能を強化することにより、市民にとって利用しやすい公共交通を実現する。
- 利用しやすい公共交通環境の整備（暮らしを支える公共交通の構築）
 - より多くの人が公共交通を利用するため、バリアフリー対策など、誰もが利用しやすい環境を整備

安全・安心

- 防災に関する情報の更新、公開
 - 「小牧市防災ガイドブック」を配布するとともに、積極的に活用していただくよう小牧防災リーダー会と協働で市民へガイドブックの内容を踏まえた防災・減災及び災害時の対応などの普及啓発活動を実施する。
 - 小牧市地域防災計画を公表し、災害予防、災害応急対策、災害復旧について行政や企業、市民等の役割等について周知する。

老朽化対策

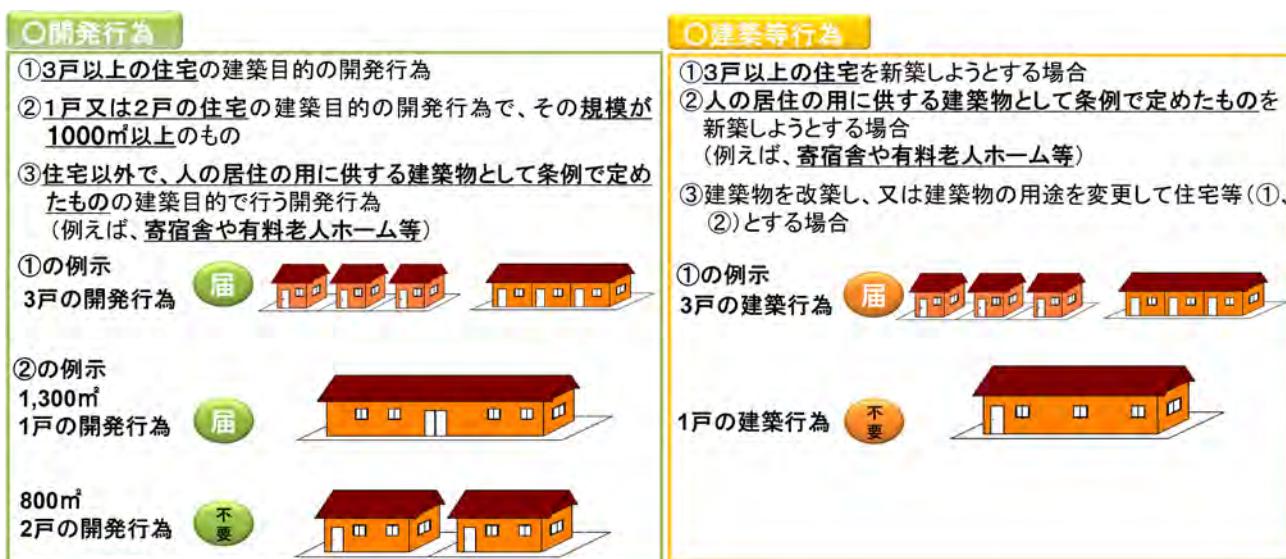
- 老朽化した都市計画施設の改修
 - 都市機能誘導区域を含む居住誘導区域における老朽化した都市計画施設の改修を進めるため創設された、立地適正化計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度を活用し、都市計画事業と同様の事業として老朽化した道路や公園等の都市計画施設の改修を積極的に進め、居住環境の維持・充実を図る。

3 届出制度

立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域については、法第88条第1項の規定により、届出制度を運用します。この届出制度は、開発行為等を禁止するものではなく、市が居住誘導区域外における住宅開発や誘導施設の整備に関する動向を把握し、必要に応じて居住誘導区域内に居住を誘導するために本市が講ずる施策に関する情報提供等を行う機会を設けるためのものです。

届出の対象となる行為は、以下に示す開発行為と建築等行為で、これらの行為に着手する30日前までに、本市への届出が必要となります。

図 届出の対象となる行為



(出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要 (平成28年(2016年)9月1日時点版))

第5章 都市機能の誘導

5-1 都市機能誘導区域の設定

1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。（都市計画運用指針）

2 基本的な考え方

今後、人口減少や超高齢社会を迎える中で、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供し続けるためには、一定の区域において日常生活に必要な機能を維持・確保するなど都市機能の計画的な配置を行うことが必要です。

このため、一定の区域と誘導したい機能、当該区域内において講じられる支援措置を計画に定め、事前に明示することにより、当該区域内の具体的な場所は問わずに、事業者が施設立地に取り組みやすい環境を整備します。

3 区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられるとされています。また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられるとされています。（都市計画運用指針）

なお、都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

4 本市における都市機能誘導区域の設定方針

「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」では、人口減少の中にあっても各種サービスの効率的な提供が図られるよう、「中心拠点」に市民全体の生活利便性の向上に寄与するような「広域的な都市機能」を誘導するとともに、「地域拠点」や「公共交通軸である鉄道駅周辺」などに「日常生活に必要な都市機能」を誘導するなど、地域特性に応じた機能を誘導・集積することとしています。さらに、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークにより、それぞれの機能の連携・補完を図ることとしています。

そのため、小牧市都市計画マスターplanに位置づけられた中心拠点では、既に立地する都市機能を活かすとともに市の中心に位置することから市内外からの優れたアクセス性を踏まえ、広域的な都市機能を集約する区域として、都市機能誘導区域（高次都市サービス誘導区域）を設定します。

また、小牧市都市計画マスターplanに位置づけられた地域拠点及び名鉄小牧線の各駅周辺では、公共交通の利便性を踏まえ、日常生活に必要となる都市機能を集約する区域として都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）を設定します。

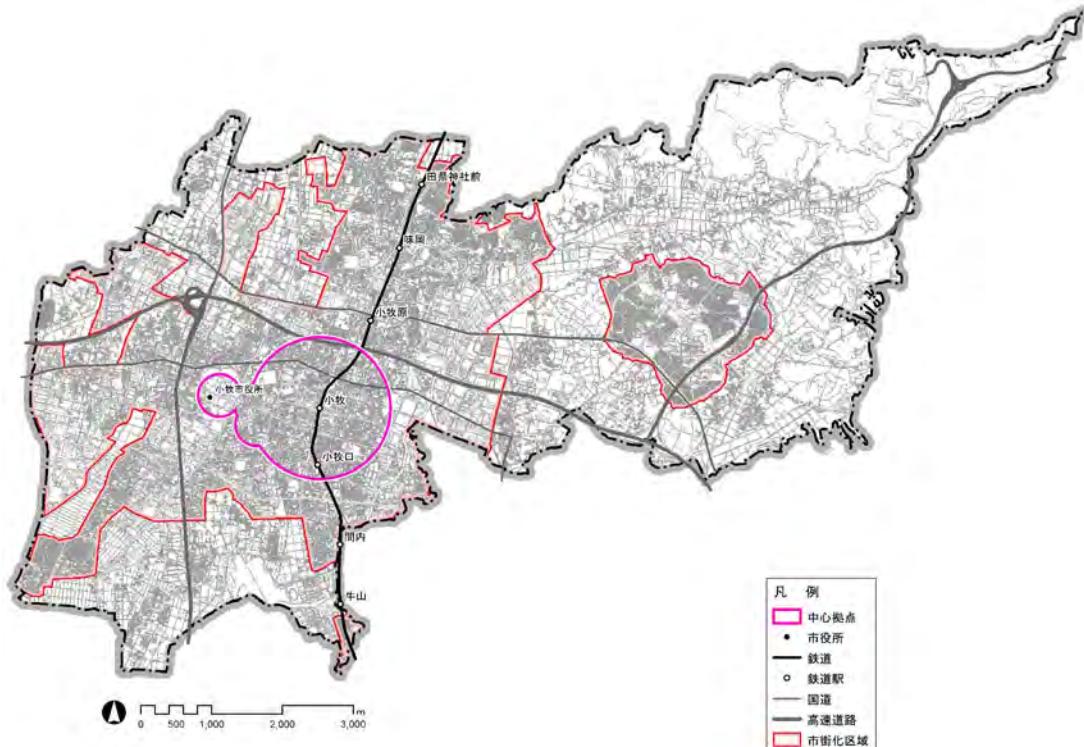
5 都市機能誘導区域(高次都市サービス誘導区域)の設定

(1) 設定基準

「4 本市における都市機能誘導区域の設定方針」を踏まえ、小牧市都市計画マスタープランに位置づけられた中心拠点に、以下の基準により「広域的な都市機能」を誘導・集積する都市機能誘導区域(高次都市サービス誘導区域)を定めることとします。

【設定基準】
小牧市都市計画マスタープランにおける中心拠点

図 中心拠点



(2) 都市機能誘導区域(高次都市サービス誘導区域)の設定

「都市計画運用指針」では、各区域の設定に当たっては、その境界を明確し、届出の必要の有無が明らかになるようにしなくてはならないとされています。そこで、「(1) 設定基準」を踏まえ、居住誘導区域と同様の技術的基準により区域線を引くものとします。

図 都市機能誘導区域(高次都市サービス誘導区域)

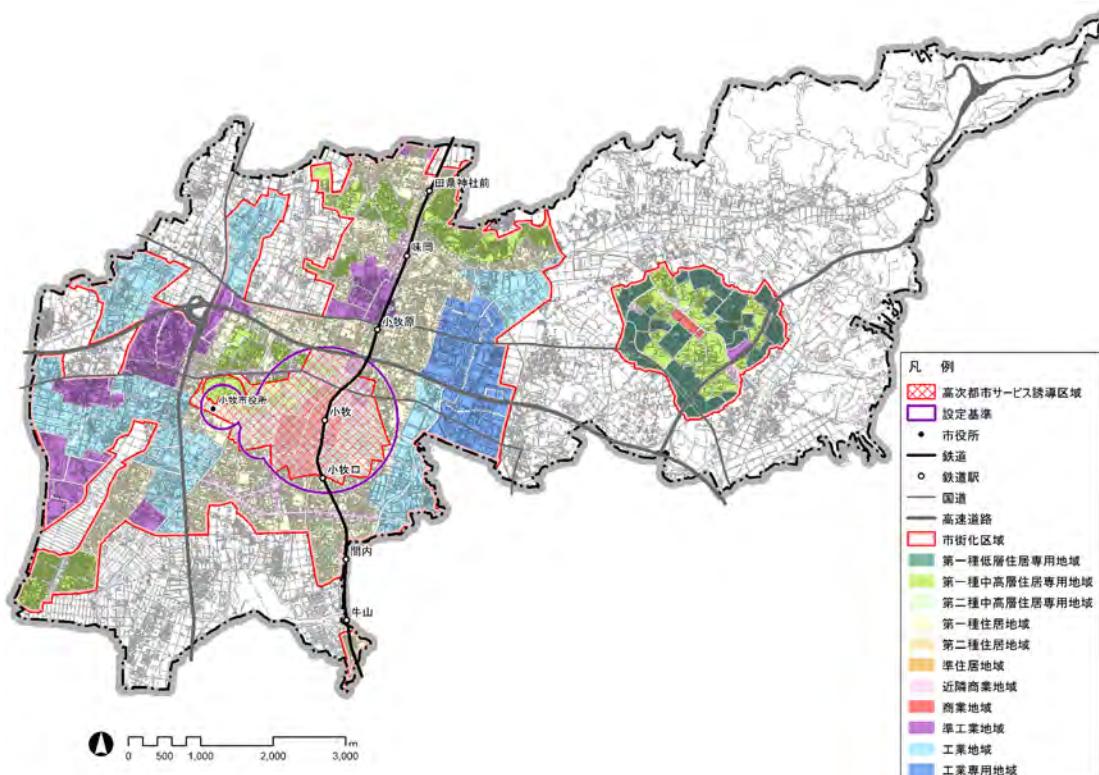
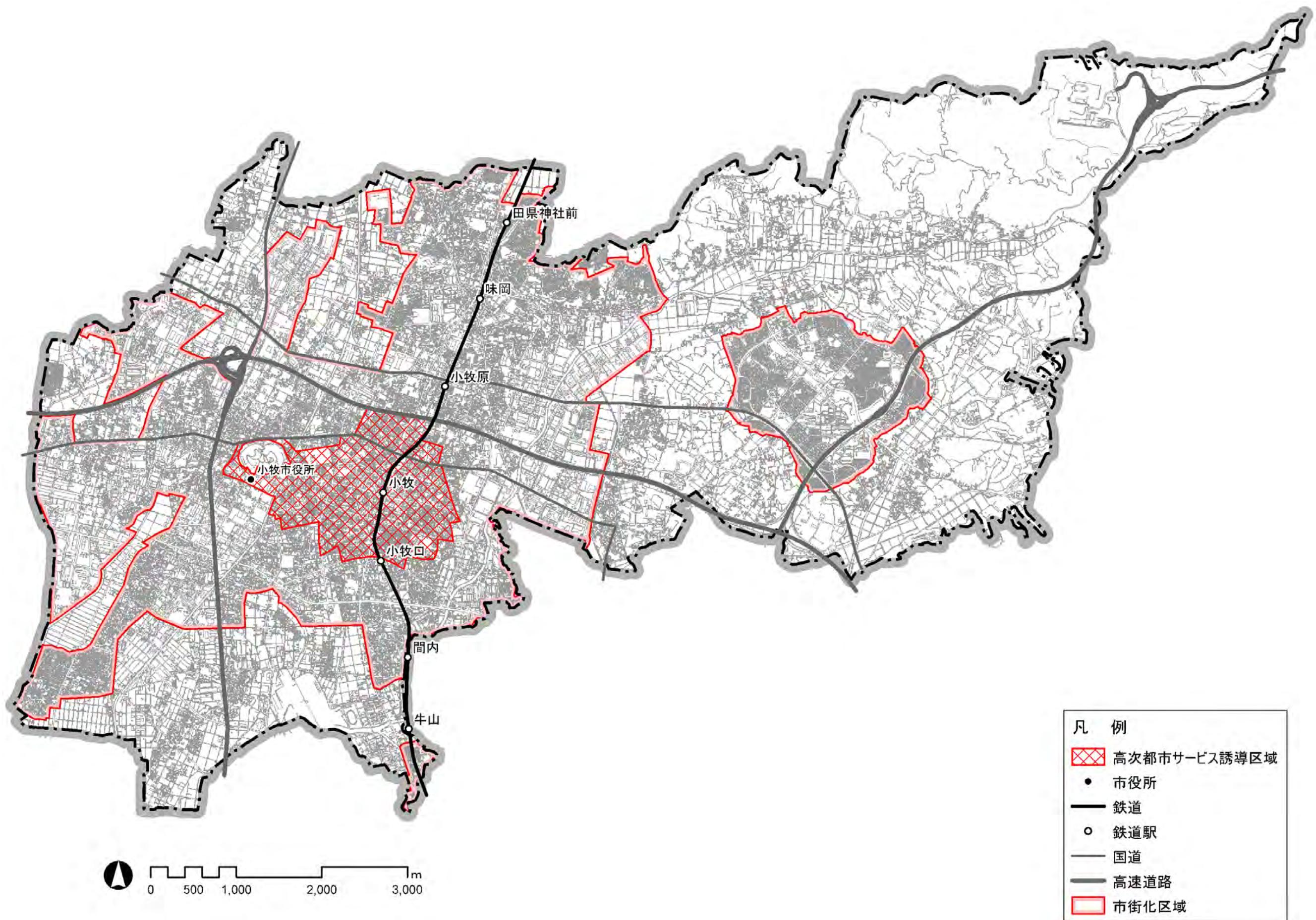


図 都市機能誘導区域(高次都市サービス誘導区域)



6 都市機能誘導区域(日常生活サービス誘導区域)の設定

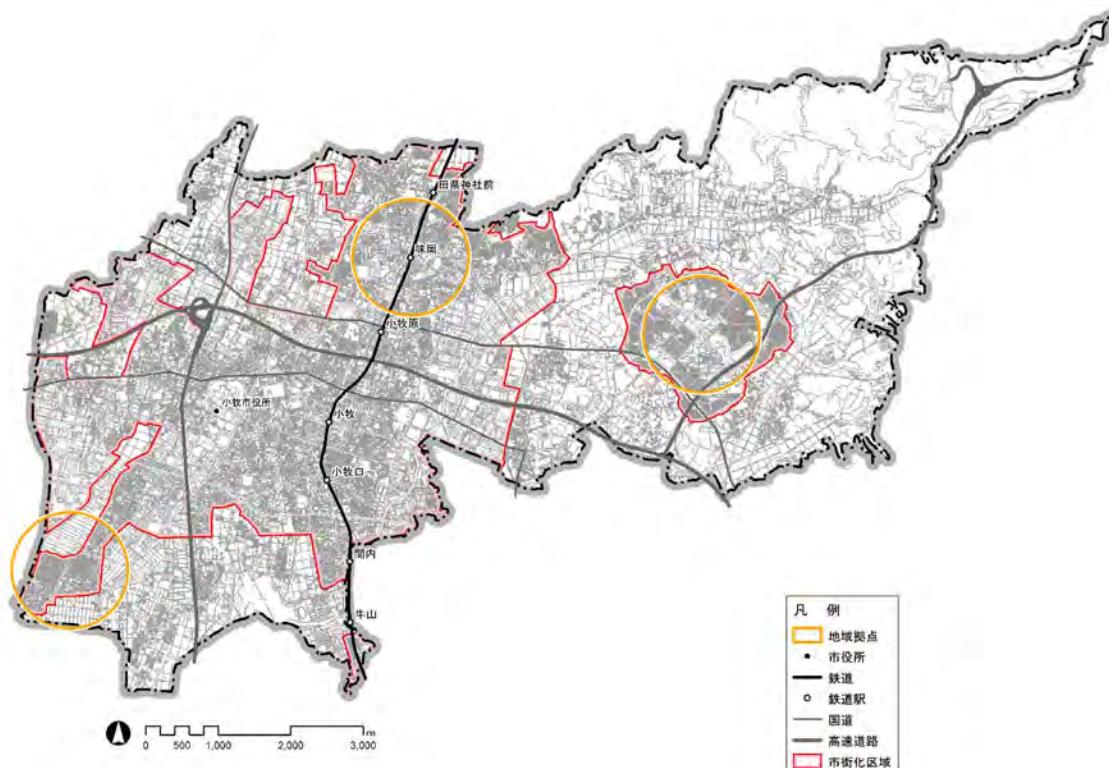
(1) 設定基準

「4 本市における都市機能誘導区域の設定方針」を踏まえ、小牧市都市計画マスター プランに位置づけられた地域拠点及び公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺に、以下の基準により「日常生活に必要な都市機能」を誘導・集積する都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）を定めることとします。

【設定基準】

- ①: 小牧市都市計画マスター プランにおける地域拠点(半径 800m)

図 地域拠点



【設定基準】

②: 鉄道駅徒歩圏(半径 800m)

図 鉄道駅の徒歩圏

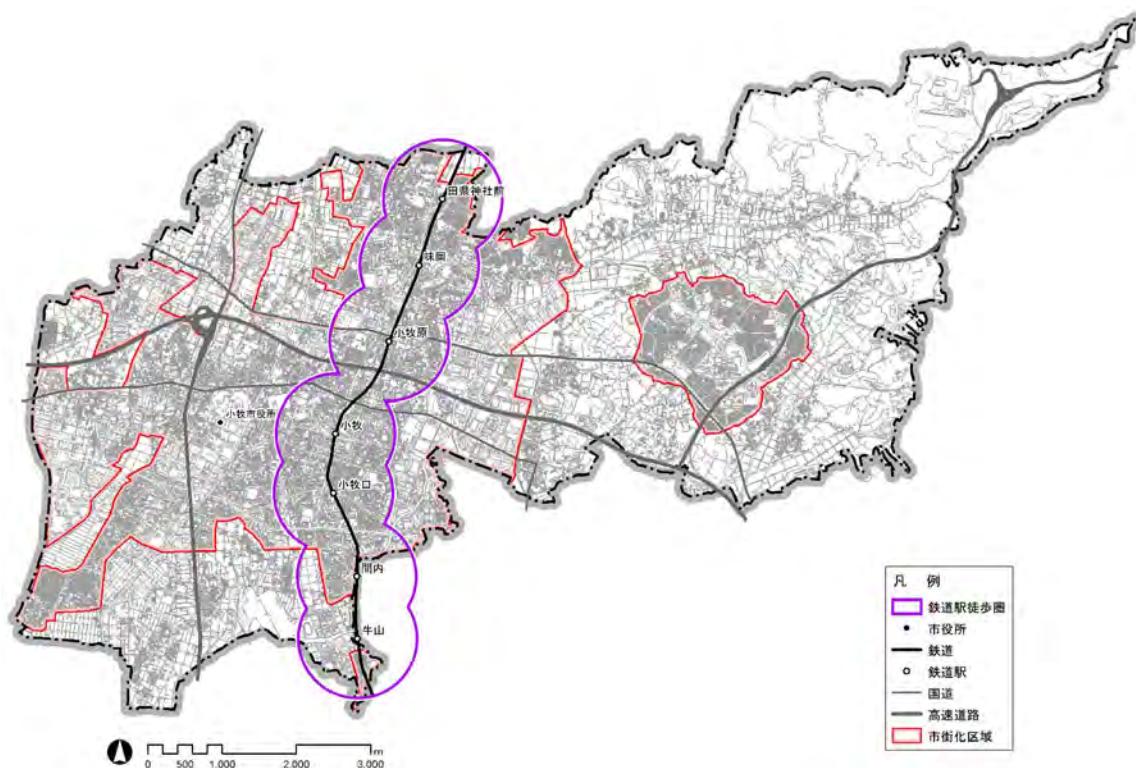
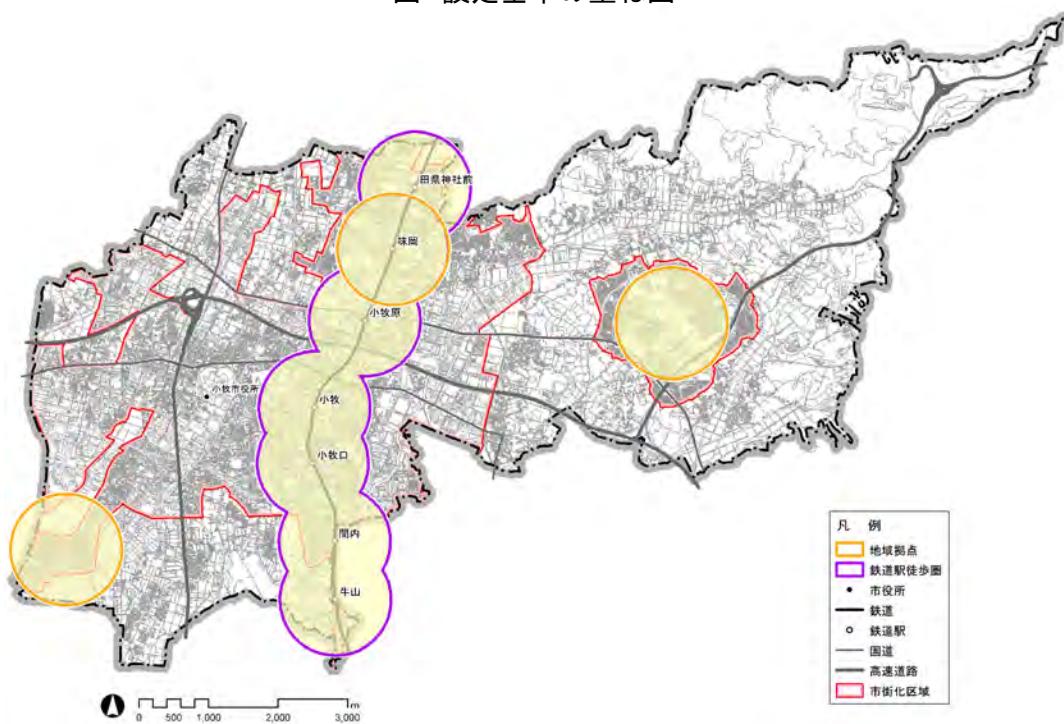


図 設定基準の重ね図



(2) 都市機能誘導区域(日常生活サービス誘導区域)の設定

「(1) 設定基準」を踏まえ、都市機能誘導区域（高次都市サービス誘導区域）と同様に区域線を引くものとします。

図 都市機能誘導区域(日常生活サービス誘導区域)

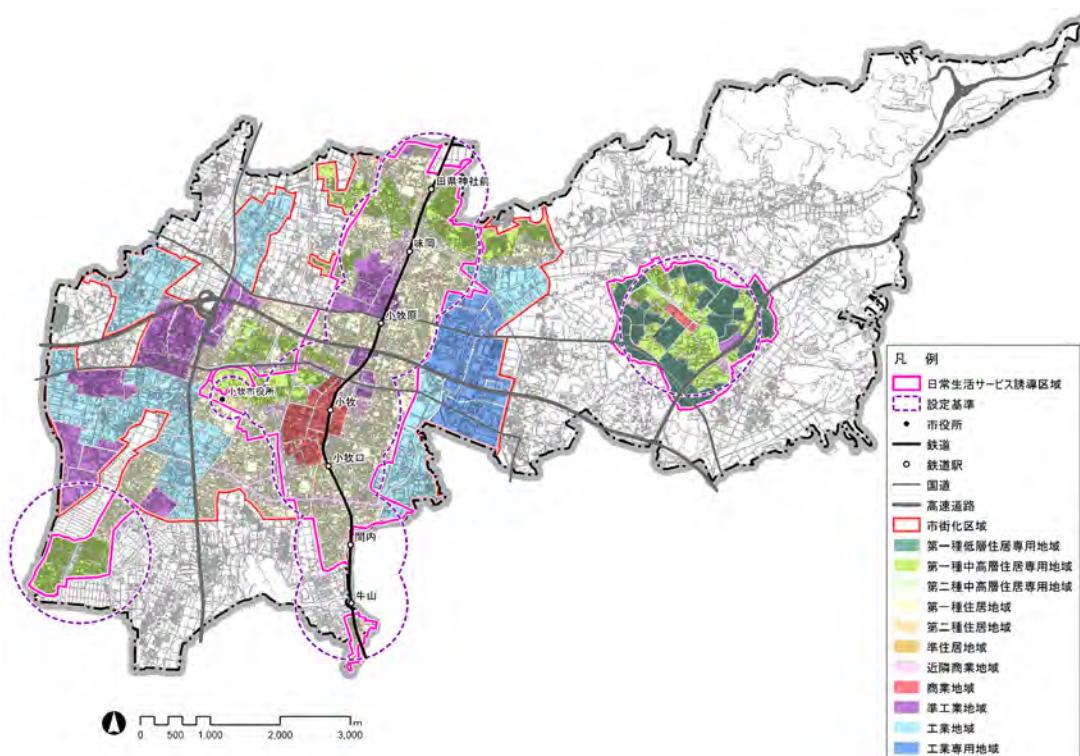
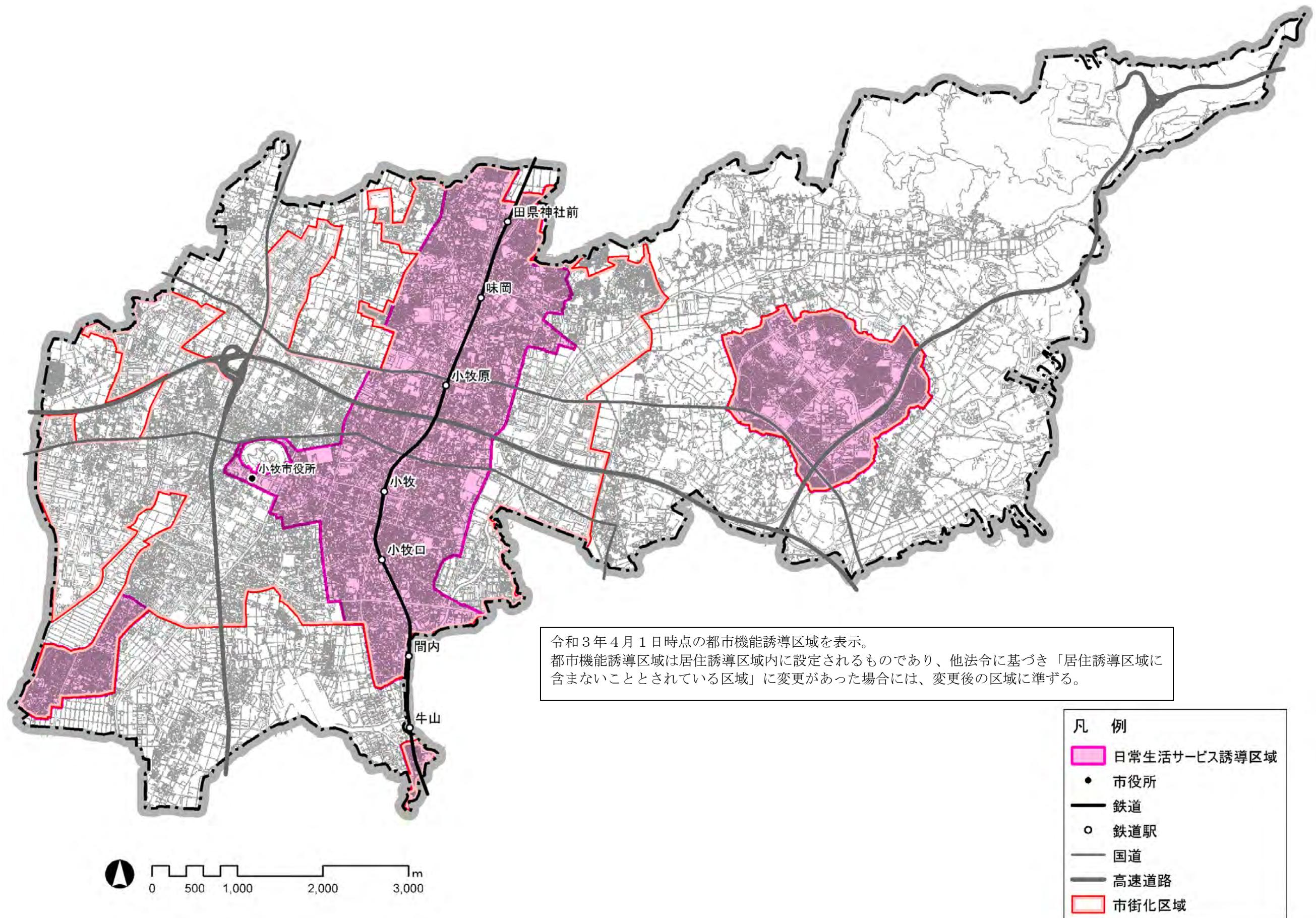


図 都市機能誘導区域(日常生活サービス誘導区域)



5-2 誘導施設の設定

1 誘導施設とは

誘導施設とは都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設です。

2 基本的な考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体的な整備計画のある施設を設定することも考えられます。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人団構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

3 施設設定の考え方

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパー・マーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることができます。（都市計画運用指針）

なお、「立地適正化計画作成の手引き」では、地方中核都市クラスの都市における、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを掲示しています。

表 拠点類型毎において想定される各種の機能についてのイメージ

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例、本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例、支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例、地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例、保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例、相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例、延床面積○m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例、病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例、延床面積○m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例、銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例、郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例、文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例、図書館支所、社会教育センター

(出典：「立地適正化計画作成の手引き」(令和5年11月改訂版)

4 本市における誘導施設の設定方針

本市における誘導施設は、「第2章 都市構造上の課題の分析・整理 2-8 都市機能 1 都市機能の立地状況 (P.146 表 都市機能の分類)」に記載の施設が候補として挙げられます。そこで、それらの候補から本市における誘導施設の候補を抽出し、これらについて、本市の実情などを踏まえつつ、各施設の整備主体・所有形態（公共、民間）や機能圏域（広域、日常）で分類し、誘導施設の設定を検討します。

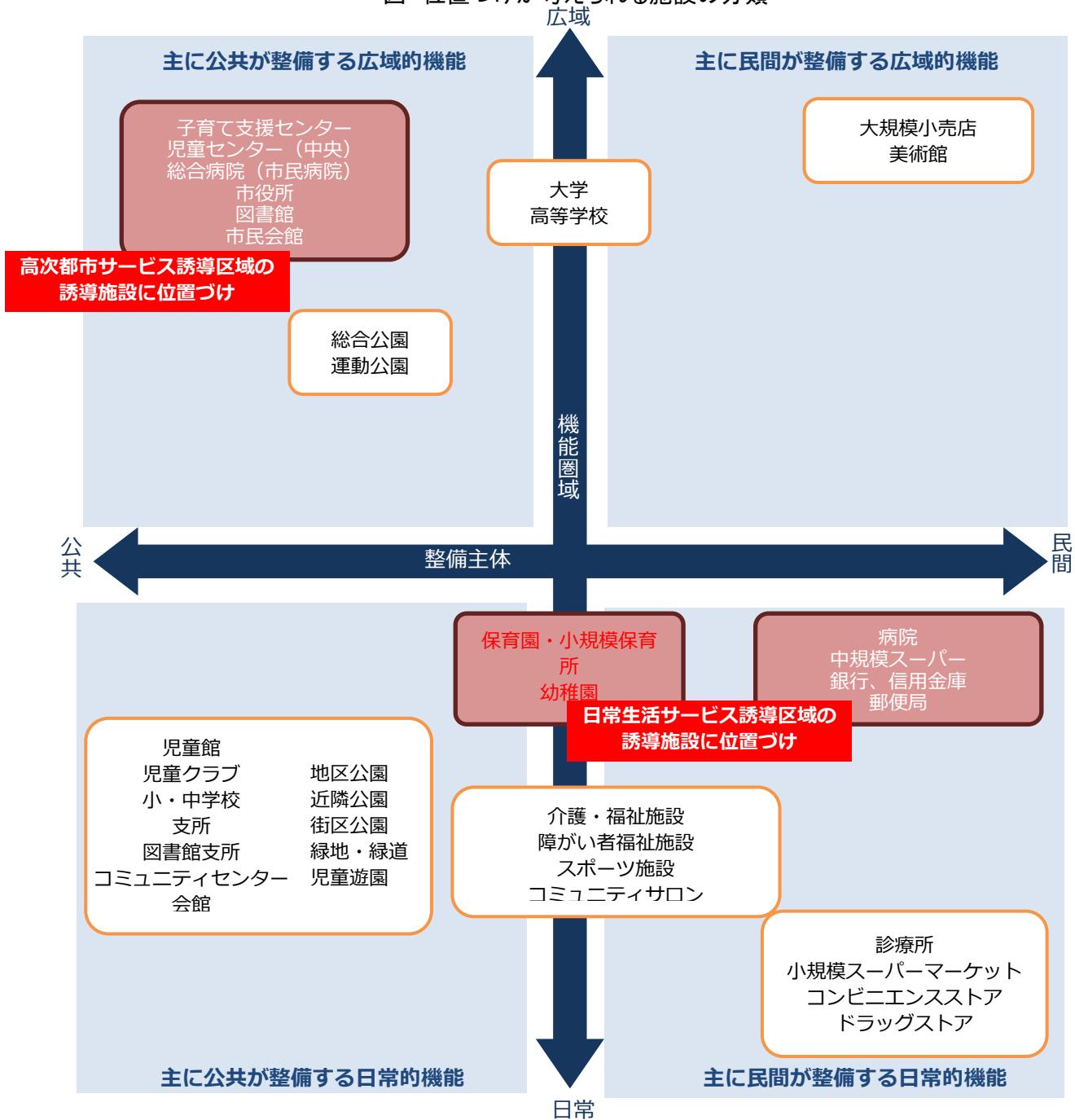
また、誘導施設の設定にあたっては、本市においては、市内各所に様々な施設が立地していますが、将来の人口推計、施設の充足状況などを勘案しながら、市民アンケート調査結果や施設が有する特徴（種類・用途・機能など）を考慮して、都市機能誘導区域ごとに誘導施設を設定します。

なお、本計画における施設「誘導」は、新たに整備を伴うものだけではなく、既存施設の維持や集約、複合化、機能強化なども含みます。

表 誘導施設の候補

都市機能	施設の種類
子育て支援機能	子育て支援センター、児童センター（中央）、児童館、保育園・小規模保育所、幼稚園、児童クラブ、小児科のある診療所
学校教育機能	小学校、中学校、高等学校、大学
健康機能	総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、緑地・緑道、児童遊園、スポーツ施設
医療機能	総合病院（市民病院）、病院、診療所
福祉機能	コミュニティサロン、介護・福祉施設、障がい者福祉施設
商業機能	スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、大型小売店
行政機能	市役所、支所
文化機能	図書館、図書館支所（図書室）、美術館
交流機能	市民会館、コミュニティセンター、会館
金融機能	銀行、信用金庫、郵便局

図 位置づけが考えられる施設の分類



●高次都市サービス誘導区域に位置づける誘導施設

整備主体が公共で、機能圏域が広域である施設を検討します。こうした施設は、集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれることや、集約して立地していることによる効果的な行政サービスの提供、また、それに伴う周辺での民間施設の立地促進など、相乗効果も期待でき、中心部におけるまちの賑わいの創出に寄与するものと考えられます。

●日常生活サービス誘導区域に位置づける誘導施設

整備主体が**主に**民間で、日常的な機能であるが機能圏域が比較的広域である施設を検討します。こうした施設は、日常生活に必要な施設であるとともに、一定の圏域を有することから、立地が促進されることにより広く生活利便性の向上が期待でき、周辺での居住誘導に寄与するものと考えられます。

なお、特に日常生活に必要な都市機能については、身近な生活サービス施設として市内各所に立地することが望ましいことから誘導施設への位置づけは見送ることとします。

5 誘導施設の設定

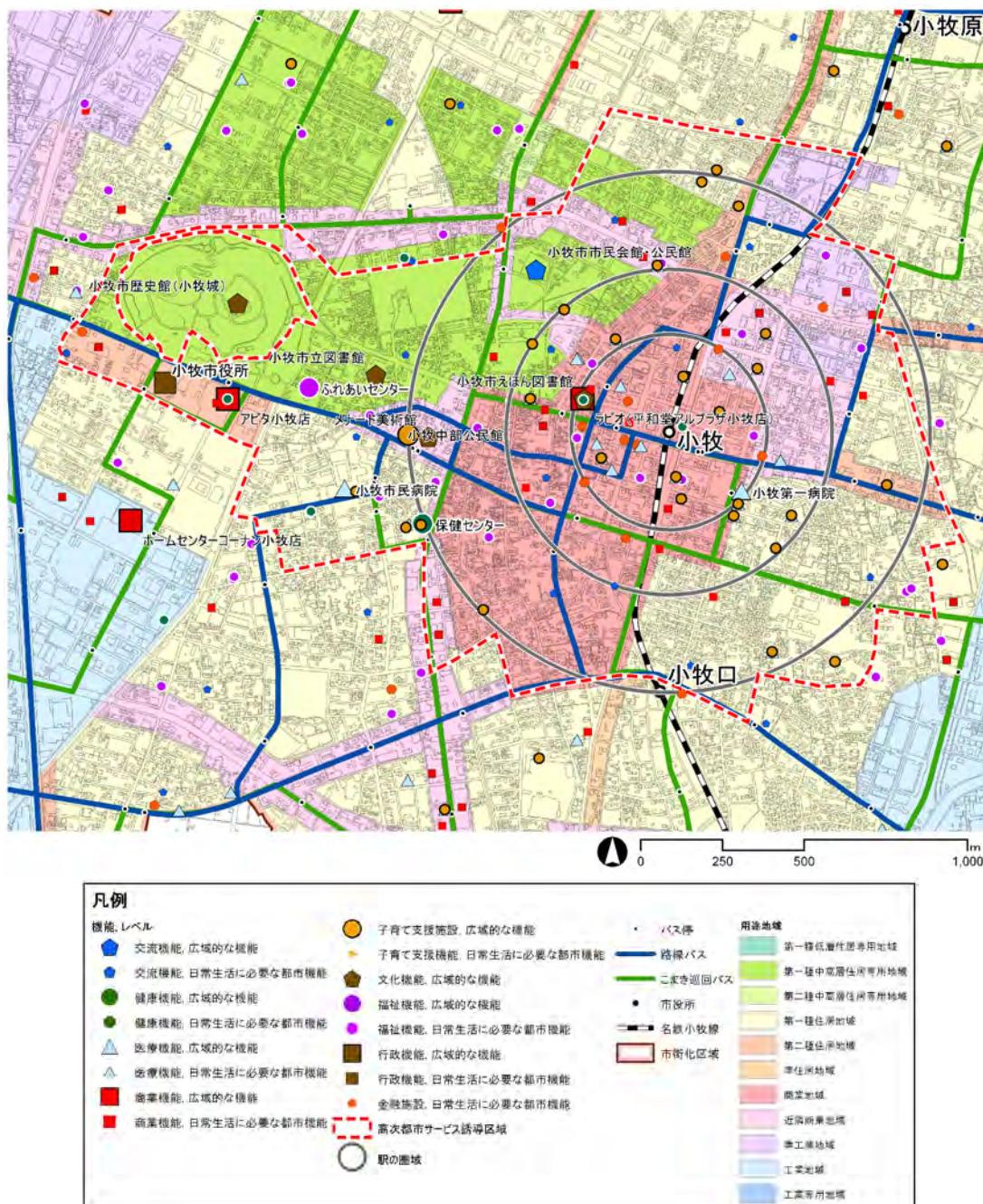
「4 本市における誘導施設の設定方針」で整理した内容を踏まえ、各都市機能誘導区域に誘導施設を設定します。

①都市機能誘導区域(高次都市サービス誘導区域)

前段で整理した機能(整備主体が公共で広域的な機能)については、既に当該区域内に立地していることから、将来の機能更新等に備え、機能を維持していく必要性が特に高い施設として、以下の施設を誘導施設として設定します。

この中の子育て支援機能については、子育て世代などを中心とした若年世代を対象に定住を促進するとしたまちづくりの方針を踏まえ、将来に渡って機能を維持するとともに、子育て支援の総合的な機能を担う施設として拡充を図ることも検討します。

図 施設の立地状況



●誘導施設(既に立地する施設のうち、集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれ、将来の機能更新等に備え維持の必要性が特に高い施設)

- ・医療機能：小牧市民病院
(医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、医療法第4条の1に定める地域医療支援病院)
(小牧市病院事業の設置等に関する条例に定める市民病院)
- ・文化機能：小牧市市民会館（ホール）
(小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例に定める市民会館)
小牧市立図書館
(図書館法第2条第1項に定める図書館)
- ・行政機能：小牧市役所
(地方自治法第244条に定める公の施設)
- ・子育て支援機能：(仮称) 子ども・子育て包括支援センター
(小牧市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる総合的な子育て支援施設)

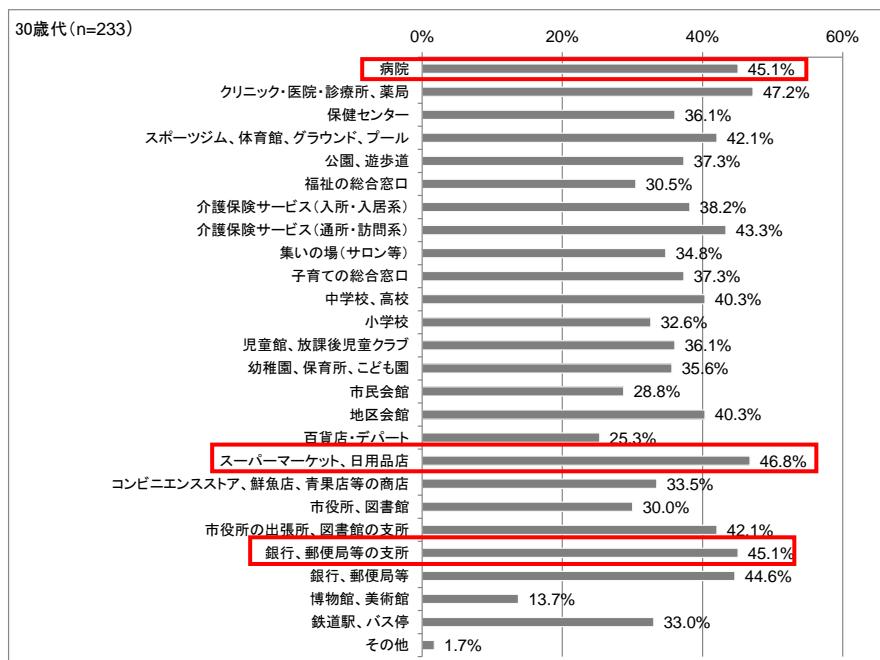
なお、機能更新時において、都市機能誘導区域内での移転が考えられる場合は、可能な限り小牧駅徒歩圏（半径500m圏）に集約することが望ましい。

②都市機能誘導区域(日常生活サービス誘導区域)

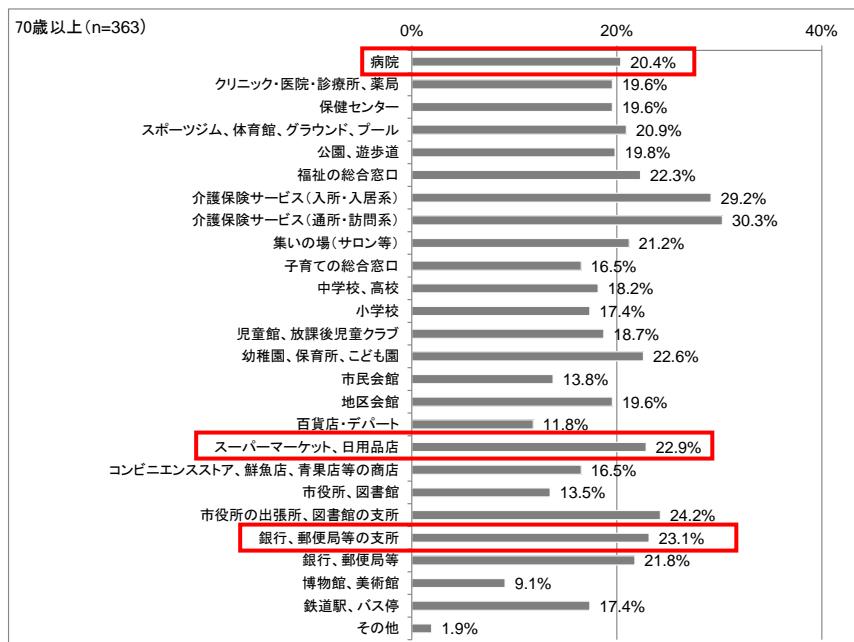
前段で整理した機能（整備主体が主に民間で日常的な機能であるが機能圏域が比較的広域なもの）については、地域にあるとよい施設として市民（特に、子育て世代や高齢者）のニーズも比較的高いことから、以下の施設を誘導施設として設定します。

保育園、幼稚園等については、身近な生活サービス施設として市内各所に立地することが望ましい一方、20～30歳代のニーズが高い傾向にあり、名鉄小牧線各駅周辺や地域拠点周辺への定住促進及び公共施設再編を後押しすることが期待できることから、誘導施設に設定することとします。なお、市内各所に立地する保育園、幼稚園等の都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）内への移転を図るものではありません。また、整備主体は公共、民間の両方のケースを想定します。

図 地域における施設ニーズ(お住いの地域にあるとよい施設)
【子育て世代】

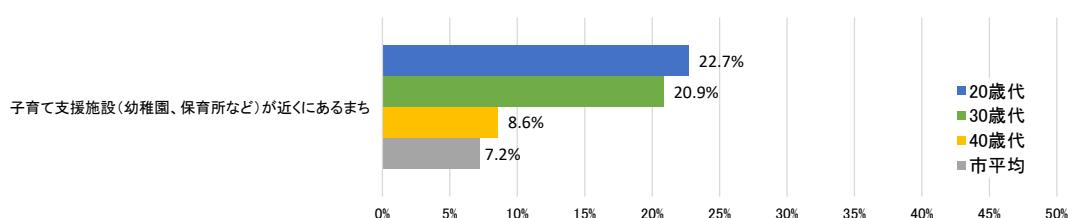


【高齢世代】



(出典：小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査)

図 地域における将来のまちイメージ(お住いの地域の将来のまちのイメージ)



(出典：小牧市都市計画マスタープラン改定に関する市民アンケート調査)

●誘導施設(新たに誘導を図るべき施設)

- ・医療機能：医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、内科、外科、小児科を診療科目とする病院
- ・商業機能：平成26年商業統計調査の業態分類における総合スーパー及び食料品スーパーで、店舗面積1,000m²以上1万m²未満程度の店舗
- ・金融機能：銀行法第2条第1項に定める銀行
　　信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫等
　　日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
- ・子育て支援機能：保育園、幼稚園等（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及びそれに準じる施設、学校教育法第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園）

5-3 都市機能の誘導施策

1 基本的な考え方

誘導施設の誘導施策とは、誘導施設の立地を図るために必要な事業等を指し、具体的には誘導施設の整備のみならず、周辺の基盤整備を始め、誘導施設を利用するにあたって必要となる公共交通等の利用環境の充実、歩行空間の整備等、必要な事務事業を指すとされています。

また、都市計画運用指針では、都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援施策等を立地適正化計画に記載することができ、国等が直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策に大別することができるとされています。

そこで、本計画では、以下に掲げる施策等を計画に位置付け、事業展開を図ることで、都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導等を目指すこととします。

なお、本市では、長期的には人口減少及び少子高齢化が進行していくことが見込まれますが、当面は一定の人口密度が維持される見込みとなっています。そのため、本計画における都市機能の誘導にあたっては、強制力や規制的手法をもって誘導を図るのではなく、誘導施策を段階的に検討・実施しながら、また、後述の届出制度により、時間をかけて緩やかに誘導を図っていくものとします。

2 誘導施設の誘導施策

●誘導施設の誘導に資する施策等

ア 国等が直接行う施策等

- 税制の特例
 - 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例
 - 誘導施設の整備の用に供するため土地等を譲渡した場合の買換特例
 - 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例
 - 誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置
- 金融支援
 - 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
- 予算措置
 - 優良建築物等整備事業への補助金による支援

イ 国の支援を受けて市が行う施策等

- 誘導施設の整備（**都市構造再編集中支援事業**（都市再構築戦略事業））
 - 小牧市民病院、小牧市立図書館の整備
 - 認定こども園の整備
- 予算措置
 - 官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等の官民連携まちなか再生推進事業に要する経費を支援

ウ 市が独自に講じる施策等

- 公共用地（遊休地）の活用検討（検討施策）※
 - 民間が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備しようとする場合に、市が保有する遊休地の活用（売却、賃貸等）について検討を進める。
- 誘導施設整備に対する支援の検討（検討施策）※
 - 民間が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備した場合に、施設運用費用などに対し補助金を交付するなどの支援策について検討を進める。

■連携施策(都市機能の立地促進に関する施策等)

- 交通結節点整備事業
 - 小牧駅、田県神社前駅及び桃花台地内における交通結節点の整備
- 小牧市中心市街地空き店舗対策事業補助金制度
 - 中心市街地である名鉄小牧駅周辺に新たに出店する場合に対し、必要な資金の一部を補助
- 都市機能誘導区域内への立地に対する特例措置（検討施策）※
 - 補助金等交付対象施設整備の補助等採択基準に都市機能誘導区域内での立地に対する加点項目の設定を検討する。

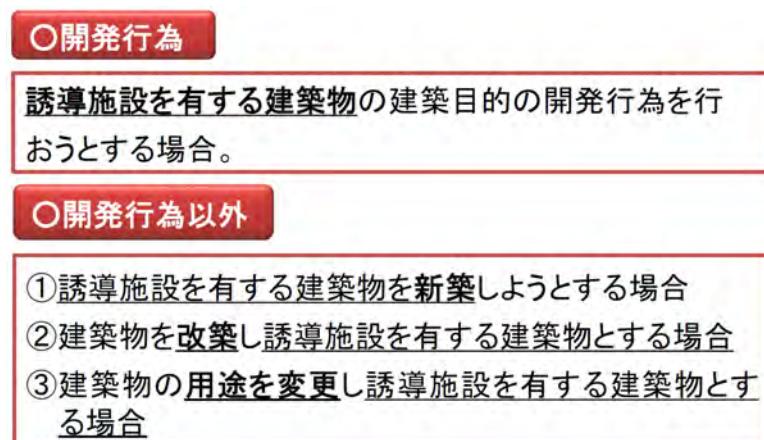
※ 検討施策…段階的に検討・実施していく施策。

3 届出制度

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域外の区域については、法第 108 条第 1 項の規定により、届出制度を運用します。この届出制度は開発行為等を禁止するものではなく、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動きを把握し、必要に応じて都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために市が講ずる施策に関する情報提供等を行う機会を設けるためのものです。

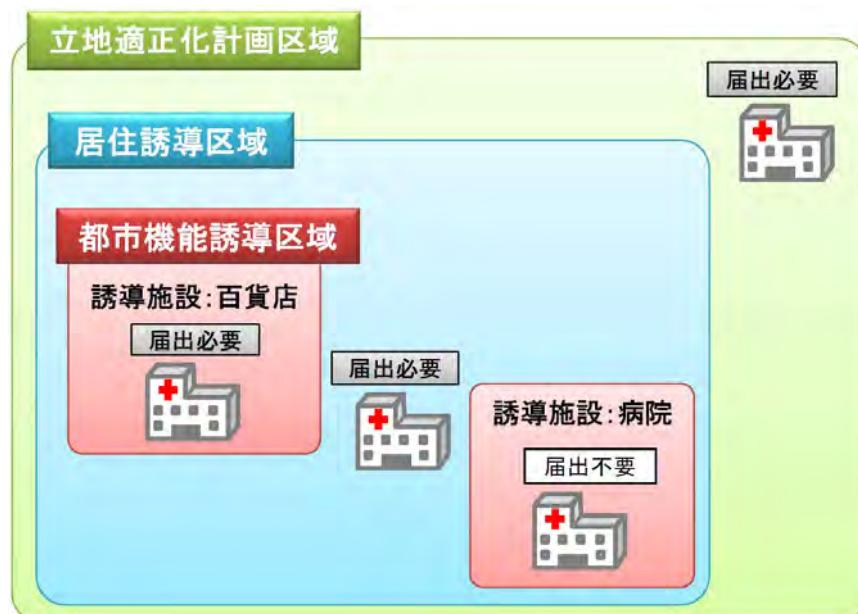
届出の対象となる行為は、以下に示す開発行為と建築等行為で、これらの行為に着手する 30 日前までに、本市への届出が必要となります。

図 届出の対象となる行為



(出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（平成 28 年（2016 年）9 月 1 日時点版）)

図 届出の対象となる例



(出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（平成 28 年（2016 年）9 月 1 日時点版）)

第6章 公共交通のネットワーク

1 立地適正化計画における公共交通ネットワークの役割

多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するためには、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保する必要があるとされています。(都市計画運用指針)

このため、本市では、交通事業者等の関係者と連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、居住の誘導のために講すべき公共交通の確保等の施策を本計画に記載することとします。

2 基本的な考え方

本市では、公共交通ネットワークに関する詳細な事項について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定される「小牧市地域公共交通網形成計画（平成29年度策定予定）」において検討を行います。

なお、小牧市地域公共交通網形成計画の検討にあたっては、以下の方針を踏まえ行うこととします。

3 公共交通軸の方針

公共交通軸となる本市の中心を縦断する名鉄小牧線など市民生活を営む上で利便性の高い鉄道路線については、利便性向上に努め、需要を創出しつつ、公共交通軸としての機能強化を図ります。

また、東西交通軸の基幹バスについては、高い運行頻度や速達性・定時性の確保、高い品質のサービス水準の確保を図ります。

4 公共交通ネットワークの方針

中心拠点と地域拠点等の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークについては、あわせて地域拠点を中心とした公共交通ネットワーク形成を図ることが必要です。そのため、地域拠点から中心拠点、地域から各拠点へのアクセス利便性の確保に留意するとともに、交通結節点では乗り継ぎ機能の強化を検討します。

第7章 防災指針

1 防災指針について

様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定されます。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もあります。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしています。（都市計画運用指針）

本市における防災指針は、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」を踏まえ、以下の構成により整理します。

防災指針

＜災害ハザード情報の整理＞

- ・小牧市において想定されている洪水、土砂災害などの災害ハザード情報について整理

＜災害リスクの分析＞

- ・災害ハザード情報と都市情報（人口分布、建物分布、避難所分布等）を重ね合わせ災害リスクを分析

＜防災上の課題の整理＞

- ・災害リスクの分析を踏まえて、防災上の課題を整理

＜防災まちづくりの取組方針＞

- ・防災上の課題を踏まえて、ハード・ソフトの両面から取組方針を整理

＜具体的な取組・スケジュール＞

- ・防災まちづくりの取組方針に基づく具体的な取組及びスケジュールを整理
- ・防災まちづくりに関わる目標値を設定

2 災害ハザード情報の整理

本市において想定されている災害ハザード情報を以下に整理します。なお、高潮、津波については、本市においては想定されていません。また、地震については、市全域での対応が求められるため、小牧市地域防災計画や小牧市地域強靭化計画等の防災関連計画に基づいて対応していくこととし、検討対象から除外します。

種類	区域
洪水 浸水想定区域	木曽川 【計画規模】 <ul style="list-style-type: none">・該当なし <p>※河川整備において基本となる降雨（木曽川流域の2日間総雨量 295mm（100～200年に一度の確率））による浸水</p> <p>※2020年4月24日公表</p> 【想定最大規模】 <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域（浸水深）・浸水継続時間 <p>※想定し得る最大規模の降雨（木曽川流域の2日間総雨量 527mm）による浸水（家屋倒壊等氾濫想定区域は該当なし）</p> <p>※2020年4月24日公表</p>
	庄内川水系五条川 【計画規模】 <ul style="list-style-type: none">・該当なし <p>※河川整備において基本となる降雨（24時間総雨量が新川流域で 277mm（30年に一度の確率））による浸水</p> <p>※2018年3月23日公表</p> 【想定最大規模】 <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域（浸水深）・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域 <p>※想定し得る最大規模の降雨（24時間総雨量が新川流域で 815mm）による浸水</p> <p>※2018年3月23日公表</p>
	庄内川水系大山川 【計画規模】 <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域（浸水深） <p>※河川整備において基本となる降雨（24時間総雨量が新川流域で 277mm（30年に一度の確率））による浸水</p> <p>※2018年3月23日公表</p> 【想定最大規模】 <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域（浸水深）・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域 <p>※想定し得る最大規模の降雨（24時間総雨量が新川流域で 815mm）による浸水</p> <p>※2020年4月10日公表</p>

種類	区域
洪水	<p>庄内川水系八田川流域</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>※河川整備において基本となる降雨(八田川流域の 24 時間総雨量 277mm (30 年に一度の確率))による浸水</p> <p>※2020 年 4 月 10 日公表</p> <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 (浸水深) ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 <p>※想定し得る最大規模の降雨 (八田川流域の 24 時間総雨量 836mm) による浸水</p> <p>※2020 年 4 月 10 日公表</p>
	<p>庄内川水系新川流域五条川</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 (浸水深) <p>※24 時間総雨量が新川流域で 376mm、五条川流域 (下流) で 329mm、支川で 277mm (30 年に一度の確率) による浸水</p> <p>※2020 年 5 月 29 日公表</p> <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 (浸水深) ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 <p>※想定し得る最大規模の降雨 (24 時間総雨量が新川流域で 751mm、五条川流域 (下流) で 736mm、五条川流域 (上流) ・大山川流域で 815mm、青木川流域で 805mm、支川で 836mm) による浸水</p> <p>※2020 年 5 月 29 日公表</p>
	<p>庄内川水系新川流域合瀬川</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 (浸水深) <p>※24 時間総雨量が新川流域で 376mm、五条川流域 (下流) で 329mm、支川で 277mm (30 年に一度の確率) による浸水</p> <p>※2020 年 5 月 29 日公表</p> <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 (浸水深) ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 <p>※想定し得る最大規模の降雨 (24 時間総雨量が新川流域で 751mm、五条川流域 (下流) で 736mm、五条川流域 (上流) ・大山川流域で 815mm、青木川流域で 805mm、支川で 836mm) による浸水</p> <p>※2020 年 5 月 29 日公表</p>

種類	区域
	<p>庄内川水系新川流域大山川</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域（浸水深） ※24 時間総雨量が新川流域で 376mm、五条川流域（下流）で 329mm、支川で 277mm（30 年に一度の確率）による浸水 <p>※2020 年 5 月 29 日公表</p> <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域（浸水深） ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 <p>※想定し得る最大規模の降雨（24 時間総雨量が新川流域で 751mm、五条川流域（下流）で 736mm、五条川流域（上流）・大山川流域で 815mm、青木川流域で 805mm、支川で 836mm）による浸水</p> <p>※2020 年 5 月 29 日公表</p>
	<p>木曽川水系郷瀬川流域</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域（浸水深） ※24 時間総雨量が郷瀬川流域で 312mm（50 年に一度の確率）による浸水 <p>※2020 年 4 月 10 日公表</p> <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域（浸水深） ・浸水継続時間 <p>※24 時間総雨量が郷瀬川流域で 790mm）による浸水（家屋倒壊等氾濫想定区域は該当なし）</p> <p>※2020 年 4 月 10 日公表</p>

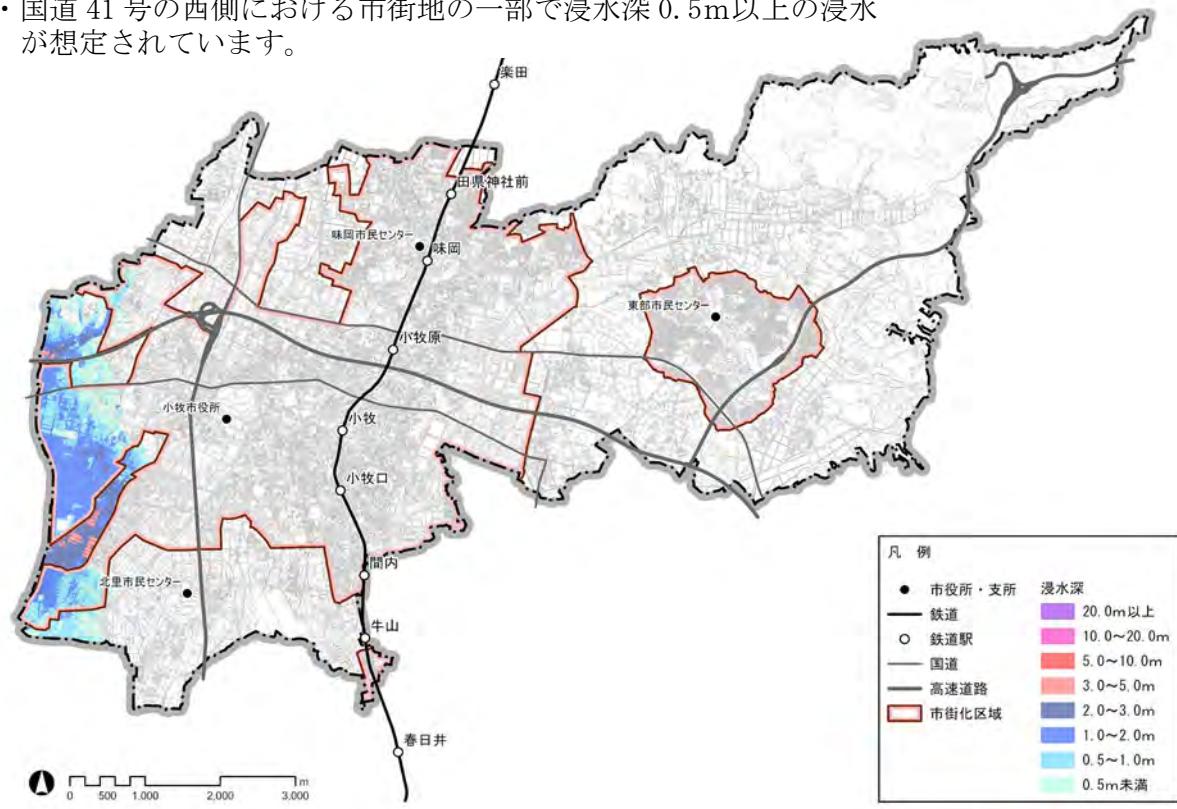
種類	区域
内水	<ul style="list-style-type: none"> ・内水浸水想定区域（浸水深） ※概ね 100 年に 1 回程度降ると予想される降雨（1 時間雨量 55mm、24 時間雨量 398mm）による内水氾濫を想定 ※2021 年 9 月発行の内水ハザードマップに掲載 ・浸水実績エリア ※平成 12 年 9 月の東海豪雨による浸水実績
高潮	<p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし ※5 百年から数千年に一度の確率による浸水（堤防等決壊あり） ※2021 年 6 月公表 <p>【室戸台風規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし ※5 百年から数千年に一度の確率による浸水（堤防等決壊なし） ※2021 年 6 月公表 <p>【伊勢湾台風規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし ※50 年から 150 年に一度の確率による浸水（堤防等決壊なし） ※2021 年 6 月公表
津波	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし ※最大クラス（千年以上に一度の確率）の津波による浸水 ※2019 年 7 月 30 日指定
土砂 災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 ※愛知県オープンデータ（2023 年 8 月 4 日時点）

① 洪水

木曾川浸水想定区域

【想定最大規模】

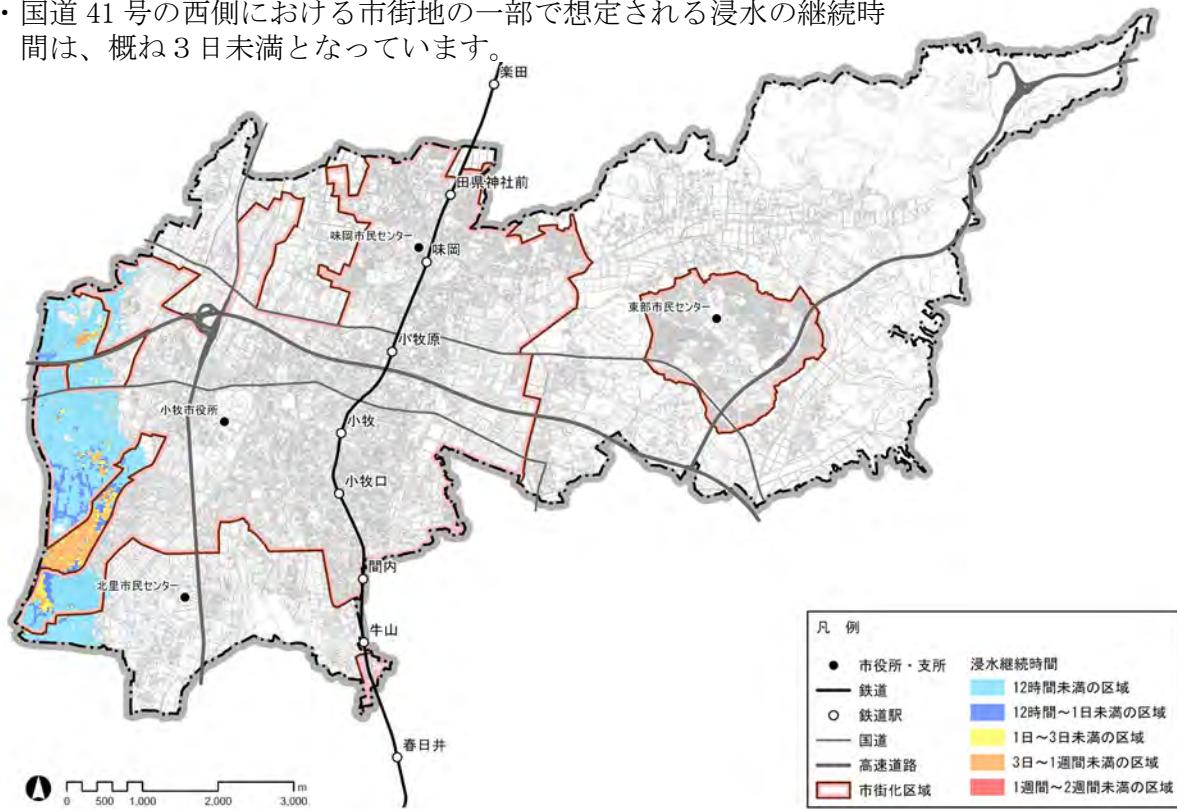
- ・国道41号の西側における市街地の一部で浸水深0.5m以上の浸水が想定されています。



(出典: 愛知県)

【浸水継続時間】

- ・国道41号の西側における市街地の一部で想定される浸水の継続時間は、概ね3日未満となっています。

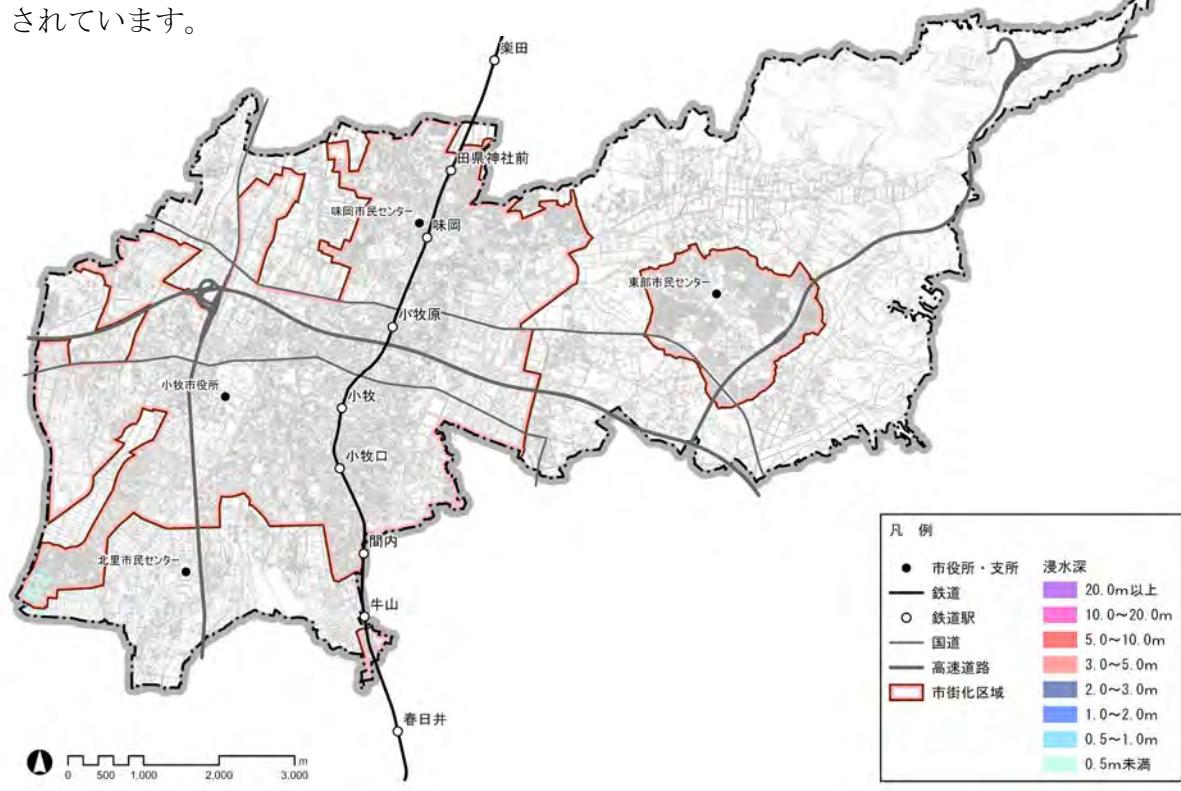


(出典: 愛知県)

庄内川水系五条川浸水想定区域

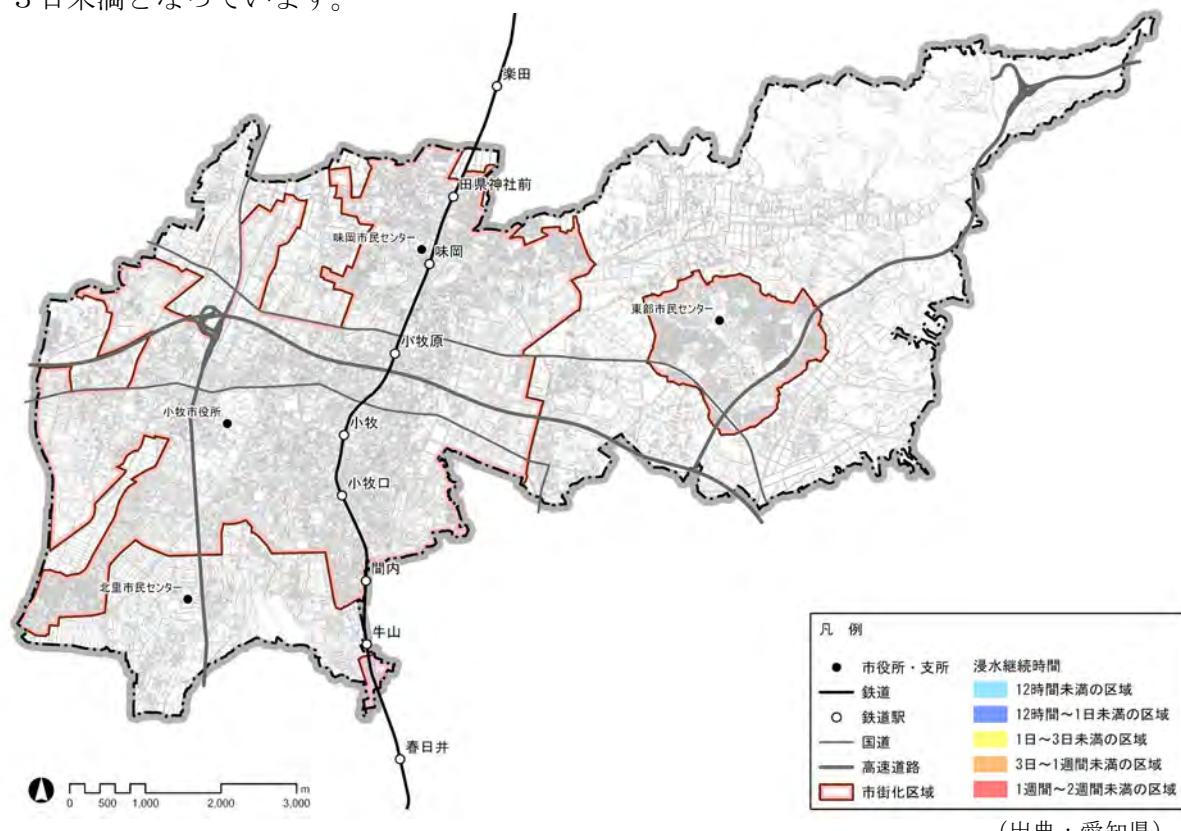
【想定最大規模】

- 市南西部における市街地の一部で、浸水深0.5m未満の浸水が想定されています。



(出典：愛知県)

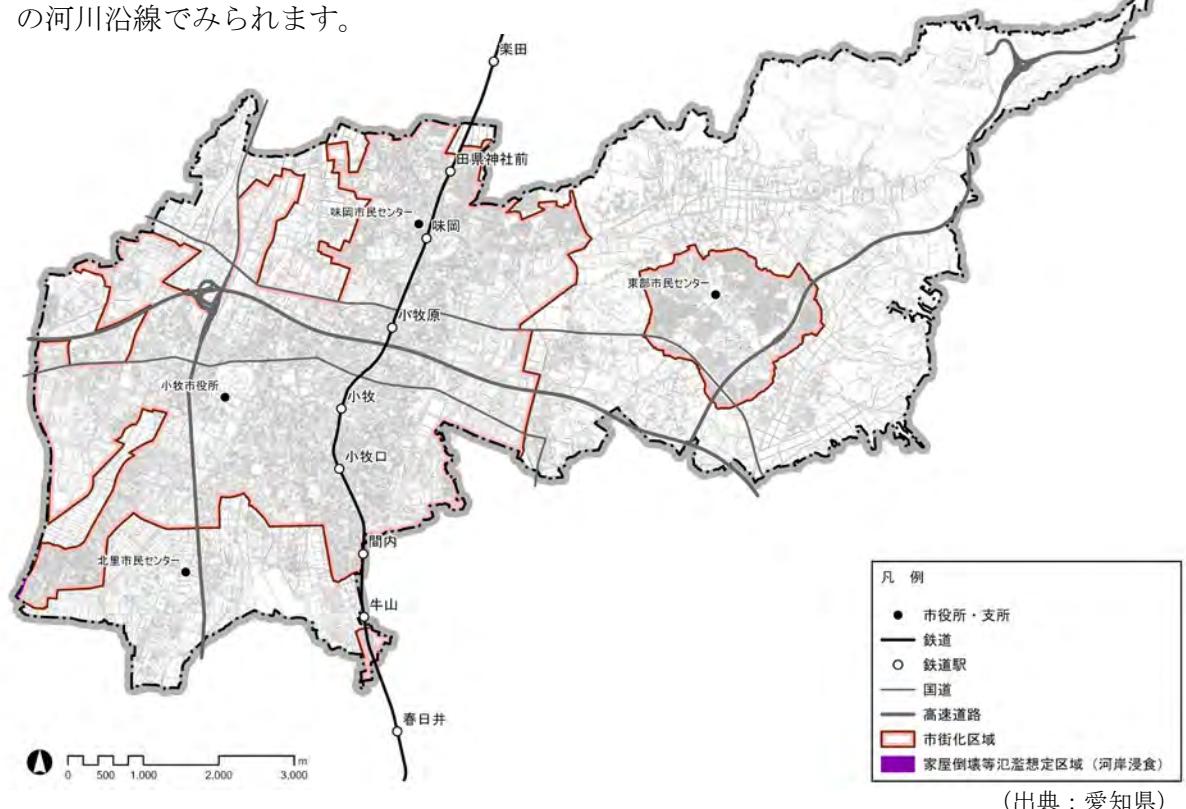
- 市南西部における市街地の一部で想定される浸水の継続時間は、3日未満となっています。



(出典：愛知県)

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】

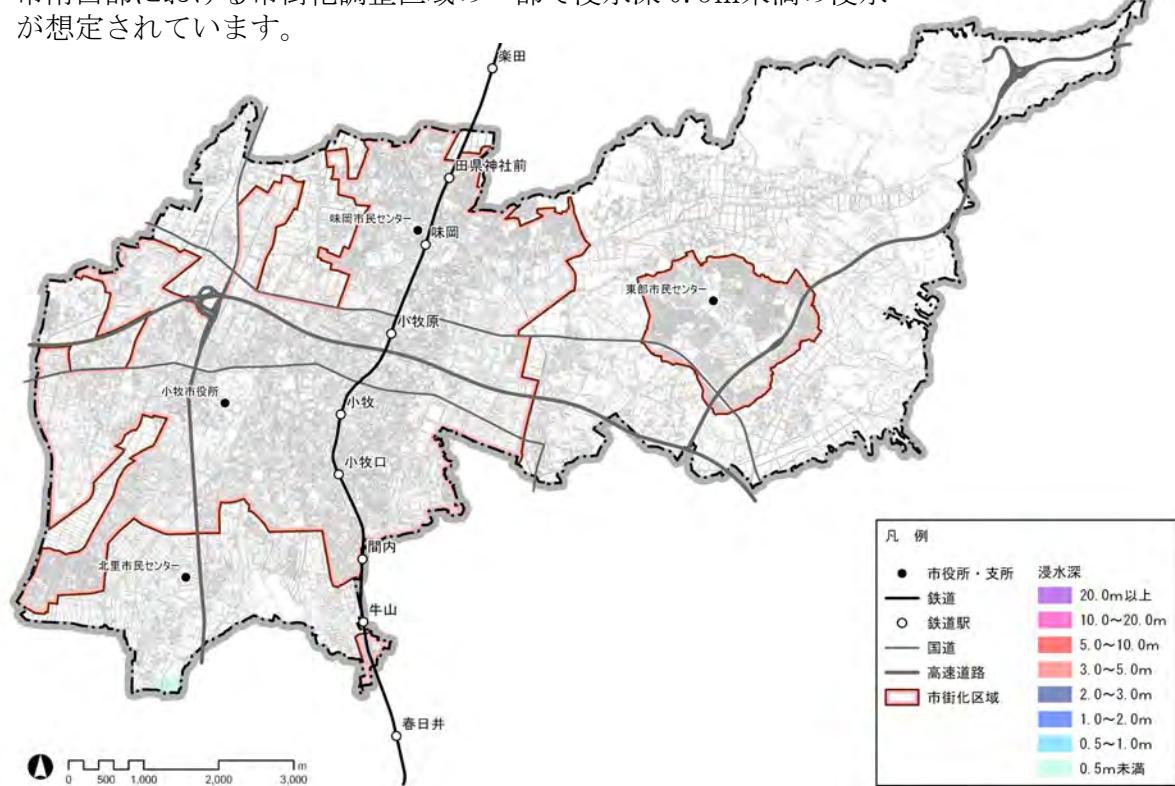
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)が市南西部における市街地の河川沿線でみられます。



庄内川水系大山川浸水想定区域

【計画規模】

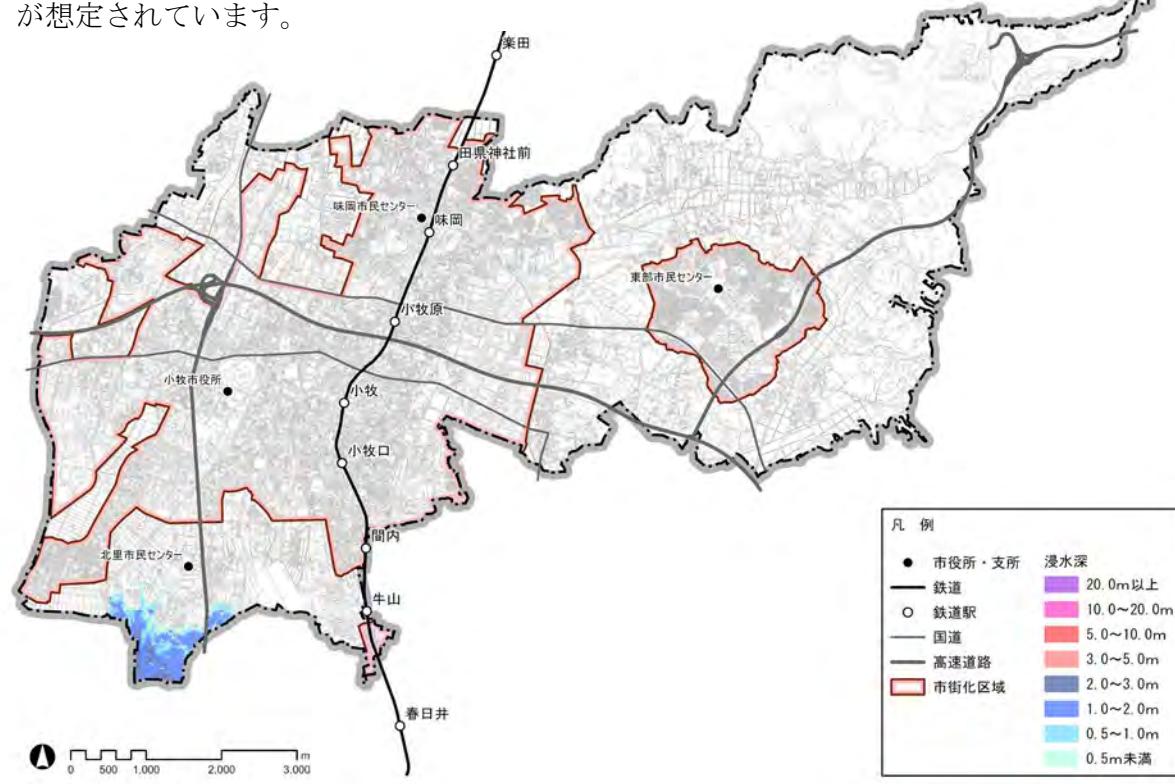
- ・市南西部における市街化調整区域の一部で浸水深0.5m未満の浸水が想定されています。



(出典: 愛知県)

【想定最大規模】

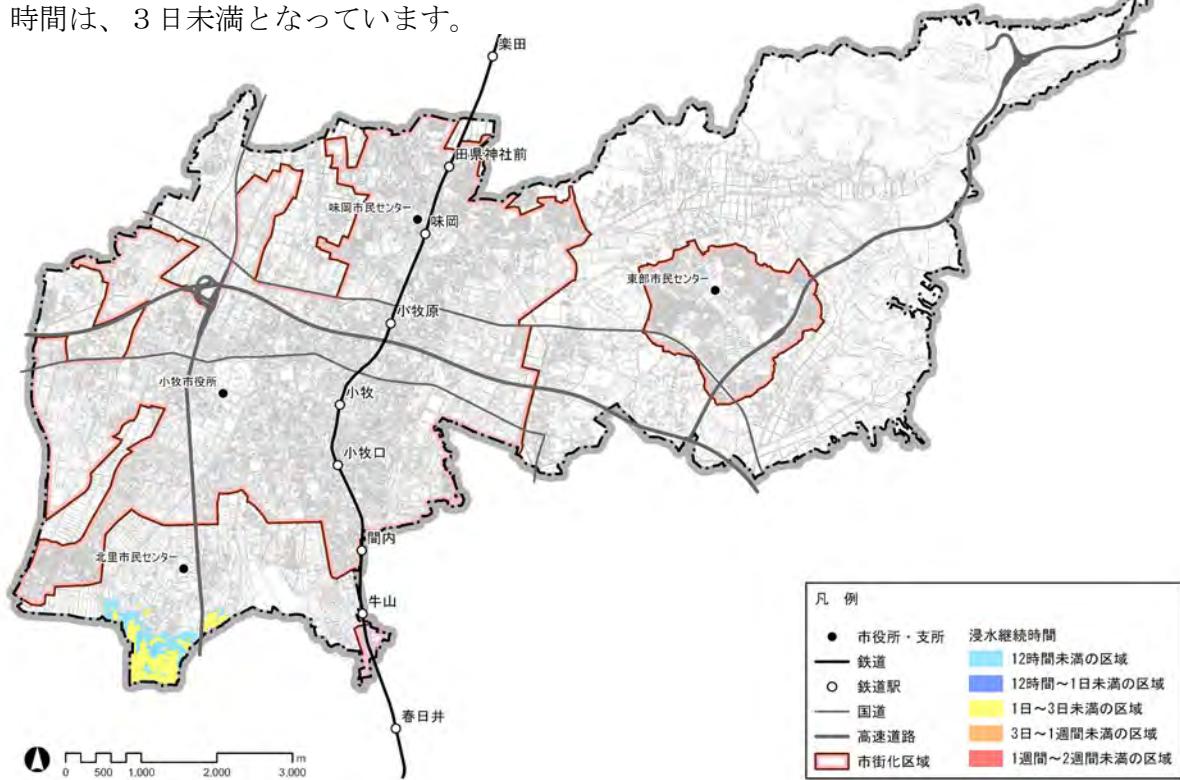
- 市南西部における市街化調整区域の一部で浸水深0.5m以上の浸水が想定されています。



(出典: 愛知県)

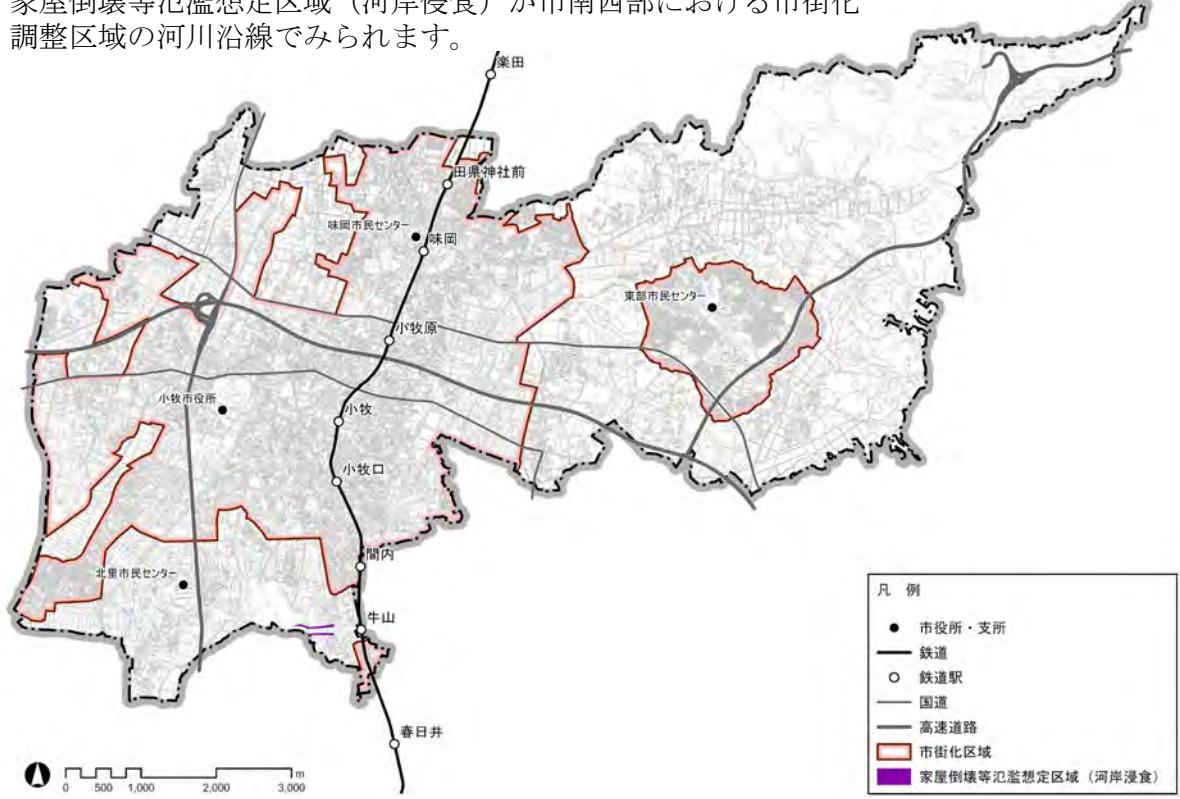
【浸水継続時間】

- 市南西部における市街化調整区域の一部で想定される浸水の継続時間は、3日未満となっています。



【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】

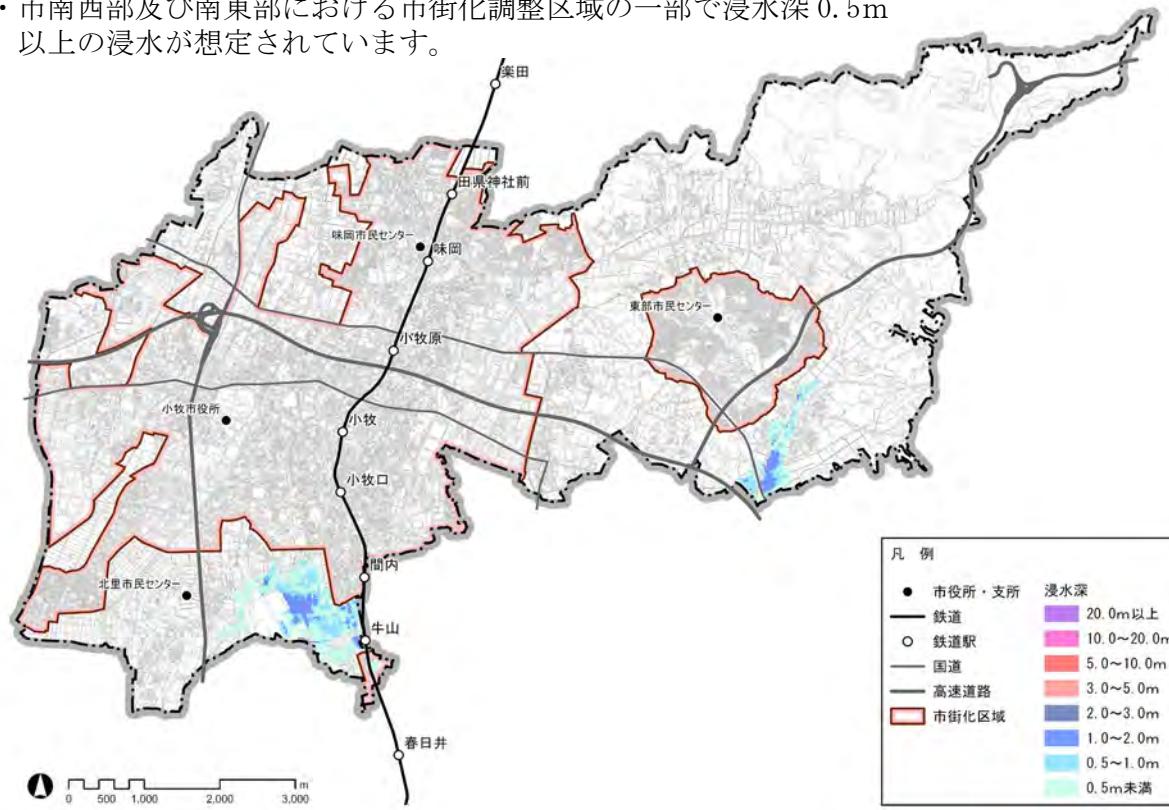
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が市南西部における市街化調整区域の河川沿線でみられます。



庄内川水系八田川流域浸水予想図

【想定最大規模】※計画規模は該当なし

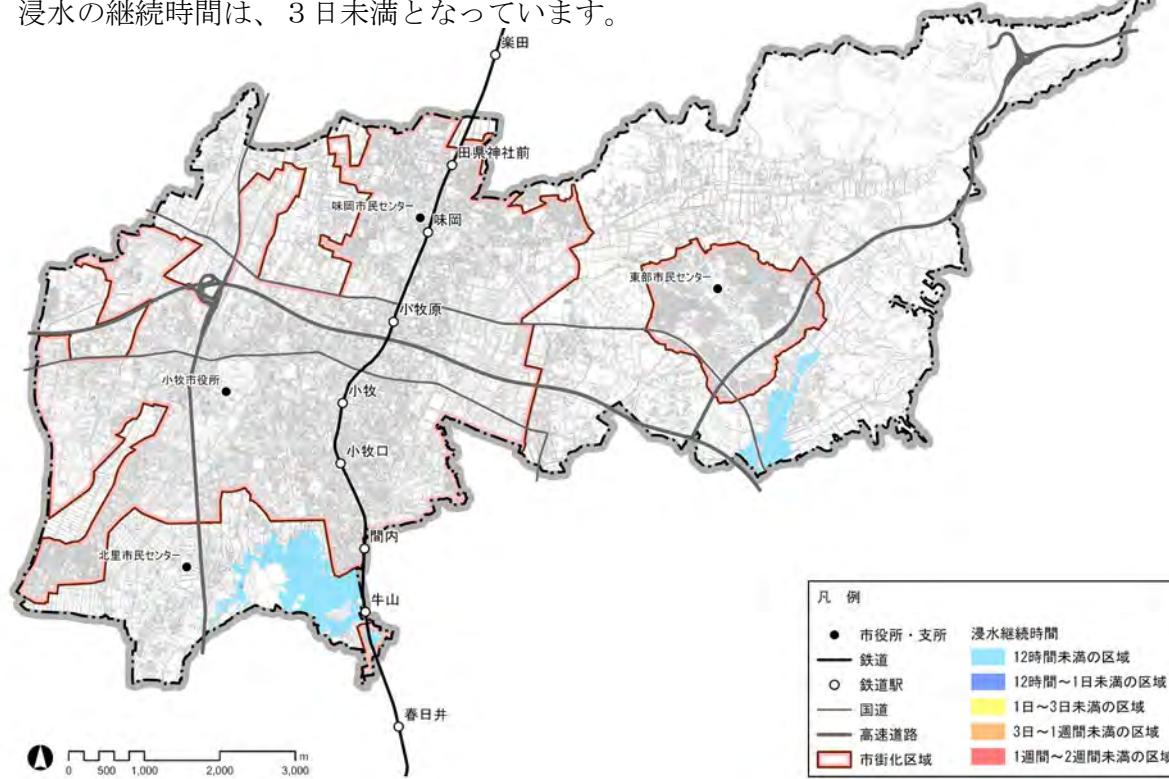
- 市南西部及び南東部における市街化調整区域の一部で浸水深0.5m以上の浸水が想定されています。



(出典：愛知県)

【浸水継続時間】

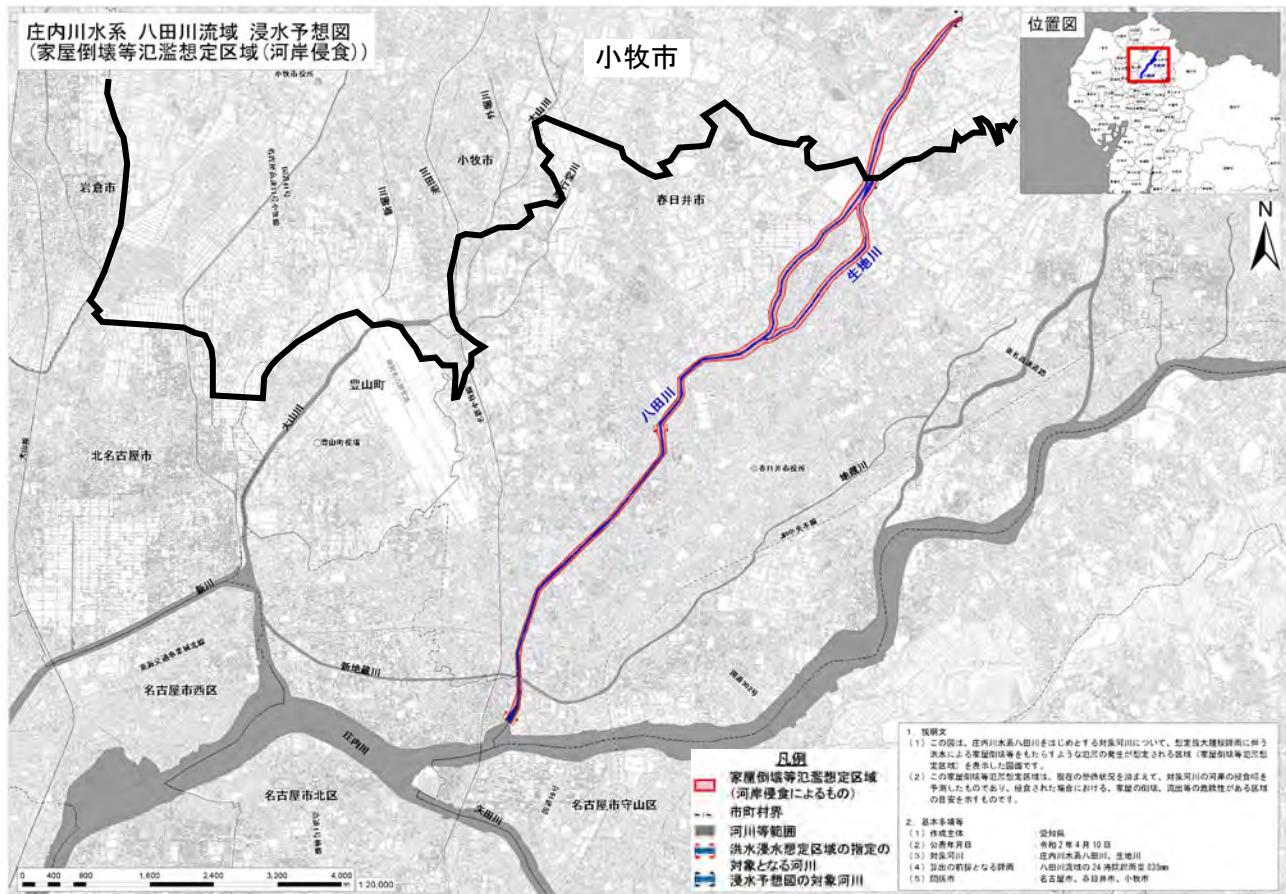
- 市南西部及び南東部における市街化調整区域の一部で想定される浸水の継続時間は、3日未満となっています。



(出典：愛知県)

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が市南東部における市街化調整区域の河川沿線でみられます。

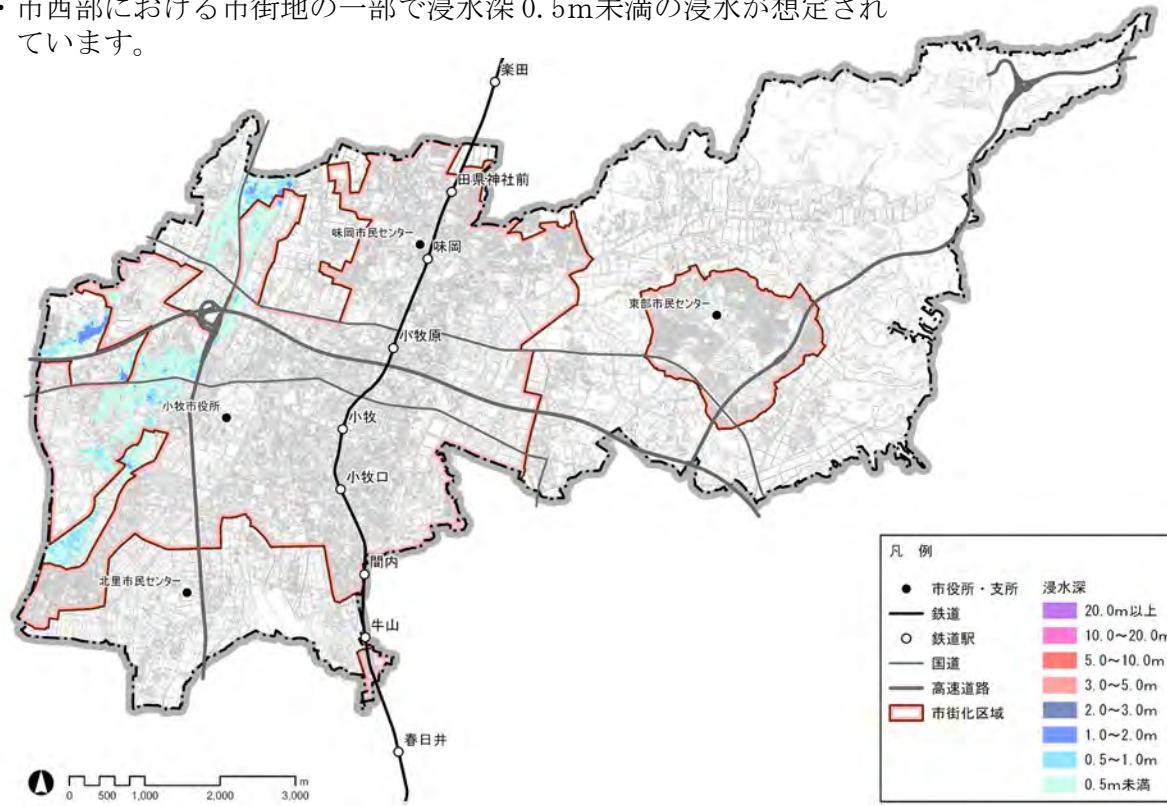


(出典: 愛知県)

庄内川水系新川流域五条川浸水予想図

【計画規模】

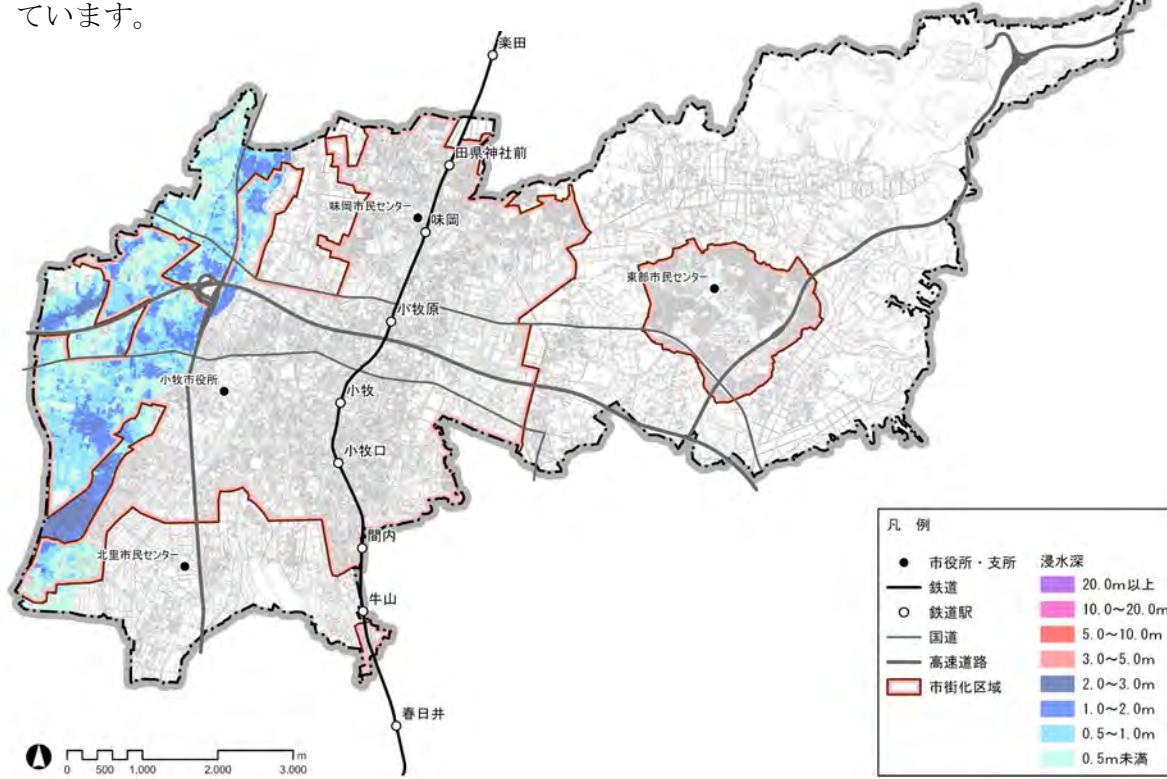
- 市西部における市街地の一部で浸水深0.5m未満の浸水が想定されています。



(出典：愛知県)

【想定最大規模】

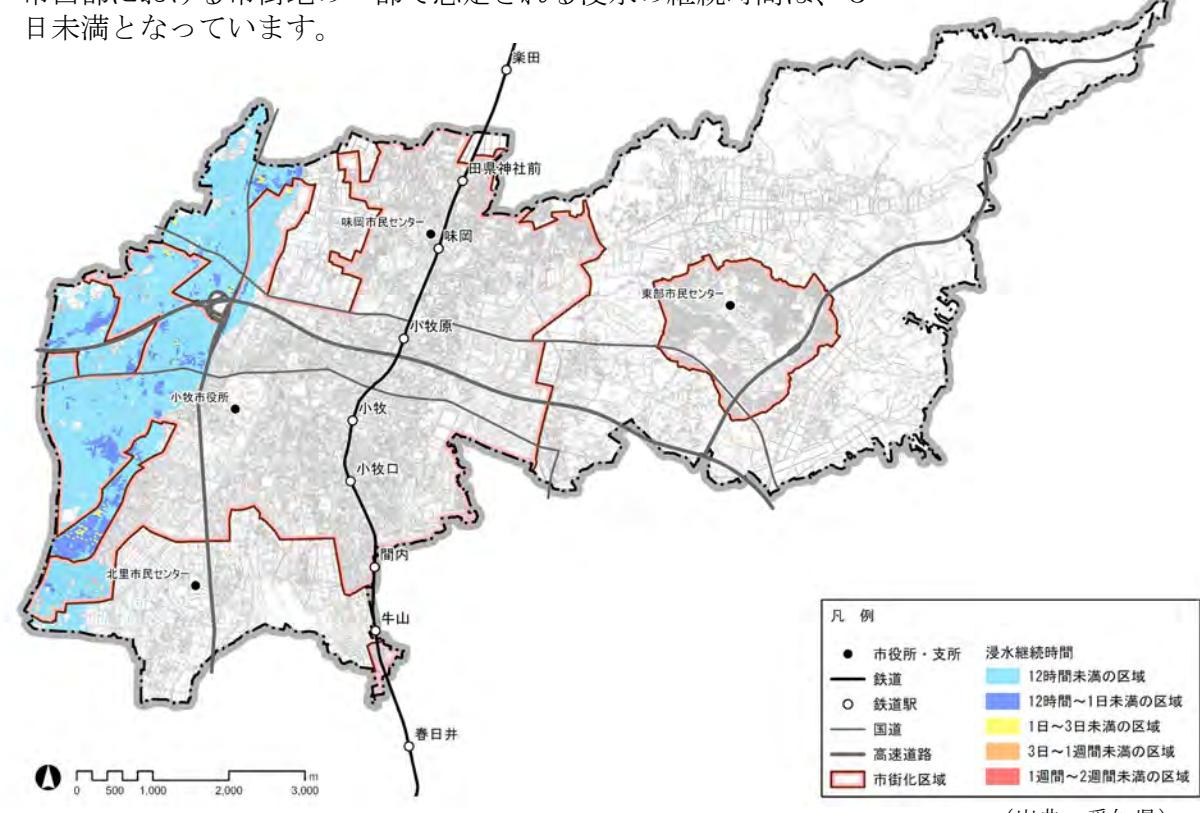
- 市西部における市街地の一部で浸水深0.5m以上の浸水が想定されています。



(出典：愛知県)

【浸水継続時間】

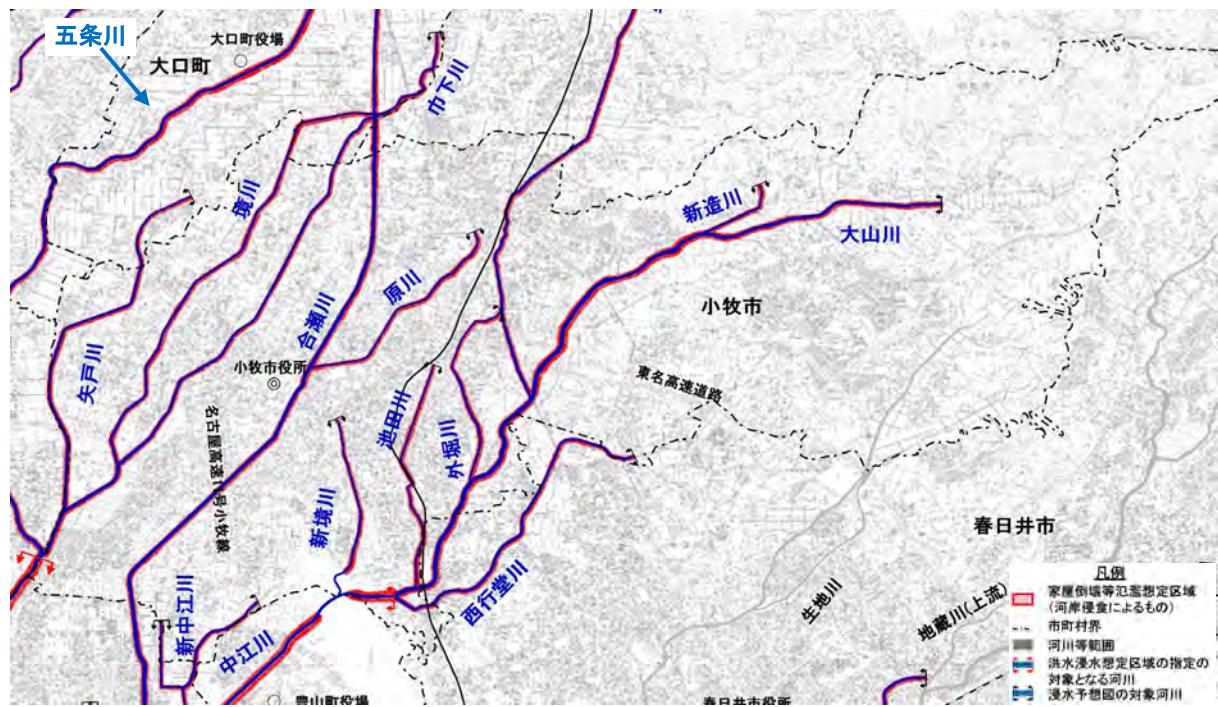
- 市西部における市街地の一部で想定される浸水の継続時間は、3日未満となっています。



(出典: 愛知県)

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】※新川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域を表示

- 市西部を南北に複数の河川（五条川、矢戸川、境川、巾下側）が流れており、これら河川沿線は河岸侵食が懸念される家屋倒壊等氾濫想定区域となっています。

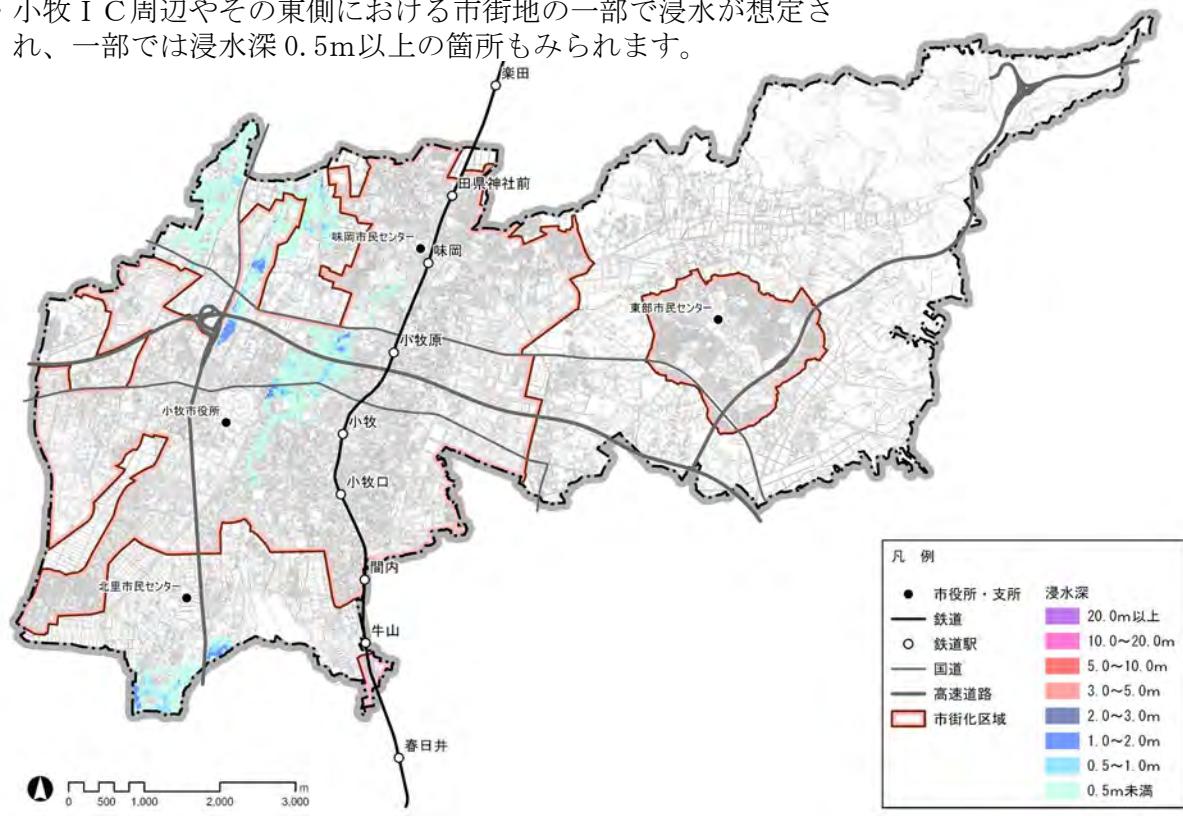


(出典: 愛知県)

庄内川水系新川流域合瀬川浸水予想図

【計画規模】

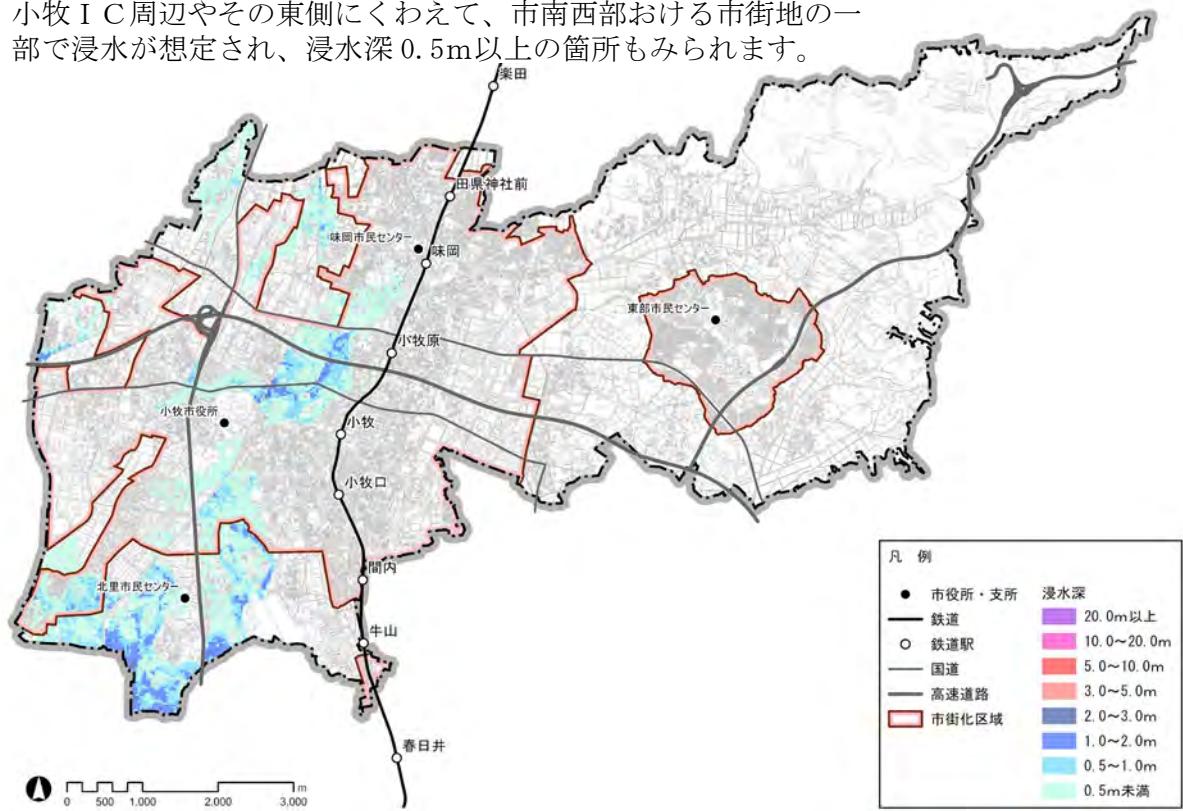
- ・小牧 I C周辺やその東側における市街地の一部で浸水が想定され、一部では浸水深0.5m以上の箇所もみられます。



(出典：愛知県)

【想定最大規模】

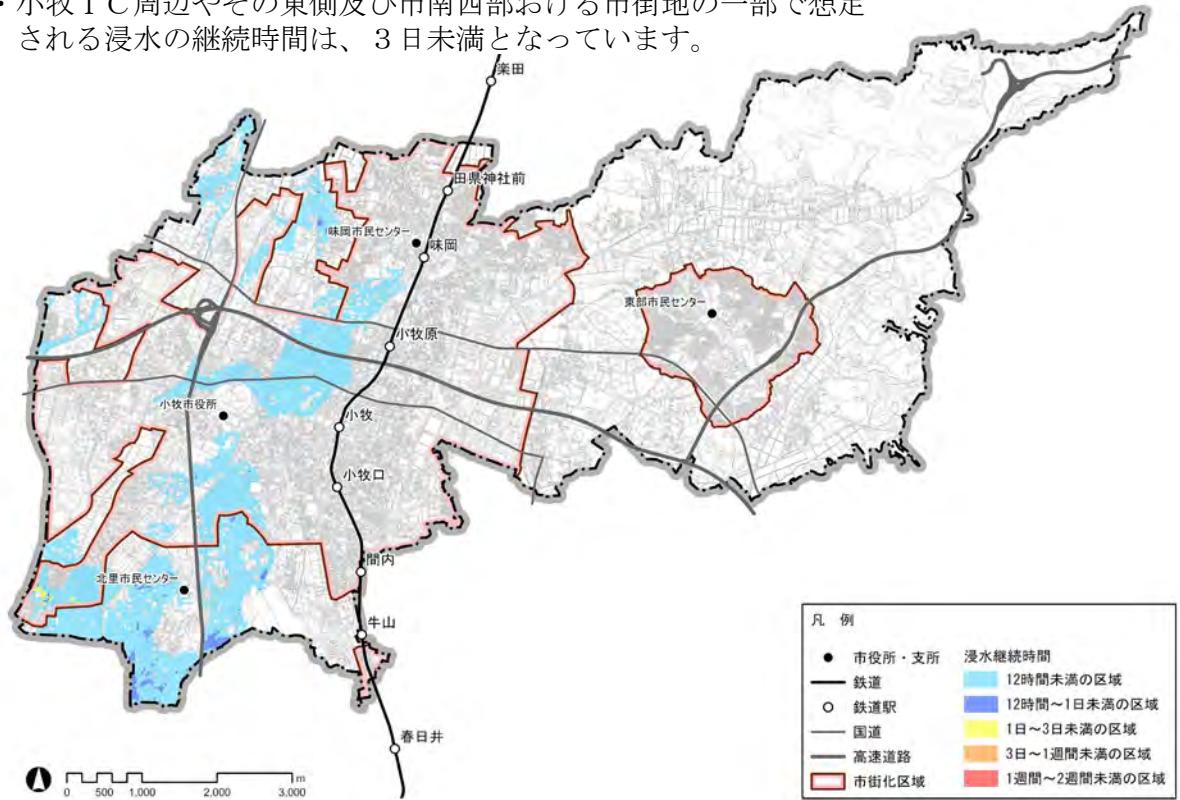
- ・小牧 I C周辺やその東側にくわえて、市南西部における市街地の一部で浸水が想定され、浸水深0.5m以上の箇所もみられます。



(出典：愛知県)

【浸水継続時間】

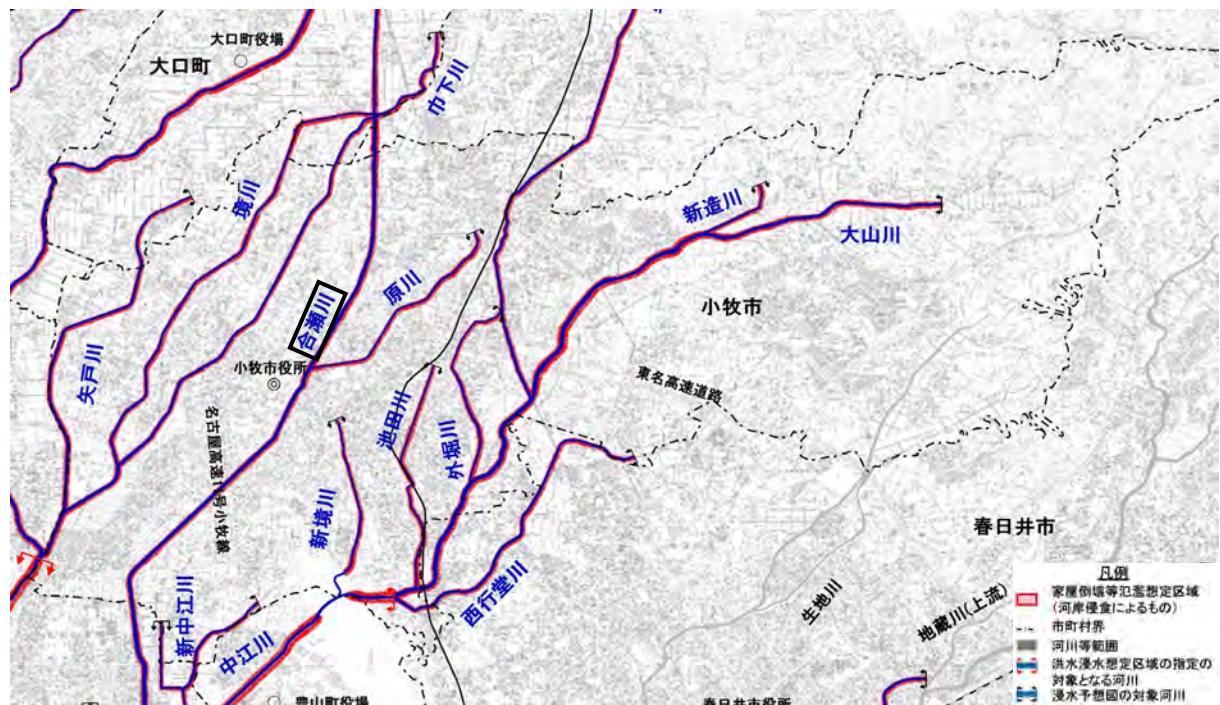
- ・小牧 IC周辺やその東側及び市南西部における市街地の一部で想定される浸水の継続時間は、3日未満となっています。



(出典: 愛知県)

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】※新川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域を表示

- 市西部を南北に合瀬川、原川が流れており、これら河川沿線は河岸侵食が懸念される家屋倒壊等氾濫想定区域となっています。

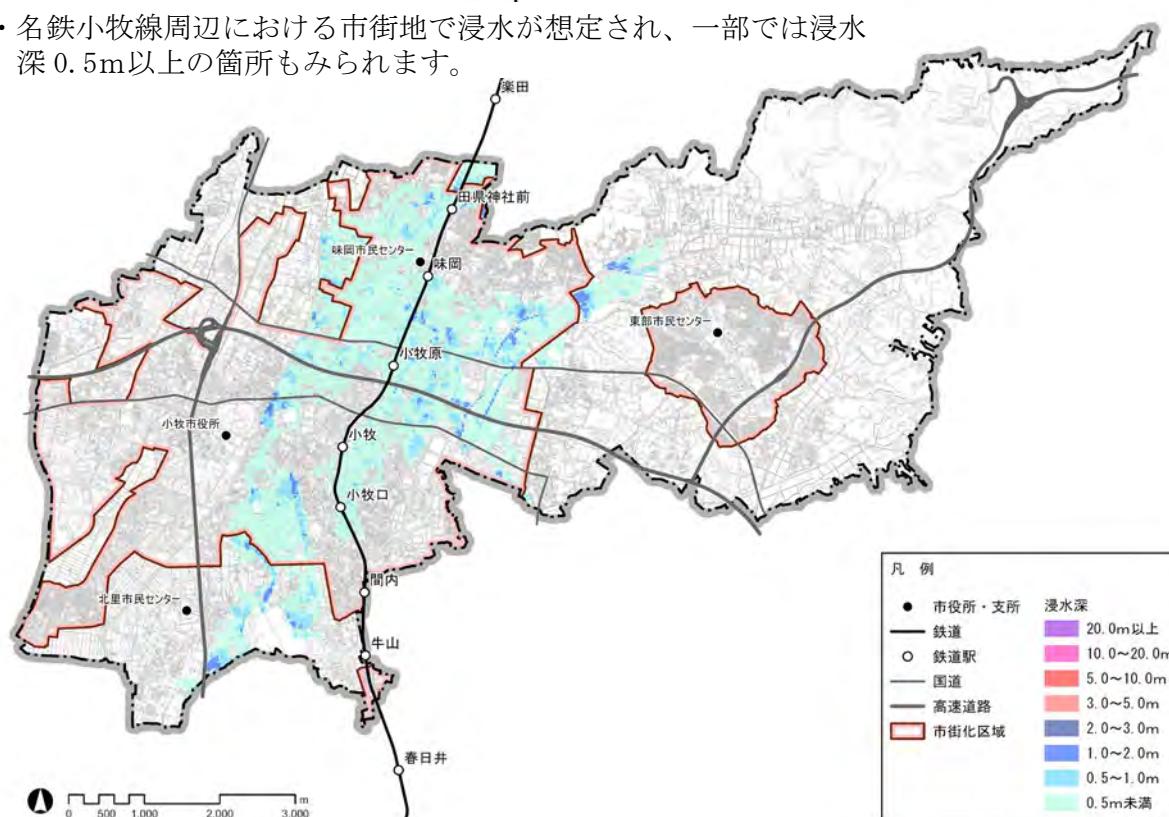


(出典: 愛知県)

庄内川水系新川流域大山川浸水予想図

【計画規模】

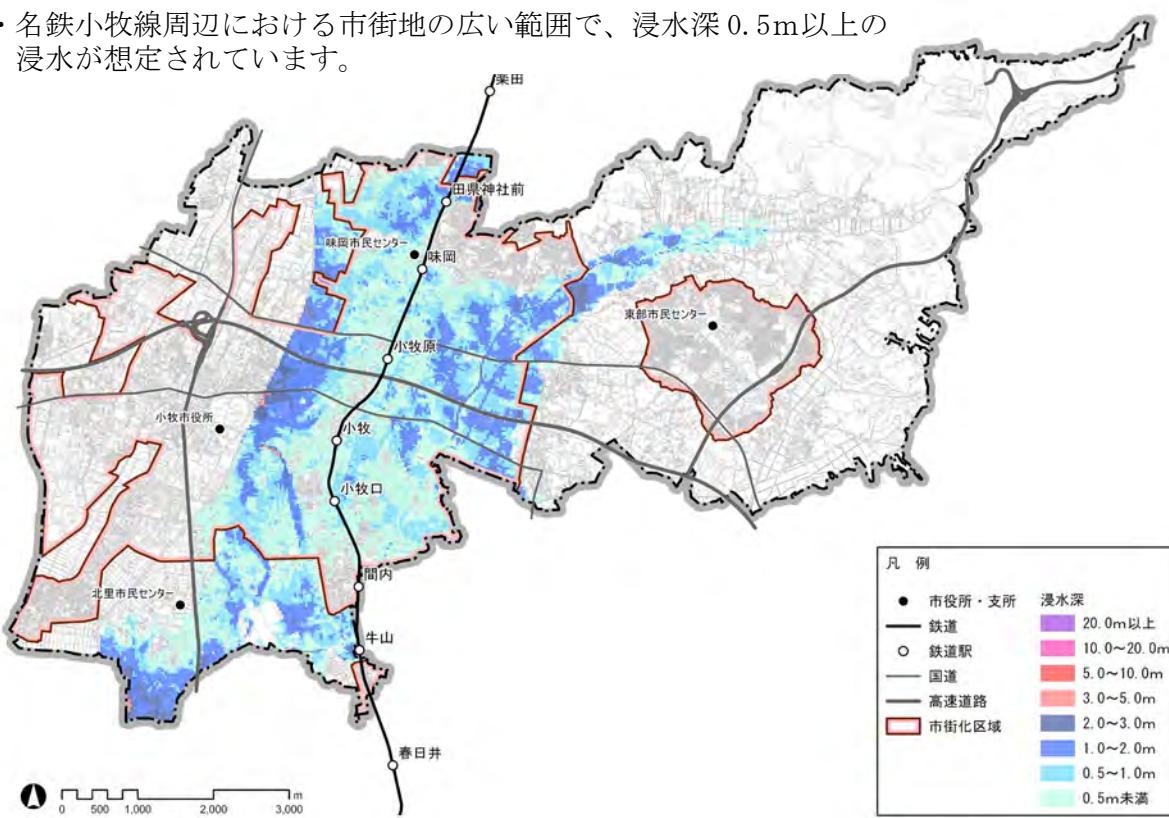
- 名鉄小牧線周辺における市街地で浸水が想定され、一部では浸水深0.5m以上の箇所もみられます。



(出典：愛知県)

【想定最大規模】

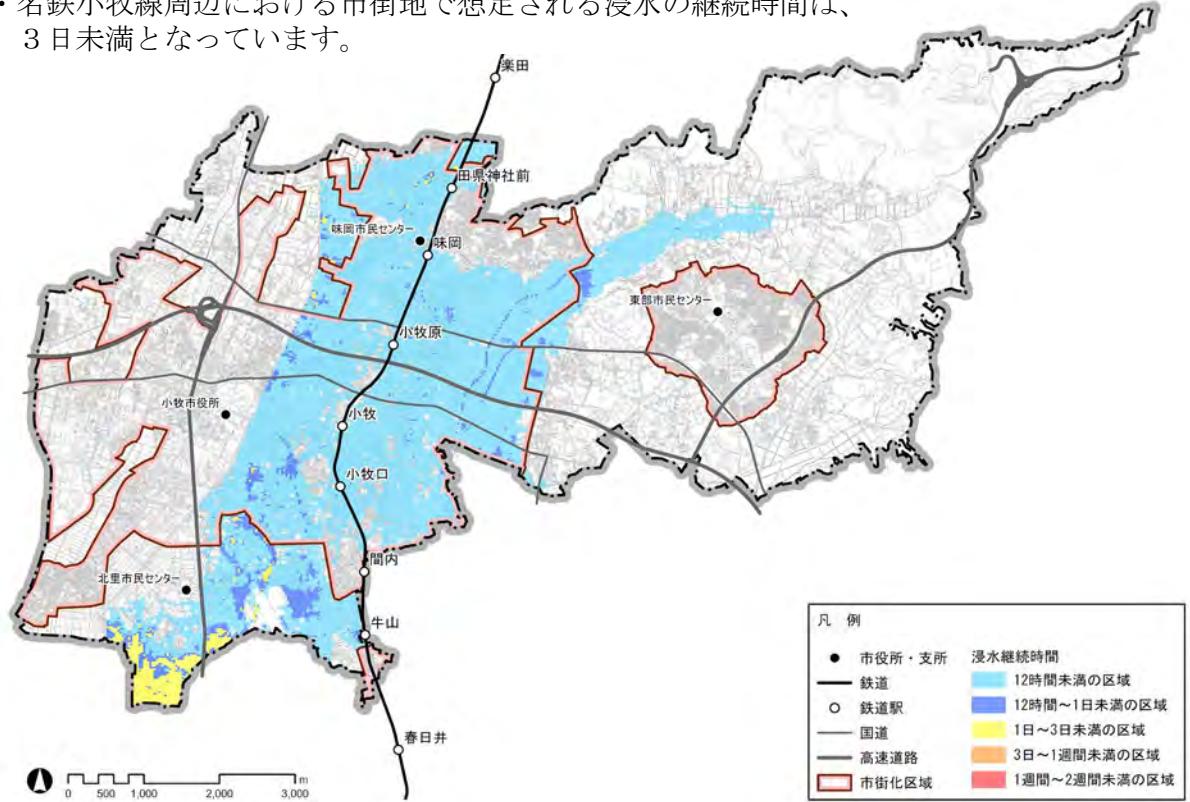
- 名鉄小牧線周辺における市街地の広い範囲で、浸水深0.5m以上の浸水が想定されています。



(出典：愛知県)

【浸水継続時間】

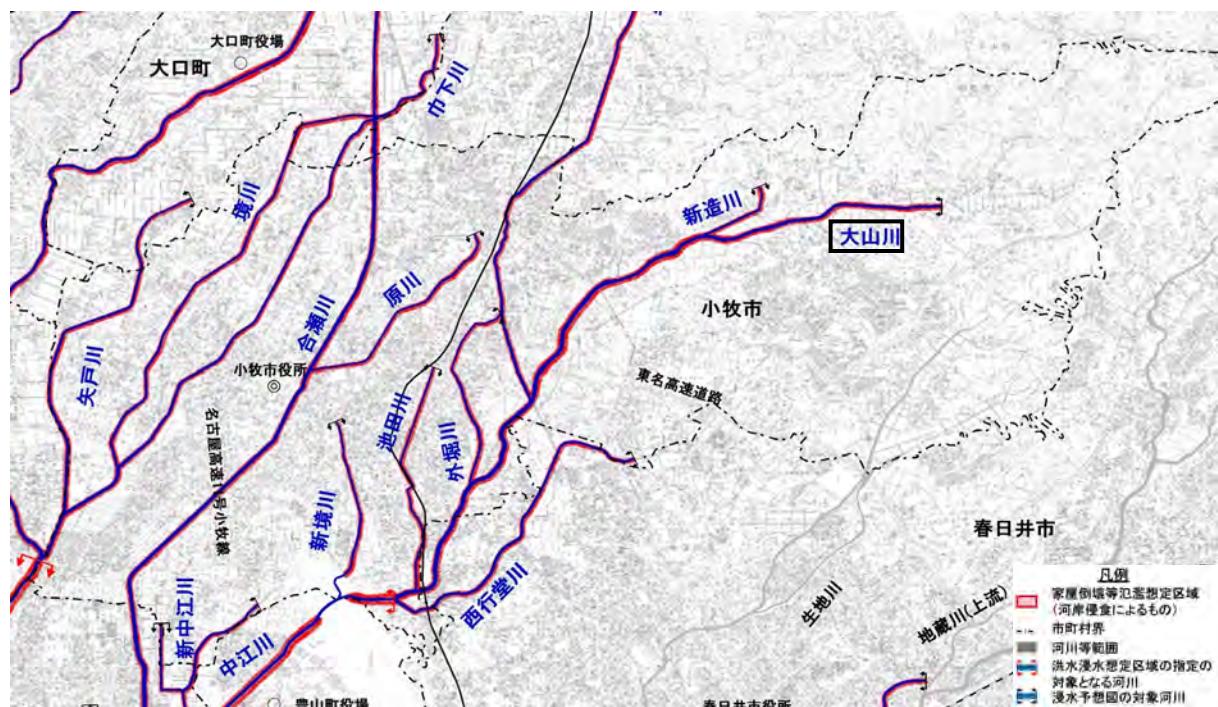
- ・名鉄小牧線周辺における市街地で想定される浸水の継続時間は、3日未満となっています。



(出典: 愛知県)

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】※新川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域を表示

- 市西部を南北に河川（大山川、薬師川、新造川、外堀川、池田川、新境川）が流れています。これら河川沿線は河岸侵食が懸念される家屋倒壊等氾濫想定区域となっています。

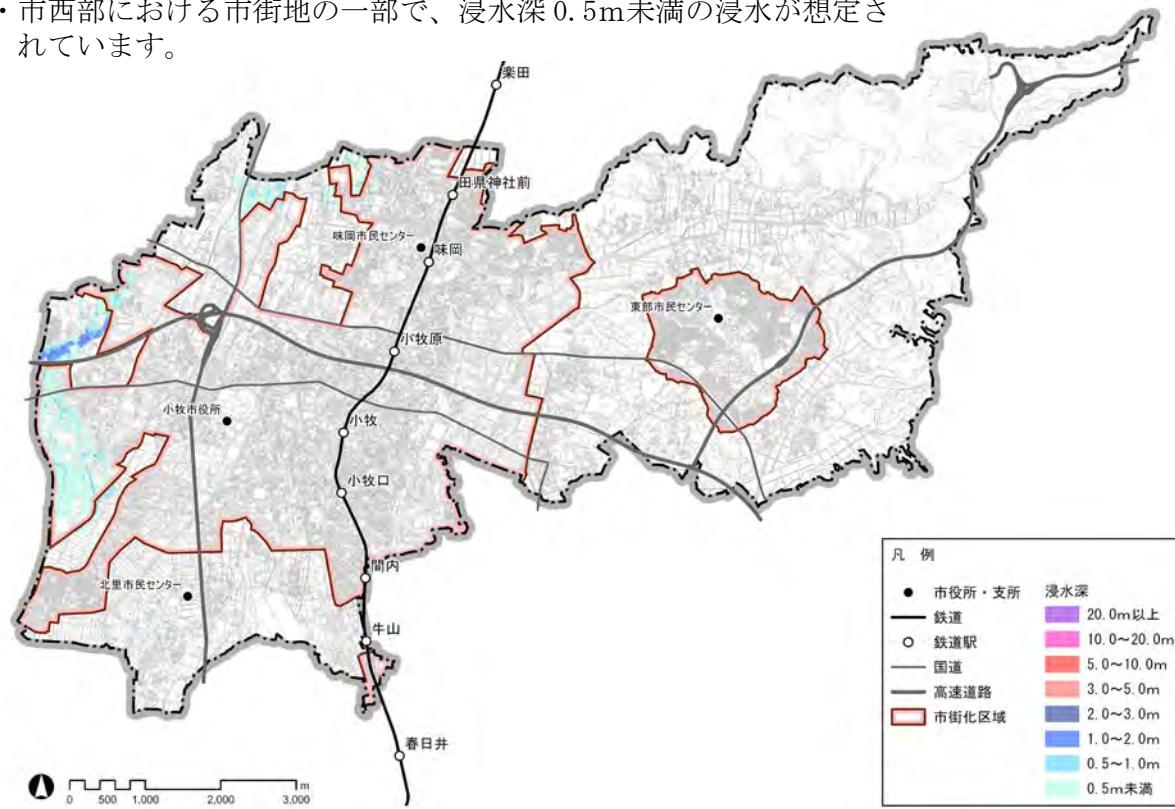


(出典: 愛知県)

木曽川水系郷瀬川流域浸水予想図

【計画規模】

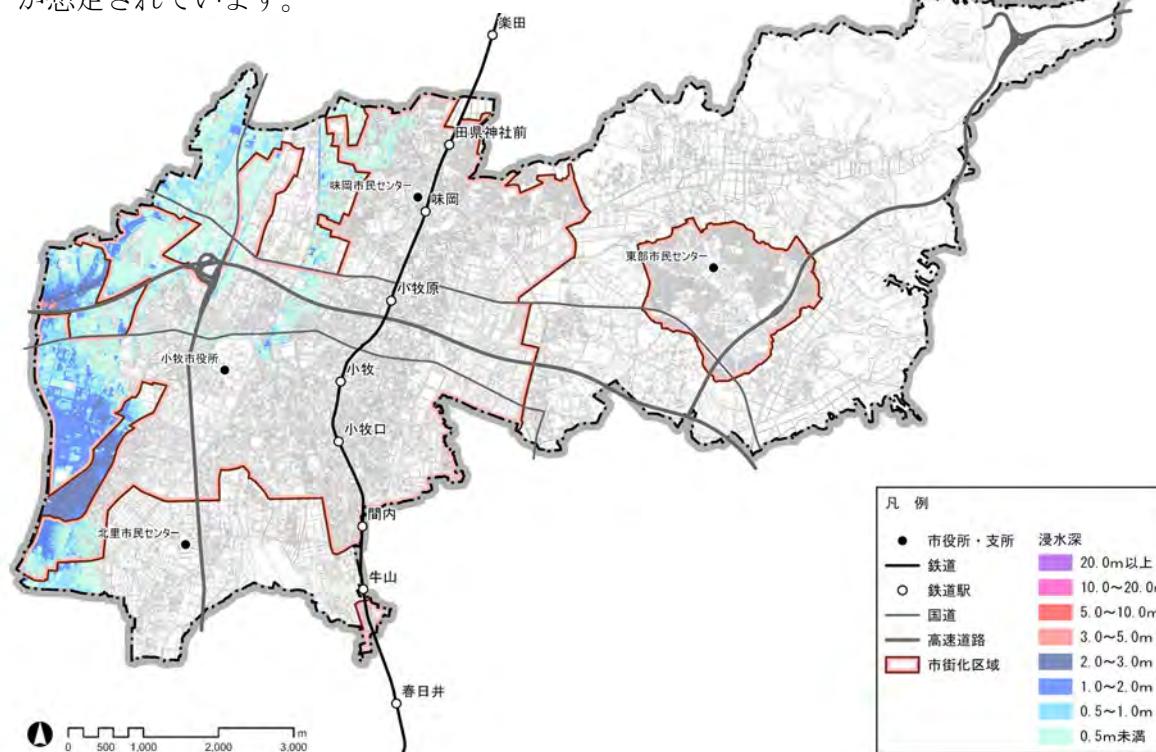
- ・市西部における市街地の一部で、浸水深0.5m未満の浸水が想定されています。



(出典: 愛知県)

【想定最大規模】

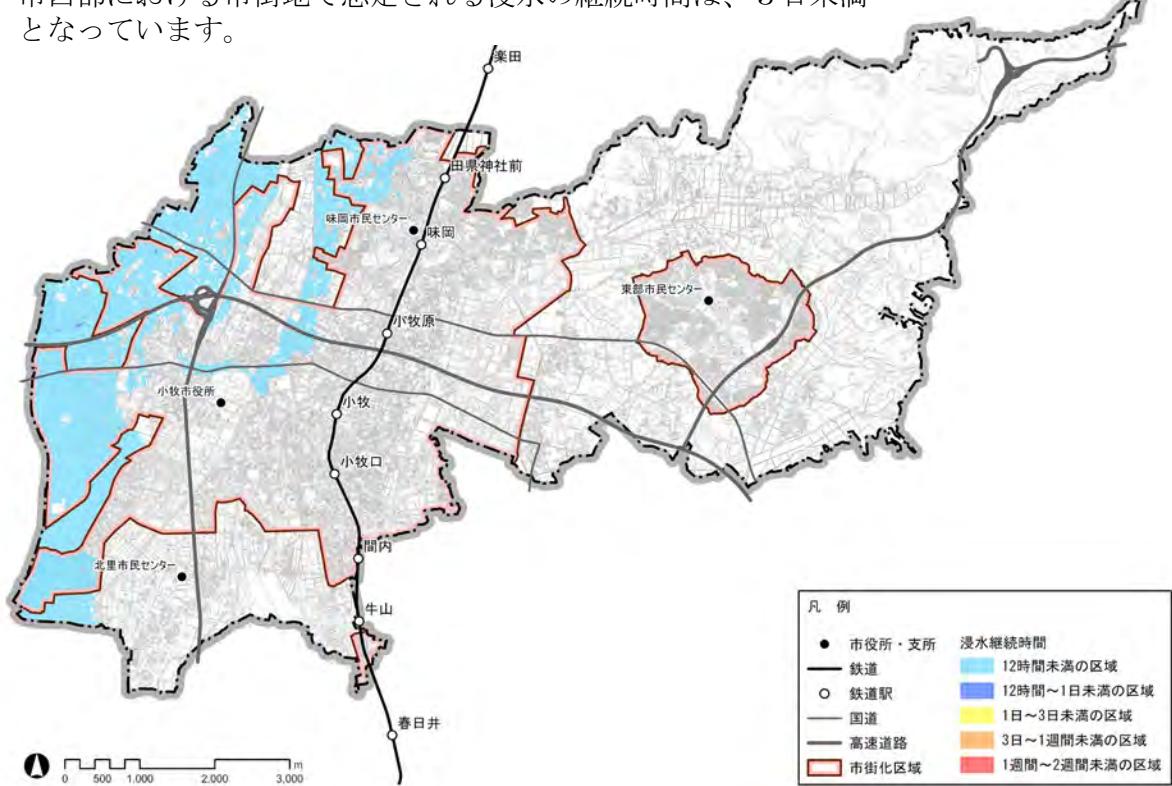
- ・市西部における市街地で浸水が想定され、浸水深0.5m以上の浸水が想定されています。



(出典: 愛知県)

【浸水継続時間】

- 市西部における市街地で想定される浸水の継続時間は、3日未満となっています。

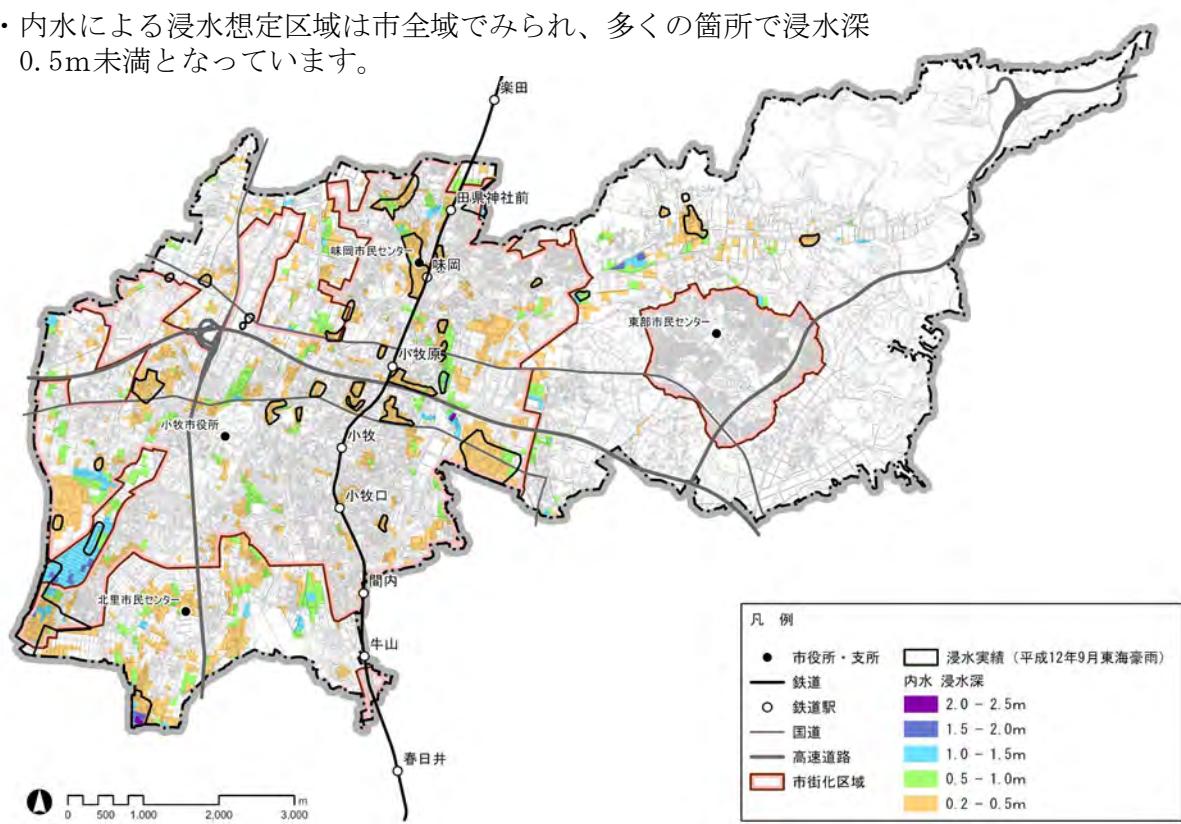


(出典：愛知県)

②内水

【内水浸水想定区域、浸水実績エリア】

- 内水による浸水想定区域は市全域でみられ、多くの箇所で浸水深0.5m未満となっています。

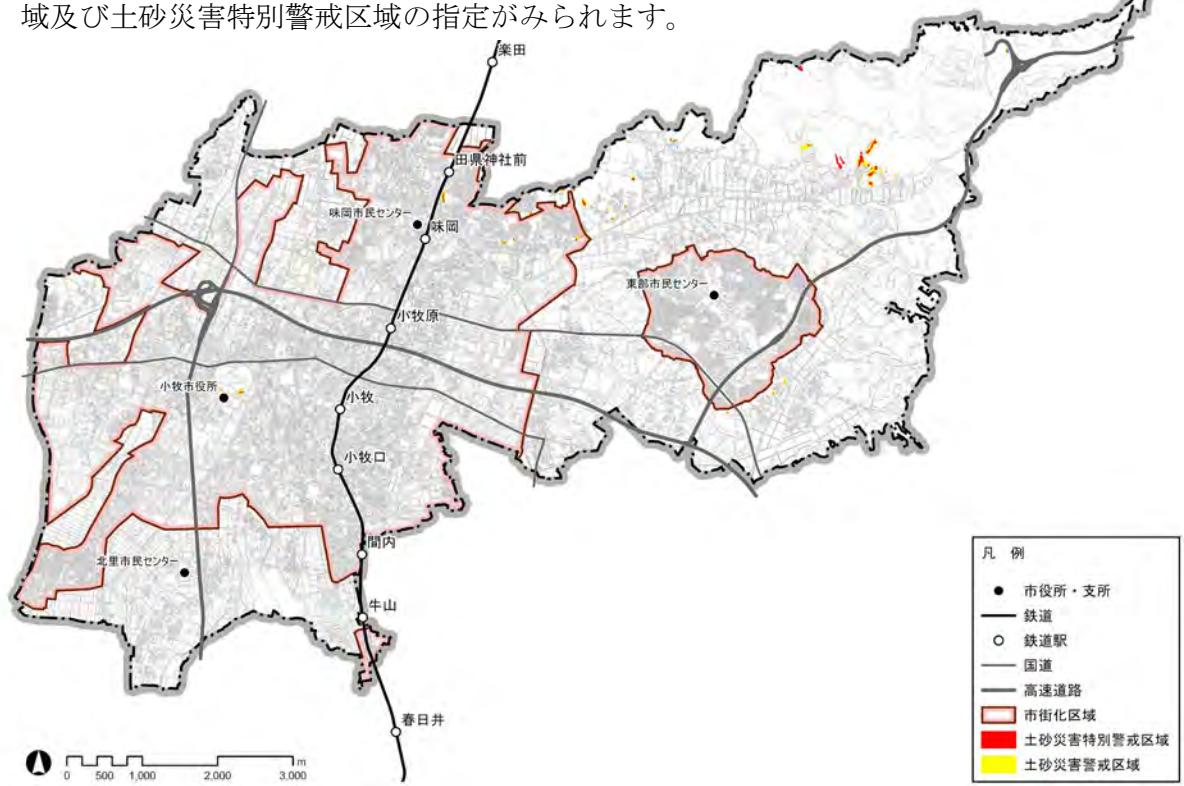


(出典：小牧市)

③土砂災害

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

- 本市の市街化区域において、小牧山等の傾斜地で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がみられます。



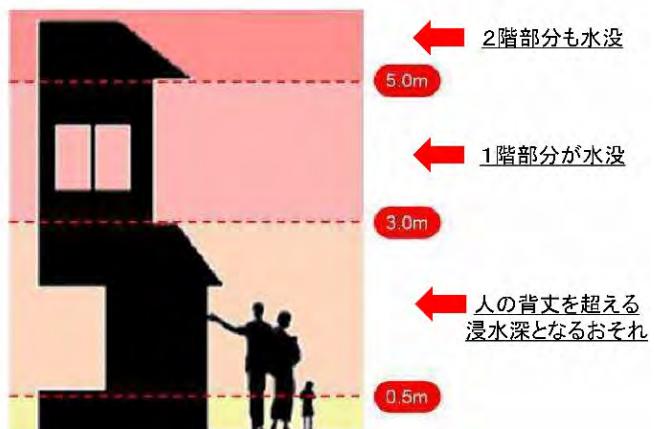
(出典：愛知県オープンデータ)

3 災害リスクの分析

(1)リスク分析の目安の整理

災害種別ごとに災害リスクが想定されている地域を整理します。災害リスクの分析については、下図の「浸水深と人的被害リスクのイメージ」を参照し、1階床上が浸水する浸水深0.5m、2階床上まで浸水し2階への垂直避難が困難になる浸水深3.0mを目安とします。

表XI-3 浸水深と人的被害リスクのイメージ

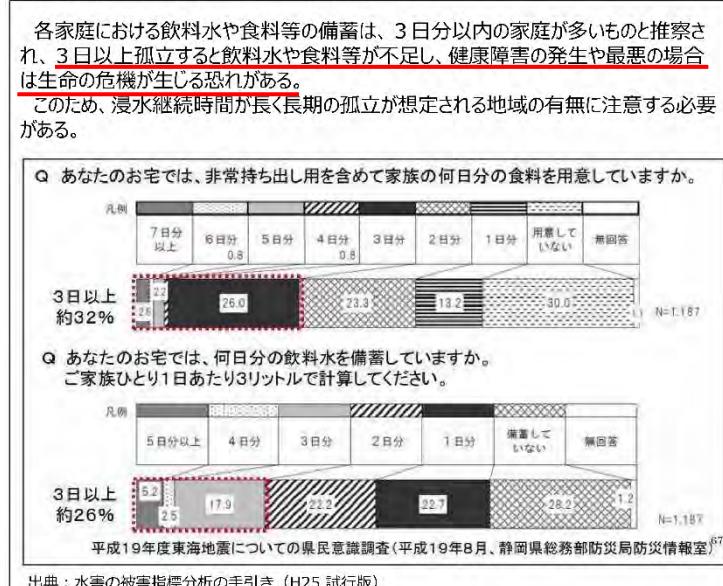


(資料:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))

また、浸水継続時間（洪水の想定最大規模のみ公表）については、下図の「浸水継続時間と避難生活環境」を参照し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間3日以上を目安とします。

表XI-4 浸水継続時間と人的被害

①浸水継続時間と避難生活環境



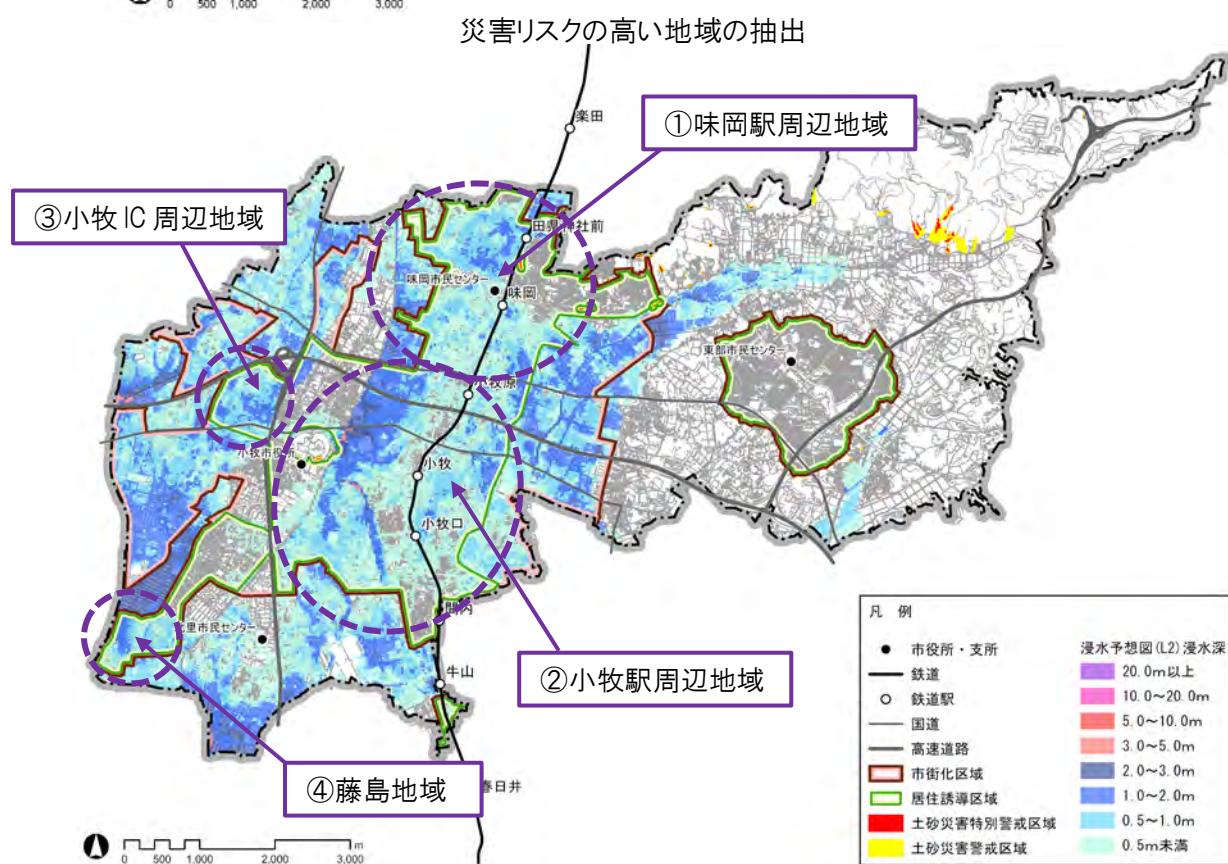
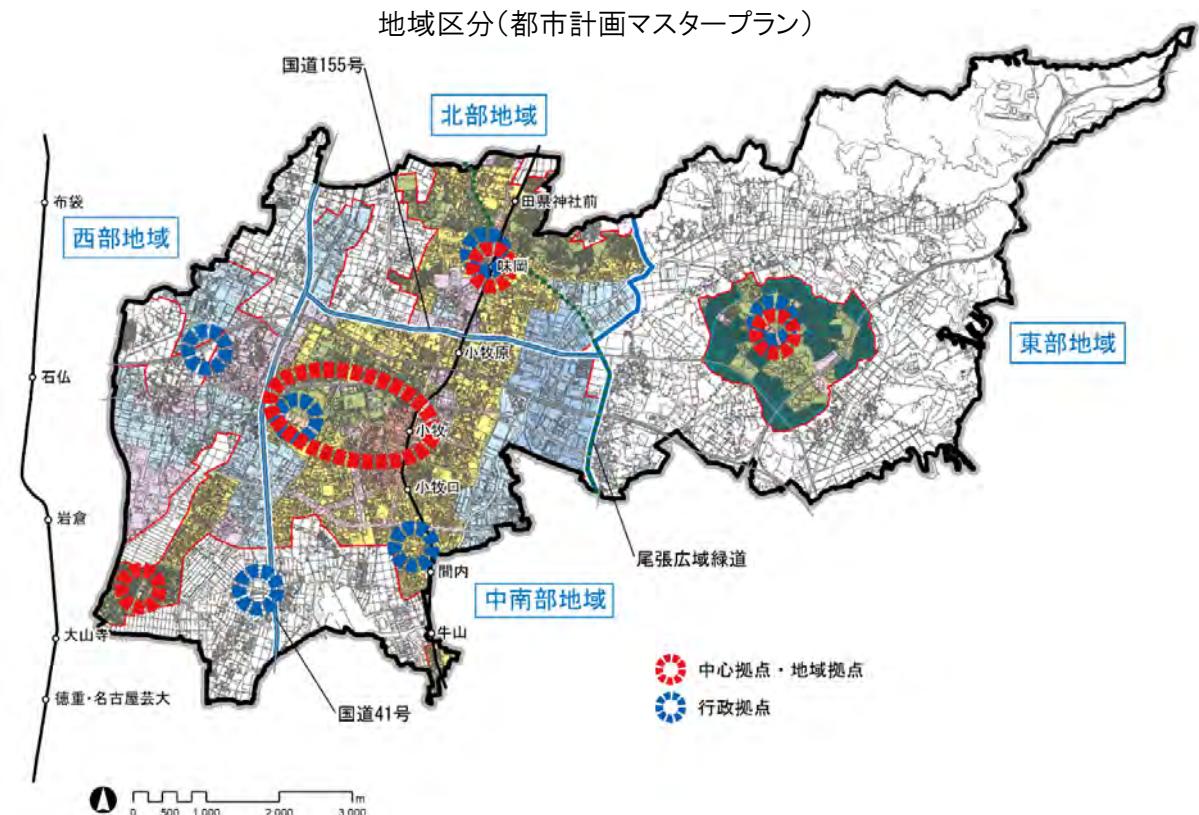
出典：水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）

(資料:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))

家屋倒壊のリスクについては、家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水の想定最大規模のみ公表）の区域内に建物があるかどうかを目安とします。

(2) 災害リスク分析の対象地域抽出

整理した災害ハザード情報を基に、災害リスク分析の対象地域を抽出します。この際、洪水については、浸水想定区域よりも浸水範囲が広い浸水予想図により検討します。また、都市計画マスターplanの地域区分を踏まえ、居住誘導区域を対象に抽出します。



(3) 災害リスクの分析

災害リスクの分析にあたっては、抽出した対象地域ごとに整理します。

また、災害リスクの分析については、以下の考え方に基づき、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせます。

なお、内水については、市街化区域の広い範囲で浸水が想定されていますが、ほとんどが浸水深0.5m未満となっていることを踏まえ、地域ごとに分析は行いませんが、市全域で対応していくこととします。

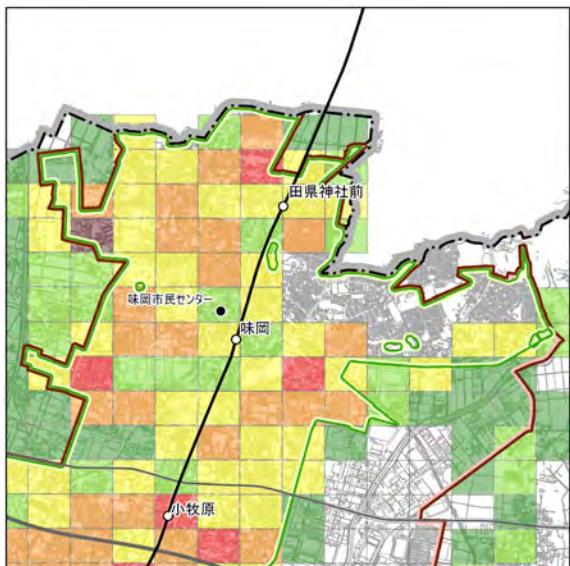
災害ハザード		都市情報	分析の視点	
洪水	浸水深	・人口分布 ・高齢者分布	想定される浸水被害等を確認する	■浸水の影響を受ける人口規模の観点 ・浸水被害の影響がある人口規模等を確認する
		・避難所 ・避難所徒歩圏		■水平避難の観点 ・浸水が想定される避難所を確認する ・浸水想定区域から徒歩での避難が可能か確認する
		・建物 ・公共施設		■垂直避難の観点 ・垂直避難が困難で事前に避難が必要となる建物を確認する ■公共施設の安全性の観点 ・浸水被害が想定される公共施設を確認する
洪水 想定最大規模	家屋倒壊等氾濫想定区域	・建物 ・公共施設	洪水による家屋への被害等を確認する	■被害が懸念される家屋の観点 ・河岸侵食、氾濫流により家屋倒壊のおそれがある建物を確認する
土砂災害	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	・建物	洪水による家屋への被害等を確認する	・土砂災害により家屋倒壊のおそれがある建物を確認する

①味岡駅周辺地域

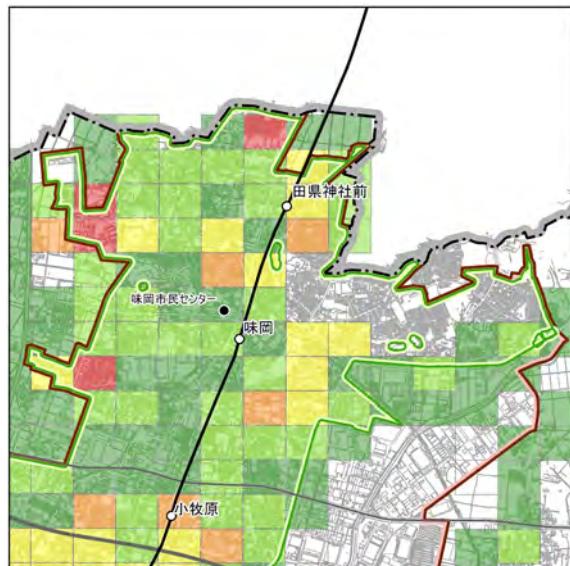
■浸水の影響を受ける人口規模の観点

- ・浸水が想定される味岡駅周辺の市街地では人口集積がみられ、浸水の影響が多くの住民に及ぶことが予測されます。また、高齢者の分布もみられ、自助だけでなく共助による避難等が必要です。

R2 人口分布

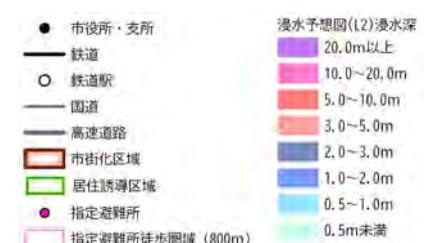
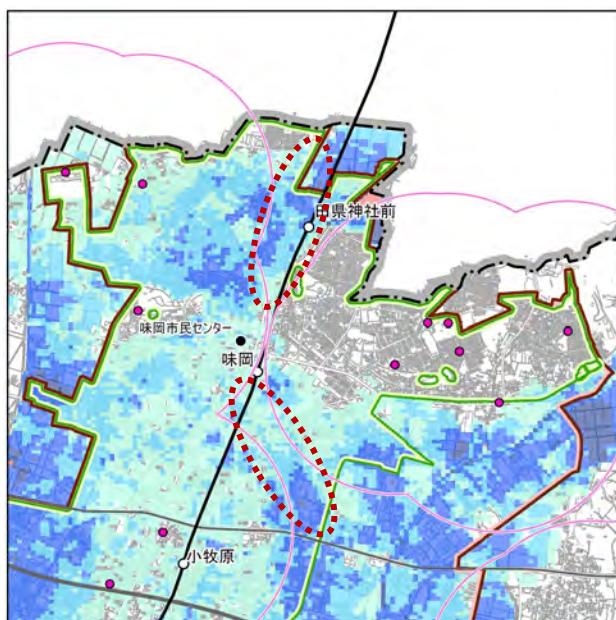


R2 高齢者分布



■水平避難の観点

- ・浸水が想定されている市街地のほとんどが、指定避難所からの徒歩圏域に含まれますが、田県神社前駅周辺や味岡駅南側等の市街地の一部では指定避難所からの徒歩圏域外となっています。

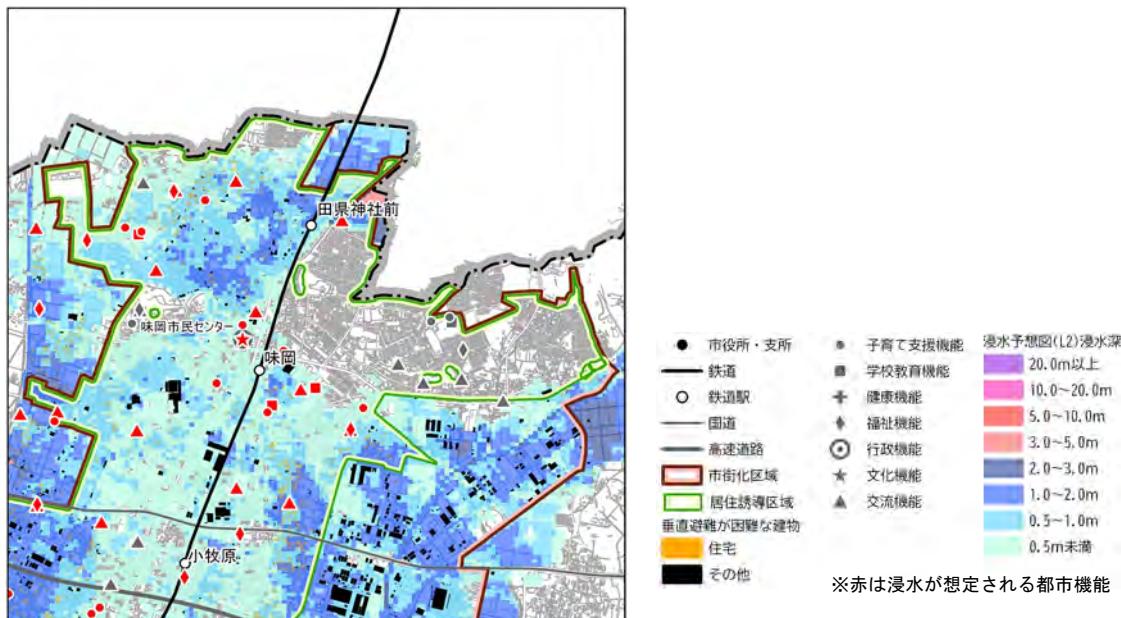


■垂直避難の観点

- 味岡駅周辺の市街地で想定される浸水は、浸水深3.0m未満であり、2階以上への垂直避難が可能ですが、浸水深0.5m以上で床上浸水が想定される平屋建ての建物は垂直避難が難しく、こうした建物の分布が市街地内でもみられます。

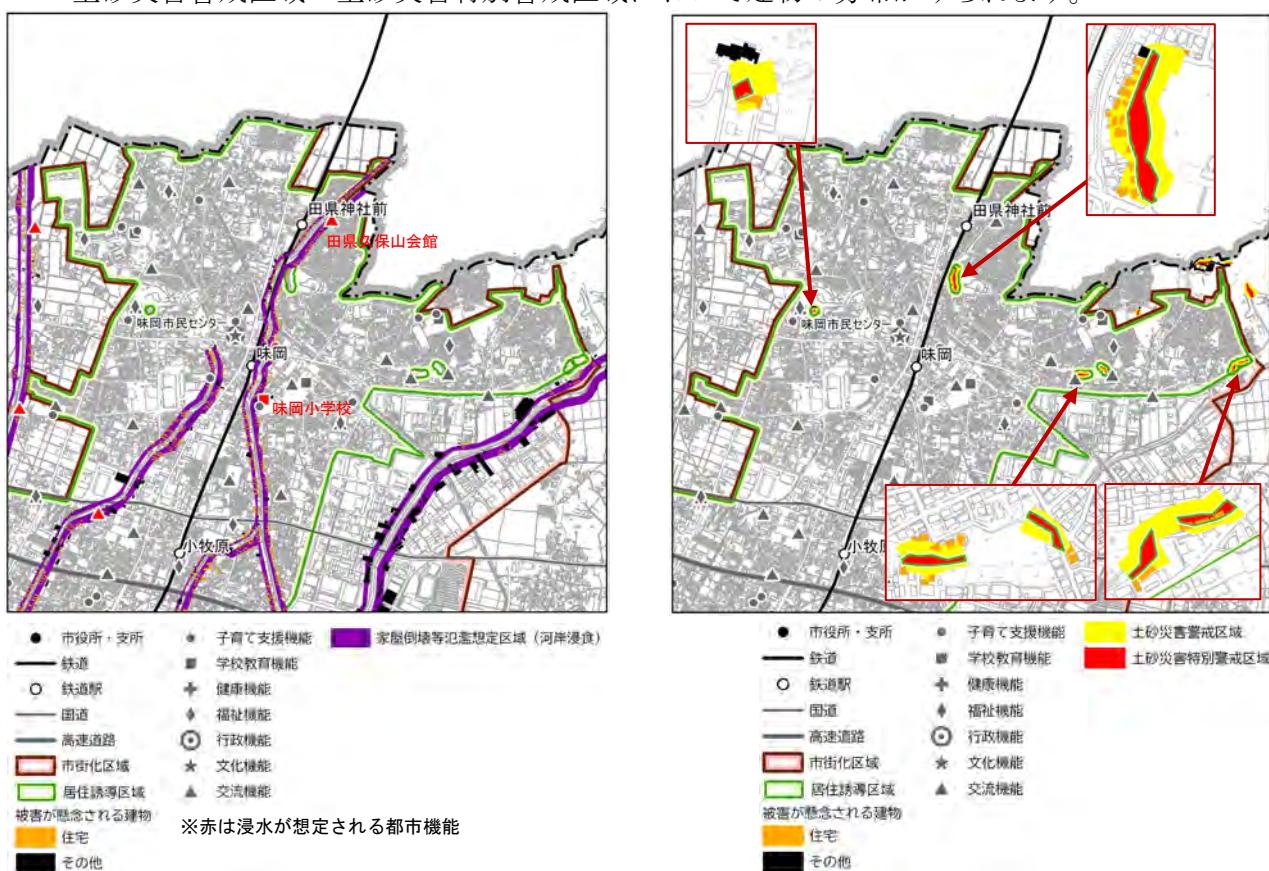
■公共施設の安全性の観点

- 浸水深0.5m以上の浸水が想定される公共公益施設の分布が多くみられます。



■被害が懸念される家屋の観点

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）において建物の分布がみられます。
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において建物の分布がみられます。

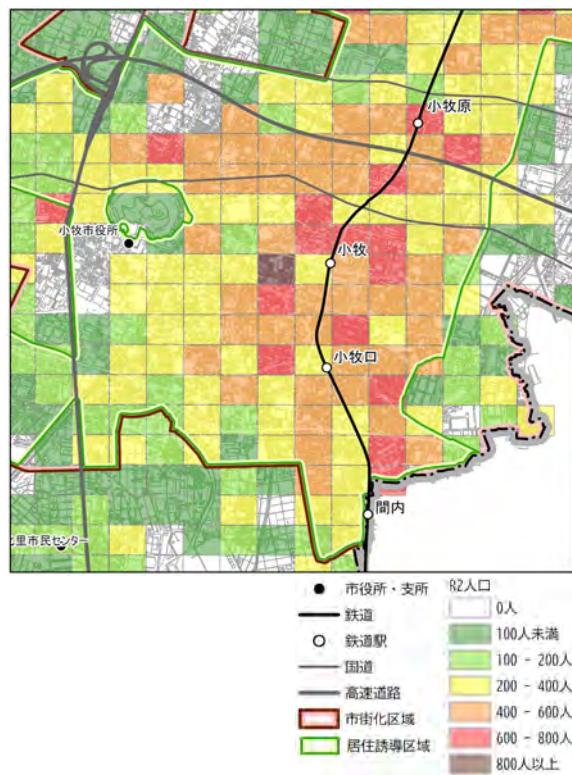


②小牧駅周辺地域

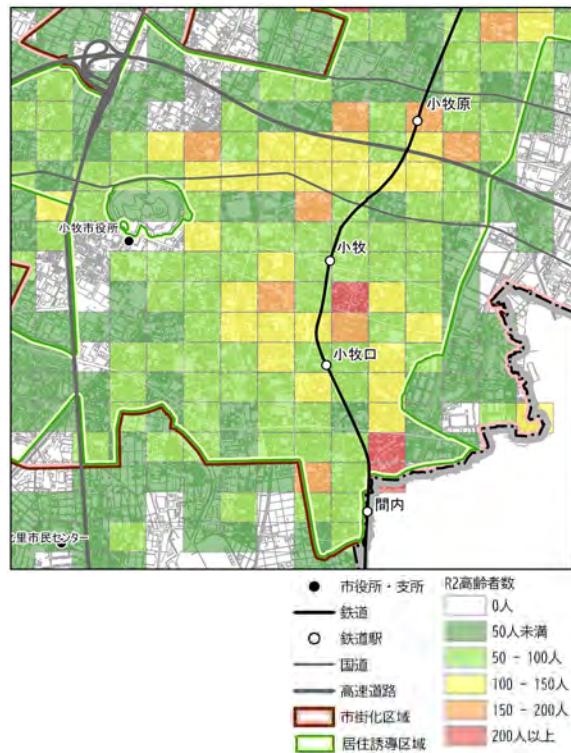
■浸水の影響を受ける人口規模の観点

- ・浸水が想定される小牧駅周辺の市街地では高い人口集積がみられ、浸水の影響が多くの住民に及ぶことが予測されます。また、高齢者の分布もみられ、自助だけでなく共助による避難等が必要です。

R2 人口分布

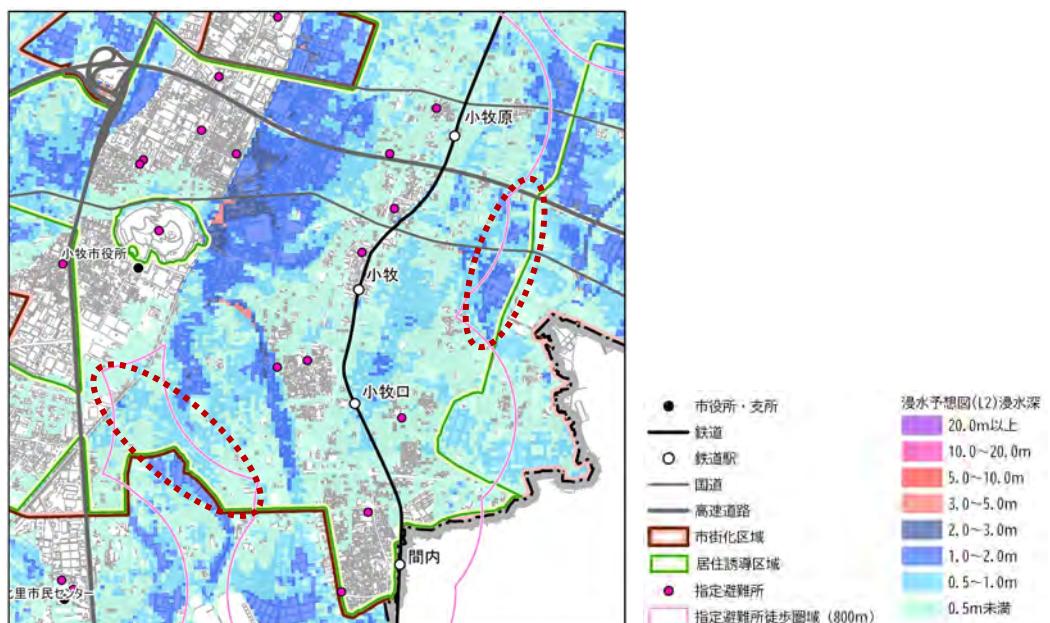


R2 高齢者分布



■水平避難の観点

- ・浸水が想定されている市街地のほとんどが、指定避難所からの徒歩圏域に含まれますが、居住誘導区域の外縁部では指定避難所からの徒歩圏域外となっている箇所がみられます。

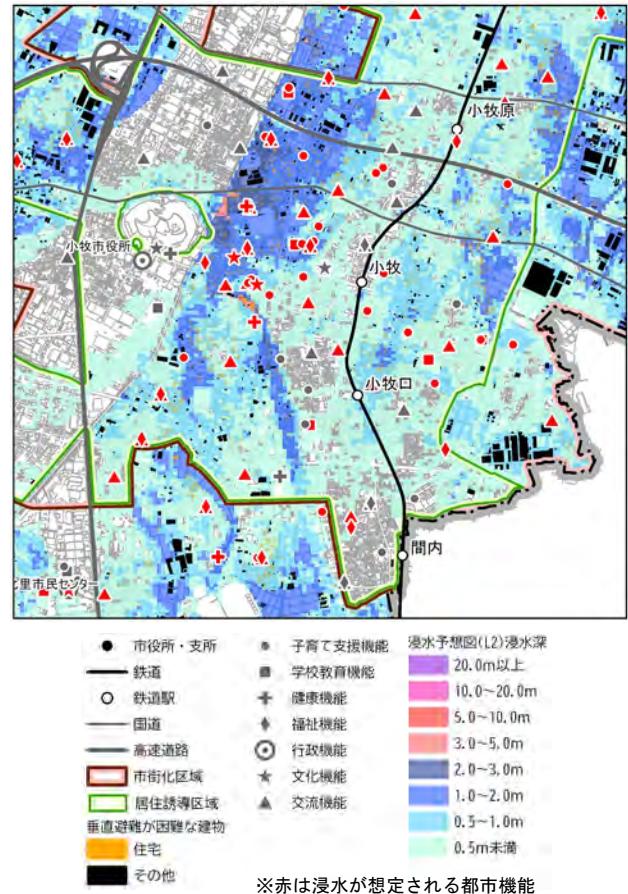


■垂直避難の観点

- 浸水が想定される小牧駅周辺の市街地のほとんどの範囲が浸水深3.0m未満であり、2階以上への垂直避難が可能ですが、浸水深0.5m以上で床上浸水が想定される平屋建ての建物は垂直避難が難しく、こうした建物の分布が市街地内でもみられます。

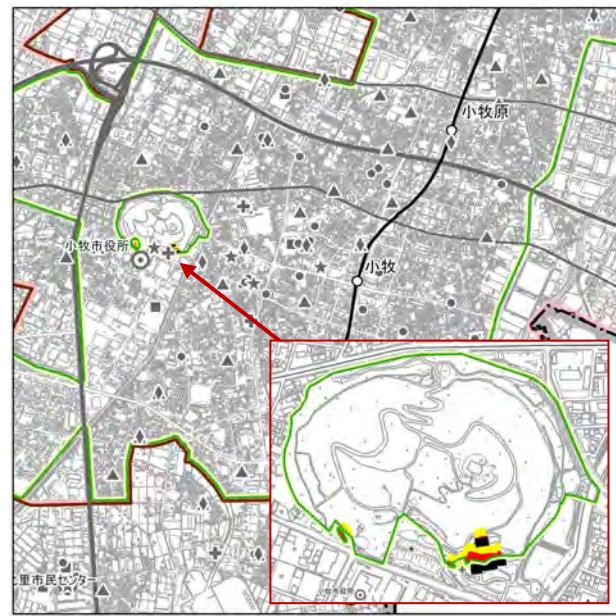
■公共施設の安全性の観点

- 浸水深0.5m以上の浸水が想定される公共公益施設の分布が多くみられます。



■被害が懸念される家屋の観点

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）において建物の分布がみられます。
- 小牧山の南側斜面の一部で土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されていますが、住宅の分布はみられません。

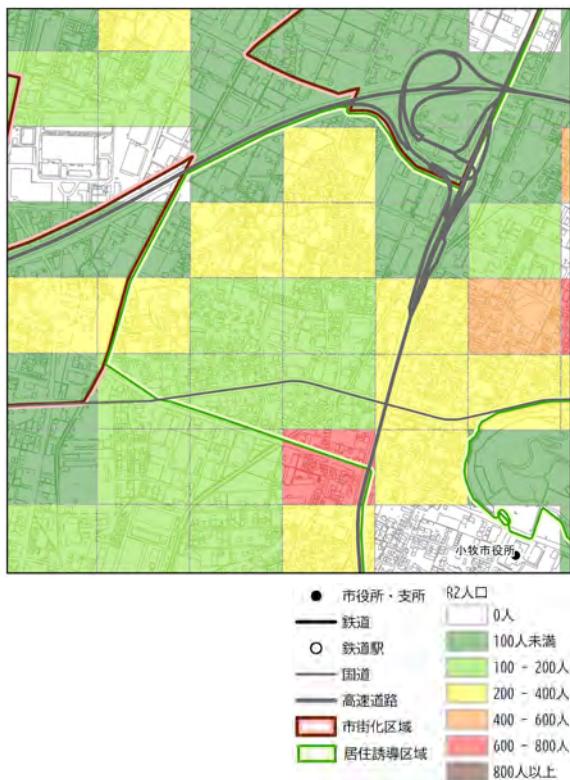


③小牧 IC 周辺地域

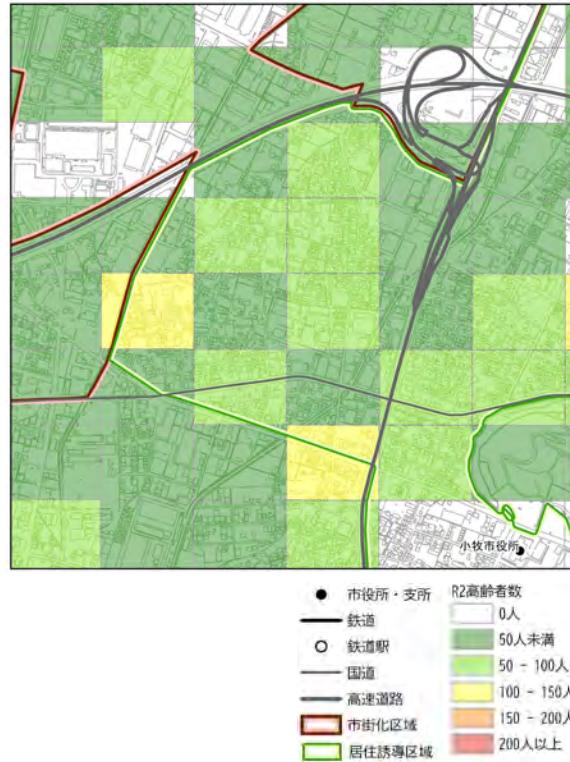
■浸水の影響を受ける人口規模の観点

- ・浸水が想定される小牧インター（エンジ）南側の市街地では一定の人口集積がみられ、浸水の影響が住民に及ぶことが予測されます。また、高齢者の分布もみられ、自助だけでなく共助による避難等が必要です。

R2 人口分布

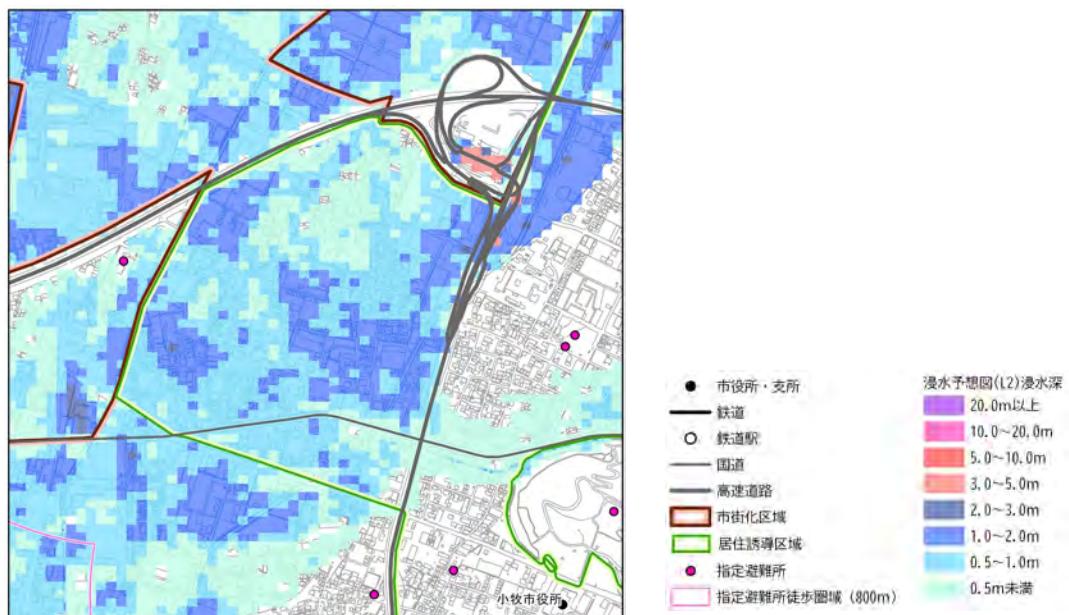


R2 高齢者分布



■水平避難の観点

- ・浸水が想定されている市街地全体が、指定避難所からの徒歩圏域に含まれますが、浸水想定区域外の指定避難所までは国道41号を横断する必要があります。

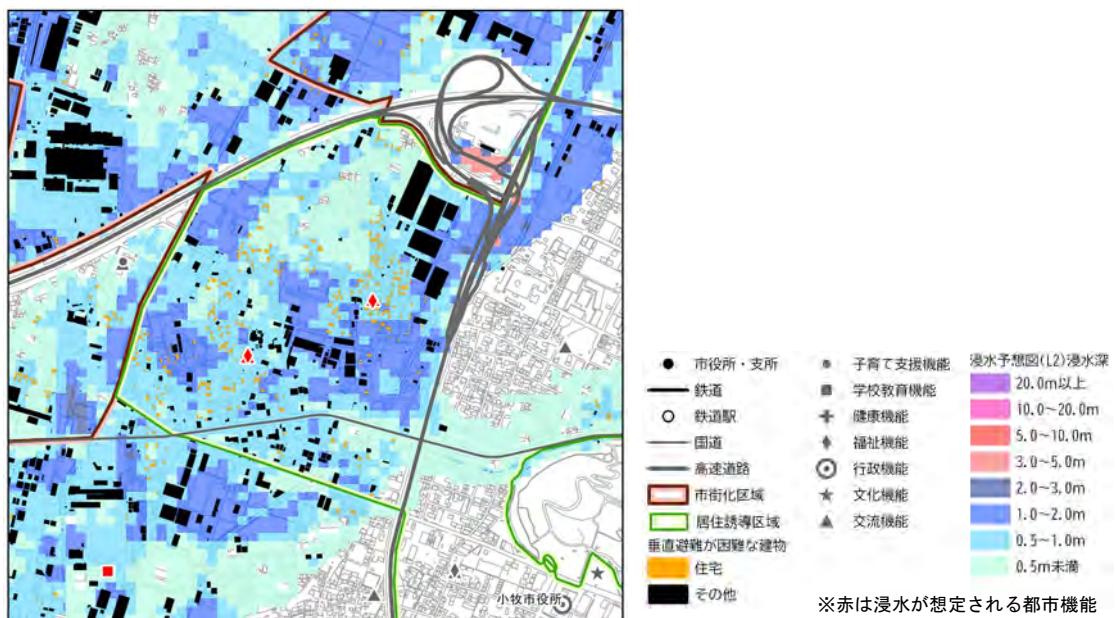


■垂直避難の観点

- ・小牧インターインジ南側の市街地で想定される浸水は、浸水深3.0m未満であり、2階以上への垂直避難が可能ですが、浸水深0.5m以上で床上浸水が想定される平屋建ての建物は垂直避難が難しく、こうした建物の分布が市街地内でもみられます。

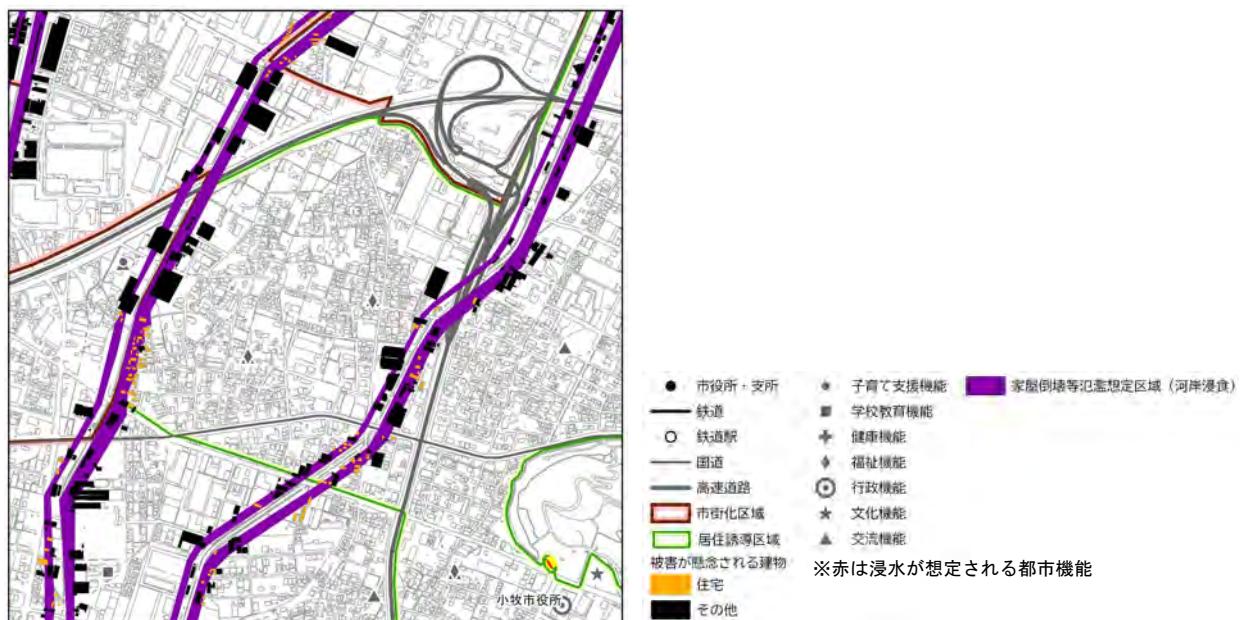
■公共施設の安全性の観点

- ・浸水深0.5m以上の浸水が想定される公共公益施設の分布がみられます。



■被害が懸念される家屋の観点

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）において建物の分布がみられます。
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は指定されていません。

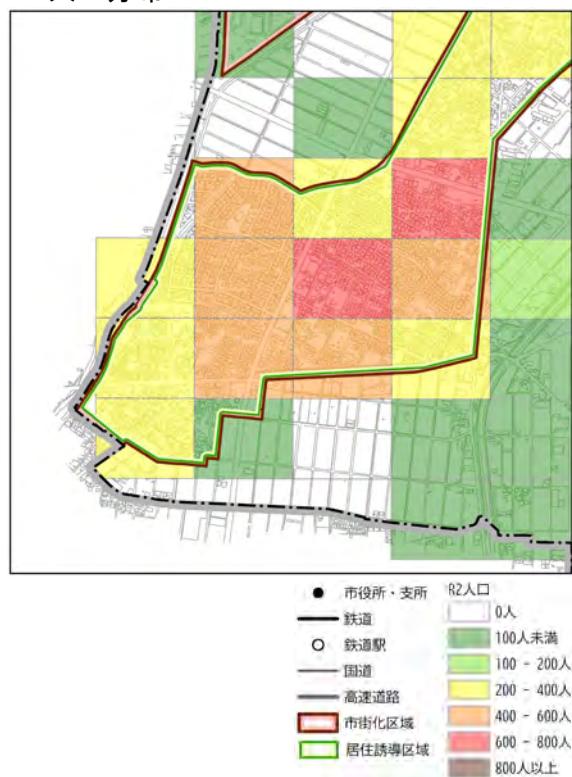


④藤島地域

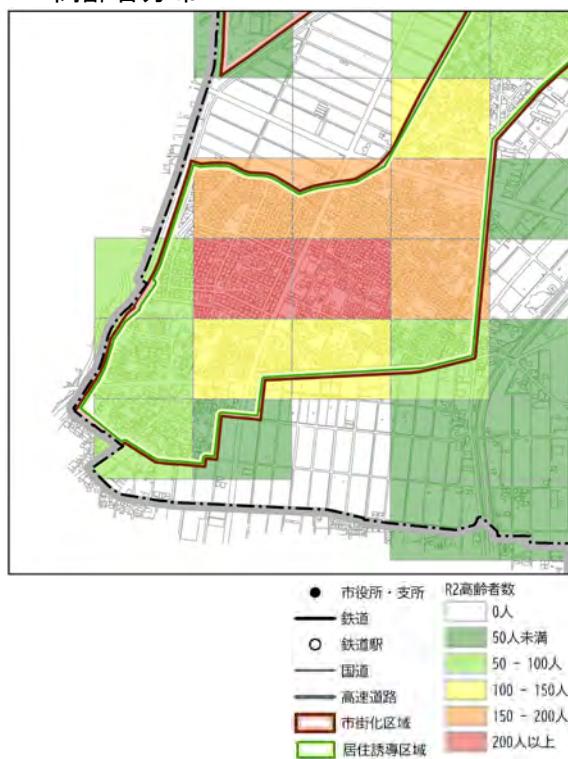
■浸水の影響を受ける人口規模の観点

- ・浸水が想定される藤島地区の市街地では人口集積がみられ、浸水の影響が多くの住民に及ぶことが予測されます。また、高齢者の分布もみられ、自助だけでなく共助による避難等が必要です。

R2 人口分布

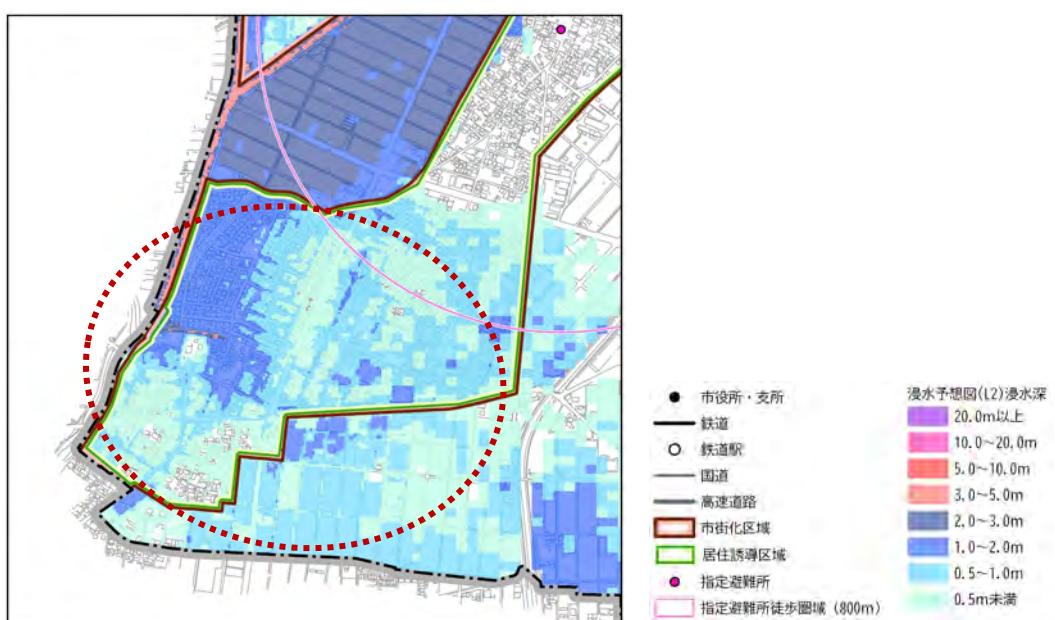


R2 高齢者分布



■水平避難の観点

- ・浸水が想定されている市街地の広い範囲が、指定避難所からの徒歩圏域外となっています。

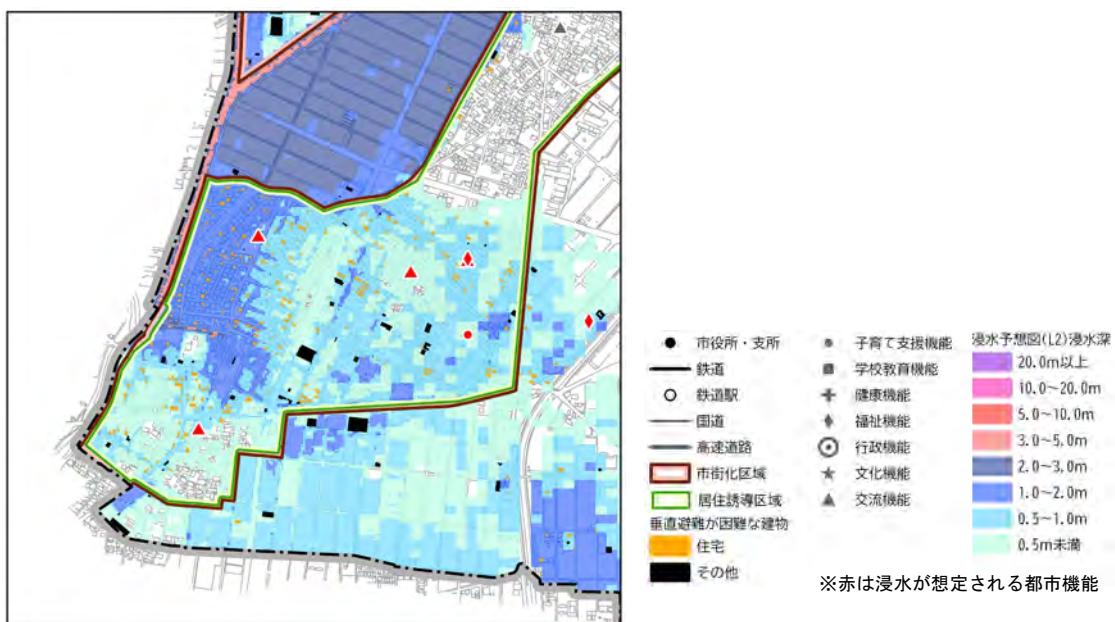


■垂直避難の観点

- ・小牧インターインジ南側の市街地で想定される浸水は、浸水深3.0m未満であり、2階以上への垂直避難が可能ですが、浸水深0.5m以上で床上浸水が想定される平屋建ての建物は垂直避難が難しく、こうした建物の分布が市街地内でもみられます。

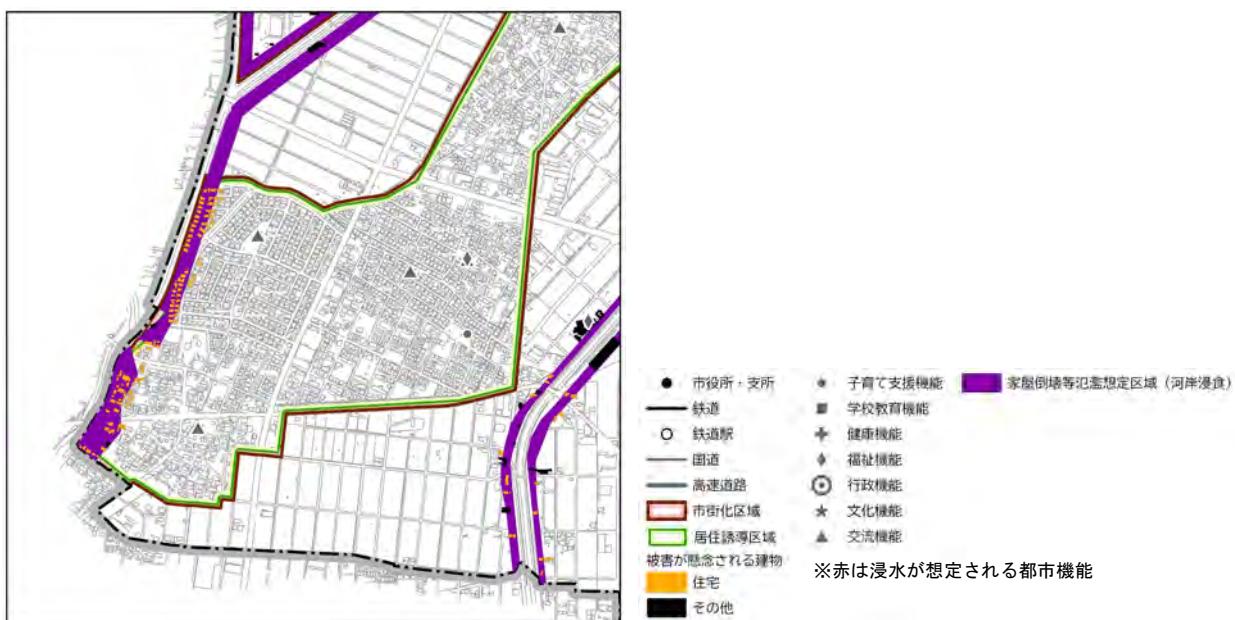
■公共施設の安全性の観点

- ・浸水深0.5m以上の浸水が想定される公共公益施設の分布がみられます。



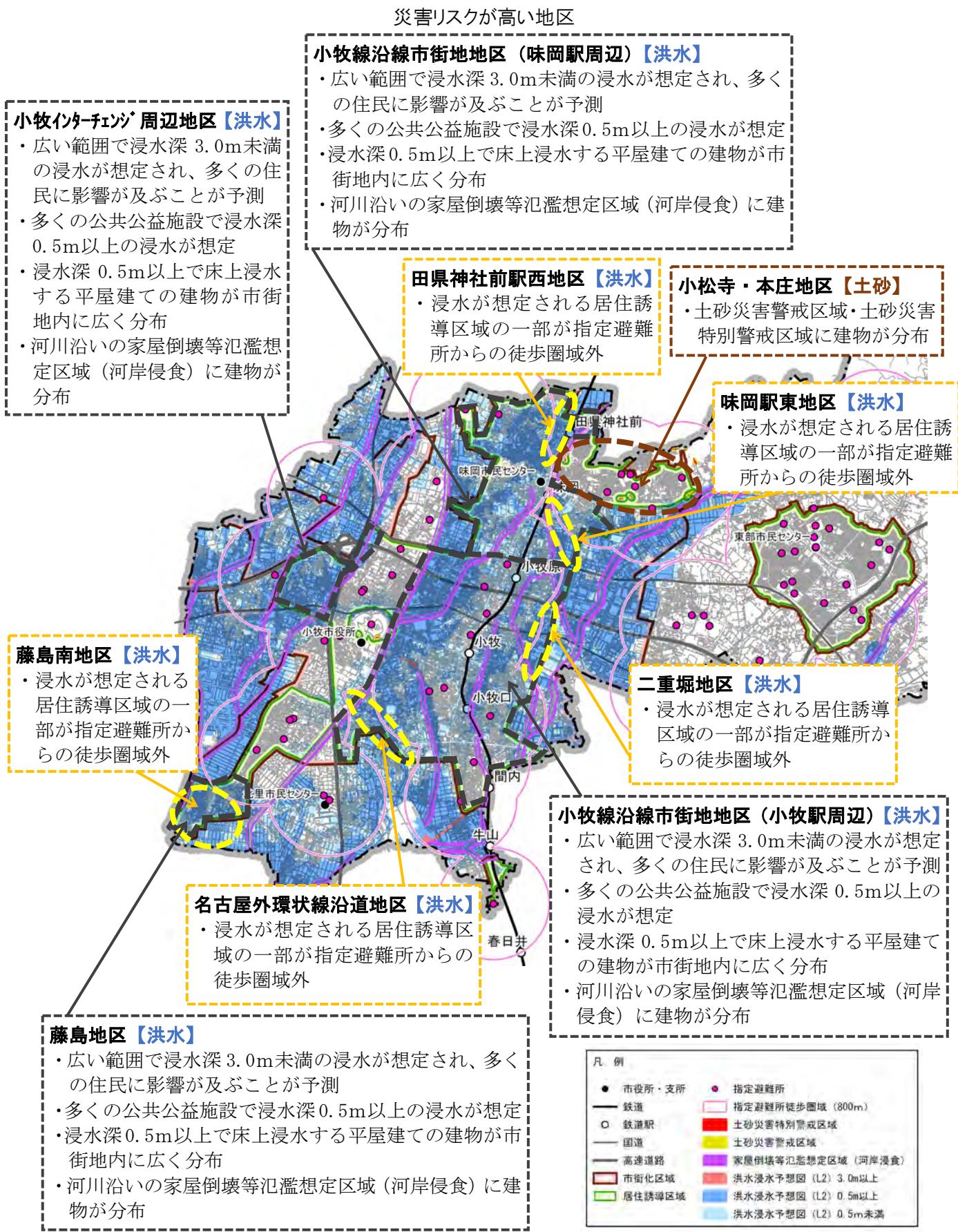
■被害が懸念される家屋の観点

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）において建物の分布がみられます。
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は指定されていません。



(4) 災害リスクの高い地区の整理

災害リスクの分析を踏まえ、災害リスクが高い地区を以下に整理します。



4 防災上の課題の整理

以上を踏まえて、本市における防災上の課題を整理します。

①市街地の広い範囲で浸水が想定され、多くの市民に影響が及ぶことが懸念されるため、平時からの対策が必要

本市では西部における市街地の広い範囲で洪水や内水による浸水が想定され、多くの住民に床下・床上浸水等の影響が及ぶことが懸念されます。こうした想定される災害ハザード情報に基づき、情報発信等の平時からの対策を講じていくことが必要です。

②浸水が想定される公共公益施設の安全対策が必要

浸水が想定される市街地では、床上が浸水するとされる浸水深0.5m以上の浸水が想定される公共公益施設が多く分布しています。公共公益施設は多くの市民等が利用する施設であるため、安全性向上に向けた対策を講じていくことが必要です。

③家屋倒壊等氾濫想定区域からの確実な事前の避難が必要

本市は南北に多くの河川が流れしており、各河川沿線において家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）がみられます。この家屋倒壊等氾濫想定区域において、建物の分布がみられ、建物の倒壊・流出が懸念されるため、こうした建物での避難（垂直避難）は困難となります。このため、家屋倒壊等氾濫想定区域における建物からは、確実な事前の避難が必要です。

④土砂災害警戒区域における避難対策が必要

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）や地滑り、土石流などの土砂災害のおそれのある土地に指定される土砂災害警戒区域において建物の分布がみられます。土砂災害については、事前の情報伝達から速やかに避難行動をとることが重要であり、土砂災害警戒区域における避難対策が必要です。

⑤指定避難所から離れた地域や深い浸水深が想定されている地域では余裕をもった事前の避難が必要

浸水が想定される市街地において、指定避難所から離れた地域があり、こうした地域では事前に余裕をもって避難行動を開始することから必要です。また、垂直避難が困難な建物においても、同様に建物内での避難が困難となるため、水平避難による避難行動をとることが必要です。

5 防災まちづくりの取組方針

①防災まちづくりの基本方針

以上を踏まえて、防災まちづくりの基本方針を以下に整理します。

- ・洪水については、2階への垂直避難が困難な浸水深3.0m以上の浸水は一部で見られるものの、水路敷地などの住宅の立地が想定されない箇所であり、また、比較的高頻度の計画規模降雨で浸水深3.0m以上の浸水は想定されていないことを踏まえて、洪水の災害リスクによる居住誘導区域からの除外は行わないこととします。
- ・土砂災害については、土砂災害特別警戒区域は法令により居住誘導区域から除外することとされており、引き続き、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域から除外します。土砂災害警戒区域については、居住誘導区域からの除外は行いませんが、一部で住宅の立地もみられるため、緊急避難体制の構築など、対策を講じていきます。
- ・居住誘導区域で浸水が想定されている地域については、地域の特性に応じて防災・減災対策を講じていきます。防災・減災対策については、ハード対策、ソフト対策を総合的に講じながら、防災まちづくりを推進します。

②取組方針

防災まちづくりの基本方針に基づき、防災上の課題に対応する取組方針を以下に整理します。

防災上の課題		分類	取組方針		
①市街地の広い範囲で浸水が想定され、多くの市民に影響が及ぶことが懸念されるため、平時からの対策が必要	③家屋倒壊等氾濫想定区域からの確実な事前の避難が必要 ④土砂災害警戒区域における避難対策が必要 ⑤指定避難所から離れた地域や深い浸水深が想定されている地域では余裕をもった事前の避難が必要	災害リスクの低減	ソフト対策	①防災意識を高める	・災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発
	②浸水が想定される公共公益施設の安全対策が必要			②協力・連携する	・大規模災害を想定した体制の強化 ・確実な避難を促す取組の推進
		ハード対策	③施設を強化する		・河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化 ・避難経路となる道路の整備・機能強化 ・避難所等の防災機能強化

地区別の取組方針(味岡駅周辺地域)

○:ソフト対策、●:ハード対策

共通施策A

- 大規模災害を想定した体制の強化
- 確実な避難を促す取組の推進
- 避難経路となる道路の整備・機能強化

共通施策B

- 災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発
- 大規模災害を想定した体制の強化
- 河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化

小牧線沿線市街地地区(味岡駅周辺)【洪水】

- ・広い範囲で浸水深3.0m未満の浸水が想定され、多くの住民に影響が及ぶことが予測

<取組方針>

⇒共通施策B

- ・多くの公共公益施設で浸水深0.5m以上の浸水が想定

<取組方針>

●避難所等の防災機能強化

- ・浸水深0.5m以上で床上浸水する平屋建ての建物が市街地内に広く分布

- ・河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に建物が分布

<取組方針>

⇒共通施策A

田県神社前駅西地区【洪水】

- ・浸水が想定される居住誘導区域の一部が指定避難所からの徒歩圏域外

取組方針

⇒共通施策A

小松寺・本庄地区【土砂】

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に建物が分布

<取組方針>

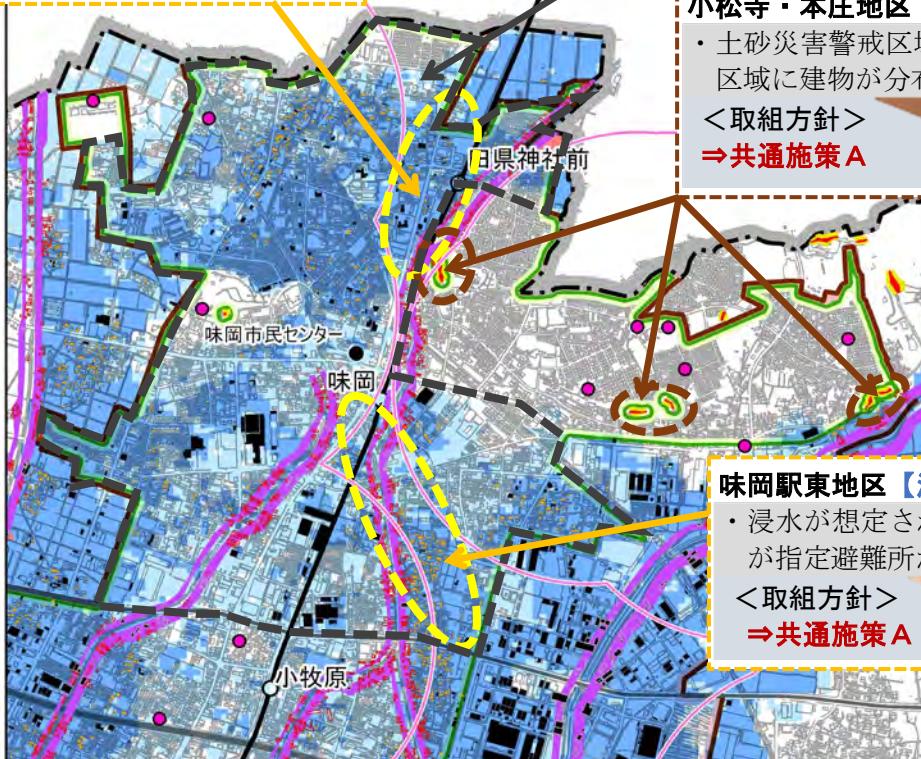
⇒共通施策A

味岡駅東地区【洪水】

- ・浸水が想定される居住誘導区域の一部が指定避難所からの徒歩圏域外

<取組方針>

⇒共通施策A



- 市役所・支所
- 鉄道
- 鉄道駅
- 国道
- 高速道路
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 指定避難所
- 指定避難所徒歩圏域(800m)
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 洪水浸水予想図(L2)3.0m以上
- 洪水浸水予想図(L2)0.5m以上
- 洪水浸水予想図(L2)0.5m未満

- 垂直避難が困難な建物
- 住宅
- その他
- 河岸侵食による被害が懸念される建物
- 住宅
- その他

地区別の取組方針(小牧駅周辺地域)

○:ソフト対策、●:ハード対策

共通施策A

- 大規模災害を想定した体制の強化
- 確実な避難を促す取組の推進
- 避難経路となる道路の整備・機能強化

共通施策B

- 災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発
- 大規模災害を想定した体制の強化
- 河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化

小牧線沿線市街地地区(小牧駅周辺)【洪水】

- ・広い範囲で浸水深3.0m未満の浸水が想定され、多くの住民に影響が及ぶことが予測

<取組方針>

⇒共通施策B

- ・多くの公共公益施設で浸水深0.5m以上の浸水が想定

<取組方針>

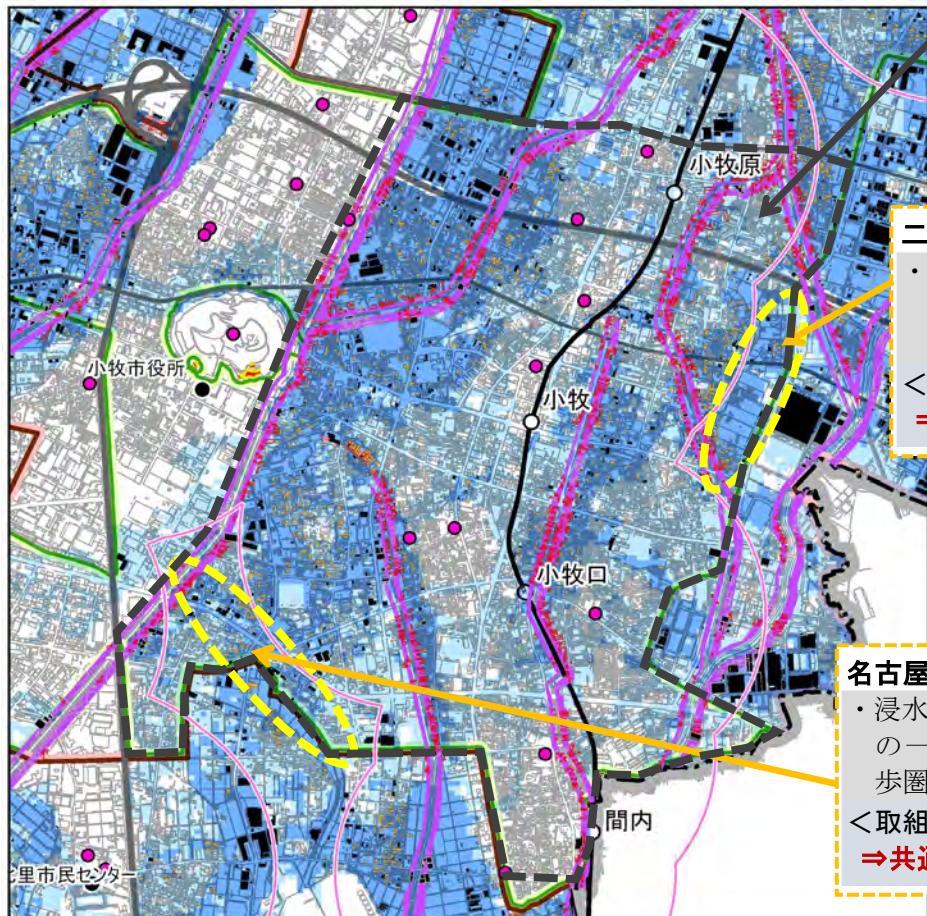
●避難所等の防災機能強化

- ・浸水深0.5m以上で床上浸水する平屋建ての建物が市街地内に広く分布

- ・河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に建物が分布

<取組方針>

⇒共通施策A



二重堀地区【洪水】

- ・浸水が想定される居住誘導区域の一部が指定避難所からの徒歩圏域外

<取組方針>

⇒共通施策A

名古屋外環状線沿道地区【洪水】

- ・浸水が想定される居住誘導区域の一部が指定避難所からの徒歩圏域外

<取組方針>

⇒共通施策A

● 市役所・支所

— 鉄道

○ 鉄道駅

— 国道

— 高速道路

■ 市街化区域

■ 居住誘導区域

● 指定避難所

■ 指定避難所徒歩圏域(800m)

■ 土砂災害警戒区域

■ 土砂災害特別警戒区域

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

■ 洪水浸水予想図(L2)3.0m以上

■ 洪水浸水予想図(L2)0.5m以上

■ 洪水浸水予想図(L2)0.5m未満

● 垂直避難が困難な建物

■ 住宅

■ その他

■ 河岸侵食による被害が懸念される建物

■ 住宅

■ その他

地区別の取組方針(小牧インターチェンジ周辺地域)

○:ソフト対策、●:ハード対策

共通施策A

- 大規模災害を想定した体制の強化
- 確実な避難を促す取組の推進
- 避難経路となる道路の整備・機能強化

共通施策B

- 災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発
- 大規模災害を想定した体制の強化
- 河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化

小牧インターチェンジ周辺地区【洪水】

- ・広い範囲で浸水深3.0m未満の浸水が想定され、多くの住民に影響が及ぶことが予測

<取組方針>

⇒共通施策B

- ・多くの公共公益施設で浸水深0.5m以上の浸水が想定

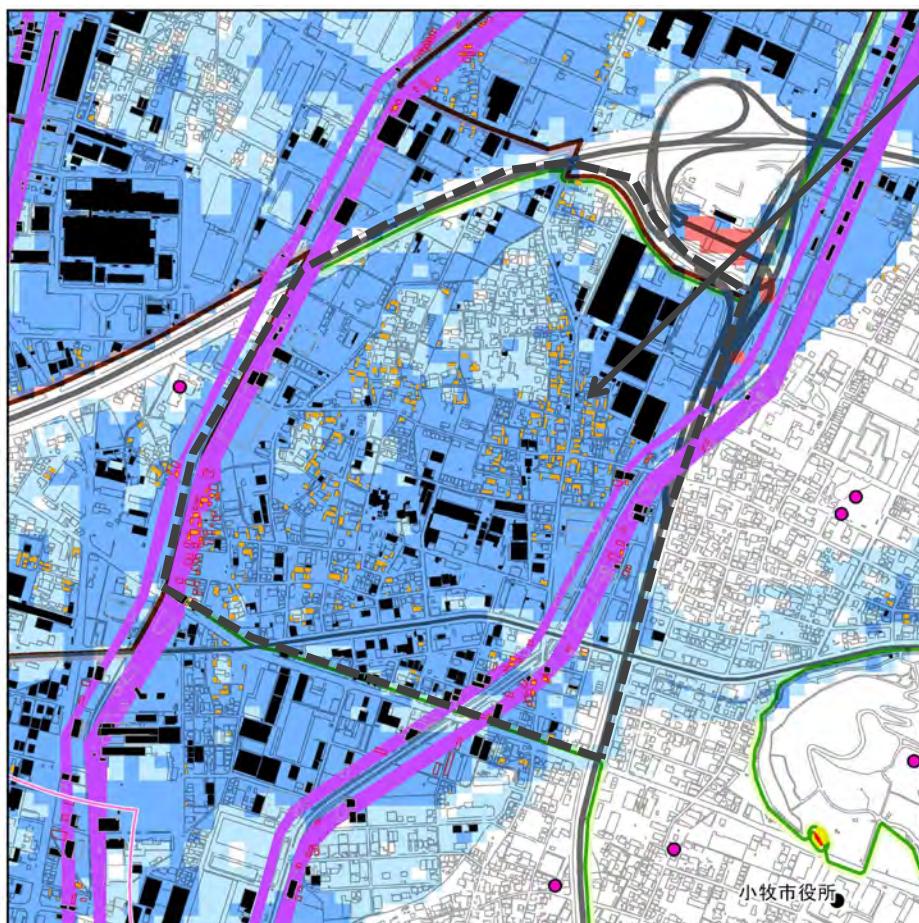
<取組方針>

●避難所等の防災機能強化

- ・浸水深0.5m以上で床上浸水する平屋建ての建物が市街地内に広く分布
- ・河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に建物が分布

<取組方針>

⇒共通施策A



地区別の取組方針(藤島地域) ○:ソフト対策、●:ハード対策

共通施策A

- 大規模災害を想定した体制の強化
- 確実な避難を促す取組の推進
- 避難経路となる道路の整備・機能強化

共通施策B

- 災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発
- 大規模災害を想定した体制の強化
- 河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化

藤島地区【洪水】

- ・広い範囲で浸水深3.0m未満の浸水が想定され、多くの住民に影響が及ぶことが予測

<取組方針>

⇒共通施策B

- ・多くの公共公益施設で浸水深0.5m以上の浸水が想定

<取組方針>

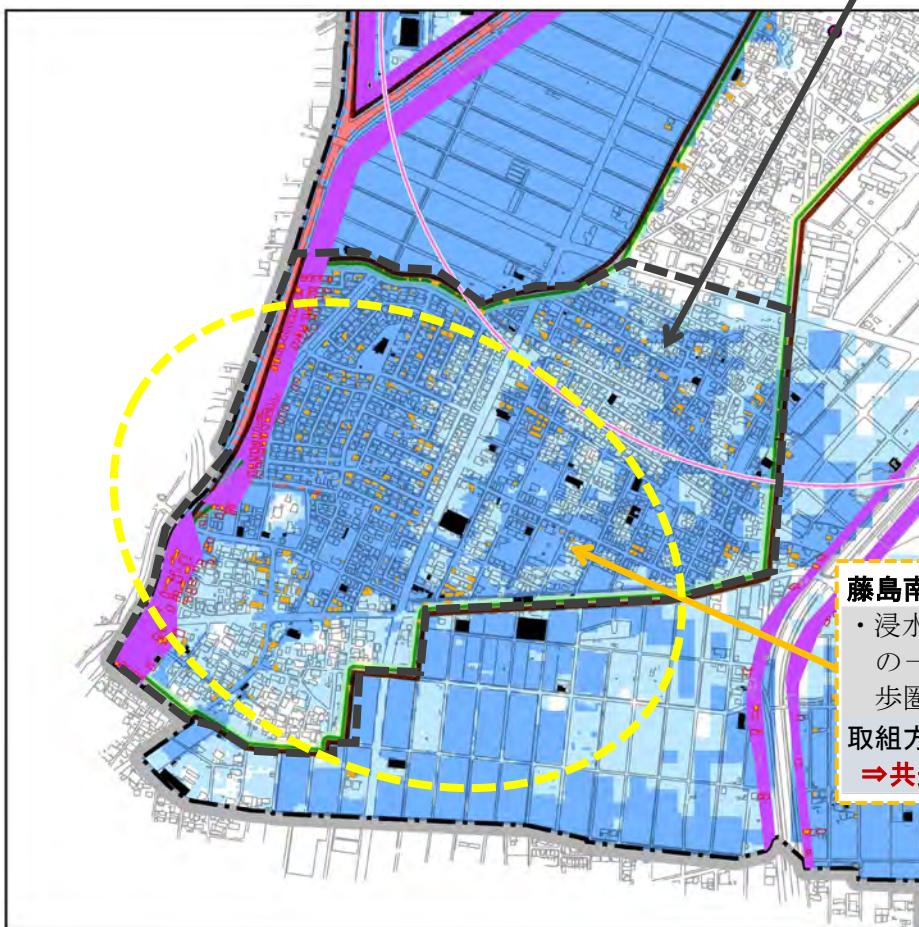
- 避難所等の防災機能強化

- ・浸水深0.5m以上で床上浸水する平屋建ての建物が市街地内に広く分布

- ・河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に建物が分布

<取組方針>

⇒共通施策A



藤島南地区【洪水】

- ・浸水が想定される居住誘導区域の一部が指定避難所からの徒歩圏域外

取組方針

⇒共通施策A

- 市役所・支所
- 鉄道
- 鉄道駅
- 国道
- 高速道路
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 指定避難所
- 指定避難所徒歩圏域(800m)
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 洪水浸水予想図(L2)3.0m以上
- 洪水浸水予想図(L2)0.5m以上
- 洪水浸水予想図(L2)0.5m未満

垂直避難が困難な建物

- 住宅
- その他
- 河岸侵食による被害が懸念される建物
- 住宅
- その他

③具体的な取組・スケジュール

取組方針に基づく具体的な取組を以下に整理します。

→ : 実施

→ : 取組の検証・継続

取組方針	具体的な取組	実施主体	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
【ソフト対策】災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発	・住民、教育機関、企業等への出前講座の実施	国・県・市・民間・地域	→	→
	・Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化	国・県・市	→	→
	・小牧市防災情報メールのさらなる普及の推進	市・地域	→	→
	・防災ガイドブックの配布	市	→	→
	・土砂災害ハザードマップの作成・配布	国・県・市・地域	→	→
【ソフト対策】大規模災害を想定した体制の強化	・浸水リスクを踏まえた広域避難、救助・救急、緊急輸送等に対応する関係機関と連携したタイムラインの策定	国・県・市	→	→
	・聴覚、視覚障害者世帯、高齢者世帯等を対象とした重点的な避難情報配信サービスの登録促進	市・地域	→	→
	・避難所運営マニュアル策定の推進	国・県・市	→	→
	・要配慮者を受け入れる福祉避難所とその運営体制の確保	国・県・市	→	→
	・民間団体等との協定の締結	県・市	→	→
	・災害からの復旧復興施策等の推進	国・県・市	→	→
	・多数の避難者を受け入れるための県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討	国・県・市	→	→
【ソフト対策】確実な避難を促す取組の推進	・災害リスクを踏まえた要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	国・県・市・地域	→	→
	・災害リスクを踏まえた要配慮者利用施設における避難訓練の実施	国・県・市・地域	→	→
	・下水道施設の老朽化対策	市	→	→
【ハード対策】河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化	・河川の改修、維持修繕	県・市	→	→
	・流域関係機関と連携した雨水貯留施設の整備	県・市	→	→

取組方針	具体的な取組	実施主体	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
【ハード対策】 避難経路となる 道路の整備・機 能強化	・災害対応力の向上(道路橋梁の耐震 補強、緊急避難道路等の整備)	国・県・市			→
					→
【ハード対策】 避難所等の防災 機能強化	・指定避難所である小中学校の老朽 化対策、自立・分散型エネルギー の導入	国・県・市			→

第8章 計画の評価

1 基本的な考え方

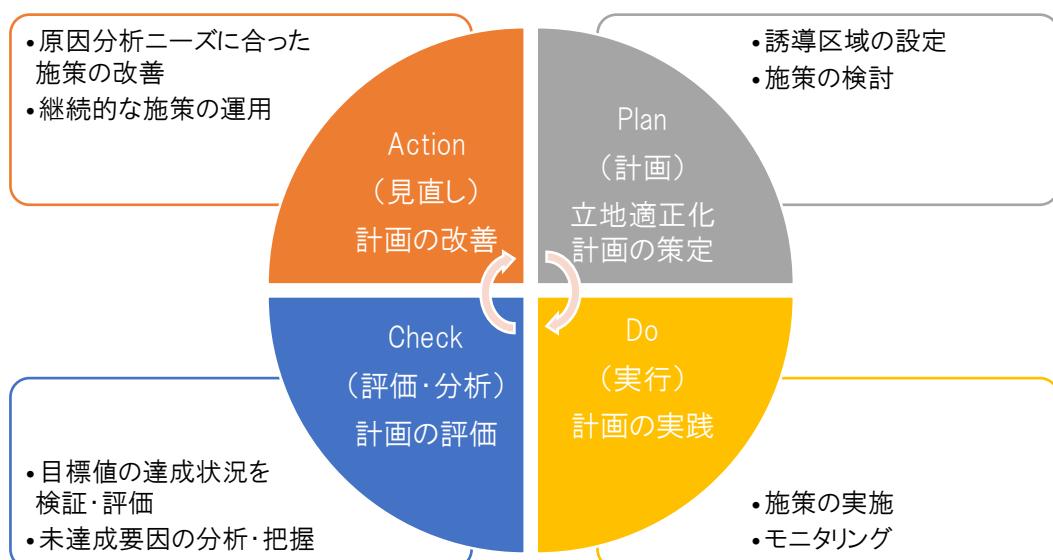
市町村は、立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討を行うことが望ましいとされています。また、その結果や市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

この際、計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、あらかじめ立地適正化計画の策定にあたり、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から同計画の遂行により実現しようとする目標値を設定するとともに、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況等をあわせて評価、分析することも考えられます。目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度等が考えられます。

（都市計画運用指針）

2 計画の評価

本計画の評価については、おおむね5年毎に、居住の誘導、都市機能の誘導及び公共交通ネットワークの3つの要素について多角的に調査、分析及び評価を行い、その結果について小牧市都市計画審議会に報告し、意見を求め、これらの結果や意見を踏まえた上で、必要に応じ、本計画等の見直しを行うこととします。



さらに、モニタリングによる進捗管理を毎年実施し、PDCAサイクルの考え方に基づき、継続的に計画の評価を行うものとします。このモニタリングに際しては、後述の目標値の動向を分析するため、施策レベルの評価（例：都市機能誘導区域内の誘導施設立地数、市内鉄道駅の年間乗降客数など）を行います。

3 目標値の設定

本計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、小牧市都市計画マスタープランに記載した5つの都市づくりの目標のうち、特に立地適正化計画に関連する3つの項目「中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約型都市づくり」、「自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり」、「将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展を続ける都市づくり」について、それぞれ評価指標およびその目標値を設定し、本計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況等をあわせて評価、分析していきます。

都市づくりの目標	評価指標
中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約型都市づくり	①居住誘導区域内における人口密度
自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり	②公共交通機関の一日平均利用者数 ③避難所を知っている市民の割合
将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展を続ける都市づくり	④財政力指数

①居住誘導区域内における人口密度

→ 【居住誘導区域における人口密度維持の状況を確認する】

本計画で設定した居住誘導区域内の人口密度は、社人研の推計結果によると、現状のまま推移した場合、令和22年（2040年）時点で、46.7人／haと予測されており、平成27年（2015年）の53.2人／haから6.5人／ha低下すると見込まれています。

このため、今後は、本計画における居住及び都市機能を誘導する施策を講じながら、平成27年（2015年）の人口密度53.2人／haの維持を目指します。中間実績値の人口密度は53.0人／haと目標値をやや下回っていますが、次回評価時点の令和8年（2026年）の目標値を目指し、引き続き誘導施策を実施していくこととします。なお、評価にあたっては、社人研の推計に用いられている国勢調査のデータを用いることとしますが、毎年のモニタリングについては、国勢調査が5年毎に実施されることから、住民基本台帳のデータを用いることとします。

項目	単位	計画策定時点	中間実績値	目標値	
				評価時点	20年+ α 時点
居住誘導区域内の人口密度（国勢調査ベース）*	人／ha	H28	R3	R8	R22
			53.2 (H27国勢調査)	53.0 (R2国勢調査)	53.2 53.2

* 本計画の人口分析について、平成28年の計画策定時は平成22年の国勢調査のデータを使用（平成27年実施の国勢調査の確定値が未公表）していたが、令和6年実施の中間評価にあたり、平成27年の国勢調査のデータに修正

②公共交通機関の一日平均利用者数

→ 【公共交通の利用促進策の効果を確認する】

本市の公共交通機関の一日平均利用者数は令和〇年で〇〇人/日となっており、小牧市地域公共交通計画に基づき、公共交通のネットワークに関する施策を講じながら、〇〇人/日を目指します。

※地域公共交通計画の指標であり、現況値、目標値は地域公共交通計画に記載の値とします

項目	単位	基準値	目標値	
			評価時点	20年 + α 時点
		(R5)	(R8)	(R22)
公共交通機関の一日平均利用者数	人/日	〇〇	〇〇	〇〇

③災害時に自分が避難する避難所・避難場所を知っていると答えた市民の割合

→ 【災害時の避難を促す情報発信及び防災意識の啓発の取組効果を確認する】

災害時に自分が避難する避難所・避難場所を知っていると答えた市民の割合は令和3年度で76.0%となっています。災害時には避難行動を取ることが必須となることから、こうした災害に関する情報発信及び防災意識の啓発の取組を進め、80.0%を目指します。

項目	単位	基準値	目標値	
			評価時点	20年 + α 時点
		(R3)	(R8)	(R22)
避難所を知っている市民の割合	%	76.0	77.0	80.0

※ 災害時に自分が避難する避難所・避難場所を知っていると答えた市民の割合は、「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」の推進にかかる市民意識調査の基準値を記載しています。

④財政力指数

→【多極ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けて、市民が適切な行政サービスを享受できるような財政の運営状況を確認する】

本市の令和4年度の財政力指数は 1.20 となっており、愛知県下の市町村平均 0.98 と比べると、財源に比較的余裕のある状況となっています。今後は生産年齢人口の減少に伴う市税収入等歳入の減少や高齢者人口の増加による民生費等歳出の増加が予測されますが、本計画における居住及び都市機能を誘導する施策を講じながら、1.20 を維持します。

項目	基準値	目標値	
		評価時点	20年 + α 時点
	(R4)	(R8)	(R22)
財政力指数	1.20	1.20	1.20

※ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数であり、基準財政収入額（標準的な地方税収）を基準財政需要額（行政事務の必要経費）で割った数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。